

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1	252	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37626000	移動型アナログ式汎用X線診断装置	様々な一般的なX線平面画像撮影で使用するための移動型アナログ式汎用X線装置をいう。一般に、X線フィルムを用いた装置であり、画像の取り込みと表示にはアナログ又はアナログデジタル変換技術を使用する。移動型の設計により、一般電源や電池で作動するようになっており、建物の中の様々な場所へ1名で押して運ぶことができる。一般に、ベッドサイドでのX線撮影、及びインターベンションや術中の撮影に使用される。ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能なモジュール式機器で構成されている。本群には、X線透視や断層撮影の機能を備えた装置は含まれない。		10	該当	020202002	一般X線撮影装置
別表第2	2	253	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37642000	ポータブルアナログ式汎用X線診断装置	様々な一般的なX線平面画像撮影で使用するためのポータブルアナログ式汎用X線診断装置をいう。一般に、X線フィルムを用いた装置であり、画像の取り込みと表示にはアナログ又はアナログデジタル変換技術を使用する。ポータブル式の設計により、一般電源や電池で作動するようになっており、簡単に分解することが可能で、別の場所へ移動し、再度組立てて使用することができる。ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能なモジュール式機器で構成されている。本群には、X線透視や断層撮影の機能を備えた装置は含まれない。		10	該当	020202002	一般X線撮影装置
別表第2	3	254	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37643000	ポータブルデジタル式汎用X線診断装置	様々な一般的なX線平面画像撮影で使用するためのポータブル汎用X線診断装置をいう。画像の取り込み、表示、操作にはデジタル技術を使用している。ポータブル式の設計により、一般電源や電池で作動するようになっており、簡単に分解することが可能で、別の場所へ移動し、再度組立てて使用することができる。ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能なモジュール式機器で構成されている。本群には、X線透視や断層撮影の機能を備えた装置は含まれない。		10	該当	020202002	一般X線撮影装置
別表第2	4	255	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37644000	据置型アナログ式汎用X線診断装置	様々な一般的なX線平面画像撮影で使用するための据置型汎用X線診断装置をいう。一般に、X線フィルムを用いた装置であり、画像の取り込みと表示にはアナログ又はアナログデジタル変換技術を使用する。据置型の設計であるため、据え付け工事が必要であり、建物やX線検査車両内の決まった場所で使用する。ハードウェア、ソフトウェア、又は付属品を追加することでアップグレードすることが可能なモジュール式機器で構成されている。本群には、X線透視や断層撮影の機能を備えた装置は含まれない。		10	該当	020202002	一般X線撮影装置
別表第2	5	256	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37645000	据置型デジタル式汎用X線診断装置	様々な一般的なX線平面画像撮影で使用するための据置型汎用X線診断装置をいう。画像の取り込み、表示、操作にはデジタル技術を使用している。据置型の設計であるため、据え付け工事が必要であり、建物やX線検査車両内の決まった場所で使用する。ハードウェア、ソフトウェア、又は付属品を追加することでアップグレードすることが可能なモジュール式機器で構成されている。本群には、X線透視や断層撮影の機能を備えた装置は含まれない。		10	該当	020202002	一般X線撮影装置
別表第2	6	257	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37647000	移動型デジタル式汎用X線診断装置	様々な一般的なX線平面画像撮影で使用するための移動型デジタル式汎用X線装置をいう。画像の取り込み、表示、及び操作にはデジタル技術を使用しており、移動型の設計により、一般電源や電池で作動するようになっており、建物の中の様々な場所へ1名で押して運ぶことができる。一般に、ベッドサイドでのX線撮影、及びインターベンションや術中の撮影に使用される。ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能なモジュール式機器で構成されている。本群には、X線透視や断層撮影の機能を備えた装置は含まれない。		10	該当	020202002	一般X線撮影装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	7	258	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37621000	据置型アナログ式汎用X線透視診断装置	画像の取り込み、表示、及び操作にリアルタイムアナログ又はアナログデジタル変換技術を利用しており、リアルタイムX線透視画像を必要とする様々な汎用操作に使用することを目的に設計されている据置型汎用X線透視診断装置をいう。一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えており、標的とする身体部分の解剖学的構造と生理学的機能の肉眼的又は定量的評価を最適化する。経口投与又は注射器で投与するX線造影剤と共に使用されることが多い。画像はリアルタイム及びディレイ		10	該当	020204006	X線透視撮影装置
別表第2	8	259	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37622000	移動型アナログ式汎用X線透視診断装置	画像の取り込み、表示、及び操作にリアルタイムアナログ又はアナログデジタル変換技術を利用しており、リアルタイムX線透視画像を必要とする様々な汎用操作に使用することを目的に設計されている移動型(X線撮影施設内での移動)汎用X線透視診断装置をいう。一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えており、標的とする身体部分の解剖学的構造と生理学的機能の肉眼的又は定量的評価を最適化する。経口投与又は注射器で投与するX線造影剤と共に使用されることが多い。		10	該当	020204006	X線透視撮影装置
別表第2	9	260	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37631000	ポータブルアナログ式汎用X線透視診断装置	画像の取り込み、表示、及び操作にリアルタイムアナログ又はアナログデジタル変換技術を利用しており、リアルタイムX線透視画像を必要とする様々な汎用操作に使用することを目的に設計されているポータブル(別の場所へ移動させて容易に再組立てできる)汎用X線透視診断装置をいう。一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えており、標的とする身体部分の解剖学的構造と生理学的機能の肉眼的又は定量的評価を最適化する。経口投与又は注射器で投与するX線造影剤と共に使用されることが多い。		10	該当	020204006	X線透視撮影装置
別表第2	10	261	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37646000	移動型デジタル式汎用X線透視診断装置	画像の取り込み、表示、及び操作にデジタル変換技術を利用しており、リアルタイムX線透視画像を必要とする様々な汎用操作に使用することを目的に設計されている移動型(X線撮影施設内での移動)汎用X線透視診断装置をいう。一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えており、標的とする身体部分の解剖学的構造と生理学的機能の肉眼的又は定量的評価を最適化する。経口投与又は注射器で投与するX線造影剤と共に使用されることが多い。画像はリアルタイム及びディレイド方式		10	該当	020204006	X線透視撮影装置
別表第2	11	262	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37649000	ポータブルデジタル式汎用X線透視診断装置	画像の取り込み、表示、及び操作にリアルタイムデジタル技術を利用しており、リアルタイムX線透視画像を必要とする様々な汎用操作に使用することを目的に設計されているポータブル(別の場所へ移動させて容易に再組立てできる)汎用X線透視診断装置をいう。一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えており、標的とする身体部分の解剖学的構造と生理学的機能の肉眼的又は定量的評価を最適化する。経口投与又は注射器で投与するX線造影剤と共に使用されることが多い。		10	該当	020204006	X線透視撮影装置
別表第2	12	263	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37679000	据置型デジタル式汎用X線透視診断装置	画像の取り込み、表示、及び操作にリアルタイムデジタル技術を利用しており、リアルタイムX線透視画像を必要とする様々な汎用操作に使用することを目的に設計されている据置型汎用X線透視診断装置をいう。一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えており、標的とする身体部分の解剖学的構造と生理学的機能の肉眼的又は定量的評価を最適化する。経口投与又は注射器で投与するX線造影剤と共に使用されることが多い。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観察することがで		10	該当	020204006	X線透視撮影装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	13	264	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37648000	診断用直線X線断層撮影装置	照射が進行する場合に同期しているが記録プレートやフィルムとは逆方向に移動するX線管の直線移動を調整することによって、体位に対して固定された角度と深度にあるX線フィルムの上に2次元の断面(断層撮影)画像を形成するために使用する医療用X線装置をいう。X線管とフィルムは平行した状態で逆方向に移動する。これにより、選択した面の陰影を移動中のフィルム上にとどまらせ、その場合、他の面の陰影はフィルムの上で相対変位を生じ、薄くなるか消滅する。本群は旧来の技術を反映しており、現在ではX線コンピュータ断層撮影(CT)に取		10	該当	020206026	直線軌道断層撮影装置
別表第2	14	265	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37660000	診断用多方向X線断層撮影装置	照射が進行する場合にX線管の非線形の動きの定められたパターン(装置の設計によって、線形、楕円、円、クローバ形、又は螺旋)を調整することによって、体位に対して固定された角度と深度にあるX線フィルムの上に2次元の断面(断層撮影)画像を形成するために使用する医療用X線装置をいう。これにより、選択した面の陰影を移動中のフィルム上にとどまらせ、その場合、他の面の陰影はフィルムの上で相対変位を生じ、薄くなるか消滅する。本群は旧来の技術を反映しており、現在ではX線コンピュータ断層撮影(CT)に取って代わっている。		10	該当	020206042	多軌道断層撮影装置
別表第2	15	266	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37612000	移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置	心臓、脳、その他の臓器の血管及びリンパ系の解剖学的構造と機能の肉眼的又は定量的評価を最適化するよう設計された移動型(X線撮影施設内での移動)デジタルX線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、デジタル技術を使用しており、一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えている。画像撮影又は画像支援下での手術やインターベンションにおいて、血管内投与するX線造影剤と共に使用する。画像はリアルタイム及びディレイド方		10	該当	020208020	汎用循環器X線診断装置
別表第2	16	267	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37614000	移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置	心臓、脳、その他の臓器の血管及びリンパ系の解剖学的構造と機能の肉眼的又は定量的評価を最適化するよう設計された移動型(X線撮影施設内での移動)X線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、アナログ又はアナログデジタル変換技術を使用しており、一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えている。画像撮影又は画像支援下での手術やインターベンションにおいて、血管内投与するX線造影剤と共に使用する。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観察することができる。		10	該当	020208020	汎用循環器X線診断装置
別表第2	17	268	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37616000	据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置	心臓、脳、その他の臓器の血管及びリンパ系の解剖学的構造と機能の肉眼的又は定量的評価を最適化するよう設計された据置型X線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、アナログ又はアナログデジタル変換技術を使用しており、一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えている。画像撮影又は画像支援下での手術やインターベンションにおいて、血管内投与するX線造影剤と共に使用する。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観		10	該当	020208020	汎用循環器X線診断装置
別表第2	18	269	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37623000	据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置	心臓、脳、その他の臓器の血管及びリンパ系の解剖学的構造と機能の肉眼的又は定量的評価を最適化するよう設計された据置型X線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、デジタル技術を使用しており、一般にX線透視機能に加えX線撮影機能を備えている。画像撮影又は画像支援下での手術やインターベンションにおいて、血管内投与するX線造影剤と共に使用する。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観察することができる。		10	該当	020208020	汎用循環器X線診断装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	19	270	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37630000	据置型アナログ式乳房用X線診断装置	乳房の圧迫と撮影を行うために設計されており、X線撮影施設又はX線検査車両内に固定されている設備をいう。主に、人乳房内の血管及びリンパ管の解剖学的構造及び機能を示すX線フィルム画像の肉眼評価を最適化する目的で使用される。画像の取り込みと表示にはアナログ又はアナログデジタル変換技術を使用している。乳癌検査、X線の誘導を必要とする生検マーカの配置、定位生検、及び病変部位の識別に使用される。		10	該当	020210043	乳房用X線診断装置
別表第2	20	271	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37632000	ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置	乳房の圧迫と撮影を行うために設計されたポータブル(分解し、別の場所へ移動し、再度組立てて使用することができる)X線装置をいう。主に、人乳房内の血管及びリンパ管の解剖学的構造及び機能を示すX線フィルム画像の肉眼評価を最適化する目的で使用される。画像の取り込みと表示にはアナログ又はアナログデジタル変換技術を使用している。乳房撮影装置は、乳癌検査、X線の誘導を必要とする生検マーカの配置、定位生検、		10	該当	020210043	乳房用X線診断装置
別表第2	21	272	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37671000	移動型アナログ式乳房用X線診断装置	乳房の圧迫と撮影を行うために設計された移動型(X線撮影施設内の様々な場所へ1名で押して運ぶことができる)X線装置をいう。主に、人乳房内の血管及びリンパ管の解剖学的構造及び機能を示すX線フィルム画像の肉眼評価を最適化する目的で使用される。画像の取り込みと表示にはアナログ又はアナログデジタル変換技術を使用している。乳房撮影装置は、乳癌検査、X線の誘導を必要とする生検マーカの配置、定位生検、及		10	該当	020210043	乳房用X線診断装置
別表第2	22	273	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37672000	据置型デジタル式乳房用X線診断装置	乳房の圧迫と撮影を行うために設計されており、X線撮影施設又はX線検査車両内に固定されている設備をいう。デジタル乳房撮影装置(DMS)は、フィルム、紙、デジタル・ビデオフォーマットなどの様々な画像保存用媒体に乳房を通過したX線ビームの吸収パターンを記録するために使用される。乳房内の血管及びリンパ管の解剖学的構造及び機能の肉眼評価を最適化する目的で使用される。画像の取り込み、表示、操作にはデジタル技術を使用している。DMSは、乳癌検査、X線の誘導を必要とする生検マーカの配置、定位生検、及び病変部位の識別に		10	該当	020210043	乳房用X線診断装置
別表第2	23	274	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37673000	移動型デジタル式乳房用X線診断装置	乳房の圧迫と撮影を行うために設計された移動型(X線撮影施設内の様々な場所へ1名で押して運ぶことができる)X線装置をいう。デジタル乳房撮影装置(DMS)は、フィルム、紙、デジタル・ビデオフォーマットなどの様々な画像保存用媒体に乳房を通過したX線ビームの吸収パターンを記録するために使用される。乳房内の血管及びリンパ管の解剖学的構造及び機能の肉眼評価を最適化する目的で使用される。画像の取り込み、表示、操作にはデジタル技術を使用している。DMSは、乳癌検査、生検マーカの配置、又は定位生検に使用される。		10	該当	020210043	乳房用X線診断装置
別表第2	24	275	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37674000	ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置	乳房の圧迫と撮影を行うために設計されたポータブル(分解し、別の場所へ移動し、再度組立てて使用することができる)X線装置をいう。デジタル乳房撮影装置(DMS)は、フィルム、紙、デジタル・ビデオフォーマットなどの様々な画像保存用媒体に乳房を通過したX線ビームの吸収パターンを記録するために使用される。乳房内の血管及びリンパ管の解剖学的構造及び機能の肉眼評価を最適化する目的で使用される。画像の取り込み、表示、操作にはデジタル技術を使用している。乳癌検査及び生検		10	該当	020210043	乳房用X線診断装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	25	276	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37615000	移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置	骨盤部のリアルタイム画像を必要とする泌尿器科や婦人科の手術及びインターベンションに使用することを目的に設計されているX線透視機能を備えた移動型(X線撮影施設内での移動)X線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、デジタル技術を使用しており、一般にスポットフィルム機能及びX線透視機能を備えている。画像撮影又はX線下での手術やインターベンションで広く使用されている。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観察することが可能であり、様々なレベルの画像処理機能及び分析機能		10	該当	020210069	泌尿器科用X線診断装置
別表第2	26	277	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37624000	移動型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置	骨盤部のリアルタイム画像を必要とする泌尿器科や婦人科の手術及びインターベンションに使用することを目的に設計されているX線透視機能を備えた移動型(X線撮影施設内での移動)X線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、アナログ又はアナログデジタル変換技術を使用しており、一般にスポットフィルム機能及びX線透視機能を備えている。画像撮影又はX線下での手術やインターベンションで広く使用されている。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観察することが可能であり、様々なレベルの画		10	該当	020210069	泌尿器科用X線診断装置
別表第2	27	278	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37633000	据置型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置	骨盤部のリアルタイム画像を必要とする泌尿器科や婦人科の手術及びインターベンションに使用することを目的に設計されているX線透視機能を備えた据置型X線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、デジタル技術を使用しており、一般にスポットフィルム機能及びX線透視機能を備えている。画像撮影又はX線下での手術やインターベンションで広く使用されている。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観察することが可能であり、様々なレベルの画像処理機能及び分析機能を備えている。		10	該当	020210069	泌尿器科用X線診断装置
別表第2	28	279	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37634000	据置型アナログ式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置	骨盤部のリアルタイム画像を必要とする泌尿器科や婦人科の手術及びインターベンションに使用することを目的に設計されているX線透視機能を備えた据置型X線透視診断装置をいう。リアルタイムでの画像の取り込み、表示、及び操作については、アナログ又はアナログデジタル変換技術を使用しており、一般にスポットフィルム機能及びX線透視機能を備えている。画像撮影又はX線下での手術やインターベンションで広く使用されている。画像はリアルタイム及びディレイド方式の双方で観察することが可能であり、様々なレベルの画像処理機能及び分析機能		10	該当	020210069	泌尿器科用X線診断装置
別表第2	29	280	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37680000	気脳造影用X線診断装置	腰椎穿刺により滅菌ガス又は空気を注入して可視化させた脳室とクモ膜下腔のX線撮影を行う検査で使用されるX線診断装置をいう。本群は旧来の技術を反映しており、その大半はX線コンピュータ断層撮影に取って代わっている。		10	該当	020210997	その他の専用X線診断装置
別表第2	30	281	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37675000	腹部集団検診用X線診断装置	短期間に多数の被検者の胃及び/又は消化管の他の部位を放射線検査するためにのみ使用する目的で設計されているX線診断装置をいう。一般に単純な構造であり、X線ビームの生成・制御と標的部位を通過したX線の吸収パターンの記録を行う。集団検診用装置とも称され、フィルム、紙、又は蛍光板などの様々な観察用・記録用媒体を使用して、消化管のX線画像の肉眼評価を最適化するために使用される。移動型のX線撮影環境で使用されることが多く、車両に設置して各地を移動する。		10	該当	020212021	胃集検用X線装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	31	282	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37627000	胸部集団検診用X線診断装置	短時間に多数の被検者の胸部を放射線検査するためにのみ使用する目的で設計されているX線診断装置をいう。一般に単純な構造であり、X線ビームの生成・制御と標的部位を通過したX線の吸収パターンの記録を行う。集団検診用装置とも称され、フィルム、紙、蛍光板、デジタル又はビデオフォーマットなどの様々な観察用・記録用媒体を使用して、肺や他の胸部臓器のX線画像の肉眼評価を最適化するために使用される。移動型のX線撮影環境で使用されることが多く、車両に設置して各		10	該当	020212047	胸部集検用X線装置
別表第2	32	283	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70001000	歯科集団検診用パノラマX線撮影装置	短時間に多数の被検者の歯、顎、口腔、鼻腔、他の顎顔面構造に関する高度な歯科画像撮影に用いるX線ビームを生成、制御するために使用し、口腔外にX線源を備えている歯科X線診断装置で、イメージ管で増幅した信号をロールフィルムを使用するスポットカメラでパノラマ画像を撮影する装置をいう。		10	該当	020212991	その他の集団検診用X線装置
別表第2	33	284	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37625000	単一エネルギー骨X線吸収測定装置	骨密度測定値を得ると共に1種類の光子エネルギーのピークを使用して得たデータに基づく他の計算を行うために設計された単一エネルギーX線吸収測定装置をいう。骨濃度計とも称される。この種の吸収測定装置又は密度測定装置は、X線管(1個以上)を線源として利用する。X線管を機械的に整列させ、一般に直線パターンで光子検出アセンブリに沿って移動させる。この平行ビームを標的とする解剖学的領域に照射し、吸収率較差を検出する。この情報を使用して、骨塩密度、皮下の脂肪、		10	該当	020216003	X線骨密度測定装置
別表第2	34	285	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37661000	二重エネルギー骨X線吸収測定装置	骨密度測定値を得ると共に2種類の光子エネルギーのピークを使用して得たデータに基づく他の計算を行うために設計された二重エネルギーX線吸収測定(DEXA)装置をいう。骨濃度計とも称される。この種の吸収測定装置又は密度測定装置は、X線管(1個以上)を光子源として利用し、X線管を機械的に整列させ、一般に直線パターンで光子検出アセンブリに沿って移動させる。この平行ビームを標的とする解剖学的領域に照射し、吸収率較差を検出する。この情報を使用して、骨塩密度、皮下の脂肪、骨折リスクを推定するための計算を行う。		10	該当	020216003	X線骨密度測定装置
別表第2	35	286	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70002000	X線CT組合せ型循環器X線診断装置	X線CT診断装置と循環器用X線透視診断装置を具備したシステムをいう。		10	該当	020299994	他に分類されない診断用X線装置
別表第2	36	287	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37617000	デジタル式口内汎用歯科X線診断装置	X線ビームを生成・制御するために使用するデジタル式口内汎用歯科X線診断装置をいう。歯、顎、及び口腔構造の疾患に関する診断及び治療(外科治療やインターベンション)を伴う一般歯科検査や通常の歯科放射線検診で使用されるX線ビームの吸収パターンを記録するために、デジタル技術を使用している。撮影では、患者の口の中にX線源(X線管)を配置する。本群には、固定式、可動式、及びポータブル装置が含まれ、ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能な基本的なモジュール式機器で構成されている。		10	該当	020402004	歯科用一般X線撮影装置
別表第2	37	288	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37635000	アナログ式口内汎用歯科X線診断装置	X線ビームを生成・制御するために使用するアナログ式口内汎用歯科X線診断装置をいう。歯、顎、及び口腔構造の疾患に関する診断及び治療(外科治療やインターベンション)を伴う一般歯科検査や通常の歯科放射線検診で使用されるX線ビームの吸収パターンを記録するために、アナログ又はアナログデジタル変換技術を使用している。撮影では、患者の口の中にX線源(X線管)を配置する。本群には、固定式、可動式、及びポータブル装置が含まれ、ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能な基本的なモジュール式機器		10	該当	020402004	歯科用一般X線撮影装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	38	289	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37636000	アナログ式口外汎用歯科X線診断装置	X線ビームを生成・制御するために使用するアナログ式口外汎用歯科X線診断装置をいう。歯、顎、及び口腔構造の疾患に関する診断及び治療(外科治療やインターベンション)を伴う一般歯科検査や通常の歯科放射線検診で使用するX線ビームの吸収パターンを記録するために、アナログ又はアナログデジタル変換技術を使用している。撮影では、患者の口の外にX線源(X線管)を配置する。本群には、固定式、可動式、及びポータブル装置が含まれ、アップグレードすることが可能な基本的な		10	該当	020402004	歯科用一般X線撮影装置
別表第2	39	290	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37667000	デジタル式口外汎用歯科X線診断装置	X線ビームを生成・制御するために使用するデジタル式口外汎用歯科X線診断装置をいう。歯、顎、及び口腔構造の疾患に関する診断及び治療(外科治療やインターベンション)を伴う一般歯科検査や通常の歯科放射線検診で使用するX線ビームの吸収パターンを記録するために、デジタル技術を使用している。撮影では、患者の口の外にX線源(X線管)を配置する。本群には、固定式、可動式、及びポータブル装置が含まれ、アップグレードすることが可能な基本的なモジュール式機器で構成さ		10	該当	020402004	歯科用一般X線撮影装置
別表第2	40	291	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37637000	アナログ式歯科用パノラマX線診断装置	X線ビームを生成・制御するために使用する口腔外X線源アナログ歯科X線診断装置をいう。歯、顎、及び口腔構造のパノラマ(広い視界)画像を撮影するために設計されている。本群には、固定式、可動式、及びポータブル装置が含まれ、ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能な基本的なモジュール式機器で構成されている。		10	該当	020404024	パノラマX線撮影装置
別表第2	41	292	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37640000	デジタル式歯科用パノラマX線診断装置	歯、顎、及び口腔構造のパノラマ(広い視界)画像を撮影するために設計されており、X線ビームを生成・制御するために使用し、口腔外にX線源を備えたデジタル歯科X線診断装置をいう。本群には、固定式、可動式、及びポータブル装置が含まれ、ハードウェアやソフトウェアを追加することでアップグレードすることが可能な基本的なモジュール式機器で構成されている。		10	該当	020404024	パノラマX線撮影装置
別表第2	42	293	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37668000	アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	歯、顎、口腔、鼻腔、他の顎顔面構造に関する高度な歯科画像撮影に用いるX線ビームを生成・制御するために使用し、口腔外にX線源を備えているアナログ歯科X線診断装置をいう。画像の取り込みと表示にアナログ又はアナログデジタル変換技術を使用しており、様々な画像処理及び分析機能を備えている場合がある。本品は、直線スキャン、パノラマ、頭部計測、直線断層撮影、スパイラル断層撮影、スキヤノグラム、ソノグラムなど2種類以上の特別な目的の歯科X線検査を行う機能を提供するよう設計されている。本群には、固定式、可動式、及びポータブル		10	該当	020404024	パノラマX線撮影装置
別表第2	43	294	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37669000	デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置	歯、顎、口腔、鼻腔、他の顎顔面構造に関する高度な歯科画像撮影に用いるX線ビームを生成・制御するために使用し、口腔外にX線源を備えているデジタル歯科X線診断装置をいう。画像の取り込み、操作、及び表示にデジタル技術を使用しており、様々な画像処理及び分析機能を備えている場合がある。本品は、直線スキャン、パノラマ、頭部計測、直線断層撮影、スパイラル断層撮影、スキヤノグラム、ソノグラムなど2種類以上の特別な目的の歯科X線検査を行う機能を提供するよう設計されている。本群には、固定式、可動式、及びポータブル装置が含		10	該当	020404024	パノラマX線撮影装置
別表第2	44	295	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37677000	頭蓋計測用X線診断装置	ヒトの頭部(頭蓋)の放射線による視覚化と寸法の測定のためにのみ使用する目的で設計された診断用X線装置をいう。歯科矯正など様々な歯科X線撮影で使用されることがある。X線ビームを生成・制御し、頭部を通過したX線の吸収パターンを記録し、得られた画像の肉眼評価を最適化するために使用する。装置によっては、フィルム、紙、蛍光板、デジタル又はビデオフォーマットなどの様々な観察・保存用媒体に画像を記録することができる。本群には、固定式、可動式、及びポータブル式の		10	該当	020404040	セファロX線撮影装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	45	296	器09	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37618000	全身用X線CT診断装置	体のどの部分でも撮影できる十分な大きさのガントリーを備えた診断用X線コンピュータ断層撮影(CT)装置をいう。複数のX線管と検出器の固定式環状配列を1個以上備えた設計又は、ガントリーの映像範囲内で中心軸の周りを高速で回転する単一又は複数のX線管と検出器のアセンブリを用いた設計が含まれる。2次元又は3次元の画像を生成することに加え、体位に対する角度を複数指定してスパイラルCTや他の特殊な撮影を行うこともできる。情報の取り込み、画像の再構成、及び表示については、様々なデジタル技術が利用される。		10	該当	020604000	全身用X線CT装置
別表第2	46	297	器09	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37619000	部位限定X線CT診断装置	頭部から頸部及び/又は四肢の撮影に限定された設計のガントリーを備えた診断用X線コンピュータ断層撮影(CT)装置をいう。複数のX線管と検出器の固定式環状配列を1個以上備えた設計又は、ガントリーの映像範囲内で中心軸の周りを高速で回転する単一又は複数のX線管と検出器のアセンブリを用いた設計が含まれる。2次元又は3次元の画像を生成することに加え、体位に対する角度を複数指定してスパイラルCTや他の特殊な撮影を行うこともできる。情報の取り込み、画像の再構成、及び表示については、様々なデジタル技術が利用される。X線管		10	該当	020602006	頭部用X線CT装置
別表第2	47	298	器09	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70003000	全身用エレクトロンビームX線CT診断装置	体のどの部分でも撮影できる十分な大きさのガントリーを備えた診断用X線コンピュータ断層撮影(CT)装置をいう。X線管球に電子ビーム走査方式を採用したものであり、電子銃から発射された電子ビームを走査する焦点・偏向コイルと電子ビームが導かれるターゲットリング、そしてターゲットリングより照射されるX線を検出する検出器が主たる構成である。2次元又は3次元の画像を生成することに加え、体位に対する角度を複数指定してスパイラルCTや他の特殊な撮影を行うこともできる。情報の取り込み、画像の再構成、及び表示については、様々なデジタル		10	該当	020699002	その他の医用X線CT装置
別表第2	48	299	器09	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70004000	アーム型X線CT診断装置	骨や歯などの硬組織を対象として、X線管と検出器を両端に備えた支持構造(アーム)の回転により、患者に関する多方向からのX線透過信号を取得し、コンピュータ処理することによって2次元又は3次元画像の生成を可能にした診断用X線コンピュータ断層撮影(CT)装置をいう。		10	該当	020699002	その他の医用X線CT装置
別表第2	49	300	器10	放射性物質診療用器具	40645000	核医学診断用直線型スキャナ	直線型スキャナは、注入又は経口投与した放射性医薬品又は他の放射性材料から放出されるガンマ線の分布を検出、記録、及び画像生成する装置である。ガントリーは、高度にコリメートされた(単一又は複数の)シンチレーション検出器があらかじめ決定した狭い平行する増分で身体の目標部分を横断して移動することができるよう設計されている。検出器ヘッドは身体に対して2次元にしか移動しない。検出された集合した放射性医薬品の分布パターンの画像は、連続的に記録され、ブラウン管ディスプレイ、写真フィルム、又はX線フィルム上に表示される。		10-	該当	020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置
別表第2	50	301	器10	放射性物質診療用器具	40640000	核医学診断用据置型ガンマカメラ	診断用アナログ又はデジタル検出器をベースにした平面(2次元)核医学(NM)画像装置であり、撮像施設内のある場所又は移動式/可搬式撮像環境に固定されて使用される装置をいう。アンガー型又は非アンガー型検出法を採用して、注入又は経口投与した放射性医薬品又は他の放射線放出物質が減衰する場合に発生する放射性核種の放出(主にガンマ線)を記録、		10-	該当	020802008	シンチレーションカメラ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	51	302	器10 放射性物質診療用器具	40641000	核医学診断用移動型ガンマカメラ	診断用アナログ又はデジタル検出器をベースにした核医学(NM)平面画像装置であり、ユーザーが同一施設内で装置を移動させることを可能にするモーター付又は電気機械コントロールを備えている装置をいう。アンガー型又は非アンガー型検出法を採用して、注射又は経口投与した放射性医薬品又は他の放射線放出物質が減衰する場合に発生する放射性核種の放出(主にガンマ線)を記録、定量、及び分析している。様々な2次元静止画像又は動画に対応する。手動で移動する場合を含む。		10-	該当	020802008	シンチレーションカメラ
別表第2	52	303	器10 放射性物質診療用器具	40642000	核医学診断用検出器回転型SPECT装置	診断用固定式システムの単光子放出コンピュータ断層撮影(SPECT)は、注入又は経口投与した放射性医薬品又は他の放射線放出物質が減衰する場合に発生する放射性核種の放出(主にガンマ線)を検出、記録、数量化、及び分析するために使用する3次元(断層)撮影ガンマカメラをベースにしたシステムである。ガントリーはあらかじめプログラムされた移動順序でコリメータ付きの検出器ヘッドが身体の周囲を回転するよう設計されており、一般にこれらの装置では、ガントリーの位置は固定されており、テーブルが移動する。ほとんどのSPECT装置の断層撮影機能は静態画像と動態画像が含まれている。検出器ヘッドが固定されており、身体が回転する場合を含む。また、テーブルが固定されており、ガントリーが移動する場合を含む。		10-	該当	020804002	エミッションCT装置
別表第2	53	304	器10 放射性物質診療用器具	40643000	核医学診断用リング型SPECT装置	特に断層画像で使用するために設計されている診断用固定式システムの単光子放出コンピュータ断層撮影(SPECT)をいう。注入又は経口投与した放射性医薬品又は他の放射線放出物質が減衰する場合に発生する放射性核種の放出を検出、記録、数量化し、分析するために使用される。一般にガントリーの位置は固定されており、画像撮影用患者台はコンピュータ又は手動による制御下でガントリー内を通過する。本システムの断層撮影機能には、静止又は動画、3Dデジタル画像の再構成、横断面、冠状面、及び矢状面を含むあらゆる角度での表示		10-	該当	020804002	エミッションCT装置
別表第2	54	305	器10 放射性物質診療用器具	40644000	核医学診断用ポジトロンCT装置	ポジトロン放射性医薬品の減衰の場合の消滅反応により生じる511 keV光子放出パターンの検出、記録、数量化、及び分析を目的に設計された診断用ポジトロン放出断層撮影(PET)装置をいう。注入又は経口投与したポジトロン放射性医薬品のポジトロンの分布パターンを描写した3次元(3-D)断層撮影デジタル断面の生理学的画像を作成する。一般に鉛コリメータを使用する。特別なソフトウェアと再構成技術により、標的とする生理学的過程に関連した代謝パターン及び代謝率のマッピングが		10-	該当	020806006	ポジトロンCT装置
別表第2	55	306	器10 放射性物質診療用器具	70005000	核医学データ処理装置	核医学専用のデータ処理装置をいう。各種フィルタ処理、画像表示、臨床解析、画像保存管理などを行う。画像診断装置を直接操作するためのコントロールを備えている点で、核医学装置ワークステーションとは異なる。本品は、オンライン又はオフラインでのデータの受渡しが可能である。核医学画像装置で収集された患者の画像や情報をさらに処理したり、操作したり、表示させたりする機能を提供できる機器構成になっている。		10-	該当	020808000	核医学データ処理装置
別表第2	56	307	器10 放射性物質診療用器具	38314000	骨放射線吸収測定装置	複数エネルギーの単一の放射線ビームを生成するために異なる放射性核種を格納した複数の放射線源を使用する診断装置をいう。このビームを解剖学的領域に通過させ、光子吸収率較差情報をデジタル画像及び計算で得たパラメータで記録する。この情報を利用して、骨塩密度、皮下脂肪率、及び他の量的評価を計算する。本品は一般に骨密度計と称され、様々な機器で構成されている。放射線源、線源の移動/密閉装置、エネルギー検出器、放射線検出器移動装置、ビームコリメータなどを		10-	該当	020810007	R1骨密度測定装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	253		器10 放射性物質診療用器具	38315000	骨放射線吸収測定装置用放射線源	骨吸収測定(骨密度測定)装置で放射線源として使用される、加速器又は原子炉で生成されたり、自然界に存在する放射性同位元素をいう。これらの装置で使用される線源は、画像又は計算で得た骨密度パラメータによりエネルギー減衰情報を得る目的で複数の光子放射線ビームを目的部位へ到達させるよう設計されている。骨放射線吸収測定装置用線源は、カプセル又は密封線源の物理的形狀で提供される。一般に使用されている放射性同位元素は、ヨード125(I-125)、アメリシウム241(AM-241)、ガドリニウム57(Gd-57)、コバルト57(Co-57)など		10-	-	020812001	R1骨密度測定用密封線源
別表第2	57	308	器10 放射性物質診療用器具	70006000	R1動態機能検査装置	体内のR1濃度の時間的変動を測定記録する装置をいう。甲状腺摂取率測定、レノグラム、R1血液量計測装置等、各種の専用装置を含む。		10-	該当	020814005	R1動態機能検査装置
別表第1	254	46	器10 放射性物質診療用器具	70007000	放射性医薬品合成設備	悪性腫瘍、代謝機能等の検査に用いる核医学診断用放射性薬剤又は放射性医薬品の小規模製造設備をいう。例えば、PET検査に使用されるポジロン核種で標識された化合物を合成		13	該当	020816009	放射性医薬品合成設備
別表第2	58	309	器10 放射性物質診療用器具	40646000	核医学装置用手持型検出器	注入又は経口投与した放射性医薬品、放射線放出装置、又は放射性材料の放射線放出(ガンマ線、アルファ線、ベータ線)を検出、記録、定量、及び分析するために使用する手持型の非画像システムをいう。放射性核種の位置確認を必要とする外科手技及び一部の放射線標識モノクローナル抗体のアプリケーションで深在静脈血栓の監視と検出に多用される。本品は、放射線防護の目的で使用する類似した装置とは異なる特殊なソフトウェア又は付属機能を有することが多い。		10-	該当	020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置
別表第2	59	310	器10 放射性物質診療用器具	40648000	甲状腺摂取率測定用核医学装置	主に放射性ヨウ素の甲状腺による摂取率検査と分析のために設計された非画像の診断用核医学装置をいう。拭き取り検査又はシリング試験などの様々な定量試験又は放射免疫測定試験で使用するためのソフトウェア及びハードウェアモジュールを追加することによりアップグレードすることができる。一般にマルチチャンネルアナライザ、コンピュータ、シンチレーション検出器、検出器支持装置、コントロールコンソール、ビデオディスプレイ、ウェルカウンタ検出器、コリメータ、遮蔽材、アプリケーション		10-	該当	020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置
別表第2	60	311	器10 放射性物質診療用器具	40937000	核医学装置ワークステーション	ガンマカメラ、PET装置、SPECT装置などの核医学画像装置の1台以上とネットワーク接続させる目的で設計されている独立型の画像処理ワークステーションをいう。ハードの種類、構成は問わない。PACS装置のコンポーネントの一つと見なされることがある。画像診断装置を直接操作するためのコントロールを備えていない点で、オペレータコンソールとは異なる。本品は、オンラインとオフラインの双方でデータの受渡しが可能であり、一般にオペレータコンソールから離れた場所に配置されている。核医学画像装置で収集された患者の画像や情報をさらに処理したうえで、表示する機能を提供できる機器構成になっている。病態に係わる判断、評価又は診断を行うための情報を提供す		10-	該当	020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置
別表第2	61	312	器10 放射性物質診療用器具	70008000	X線CT組合せ型ポジロンCT装置	ポジロンCT装置とX線CT装置との組合せシステムをいう。注入又は経口投与したポジロン放射性医薬品のポジロンの分布パターンを描出した3次元(断層)撮像装置であると共に、複数のX線管と検出器の固定式環状配列を1個以上、又はガントリーの映像範囲内で中心軸の周りを回転する単一又は複数のX線管と検出器のアセンブリをもち、2次元又は3次元のX線画像を生成できる。情報の取り込み、画像の再構成、及び表示については、様々なデジタル技術が利用され、この構成によりそれぞれの収集データを補正したり、重ね合わせることでより更		10	該当	020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	62	313	器10 放射性物質診療用器具	70009000	X線CT組合せ型SPECT装置	単光子放出コンピュータCT(エミッションCT装置)と診断用X線コンピュータ断層撮影(CT)装置を具備したシステムをいう。注入又は経口投与した放射性医薬品又は他の放射線放出物質が減衰する場合に発生する放射性核種の放出(主にガンマ線)を検出、記録、数量化、及び分析するために使用する3次元(断層)撮影装置であると共に、複数のX線管と検出器の固定式環状配列を1個以上、又はガントリーの映像範囲内で中心軸の周りを回転する単一又は複数のX線管と検出器のアセンブリをもち、2次元又は3次元のX線画像を生成できる機能を有する。		10	該当	020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置
別表第2	63		器10 放射性物質診療用器具	70010000	診断用核医学装置及び関連装置吸収補正向け密封線源	核医学撮像装置(PET装置又はSPECT装置)の画像診断の定量性を高め、精度の高い診断を可能とすることを目的とし、診療用放射性同位元素からの放射線の臓器や組織による吸収を補正するために装備された専用の密封された放射性同位元素		10-	-	020899004	その他の診断用核医学装置及び関連装置
別表第2	64	314	器12 理学診療用器具	36208000	移動型超音波画像診断装置	少なくとも1台の診断用超音波システム及び関連機器を備えたバン、トレーラーなどの車両又は可動式格納装置をいう。自走又は牽引して様々な場所に移動させ、自立式の可動式超音波画像ユニットとして使用される。取り付けられた超音波装置、及びフィルム処理装置、遠隔治療システム、PACS、又はカメラなどの他の装置を固定・安定化するためのコンポーネントを装備することができる。装置を適切に機能させるために必要な動力		10	該当	021002007	汎用超音波画像診断装置
別表第2	65	315	器12 理学診療用器具	40761000	汎用超音波画像診断装置	様々な体外式及び/又は体内式(超音波内視鏡又は内視鏡)画像撮影に使用するために設計された汎用超音波画像診断装置をいう。汎用装置は、超音波情報の収集、表示、及び分析に使用する多種多様なトランスデューサ及び関連するアプリケーションソフトウェアパッケージをサポートしている。用途は、特定のソフトウェアパッケージ及び互換性のある超音波トランスデューサによって決まり、心臓、産婦人科、内視鏡検査、乳房、前立腺、血管、術中、ドブラ又はカラードブラなどの画像撮影が		10	該当	021002007	汎用超音波画像診断装置
別表第2	66	316	器12 理学診療用器具	40845000	超音波装置用コンピュータ	特に診断用超音波装置の動作及び関連する画像処理、表示、及び分析機能を制御・監視するために使用する専用のメインフレームコンピュータ、パーソナルコンピュータ(PC)又はPCベースのプラットフォーム、及び関連のハードウェア、ファームウェア、及びオペレーティングシステムソフトウェアをいう。		10	該当	021002007	汎用超音波画像診断装置
別表第2	67	317	器12 理学診療用器具	40971000	超音波装置オペレータ用コンソール	オペレータ用コンソールは診断用超音波装置用の主要コントロールパネルとして機能する。画像の表示、処理、分析、及び画像の保存や検索などの画像アーカイビングを可能にするハードウェア及びソフトウェアを装備している。診断用超音波画像装置のコンポーネントの1つであり、一般PACS、ローカルエリアネットワーク、RIS又はHISシステムとの接続機能を備えている。超音波装置の直接的操作のための主要コントロールのみを含んでいるため、ワークステーションとは異なる装置であり、一般に、移動型又は可搬型超音波装置に見られるように画像		10	該当	021002007	汎用超音波画像診断装置
別表第2	68	318	器12 理学診療用器具	11387000	超音波頭部用画像診断装置	頭部に入り、反射(反響)された超音波の記録に用いるグラフィックレコーダをいう。超音波の授受を行うトランスデューサを用い、グラフに音の特性を再現する(エコー図)。本品は、頭蓋の各側と正中構造の境界及び腫瘍病変(脳腫瘍、硬膜下血腫等)の存在を記録するのに用いる。		10	該当	021004001	専用超音波画像診断装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	69	319	器12	理学診療用器具	40762000	産婦人科用超音波画像診断装置	産婦人科の体外式及び/又は体内式(超音波内視鏡又は内視鏡)画像撮影に使用するために設計された超音波画像装置をいう。本品には、胎児の画像撮影、羊水穿刺、及び子宮の画像撮影に関する様々な産婦人科の静止画像及びリアルタイム画像の撮影をサポートするソフトウェアパッケージが含まれる。本品は、超音波パルスを生成し、標的部へ同パルスを送出し、超音波エコーを検出し、得られた情報の処理を行い、解剖学的構造や血流の2次元又は3次元静止画又は動画を生成するために使用する。他の医療器具の誘導や配置にも使用する。	10	該当	021004001	専用超音波画像診断装置
別表第2	70	320	器12	理学診療用器具	40764000	乳房用超音波画像診断装置	乳房の体外式及び/又は体内式(超音波内視鏡又は内視鏡)画像撮影に使用するために設計された超音波画像装置をいう。一般に、再現可能な乳房画像を得るために使用する特殊な画像診断用患者台が含まれている。本品には、様々な乳房の静止画像及びリアルタイム画像の撮影をサポートするソフトウェアパッケージが含まれ、主に癌の診断に用いられる。超音波乳房撮影装置とも称される。本品は、超音波パルスを生成し、標的部へ同パルスを送出し、超音波エコーを検出し、得られた情報の処理を行い、2次元又は3次元静止画又は動画を生成す	10	該当	021004001	専用超音波画像診断装置
別表第2	71	321	器12	理学診療用器具	40763000	循環器用超音波画像診断装置	心臓と血管の体外式及び/又は体内式(超音波内視鏡又は内視鏡)画像撮影に使用するために設計された超音波画像装置をいう。本品には様々な心臓の静止画像及びリアルタイム画像の撮影をサポートするソフトウェアパッケージが含まれ、心臓の解剖学的異常を診断し、血流特性と、心筋梗塞に伴う機能及び解剖学上の問題を判断するために使用する。本品は、超音波パルスを生成し、標的部へ同パルスを送出し、超音波エコーを検出し、得られた情報の処理を行い、解剖学的構造や血流の2次元又は3次元静止画又は動画を生成するために使用する。	10	該当	021004027	循環器用超音波画像診断装置
別表第2	72	322	器12	理学診療用器具	11389000	眼科用超音波画像診断装置	眼科画像診断専用の診断用超音波画像診断装置をいう。理学的測定及び癌治療をはじめ、眼及び眼窩の様々な静態又は実時間画像アプリケーションをサポートするソフトウェアが含まれる。超音波パルスを発生させてこれを標的領域に導き、超音波エコーを検出し、得られた情報を処理して静態又は動態2次元又は3次元画像を描出・表示する。Aモード、Bモード、ドプラー、カラードプラー(CD)、Mモード及び複合法(ドプラー法とドプラー断層法との組み合わせ)による超音波装置もこれに分類される。	10	該当	021004997	その他の専用超音波画像診断装置
別表第2	73	323	器21	内臓機能検査用器具	40759000	超音波ドプラー血流測定装置	心臓、動脈、及び静脈の様々な血流関連パラメータを判定するために使用するが、2次元又は3次元画像は生成しないポータブル式又は固定式の超音波装置をいう。可聴情報を出力したり、ドプラーシフトを時間の関数として表示させたりするために使用し、血流の正常なパターンと異常なパターンを対比させて診断することができる。本群には連続波ドプラーとパルスドプラーが含まれる。ドプラーシフトを検知することが必要であるため、本品が発振するパルスは一般に画像装置のパルスよりも長い。	10	該当	060214043	超音波血流計
別表第2	74	324	器12	理学診療用器具	36370000	超音波増幅器	超音波画像診断装置のプロープから伝達される信号を増幅するために用いるユニットをいう。超音波装置のコンソールとイメージングプロープとの距離が離れており、元のデータ転送の質が低下する場合に、超音波装置とともに用いる。信号増幅は、小型の血管超音波プロープの血管への挿入又は内視鏡を介した挿入に伴って必要となることが多い。	10	該当	021099003	その他の超音波画像診断装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	75	325	器12	理学診療用器具	37891000	食道向け超音波診断用プローブ	食道に術者が挿入して配置することを目的に設計された耐水性で遮音・絶縁されたハウジングに封入されており、再使用可能又は単回使用超音波トランスデューサアセンブリをいう。食道内超音波内視鏡プローブ又は食道内超音波内視鏡トランスデューサとも称され、超音波によるガイダンスや超音波の配置を必要とする装置、例えば、内視鏡検査機器や針生検機器などに組み込まれている場合や併用する場合が多い。本品は、単一のトランスデューサ素子又は複数のトランスデューサ素子のアレイ(圧電素子、能動素子、又はクリスタルとも称される)。		10	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	76	326	器12	理学診療用器具	37894000	鼻腔向け超音波診断用プローブ	鼻腔に術者が挿入して配置することを目的に設計された耐水性で遮音・絶縁されたハウジングに封入されており、再使用可能又は単回使用超音波トランスデューサアセンブリをいう。鼻腔内超音波内視鏡プローブ又は鼻腔内超音波内視鏡トランスデューサとも称され、超音波によるガイダンスや超音波の配置を必要とする装置、例えば、内視鏡検査機器や針生検機器などに組み込まれている場合や併用する場合が多い。本品は、単一のトランスデューサ素子又は複数のトランスデューサ素子のアレイ(圧電素子、能動素子、又はクリスタルとも称される)。		10	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第1	255	47	器12	理学診療用器具	37895000	血管内超音波診断用プローブ	静脈や動脈などの血管系に術者が配置して挿入することを目的に設計された耐水性又は防水性で遮音・絶縁されたハウジングに封入されており、カテーテルを使用した再使用可能又は単回使用超音波トランスデューサアセンブリをいう。血管用プローブ又は血管用トランスデューサとも称され、超音波によるガイダンスや超音波の配置を必要とする装置、例えば、内視鏡検査機器や針生検機器などに組み込まれている場合や併用する場合が多い。本品は、単一のトランスデューサ素子又は複数のトランスデューサ素子のアレイ(圧電素子、能動素子、又はクリスタルとも称される)、減衰材、裏装材、及び整合材で構成される。		10-	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	77	327	器12	理学診療用器具	40767000	据付型体外式超音波診断用プローブ	乳房用スキャンシステム、ドブラフローシステム、超音波骨吸光度分析又は骨密度測定装置などの超音波を用いたスキャナ装置のハウジング内に配置されているか、又は床や壁に取り付けられているか、又は術者がトランスデューサアセンブリを患者の体外に配置できるよう天井に吊下げられた超音波トランスデューサアセンブリをいう。電圧を超音波ビームに変換する単一又は複数の素子から成るトランスデューサアセンブリの機器構成が含まれる。本アセンブリは、機械的又は電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出す		10	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	78	328	器12	理学診療用器具	40768000	手持型体外式超音波診断用プローブ	画像撮影の場合、患者の無損傷の体表上を移動させる手持型の装置である体外式超音波トランスデューサアセンブリをいう。電圧を超音波ビームに変換する単一又は複数の素子から成るトランスデューサアセンブリの機器構成が含まれる。本アセンブリは、機械的又は電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出する。一般にカプリングジェルを使用して患者の体との接触が適切に維持されるようにする。本群には、Aモード、Bモード、Mモード、ドブラ、カラードブラ(CD)、及び二重(コンビネーション画像、ドブラ及び/又はカラーフロー)スキャンに使用する超音波トランスデューサが含ま		10	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	79	329	器12 理学診療用器具	40770002	非血管系手術向け超音波診断用プローブ	非血管系手術に用いるプローブをいう。局所的な術中の画像撮影のために手術部位内に配置する目的で設計されている手持式超音波トランスデューサアセンブリをいう。手術用プローブ又はフィンガーチッププローブとも称される。電圧を超音波ビームに変換する単一又は複数の素子から成る様々なトランスデューサアセンブリの機器構成が含まれる。本アセンブリは、機械的又は電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出する。本群には、Aモード、Bモード、Mモード、ドブラ、カラードブラ(CD)、及び二重(コンビネーション映像、ドブラ及び/又はカラーフロー)スキャンニングに使用する超音波トランスデューサが含まれる。トランスデューサケーシング又はハウジングアセンブリの設計の一部として生検針導入経		10	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第1	256	48	器12 理学診療用器具	40770003	血管系手術向け超音波診断用プローブ	血管系手術に用いるプローブをいう。局所的な術中の画像撮影のために手術部位内に配置する目的で設計されている手持式超音波トランスデューサアセンブリをいう。手術用プローブ又はフィンガーチッププローブとも称される。電圧を超音波ビームに変換する単一又は複数の素子から成る様々なトランスデューサアセンブリの機器構成が含まれる。本アセンブリは、機械的又は電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出する。本群には、Aモード、Bモード、Mモード、ドブラ、カラードブラ(CD)、及び二重(コンビネーション映像、ドブラ及び/又はカラーフロー)スキャンニングに使用する超音波トランスデューサが含まれる。本品は再使用可能である。		10-	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第1	1	1	器12 理学診療用器具	40770004	中枢神経・中心循環系手術向け超音波診断用プローブ	中枢神経・中心循環系手術に用いるプローブをいう。局所的な術中の画像撮影のために手術部位内に配置する目的で設計されている手持式超音波トランスデューサアセンブリをいう。手術用プローブ又はフィンガーチッププローブとも称される。電圧を超音波ビームに変換する単一又は複数の素子から成る様々なトランスデューサアセンブリの機器構成が含まれる。本アセンブリは、機械的又は電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出する。本群には、Aモード、Bモード、Mモード、ドブラ、カラードブラ(CD)、及び二重(コンビネーション映像、ドブラ及び/又はカラーフロー)スキャンニングに使用する超音波トランスデューサが含まれる。トランスデューサケーシング又はハウジングアセンブリの設計の一部として生検針導入経路が組み込まれている場合がある。本品は再使用可		7- /7-	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	80	330	器12 理学診療用器具	40771000	腔向け超音波診断用プローブ	用手的又は内視鏡下で腔内に配置することを目的に設計された超音波トランスデューサアセンブリをいう。電圧を超音波ビームに変換する単一又は複数の素子から成る様々なトランスデューサアセンブリの機器構成が含まれる。本アセンブリは、機械的又は電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出する。本群には、Aモード、Bモード、Mモード、ドブラ、カラードブラ(CD)、及び二重(コンビネーション映像、ドブラ及び/又はカラーフロー)スキャンニングに使用する超音波トランスデューサが含まれる。トランスデューサケーシング又はハウジングアセンブリの設計の一部として生検針導入経路が組み込まれている場合がある。本品は再使用可能であ		10	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	81	331	器12 理学診療用器具	40772000	直腸向け超音波診断用プローブ	手動的又は内視鏡下で直腸内に配置することを目的に設計された超音波トランスデューサアセンブリをいう。電圧を超音波ビームに変換する単一又は複数の素子から成るトランスデューサアセンブリの機器構成が含まれる。本アセンブリは、機械的又は電子的に超音波ビームの方向を定め、焦点を合わせ、反射したエコーを検出する。直腸、経直腸、又は前立腺プローブとも称され、トランスデューサケーシング又はハウジングアセンブリの設計の一部として生検針導入経路が組み込まれている場合		10	該当	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第3	1		器12 理学診療用器具	70011000	体表面用超音波プローブカバー	体表面で使用する場合、超音波プローブに装着し、体液又は汚れ等から保護するために用いるカバーをいう。		1	-	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	82		器12 理学診療用器具	70012000	人体開口部用超音波プローブカバー	人体開口部(例えば、経膈、経直腸、経食道等)で使用する場合、超音波プローブに装着し、体液又は汚れ等から保護するために用いるカバーをいう。		5-	-	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	83		器12 理学診療用器具	70013000	術中用超音波プローブカバー	術中で使用する場合、超音波プローブに装着し、体液又は汚れ等から保護するために用いるカバーをいう。		6	-	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	84		器12 理学診療用器具	70014000	超音波プローブ穿刺用キット	超音波画像診断装置等で監視を行いながら生検を実施する際に用いる器具である。超音波プローブ等に装着するカバーと穿刺針の刺入方向をガイドするための器具を含む。穿刺針は含ま		5-	-	021099029	超音波画像診断装置用プローブ
別表第2	85	332	器12 理学診療用器具	35460000	超音波装置用シンクロナイザ	診断用超音波装置のコンポーネントのひとつとして使用され、画像形成やデータ収集を特定の測定可能な生理学的パラメータ、例えば、患者の呼吸周期や心臓周期の開始点などに同期させることを可能にする信号を生成する生理学的モニタリング装置をいう。リアルタイム超音波画像や動画で主にアーチファクトの軽減や信号対雑音比の強化の目的で使用される。		10	該当	021099999	他に分類されない超音波画像診断装置
別表第2	86	333	器12 理学診療用器具	40779000	超音波骨密度測定装置	送信後に透過及び/または反射された超音波から得られたデータをもとに、骨密度値などの計算値を生成するために使用する装置をいう。骨密度計とも称される。対象とする解剖学的領域に超音波ビームを到達させるには統合型超音波トランスデューサを使用する。超音波の検出と分析から得られた情報は、骨塩濃度又は皮下脂肪を推定するための計算に使用したり、骨折リスクなどの他の量的評価に利用したりする。一般に、超音波トランスデューサ、検出用電子機器、コントロールパネル、コンピュータ、アプリケーションプログラム、ビデオディスプレイ、患		10	該当	021099999	他に分類されない超音波画像診断装置
別表第2	87	334	器12 理学診療用器具	40786000	超音波プローブポジショニングユニット	内視鏡を通して体内に挿入する超音波トランスデューサアセンブリを配置するために使用する装置をいう。本品は診断用超音波画像装置の付属品であり、信号処理後にカテーテル内封入型トランスデューサアセンブリの位置をモニタ上に表示させることができる電気信号を送信する。本品は、内視鏡検査においてトランスデューサアセンブリ(プローブ)配置を助け、配置後の動きの観察を可能にする。		10	該当	021099999	他に分類されない超音波画像診断装置
別表第2	88	335	器21 内臓機能検査用器具	37611000	常電導磁石式乳房用MR装置	特に乳房の画像撮影のために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。常電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置に必要な様々なリアルタイム撮影が実施できるよう設計することができる。一般に、乳房用MR装置は、乳房の最適な可視化を行うために患者の体位を調整する目的で設計された専用の患者支持		10-	該当	021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	89	336	器21 内臓機能検査用器具	37653000	常電導磁石式全身用MR装置	身体のあらゆる対象部位を撮影(全身撮影)するように設計された汎用磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。常電導性磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ソフトウェア/ハードウェアモジュールを追加することにより、従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、生理学的同期画像撮影に必要な様々なリアルタイム撮影、又はMRI乳房撮影、及び他のMRIを用いたインターベンション、治療、外科処置を実施できるよう設計したり仕様を追加することができる。クローズドボア、オープンボア、片開き、患者に接近するためのその他の設計のような、様々なガントリー形状が採用されている。		10-	該当	021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	90	337	器21 内臓機能検査用器具	37655000	常電導磁石式頭部・四肢用MR装置	特に頭部、頸部、又は四肢だけを可視化するために設計され、常電導磁石を使用している磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。頭部及び四肢用画像装置は、一般に円筒状又は長方形の開口部を有するクローズドボアの設計であるが、オープンボアの設計を用いている場合もある。本群には、従来の頭部及び四肢撮影機能を有するMR装置、MRスペクトロスコピーや、インターベンション、治療にMRIを用いる場合に必要他のリアルタイム撮影を実施することができる従来型の装置、及び専用の		10-	該当	021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	91	338	器21 内臓機能検査用器具	37681000	常電導磁石式循環器用MR装置	特に心血管系を可視化するために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。常電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。一部の装置は、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。装置は、休息時や運動負荷時の検査及びインターベンションの場合に心血管系の最適な可視化を行うために、患者の体位を調整する目的で設計され		10-	該当	021202009	常電導式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	92	339	器21 内臓機能検査用器具	37609000	超電導磁石式乳房用MR装置	特に乳房の画像撮像のために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。超電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置に必要な様々なリアルタイム撮影が実施できるよう設計することができる。一般に、乳房用MR装置は、乳房の最適な可視化を行うために患者の体位を調整する目的で設計された専用の患者支持		10-	該当	021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	93	340	器21 内臓機能検査用器具	37654000	超電導磁石式全身用MR装置	身体 of あらゆる対象部位を撮像(全身撮像)するように設計された汎用磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。超電導性磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。一部の装置は、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。クローズドボア、オープンボア、片開き、又は患者に接近するためのその他の設計のような、様々なガントリー形		10-	該当	021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	94	341	器21 内臓機能検査用器具	37656000	超電導磁石式頭部・四肢用MR装置	特に頭部、頸部、又は四肢だけを可視化するために設計され、超電導磁石技術を使用している磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。頭部及び四肢用画像装置は、一般に円筒状又は長方形の開口部を有するクローズドボアの設計であるが、オープンボアの設計を用いている場合もある。本群には、従来の頭部及び四肢撮影機能を有するMR装置、MRスペクトロスコピーや、インターベンション、治療にMRIを用いる場合に必要他のリアルタイム撮影を実施することができる従来型の装置、及び専用の		10-	該当	021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	95	342	器21	37676000	超電導磁石式循環器用MR装置	特に心血管系を可視化するために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。超電導磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。一部の装置は、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。装置は、休息時や運動負荷時の検査及びインターベンションの場合に心血管系の最適な可視化を行うために、患者の体位を調整する目的で設計され		10-	該当	021204003	超電導式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	96	343	器21	37651000	永久磁石式頭部・四肢用MR装置	特に頭部、頸部、又は四肢だけを可視化するために設計され、永久磁石を使用している磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。頭部及び四肢用画像装置は、一般に円筒状又は長方形の開口部を有するクローズドボアの設計であるが、オープンボアの設計を用いている場合もある。本群には、従来の頭部及び四肢撮影機能を有するMR装置、MRスペクトロスコピーや、インターベンション、治療にMRIを用いる場合に必要他のリアルタイム撮影を実施することができる従来型の装置、及び専用のMRス		10-	該当	021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	97	344	器21	37652000	永久磁石式全身用MR装置	身体のあるあらゆる対象部位を撮像(全身撮像)するように設計された汎用磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。永久磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ソフトウェア/ハードウェアモジュールを追加することにより、従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、生理学的同期画像撮影に必要な他のリアルタイム撮影、又はMRI乳房撮影、及び他のMRIを用いたインターベンション、治療、外科処置を実施できるよう設計したり仕様を追加することができる。クローズドボア、オープンボア、片開き、又は患者に接近するためのその他の設計のような、様々なガントリー形状が採用されている。		10-	該当	021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	98	345	器21	37659000	永久磁石式乳房用MR装置	特に乳房の画像撮像のために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。永久磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。従来のMR画像の生成に加え、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のために必要な様々なリアルタイム撮影を実施できるよう設計することができる。一般に、乳房用MR装置は、乳房の最適な可視化を行うために患者の体位を調整する目的で設計された専用の患者支持		10-	該当	021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	99	346	器21	37682000	永久磁石式循環器用MR装置	特に心血管系を可視化するために設計された磁気共鳴画像診断(MR)装置をいう。永久磁石を備えており、固定式、可動式、又は可搬式である。ガントリーの形状には、クローズドボア、オープンボア、及び患者に接近するための他の様々な設計が含まれる。一部の装置は、MRスペクトロスコピーや、MRIを用いたインターベンション、治療、外科処置のための様々なリアルタイム撮影を実施することができる。装置は、休息時や運動負荷時の検査及びインターベンションの場合に心血管系の最適な可視化を行うために、患者の体位を調整する目的で設計された		10-	該当	021206007	永久磁石式磁気共鳴画像診断装置
別表第2	100	347	器21	40749000	MR装置用高周波コイル	高周波(RF)コイルは、診断用磁気共鳴画像(MRI)に必要なRFパルスの送信器、受信器、又は送受信器として機能する。SN特性を向上させることにより、画像解像度を向上させるために使用される。RFコイルは、大きくボリュームコイル(画像化する身体部分を包囲するコイル)と表面コイル(対象とする部位に直接接触させるか、その下に配置され固定されるコイル)の2種類に分けられる。本群には、表面コイル、フェーズドアレイコイル、サドルコイル、ヘムホルツコイル、バードケージコイルなどの様々な設計と形状の高周波コイルが含まれる。		10-	該当	021208001	磁気共鳴装置の構成ユニット及び関連装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	101	348	器21	40940000	MR装置ワークステーション	1台以上の磁気共鳴画像(MRI)装置とネットワーク接続させる目的で設計されている独立型の画像処理ワークステーションをいう。ハードの種類、構成は問わない。MRIワークステーションは、画像診断装置を直接操作するためのコントロールを備えていない点で、オペレータコンソールとは異なる。本品は、オンラインとオフラインの双方でデータの受渡しが可能であり、一般にMRI装置のオペレータコンソールから離れた場所に配置されている。MRI装置で収集された患者の画像や情報をさらに処理したうえで、表示する機能を提供できる機器構成になっている。病態に係わる判断、評価又は診断を行うための情報を提供す		10	該当	021208001	磁気共鳴装置の構成ユニット及び関連装置
別表第2	102	349	器09	70015000	コンピューテッドラジオグラフィ	光輝尽性蛍光板に蓄像したX線画像をレーザービームなどの走査で取り出し、コンピュータで処理し、デジタル情報として出力する装置をいう。このデジタル情報は、画像処理装置、画像記録装置などに伝送され、診断画像として用いられる。装置は光輝尽性蛍光板を使用する。光輝尽性蛍光板用カセットと併		10	該当	021402001	コンピューテッドラジオグラフィ
別表第2	103	350	器09	70016000	フィルム読取式デジタルラジオグラフィ	X線フィルムに記録された医療画像を読み取り、X線デジタル画像を二次的に生成する画像入力装置をいう。本装置はフィルム搬送系、レーザー・ハロゲンランプなどの安定化光源、ポリゴンミラー・レンズなどの光学系及び光電変換センサから構成され、民生用の画像読取装置に比べ高精細・高濃度の読み取りが可能である。生成されたデジタル画像に患者IDなどの医療情報を付加し、これを画像サーバーに保存することによって医療画像情報システムでの利用が可能となる。		10	該当	021404021	フィルム読取り式デジタルラジオグラフィ
別表第2	104	351	器09	70017000	電子管出力読取式デジタルラジオグラフィ	人体を透過したX線をX線蛍光増倍管(イメージインテンシファイア) - TVカメラで撮像し、出力されるアナログ信号をA/D変換して画像処理装置に取り込み、デジタル画像を得る装置をいう。デジタル画像は、ガンマ補正処理やエッジ強調処理など各種画像処理で画像の最適化が可能である。リアルタイム性能によって動画撮影も可能である。画像情報は各種メディアに記録されると同時に、必要に応じてネットワークを通じて配信され、画像データの閲覧、保存及び検索を容易にする。		10	該当	021404045	電子管出力読取り式デジタルラジオグラフィ
別表第2	105	352	器09	70018000	X線平面検出器出力読取式デジタルラジオグラフィ	人体を透過したX線をX線平面検出器で撮像し、出力されるデジタル信号を画像処理装置に取り込み、デジタル画像を得る装置をいう。デジタル画像には、必要に応じてガンマ補正処理やエッジ強調処理など各種画像処理が施される。画像情報は、各種メディアに記録されるか、サーバーなどの外部装置に記録の		10	該当	021404991	その他のデジタルラジオグラフィ
別表第2	106	353	器09	35618000	X線管装置	診断、又は治療用X線装置の部品のひとつである。ハウジングはスチール、鋳造アルミ、又はアルミ合金でできた容器であり、その内側の一部は、診断、治療中発生するX線の漏れを防止するため鉛張りされている。管容器は接地電位とされ、内部は絶縁油で満たされている。これは、X線管の高電圧印加電極、高電圧ケーブルから周囲のもの(患者、操作者含む)への電撃を防止するためである。また、管容器部品と絶縁油は放射X線の強度を許容レベルにまで減衰させる役割も果たす。		10	該当	021602003	医用X線管装置
別表第3	2	822	器09	33136000	モーター付自動絞りX線診断装置用コリメータ	自動制御式モーター付きシャッターシステムを備えたビーム成形絞り装置をいう。シャッターを調整してX線ビームの形状をホルダー内のフィルムカセットのサイズに合わせるように設計されている。コリメータアセンブリはX線管ハウジングアセンブリのビーム射出ポートに取り付けられる。一般に光線照準器を装備しており、これによりX線ビームと一致する明視野を患者の体に投影し、フィルムカセット上の中心にX線管を配置する。X線コリメータを使用することにより、画像の品質に及ぼす散乱放射線の影響を抑制し、標的としていない身体部分への放射線の到		12	該当	021604007	医用X線可動絞り

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	3	823	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	42252000	モータ付手動絞りX線診断装置用コリメータ	モーター付きシャッタ/長さ調整システムを備えたX線ビーム成形・絞り装置をいう。術者は照射を行う前にコリメータシャッタ又はコーンの長さを手動的に調整し、X線ビームのサイズと形状を使用するX線カセットのサイズに合わせる必要がある。大半のモーター付コリメータアセンブリは光線照準器を装備している。X線コリメータを使用することにより、画像の品質に及ぼす散乱放射線の影響を抑制し、標的としていない身体部分への放射線の到達を抑制又は排除することにより患者を保護する。		12	該当	021604007	医用X線可動絞り
別表第3	4	824	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	42253000	モータなし手動絞りX線診断装置用コリメータ	モーター無しX線ビーム絞りをいう。アパチャサイズ/長さ/シャッタアセンブリを手動的に調整し、X線ビームのサイズを使用するX線カセットのサイズに合わせる必要がある。1対以上のシャッタを操作する手動コントロールの設計が含まれている。また、コーンやシリンダから射出されるビームのサイズと形状を術者が変更できるようにするための付属装置や延長装置の追加又は取り外しを必要とする設計も含まれている。X線コリメータを使用することにより、画像の品質に及ぼす散乱放射線の影響を抑制し、標的としていない身体部分への放射線の到達を抑制又は排除することにより患者を保護する。		1	該当	021604007	医用X線可動絞り
別表第2	107	354	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37604000	据置型診断用X線発生装置	施設又はX線検査車両の決まった位置で操作する目的の据置型診断用X線装置の不可欠なコンポーネントである発生装置をいう。受電電圧と電流を調整し、必要とする電圧(kV)と電流(mA)のX線ビームを発生させるために必要な電力をX線管へ供給している。一般にコントロールアセンブリ(コンソール)と高電圧変圧器アセンブリで構成されている場合やモノタンク式高電圧装置の設計が用いられている場合がある。変圧器、定電圧、インバータ、コンデンサ放電式高電圧装置の設計が含まれる。		10	該当	021606001	医用X線高電圧装置
別表第2	108	355	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37605000	移動型診断用X線発生装置	施設内で様々な場所に移動できるように設計された移動型X線装置に適した特別なサイズ、重量、及び電源要件を備えたX線発生装置をいう。受電電圧と電流を調整し、必要とする電圧(kV)と電流(mA)のX線ビームを発生させるために必要な電力をX線管へ供給している。変圧器、インバータ、コンデンサ放電式高電圧装置の設計が組み込まれている。一般にコントロールアセンブリ(コンソール)と高電圧変圧器アセンブリで構成されているが、モノタンク式高電圧装置の設計が用いられている場合もある。本品は移動型診断用のX線装置の不可欠なコンポーネント		10	該当	021606001	医用X線高電圧装置
別表第2	109	356	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37606000	ポータブル診断用X線発生装置	分解して様々な場所で再組立てできるポータブルX線装置に適した特別なサイズ、重量、及び電源要件を備えたX線発生装置をいう。受電電圧と電流を調整し、必要とする電圧(kV)と電流(mA)のX線ビームを発生させるために必要な電力をX線管へ供給している。本群には変圧器とインバータ式高電圧装置の設計が含まれる。一般にコントロールアセンブリ(コンソール)と高電圧変圧器アセンブリで構成されているが、モノタンク式高電圧装置の設計が用いられている場合もある。治療用を除く。		10	該当	021606001	医用X線高電圧装置
別表第3	5	825	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	37076000	X線管支持床支持台	床支持台は、関連する機械式、電子式、又はソフトウェア式制御を備えたハードウェア組立品であり、診断用X線装置、治療用X線装置、又は放射線治療計画用位置決め装置として設計されているX線装置に付属するX線管装置の取り付け、保持、位置調整のために使用する構造を形成している。一般に可動式であり、一部の設計は放射線用カセット又は受像器組立品を保持し、その動きと位置をX線管の位置(C-アーム組立品など)に対して調整している。本群はX線装置の部品又は付属品と見なされる。X線画像診断用だけを対象とする。		12	該当	021608005	医用電子管類保持装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	6	826	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40946000	天井取り付けX線管支持器	診断用X線装置、治療用X線装置、又は放射線治療計画用位置決め装置として設計されているX線装置に付属するX線管装置の取り付け、保持、位置調整のために使用する構造を形成している天井取り付け式金具組立品、及び関連する機械式、電子式、又はソフトウェア式制御機能を有するものをいう。一部の設計は放射線用カセット又は受像器組立品を保持し、その動きと位置をX線管の位置(C-アーム組立品など)に対して調整している。本装置群はX線装置の部品又は付属品と見なされる。		12	該当	021608005	医用電子管類保持装置
別表第3	7	827	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40947000	壁取り付けX線管支持器	診断用X線装置、治療用X線装置、又は放射線治療計画用位置決め装置として設計されているX線装置のX線管装置の取り付け、保持、位置調整のために使用する構造を形成している壁取り付け式金具組立品、及び関連する機械式、電子式、又はソフトウェア式制御機能を有するものをいう。一部の設計は放射線用カセット又は受像器アセンブリを保持し、その動きと位置をX線管の位置(C-アーム組立品など)に対して調整している。本装置群はX線装置の部品又は付属品と見なされる。X線画像診		12	該当	021608005	医用電子管類保持装置
別表第3	8	828	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40654000	汎用X線診断装置用非電動式患者台	固定体位式テーブルを備えた非電動式患者台又は空気圧による制御、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブル位置調整制御やテーブル高制御を備えた非電動式患者台をいう。汎用X線装置を必要とする一般/平面画像の撮影や特別な診断撮影の場合に患者の体位を調整・保持するよう設計されている。固定式又は可動式であり、X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られている。X線画像診断用だけを対象とす		1	該当	021610002	各種X線撮影・透視撮影台
別表第3	9	829	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40655000	汎用X線診断装置用電動式患者台	プログラム可能な電動式患者台は、テーブルの高さと位置を制御する電子式制御又はソフトウェア式制御機能を備えており、汎用X線装置を必要とする一般/平面画像の撮影や特別な診断撮影の場合に患者の位置決めをしたり、保持するよう設計されている。固定式又は可動式であり、X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られている。X線画像診断用だけを対象とす		12	該当	021610002	各種X線撮影・透視撮影台
別表第3	10	830	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40657000	X線透視診断装置用非電動式患者台	固定体位式テーブルを備えた非電動式患者台又は空気圧による制御、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブルトップ位置調整制御やテーブル高制御を備えた非電動式患者台をいう。汎用X線透視装置を必要とする画像撮影又はインターベンションの場合に患者の位置決めをしたり、保持するよう設計されている。固定式、可動式、又は汎用X線装置の設計に組み込まれている場合がある。X線画像診断用だけを対象と		1	該当	021610002	各種X線撮影・透視撮影台
別表第3	11	831	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40658000	X線透視診断装置用電動式患者台	汎用X線透視装置を必要とする画像撮影又はインターベンションの場合に患者の位置決め・保持するよう設計されており、X線ビームに対応してテーブルの位置、高さ又は移動を制御する電子式制御又はソフトウェア式制御機能を備えているプログラム可能な電動式患者台をいう。固定式、可動式、又は汎用X線透視装置の設計に組み込まれている場合がある。X線画像診断		12	該当	021610002	各種X線撮影・透視撮影台
別表第3	12	832	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40665000	ベッドサイドX線診断装置用非電動式患者台	ベッドサイドでX線撮影を実施する場合にX線用テーブルとして機能するマットレスを備えた一種の非電動式患者ベッドをいう。一般に重症者管理又は集中治療で使用され、固定体位式テーブルを備えている場合や、空気圧による制御、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式テーブル位置調整制御やテーブル高制御を備えている場合がある。X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られており、様々な画像撮影の場合にベッドサイドでのX線撮影とCアームの取り付けを容易にするための特殊な設計、開口部、及びマットレスを備えている。X線画像診		1	該当	021610002	各種X線撮影・透視撮影台

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	13	833	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40666000	ベッドサイドX線診断装置用電動式患者台	ベッドサイドでX線撮影を実施する場合にX線用テーブルとして機能するマットレスを備えた一種のプログラム可能な電動式患者ベッドをいう。一般に重症者管理又は集中治療で使用され、様々な画像撮影の場合にベッドサイドでのX線撮影とCアームの取り付けを容易にするための特殊な設計、開口部、及びマットレスを備えている。一部はベッドの高さと位置を制御するための電子式制御やソフトウェア式制御機能を備えており、一般に可動式である。ベッド上部とマットレスはX線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られている。X線画像診断用だけを対象とする。		12	該当	021610002	各種X線撮影・透視撮影台
別表第3	14	834	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40661000	X線平面断層撮影装置用非電動式患者台	固定体位式テーブルを備えた非電動式患者台又は空気圧による制御、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブル位置調整制御やテーブル高制御を備えた非電子式患者台をいう。平面断層撮影検査の場合に患者の位置決めをしたり、保持するよう設計されている。固定式又は可動式であり、X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られている。		1	該当	021610103	X線断層撮影台
別表第3	15	835	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40662000	X線平面断層撮影装置用電動式患者台	平面断層撮影の場合、患者の位置決め・保持するよう設計されており、テーブルの高さと位置を制御する電子式制御又はソフトウェア式制御機能を備えているプログラム可能な電動式X線乳房撮影用患者台をいう。固定式又は可動式であり、X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られている。		12	該当	021610103	X線断層撮影台
別表第3	16	836	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40659000	循環器X線診断装置用非電動式患者台	固定体位式テーブルを備えた非電動式患者台又は空気圧による制御、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブル位置調整制御やテーブル高制御を備えた非電動式患者台をいう。X線血管造影装置を必要とする心臓又は他の血管の検査又はインターベンションの場合に患者の位置決めをしたり、保持するよう設計されている。心臓及び心臓以外の処置(脳や腎臓の血管造影又は血管造影下でのインターベンションなど)で使用する様々な付属品を組み込むことができる。		1	該当	021610161	循環器用X線撮影台
別表第3	17	837	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40660000	循環器X線診断装置用電動式患者台	X線ビームに対応してテーブルの位置、高さ又は移動を制御する電子式制御又はソフトウェア式制御機能を備えたプログラム可能な電動式患者台をいう。X線血管造影装置を必要とする心臓又は他の血管の検査又はインターベンションの場合に患者の位置決めをしたり、保持できるよう設計されている。心臓及び心臓以外の処置(脳や腎臓の血管造影又は血管造影下でのインターベンションなど)で使用する様々な付属品を組み込むことができる。固定式又は可動式の患者台がある。		12	該当	021610161	循環器用X線撮影台
別表第3	18	838	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40663000	乳房X線診断装置用非電動式患者台	固定体位式テーブルトップを備えた非電動式患者台又は空気圧によるコントロール、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブルトップ位置調整コントロールやテーブル高コントロールを備えた非電動式患者台をいう。乳房のX線検査の場合に患者の体位を調整・保持するよう設計されている。固定式又は可動式であり、X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られている。設計には、定位装置や他の体位固定具、フィルムホルダ、カセット、線量測定機器などの様々な付属品が組		1	該当	021610998	その他の各種X線撮影・透視撮影台
別表第3	19	839	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40664000	乳房X線診断装置用電動式患者台	プログラム可能な電動式X線乳房撮影用患者台は、テーブルトップの高さと位置を制御する電子式制御又はソフトウェア式制御を備えており、乳房のX線検査の場合に患者の体位を調整・保定するよう設計されている。固定式又は可動式であり、X線減衰係数の低い放射線透過性材料で作られ、一般に乳房撮影用の特殊な開口部や取り付け金具を備えている。		12	該当	021610998	その他の各種X線撮影・透視撮影台

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	20	840	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	15963000	X線蛍光増倍管装置	X線蛍光増倍管は、X線像を光学像に変換し、さらに電子像に変換して、最終的にサイズを縮小した光輝度の光学像に戻す。本品は4個の基礎的なサブシステムを備えた大型の真空ガラス容器で構成される。サブシステムは、インプット蛍光体/蛍光X線スクリーン、光電陰極、電界集束レンズ、加速陽極、アウトプット蛍光体/蛍光X線スクリーンである。本群には、シングル、デュアル、トリプルフィールド増倍管の設計が含まれる。本品はシネカメラ、テレビカメラ、スポットフィルムカメラが取り込むことが可能な十分に小さな画像を出力するため、主にX線透視装置、血管造影、蛍光像シネX線、及びデジタルX線で使用される。		12	該当	021612006	X線蛍光増倍管装置
別表第3	21	841	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	70019000	X線用テレビ装置	X線蛍光増倍管のアウトプット蛍光体から出力される画像を取り込む目的で設計されているテレビカメラをいう。撮像素子及び電子回路などで構成され、光学像をアナログ信号又はデジタル信号などに変換する。主に汎用X線透視診断装置、循環器用透視診断装置で使用する。		12	該当	021614000	X線用TV装置
別表第3	22	842	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40964000	X線透視画像記録用フォトスポットカメラ	X線透視装置の蛍光増倍管のアウトプット蛍光体から感光性フィルムに画像を直接撮影する目的で設計されている写真カメラ及び取り付け/支持構造物及びフィルムマガジンをいう。大半のフォトスポットカメラは、ごく短い間隔でフィルムのコマ送りをしながら一定数の画像を連続的に撮影することができる。一般に70、90、又は105 mmのフィルムを使用する。		12	該当	021699009	その他の主要構成ユニット
別表第3	23	843	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40965000	蛍光像シネ撮影X線透視画像記録装置	蛍光像映画(CINE)撮影機械は、映画フィルム(一般に16 mm又は35 mmフィルム)又は他の媒体に連続X線透視画像を記録する目的で設計された映画又はビデオカメラを使用するX線透視装置のサブシステムである。蛍光像映画撮影装置はX線透視装置の一部であり、蛍光像映画撮影機械(映画カメラ又はビデオカメラ)、光学機械装置、フィルム、現像処理機と映写機、電気機械制御のビデオディスプレイソフトウェアで構成される。		12	該当	021699009	その他の主要構成ユニット
別表第3	24		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	70020000	X線間接撮影用カメラ	X線によって蛍光板上に発生した被写体の蛍光像をミラー及びレンズを用いて間接撮影用フィルム面上に縮小撮影する装置をいう。		12	非該当	021699009	その他の主要構成ユニット
別表第3	25	844	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	70021000	X線平面検出器	平面状のX線入射面をもち、人体を透過したX線を検出して電気信号に変換する機能を有するX線検出器をいう。入射するX線は、蛍光体又は光導電体によって吸収され、画素毎に内部で電気信号に変換された後、順次外部にデジタル形式で出力される。電子管方式の検出器に比べて小型であり、平面状の入		12	該当	021699009	その他の主要構成ユニット
別表第2	110	357	器12 理学診療用器具	40803000	赤外線サーモグラフィ装置	様々な状態や病状を診断及び評価する目的で体表温度分布の画像及びグラフを生成する赤外線写真又は他の赤外線検出技術を利用した装置をいう。サーモグラフィスキャナーとも称される。一般に本品は、カメラ、スキャンニング集光装置を含むディスプレイユニット、赤外線検出器、オペレータコンソール、光学カメラ、黒体ファントム、電子式又はコンピュータ式コントロール、ソフトウェア、画像ディスプレイ、及び分析ユニットで構成さ		10-	該当	029902002	医用サーモグラフィ装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	111	358	器12	理学診療用器具	40972000	サーモグラフィ装置オペレータ用コンソール	オペレータ用コンソールはサーモグラフィ装置の主要コントロールパネルとして機能する。装置の機器構成によって、一般に画像の表示、処理、分析、及び画像の保存や検索などの画像アーカイビングを可能にするハードウェア及びソフトウェアを装備している。本品はサーモグラフィ装置のコンポーネントの1つであり、PACS、ローカルエリアネットワーク、RIS又はHISシステムとの接続機能を備えている。サーモグラフィ装置の直接的な操作のための主要コントロールを含んでいるだけであるため、ワークステーションとは異なる装置であり、独立したユニット又はサーモグラフィ装置に統合された状態で近接した位置に配置さ		10	該当	029902002	医用サーモグラフィ装置
別表第3	26		器12	理学診療用器具	40798001	液晶サーモグラフィシート	様々な状態や病状を診断及び評価する目的で体表温度分布の画像又はグラフを生成、表示及び分析する非電動式装置をいう。コレステリック液晶をベースにした材料を用いたシートが、体の周囲に配置された毛布、枕、マットレスなどの物体の外層に埋め込まれている。この物体は、コレステリック液晶含有材料と接触している身体部分の表面温度の変動に伴って色が変化し、この色の変動が肉眼的評価又はソフトウェアベースの定量		1	-	029902044	コンタクトサーモグラフィ
別表第2	112	359	器12	理学診療用器具	40798002	電動式液晶サーモグラフィ装置	様々な状態や病状を診断及び評価する目的で体表温度分布の画像又はグラフを生成、表示及び分析する電動式装置をいう。コレステリック液晶をベースにした材料を用いたシートが、体の周囲に配置された毛布、枕、マットレスなどの物体の外層に埋め込まれている。この物体は、コレステリック液晶含有材料と接触している身体部分の表面温度の変動に伴って色が変化し、この色の変動が肉眼的評価又はソフトウェアベースの定量		10	該当	029902044	コンタクトサーモグラフィ
別表第2	113	360	器12	理学診療用器具	40802000	マイクロ波サーモグラフィ装置	様々な状態や病状を診断及び評価する目的で、体表温度分布の画像及びグラフを生成するためのマイクロ波発振・検出技術を利用した装置をいう。マイクロ波サーモグラフィプローブ又はマイクロ波スキヤニング装置と称されることがある。一般に、本サーモグラフィ装置は、マイクロ波発振器(プローブ)、マイクロ波検出器、温度検出器、オペレータコンソール、光学カメラ、電子式又はコンピュータ式コントロール、ソフトウェア、画像ディスプレイ機器、及び分析装置で構成される。		10-	該当	029902998	その他の医用サーモグラフィ装置
別表第2	114	361	器09	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40935000	X線画像診断装置ワークステーション	デジタルX線装置、X線コンピュータ断層撮影装置(CT)、透視検査装置などのX線を使用した画像診断装置で使用するように設計されている独立型の画像処理ワークステーションをいう。ハードの種類、構成は問わない。PACS装置のコンポーネントの一つと見なされることがある。画像装置を直接操作するためのコントロールを備えていない点で、オペレータコンソールとは異なる。本品は、オンラインとオフラインの双方でデータの受渡しが可能であり、一般にオペレータコンソールから離れた場所に配置されている。X線画像装置で収集された患者の画像や情報をさらに処理したうえで、表示する機能を提供できる機器構成になっている。病態に係わる判断、評価又は診断を行うための情		10	該当	029999008	他に分類されない画像診断システム
別表第2	115	362	器12	理学診療用器具	40936000	超音波装置ワークステーション	1台以上の超音波画像診断装置とネットワーク接続させる目的で設計されている独立型の画像処理ワークステーションをいう。PACS装置のコンポーネントの1つと見なされることがある。超音波ワークステーションは、画像診断装置を直接操作するためのコントロールを備えていない点で、オペレータコンソールとは異なる。本品は、オンラインとオフラインの双方でデータの受渡しが可能であり、一般にオペレータコンソールから離れた場所に配置されている。1台以上の超音波装置で収集された患者の画像や情報をさらに処理したり、操作したり、表示させたりす		10	該当	029999008	他に分類されない画像診断システム

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	116		器12 理学診療用器具	42183000	電気インピーダンススキャナ	インピーダンスイメージングシステムとも称される電気インピーダンススキャナ(EIS)は、リアルタイム2次元多周波画像装置である。腫瘍組織と周囲の正常組織の静電容量と抵抗の差を検出、記録、マップ作成するために使用する。一般に可動式の設計であり、体表に取り付けた照電極を介して非常に低い電圧の電気信号を流し、その結果生じたインピーダンス値をプローブの形状にしたセンサーアレイで検知することにより、組織内における50～20,000 Hzの周波数範囲の電気インピーダンスの局所的な分布をマップ作成するために使用される。一般に他の画像		10-	非該当	029999008	他に分類されない画像診断システム
別表第2	117	363	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70022000	汎用画像診断装置ワークステーション	デジタルX線装置、X線コンピュータ断層撮影装置(CT)、透視検査装置、磁気共鳴画像(MRI)装置、ガンマカメラ、PET装置、SPECT装置などの画像診断装置とともに使用するように設計されている独立型の汎用画像処理ワークステーションをいう。ハードの種類、構成は問わない。PACS装置のコンポーネントの一つと見なされることがある。通常、画像装置を直接操作するためのコントロールを備えていない点で、オペレータコンソールとは異なる。本品は、オンラインとオフラインの双方でデータの受渡しが可能であり、一般にオペレータコンソールから離れた場所に配置されている。各画像装置で収集された患者の画像や情報をさらに処理したうえで、表示する機能を提供できる機器構成になっている。病態に係わる判断、評価又は診断を行うため		10	該当	029999008	他に分類されない画像診断システム
別表第3	27	845	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	35831000	自動X線フィルムチェンジャ	自動X線フィルムチェンジャは一般に診断用X線装置のコンポーネントの1つである。カセット、1枚のX線フィルム、又は特定サイズのフィルムロールを供給用マガジンから、露光が行われる1対の増感スクリーンの間に送り、その後レシーピングピンへ送るよう設計されている。電動機械又はソフトウェアにより制御されている場合がある。シートフィルム又はロールフィルムの自動チェンジャの典型的な主要コンポーネントには、カセットホルダー、取り付け用スタンド、コントロールパネル、チェンジメカニズム、供給マガジン、レシーピングマガジン、コントロール、プログラムセレクタなどのコンポーネントが含まれる。		12	該当	040202008	フィルムチェンジャ
別表第2	118	364	器74 医薬品注入器	40721000	手動式造影剤注入装置	画像診断の場合に血管又はリンパ管に加圧して注入する造影剤の量と速度を制御するために使用する手動型機械装置をいう。本品は、一般に目盛を付けた注射器、注射器ホルダー及びハウジングユニットで構成され、ハウジングユニットはテーブル面やフロアスタンドに置かれるが、恒久的に取り付けられてい		11	該当	040204002	造影剤注入装置
別表第2	119	365	器74 医薬品注入器	40723000	多相電動式造影剤注入装置	操作者が造影剤注入の基準流速値を設定し、注入進行中における基準値の連続的な変更をプログラムし、注入する造影剤の総量を決定できる設備電源形又は電池形の低圧力又は高圧力造影剤注入装置をいう。一般に、X線CT、X線透視/血管造影、磁気共鳴(MRI)、超音波などの検査で使用する。可変式造影剤注入装置は、固定式注入装置とは違い、注入の進行中に流量を変更できるように設計されている。MRIに使用する造影剤注入装置は非磁性材料のみで作られている。X線画像診断		11	該当	040204002	造影剤注入装置
別表第2	120	366	器74 医薬品注入器	40724000	単相電動式造影剤注入装置	操作者が注入した造影剤の総量を決定可能で、造影剤の流量を注入ごとに一定に設定できる電動形又は電池形の低圧力又は高圧力造影剤注入装置をいう。一般に、X線CT、X線透視/血管造影、磁気共鳴(MRI)、超音波などの検査で使用する。MRI用に設計された固定式造影剤注入装置は、使用環境との適合性を得るために非磁性材料のみで作られている。X線画像		11	該当	040204002	造影剤注入装置
別表第2	121	367	器74 医薬品注入器	40725000	バリウム注腸用造影剤注入・排泄キット	下部消化管検査において消化管に硫酸バリウム液(造影剤)及び/又は空気を注入・排泄するために用いるバッグ、チューブ、クランプ、膨張及び/又は他の流動を調整・計測する機器、及びエネマチップ(ストレート又はカフ付)から成るプレパッケージさ		11	該当	040204044	注腸用造影剤注入・排泄装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	122	368	器10 放射性物質診療用器具	70023000	放射線薬剤投与装置	PET検査で用いるFDGに代表される放射性薬剤又は放射性医薬品を被検者に注入する装置をいう。		11	該当	040204998	その他の造影剤注入装置
別表第3	28	846	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	70024000	ブッキー装置	診断用X線撮影時に、グリッドを用いX線被写体(患者)から発生する散乱X線を効果的に吸収し、さらにグリッドを移動することにより、その縞目を除去し画質を向上させる装置をいう。本体ケース、グリッド、グリッド移動機構及びカセットトレーから構成される。		12	該当	040206006	ブッキー装置
別表第3	29		器84 前各号に掲げる物の付属品で、厚生省令で定めるもの	35823000	モータ付画像診断用観察装置	X線、磁気共鳴(MR)、CT、超音波などの様々な方法で撮影して放射線写真フィルムに記録した医学画像を保持、検索、投光し、直接観察できるようにした電気機械式及び/又はソフトウェア制御式のモータ付装置をいう。写真観察装置とも称される。モータ付観察装置は、一般に固定式又はポータブル式で、床やテーブルトップに配置するユニットで、フィルムマガジンに連結したモータ付パネルセットで構成されている。所定のコントロール操作することにより、事前に装填しておいたフィルムを自動的に検索して表示させる。明るく均質な照明を備え、観察中に所定の位置にフィルムを配置するための付属器具が付いている。		12	非該当	040208000	医療用X線写真観察装置
別表第3	30		器84 前各号に掲げる物の付属品で、厚生省令で定めるもの	36488000	モータなし画像診断用観察装置	フィルムに記録したX線、磁気共鳴(MR)、CT、超音波、又は核医学などの医療用画像を保持、固定して投光するモータなしの装置をいう。モータなしの簡単な構造で、壁やテーブルに配置する。明るく均質な照明を備え、観察面には多数のフィルムを保持する(フィルムクリップ)器具が備わっている。		12	非該当	040208000	医療用X線写真観察装置
別表第3	31	847	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	41011000	暗室自動X線フィルム現像装置	暗室環境でX線フィルム又は放射線写真フィルムのカセットからの取り外しと現像装置への搭載を手的に行うことが必要な自動フィルム現像装置をいう。フィルム現像行程において、フィルムの挿入以外の作業を要することなく、X線フィルム又は放射線写真フィルムを各現像用溶液に送るために設計されている。一般にフィルム搬送、温度、循環、補充、乾燥、電気コントロールの6つのメインサブシステムで構成されている。		12	該当	040210007	医療用自動現像装置
別表第3	32	848	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	41012000	明室自動X線フィルム現像装置	暗室の必要性を排除するために設計された明室現像装置をいう。本自動現像装置は、X線フィルム又は放射線写真フィルム用であり、未使用フィルムをカセットに自動的に装填し、撮影済みのフィルムを装置の自動フィルム現像処理部に送り込む。フィルム搬送、温度、循環、補充、乾燥、電気コントロールの6つのメインサブシステムに加え、カセットローダーとアンローダーで構成されている。一般に床設置型又はデスクトップ型の設計		12	該当	040210007	医療用自動現像装置
別表第3	33	849	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	41014000	自動シネフィルムX線フィルム現像装置	蛍光増倍管の蛍光体の出力を連続X線透視画像として映画用フォーマットで記録する映画用カメラの使用に必要なX線透視検査(透視映画撮影法)用16mm又は35mmフィルムロールに対する自動写真フィルム現像装置をいう。シネフィルム現像装置とも称される。		12	該当	040210007	医療用自動現像装置
別表第3	34	850	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	70025000	歯科用自動現像装置	歯科用X線フィルムを自動現像する装置をいう。手動式を除く。		1	該当	040212001	歯科用自動現像装置
別表第3	35	851	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	35580000	マルチフォーマット画像診断用カメラ	一般にレーザースキャンニング技術を使用したカメラベースの画像装置をいう。CT、MRI、PET、ガンマカメラ、超音波などの画像診断システムを使用して生成されたデジタル画像を取り込み、取り込んだデジタル画像をフィルム上に様々な画像フォーマットで再生するために使用する。通常、1枚のフィルム上に録画する画像数を操作者が指定するための機能を備えている(マルチフォーマット)。通常、1枚のフィルム上に録画する画像数は、1画像から2の倍数で128画像まで設定することが可能		12	該当	040214005	画像診断用イメージャ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	36	852	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70026000	画像診断用イメージャ	画像診断用イメージャでは、CTやMRI、超音波、CRなどのデジタル画像信号を取り込み、取込んだ画像を画像記録用フィルム上で再生するために使用する。書き込む方式として、レーザー光を用いてフィルム上に書き込む方式のものや、サーマルヘッド方式のものがある。イメージャは、一般に画像信号処理部、レーザー走査部及びフィルム現像処理部などで構成されている。取込んだ画像情報は、1枚のフィルム上に複数枚記録する。		12	該当	040214005	画像診断用イメージャ
別表第3	37	853	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	70027000	X線被曝低減装置	例えば、パルス透視などX線被曝低減を目的としたX線制御機能をいう。X線制御装置に付加される補助機能として構成される。		12	該当	040299020	X線被曝低減装置
別表第3	38	854	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	34311000	X線自動露出制御器	自動露出制御器は、診断用X線装置のソフトウェア制御式又は電子制御式サブシステムであり、検査中の身体部分を通すX線ビームを自動的に監視し、必要とする濃度の放射線画像を得るに十分な量の放射線が到達すると照射を終了する。		12	該当	040299046	X線自動露出制御器
別表第3	39		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40898000	頭頸部画像診断・放射線治療用患者体位固定具	枠や板などの固定式又は調節可能な位置決め装置で構成され、画像診断及び歯科用X線撮影の場合に患者の頭部、頸部、及び頸椎を適切に位置決め、固定する目的で特別に設計された装置をいう。画像支援下での手術、インターベンショナル法、又は放射線治療の場合で、連続的画像検査又は連続的放射線治療で容易に再現性のある位置決めをすることが必要な		1	非該当	040402000	患者固定具
別表第3	40		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40899000	胸部画像診断・放射線治療用患者体位固定具	画像診断、画像支援下での手術、インターベンショナル法、又は放射線治療の場合に女性患者の乳房と胸部を適切に位置決め、固定する目的で特別に設計された装置をいう。本品は、枠又は板状である場合があり、連続的画像検査又は連続的放射線治療で容易に再現性のある位置決めをするために使用する。X線画像診断用だけを対象とする。		1	非該当	040402000	患者固定具
別表第3	41		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40900000	四肢画像診断・放射線治療用患者体位固定具	画像診断、画像支援下での手術、インターベンショナル法、又は放射線治療の場合に患者の腕と足を適切に位置決め、固定する目的で特別に設計された装置をいう。本品は、枠又は板状である場合があり、連続的画像検査又は連続的放射線治療で容易に再現性のある位置決めをするためにも使用する。X線画像診断用だけを対象とする。		1	非該当	040402000	患者固定具
別表第3	42		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40901000	骨盤画像診断・放射線治療用患者体位固定具	画像診断、画像支援下での手術、インターベンショナル法、又は放射線治療の場合に患者の腹部及び骨盤部を適切に位置決め、固定する目的で特別に設計された枠、板などの装置をいう。連続的画像検査又は連続的放射線治療で容易に再現性のある位置決めをするためにも使用する。X線画像診断用だけを		1	非該当	040402000	患者固定具
別表第3	43		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40902000	全身画像診断・放射線治療用患者体位固定具	画像診断、画像支援下での手術、インターベンショナル法、又は放射線治療の場合に全身を適切に位置決め、固定する目的で特別に設計された固定式又は調節可能な部品(枠、板など)から構成される装置をいう。連続的画像検査又は連続的放射線治療で容易に再現性のある位置決めをするためにも用いられる。X線画像診断用だけを対象とする。		1	非該当	040402000	患者固定具
別表第3	44		器84 前各号に掲げる物の附属品で、厚生省令で定めるもの	37684000	X線装置用蛍光板	X線装置用蛍光板はX線透視装置のコンポーネントの1つで、観察者がリアルタイムで患者のX線画像を直接観察できる装置で使用される。X線増感紙と類似しており、増感紙と同様、裏装材(厚紙、プラスチック、又は金属)、二酸化チタンなどの反射層材料、蛍光体の活性層(タングステン酸カルシウム、硫酸バリウム、又は希土類材料)と保護層で構成されている。画像を形成するために発せられる光は、人間の目で認識できる波長でなけ		1	-	040404004	医用X線装置用蛍光板

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	45		器84 前各号に掲げる物の附属品で、厚生省令で定め	70028000	光輝尽性蛍光板	X線エネルギーを蓄え、レーザー光を当てると蓄えたエネルギーに相当する蛍光を発光する蛍光板をいう。一部の光輝尽性蛍光板にはカセットを組み合わせたものもある。通常、コンピュータラジオグラフィ、光輝尽性蛍光板用カセットと併用す		1	-	040404062	光輝尽性蛍光板
別表第3	46		器84 前各号に掲げる物の附属品で、厚生省令で定め	34317000	X線増感紙	一般にX線画像診断で使用されるX線フィルムカセットのコンポーネントの1つと見なされる装置をいう。乳剤X線フィルムと共に使用する。裏装材(厚紙、プラスチック、又は金属)、二酸化チタンなどの材料で作られた反射層、蛍光体(タングステン酸カルシウム、硫酸バリウム、又は希土類)で作られた活性層、及び静電気を防止し清掃できるようにするための保護層(一般にプラスチックコーティング)で構成されている。患者の被曝量を減少させ、露出時間を短縮し、動きによるアーチファクトがフィルム画像に生じることを減少させるために使用する。		1	-	040406008	医用X線増感紙
別表第3	47		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	35437000	手動式X線フィルムカセット	医用画像撮影の場合、画像診断装置、フィルムフォーマット、又はフィルム現像装置への移動や挿入で室内灯に露光しないようにX線フィルムを遮蔽するために使用する用具をいう。一般に特定の画像装置や画像フォーマットユニットと使用するよう設計されており、金属又はプラスチック製ハウジングと金属又はプラスチック製着脱式インサートで構成されている。一部のX線用カセットではX線用グリッド及び/又はX線増感紙がカセッ		1	非該当	040408002	放射線用フィルムカセット
別表第3	48		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	35839000	自動フィルム交換X線フィルムカセット	自動X線フィルムチェンジャーで使用しフィルムチェンジャーの一部として機能するよう設計されているX線フィルムカセットをいう。カセットは、所定の暗室条件下でX線フィルムを装填し、フィルムチェンジャーのローディングマガジンに取り付ける。露光後も、術者が最終処理のために取り外すまでは、マガジン内に入れたま		1 2	非該当	040408002	放射線用フィルムカセット
別表第3	49		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70029000	光輝尽性蛍光板用カセット	X線撮影などに用いる光輝尽性蛍光板用のカセットをいう。通常、コンピュータラジオグラフィ、光輝尽性蛍光板と併用する。		1 2	非該当	040408002	放射線用フィルムカセット
別表第3	50	855	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40914000	X線用グリッド	平面X線画像や乳房撮影などの診断用X線撮影で使用する静止又は運動(往復又は回転)グリッドをいう。一般に、アルミニウム又はX線透過性有機化合物で満たされたX線透過性のスペーサ(中間物質)で仕切られた鉛はく片を収めたハウジング(箱)で構成されている。X線写真撮影用グリッドは、X線被写体(患者)とX線フィルム間に配置して使用され、散乱X線を吸収し、アーチファクトを減少させ、X線フィルムに達する前に二次X線を吸収することによりX線画像のコントラストを改善する。X線装置の構成機器の一部や放射線用カセットの一部とし取り付けられる場合や壁面に取り付けられる場合がある。		1	該当	040410009	X線用グリッド
別表第3	51	856	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40915000	静止X線用グリッド	平面X線画像や乳房撮影などの診断用X線撮影で使用するX線装置のコンポーネントの一つをいう。一般に、X線透過性のスペーサ(中間物質)で仕切られた鉛はく片を収めたハウジング(箱)で構成されている。これらのスペーサ(中間物質)は、アルミニウム又はX線透過性の有機化合物で満たされている。X線写真撮影用グリッドは、X線被写体(患者)とX線フィルム間に配置して使用され、散乱X線を吸収し、アーチファクトを減少させ、X線画像のコントラストを改善するために使用される。一般に、直線グリッドとクロスグリッドの2つのパターンがある。大部分は集束線と称される空間内の一つの線に焦点を合わせるが、焦点距離と称される可変領域内で使用することもできる。		1	該当	040410009	X線用グリッド

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	52	857	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40916000	運動X線用グリッド	診断用X線撮影で使用するX線装置のコンポーネントの一つをいう。運動グリッドは、1回のX線照射又は連続的な照射中に直線的又は往復運動で自動的に前後に移動するように設計されている。一般に、X線透過性のスペーサ(中間物質)で仕切られた鉛はく片で構成されている。散乱X線を吸収し、アーチファクトを減少させ、X線画像のコントラストを改善するために使用される。設計によっては、1回のX線照射の間に1又は2方向に動く。グリッドが一旦止まって方向を変える時点でX線照射が調整される。X線照射の調整により、鉛片で生じた陰影を消し、露光した診断用X線フィルムに生じるグリッドラインを取り除く。		1	該当	040410009	X線用グリッド
別表第3	53	858	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	40917000	回転X線用グリッド	診断用X線撮影で使用するX線装置のコンポーネントの一つをいう。回転X線用グリッドは主に連続撮影で使用される。一連のX線照射の間に自動的かつ連続的に回転するように設計されている。この連続した回転運動により、鉛片で生じた陰影が消される。散乱X線を吸収し、アーチファクトを減少させ、X線画像のコントラストを改善するために使用される。X線透過性スペーサ(中間物質)で仕切られた鉛はく片から成る丸い直線グリッド構造で構成され、一連のX線照射の間に約600 rpmの角速度で		1	該当	040410009	X線用グリッド
別表第3	54		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	31828000	歯科用X線ビームアライメント装置	歯科用X線フィルムを支持及び配置するために使用する機械的器具をいう。歯科X線画像撮影の場合に配置された歯科X線フィルムに対してX線管を適切に物理的に位置合わせするためのガイドとして使用する。設計によっては、口腔内又は口腔外歯科X線装置のガイドとして使用することができる。		5-	非該当	040499006	その他の撮影用具
別表第3	55		器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	70030000	歯科用デジタル式X線センサ	口腔内で使用するデジタル式歯科用エックス線センサで、歯科一般用X線撮影装置と組み合わせ用いるものをいう。センサはCCD等から構成され、センサ駆動回路及び信号処理回路を含む。		5-	非該当	040499006	その他の撮影用具
別表第3	56		医01 エックス線フィルム	40979000	スクリーン型医用X線・画像診断用フィルム	医用画像用に設計されているX線フィルムをいう。主に増感紙や他の可視光源から発せられた光の波長に対して感受性が高い。酢酸セルロース、ポリエステル樹脂、又は他の適切な材料から作られた透明なフィルムベースの片面(片面乳剤フィルム)又は両面(両面乳剤フィルム)に光線とX線に感受性を有する粒子で構成される感光乳剤を塗ったシートである。X線画像装置での使用に限定されず、核医学や超音波など、画像の出力にLやマトリックスフォーマットを使用した様々な画像診断法で		1	-	040602028	直接撮影用フィルム
別表第3	57		医01 エックス線フィルム	40980000	ノンスクリーン型医用X線・画像診断用フィルム	医用画像用に設計されているノンスクリーン型X線フィルムをいう。ノンスクリーン型フィルムは、X線に直接露光させるように設計されており、増感紙から発せられた可視光への感受性は比較的低い。酢酸セルロース、ポリエステル樹脂、又は他の適切な材料から作られた透明なフィルムベースの片面(片面乳剤フィルム)又は両面(両面乳剤フィルム)に光線とX線に感受性を有する粒子で構成される感光乳剤を塗ったシートである。		1	-	040602028	直接撮影用フィルム
別表第3	58		医01 エックス線フィルム	40982000	画像診断用シネフィルム	医科又は歯科画像診断に用いるため特別に設計された各種サイズ(16mm、35mm等)の映画又はムービーフィルムをいう。医用画像診断では、この種のフィルムをシネフィルムということが		1	-	040602044	間接撮影用フィルム
別表第3	59		医01 エックス線フィルム	40984000	画像診断用非自己現像フィルム	医科又は歯科画像診断に用いるため特別に設計されたフィルム(70mm、90mm、100mm、105mmなど)のシート又はロールをいう。この種のフィルムは、フィルムに保存された画像を現像するために写真現像機を使用する必要がある。		1	-	040602044	間接撮影用フィルム
別表第3	60		医01 エックス線フィルム	40983000	画像診断用自己現像フィルム	専用のカメラに用いるため、また特に、得られた結果が状況を正確に反映するかどうかを確認することが有用である場合に、医科又は歯科画像診断に用いるため特別に設計された自己現像式の写真フィルム(インスタント、ポラロイド等)をいう。		1	-	040602060	画像記録用フィルム

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	61	医01	エックス線フィルム	40977000	スクリーン型歯科画像診断用X線フィルム	特に歯科X線装置で使用するためにサイズを定めて設計したスクリーン型X線フィルムをいう。スクリーン型フィルムは、主に増感紙から発せられた光線の波長に高い感受性を示すように設計されている。酢酸セルロース、ポリエステル樹脂、又は他の適切な材料から作られた透明なフィルムベースの片面(片面乳剤フィルム)又は両面(両面乳剤フィルム)に光線とX線に感受性を有する粒子で構成される感光乳剤を塗ったシートである。		1	-	040604022	歯科用一般X線フィルム
別表第3	62	医01	エックス線フィルム	40978000	ノンスクリーン型歯科画像診断用X線フィルム	特に歯科X線装置で使用するためにサイズを定めて設計したノンスクリーン型X線フィルムをいう。ノンスクリーン型フィルムは、X線に直接露出させるように設計されており、増感紙から発せられた可視光への感光性は比較的弱い。酢酸セルロース、ポリエステル樹脂、又は他の適切な材料から作られた透明なフィルムベースの片面(片面乳剤フィルム)又は両面(両面乳剤フィルム)に光線とX線に感受性を有する粒子で構成される感光乳剤		1	-	040604048	歯科用特殊X線フィルム
別表第3	63	器11	放射線障害防護用器具	38355000	放射線防護用前掛	患者、術者、又は他の人員の体の一部を医療又は歯科における放射線被曝から保護するための標準長又は半分の長さの前掛状の衣類をいう。頸部及び甲状腺を保護するための固定式又は脱着式の衿を備えている場合がある。本品は一般に薄い1枚の鉛又は鉛と同等の材料を覆う耐液体性の外部カバーで構成される。中性子を減衰する場合は、水素性材料で作られており、ベータ/ガンマ混合放射線野で使用する場合は、水素性材料と鉛同等材料の双方の層で作られていることがある。		1	非該当	040802004	X線防護前掛
別表第3	64	器11	放射線障害防護用器具	38356000	放射線防護用胸部前掛	診断や治療のための医科/歯科処置における不必要な放射線被曝から患者、術者、又は他の人員の胸部を保護するために使用する個人用の保護装置をいう。頸部及び甲状腺を保護するための固定式又は脱着式の衿を備えている場合がある。一般に診断用のX線や核医学で使用する前掛は、薄い1枚の鉛又は鉛と同等の材料を覆う耐液体性の外部カバーで構成される。中性子を減衰するために使用する前掛は、水素性材料で作られており、ベータ/ガンマ混合放射線野で使用する前掛は、水素性材料と鉛同等材料の双方の層で作られていることがある。		1	非該当	040802004	X線防護前掛
別表第3	65	器11	放射線障害防護用器具	38364000	放射線防護用手袋	術者や他の要員の手の全体を診断及び治療措置に関連した一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から保護するために使用する個人用の保護装置をいう。それぞれの指が個々に保護される。一般に診断用のX線や核医学で使用する手袋は、薄い1枚の鉛又は鉛と同等の材料を覆う耐液体性の外部カバーで構成される。本手袋は、指及び手の裏表へ達する全方向からの放射線を防御している。一部の手袋は液状の放射性物質や体液から保護するための追加的な物理的障壁を有して		1	非該当	040804008	X線防護手袋
別表第3	66	器11	放射線障害防護用器具	38365000	放射線防護用ミトン	術者や他の要員の手を診断及び治療措置に関連した一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から保護するために使用する個人用の保護装置をいう。時にミットと称されるミトンは、親指と他の指を別々又は一緒に保護する。一般に診断用のX線や核医学で使用する手袋は、薄い1枚の鉛又は鉛と同等の材料を覆う耐液体性の外部カバーで構成される。		1	非該当	040804008	X線防護手袋
別表第3	67	器11	放射線障害防護用器具	38366000	放射線防護用局所手防護具	診断及び治療措置に関連した一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から手や指の一部分を保護するために使用するストラップ付きの平らなパッド又は部分手袋をいう。本防護具は手の平だけを保護するように設計されている場合や手や指の甲だけを保護するように設計されている場合がある。一般に薄い1枚の鉛又は鉛と同等の材料を覆う耐液体性の外部カバーで構成され、診断用又は外科用手袋の上に着用する。		1	非該当	040804008	X線防護手袋

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	68	器11	放射線障害防護用器具	38360000	放射線防護用ゴーグル	診断や治療のための医科/歯科処置に伴う一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から術者や他の人員の眼を保護するために使用する個人用防護装置をいう。一般に、ガラスやプラスチックなどの鉛と同等の材料から作られたレンズ、サイドシールド、トップシールド、ボトムシールドを備えた単一のユニットで構成されるゴーグルとして設計される。レンズとシールドは液状の放射性物質から保護するための物理的障壁ともなっている。ゴーグルのレンズには、非矯正(非処方)レンズと個人の視力に合わせて視力矯正(処方)レンズがある。		1	非該当	040806002	X線防護眼鏡
別表第3	69	器11	放射線障害防護用器具	38361000	放射線防護用患者向け眼鏡	患者の眼を覆って、診断及び治療措置に関連した一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から眼を保護するために使用する個人用の保護装置をいう。防護眼鏡には様々な形状があり、光子を減弱する場合は鉛ガラス、鉛、又はタングステンで作られ、中性子を減弱する場合は水素性材料で作られている。		1	非該当	040806002	X線防護眼鏡
別表第3	70	器11	放射線障害防護用器具	38363000	放射線防護用顔面防護具	診断や治療のための医科/歯科処置に伴う一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から医療関係者や他の人員の顔面や眼を保護するために使用する透明又は不透明な個人用防護装置をいう。本品は一般にガラスやプラスチックなどの鉛と同等の材料から作られ、個人用メガネの上から着用できる。液状の放射性物質から保護する役割も果たす。バイザー又はマスクと		1	非該当	040806002	X線防護眼鏡
別表第3	71	器11	放射線障害防護用器具	38884000	放射線防護用術者向け眼鏡	診断や治療のための医科/歯科処置に伴う一次放射線や散乱放射線による不必要な被曝から術者や他の人員の眼を保護するために使用する個人用防護装置をいう。眼鏡は一般にガラスやプラスチックなどの鉛と同等の材料から作られたレンズ付きフレームとサイドシールドで構成されている。レンズとシールドは液状の放射性物質から保護するための物理的障壁ともなっている。非矯正(非処方)眼鏡と視力矯正用(処方)眼鏡があ		1	非該当	040806002	X線防護眼鏡
別表第3	72	器11	放射線障害防護用器具	38357000	放射線防護用掛布	診断や治療のための医科/歯科処置における不必要な放射線被曝から患者、術者、又は他の人員の体の特定部分を保護するために使用する個人用の保護装置をいう。一般に診断用のX線や核医学で使用される掛布は、薄い1枚の鉛又は鉛と同等の材料を覆う耐液体性の外部カバーで構成される。中性子を減衰するための掛布は、鉛の代わりに水素性材料で構成されている。ベータ/ガンマ混合放射線野で使用される掛布は、水素性材料と鉛同等材料の双方の層で作られていることがある。		1	非該当	040808064	患者用X線防護掛布
別表第3	73	器11	放射線障害防護用器具	38358000	放射線防護用カラー	診断や治療のための医科/歯科処置における不必要な放射線被曝から患者、術者、又は他の人員の頸部又は甲状腺を保護するために使用する個人用の保護装置をいう。単独で使用できる場合や、前掛や胸当てと共に使用する付属品として設計されている場合がある。X線や核医学で使用されるカラーは、薄い1枚の鉛又は鉛と同等の材料を覆う耐液体性の外部カバーで構成される。中性子を減衰するために使用するカラーは、鉛ではなく水素性材料で作られており、ベータ/ガンマ混合放射線野で使用されるカラーは、水素性材料と鉛同等材料の双方の層で作ら		1	非該当	040808992	その他の被写体防護用品
別表第3	74	器11	放射線障害防護用器具	38362000	放射線防護用甲状腺防護具	診断用医薬品又は歯科処置による不必要な放射線被曝から患者、操作者等の甲状腺を遮蔽するために特別に設計された放射線防護装置をいう。本品により甲状腺と一次放射線源又は散乱放射線源との間に減衰バリアが生じる。喉の甲状腺領域を遮蔽するために調節可能な多関節アームにより壁、天井又は放射線放出装置に設置する構造的甲状腺防護具もある。さらに柔軟性があり甲状腺に適合するものもある。通常、鉛薄板		1	非該当	040808992	その他の被写体防護用品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	75		器11 放射線障害防護用器具	38367000	放射線防護用生殖腺防護具	診断用医科又は歯科処置による不必要な放射線被曝から放射線を減衰させることにより患者、操作者等の生殖腺を遮蔽することを目的とした個人用防護装置をいう。1.生殖腺に適合するように解剖学的に設計されたもの、2.身体に直接装着するもの、3.多関節アームにより壁又は放射線放出装置に設置するもの等様々なものがある。男性生殖腺及び女性生殖腺防護具は、通常、鉛又は鉛と同等の物質を使用している。		1	非該当	040808048	股関節撮影用防護具
別表第3	76		器11 放射線障害防護用器具	38374000	放射線防護用固定式バリア	一次放射線源又は散乱放射線源からの放射線放出を遮断又は減衰させることを目的とした構造的バリアを形成する永久的に据え付ける器具をいう。通常、診断用又は治療用放射線放出機器などから放出される放射線による不必要な被曝から患者を保護するために用いる中実又は透明のバリアを備えている。放射性物質の投与又は放射線源の設置を必要とする診断又は治療を受けている患者を保護するために用いる場合もある。本品は床、壁、天井又は医療機器に永久的に取り付けるが、可動域の制限された関節構造体に取り付けることができ		1	非該当	040808992	その他の被写体防護用品
別表第3	77		器11 放射線障害防護用器具	38373000	放射線防護用移動式バリア	医学的診断又は治療及び歯科処置に用いた放射線による不必要な被曝から術者等を保護することを目的とした自立型の移動式バリアをいう。本品により人と一次放射線源又は散乱放射線源との間に物理的な放射線減衰バリアが生じる。大半は内部を目視することができるように透明な鉛ガラス製又はプラスチック製の挿入部がある。使用する材料は減衰させる放射線の種類に応じて異なる。たとえば、診断用X線及び核医学に用いるものは鉛又は鉛と同等の物質を使用している。中性子を減衰させるのに用いるものは鉛ではなく水素性材料を使用してい		1	非該当	041002003	X線防護つい立て
別表第3	78		器11 放射線障害防護用器具	38375000	放射線防護用カーテン	患者から放出される放射線又は医学的処置又は歯科処置に用いた放射線による不必要な被曝から術者等を保護することを目的とした柔軟な放射線防護用具をいう。本品は人と一次放射線源又は散乱放射線源との間に設置する柔軟な放射線遮断・減衰バリアである。天井、壁、放射線放出装置又は他の放射線遮蔽に取り付けたロッド又はトラックから吊るすように設計されている。通常、柔軟な鉛又は鉛と同等の物質で作られた薄いシートを囲む耐液体性の外装からなる。		1	非該当	041004007	X線防護カーテン
別表第3	79		器11 放射線障害防護用器具	70031000	胸部X線間接撮影用防護箱	胸部X線間接撮影で、操作者に対する患者からの散乱線及びX線源装置からの漏えい放射線を遮蔽するために、X線源装置、ミラーカメラの入射面及びその間に位置する患者を囲む防護箱		1	非該当	041006001	胸部X線間接撮影用防護箱
別表第1	257	49	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	17437000	血液照射装置	リンパ球を不活化するために電離放射線源を用いて血液及び血液成分を照射する装置をいう。照射は、例えば、セシウム137線源を用いることができ、装置は通常の検査室環境で使用するために自己遮蔽ユニットとして作られている。		3	該当	049902008	血液X線照射装置
別表第3	80		器16 体温計	35397000	水銀毛細管体温計	患者の体温を測定するために使用する測定装置をいう。本品はガラス製の細い中空管であり、上部と下部が密封され、基部にあるバルブに水銀が充填されている。毛細管原理に基づいて機能し、記録された熱によって目盛りカラムに充填された媒体が比例的に膨張する。		1	-	060202020	水銀体温計
別表第2	123		器16 体温計	14032000	電子体温計	患者の体温を測定するための測定装置をいう。本品は、表示ユニットとセンサ及びその他からなり、体温を検出し、ある電気特性(抵抗、電圧等)に変換するものである。このような電気特性は、電子回路内で処理した後、最高温度保持し、体温値として		10-	非該当	060202046	電子体温計
別表第2	124	369	器16 体温計	70032000	熱流補償式体温計	体表面に測定用プローブを置き、その部位での深部体温を連続的に測定する体温計をいう。プローブの中にヒーターが入っており、深部と体表面の間の熱流を打ち消すようにヒーターを制御することで、体表面において、その部位における深部体温		10-	該当	060202062	深部体温計

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	125		器16 体温計	17887000	耳赤外線体温計	患者の体温を測定するための測定装置をいう。患者の耳道温を測定するために用いる。多くの場合、耳道内の赤外線を測定することによって身体の内部(核心)温度を推定できるよう設計されている。鼓膜からの赤外線を直接測定し表示しているものもある。本品は、腋窩(えきか)温・口腔温・直腸温のオフセット(補正值)を表示しているものもある。		10-	非該当	060202990	その他の体温計及び関連機器
別表第2	126		器16 体温計	17888000	皮膚赤外線体温計	患者の体温を測定するための測定装置をいう。本品は皮膚上のある部位(腋窩(えきか)、額等)の赤外線発光を測定することによって、同部位の温度を推定するために用いる。		10-	非該当	060202990	その他の体温計及び関連機器
別表第3	81		器16 体温計	34343000	アルコール毛細管体温計	患者の体温を測定するために使用する測定装置をいう。本品はガラス製の細い中空管であり、上部と下部が密封され、基部にあるバルブに有色アルコールが充填されている。毛細管原理に基づいて機能し、記録された熱によって目盛付きカラムに充填された媒体が比例的に膨張する。		1	-	060202990	その他の体温計及び関連機器
別表第3	82		器16 体温計	35899000	色調表示式体温計	患者の体温を測定するために使用する測定装置をいう。本品は、プラスチック又は金属ストリップの先端に密封されており、記録された体温に従って色調が変化する感熱化学セル(ドット)のアレーを利用することによって測定を行う。		1	-	060202990	その他の体温計及び関連機器
別表第2	127	370	器16 体温計	35942000	りん光・光ファイバ体温計	患者の体温を測定するための測定装置をいう。本品は、通常、りん光崩壊時間又はその他の温度で変化する物理特性(液晶構造、分極回転等)に基づいた小型温度センサを内蔵する光ファイバプローブを用いる。		10-	該当	060202990	その他の体温計及び関連機器
別表第3	83		器16 体温計	37340000	再使用可能な体温計プローブ	体温計に接続し、体温測定のため、通常身体の開口部に挿入したり、体表面に配置する器具をいう。本品は、一時的な使用、及び咽頭までの口腔、鼓膜までの外耳道または鼻腔のみでの短期的使用を意図しており、洗浄して再使用することができる。		5-	-	060202990	その他の体温計及び関連機器
別表第3	84		器18 血圧検査又は脈波検査用器具	16156000	アネロイド式血圧計	腕周に巻きつける加圧可能のカフ、カフ内の空気圧を調節する弁、アネロイド式圧力計から構成される機器をいう。		1	非該当	060204024	アネロイド式血圧計
別表第3	85		器18 血圧検査又は脈波検査用器具	16158000	水銀柱式血圧計	動脈血圧の間接的(非観血的)測定に用いる装置をいう。腕に巻き付ける膨張式のカフ、カフ及び圧力計内の圧力を調節するバルブから構成される。		1	非該当	060204040	水銀柱式血圧計
別表第2	128		器18 血圧検査又は脈波検査用器具	16173000	自動電子血圧計	血圧の間接的(非観血的)測定に用いる電子式装置をいう。医師の指導のもと、在宅での自己血圧測定に使用するものであり、使用者の自己血圧管理を目的とするものである。耐用回数は最大30,000回であり、それを使用者に告知しなければならない。カフは自動的に加圧する。通常、収縮期及び拡張期血圧に		10-	非該当	060204066	電子非観血血圧計
別表第2	129	371	器18 血圧検査又は脈波検査用器具	16173010	医用電子血圧計	血圧の間接的(非観血的)測定に用いる電子式装置をいう。適切な機能、カフの自動的又は手動的な加圧等を内蔵プログラムを用いて行う。収縮期及び拡張期血圧に加えて、通常、心拍数や平均動脈圧を表示する。本品には、自動電子血圧計を		10-	該当	060204066	電子非観血血圧計
別表第2	130		器18 血圧検査又は脈波検査用器具	16174000	手動式電子血圧計	動脈血圧の間接的(非観血的)測定に用いる装置をいう。カフは手動で加圧する。測定値は通常、電子ディスプレイに表示される。		10-	非該当	060204066	電子非観血血圧計
別表第2	131	372	器18 血圧検査又は脈波検査用器具	16986000	容積補償式血圧計	1本の指で生じる血液量の変化を測定する自動電子血圧計をいう。指の周囲に装着するカフを利用するものが多い。このカフにより、(動脈容積変化がゼロになるように)動脈血圧に等しい逆圧力を与えることによって、微妙な動脈容積の変化を検出		10-	該当	060204066	電子非観血血圧計
別表第2	132	373	器18 血圧検査又は脈波検査用器具	34931000	中心・末梢静脈血圧モニタ	留置カテーテル及び圧力計を用いて、中心又は末梢静脈圧における患者に関連した観血的血圧測定値又は中心静脈圧と末梢静脈圧の差を測定及び記録する装置をいう。		10	該当	060204082	電子観血血圧計
別表第2	133		器21 内臓機能検査用器具	37257000	単回使用圧トランスデューサ	親機に表示するため、圧力を電気信号に変換する装置をいう。本品は単回使用である。		2-	-	060216991	その他の内圧計

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	134		器21 内臓機能検査用器具	37312000	再使用可能な圧トランスデューサ	親機に表示するため、圧力を電気信号に変換する装置をいう。本品は再使用可能である。		2-	非該当	060216991	その他の内圧計
別表第2	135	374	器18 血圧検査又は脈波検査用器具	36888000	長時間血圧記録用データレコーダ	血圧の長時間(24時間)の記録を行うために患者が携帯する装置をいう。記録されたデータは、解析のため病院にて解析装置にダウンロードされる。		10	該当	060204109	非観血連続血圧計
別表第2	136		器18 血圧検査又は脈波検査用器具	33384000	眼底血圧計	眼内の血液量の変化を評価するために用いる機器をいう。例えば、得られたデータは眼底血圧の算出に用いることができる。真空又は空気を満たしたアイカップ又はトランスデューサ等のパルスセンサーを含むものがある。脳卒中予防プログラムで頸動脈の狭窄及び閉鎖の検出及び評価に用いるほか、内頸動脈内の血流状態と相関性のある他の疾患の評価に用いるものも		10	非該当	060204994	その他の血圧計
別表第2	137	375	器18 血圧検査又は脈波検査用器具	70033000	血圧脈波検査装置	四肢の非観血血圧を計測し、心電図、心音図、頸動脈脈波図、股動脈脈波図、四肢の脈波図等を同時に計測することにより、患者の動脈の伸展性及び下肢血管の血流障害の程度を検査することができる装置をいう。		10-	該当	060204994	その他の血圧計
別表第3	86		器13 聴診器	13755000	機械式聴診器	心臓及び肺の音を聴くために用いる機械式の聴取装置をいう。通常、リスニングヘッドに膜があり、この膜が分岐Y字型チューブによってイヤーオリーブ(ユーザの耳に挿入する)を備えたヘッドギアに接続されている。通常、以下の2つの形式がある：1.臨床・病棟活動に用いる汎用聴診器。2.心臓専門医が使用する		1	非該当	060206028	聴診器
別表第3	87		器13 聴診器	32659000	胎児用聴診器	胎児の心音を聴くために用いる機械式の聴取装置をいう。通常、中空管型(トランペット型)をしており、胎児心音を気導によって内部チャンネルを経て伝達する。		1	非該当	060206028	聴診器
別表第3	88		器13 聴診器	35054000	食道聴診器	機械式聴診器の1種で、心音及び肺音を聴くため患者の食道に挿入できるよう設計されているものをいう。		1	非該当	060206028	聴診器
別表第2	138		器13 聴診器	13754000	電子聴診器	通常の機械式聴診器では感知することが困難な非常に微弱な体音を感知及び増幅する電子式の聴取装置をいう。サウンドトーンと強化トーンを識別するものもある(欠陥のある心臓弁を通る血流等)。結果が画面に表示されるものもある。		10	非該当	060206044	電子聴診器
別表第2	139		器13 聴診器	13756000	超音波聴診器	血流を音で検出するため携帯型の超音波スキャナとともに用いる装置をいう。通常、イヤーピースを内蔵し、循環障害のある患者の血圧を測定し、動脈血流を評価するために超音波装置に		10	非該当	060206044	電子聴診器
別表第3	89		器14 打診器	11950000	打診器	ハンドル、軸及びヘッドからなる金属製(通常、ステンレス製)又は木製の器具をいう。反射を検査するため身体に力を伝達するために用いる。ハンドルは手のひらに適合するように設計され、通常、丸く軸に向かって先細になり、この軸の先端にヘッドがある。打診槌のヘッドは様々な形状のものがある。衝撃を吸収するために片端又は両端をゴム又はプラスチックの様々な形状の物質に取り付けるハンマーヘッドもある。ヘッド全体がゴム又はプラスチック製のものもある。本品は神経学的検査に用いる。		1	非該当	060206060	打診器
別表第3	90		器14 打診器	32953000	電動式打診器	ピストンヘッドにロック/リリース用パネ止めをもつパネ式打診槌をいう。反射を検査するため身体に測定した力を伝達するため		12	非該当	060206060	打診器
別表第3	91		器13 聴診器	33213000	プロス切替弁	心臓に当てた聴診器、血圧測定用カフ及びイヤピースの間に設置した三方向切替弁をいう。他の音を排除し、1つの音(心拍又は血圧)を聞くことができる。		1	-	060206998	その他の聴診器及び打診器
別表第3	92		器14 打診器	35235000	電動式胸部打診つち	肺の粘液貯留の除去を支援して気管支の排液を改善するため、患者の胸壁に振動を伝えるのに用いる動力を備えた装置をいう。電気又は圧縮ガスで作動する。		12	非該当	060206998	その他の聴診器及び打診器
別表第2	140	376	器21 内臓機能検査用器具	70034000	心磁計	超伝導センサー技術(SQUID磁束計)を用いて、心臓の活動に伴って発生する微弱磁場を胸部体表面上から非侵襲で計測、解析する装置をいう。		10	該当	060208022	心磁計
別表第2	141	377	器21 内臓機能検査用器具	70035000	脳磁計	超伝導センサー技術(SQUID磁束計)を用いて、脳の神経活動に伴って発生する微弱磁場を頭皮上から非侵襲で計測、解析する装置をいう。		10	該当	060208048	脳磁計

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	142	378	器21	内臓機能検査用器具	70036000	筋磁計	超伝導センサー技術(SQUID磁束計)を用いて、筋肉の神経活動に伴って発生する微弱磁場を体表面上から非侵襲で計測、解析する装置をいう。	10	該当	060208068	筋磁計
別表第2	143	379	器21	内臓機能検査用器具	10615000	熱希釈心拍出量計	指示薬希釈法を用いて心臓からの血流を測定するユニットをいう。心臓に流入する血液に熱指示薬(冷たい生理食塩液、その他の指示薬液等)を注入し、温度プローブを備えたバルーン付き(流向調節)カテーテルによって、心臓から流出する温度変化を監視する。測定結果は本品に表示される。	10	該当	060210029	熱希釈心拍出量計
別表第2	144	380	器21	内臓機能検査用器具	16177000	色素希釈心拍出量計	指示薬希釈法を用いて心臓からの血流を測定するユニットをいう。心臓に流入する血液に色素を注入し、バルーン付き(流向調節)カテーテルによって、心臓から流出する色素濃度変化を監視する。測定結果は本品に表示される。	10	該当	060210045	色素希釈心拍出量計
別表第2	145	381	器21	内臓機能検査用器具	17496000	インピーダンス心拍出量計	心臓の活動に関連した胸郭インピーダンス変化の測定値から心拍出量を求めるユニットをいう。測定結果は本品に表示される。	10	該当	060210061	インピーダンス心拍出量計
別表第2	146	382	器21	内臓機能検査用器具	10266000	心弾動図心拍出量計	心収縮による血液駆出時に心臓の突出によって生じる身体の動き(頭方向及び足方向)を記録するために用いる装置をいう。身体の振動がトランスデューサ(心弾動図の特性を再現する)に感知されるよう慎重にバランスがとられた特別な台の上に患者を配置する。心拍出量及び心収縮力の測定に用いる。本品は旧来の技術を反映していることがある。	10	該当	060210999	その他の心拍出量計
別表第2	147	383	器21	内臓機能検査用器具	10614000	フィック法心拍出量計	フィック法に従って、心臓からの血流を測定するユニットをいう。この方法では、心拍出量を、全身酸素消費量を動脈血と混合静脈血の酸素含の差で除した値として計算する。本品は、全ての測定項目(混合静脈血酸素含量を含む)を測定及び表示する。注:(フィックの拡散の法則:溶液に添加された物質は、溶液全体が一定の濃度となる方向に拡散する傾向があるという原則)に従って、心臓からの血流を測定するユニットをいう。適切な医薬品や色素を正確に血流中に注入し、心拍出量測定用の血液検体を採取する。	10	該当	060210999	その他の心拍出量計
別表第2	148	384	器21	内臓機能検査用器具	13220000	熱希釈心拍出量計用注排ポンプ	指示薬希釈法を用いて心臓からの血流を測定するユニットをいう。心臓に流入する血液に放射性同位体を注入し、心臓から流出する血液側で監視する。測定結果は本品に表示される。	11	該当	060210999	その他の心拍出量計
別表第2	149	385	器21	内臓機能検査用器具	15795000	放射性同位体心拍出量計	超音波ドプラ効果を利用して心臓からの血流を測定するユニットをいう。測定結果は本品に表示される。	10	該当	060210999	その他の心拍出量計
別表第2	150	386	器21	内臓機能検査用器具	17190000	超音波心拍出量計	心電図、血圧、脳波、体温、呼吸等の多数の異なる生理学的パラメータの同時記録に用いる多チャンネルの生理学的グラフィックレコーダをいう。陳述の真偽を検査するため、すなわち「うそ」発見器として用いられることが多い。	10-	該当	060210999	その他の心拍出量計
別表第2	151	387	器21	内臓機能検査用器具	13085000	多用途測定記録装置	通常、睡眠中に記録される生体信号を記録し、睡眠障害(不眠症、いびき、睡眠時無呼吸等)の評価に用いる装置をいう。通常、コンピュータ化されているが、データのグラフ表示のみに利用しているものもある。測定項目は、心電図(ECG)、脳波(EEG)、胸壁の動き、鼻及び口腔の気流、眼球運動、酸素飽和度、筋電図(EMG)等である。実施する検査に応じて、他の項目を追加又は除外することができる。記録は、患者の所定の部位に複数の電極・センサを配置して行う。	10	該当	060212023	多用途測定記録装置
別表第2	152	388	器21	内臓機能検査用器具	33843000	睡眠評価装置	心臓に挿入したカテーテルに接続し、心臓各部の血行動態を検査する装置をいう。カテーテルは含まない。	10-	該当	060212049	心臓カテーテル検査装置
別表第1	258	50	器21	内臓機能検査用器具	70037000	心臓カテーテル用検査装置	心臓にカテーテルを挿入し、心臓各部の血行動態を検査する装置をいう。カテーテルを含む。	7-	該当	060212049	心臓カテーテル検査装置
別表第1	2	2	器21	内臓機能検査用器具	70038000	心臓カテーテル付検査装置	心臓以外の血管各部の血行動態を検査する装置をいう。	7	該当	060212065	アンギオ検査装置
別表第2	153	389	器21	内臓機能検査用器具	70039000	非中心循環系アンギオ検査装置					

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	154	390	器21 内臓機能検査用器具	10431000	電磁血流計	冠動脈バイパス術、臓器移植、その他の血管再建術の後に、血流速度の確認及び測定方法を提供する装置をいう。本品は、血管内に挿入したカテーテル又は血管壁を貫通することなく外科的に露出させた血管を包囲するプローブを用いて実施される、侵襲的技術を利用している。EM血流計ともいう。		10	該当	060214027	電磁血流計
別表第2	155	391	器21 内臓機能検査用器具	10432000	超音波血流計	超音波・ドプラ技術を用いて血流速度を非観血的又は観血的に測定し、血流障害、例えば、血栓、狭窄、機械的損傷等を特定したり、その程度の評価を支援する装置をいう。頭蓋及び胸郭以外にあり、骨又は空気によって遮断されていない全ての血管をモニタリングすることができる。臨床応用例としては、空気塞栓症、アテローム性動脈硬化症、静脈炎症後症候群、静脈瘤、静脈血栓症等がある。大動脈弓を通過する血流を測定することによって、安静時又は運動時の左心室機能を評価できるものも		10-	該当	060214043	超音波血流計
別表第2	156	392	器21 内臓機能検査用器具	16903000	レーザ血流計	レーザ技術を用いて血流速度を非観血的又は観血的に測定し、血流障害(血栓、狭窄、機械的損傷等)を特定したり、その程度の評価を支援する装置をいう。		10-	該当	060214069	レーザ血流計
別表第2	157	393	器21 内臓機能検査用器具	18019000	磁気共鳴血流計	末梢血管疾患の症状を呈する患者において血流の適切さを判定するための定量的方法を備えた装置をいう。磁場を加えることによって生じる血液からの磁気共鳴信号を感知し、所定の間隔で四肢の横断面の血流量を測定する。表層組織下の血管の深さ、石灰化した動脈及び衣類等の影響を受けることなく測定を行うことができる。血管形成術、アテローム切除術及びバイパス術等の成績評価にも用いることがある。		10-	該当	060214997	その他の血流計
別表第2	158	394	器21 内臓機能検査用器具	31657000	非留置型血流量トランスデューサ	体外(血管外)で血流量を測定する装置をいう。本品は血流計とともに用いる。心内又は血管の外側上部の血流量を測定するものがある(血管上にスライドするオープンサークル型をしており、様々な血管径に適合するよう各種の直径がある)。超音波又は電磁技術を用いて機能するものがある。		10-	該当	060214997	その他の血流計
別表第1	259	51	器21 内臓機能検査用器具	35249000	頭蓋内圧力計	頭蓋内圧を間欠的又は連続的に測定する装置をいう。通常、圧力上昇の監視を必要とする手術後の場合、又は頭蓋内圧の測定が重要になる場合、頭蓋内圧の測定を行う。		10-	該当	060216021	頭蓋内圧計
別表第2	159	395	器21 内臓機能検査用器具	31319001	髄液圧力モニタ	入院、治療又は診断の結果として監視する必要がある場合に、脊髄液における患者に関連した直接的圧力を測定する装置をいう。本品は機械式機器である。		6	該当	060216991	その他の内圧計
別表第2	160	396	器21 内臓機能検査用器具	31319002	電子式髄液圧力モニタ	入院、治療又は診断の結果として監視する必要がある場合に、脊髄液における患者に関連した直接的圧力を測定する装置をいう。本品は電子測定機器である。		10	該当	060216991	その他の内圧計
別表第3	93	859	器21 内臓機能検査用器具	32643000	子宮内圧トランスデューサ	子宮腔内の圧力を測定するために用いるトランスデューサをいう。		12	該当	060216991	その他の内圧計
別表第2	161	397	器21 内臓機能検査用器具	33727000	子宮内圧力モニタ	患者に影響を及ぼさず子宮内の圧力を、治療又は診断中に直接的に測定する装置をいう。		10	該当	060216991	その他の内圧計
別表第2	162	398	器21 内臓機能検査用器具	35248000	食道内圧力モニタ	食道機能の診断及び術後評価のため、食道内圧の測定に用いる装置をいう。食道聴診器の主要コンポーネントであるものも		10	該当	060216991	その他の内圧計
別表第2	163		器21 内臓機能検査用器具	70040000	筋膜内圧力モニタ	筋膜内の圧力を測定する内圧計をいう。		10	-	060216991	その他の内圧計
別表第2	164	399	器21 内臓機能検査用器具	16809000	眼圧計	眼内圧を測定するために用いる機器をいう。		10	該当	060218009	眼圧計
別表第2	165		器21 内臓機能検査用器具	35399000	トノグラフ	加えた力による眼球の眼圧の変化を記録するための図形記録計をいう。例えば、加圧空気のパフによる角膜の歪みを記録するエアパフ張力記録計又は角膜表面を陥凹させるか扁平化させるのに必要な圧力を記録する圧平張力記録計など、様々な種類の張力記録計が用いられることがある。		10	非該当	060218009	眼圧計

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	166	400	器21	13017000	汎用心音計	体表で心音を記録する装置をいう。心臓の活動により振動が生じ、この振動が臓器及び組織を経て体表に伝達され、マイクロホンによって検出される。振動は電気的フィルタで処理され、心音図の音特性が得られる。低周波音(心房性又は心室性奔馬調律)及び高周波音(僧帽弁逆流及び心室中隔欠損)を評価するのに用いる。通常、心尖拍動図によって記録するような振動とみなされる歪音速周波数(数ヘルツ)を記録するものもある。この方法は心電計(ECG)にも内蔵されている。		10	該当	060299026	心音計
別表第2	167	401	器21	35067000	胎児心音計	心音機能付心電計を利用して、胎児心音を音響的に検出する装置をいう。		10	該当	060299026	心音計
別表第2	168	402	器21	35068000	胎児超音波心音計	超音波を利用して胎児の心音を可聴音で検出する装置をいう。		10-	該当	060299026	心音計
別表第3	94	860	器18	13671000	圧波計	動脈パルス波形のグラフィックプリンタをいう。通常、レバーを備えている。レバーの短い方の端は手首の橈骨動脈に設置し、長い方の端にはパルスの変動を記録する(通常、移動紙上)スタイレットを備えている。通常、波形は急激な上昇後、急激に降下し、次いで多数の二次上昇を特徴とする緩徐な降下がある曲線をなす。本品は旧来の技術を反映していることがある。		12	該当	060299042	脈波計
別表第3	95	861	器18	70041000	脈波計	血液が心臓の収縮により大動脈起始部に押し出されたときに発生した血管内の圧力の変化が末梢方向に伝わっていくときの波動を圧、光電、ストレングージ、インピーダンスなどの方式を用いて波形として描出する装置をいう。		12	該当	060299042	脈波計
別表第2	169	403	器21	35197000	心拍数モニタ	患者の心拍数(拍/分)を測定及び表示する装置をいう。通常、運動負荷試験時に用いる。		10	該当	060299068	心拍数計
別表第2	170	404	器21	70042000	脈拍数計	血液が心臓の収縮により大動脈起始部に押し出されたときに発生した血管内の圧力の変化が末梢方向に伝わっていくときの1分間あたりの回数を圧、光電ストレングージ、インピーダンスなどの方式を用いて計測する装置をいう。		10	該当	060299084	脈拍数計
別表第3	96		器21	31658000	単回使用パルスオキシメータプローブ	小児又は成人患者の手指、耳、鼻梁、足等の部分に使用し、皮膚を通して光を照射し、動脈組織血中のオキシヘモグロビン及びデオキシヘモグロビンによって吸収される光量を検知するために用いる用具をいう。親機で信号が受信され、結果が表示される。本品は単回使用である。		12	-	060299101	生体物理現象検査用センサ
別表第2	171	405	器21	33315000	心音トランスデューサ	患者の胸部に設置し、心臓弁から生じる音を捕捉する装置をいう。		10	該当	060299101	生体物理現象検査用センサ
別表第3	97		器21	35254001	単回使用体温計プローブ	体温計に接続し、体温測定のため、通常身体の開開口部に挿入したり、体表面に装着する器具をいう。本品は、一時的な使用、及び咽頭までの口腔、鼓膜までの外耳道または鼻腔のみでの短期的使用を意図しており、単回使用である。		1	-	060299101	生体物理現象検査用センサ
別表第2	172		器21	35254002	人体開開口部単回使用体温計プローブ	体温計に接続し、体温測定のため、通常身体の開開口部に挿入する器具をいう。本品は、開開口部(咽頭までの口腔、鼓膜までの外耳道または鼻腔を除く。)での短期的使用を意図しており、単回使用である。		5-	-	060299101	生体物理現象検査用センサ
別表第2	173	406	器21	37336000	電気音響トランスデューサ	心臓の活動によって生じ、臓器及び組織を経て体表に伝達される振動を検出するために用いる装置をいう。通常、マイクロホンと信号伝達コンポーネントから構成される。心音計等とともに用超音波技術を利用する膀胱計とともに用いる超音波プローブをいう。本品は比較的低周波数の超音波を発生させる。		10	該当	060299101	生体物理現象検査用センサ
別表第2	174	407	器21	37804000	膀胱検査用超音波プローブ	超音波技術を利用する膀胱計とともに用いる超音波プローブをいう。本品は比較的低周波数の超音波を発生させる。		10-	該当	060299101	生体物理現象検査用センサ
別表第3	98		器21	37808000	再使用可能なパルスオキシメータプローブ	小児又は成人患者の手指、耳、鼻梁、足等の部分に使用し、皮膚を通して光を照射し、動脈組織血中のオキシヘモグロビン及びデオキシヘモグロビンによって吸収される光量を検知するために用いる用具をいう。親機で信号が受信され、結果が表示される。本品は再使用可能である。		12	非該当	060299101	生体物理現象検査用センサ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	175	408	器21 内臓機能検査用器具	11111000	膀胱計	膀胱の検査に用い、圧力及び容量に関する測定データを得る装置をいう。このデータは、膀胱の神経筋機構の診断評価に用いる。排尿後の残尿量も測定できる。作動様式には、機械式、超音波式又はこれらを併用したものがある。		10-	該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	176	409	器21 内臓機能検査用器具	13056000	局所ボディプレティスモグラフ	臓器、身体の一部又は肢の容積の変化を測定及び記録する装置をいう。検査部位に存在する血液量や検査部位を通過する血液量の記録にも用いる。多くの測定技術が採用されている。		10	該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	177	410	器21 内臓機能検査用器具	14307000	尿動態測定システム	膀胱の高度な診断・試験に用いるシステムをいう。排尿異常(失禁を含む)の原因を特定するために用いる。神経因性膀胱、緊張性尿失禁、尿路閉塞、痙攣性括約筋等の診断に有用である。診断的尿動態評価は、尿流量測定(尿流量の測定)、尿道内圧曲線の測定(尿道内圧の測定)、ガス又は水による膀胱内圧測定(膀胱の容積及び反応の測定)、筋電図(EMG)記録(括約筋及び他の筋肉活動の測定)からなる。長期記録を解		10-	該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第3	99		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	32546000	振せんトランスデューサ	ある種の疾患によって生じる振せんを測定するために用いる装置をいう。		12	非該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	178		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	33890000	ポータブル勃起データレコーダ	陰茎の勃起(勃起傾向)を監視する装置をいう。患者が携行し、勃起機能(長さ、太さ、持続時間等)を記録する。記録されたデータを陰茎機能不全(インポテンス等)の診断に用いる。		10	非該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	179	411	器21 内臓機能検査用器具	35242000	全身プレティスモグラフ	身体の容積変化を測定及び記録する装置をいう。通常、金属、プラスチック、ガラス製であり、肺機能試験によく用いる。患者を収容する気密チャンバと患者の肺容量の変化、気道抵抗等を測定するのに用いる肺活量測定器から構成される。		10	該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	180	412	器21 内臓機能検査用器具	35997000	コンパートメント圧力モニタ	仕切症候群が原因で生じる筋内圧の上昇を測定するために用いる装置をいう。仕切症候群とは、筋コンパートメントと髄鞘内の膨張が原因で生じる病態である。		10	該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	181	413	器21 内臓機能検査用器具	36748000	圧力用増幅器	圧力(血圧等)の測定に用いる増幅器をいう。本群は旧来の技術を反映していることがある。		10	該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	182	414	器21 内臓機能検査用器具	70043000	心音・脈波ユニット	心電計や心電図解析装置に接続することにより、心音や脈波の記録が得られる心音/脈波ユニットである。本ユニットを使用して心機能を総合的に診断するために心電図と頸動脈波、心尖拍動、指尖容積脈波、心音図等を組合せて同時に記録する		10	該当	060299996	他に分類されない生体物理現象検査用機器
別表第2	183	415	器21 内臓機能検査用器具	11407000	汎用心電計	心臓の活動によって発生した電気信号を検出、登録、記録し、これらの信号(電圧対時間)を以後の使用のため心電図(ECG)として再現するために用いる装置をいう。通常、プリントアウトの形式で再現されるが、ディスプレイ又はデジタルメディアに再現されるものもある。各種機能(シングルチャンネル又はマルチチャンネル記録、データ保存機能、判読機能、患者の受動的又は能動的参加時の検査等)を備えているものもある。		10	該当	060402022	心電計
別表第2	184	416	器21 内臓機能検査用器具	35162000	長時間心電用データレコーダ	24時間にわたり心臓の活動を記録する装置をいう。記録中は患者に接続し、患者が携行する。信号はカセット(磁気テープ)又はデジタルメディア(非可動部品)に保存される。記録は病院で、心電計、ホルタ解析装置又はコンピュータと専用ソフトウェアを用いて解析される。		10	該当	060402048	ホルタ心電計
別表第2	185	417	器21 内臓機能検査用器具	70044000	リアルタイム解析型心電図記録計	計測した心電図信号をリアルタイムで解析し、発現した異常波形を記録する装置をいう。		10	該当	060402064	リアルタイム解析型心電図記録計
別表第2	186	418	器21 内臓機能検査用器具	36827000	ホルタ解析装置	患者に接続して患者が携行する記録装置で前もって記録された長時間(通常、24時間)の心臓活動の分析に用いる装置をいう。携行型長期記録心電計とともに使用する。		10	該当	060402080	長時間心電図記録解析装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	187	419	器21 内臓機能検査用器具	34972000	心電図解析用コンピュータ	接続された心電計(ECG)で得られた波形を判読するのに用いる、特別な心臓用ソフトウェアパッケージがインストールされた専用のコンピュータをいう。判読には予め定義されたパターン認識技術を利用している。登録された心電計の信号が予め設定された診断基準と比較される。		10	該当	060402107	心電図自動解析装置
別表第2	188	420	器21 内臓機能検査用器具	36145000	心臓運動負荷モニタリングシステム	患者が所定の種類のエルゴメータ装置で様々な強度の運動を行いながら、患者の四肢及び胸部にとりつけた電極からの心電図(ECG)信号を記録するよう設計された負荷運動装置をいう。通常、記録されたデータの解析、結果の表示、各種機能の監視、作業負荷の調節、印刷、医師への心臓の電気活動(心拍数を含む)の完璧な説明を行う。		10	該当	060402123	負荷心電図装置
別表第2	189	421	器21 内臓機能検査用器具	70045000	心電図電話伝送装置	患者から計測した心電図信号を通信手段(例えば、電話回線等)を用いて伝送する機器をいう。		10	該当	060402149	心電図電話伝送装置
別表第3	100		器21 内臓機能検査用器具	42489000	再使用可能な心電用電極	体表に設置する導体をいう(通常、ベルトで固定し、コンタクトゲルを使用する)。体表の電気信号を処理装置(心臓の電気活動をグラフで表示する)に伝達する。この電気活動を記録する一般的な装置は、心電計(ECG)である。本品は再使用可能である。		1	非該当	060402165	四肢電極・胸部電極
別表第3	101		器21 内臓機能検査用器具	35035000	単回使用心電用電極	体表に設置し、体表の電気信号を処理装置(心臓の電気活動をグラフで表示する)に伝達する導体をいう。この電気活動を記録する一般的な装置は、心電計(ECG)である。本品は単回使用である。		1	-	060402181	ディスプレイ電極
別表第3	102		器21 内臓機能検査用器具	35562000	心電計ケーブル及びリード	患者の心電図信号を心電計(ECG)に伝達する装置をいう。本品は、あるパターンに従って電極を用いて胸部に取り付ける。		1	非該当	060402208	心電計電極用導線
別表第3	103		器21 内臓機能検査用器具	36038000	X線透過性心電計ケーブル及びリード	患者の心電図信号を心電計(ECG)に伝達する装置をいう。本品は、あるパターンに従って電極を用いて胸部に取り付ける。微妙なX線像を投影するため、例えば、心カテーテル検査用等に用いるために、特別に設計されているものもある。		1	非該当	060402208	心電計電極用導線
別表第2	190	422	器21 内臓機能検査用器具	10164000	心尖拍動図	前胸部の左心室の心尖部分の脈動の記録に用いる装置をいう。本品は、非侵襲的トランスデューサを用いて肋骨間に囲まれた軟組織の動き(振動)を感知し、その特性を心尖拍動図に再現するものである。左心室機能の評価に用いる。		10	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	191	423	器21 内臓機能検査用器具	12009000	ヒス束検出器	ヒス束(房室)の心房から心室へのインパルス伝導の障害を検出する装置をいう。ヒス束とは、正常な心臓の収縮を引き起こす電気インパルスの伝達に關与する心臓の電気線維群である。		10	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	192	424	器21 内臓機能検査用器具	12103000	インピーダンスカードィオグラフ	心筋の活動から発生する胸部の電気インピーダンスの変動を記録するために用いる心電計をいう。通常、検出は体表で行われる。経時的なインピーダンス変動のグラフが記録される(インピーダンスカードィオグラフ)。この心電計は、特定の心異常の診断、心機能の傾向や変動を検出するための心筋活動の試験に用いる。		10	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	193	425	器21 内臓機能検査用器具	14345000	ベクトル心電計	完全な心臓サイクルにおける電位の大きさや方向(ベクトル)の一連の変化を記録するために用いる心電計(ECG)をいう。電気信号をオシロスコーブ画面にループ(全ての瞬間的な心電図ベクトルの先端の二次元的投影を示す)として表示するものもある。ベクトル心電図が心電図信号からコンピュータ技術とグラフィカルプロットを用いて得られるものもある。心臓の異常及び		10	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	194	426	器21 内臓機能検査用器具	16522000	心臓キモグラフ	心臓壁の運動(主に左心室前壁の運動)を振幅対時間グラフ(心臓キモグラフ)に記録する心電計をいう。高周波低電力オシレータの一部として胸部にストラップで固定するトランスデューサ(フラットコイル等)を利用する。電磁場内での運動によって、電気パラメータ(静電容量等)が変化し、オシレータの周波数が変化する。心臓キモグラフは非常に限局的であり、コイル直下のコイルと直角のベクトル成分のみの運動を検出する。この心電図は、局所的な虚血性収縮の非侵襲的検出を目的としてい		10	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	104		器21 内臓機能検査用器具	17460000	新生児心電図用電極	体表に設置し、体表の電気信号を処理装置(心臓の電気活動をグラフで表示する)に伝達する新生児患者専用の導体をいう。この電気活動を記録する一般的な装置は、心電計(ECG)である。本品は単回使用である。		1	-	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第3	105	862	器21 内臓機能検査用器具	33314000	心尖心電計トランスデューサ	機械的又は電気的特性の変化によって、心臓の動き(加速、速度又は変位等)の検出に用いる装置をいう。結果は親機に表示		12	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	195	427	器21 内臓機能検査用器具	35447000	運動負荷試験用コンピュータ	負荷試験(運動負荷試験)中に得られた様々な生理学的パラメータ、波形を解釈するのに用いる、特別なソフトウェアパッケージがインストールされた専用のコンピュータをいう。信号は、予め定義されたパターン認識技術を利用して、接続された適切な負荷試験装置、例えば、エルゴメータ等、から供給される。登録された信号が予め設定された診断基準と比較される。		10	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	196	428	器21 内臓機能検査用器具	36719000	心電図増幅器	心電計(ECG)で用いる増幅器をいう。本群は旧来の技術を反映していることがある。		10-	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	197	429	器21 内臓機能検査用器具	70046000	多機能心電計	心電図を自動又は手動で記録又は表示し、さらに記録した心電図を解析し、その解析結果を記録又は表示することもできる装置をいう。オプションの各種モジュールを追加することにより、他の生体パラメータ(脈波等)も計測することができる。		10-	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第3	106	863	器21 内臓機能検査用器具	70047000	心電図検査用自動吸着電極装置	心電図検査における被検者への電極取付けを行うバキューム型の自動吸着電極装置をいう。		12	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	198	430	器21 内臓機能検査用器具	70048000	心電・血圧ホルタ記録器	心電図波形及び非観血的に間欠計測された血圧値を長時間にわたり連続で記録する装置をいう。		10-	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	199	431	器21 内臓機能検査用器具	70049000	発作時心臓活動記録装置	患者が携行及び/又は患者に装着し、患者の操作により、発作時の心臓の活動(心電図、心拍等)を記録及び/又は伝送する装置をいう。得られた記録は、医療施設で解析装置又はコンピュータと専用ソフトウェアを用いて解析される。		10	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	200	432	器21 内臓機能検査用器具	70050000	超音波診断装置付心電計	標準12誘導心電図の記録や心電図の解析を行うことができる心電計と、汎用超音波診断装置を一体化した装置をいう。心電図の記録や解析の他、腹部領域をはじめ乳腺、甲状腺、心臓領域の超音波診断が可能である。		10-	該当	060402992	その他の心電計及び関連機器
別表第2	201	433	器21 内臓機能検査用器具	11467000	脳波計	脳の電気活動によって生じ、通常、患者の頭皮で検出される電位の変化を記録するために用いる装置をいう。頭皮及び耳たぶに固定したリードからレコーダに電気信号が送られ、その特性が脳電図(EEG)に再現される。様々な神経学的疾患の試験、精神疾患の評価、腫瘍又は脳表面付近の病変特定の支援に		10-	該当	060404026	脳波計
別表第2	202	434	器21 内臓機能検査用器具	35373000	視覚誘発反応刺激装置	刺激装置の1種で、患者の眼に光刺激(パターン変化等)を与えるものをいう。通常、光学系から眼に光を送るもの(光学刺激装置)か、照明スクリーンから直接光を見るもの(直視刺激装置)のいずれかである。いくつかの他の装置(屈折器、走査型検眼鏡、視覚誘発電位記録計、網膜電位計等)のコンポーネントとして用いられることが多い。		10-	該当	060404042	光刺激装置
別表第2	203	435	器21 内臓機能検査用器具	35368000	聴覚誘発反応刺激装置	刺激装置の1種で、聴覚系を刺激するのに適した刺激を供給するものをいう。誘発反応の測定又は脳波(EEG)の活性化等に		10-	該当	060404068	音刺激装置
別表第2	204	436	器21 内臓機能検査用器具	36159000	胎児聴覚誘発反応刺激装置	刺激装置の1種で、音刺激を用いて胎児の健康状態を評価するものをいう。妊婦腹部の胎児の頭頂にあたる部分に配置し、振動音パルス刺激を供給する音源からなる。分娩前検査又は分娩時の監視において、胎児心拍数の変化、胎児の酸塩基状態等によって胎児の状態を評価するために用いる。		10-	該当	060404068	音刺激装置
別表第2	205	437	器21 内臓機能検査用器具	35777000	脳波スペクトル分析装置	脳波(EEG)信号の周波数成分やパワースペクトル密度を表示するために用いる装置をいう。		10	該当	060404084	脳波データ処理装置
別表第1	260	52	器21 内臓機能検査用器具	41920000	麻酔深度モニタ	意識喪失(麻酔状態)患者の生体信号を検出、処理、表示し、意識状態を示す装置をいう。本品は、脳波及び脳波の他の特性のバイスペクトル分析に基づいており、鎮静レベル、意識喪失、覚醒を検出することができる。麻酔管理時及び外傷時に用		10-	該当	060404084	脳波データ処理装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	206	438	器21 内臓機能検査用器具	70051000	マップ脳波計	測定した脳波信号の活動電位分布図を解析表示するために用いる機器をいう。		10	該当	060404101	マップ脳波計
別表第2	207	439	器21 内臓機能検査用器具	36902000	磁気刺激装置	刺激装置の1種で、中枢又は末梢神経系のある部位を刺激するため、磁場を与えるものをいう。		10-	該当	060404127	磁気刺激装置
別表第3	107		器21 内臓機能検査用器具	11440001	頭皮脳波用電極	頭皮において、脳の様々な領域の電位変化を記録する導体をいう。この電気活動を記録する一般的な装置は、脳波計(EEG)である。		1	-	060404143	脳波計電極
別表第2	208		器21 内臓機能検査用器具	11440002	頭皮内脳波用電極	頭皮内において、脳の様々な領域の電位変化を記録する導体をいう。この電気活動を記録する一般的な装置は、脳波計(EEG)である。		6	-	060404143	脳波計電極
別表第3	108		器21 内臓機能検査用器具	17554000	脳波用電極キャップ	脳波(EEG)記録時に用いる特殊な種類の患者用キャップをいう。内表面に脳波電位を測定するのに適した電極を備える。本品によって患者の頭皮に個々の電極を取り付けるために糊付けする必要がなくなる。		1	-	060404143	脳波計電極
別表第1	3		器21 内臓機能検査用器具	32545000	皮質電極	脳を刺激したり、脳の電気活動を記録するため、脳の表面又は脳の深部に一時的又は短期的に使用する導体をいう。		7-	-	060404143	脳波計電極
別表第2	209	440	器21 内臓機能検査用器具	35163000	長時間脳波用データレコーダ	脳波(EEG)の長時間(24時間)の記録を行うために、患者が携帯する装置をいう。データは、詳細な評価のため長時間脳波解析装置で解読される。		10	該当	060404996	その他の脳波計及び関連機器
別表第2	210	441	器21 内臓機能検査用器具	36693000	てんかんアラーム	てんかん発作の予兆の警告としてアラーム信号を発する装置をいう。		10	該当	060404996	その他の脳波計及び関連機器
別表第2	211	442	器21 内臓機能検査用器具	36740000	脳波用増幅器	脳波計(EEG)で用いる増幅器をいう。本群は旧来の技術を反映していることがある。		10	該当	060404996	その他の脳波計及び関連機器
別表第2	212	443	器21 内臓機能検査用器具	36901000	長時間脳波解析装置	患者に接続して患者が携帯する記録装置で以前に記録された長時間(通常24時間)の神経活動(通常、脳活動)の分析に用いる装置をいう。		10	該当	060404996	その他の脳波計及び関連機器
別表第2	213	444	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	11474000	筋電計	骨格筋の固有電位の測定及び記録に用いるグラフィックレコーダをいう。通常、筋障害の臨床診断において筋脱力を評価するため、また脱力が筋肉自体に関係するのか、筋肉に接続する神経の問題であるのかを判定するために用いる。		10-	該当	060406020	筋電計
別表第3	109		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	11441001	体表面筋電計電極	体表面において、筋肉又は神経組織内の生体電気信号を検知する導体をいう。本品によって感知された電気活動を記録する一般的な装置は、筋電計(EMG)である。		1	-	060406046	筋電計電極
別表第2	214		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	11441002	筋電計電極	筋肉又は神経組織内に挿入し、生体電気信号を検知する導体をいう。通常、針電極である。本品によって感知された電気活動を記録する一般的な装置は、筋電計(EMG)である。		6	-	060406046	筋電計電極
別表第2	215	445	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	32516000	電気誘発反応刺激装置	誘発反応の測定を目的として皮膚電極によって電気刺激を供給するために用いる装置をいう。		10-	該当	060406062	電気刺激装置
別表第2	216	446	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	35724000	顔面神経刺激装置	顔面麻痺(ベル麻痺等)の診断及び臨床評価時、又は外科処置による顔面神経損傷時に、顔面神経の残存性を検査するために用いる装置をいう。神経支配に無関係な筋収縮を検査する機能を備えるものもある。本品は、顔面手術時に露出した組織下にある神経を探索し、顔面神経の偶発的な損傷を防止す		10-	該当	060406062	電気刺激装置
別表第2	217	447	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	35726000	体性感覚誘発神経電気刺激装置	末梢神経電気刺激装置の1種で、末梢神経を正確なタイミングで反復して刺激するために用いるものをいう。通常、外部表面電極又は侵襲電極(針電極)を用いるマルチチャンネル体外型刺激装置である。本品は、誘発電位検査及びその他の研究(てんかんの機能的マッピング等)に用いる。より複雑な装置(体性感覚誘発電位レコーダ等)のコンポーネントとなるものもある。		10-	該当	060406062	電気刺激装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	218	448	器24	35729000	知覚検査又は運動機能検査用器具	診断用神経筋電気刺激装置	刺激装置の1種で、ある末梢領域の反応を監視しながら、身体の別の末梢領域を刺激するものをいう。通常、治療に用いる神経筋刺激装置よりも設計及び機能が単純である。非常に限定された部位を刺激するため、外部電極(手持型双極性電極、リング電極、針電極等)を用いるものが多い。臨床電気生理学的評価時に実施する運動神経伝導試験(後脛骨神経等)又は感覚神経伝導試験(尺骨神経等)において、末梢神経又は筋肉	10-	該当	060406062	電気刺激装置
別表第2	219	449	器24	35974000	知覚検査又は運動機能検査用器具	診断用心臓電気刺激装置	自発調律及びペースキング時に、心臓に正確なタイミングで電気インパルスを供給するプログラム可能な刺激装置をいう。様々な強度の刺激を供給するため非同期又は同期モードで使用することができる。ペースキングには、広範囲の周期長(通常、150~1500ms)で用いることができる。心臓の生理学的検査、例えば、房室伝導の各種成分の機能の判定、頻脈の誘発及び停止に必要な因子、洞結節機能の評価等の実施に用いる。	10-	該当	060406062	電気刺激装置
別表第3	110		器24	34374001	知覚検査又は運動機能検査用器具	体表面電気刺激装置用電極	組織に電流を流すため、体表面に用いる導体をいう。陰極と陽極の両方を備える必要がある。	1	-	060406088	電気刺激装置用電極
別表第2	220		器24	34374002	知覚検査又は運動機能検査用器具	電気刺激装置用針電極	組織に電流を流すために用いる導体をいう。陰極と陽極の両方を備える必要がある。通常、針電極をいう。	6	-	060406088	電気刺激装置用電極
別表第1	261		器24	34374003	知覚検査又は運動機能検査用器具	ヘパリン使用体表面電気刺激装置用電極	組織に電流を流すため、体表面に用いるヘパリン使用導体をいう。陰極と陽極の両方を備える必要がある。	1/13	-	060406088	電気刺激装置用電極
別表第3	111		器24	36957001	知覚検査又は運動機能検査用器具	体表面刺激用プローブ	刺激装置と共に使用するよう特別に設計された体表面用プローブをいう。	1	-	060406088	電気刺激装置用電極
別表第2	221		器24	36957002	知覚検査又は運動機能検査用器具	皮下刺激用プローブ	刺激装置と共に使用するよう特別に設計された皮下用プローブをいう。	9	-	060406088	電気刺激装置用電極
別表第1	262		器24	36957003	知覚検査又は運動機能検査用器具	筋肉内刺激用プローブ	刺激装置と共に使用するよう特別に設計された筋肉内用プローブをいう。	9-	非該当	060406088	電気刺激装置用電極
別表第1	4		器24	36957004	知覚検査又は運動機能検査用器具	心臓・中枢神経刺激用プローブ	刺激装置と共に使用するよう特別に設計された心臓・中枢神経用プローブをいう。	8-	-	060406088	電気刺激装置用電極
別表第2	222	450	器24	36728000	知覚検査又は運動機能検査用器具	筋電用増幅器	筋電計(EMG)で用いる増幅器をいう。本群は旧来の技術を反映していることがある。	10	該当	060406990	その他の筋電計及び関連機器
別表第2	223	451	器21	32520000	内臓機能検査用器具	生体信号調整装置	記録及び処理のため生体信号をモディファイするために用いる装置をいう(積分器、微分器等)。	10	該当	060408024	生体現象データ処理装置
別表第2	224	452	器21	70052000	内臓機能検査用器具	誘発反応測定装置	刺激に応じて発生する各種生体現象の信号を測定し、平均加算などのデータ解析処理を行う装置をいう。	10-	該当	060408040	誘発反応測定装置
別表第2	225		器24	11436000	知覚検査又は運動機能検査用器具	膀胱用電極	診断検査を目的として、膀胱と接触させて設置し、膀胱を刺激してその電気活動を記録する導体をいう。	5-	-	060408994	その他の生体現象データ処理装置及び関連機器
別表第2	226	453	器24	16034000	知覚検査又は運動機能検査用器具	エレクトログロツグラフ	呼吸及び発生時の声帯の運動により生じる電位又はインピーダンスの変化を記録するために用いるグラフィックレコーダをいう。適切なセンサが利用される。発生障害の治療において声帯閉塞の程度を評価するため及び咽頭機構の試験に用いる。	10	該当	060408994	その他の生体現象データ処理装置及び関連機器
別表第2	227	454	器21	70053000	内臓機能検査用器具	心臓画像処理装置	超音波画像診断装置等からの心臓画像信号を取り込んで解析を行い、心室容量計算、心室壁運動解析及び冠動脈狭窄解析の計測を行う装置をいう。	10	該当	060408994	その他の生体現象データ処理装置及び関連機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	228	455	器21 内臓機能検査用器具	11479000	眼振計	眼球運動によって生じる電位を検出するために用いるグラフィックレコーダをいう。両眼の電位を同時に測定するための各眼用及び額用(マルチチャンネル記録の場合)の電極、又はシングルチャンネル記録の各測定前に位置を再調整するための電極を備える。多発性硬化症、前庭機能不全、薬物使用の有無、不随意眼球運動(眼振)を特徴とする他の特殊疾患の検出		10	該当	060499028	眼振計
別表第2	229	456	器21 内臓機能検査用器具	11482000	網膜電位計	光刺激(白色光のフラッシュ等)により生じる、角膜近傍又は表面から身体の基準点までの電位の変化を記録する機器をいう。例えば、頬又は耳朵等ほぼ全身に配置した一次電極(通常、金、プラチナ又は銀)及び基準電極と、生体電位を増幅する増幅器を用いるものがある。波形の保存及び分析のためにパーソナルコンピュータを内蔵又は接続できるものもある。網膜変性、夜盲症及び網膜の循環障害の診断に用いられることが		10	該当	060499044	網膜電位計
別表第3	112		器21 内臓機能検査用器具	11442000	眼振用電極	急速前後眼球運動(眼振)の評価時に眼窩の上下に設置し、電気信号を伝達する導体をいう。この電気活動を記録する一般的な装置は、眼振計(ENG)である。		1	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第3	113		器21 内臓機能検査用器具	11452000	鼻咽頭電極	鼻咽頭部に一時的に設置し、電気活動を記録する導体をいう。		5-	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第3	114		器21 内臓機能検査用器具	11460000	網膜電位用電極	網膜の評価時に、眼の付近に装着して電気信号を伝達する導体をいう。この電気活動を記録する一般的な装置は、網膜電図記録計(ERG)である。		1	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第3	115		器21 内臓機能検査用器具	11461000	汗試験用電極	嚢胞性線維症の診断を目的として、腕又は脚の皮膚に装着して汗中のナトリウム及び塩素濃度を測定するために用いる導		1	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第3	116		器21 内臓機能検査用器具	35036000	眼球電位用電極	外眼神経筋系の診断評価時に信号を伝達するために、眼の付近の皮膚に装着する導体をいう。		1	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第2	230		器21 内臓機能検査用器具	35037000	食道電極	食道の筋肉収縮を刺激するために用いる導体をいう。		5-	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第3	117		器21 内臓機能検査用器具	35038001	表面用胎児頭皮向け電極	胎児のバイタルサインを監視することができるよう、子宮内の胎児の頭皮に取り付け、電気信号を伝達する導体をいう。		1	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第2	231		器21 内臓機能検査用器具	35038002	胎児頭皮用電極	胎児のバイタルサインを監視することができるよう、子宮内の胎児の頭皮に取り付け、電気信号を伝達する導体をいう。通常、スパイラル電極である。		6	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第3	118		器21 内臓機能検査用器具	42560000	胎児頭皮用クリップ電極	単回使用のクリップで皮膚をつまむことによって胎児の皮膚と体外のモニタリング装置との電気接続を確立するために設計された電気伝導体をいう。		1	-	060499060	生体電気現象検査用電極
別表第2	232		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	11480000	眼電位計	視覚刺激に対する眼球運動時の網膜と角膜間の電位差の記録を目的とした機器をいう。例えば、内外両眼角部につける表面電極と、生体電位を増幅する増幅器を用いるものがある。波形の保存及び分析のためにパーソナルコンピュータを内蔵又は接続できるものもある。特定の網膜疾患の診断に明暗順応の評価等で用いることがある。読書及び睡眠時の眼の微細な速い動きを記録する能力を備えたものもある。眼球運動の記録		10	非該当	060499996	他に分類されない生体電気現象検査用機器
別表第2	233	457	器21 内臓機能検査用器具	32521000	生体信号増幅器	生体信号を送信する2つ以上の医療機器間での信号レベルとインピーダンスの調節を行う増幅器をいう。		10	該当	060499996	他に分類されない生体電気現象検査用機器
別表第2	234		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	35722000	ブロックモニタ用末梢神経電気刺激装置	末梢神経電気刺激装置の1種で、手術時の神経ブロック(尺骨神経、顔面神経、下肢神経等)の適切性と回復期における神経筋ブロックの消失を評価するために神経を刺激するものをいう。電池電源式又はライン電源式であり、通常、トゥイッチ、トレイン・オブ・フォー、テタニー、ダブルパーストという4種類の刺激形式を使用する。通常、従来の心電図電極又は双極表面電極		9	非該当	060499996	他に分類されない生体電気現象検査用機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	235	458	器21 内臓機能検査用器具	37595000	患者モニタシステム	多数の患者のバイタルサインを同時に検出、処理、表示するために用いる各種装置からなるシステムをいう。有害な状態が検知記録された場合に視覚又は音による信号・アラームを発するよう設計されており、これによって医療従事者に高度なモニタリングシステムを提供する。多数のモニタ又は他の機器から患者の信号(ベッドサイド、外来)を収集すること、これらの機器を遠隔で操作するための情報をやりとりする。		10	該当	060602008	集中生体情報モニタ及び関連機器
別表第2	236	459	器21 内臓機能検査用器具	38470000	セントラルモニタ	単一又は複数のベッドサイドモニタユニットから、バイタルサインや患者データを収集、処理、表示するために用いるユニットをいう。有害な状態が記録された場合に視覚又は音による信号・アラームを発するよう設計されている。本品は、通常、集中治療室又は心臓疾患病棟の中央患者モニタリングステーションに設置し、職員が多数の患者(6~12床)を同時に監視できるようにするものである。ホルタモニタリング又はST部モニタリング等の		10	該当	060602008	集中生体情報モニタ及び関連機器
別表第2	237	460	器21 内臓機能検査用器具	12662000	呼吸数モニタ	呼吸量及び呼吸数を測定する非侵襲的装置をいう。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	238	461	器21 内臓機能検査用器具	12678000	換気モニタ	呼吸サイクルにおける様々な呼吸パラメータ、例えば、呼吸数、圧力、流量、肺容量について呼吸回路を連続的に監視する装置をいう。呼吸数及びP/E比の指示器を備えているものもある。換気機能不全発現時に警告を発する。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	239	462	器21 内臓機能検査用器具	31681000	非観血血圧モニタ	体外で非観血的に測定された血圧を測定、処理、表示する装置をいう。有害な状態が記録された場合に視覚又は音による信号・アラームを発するものもある。外部トランスデューサが用いられる方式もある。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	240	463	器21 内臓機能検査用器具	31691000	血圧アラーム	患者の血圧を監視し、予め設定した限界を超えた場合にアラーム信号を発する装置をいう。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	241	464	器21 内臓機能検査用器具	31692000	観血血圧モニタ	血管内で観血的に測定された血圧を測定、処理、表示する装置をいう。有害な状態が記録された場合に視覚又は音による信号・アラームを発するものもある。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	242	465	器21 内臓機能検査用器具	33586000	多項目モニタ	組み込み機能キット、モジュール、他の装置を利用していくつかのモニタリングパラメータを収集し、ベッドや患者別に表示するユニットをいう。ベッドサイドユニットは、セントラルモニタと接続することができるが、単独でも動作可能である。モニタリングパラメータには心電図(ECG)、血圧、体温、心拍出量、呼吸ガス等		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	243	466	器21 内臓機能検査用器具	34115000	心電図エスティ部モニタ	心電図(ECG)信号のST部を測定及び表示する装置をいう。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第1	263	53	器21 内臓機能検査用器具	35194000	無呼吸モニタ	患者の呼吸停止(無呼吸)を検出し、呼吸状態を記録、処理、表示する装置をいう。データをプリントアウトできるものもある。		10-	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	244	467	器21 内臓機能検査用器具	35195000	心電図モニタ	患者の心電図(ECG)を処理及び表示する装置をいう。心拍数を表示するものもある。有害な状態が記録された場合に視覚又は音による信号・アラームを発するものもある。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	245	468	器21 内臓機能検査用器具	35196000	脳波モニタ	脳で発生する電気信号を処理及び表示し、通常、脳波又は脳電図(EEG)として提示する装置をいう。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第1	264	54	器21 内臓機能検査用器具	36319000	無呼吸アラーム	患者の呼吸数を記録し、予め設定した限界を超えた場合にアラーム信号を発する装置をいう。通常、乳児の呼吸停止(無呼吸)を検出し、生命を脅かすような事態が発生した場合に、親又は付き添い者に警告を発するため用いる。監視のために様々な方法(乳児の下に敷く小型パッド、胸部用のセンサ付きベルト		10-	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	246	469	器21 内臓機能検査用器具	36349002	心電モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、心電図(ECG)信号の検出及び記録に用いるものをいい、不整脈の解析機能付のものを除く。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第1	265	55	器21 内臓機能検査用器具	36349003	不整脈解析機能付心電モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、心電図(ECG)信号の検出及び記録に用いるものをいい、不整脈の解析機能付のものをいう。		10-	該当	060604028	ベッドサイドモニタ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	266	56	器21 内臓機能検査用器具	36548000	心電・呼吸モジュール	通常、多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、不整脈又は無呼吸の発見のため、心電図(ECG信号)及び呼吸の監視に用いるものをいう。心電図測定値に基づいて、呼吸及び無呼吸頻度の計算を行うものもある。		10-	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	247	470	器21 内臓機能検査用器具	36550000	観血血圧モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、カテーテルを介して血管に直接挿入した圧トランスデューサを利用して血圧(単一又は複数の部位)を測定するものをいう。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	248	471	器21 内臓機能検査用器具	36551000	非観血血圧モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、腕又は脚にとりつけたカフを利用して血圧を測定するものをいう(非観血)。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	249	472	器21 内臓機能検査用器具	36552000	二酸化炭素モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、呼気中の二酸化炭素(CO ₂)量を測定するものをいう。メインストリームでも、サイドストリームからでも記録することができる。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	250	473	器21 内臓機能検査用器具	36553000	多機能モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、複数の機能的指標(心電図(ECG)、呼吸数、体温、血圧、脈拍数、オキシメータ値等)を測定及び監視するものをいう。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	251	474	器21 内臓機能検査用器具	36554000	パルスオキシメータモジュール	通常、多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、特殊なプローブによる光検出を利用して血液の飽和酸素分圧(SpO ₂)の経皮的(皮膚を経て)測定を行うものをいう。発光ダイオード(LED)によって生じる光が動脈組織血に当たり、この光が検出器で受信され、分光測光の原理に従って測定される。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	252	475	器21 内臓機能検査用器具	36561000	心拍出量モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、心拍出量(1分間に心臓から送り出される血液量)を測定するものをいう。通常、ベッドサイドで使用する。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	253	476	器21 内臓機能検査用器具	36562000	体温モジュール	通常、多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、患者の体温(単一又は複数の部位)を測定及び監視するものをいう。通常、測定はプローブ(皮膚又は直腸等)を利用して行われる。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	254	477	器21 内臓機能検査用器具	36872000	可搬型多項目モニタ	患者搬送(病院、他院、院内の他科への搬送等)中に用いるため特別に設計されたモニタリングユニットをいう。モニタできる項目は、心電図(ECG)、血圧、体温、パルスオキシメータ計測値等である。従来のベッドサイドユニットとして使用することもできる。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	255	478	器21 内臓機能検査用器具	37061000	マルチガスモジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、麻酔に用い、吸気及び呼気中の各種ガス(麻酔薬、酸素(O ₂)、二酸化炭素(CO ₂)等)濃度を測定するものをいう。メインストリーム又はサイドストリームでのサンプリングが可能である。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	256	479	器21 内臓機能検査用器具	37172000	心臓内オキシメータモジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、血液の赤色光及び赤外光の吸収を比較することによって、オキシヘモグロビンと心臓で消費されたオキシヘモグロビンの比率(SvO ₂ -静脈酸素飽和度)を測定するものをいう。プローブはカテーテル(スワン-ガンツカテーテルを用いることが多い)を介して挿入される。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	257	480	器21 内臓機能検査用器具	37175000	長時間心電記録モジュール	通常、多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、患者の心臓活動を24時間にわたり検出及び記録するために用いるものをいう。記録は患者が横になった状態(心臓病部門において)で行われ、信号がカセット(磁気テープ)、デジタル媒体(可動部分を持たない)等に保存され、後に心電計(ECG、ホルタ解析装置)で解析される。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	258	481	器21 内臓機能検査用器具	37208000	筋電計モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、筋電図(EMG信号)の検出及び記録に用いるものをいう。筋組織で生じる電気活動を測定することによって、筋疾患を診断できることが期待されている。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	259	482	器21 内臓機能検査用器具	37246002	位置決定用神経探知モジュール	通常、多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、身体のある部位における神経中心を探知するために用いるものをいう。神経刺激装置及び神経の活動電位を記録する受信機から構成される。		10-	該当	060604028	ベッドサイドモニタ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	267	57	器21 内臓機能検査用器具	37246003	神経探知モジュール	通常、多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、身体のある部位における神経中心を探知するために用いるものをいう。麻酔等の場合に弛緩薬及び局所麻酔薬の投与量の決定を支援するために用いる。神経刺激装置及び神経の活動電位を記録する受信機から構成される。		10-	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第2	260	483	器21 内臓機能検査用器具	37323000	脳波モジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、脳の電気活動により生じ、患者の額又は頭皮に設置した電極を経て検出される脳波 (EEG) 信号の検出及び記録に用いるものをいう。聴覚誘発電位信号 (AEP) を記録するものもある。麻酔、救命救急治療等に用いる。		10	該当	060604028	ベッドサイドモニタ
別表第1	268		器21 内臓機能検査用器具	15200000	オキシメトリー用カテーテル	心臓から肺へ向かう血液の酸素飽和度 (SvO ₂ - 静脈飽和酸素) を測定するために、鼠径部又は頸部の静脈から挿入する特殊なカテーテル (光ファイバークテーテル等、スワン - ガンツカテーテルともいう) をいう。		10-	-	060604044	パルスオキシメータ
別表第2	261	484	器21 内臓機能検査用器具	17148000	パルスオキシメータ	特殊なプローブによる光検出を利用して血液の酸素飽和度 (SpO ₂) を経皮的に測定する装置をいう。発光ダイオードから生じる光が動脈組織血に照射され、検出器がこれを受光し、分光測光法の原理に従って測定される。脈拍数、心電図 (ECG) 及びカプノグラムが計算できるものもある。		10	該当	060604044	パルスオキシメータ
別表第2	262	485	器21 内臓機能検査用器具	35569000	新生児モニタ	新生児の複数のバイタルサイン・パラメータを検出、処理、表示する専用装置をいう。		10	該当	060604060	新生児モニタ
別表第2	263	486	器21 内臓機能検査用器具	17922000	子宮収縮モニタ	分娩 (早期子宮収縮) の進行を監視するために用いる装置をいう。産婦の腹部に固定したトランスデューサにより子宮収縮の持続時間、頻度、相対圧を測定する。通常、アラーム機能を備えている。胎児のパラメータは監視しない。		10	該当	060604086	分娩監視装置
別表第2	264	487	器21 内臓機能検査用器具	37796000	分娩監視装置	心拍陣痛計 (分娩時に胎児の心拍数と子宮収縮を同時に記録する装置) をいう。通常、子宮収縮は産婦の腹部に固定した陣痛計を用いて記録される。この装置は、圧トランスデューサとして、外側の固定バンドと腹部の間で圧迫されるアクションプレートを有する。心拍数は超音波トランスデューサにより測定され		10	該当	060604086	分娩監視装置
別表第2	265	488	器21 内臓機能検査用器具	38479000	テレメトリー式心拍陣痛計	離れた場所との信号 (通常、電気信号) の送信、受信、記録のためのシステム一式をいう。胎児の心拍数及び子宮収縮の連続的携行記録の無線テレメータに用いられる。		10	該当	060604086	分娩監視装置
別表第2	266	489	器21 内臓機能検査用器具	38480000	テレメトリー式心拍陣痛計受信機	無線テレメータ装置の一部で、分娩時に胎児の心拍数及び子宮収縮を感知する送信機からの無線信号を受信する装置をい		10	該当	060604086	分娩監視装置
別表第2	267	490	器21 内臓機能検査用器具	38481000	テレメトリー式心拍陣痛計送信機	無線テレメータ装置の一部で、胎児の心拍数及び子宮収縮に関する信号を受信機に送信する装置をいう。		10	該当	060604086	分娩監視装置
別表第2	268	491	器21 内臓機能検査用器具	36346000	経皮血中ガス分析装置	適用部位の血流量を増加させる特別な加温センサーを利用して、経皮的に血中の酸素分圧 (pO ₂) 及び二酸化炭素分圧 (pCO ₂) を測定するために用いる自動又は半自動の装置をいう。主として、乳児及び小児患者において用いる。グラフ及び		10-	該当	060604103	経皮血中ガス分圧モニタ
別表第2	269	492	器21 内臓機能検査用器具	36898000	経皮血液ガスモジュール	多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、ガス感受性膜電極と皮膚に装着した加熱センサを利用して、血中のガス分圧 (pO ₂ /pCO ₂) を測定するものをいう。加熱によって局所の血流分布が亢進するため、血液ガスが容易に皮膚を通して		10	該当	060604103	経皮血中ガス分圧モニタ
別表第2	270	493	器21 内臓機能検査用器具	37178000	経皮血液ガスセンサ	皮膚を通じて血液中のガス分圧 (酸素又は二酸化炭素分圧 (pO ₂ , pCO ₂)) を測定するために用いる装置をいう。親機に電気信号を送り、親機で信号の解析が行われ、通常、ディスプレイに結果が表示される。		10-	該当	060604103	経皮血中ガス分圧モニタ
別表第2	271	494	器21 内臓機能検査用器具	37199000	皮下血中ガス分析装置	特殊なカテーテル、カニューレ又はプローブを皮下組織に挿入することによって血中の酸素分圧 (pO ₂) を測定するために用いる自動又は半自動の装置をいう。グラフ及びデータ出力機能を		10-	該当	060604103	経皮血中ガス分圧モニタ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	269	58	器21 内臓機能検査用器具	16763000	頭蓋内圧モニタ	理想的には頭蓋内圧(ICP)上昇によって神経学的障害が生じる前に、ICP上昇についてアラーム音によって警告を発する装置をいう。また、他の診断装置で実施不可能な連続監視及び早期警告を行う。長期のICPの傾向を観察できるようICP波形をストリップチャートに記録又は表示できるものもある。		10-	該当	060604998	その他の一人用生体情報モニタ及び関連機器
別表第2	272	495	器21 内臓機能検査用器具	31318000	気道内圧モニタ	患者の上気道で監視する圧力値(最高平均呼吸及び吸気静的口腔圧等)を測定及び表示するために用いる専用の装置をいう。この情報は診断に用いられる。通常、圧カインジケータを備え、アラームを内蔵する。		10	該当	060604998	その他の一人用生体情報モニタ及び関連機器
別表第2	273	496	器21 内臓機能検査用器具	32081000	胃腸・食道運動モニタ	診断に利用するデータを得るため、消化器系及び食道をモニタする装置をいう。通常、胃又は食道の蠕動運動、圧力、酸度等を測定する。嚥下及び呼吸と連動した蠕動・食道収縮の時系列の測定値を記録できるものもある。通常、モニタディスプレイ、コンピュータ、ソフトウェア、専用測定プローブを含む。		5-	該当	060604998	その他の一人用生体情報モニタ及び関連機器
別表第2	274	497	器21 内臓機能検査用器具	32660000	胎児脳波モニタ	胎児の脳で発生する電気信号を検知、処理、表示し、脳波又は脳電図(EEG)として示す装置をいう。		10	該当	060604998	その他の一人用生体情報モニタ及び関連機器
別表第2	275	498	器21 内臓機能検査用器具	36974000	呼吸低下アラーム	呼吸低下を伴う不眠の診断に用いる装置をいう。酸素摂取低下に至る緩徐浅薄呼吸を発見するため、胸郭運動と腹部運動の位相差を記録する。予め設定した限界を超えた場合にアラーム信号を発生する。		10	該当	060604998	その他の一人用生体情報モニタ及び関連機器
別表第3	119	864	器21 内臓機能検査用器具	37258000	トコトランスデューサ	分娩時の子宮収縮を電気信号に変換する装置をいい、胎児心臓検出器(結果が表示される)とともに用いる。産科学は、産科術及び助産術の科学(出産を扱う医学の分野)である。		12	該当	060604998	その他の一人用生体情報モニタ及び関連機器
別表第2	276	499	器21 内臓機能検査用器具	31733000	テレメトリー式心電計	離れた場所との信号(通常、電気信号)の送信、受信、記録のためのシステム一式をいう。特に、心電図(ECG)信号の連続的携帯記録の無線テレメータに用いられる。ECGデータの電話伝送及び記録機能も含む。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	277	500	器21 内臓機能検査用器具	35556000	テレメトリー式筋電受信機	無線テレメータ装置の一部で、筋電(EMG)送信機からの無線信号を受信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	278	501	器21 内臓機能検査用器具	35626000	テレメトリー式脳波計	離れた場所との信号(通常、電気信号)の送信、受信、記録のためのシステム一式をいう。特に、脳波(EEG)信号の連続的携帯記録の無線テレメータに用いられる。EEGデータの電話伝送及び記録機能も含む。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	279	502	器21 内臓機能検査用器具	36118000	テレメトリー式パルスオキシメータ	ヘモグロビンの酸素飽和度を測定するシステムで、配線又はその他のケーブル接続をなくすため、信号伝送経路の一部に無線通信を利用しているものをいう。患者が自由に動けるようにするために用いられることが多い。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	280	503	器21 内臓機能検査用器具	36365000	テレメトリー式心電受信機	無線テレメータ装置の一部で、心電図(ECG)送信機からの無線信号を受信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	281	504	器21 内臓機能検査用器具	36366000	テレメトリー式脳波送信機	無線テレメータ装置の一部で、脳波(EEG)の信号を受信機に送信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	282	505	器21 内臓機能検査用器具	36367000	テレメトリー式心電送信機	無線テレメータ装置の一部で、心電図(ECG)の信号を受信機に送信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	283	506	器21 内臓機能検査用器具	36381000	テレメトリー式脳波受信機	無線テレメータ装置の一部で、脳波(EEG)送信機からの無線信号を受信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	284	507	器21 内臓機能検査用器具	37353000	テレメトリー式パルスオキシメータ送信機	無線テレメータ装置の一部で、パルスオキシメータ受信機からの無線信号を送信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	285	508	器21 内臓機能検査用器具	37794000	テレメトリー式筋電計	離れた場所との信号(通常、電気信号)の送信、受信、記録のためのシステム一式をいう。特に、筋電図(EMG)信号の連続的携帯記録の無線テレメータに用いられる。EMGデータの電話伝送及び記録機能も含む。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	286	509	器21 内臓機能検査用器具	38443000	テレメトリー式筋電送信機	無線テレメータ装置の一部で、筋電図(EMG)の信号を受信機に送信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	287	510	器21 内臓機能検査用器具	38557000	テレメトリー式パルスオキシメータ受信機	無線テレメータ装置の一部で、パルスオキシメータ送信機からの無線信号を受信する装置をいう。		10	該当	060606022	専用テレメータ
別表第2	288	511	器21 内臓機能検査用器具	32547000	テレメトリー式生体信号測定装置	離れた場所との信号(通常、電気信号)の送信、受信、記録のためのシステム一式をいう。特に、心電図(ECG)、脳波(EEG)、筋電図(EMG)、胎児信号以外の生体信号の連続的携行記録の無線テレメータに用いる。		10	該当	060606048	多用途テレメータ
別表第2	289	512	器21 内臓機能検査用器具	37176000	テレメトリー式心電受信モジュール	通常、多項目モニタに用いるプラグイン型のユニットの1種で、患者側の送信機空中(遠隔)を経て送信される(ワイヤレス) ECG信号の受信を目的とするものをいう。受信モジュールが受信できる範囲内で、患者が室内又は病棟内を歩行する場合に用いることによって、患者の心臓活動を連続的にモニタリング		10	該当	060606048	多用途テレメータ
別表第2	290	513	器21 内臓機能検査用器具	37206000	テレメトリー式データ送信機	無線テレメータ装置の一部で、機器で測定されたデータ(独立型マルチガス分析装置等)を中央モニタに送信する装置をい		10	該当	060606048	多用途テレメータ
別表第3	120	865	器21 内臓機能検査用器具	36337000	再使用可能な尿流量計	正常排尿時又はカテーテル導尿時に尿流量又は尿量を直接的又は間接的に測定する装置をいう。測定法には、機械的測定、電気的測定又はこれらの併用が用いられている。本品は単回		12	該当	060699020	尿量モニタ
別表第3	121		器21 内臓機能検査用器具	36799000	尿流量トランスデューサ	患者の排尿量を時間単位で測定するために用いる装置をいう。測定値はリットル/分。		12	非該当	060699020	尿量モニタ
別表第2	291	514	器21 内臓機能検査用器具	16305000	長時間呼吸肺機能データレコーダ	診断のための携行情報となる一部の肺機能(呼吸数等)を長時間(通常、24時間以上)にわたり記録する装置をいう。本品は患者に接続し、患者が携行するものである。記録された測定値(データ)は、解析のため病院にて適切な解析装置にダウン		10	該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第3	122		器21 内臓機能検査用器具	16932000	紫斑計	通常、皮膚に直径3mm未満の点状出血(出血)を引き起こす装置をいう。この出血部の深さは毛細血管の脆弱性の評価に用いる尺度となる。測定値を得るには、他の方法が望ましいこと		6-	非該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第2	292	515	器16 体温計	17572000	長時間体温データレコーダ	診断のための傾向情報となる患者の体温を長時間(通常24時間以上)にわたり記録する装置をいう。通常、患者に接続する。患者が携行することもある。記録された測定値(データ)は、解析のための適切なデータとなる。		10	該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第2	293	516	器21 内臓機能検査用器具	35244000	呼吸曲線図データレコーダ	呼吸時の胸部の動きをグラフに表示する装置をいう。センサー(電気インピーダンス等)を利用し、呼吸時の胸部の動きを検知及びトランスデュースする。動きの速度と波形の両方を表示す		10	該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第2	294	517	器21 内臓機能検査用器具	35245000	呼吸流量図データレコーダ	口腔での空気の瞬間の流れ(速度)や統合信号を利用して吸気又は呼気時の1呼吸あたりの空気量をグラフに記録する装置をいう。呼吸ガスが流れるチューブに設置する抵抗アタッチメント(ワイヤスクリーン、毛細管等)を内蔵し、圧力の低下が気流速度に正比例する。呼吸の動態を表示するために用いる。全身プレティスモグラフと併用して、静的肺コンプライアンス又は気道抵抗の測定に用いることがある。食道バルーンを併用する		10	該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第2	295	518	器21 内臓機能検査用器具	36081000	神経モニタ	個々の神経又は神経束の機能をモニタする装置をいう。外傷又は麻酔等のため手術中に変化する可能性があり、変化の有無及び変化した時点を知ることが重要である。		10	該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第2	296	519	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	36252000	長時間身体活動データレコーダ	患者の1日の運動を長時間にわたり測定及び記録する自動装置をいう。通常、患者の肢に取り付けて患者が携行し、通常の日常活動を行わせる。身体運動がトランスデューサで検出され、信号が計数及び計時回路に送信される。運動は数日にわたって記録し、後にコンピュータソフトウェアを用いて解析される。本品のアプリケーションとして、心不全患者の健康状態、日常活動、運動能力を評価するものがある。		10	該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第2	297	520	器21 内臓機能検査用器具	36964000	長時間尿動態データレコーダ	24時間にわたり尿動態を記録する装置をいう。本品は患者が携行する。得られたデータは病院で解析される。		10	該当	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器
別表第2	298		器21 内臓機能検査用器具	70054000	ペーパーセンサ付食道用カテーテル	先端部にpHセンサーの付いたカテーテルで、主に胃・食道内のpHを計測するために使用するものをいう。		10	-	060699990	他に分類されない生体現象監視用機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	299	521	器21 内臓機能検査用器具	36134000	小児用肺機能分析装置	新生児又は小児の呼吸機能(通常、1回換気量、換気頻度、分時換気量、気道コンプライアンス、気道抵抗による)を測定及び記録するために用いる装置をいう。		10	該当	060802000	呼吸機能検査用機器及び関連機器
別表第2	300	522	器21 内臓機能検査用器具	31300000	ピークフロースパイロメータ	正常値又は以前の値との比較のため、患者の最大換気流速(単位時間あたりの最大呼気量)を測定するために用いる装置をいう。これにより、喘息、気腫、気管支炎等の疾患を発見できる。通常、最大呼気流量(PEF)メータといわれることが多い。		10	該当	060802026	呼吸流量計
別表第2	301	523	器21 内臓機能検査用器具	70055000	呼吸流量計	呼吸トランスデューサで計測される気流速から呼吸流量を測定する装置をいう。		10	該当	060802026	呼吸流量計
別表第2	302	524	器21 内臓機能検査用器具	70056000	呼吸抵抗計	外部からの空気圧と、呼吸トランスデューサで計測される呼吸流量から呼吸抵抗を測定する装置をいう。		10	該当	060802042	呼吸抵抗計
別表第2	303	525	器21 内臓機能検査用器具	13680002	電子式診断用スパイロメータ	肺疾患の診断又は検診のため、肺の空気量及び気流速を測定する電動式装置をいう。これらの測定値から患者の肺機能に関する情報が得られ、正常値又は以前の値と比較することがで		10	該当	060802068	電子スパイロメータ
別表第2	304	526	器17 血液検査用器具	33275000	オキシヘモグロビン分析装置	血液中の酸素と結合しているヘモグロビンの濃度を測定する自動又は半自動の装置をいう。		10-	該当	060802084	オキシメータ
別表第2	305	527	器17 血液検査用器具	70057000	機能検査オキシメータ	生体に照射した近赤外光を検出し、血液中のヘモグロビン濃度の変化を計測する装置をいう。		10-	該当	060802084	オキシメータ
別表第2	306	528	器21 内臓機能検査用器具	70058000	基礎代謝測定装置	基礎代謝を測定する装置をいう。人工呼吸器と併用することがある。		2-	該当	060802101	基礎代謝測定装置
別表第2	307	529	器21 内臓機能検査用器具	31338000	窒素ガス分析装置	呼気又は吸気中の窒素濃度を、電気化学法、マススペクトル法、紫外線又は赤外線吸収法によって測定する装置をいう。		10	該当	060802127	呼気ガス分析装置
別表第2	308	530	器06 呼吸補助器	36849000	呼吸回路ガスセンサ	呼吸回路内のガスを感知する装置をいう。通常、最新の装置(麻酔システム人工呼吸器等)に装備されている。患者へのガスの流入・排出等を監視するよう設計される。親機は、供給される信号を表示したり、信号に反応して監視対象のパラメータに必要な調節を行ったりする。		2-	該当	149999005	他に分類されない生体機能補助・代行機器
別表第2	309	531	器21 内臓機能検査用器具	37252000	水素ガス分析装置	通常、患者の呼気中の水素(H ₂)濃度を測定する装置をいう。		10	該当	060802127	呼気ガス分析装置
別表第2	310	532	器21 内臓機能検査用器具	37269000	二酸化窒素ガス分析装置	呼気又は吸気中の二酸化窒素(NO ₂)濃度を電気化学法、マススペクトル法、紫外線又は赤外線吸収法によって測定する装置		10	該当	060802127	呼気ガス分析装置
別表第2	311	533	器21 内臓機能検査用器具	35282000	成人用肺機能分析装置	成人患者の呼吸系の機能及び効率(通常、肺におけるガスの換気、拡散、分布)を測定するために用いる装置をいう。		10	該当	060802143	呼吸機能検査装置
別表第2	312	534	器21 内臓機能検査用器具	17228000	鼻腔抵抗計測装置	鼻腔の算出等のため鼻孔内の気流及び気圧変化の測定に用いる装置をいう。鼻閉・鼻づまりの程度を計測するために用いる。単純な圧力計型の装置や、計算に音響測定技術を利用するコンピュータベースの装置がある。		11	該当	060802169	鼻腔通気度計
別表第3	123		器21 内臓機能検査用器具	70059000	回転式肺活量計	呼気を回転式のドラムに吹き込むことにより、肺活量を測定する機械式の装置をいう。		1	非該当	060802185	回転式肺活量計
別表第3	124		器21 内臓機能検査用器具	13680001	手動式診断用スパイロメータ	肺疾患の診断又は検診のため、肺の空気量及び気流速を測定する機械式装置をいう。これらの測定値から患者の肺機能に関する情報が得られ、正常値又は以前の値と比較することがで		1	非該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	313	535	器21 内臓機能検査用器具	31271000	水蒸気ガス分析装置	質量分析法を用いて患者の肺から吐出された呼気中の水蒸気濃度を測定する専用装置をいう。		10	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	314	536	器21 内臓機能検査用器具	31293000	ガス差圧トランスデューサ	肺機能検査時によく用いられる医用の2チャンバ装置をいう。2つのチャンバのガス圧の差に比例した電気信号を発生させる。測定値は次の親機で表示・処理される。		10	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	315	537	器21 内臓機能検査用器具	31339000	炭酸ガス分析装置	電気化学、赤外線吸収、ガスクロマトグラフィ又はマススペクトル法によって、換気、循環又は代謝状態を判定するために混合ガス中の二酸化炭素濃度を測定する装置をいう。		10	該当	060802127	呼気ガス分析装置
別表第2	316	538	器21 内臓機能検査用器具	35353000	長期モニタリングスパイロメータ	換気機能の評価のため、患者の1回換気量又は分時拍出量を持続的に測定する装置をいう。高1回換気量及び低1回換気量アラームを備えるものもある。		10	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	317	539	器21 内臓機能検査用器具	35467000	一酸化炭素ガス分析装置	代謝又は呼吸状態の評価の参考とするため、混合ガス中の一酸化炭素濃度を測定する装置をいう。電気化学分析、赤外線吸収、ガスクロマトグラフィ又はマススペクトル法等の技術が用		10	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	318	540	器21 内臓機能検査用器具	36146000	肺運動負荷モニタリングシステム	運動中の肺機能の他のパラメータとともに、酸素(O ₂)及び二酸化炭素(CO ₂)分析装置を用いて呼吸ガスを測定する負荷運動装置をいう。チューブに取り付け、患者とガス分析装置の間に接続するマスク、マウスピース、フードによって、患者が所定の種類のエルゴメータで運動を行いながら、患者の呼吸を測定及び計算する。通常、結果の表示、各種機能(ECG等)の監視、作業負荷の調節、印刷を行う。		10	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	319	541	器21 内臓機能検査用器具	37235000	診断用気道陽圧ユニット	睡眠時無呼吸症とその合併症の疑いがある患者の検査に用いるユニットをいう。記録されたデータを解析することによって、患者の状態を評価し、必要な治療を処方することができる。		10	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	320	542	器21 内臓機能検査用器具	37268000	一酸化窒素ガス分析装置	混合ガス中の一酸化窒素濃度を測定及び定量する装置をいう。特殊な呼吸器治療時に患者に供給されたNOの呼気・吸気中濃度の測定等に用いる。NOガスは非常に少量の場合にのみ有効であるため、このようなデータは重要である。		10	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	321	543	器21 内臓機能検査用器具	40907000	X線CT診断装置キセノンガス管理システム	X線/CTシステムのコンポーネントの1つをいう。診断用X線で使用されるキセノンガス送出装置は、血流などの物理的又は生理学的パラメータのリアルタイム画像検査の場合に、キセノンガスを(吸入又は注入により)送出するよう設計されている。本品は、X線をベースにしたアプリケーションで使用され、関連するチューブ、マスク、マウスピースを備えた単純なキャニスタをベースにした装置である場合やソフトウェア、インジェクタシステム、生理学的ゲーティング装置、ガスカニスタホルダー、ガスミキサ、配管セット、ガストラップ、フィルタ、アラーム、マスク、マウスピースなどを備えた電気又はソフトウェアで制御する術者		11	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	322	544	器21 内臓機能検査用器具	40908000	核医学診断用キセノンガス管理システム	ガンカメラやSPECTなどの核医学画像装置のコンポーネントと見なされる装置をいう。患者へのキセノンガスの送出及び肺機能や血流量などの物理的又は生理学的パラメータに関するリアルタイム画像検査の場合に使用した呼気中の放射性キセノンガスの収容には、キセノンガス再呼吸装置が使用される。本品は画像撮影中に大気中への放射性ガスの放出が抑制される		11	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	323	545	器21 内臓機能検査用器具	70060000	マルチガスモニタ	患者の呼気及び/又は吸気の酸素、二酸化炭素、亜酸化窒素、麻酔ガス等の濃度、呼吸数等を監視するマルチガスモニタ		10-	該当	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第3	125		器22 検眼用器具	12817000	直像検眼鏡	眼球内部の検査に用いる手持型(電源式又は電池式)の機器をいう。照明と、1つの穴が開いた鏡(検査者はこの穴を通して見る)のほか、様々な度数の複数のレンズを切替できるダイヤルより成る。約15倍に拡大した正像が得られるものもある。		12	非該当	060804020	眼底検査機器
別表第3	126		器22 検眼用器具	35216000	単眼倒像検眼鏡	眼球内部の検査に用いる機器で、光源及び手持型レンズを含む。例えば、2~5倍に拡大した反転像が得られるものがある。		12	非該当	060804020	眼底検査機器
別表第3	127		器22 検眼用器具	36390000	プレオプトフォア	中心固視の訓練に用いる眼科用機器をいう。例えば、黄斑近傍を幻惑させ、網膜中心窩の視覚能力を相対的に強化することにより偏心固視(斜視)を治療するために用いることがある。		1	非該当	060804020	眼底検査機器
別表第3	128		器22 検眼用器具	37067000	双眼倒像検眼鏡	眼球内部の検査に用いる機器で、検査時に立体像が得られる。手持式、額带式、特殊眼鏡枠に取り付けたものがある。		12	非該当	060804020	眼底検査機器
別表第3	129		器22 検眼用器具	37864000	オイスコープ	眼底の検査・矯正に用いる機器をいう。例えば、眼底の約30°の弧を囲む明るい光を投影する改良型眼底鏡(眼内部を検査するために用いる孔あき鏡)がある。この光束の中心は、中心窩(錐体のみが認められ血管が認められない網膜黄斑の中央陥凹)を覆う黒色ディスクによりブロックされる。弱視(眼に明らかな疾患が認められないのに視覚が不明瞭であること)の治療		1	非該当	060804020	眼底検査機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	130	器22	検眼用器具	14380000	視野プロッタ	視野及び固定眼の感受性の測定及び記録を目的とした眼科用器具をいう。感光性、感色性及び物体及びパターンを検出及び認識する能力を検査するために用いる。		1	非該当	060804046	視野計
別表第3	131	器22	検眼用器具	16918000	自動視野計	様々な位置に自動的に表示した小さな光点(点)に対する、患者の反応を記録することにより視野測定を行う機器をいう。例えば、プリントアウトに測定された視野が示されるものがある。		1	非該当	060804046	視野計
別表第3	132	器22	検眼用器具	16919000	手動式視野計	様々な位置に手動で表示した小さな光点(点)に対する、患者の反応を記録することにより視野測定を行う機器をいう。例えば、あらかじめ印刷されたカード(チャート)に測定した視野の曲線を記入するものがある。		1	非該当	060804046	視野計
別表第3	133	器22	検眼用器具	34968000	平面視野計	中心視野の測定に用いることを目的とした機器をいう。例えば、黒い背景(タンジェント・スクリーン)の周辺から中央部に向け、白点を提示する手持器具を動かし、患者に約2メートル離れた位置から中心部を固視させ、視標が見えたら知らせる、タンジェントスクリーンと言われるものがある。視野を簡易に計測する方法である。視標は明るい光点を投影する専用器具(カンビメータとも呼ばれる)又は端に白点を付けた単純な黒い棒を用いる。		1	非該当	060804046	視野計
別表第3	134	器22	検眼用器具	36385000	暗点計	視野の感度低下部位(相対暗点)、又は絶対暗点や盲点を測定する機器をいう。		1	非該当	060804046	視野計
別表第3	135	器22	検眼用器具	13372000	レチノスコープ	光線を投射するほか、網膜表面の照明を受けた領域の動き及び放出光線の屈折を観察することにより屈折異常を検査、診断及び評価するために用いる眼科用器具をいう。		12	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	136	器22	検眼用器具	16347000	角膜曲率計	角膜検査に用いる眼科用診断機器をいう。例えば、白色及び黒色の同心円を配置した円形プレート(プラチドディスク)のものがある。乱視の場合、リング像が歪んで見える。		10-	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	137	器22	検眼用器具	18038000	角膜トポグラフィシステム	眼科で角膜前面の曲率を測定するために用いるシステムをいう。例えば、ビデオケラトスコープと画像処理機能を備えたコンピュータを含むものがある。患者データ管理用ソフトウェアが組み込まれたものもある。		10-	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	138	器22	検眼用器具	36387000	レフラクトメータ	眼の屈折異常の測定を行う機器をいう。最近の機器では自動的に測定し、結果が印刷される。		10-	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	139	器22	検眼用器具	70061000	自覚屈折測定機能付レフラクトメータ	自覚屈折視力検査機能をもつレフラクトメータをいう。		10-	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	140	器22	検眼用器具	70062000	レフラクト・ケラトメータ	角膜曲率半径測定機能又は角膜トポグラフィ機能をもつレフラクトメータをいう。		10-	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	141	器22	検眼用器具	70063000	自覚屈折測定機能付レフラクト・ケラトメータ	角膜曲率半径測定機能又は角膜トポグラフィ機能に加え、自覚屈折視力検査機能をもつレフラクトメータをいう。		10-	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	142	器22	検眼用器具	70064000	眼軸長計測機能付レフラクト・ケラトメータ	角膜曲率半径測定機能又は角膜トポグラフィ機能に加え、眼軸長計測機能をもつレフラクトメータをいう。		10-	非該当	060804062	他覚式屈折視力検査機器
別表第3	143	器22	検眼用器具	32715000	回転プリズム	視機能検査時に眼筋を評価するために用いる様々な度数のプリズムをいう。		1	非該当	060804088	自覚式屈折視力検査機器
別表第3	144	器22	検眼用器具	35299000	レフラクタ	眼の屈折状態を測定するため、様々な度数のレンズを内蔵した機器をいう。いわば、機械化された検眼レンズのセットである。		1	非該当	060804088	自覚式屈折視力検査機器
別表第3	145	器22	検眼用器具	37071000	両眼視機能検査装置	視機能検査を行う眼科用機器をいう。例えば、患者に赤緑眼鏡を通して四つの光点(白1つ、赤1つ及び緑2つ)を目視させ、その見え方を答えさせ、その結果から、抑制を判定できるものがある。		10-	非該当	060804088	自覚式屈折視力検査機器
別表第3	146	器22	検眼用器具	10024000	明暗順応計	様々な強度の刺激光源を用いて網膜順応に必要な時間及び最小光閾値を測定する機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	147	器22	検眼用器具	12820000	斜視計	眼球運動を測定するために用いる眼科用機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	148	器22	検眼用器具	12821000	近点距離計	近点距離計測に用いる眼科用機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	149	器22	検眼用器具	12822000	眼筋計	眼筋の相対的力を測定するために用いる眼科用機器をいう。		1	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	150		器22 検眼用器具	13235000	瞳孔記録計	反射光に対する瞳孔の反応を記録するために用いる機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	151		器22 検眼用器具	15826000	複視診断計	複視(1つの物体が視皮質によって2つの物体に見える視覚症状)の診断に用いる眼科用機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	152		器22 検眼用器具	16342000	アノマロスコープ	患者が目視した混合スペクトルを組み合わせるにより、色覚異常を検査する機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	153		器22 検眼用器具	17119000	眼位計	眼のバランスを検査するために用いる眼科用器具をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	154		器22 検眼用器具	32700000	ハプロスコープ	両眼視機能の評価と弱視や斜視の検査・治療・訓練に用いる機器をいう。例えば、2本の可動式観察管からなる器具で、それぞれにスライドキャリア、スライドに照明を当てるための弱光源及び残像を作成するための強光源を備えているものがある。斜視(外眼筋力不均衡)の測定及び両眼視(両眼で見ること)の評価のほか、抑制及び弱視(眼に明らかな疾患が認められないのに視覚が不明瞭であること)の治療を目的とすることがある。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	155		器22 検眼用器具	32706000	眼振テープ	長く幅の狭い布等の軟質材料製の帯で、一続きの物体が印刷された眼科用機器をいう。患者の視野を横断させて運動性眼振(異常及び不規則な眼球運動)を誘発するほか、失明を検査することを目的としている。		1	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	156		器22 検眼用器具	32741000	ジストメータ	角膜と視力矯正用レンズとの距離を測定する機器をいう。例えば、屈折矯正時、レンズ位置と像変化の測定を容易にするために用いることがある。		1	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	157		器22 検眼用器具	36058000	シノプトフォア	眼の両眼視機能(両眼で1つの物体に焦点を合わせる能力)の評価及び訓練に用いる眼科用機器をいう。通常、斜視(克服不可能な眼の偏位)の診断に用いる。様々な型の斜視とは、立体視(奥行視力)、弱視(片眼の低下した視力)、外斜視・内斜視(斜視・やぶにらみ)等の異型をもつ斜視のことをいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第2	324		器22 検眼用器具	36397000	眼科用干渉縞視力測定器	干渉縞を利用し網膜視力を測定する機器をいう。例えば、眼の手術時に光波長を測定するために用いることがある。白内障手術に用いることが多い。		10	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第2	325	546	器22 検眼用器具	37948000	房水・フレアセルアナライザ	房水中の前房フレア(蛋白濃度)と細胞数を測定する機器をいう。網膜の変化が肉眼で判別できる以前の前房フレアの微増加を検出するために用いる。		10	該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	158		器22 検眼用器具	70065000	中心フリッカ値測定装置	中心フリッカ値を測定する機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第3	159		器22 検眼用器具	70066000	コントラスト感度測定装置	コントラスト感度を測定する機器をいう。		10-	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第2	326		器22 検眼用器具	70067000	眼球運動検査装置	カメラにより捕らえた眼球の映像を画像処理することにより、眼球運動を測定する機器をいう。角速度センサーを内蔵し、その情報を併せて解析できるものもある。		10	非該当	060804990	その他の視覚機能検査用機器
別表第2	327		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	14144000	振せん描画器	不随意の揺れ又は震え(振せん)を記録する装置をいう。様々な安静位置にある指、手、腕の動きを感知するセンサを内蔵している。動きは、記録ペン又は電気トランスデューサ(高感度の記録の場合)を用いて直接記録される。		10	非該当	060806024	振動感覚測定装置
別表第2	328		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	37349000	神経疾患診断用定量的感覚検査器	身体のある部分の皮膚の振動覚閾値を測定するために必要な振動レベルを検査及び判定するために用いる装置をいう。神経病理学的診断に用い、糖尿病の疑い、神経毒性物質(溶剤、重金属等)への暴露、劣悪な労働環境、交通事故等の障害の初期症状を発見するために使用する。		10-	非該当	060806024	振動感覚測定装置
別表第2	329		器23 聴力検査用器具	31939000	雑音発生オージオメータ	電子ジェネレータ、増幅器、イヤホンから構成される装置をいう。聴力測定時に非被検耳にマスキング雑音を入れるために用いる。被検耳で発生する検査音の非被検耳による感知を最小限にするものである。		10-	非該当	060806040	オージオメータ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	330		器23 聴力検査用器具	34013000	視覚強化オーディオメータ	幼児の聴力評価に用いる電子音響装置をいう。試験信号に適切に反応すると、報酬として幼児の興味をひく絵が自動的に表示される。		10-	非該当	060806040	オーディオメータ
別表第2	331		器23 聴力検査用器具	37503000	純音オーディオメータ	気導測定及び骨導測定の両方が可能なオーディオメータをいう。通常、イヤホン及びヘッドバンドを備え、片方ずつの耳に既知の音圧レベルで所定の周波数の純音を供給する。骨導受話器を備えるものもある。臨床用には、両機能及びキャリブレートされたマスキングノイズを発生する手段が必要である。通常、外部入力ポートを備え、外部信号発生装置と接続する。		10-	非該当	060806040	オーディオメータ
別表第2	332		器23 聴力検査用器具	41184000	手動式オーディオメータ	信号提示、周波数、聴力レベルの選択、被験者の反応の記録を手動で実施する電子音響装置をいう。語音聴覚検査の機能を備えるものを除く。		10-	非該当	060806040	オーディオメータ
別表第2	333		器23 聴力検査用器具	41185000	自動記録オーディオメータ	信号提示、周波数の選択又は変化、聴力レベルの変化、被験者の反応の記録を自動的に実施する電子音響装置をいう。聴力レベルの変化の指示は、被験者にコントロールされる。固定周波数又は連続変化・掃引周波数又はその両方を発生させる機能を備えるものがある。連続的及びパルスの両方で検査音を出力するものもある。語音聴覚検査の機能を備えるものを除く。		10-	非該当	060806040	オーディオメータ
別表第2	334		器23 聴力検査用器具	41187000	コンピュータ制御オーディオメータ	検査手順がコンピュータ又はマイクロプロセッサで制御される電子音響装置をいう。自動記録オーディオメータのように、患者が試験信号レベルをコントロールすることはない。通常、患者の反応に基づいた聴力レベルの計算及び表示も行われる。語音聴覚検査の機能を備えるものを除く。		10-	非該当	060806040	オーディオメータ
別表第2	335		器23 聴力検査用器具	41188000	語音用オーディオメータ	会話検査題材を用いた聴力測定用の電子音響装置をいう。純音オーディオメータは、プレレコーダ会話題材の供給装置を外部入力ポートに接続することによって、語音用オーディオメータとして用いることができる手段を備えることが多い。		10-	非該当	060806040	オーディオメータ
別表第2	336		器23 聴力検査用器具	36717000	インピーダンスオーディオメータ	音響プローブ信号を利用して、人の耳の音響インピーダンス・アドミタンスを評価する電子音響装置をいう。本品の用途は、外耳道の気圧変化又は中耳の筋反射の活性化による音響インピーダンス・アドミタンスの変化の測定である。中耳インピーダンス測定から得られる結果は、ティンパノグラムという図に表示される。		10-	非該当	060806066	インピーダンスオーディオメータ
別表第2	337	547	器23 聴力検査用器具	11614000	他覚式聴力検査装置	聴力検査において、感覚器又は感覚器の上行路のある点又は中枢神経系内の刺激(視覚、聴覚、体性感覚等)に応じて、脳又は脊髄から生じる局所電位の検出及び記録に用いる装置をいう。記録される電位の特性は、記録部位、刺激の様式、(誘発反応)、量及び意識又は麻酔レベルにより異なる。得られる波形を脳及びその感覚路の機能及び完全性の評価に用いること。		10	該当	060806082	他覚的聴力検査装置
別表第2	338		器21 内臓機能検査用器具	35747000	聴覚誘発反応測定装置	耳での音響信号への反応で聴覚神経系の活動を評価する電子音響装置をいう。信号(頭皮電極を介して検出される)は、コンピュータによる平均化及び信号処理技術によってのみ測定される。		10	非該当	060408040	誘発反応測定装置
別表第2	339		器23 聴力検査用器具	36908000	耳音響放射装置	耳からの微弱な音を記録及び分析するために用いる装置をいう。このような音には、自発性の放射や、クリック刺激(過渡的放射)によって誘発される放射)又はトーンバースト刺激(歪成分の放射)によって生じるものがある。		10-	非該当	060806082	他覚的聴力検査装置
別表第2	340		器23 聴力検査用器具	70068000	耳管機能検査装置	耳管開放症や耳管狭窄症などの診断に用いる機器で、嚙下運動に伴う鼻腔と外耳道との通音性の変化や、中耳腔の加圧が嚙下運動によって解放される過程などを観測又は記録する。		10-	非該当	060806082	他覚的聴力検査装置
別表第3	160		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70069000	平衡機能計	測定台に直立した人体の重心の位置と動きを表示し、定量解析を行う機器をいう。		12	非該当	060806109	平衡機能計
別表第2	341		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	12796000	定量的感覚検査用嗅覚計	患者の嗅覚の定量的及び定性的評価に用いる装置をいう。各種のにおいが入った小瓶のラックや、スライド式の試験管装置等様々な構成のものがある。通常、患者の嗅覚が変化する場合のある頭部外傷後に用いる。		10-	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	342	548	器24	14069000	トノスコープ	スクリーン上に振動を記録することにより音を視覚化するために用いる器具をいう。音による頭部又は脳の検査に用いる。		10	該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第3	161		器23	32526000	音叉	通常、ステンレス製の"U"字型器具で、"U"の底部にハンドルをもつものをいう。"U"の垂直の部分は、硬質のもの(通常ゴム)に打ちつけた場合に特定の波長の音を発する長さで切断されている。聴力検査に用いる。		1	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	343	549	器24	34891000	前庭機能熱刺激装置	刺激装置の1種で、外耳道内に気流又は水流として熱刺激を供給するものをいう。前庭機能刺激装置は、媒体の流速及び温度を調節するためポンプ、バルブ、ヒータ、レギュレータを内蔵する灌流システムからなる。半規管への刺激は、眼振計で測定される不随意的な眼の動きを発生させる。患者の平衡系を評価するための前庭機能の検査に用いる。		10-	該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	344		器24	35056000	触覚用定量的感覚検査器	神経学的検査で、皮膚の感受性が正常な部分と亢進又は低下した部分を調べたり、触覚閾値を測定するために用いる装置をいう。検査は以下のような様々な方法で行われる:1.感覚が生じるまで、各種直径の人工毛を適用する;2.1本のロッド又はファイバ(触覚の正常・異常を検査する人の指に固定する)を用いる;3.ピンホイール(回転鋸状ホイール)を用い、皮膚上を移動させる;4.異常部を判別するために1つの先のとがった器具で刺激したり、コンパス様の器具で中心点から徐々に弧が大きくなるように刺激する。		10-	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	345	550	器24	35169000	電磁刺激装置	刺激装置の1種で、患者の熱知覚閾値未満のレベルで組織に電磁エネルギーを供給するものをいう。通常、短時間パルス高周波エネルギーを利用して標的組織の温度を1 未満上昇させる。		10-	該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	346	551	器24	35723002	位置決定用神経探知刺激装置	神経と手術器具(メス等)との位置関係を監視するため神経を断続的に探知する装置をいう。神経刺激装置と神経の信号活動を記録する受信器から構成される。		10-	該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第1	270	59	器24	35723003	神経探知刺激装置	神経と手術器具(メス等)との位置関係を監視するため神経を断続的に探知する装置をいう。筋弛緩剤又は麻酔薬投与量の判定に用いられることがある。神経刺激装置と神経の信号活動を記録する受信器から構成される。		10-	該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	347	552	器24	37042000	局所麻酔用神経刺激装置	局所麻酔の注射前に身体の一部にある神経の一番適切などころを特定するのに用いる電池電源式の装置をいう。この領域を電流で刺激することによって、筋反射が活性化され、観察することができる。この作用は、麻酔薬の注射後、電流を増大させることによってコントロールすることができるため、筋反射を確認することができる。本品は、物理療法や診断目的にも用いられる。		10-	該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	348		器24	37350000	定量的感覚検査用温度分析装置	温冷感覚閾値に関する情報を得るため、熱刺激に対する反応(通常、皮膚表面における反応)を定量的に診断評価する装置をいう。侵襲的又は非侵襲的装置がある。初期糖尿病、幻想痛の発見、細神経線維系の神経学的試験等の診断検査及び疼痛閾値の検査に用いる。検査は温度を約42 - 50 以上に上昇させる。		10-	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	349		器24	38826000	温度覚用定量的感覚検査機器	温度覚の障害部分を判定するために使用する迅速検査用の機器をいう。予め設定した温度(例、25 及び49)に加熱された帯電ローラを適用することによって検査が行われる(正常皮膚温度は30 - 32)。患者が対応する感覚を判別し、感覚が正常・異常な部位をマッピングする。		10-	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	350		器24	70070000	単回使用神経ロケータ	外科手術で、運動神経の識別、位置確認、筋肉反応検査等に用いる単回使用神経ロケータをいう。皮下に穿刺する針電極、皮膚組織に接触させる探査電極、電気的導通を確認するためのパイロットランプ等から構成される。		10	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第2	351		器24	70071000	電気味覚計	味覚検査に用いる機器をいう。電極を舌に接触させて電流刺激を行い、味覚を感じる電流閾値を測定する。		10-	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	352		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70072000	眼球運動刺激装置	平衡機能障害の度合いを計測するため、視刺激により前庭神経などの平衡神経系を刺激し、前庭眼反射による眼球運動を誘発するために用いる装置をいう。		10	非該当	060806994	その他の知覚検査用機器
別表第3	162		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	35757000	歩行分析計	歩行又は走行パターンを試験する装置をいう。本品は、地面の反力を測定又は撮影し、膝関節、足首関節、股関節の動きを判定し、力及びトルクを測定するプラットフォームを利用する。歩行又は走行に関連した問題の診断及び矯正措置計画の支援		1	非該当	060808028	歩行分析計
別表第3	163		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	35021000	握力計	患者の手・前腕の筋強度を測定、検査、調節する装置をいう。通常、脳卒中後のリハビリテーションに用いる。		1	非該当	060808044	握力計
別表第3	164		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	12950001	手動式皮膚痛覚計	麻酔薬投与後の患者の痛みに関する感受性(ピンによる刺傷等)を測定するために用いる手動式装置をいう。痛覚計(algesimeter)ともいう。		1	非該当	060808060	圧痛覚計
別表第2	353		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	12950002	電動式皮膚痛覚計	麻酔薬投与後の患者の痛みに関する感受性(ピンによる刺傷等)を測定するために用いる電動式装置をいう。痛覚計(algesimeter)ともいう。		10	非該当	060808060	圧痛覚計
別表第3	165		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	35408000	捻転角度計	眼球又は長骨の軸などの捻転の程度を測定する器械をいう。		1	非該当	060808086	角度計
別表第3	166		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	36148000	関節運動テスト	関節の特性を評価するために用いる装置をいう。通常、評価は異常のある関節に対する手術(関節置換術、関節鏡下処置等)の前後に実施される。関節可動域及び正常機能を評価する。		1	非該当	060808086	角度計
別表第3	167		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	37529000	角度計	X線又は手術時等に骨の角度を測定するために用いる器具をいう。通常、分度器として知られている。		1	非該当	060808086	角度計
別表第3	168		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	34395000	背筋力計	力(特に背筋の屈曲によって生じる筋力)を測定するために用いる機器・装置をいう。通常、リハビリテーションのため、筋強度の管理に用いる。		1	非該当	060808103	背筋力計
別表第2	354		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	12692000	ミオグラフ	筋収縮の強度又は速度といった様々な相を判定及び記録する装置をいう。筋収縮に関連した変位又は力を検出し、グラフ(筋運動図)に再現するセンサを内蔵している。緊張持続下での変位又は等尺性条件下で発現する力といったいくつかの条件下での筋肉の評価に用いる。		10-	非該当	060808998	その他の運動機能検査用機器
別表第2	355		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	32686000	会陰圧測定器	外部の圧力計に接続された腔に挿入する液体入りの袋からなる器具をいう。会陰筋の自発的収縮に抵抗することによって、会陰筋の強度を測定し、運動を通して尿失禁又は性機能不全を診断及び治療するのに用いる。		10	非該当	060808998	その他の運動機能検査用機器
別表第2	356		器21 内臓機能検査用器具	34037000	脊柱湾曲モニタ	脊柱の連続領域にある、いくつかの隣接する椎骨のそれぞれの位置を感知、表示、記録する装置をいう。		10-	非該当	060808998	その他の運動機能検査用機器
別表第2	357		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	40817000	定量的感覚検査用バルボメータ	障害の疑いがある患者に対して痛覚知覚の閾値を検査、判定する装置をいう。いくつかの測定技術を利用して機能するものもある。通常、圧痛閾値と呼ばれる反射逃避反応の初期相を		10	非該当	060808998	その他の運動機能検査用機器
別表第2	358		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70073000	十字靭帯機能検査機器	十字靭帯機能の評価を行う器具をいう。		10	-	060808998	その他の運動機能検査用機器
別表第2	359	553	器22 検眼用器具	10551000	眼底カメラ	瞳孔を通じて眼底(眼球内部又は後極部)を撮影する機器をい		10	該当	060810025	眼底カメラ
別表第2	360	554	器22 検眼用器具	16419000	眼撮影装置	眼球及び眼底の写真画像(蛍光造影法を行う場合には血管画像)の記録に用いる専用カメラをいう。例えば、対物レンズから照明を照らし、眼の位置と合わせ網膜の写真を(1秒間隔で)撮影したり、眼底の病変を記録し、診断データを提供するものが		10	該当	060810995	その他の眼撮影装置
別表第3	169		器22 検眼用器具	35148000	細隙灯顕微鏡	眼球等の観察、検査及び撮影に用いる細隙灯顕微鏡をいう。眼内圧、角膜厚、前房深度の測定にも用いる。眼球に細隙光を投射し、その反射に可動式顕微鏡を傾斜的に併せ、反射面を観察又は測定する。		12	非該当	060810067	細隙灯顕微鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	170		器22 検眼用器具	35190000	眼科用光学顕微鏡	眼球等の検査、観察及び撮影に用いる光学顕微鏡をいう。例えば、立体鏡で、前眼部(角膜、房水、水晶体、前房、硝子体)の検査用に設計されたり、コンタクトレンズのフィッティング、角膜損傷及び異物、疾患の経過観察及び発見に用いることがある。細隙灯として知られるシステムにおいて特別に設計された光源(いずれも共通の架台に取り付けられている)とともに用い		12	非該当	060810067	細隙灯顕微鏡
別表第3	171	866	器25 医療用鏡	10960000	コルボスコープ	女性器(膣、子宮頸等)の診察に用いる特殊な顕微鏡をいう。		12	該当	060899048	コルボスコープ
別表第3	172		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	14288000	尿道計	尿道に挿入し、尿道を拡張させ、その拡張程度を示す測定値を得るために用いる専用装置をいう。通常、測定値はダイヤルに表示される。		5-	非該当	060899992	他に分類されない生体検査用機器
別表第3	173		器21 内臓機能検査用器具	14323000	バギノメータ	膣の長さ及び直径を測定する装置をいう。		5-	非該当	060899992	他に分類されない生体検査用機器
別表第2	361		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	31923000	喉頭ストロボスコープ装置	喉頭内の発声現象を観察するために用いる装置をいう。通常、システムを構成する他の装置及び適切な内視鏡とともに用いる。発声装置(声門)機能の検査や発声障害の診察に用いる。		10	非該当	060899992	他に分類されない生体検査用機器
別表第2	362		器21 内臓機能検査用器具	36022000	脂肪・除脂肪量分析装置	体脂肪・除脂肪量の測定に用いる装置をいう。測定結果は重量で表示する。		10	非該当	060899992	他に分類されない生体検査用機器
別表第2	363		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70074000	発声機能検査装置	発声強度、基本周波数、呼気流量等の物理量を観測又は記録する機器で、発声器官の機能障害の診断に用いるものをいう。これらの物理量の相互関係や安定度を測定する機能を含むも		10	非該当	060899992	他に分類されない生体検査用機器
別表第2	364	555	器25 医療用鏡	37084000	内視鏡用テレスコープ	機能を果たすためにいくつかの構成品からなる内視鏡システムのコンポーネントのひとつをいう。リレーレンズ、光ファイバ、又は電荷結合素子(CCD)チップの画像伝送システムを備えた硬性鏡や軟性鏡から構成される。通常、光源からの光の供給のためファイバケーブルと接続する。本品はシースに挿入されることもある。自然開口部又は人工開口部を経て体腔・臓器を検		5- / 6	該当	061000005	医用内視鏡
別表第2	365	556	器25 医療用鏡	35020000	軟性十二指腸鏡	十二指腸(近位十二指腸までの上部消化管)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。粘膜、胆嚢、膵臓、胃等の器官を検査する。画像伝送システムには、光ファイバ管束が用いられて		5-	該当	061002025	上部消化管軟性ファイバースコープ
別表第2	366	557	器25 医療用鏡	35087000	軟性胃十二指腸鏡	胃から十二指腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は体腔に合わせて形状が変化する軟性内視鏡である。画像伝送システムには光ファイバ管束が用いられている。		5-	該当	061002025	上部消化管軟性ファイバースコープ
別表第2	367	558	器25 医療用鏡	35088000	軟性胃内視鏡	胃の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。口又は胃壁の人工開口部から挿入する。挿入部は軟性であり、画像伝送システムには光ファイバ管束が用いられている。		5-	該当	061002025	上部消化管軟性ファイバースコープ
別表第2	368	559	器25 医療用鏡	36631000	軟性食道鏡	食道の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は体腔に合わせて形状が変化する。口腔から挿入する。画像伝送システムは、光ファイバ管束である。		5-	該当	061002025	上部消化管軟性ファイバースコープ
別表第2	369	560	器25 医療用鏡	15057000	軟性S字結腸鏡	大腸から直腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は体形状に順応するために軟性で、画像伝送は、光ファイバ管束を備えたファイバースコープである。		5-	該当	061002041	下部消化管軟性ファイバースコープ
別表第2	370	561	器25 医療用鏡	34966000	軟性大腸鏡	大腸(結腸)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、肛門から挿入する。画像伝送システムには、光ファイバ管束が用いられている。		5-	該当	061002041	下部消化管軟性ファイバースコープ
別表第2	371	562	器25 医療用鏡	32253000	軟性膵管鏡	膵臓の観察及び診断に用いる内視鏡をいう。画像伝送システムは、光ファイバ管束であり、挿入部は軟性である。通常、十二指腸鏡のワーキングチャンネルに導入し、ファーター乳頭から		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第1	5	3	器25 医療用鏡	34010000	軟性血管鏡	静脈又は動脈の管腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。経皮的に挿入する。本品はファイバースコープであり、光ファイバ管束を経て画像が供給される。		6-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第1	6	4	器25 医療用鏡	34855000	軟性動脈鏡	冠動脈、末梢血管、心臓内の構造の観察、診断、一部の治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、観察する血管の内部に挿入する。画像伝送システムには光ファイバ管束が用い		6-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	372	563	器25 医療用鏡	34939000	軟性胆道鏡	胆道胆管の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品の挿入部は軟性であり、腹部の切開部から挿入するが、軟性十二指腸鏡から挿入することもできる。本品は光ファイバ管束を利用して画像伝送を行うファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	373	564	器25 医療用鏡	35204000	軟性鼻咽頭鏡	鼻咽頭(鼻の後方にある喉の上部)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は体腔に合わせて形状が変化する軟性内視鏡である。画像伝送システムは、光ファイバ管束である。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	374	565	器25 医療用鏡	35461000	軟性気管支鏡	気管支及び肺の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性である。本品は画像伝送光ファイバ管束を備えたファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	375	566	器25 医療用鏡	35502000	軟性腎盂鏡	腎臓の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。経皮的に腎盂に挿入する。本品は体腔に合わせて形状が変化する軟性内視鏡である。画像伝送システムは、光ファイバ管束である。		6	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	376	567	器25 医療用鏡	35980000	軟性膀胱鏡	尿道(または上部尿路)からの膀胱の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であるため体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして光ファイバ管束を備えるファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	377	568	器25 医療用鏡	36298000	軟性小腸鏡	小腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。小腸の手術時に用いる。プッシュ型(直接視下でガイドによって挿入する)又はゾンデ型(蠕動運動によって本品を腸内に挿入する膨張式バルーンを備える)がある。画像伝送システムには光ファイバ管束を備えるファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	378	569	器25 医療用鏡	36624000	軟性クルドスコープ	後脛円蓋からの子宮、卵巣、卵管、骨盤、骨盤腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は軟性内視鏡であり、画像伝送システムは光ファイバ管束である。		6	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	379	570	器25 医療用鏡	36632000	軟性膀胱尿道鏡	膀胱及び男性の尿道(前立腺部を含む)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性である。画像伝送システムは、光ファイバ管束を備えたファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	380	571	器25 医療用鏡	36639000	軟性胸腔鏡	胸腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。肋間腔から体腔内に挿入する。本品は軟性内視鏡であり、画像伝送システムは、光ファイバ管束である。		6	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	381	572	器25 医療用鏡	36640000	軟性尿管鏡	外尿道口からの尿管(腎臓から膀胱への尿の通り道)及び腎盂の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムは、光ファイバ管束を備えたファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	382	573	器25 医療用鏡	36645000	軟性喉頭鏡	喉頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして光ファイバ管束を備えるファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	383	574	器25 医療用鏡	36706000	軟性挿管用喉頭鏡	麻酔又は救急医療等において、気道の確保のため気管(人の気道)への特殊な気管内チューブの挿入と配置を支援するために用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	384	575	器25 医療用鏡	36709000	軟性咽頭鏡	咽頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムは、光ファイバ管束を備えたファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	385	576	器25 医療用鏡	37111000	軟性尿管腎盂鏡	外尿道口からの尿管及び腎盂の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムは、光ファイバ管束である。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	386	577	器25 医療用鏡	37152000	軟性子宮鏡	子宮腔(子宮)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。膣又は子宮頸から挿入する。本品は体腔又は器具の管腔に合わせて形状が変化する軟性内視鏡である。画像伝送システムは、光ファイバ管束である。子宮鏡(uteroscope)ともいう。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第1	7	5	器25 医療用鏡	37181000	軟性神経内視鏡	中枢神経系の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。頭蓋に事前に開けた孔から挿入する。本品の挿入部は体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムは、光ファイバ管束である。		7-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	8	6	器25 医療用鏡	70075000	軟性脊椎鏡	脊椎の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして光ファイバ管束を備える。		7-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	387	578	器25 医療用鏡	70076000	軟性腹腔鏡	腹腔や後腹膜腔等の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。腹壁の人工開口部(通常、臍の直下)から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして光ファイバ管束を備える。		6	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	388	579	器25 医療用鏡	70077000	軟性口腔鏡	口腔内部を観察するために用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、イメージファイバ等の光学系を備える。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第1	9	7	器25 医療用鏡	70078000	軟性腰椎鏡	腰の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして光ファイバ管束を備える。		7-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	389	580	器25 医療用鏡	70079000	軟性上顎洞鏡	主として上顎洞の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は軟性内視鏡である。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	390	581	器25 医療用鏡	70080000	軟性涙道鏡	涙道内腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、光ファイバ管束を備える。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	391	582	器25 医療用鏡	70081000	軟性乳管鏡	乳管内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、光ファイバ管束を備える。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	392	583	器25 医療用鏡	70082000	軟性形成外科用内視鏡	形成外科領域で皮下組織吸引や再建術等に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、光ファイバ管束を備える。		6	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第1	10	8	器25 医療用鏡	70083000	軟性脊椎鏡	脊椎の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして光ファイバ管束を備える。		7-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	393	584	器25 医療用鏡	70084000	軟性耳内視鏡	耳科領域、主として中耳内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は軟性内視鏡である。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第1	11		器51 医療用嘴管及び体液誘導管	70085000	血管内光断層撮影用カテーテル	光ファイバを用いて、光により血管内の断面を観察するカテーテル及びガイドワイヤをいう。例えば、光学干渉断層画像法を用いると、外側の保護層に物理的に侵襲することなく、内部の微細組織構造を視覚化することが可能である。光が組織の中をそのタイプにより様々な度合いで透過し反射する性質を利用		10- / 6-	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	394	585	器25 医療用鏡	70086000	軟性卵管鏡	卵管の観察、診断、治療等、又は卵子の採取や受精卵の注入等に用いる内視鏡をいう。経腹腔又は膣、子宮頸から挿入する。挿入部が軟性で、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして光ファイバ管束を備える。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	395	586	器25 医療用鏡	70087000	軟性関節鏡	関節(例えば、膝関節、肩関節等)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から関節に挿入する。通常、挿入部が軟性で、光ファイバ管束を備える。		6	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	396	587	器25 医療用鏡	70088000	軟性縦隔鏡	縦隔(胸骨の後ろで、左右の胸膜腔の間にある、中央部の胸腔)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、光ファイバ画像伝送システムを備える。		6	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	397	588	器25 医療用鏡	70089000	軟性尿道鏡	尿路の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして光ファイバ管束を備えたファイバースコープである。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	398	589	器25 医療用鏡	70090000	軟性鼻腔鏡	外鼻孔からの鼻腔内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。軟性内視鏡で、光ファイバ管束を備える。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	399	590	器25 医療用鏡	70091000	軟性副鼻腔鏡	副鼻腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。軟性内視鏡で、光ファイバ画像システムを備える。		5-	該当	061002995	その他の軟性ファイバースコープ
別表第2	400	591	器25 医療用鏡	17662000	ビデオ軟性気管支鏡	気管支及び肺の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であるため体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムには、電荷結合素子(CCD)が用いられている。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	401	592	器25 医療用鏡	17663000	ビデオ軟性胃内視鏡	胃の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。口腔又は胃壁の人工開口部から挿入する。画像伝送システムには電荷結合素子(CCD)が用いられている。通常、挿入部は軟性である。		5-	該当	061004003	電子内視鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	402	593	器25	医療用鏡	17664000	ビデオ軟性S字結腸鏡	大腸から直腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は体形状に順応するために軟性で、画像伝送は、電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	403	594	器25	医療用鏡	32019000	ビデオ軟性膀胱尿道鏡	膀胱及び男性の尿道(前立腺部を含む)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性である。画像伝送システムは、電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	404	595	器25	医療用鏡	35462000	ビデオ軟性喉頭鏡	喉頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	405	596	器25	医療用鏡	35616000	内視鏡ビデオ画像システム	ビデオ内視鏡から送信されるビデオ画像をディスプレイモニタに表示するシステムをいう。これによって術者及び補助員が処置部を観察できる。通常、ビデオ内視鏡、内視鏡カメラ、カメラコントロールユニット、光源と光源ケーブル、ビデオレコーダ、画像処理装置(カラー補正装置を備えることがある)、視覚的表示装置(医療機器用に製作されたテレビセット等)から構成される。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	406	597	器25	医療用鏡	36112000	ビデオ軟性十二指腸鏡	十二指腸(近位十二指腸までの上部消化管)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。粘膜、胆嚢、膵臓、胃等の器官を検査する。画像伝送システムには、電荷結合素子(CCD)が用い	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	407	598	器25	医療用鏡	36117000	ビデオ軟性大腸鏡	大腸(結腸)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、肛門から挿入する。画像伝送システムには、電荷結合素子(CCD)が用いられている。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	408	599	器25	医療用鏡	36283000	ビデオ軟性腹腔鏡	腹腔や後腹膜腔等の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。腹壁の人工開口部(通常、臍の直下)に挿入する。電荷結合素子(CCD)を画像伝送システムとして用いる	6	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	409	600	器25	医療用鏡	36299000	ビデオ軟性小腸鏡	小腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。小腸の手術時に用いる。プッシュ型(直接視下でガイドによって挿入する)又はゾンデ型(蠕動運動によって本品を腸内に挿入する膨張式バルーンを備える)がある。画像伝送システムには電荷結合素子(CCD)が用いられている。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	410	601	器25	医療用鏡	36626000	ビデオ軟性胆道鏡	胆道胆管の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品の挿入部は軟性であり、腹部の切開部から挿入するが、軟性十二指腸鏡から挿入することもできる。画像伝送システムは、電荷結合素子(CCD)チップを利用する。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	411	602	器25	医療用鏡	38663000	ビデオ軟性腎盂鏡	腎臓の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。経皮的に腎盂に挿入する。本品は体腔に合わせて形状が変化する軟性内視鏡である。画像伝送システムは、電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオである。	6	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	412	603	器25	医療用鏡	38666000	ビデオ軟性食道鏡	食道の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。口腔から挿入する。画像伝送システムは、電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオである。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	413	604	器25	医療用鏡	38689000	ビデオ軟性尿管鏡	外尿道口からの尿管(腎臓から膀胱への尿の通り道)及び腎盂の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムは、電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	414	605	器25	医療用鏡	38691000	ビデオ軟性咽頭鏡	咽頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムは、電荷結合素子(CCD)を備えたビデオスコープである。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	415	606	器25	医療用鏡	38703000	ビデオ軟性尿管腎盂鏡	外尿道口からの尿管及び腎盂の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は軟性であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムは、電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。	5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	416	607	器25	医療用鏡	38805000	ビデオ軟性胃十二指腸鏡	胃から十二指腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は体腔に合わせて形状が変化する軟性内視鏡である。画像伝送システムには、電荷結合素子(CCD)が用いられている。	5-	該当	061004003	電子内視鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	12	9	器25 医療用鏡	70092000	ビデオ軟性脊椎鏡	脊椎の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備える。		7-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	417	608	器25 医療用鏡	70093000	ビデオ軟性挿管用喉頭鏡	麻酔又は救急医療等で、気道の確保のために気管(人の気道)への特殊な気管内チューブの挿入や配置を支援するために用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	418	609	器25 医療用鏡	70094000	ビデオ軟性口腔鏡	口腔内部を観察するために用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、電荷結合素子(CCD)チップを備える。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第1	13	10	器25 医療用鏡	70095000	ビデオ軟性腰椎鏡	腰の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備える。		7-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	419	610	器25 医療用鏡	70096000	ビデオ軟性上顎洞鏡	主として上顎洞の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。軟性のビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	420	611	器25 医療用鏡	70097000	ビデオ軟性涙道鏡	涙道内腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、電荷結合素子(CCD)チップを備える。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	421	612	器25 医療用鏡	70098000	ビデオ軟性乳管鏡	乳管内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、電荷結合素子(CCD)チップを備える。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	422	613	器25 医療用鏡	70099000	ビデオ軟性形成外科用内視鏡	形成外科領域で皮下組織吸引や再建術等に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、電荷結合素子(CCD)チップを備える。		6	該当	061004003	電子内視鏡
別表第1	14	11	器25 医療用鏡	70100000	ビデオ軟性脊椎鏡	脊椎の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備える。		7-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	423	614	器25 医療用鏡	70101000	ビデオ軟性耳内視鏡	耳科領域、主として中耳内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。軟性のビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	424	615	器25 医療用鏡	70102000	ビデオ軟性卵管鏡	卵管の観察、診断、治療等、又は卵子の採取や受精卵の注入等に用いる内視鏡をいう。経腹腔又は膣、子宮頸から挿入する。挿入部が軟性で、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	425	616	器25 医療用鏡	70103000	ビデオ軟性関節鏡	関節(例えば、膝関節、肩関節等)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から関節に挿入する。通常、挿入部が軟性で、電荷結合素子(CCD)チップを備える。		6	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	426	617	器25 医療用鏡	70104000	ビデオ軟性縦隔鏡	縦隔(胸骨の後ろで、左右の胸膜腔の間にある、中央部の胸腔)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、電荷結合素子(CCD)チップを備える。		6	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	427	618	器25 医療用鏡	70105000	ビデオ軟性尿道鏡	尿路の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	428	619	器25 医療用鏡	70106000	ビデオ軟性鼻咽喉鏡	鼻腔から喉頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	429	620	器25 医療用鏡	70107000	ビデオ軟性鼻腔鏡	外鼻孔から鼻腔内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	430	621	器25 医療用鏡	70108000	ビデオ軟性副鼻腔鏡	副鼻腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	431	622	器25 医療用鏡	70109000	ビデオ軟性胸腔鏡	胸腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。肋間腔から体腔内に挿入する。軟性内視鏡であり、画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		6	該当	061004003	電子内視鏡
別表第1	15	12	器25 医療用鏡	70110000	ビデオ軟性血管鏡	静脈又は動脈の管腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。経皮的に挿入する。本品はビデオスコープであり、電荷結合素子(CCD)チップから画像が供給される。		6-	該当	061004003	電子内視鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	432	623	器25	医療用鏡	70111000	ビデオ軟性子宮鏡	子宮腔(子宮)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。膣又は子宮頸から挿入する。本品は軟性内視鏡であり、体腔又は器具の管腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備える。子宮鏡(uteroscope)		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第1	16	13	器25	医療用鏡	70112000	ビデオ軟性神経内視鏡	中枢神経系の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。事前に開けた頭蓋の孔から挿入する。挿入部は体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		7-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	433	624	器25	医療用鏡	70113000	ビデオ軟性膵管鏡	膵臓の観察、診断等に用いる内視鏡をいう。通常、十二指腸鏡のワーキングチャンネルに接続し、ファーター乳頭から挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備える。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第1	17	14	器25	医療用鏡	70114000	ビデオ軟性動脈鏡	冠動脈、末梢血管、心臓内の構造の観察、診断、一部の治療に用いる内視鏡をいう。観察する血管の内部に挿入する。挿入部が軟性で、画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		6-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	434	625	器25	医療用鏡	70115000	ビデオ軟性鼻咽頭鏡	鼻咽頭(鼻の後方にある喉の上部)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は軟性内視鏡であり、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	435	626	器25	医療用鏡	70116000	ビデオ軟性膀胱鏡	尿道(または上部尿路)からの膀胱の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が軟性で、体腔に合わせて形状が変化する。画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	436	627	器25	医療用鏡	70117000	ビデオ軟性クルドスコープ	後陰門蓋から子宮、卵巣、卵管、骨盤、骨盤腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は軟性内視鏡であり、画像伝送システムとして電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		6	該当	061004003	電子内視鏡
別表第2	437	628	器25	医療用鏡	70118000	超音波軟性腹腔鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による腹部の観察、診断、治療、超音波プローブによる腹部の検査に用いるものをいう。腹壁の人工開口部から挿入する。光ファイバ管束を備えたファイバースコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		6	該当	061008001	超音波内視鏡
別表第2	438	629	器25	医療用鏡	15290000	硬性腎盂鏡	腎臓、腎盂、大腎杯、小腎杯の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。経皮的に腎盂に挿入する。挿入部は硬性であり、体腔又は器具の管腔に抵抗する。画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスである。画像伝送システムに光ファイバ管束を備える。		6	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡
別表第2	439	630	器25	医療用鏡	17145000	硬性膀胱鏡	尿道(または上部尿路)からの膀胱の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性である。画像伝送システムはリレーレンズオプティクスシステムである。		5-	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡
別表第2	440	631	器25	医療用鏡	32083000	腎盂鏡検査キット	パックになった用具一式で、腎盂鏡処置時に必要な装置、器具、その他の備品などを含むものをいう。同処置に必要な内視鏡装置を含むものもある。本品は、一部の備品を補充する必要がある場合でも、再使用可能とみなされる。		6/9	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡
別表第2	441	632	器25	医療用鏡	35301000	硬性レゼクトスコープ	前立腺肥大の観察、診断、治療及び特に切除に用いる内視鏡をいう。通常、硬性の外筒、広角の光学視管、ワーキングエレメント、電気手術用ワイヤループ電極から構成される。		5- /9	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡
別表第2	442	633	器25	医療用鏡	35423000	硬性尿道鏡	尿道の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、体腔に抵抗する。リレーレンズオプティクス画像伝送システムを備える。		5-	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡
別表第2	443	634	器25	医療用鏡	36652000	硬性膀胱尿道鏡	膀胱及び男性の尿道(前立腺部を含む)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性である。		5-	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	444	635	器25	医療用鏡	36654000	硬性尿管鏡	外尿道口からの尿管(腎臓から膀胱への尿の通り道)及び腎盂の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、体腔に抵抗する。リレーレンズオプティクス画像伝送システムを備える。画像伝送システムに光ファイバ管束を備えるもの		5-	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡
別表第2	445	636	器25	医療用鏡	37112000	硬性尿管腎盂鏡	外尿道口からの尿管及び腎盂の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、体腔に抵抗する。リレーレンズオプティクス画像伝送システムを備える。画像伝送システムに光ファイバ管束を備えるものもある。		5-	該当	061006023	泌尿器用硬性内視鏡
別表第2	446	637	器25	医療用鏡	10156002	硬性肛門鏡	肛門管及び下部直腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡であり、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクスを備える。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	447	638	器25	医療用鏡	11858000	硬性胃内視鏡	胃の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。口腔又は胃壁の人工開口部から挿入する。本品は硬性内視鏡である。画像伝送システムは、リレーオプティックレンズシステムである。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	448	639	器25	医療用鏡	12291000	硬性腹腔鏡	腹腔や後腹膜腔等の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。腹壁の人工開口部(通常、臍の直下)に挿入する。本品は挿入部が体腔又は器具の管腔に抵抗する硬性内視鏡である。画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスである。画像伝送システムに光ファイバ管束を備え、先端部が湾曲するものもある。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	449	640	器25	医療用鏡	15058000	硬性S字結腸鏡	大腸から直腸の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、体腔に抵抗する。画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスである。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	450	641	器25	医療用鏡	15074000	硬性気管支鏡	気管支及び肺の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、画像伝送システムはリレーレンズオプティクスである。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	451	642	器25	医療用鏡	15076000	硬性喉頭鏡	喉頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡であり、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクスを備える。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	452	643	器25	医療用鏡	15787102	肛門括約筋鏡	肛門括約筋の検査に用いる内視鏡をいう。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	453	644	器25	医療用鏡	32043000	腹腔鏡キット	パックになった用具一式で、腹腔鏡処置時に必要な装置、器具、その他の備品などを含むものをいう。同処置に必要な内視鏡装置を含むことがある。本品は、一部の備品を補充する必要がある場合でも、再使用可能とみなされる。		6/9	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	454	645	器25	医療用鏡	32631000	経膈硬性羊水鏡	妊婦の子宮頸部を経て胎児の直接観察、診断、治療等、又は羊水の色調や量の観察に用いる内視鏡をいう。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	455	646	器25	医療用鏡	34837000	経腹硬性羊水鏡	羊膜の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。妊婦の腹壁の人工開口部から羊膜腔に挿入する。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	456	647	器25	医療用鏡	34856000	硬性関節鏡	関節(例えば、膝関節、肩関節等)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から関節に挿入する。通常、挿入部は硬性である。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	457	648	器25	医療用鏡	34979000	硬性クルドスコープ	後腹円蓋からの子宮、卵巣、卵管、骨盤、骨盤腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡であり、画像伝送システムはリレーレンズオプティクスである。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	458	649	器25	医療用鏡	35011000	硬性直達鏡	喉頭の観察及び診断に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡であり、リレーレンズオプティクスを内蔵する。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	459	650	器25	医療用鏡	35187000	硬性縦隔鏡	縦隔(胸骨の後ろで、左右の胸膜腔の間にある、中央部の胸腔)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、リレーレンズオプティクス画像伝送システムを備える。画像伝送システムに光ファイバ管束を備え、先端部が湾曲するものもある。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第1	18	15	器25	医療用鏡	35200000	硬性脊髄鏡	脊髄の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。本品は挿入部が体腔に抵抗する硬性内視鏡である。画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクスを備える。画像伝送システムに光ファイバ管束を備えるものもある。		7-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	460	651	器25 医療用鏡	35205000	硬性鼻咽頭鏡	鼻咽頭(鼻の後方にある喉の上部)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は挿入部が体腔又は器具の管腔に抵抗する硬性内視鏡である。リレーレンズオプティクス画像伝送システムを備える。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	461	652	器25 医療用鏡	35233000	硬性骨盤鏡	骨盤の観察及び診断に用いる内視鏡をいう。人工開口部から経皮的に挿入する。本品はリレーレンズオプティクスを備える硬性内視鏡である。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	462	653	器25 医療用鏡	35255000	硬性直腸鏡	直腸及び肛門の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡であり、先端にリレーレンズオプティクス及び照明器を備えた空中鏡を内蔵する。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	463	654	器25 医療用鏡	35316000	硬性鼻腔鏡	外鼻孔からの鼻腔内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品はリレーレンズオプティクスを備える硬性内視鏡である。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	464	655	器25 医療用鏡	35398000	硬性胸腔鏡	胸腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。肋間腔から体腔内に挿入する。本品はリレーレンズオプティクス画像システムを備える硬性内視鏡である。画像システムに光ファイバ管束を備え先端部が湾曲するものもある。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第1	19	16	器25 医療用鏡	35568000	硬性腰椎鏡	腰の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。本品は挿入部が体腔に抵抗する硬性内視鏡である。画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクスを備える。画像伝送システムに光ファイバ管束を備えるものもある。		7-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	465	656	器25 医療用鏡	36628000	硬性子宮鏡	子宮腔(子宮)の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。膣又は子宮頸から挿入する。本品は挿入部が体腔又は器具の管腔に抵抗する硬性内視鏡である。画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスである。子宮鏡(uteroscope)ともいう。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	466	657	器25 医療用鏡	36637000	硬性鼻咽喉鏡	鼻腔から喉頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品はリレーレンズオプティクスを備える硬性内視鏡である。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	467	658	器25 医療用鏡	36647000	硬性上顎洞鏡	主として上顎洞の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡である。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	468	659	器25 医療用鏡	36653000	硬性食道鏡	食道の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、体腔に抵抗する。画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスである。本品は旧来の技術を反映しており、現在では軟性食道鏡が使用されている。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	469	660	器25 医療用鏡	36708000	硬性咽頭鏡	咽頭の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部は硬性であり、画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスである。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	470	661	器25 医療用鏡	36903000	硬性鼓膜鏡	耳道(耳の開口部から鼓膜の間の管)の観察、診断、治療に用いる非常に短い内視鏡をいう。通常、本品は硬性である。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第1	20	17	器25 医療用鏡	36904000	硬性神経内視鏡	中枢神経系の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。頭蓋に事前に開けた孔から挿入する。本品の挿入部は硬性である。画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスで、光ファイバ管束を備えるものもある。		7-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	471	662	器25 医療用鏡	36906000	硬性アデノスコープ	アデノイド除去等に、鼻腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡である。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	472	663	器25 医療用鏡	37180000	硬性副鼻腔鏡	副鼻腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品はリレーレンズオプティクス画像システムを備える硬性内視鏡である。光ファイバ管束を備えるものもある。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	473	664	器25 医療用鏡	37182000	手術用直腸鏡	特殊な直腸鏡チューブを用いて、肛門経由で下部腸管の顕微鏡的処置、治療(経肛門内視鏡顕微手術(TEM))に用いる用具をいう。硬性内視鏡システムであり、光学観察テレスコープの他に、観察部位を膨張させるためにガスを送入する設備及び専用の手術器具を含む。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	474	665	器25	医療用鏡	37183000	筋膜下切除術用内視鏡	内視鏡下不全穿通枝切離術(ESDP)等の静脈瘤の治療に用いる専用の装置をいう。人工開口部から穿通枝静脈の外側に沿って経皮的に挿入する。通常、挿入部が体腔又は器具の通路に抵抗する硬性内視鏡である。用いられる画像伝送システムは、リレーレンズオプティクスのみである。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第1	21		器25	医療用鏡	70119000	単回使用硬性神経内視鏡	中枢神経系の観察、診断、治療に用いる単回使用内視鏡をいう。事前に開けた頭蓋の孔から挿入する。挿入部が硬性で、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクスを備える。光ファイバ管束を備えるものもある。		7-	-	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	475	666	器25	医療用鏡	70120000	硬性涙道鏡	涙道内腔の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が硬性で、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクス又は光ファイバ管束を備える。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	476	667	器25	医療用鏡	70121000	硬性乳管鏡	乳管内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。挿入部が硬性で、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクス又は光ファイバ管束を備える。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	477	668	器25	医療用鏡	70122000	硬性形成外科用内視鏡	形成外科領域で、皮下組織吸引、再建術等に用いる内視鏡をいう。挿入部が硬性で、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクス又は光ファイバ管束を備える。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第1	22	18	器25	医療用鏡	70123000	硬性脊椎鏡	脊椎の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。人工開口部から挿入する。挿入部が硬性で、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクスを備える。光ファイバ管束を備えるものもある。		7-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	478	669	器25	医療用鏡	70124000	硬性耳内視鏡	耳科領域、主として中耳内の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。本品は硬性内視鏡である。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	479	670	器25	医療用鏡	70125000	硬性卵管鏡	卵管の観察、診断、治療等、又は卵子の採取や受精卵の注入等に用いる内視鏡をいう。経腹腔又は膣、子宮頸から挿入する。挿入部が硬性で、体腔に抵抗する。画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクスを備える。光ファイバ管束を備えるものもある。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	480	671	器25	医療用鏡	70126000	硬性口腔鏡	口腔内部の観察に用いる内視鏡をいう。挿入部が硬性で、画像伝送システムとしてリレーレンズオプティクス、イメージファイバ等を備える。		5-	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	481	672	器25	医療用鏡	70127000	眼科用内視鏡	眼球及び眼球の附属器官の観察、診断、治療に用いる内視鏡をいう。		6	該当	061006993	その他の硬性内視鏡
別表第2	482	673	器25	医療用鏡	36951000	超音波軟性胃十二指腸鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による食道から胃、十二指腸へ至る上部消化管の観察、診断、治療、超音波プローブによる粘膜、胆嚢、膵臓、胃等、及び周辺の器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバースコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061008001	超音波内視鏡
別表第2	483	674	器25	医療用鏡	36963000	超音波硬性腹腔鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による腹部の観察、診断、治療、超音波プローブによる腹部の検査に用いるものをいう。腹壁の人工開口部から挿入する。挿入部は硬性であり、体腔に抵抗する。リレーレンズオプティクスを備えた硬性内視鏡又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		6	該当	061008001	超音波内視鏡
別表第2	484	675	器25	医療用鏡	37223000	超音波軟性十二指腸鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による食道から近位十二指腸の上部消化管の観察、診断、治療、超音波プローブによる粘膜、胆嚢、膵臓、胃等、及び周辺の器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバースコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061008001	超音波内視鏡
別表第2	485	676	器25	医療用鏡	38807000	超音波軟性大腸鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による直腸から結腸、盲腸に至る下部消化管の観察、診断、治療、超音波プローブによる粘膜等の器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバースコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。		5-	該当	061008001	超音波内視鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	486	677	器25	医療用鏡	70128000	超音波軟性気管支鏡	超音波プローブを内蔵した内視鏡で、内視鏡による気管支、肺の観察、診断、治療、超音波プローブによる気管支、肺、及びその周辺器官の検査に用いるものをいう。光ファイバ管束を備えたファイバスコープ又は電荷結合素子(CCD)チップを備えたビデオスコープである。光ファイバ管束と電荷結合素子(CCD)を組み合わせたものもある。		5-	該当	061008001	超音波内視鏡
別表第3	174	867	器25	医療用鏡	18034000	内視鏡ビデオ画像プロセッサ	ビデオ内視鏡又は内視鏡ビデオカメラから送信される電子信号を、その処理のため受信するよう設計されたユニットをいう。カラー及び光質の補正・強調機能や、立体画像生成機能を備えるものもある。画像は、視覚的表示装置(VDU)で再生したり、ビデオレコーダで録画したり、コンピュータ化メディアに保存したりする。他の装置を利用することによってハードコピー画像が得		1/12	該当	061010024	光源・プロセッサ装置
別表第3	175	868	器25	医療用鏡	34540001	内視鏡用光源・プロセッサ装置	内視鏡(主としてビデオ内視鏡)とともに使用することを目的とし、光源と処理ユニットの両方の機能を果たす専用の外部電源式装置をいう。本装置は、手術野及び体腔の観察、及びモニタに表示する信号の処理のための電子画像信号の受信の光源となる。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。		1/12	該当	061010024	光源・プロセッサ装置
別表第2	487	678	器25	医療用鏡	34540002	送気送水機能付内視鏡用光源・プロセッサ装置	内視鏡(主としてビデオ内視鏡)とともに使用することを目的とし、光源と処理ユニットの両方の機能を果たす専用の外部電源式装置をいう。本装置は、手術野及び体腔の観察、及びモニタに表示する信号の処理のための電子画像信号の受信の光源となる。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。本装置		2/11	該当	061010024	光源・プロセッサ装置
別表第3	176	869	器25	医療用鏡	35158001	外部電源式内視鏡用光源装置	硬性又は軟性内視鏡(腹腔鏡、胃鏡等)とその付属品の使用時に、手術野及び体腔の観察のために光を供給する専用の外部電源式装置をいう。内視鏡に接続した光ファイバ光源ケーブルを経て、組織の加熱を最小限にしながら観察・処置部に光源を供給する。主電源からの電気が供給される。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみ		1/12	該当	061010024	光源・プロセッサ装置
別表第2	488	679	器25	医療用鏡	35158002	送気送水機能付外部電源式内視鏡用光源装置	硬性又は軟性内視鏡(腹腔鏡、胃鏡等)とその付属品の使用時に、手術野及び体腔の観察のために光を供給する専用の外部電源式装置をいう。内視鏡に接続した光ファイバ光源ケーブルを経て、組織の加熱を最小限にしながら観察・処置部に光源を供給する。主電源からの電気が供給される。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。本装置は送気送水機能を有す		2/11	該当	061010024	光源・プロセッサ装置
別表第3	177	870	器25	医療用鏡	35906001	バッテリー式内視鏡用光源装置	硬性又は軟性内視鏡(腹腔鏡、胃鏡等)とその付属品の使用時に、手術野及び体腔の観察のために光を供給する専用のバッテリー式装置をいう。内視鏡に接続した光ファイバ光源ケーブルを経て、組織の加熱を最小限にしながら観察・処置部に光源を供給する。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。		1/12	該当	061010024	光源・プロセッサ装置
別表第2	489	680	器25	医療用鏡	35906002	送気送水機能付バッテリー式内視鏡用光源装置	硬性又は軟性内視鏡(腹腔鏡、胃鏡等)とその付属品の使用時に、手術野及び体腔の観察のために光を供給する専用のバッテリー式装置をいう。内視鏡に接続した光ファイバ光源ケーブルを経て、組織の加熱を最小限にしながら観察・処置部に光源を供給する。内蔵する光学フィルタにより、赤外線、紫外線又は可視光の特定波長領域のみの光線を出力するものもある。本装置は送気送水機能を有する。		2/11	該当	061010024	光源・プロセッサ装置
別表第2	490	681	器25	医療用鏡	12144000	子宮鏡用ガス拡張装置	子宮腔に圧力を調節したガスを注入して子宮を拡張させるために用いる専用の装置をいう。広い検査又は手術領域を得るのを支援する。本品はガス漏れの補正によってガス圧を平衡状態		2/11	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	491	682	器25	医療用鏡	32684000	双極内視鏡用コアグレータ	高周波内視鏡電気手術のため、内視鏡検査時に用いる特殊な電気手術器をいう。本品の2つの電気接触面の間の組織を介して高周波電流を検出することによって、高温で組織を破壊する。	6/9	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	492	683	器25	医療用鏡	33596000	単極内視鏡用コアグレータ	高周波電気手術のため、内視鏡検査時に用いる特殊な電気手術器をいう。本品の電極チップと身体の外表面に取り付けた患者用プレートとの間の組織を介して高周波電流を検出することによって、高温で組織を破壊するものである。	6/9	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	493	684	器25	医療用鏡	33602000	内視鏡用電気手術器	内視鏡治療時に内視鏡及び内視鏡専用器具とともに使用するよう設計された専用の電気手術器をいう。内視鏡電極との併用時に、内視鏡又は内視鏡システムを経て体内で高周波エネルギーを発生するよう特別に設計されている。	6/9	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	494	685	器25	医療用鏡	36003000	関節鏡用液体拡張装置	関節鏡検査を実施する関節(膝、肩関節等)周囲の組織を拡張させるために用いる専用の装置をいう。処置部周囲の組織を伸展するために空隙に液体を注入し、関節鏡による観察及び処置を容易にする。通常、外科的に摘除した骨、軟骨、その他の組織片及び処置部の体液の洗浄にも用いることがある。	2/11	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	495	686	器25	医療用鏡	36023000	内視鏡用灌流・吸引装置	体腔又は管腔の内視鏡による観察を容易にするため、液体で灌流・吸引(洗浄効果)することを目的とした専用の内視鏡装置をいう。適切な内視鏡及びその付属品とともに用いる。	6	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	496	687	器25	医療用鏡	36122000	子宮鏡用液体拡張装置	子宮鏡による観察及び処置を容易にするために、子宮腔に液体を注入して子宮を拡張させる専用の装置をいう。広い処置領域の確保を支援する。摘除した組織及び処置部の体液の洗浄にも用いることがある。	2/11	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	497	688	器25	医療用鏡	36152000	内視鏡用モニター・シールド付電気手術器	内視鏡治療(腹腔鏡下手術等)時に内視鏡、内視鏡システム又は専用の内視鏡治療装置とともに用いる活性電極からの高周波電流の漏れを管理するため、適切な電気手術器と接続するよう設計された専用の装置をいう。内視鏡の高周波電気手術時の漏れ電流の監視と管理のために特別に設計されている。	6/9	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	498	689	器25	医療用鏡	36677000	関節鏡用ガス拡張装置	関節鏡検査を実施する関節(膝、肩関節等)周囲の組織を拡張させるために用いる専用の装置をいう。処置部周囲の組織を伸展するために空隙に不活性ガスを注入し、関節鏡による観察及び処置を容易にする。	2/11	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	499	690	器25	医療用鏡	36750000	内視鏡用送気ポンプ	レンズの結露・凝結を防いだり、内視鏡先端にある空間を拡張して良好な観察野を得るために内視鏡を介して空気を送入する装置をいう。	2/11	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	500	691	器25	医療用鏡	70129000	内視鏡挿入形状検出装置	内視鏡の挿入を支援するため、管腔内に挿入した内視鏡の3次元形状をモニタに表示する装置をいう。内視鏡に内蔵するか、又は内視鏡のチャンネル内に挿入する磁気発生ユニットから発生する磁気を体外より検出するものである。	9/10-	該当	061010994	その他の内視鏡用医用電気機器
別表第2	501		器25	医療用鏡	35623000	再使用可能な電気手術向け内視鏡用スネア	内視鏡治療時に高周波電流を利用して組織及びポリープを結さつ、焼灼、切断する用具をいう。絶縁挿入シース、スネアループ(シース先端に取り付けられている)、操作ワイヤ(ループとハンドルに接続されている)、ハンドル(操作ワイヤを制御する)から構成される。操作ワイヤの近位端は高周波供給装置に接続されている。本品は再使用可能である。	6-/9	非該当	061012028	高周波処置具類
別表第2	502		器25	医療用鏡	37085000	内視鏡用ワーキングエレメント	内視鏡のコンポーネントで、機能を果たすためにいくつかの部品から構成されるものをいう。本品は適切な硬性内視鏡への内視鏡電極挿入の補助に用いる。電極のカッピングパスを能動的又は受動的に活性化させることもできる。	6/9	非該当	061012028	高周波処置具類
別表第2	503		器25	医療用鏡	38816000	再使用可能な内視鏡用能動処置具	電気(高周波、電磁気、超音波、レーザー等のエネルギーを含む)を利用した内視鏡治療(組織の切断・凝固等)に用いる装置をいう。内視鏡のワーキングチャンネル又は別ルートから挿入するプローブ・電極と、本品の先端に伝達されるエネルギーを供給するジェネレータから構成される。本品は再使用可能であ	6-/9	非該当	061012028	高周波処置具類

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	504		器25 医療用鏡	38817000	単回使用内視鏡用電動処置具	電気(高周波、電磁気、超音波、レーザー等のエネルギー源を含む)を利用した内視鏡治療(組織の切断・凝固等)に用いる装置をいう。内視鏡のワーキングチャンネル又は別ルートから挿入するプローブ・電極と、本品の先端に伝達されるエネルギーを供給するジェネレータから構成される。本品は単回使用である。		6/9	-	061012028	高周波処置具類
別表第2	505		器25 医療用鏡	38827000	単回使用電気手術向け内視鏡用スネア	内視鏡治療時に高周波電流を利用して組織及びポリープを結さつ、焼灼、切断する用具をいう。絶縁挿入シース、スネアループ(シース先端に取り付けられている)、操作ワイヤ(ループとハンドルに接続されている)、ハンドル(操作ワイヤを制御する)から構成される。操作ワイヤの近位端は高周波供給装置に接続されている。本品は単回使用である。		6/9	-	061012028	高周波処置具類
別表第2	506		器25 医療用鏡	37155000	電気手術向け内視鏡用熱ダイオード	内視鏡治療時に内視鏡とともに用いる専用の装置をいう。遠位端に熱ダイオードが内蔵されている。卵管閉鎖による女性の避妊又は出血組織の凝固等に用いる。遠位端に凝固用電極又は把持鉗子等の様々な器具を備えたものもある。		6/9	非該当	061012998	その他の内視鏡用電動処置具
別表第2	507	692	器25 医療用鏡	70130000	内視鏡用電動切除器具	内視鏡と併用又は単独で体腔内に挿入し、電動又は気動で回転・摺動する切除刃により組織を切断・切除する器具をいう。灌流・吸引機能をもつものもある。		6/9	該当	061012998	その他の内視鏡用電動処置具
別表第2	508		器25 医療用鏡	32662000	胎児血液サンブラ	胎児血液を内視鏡を通して経子宮頸的に採取するために用いる器具をいう。胎児の皮膚を短刃で穿刺し、ヘパリンを加えたチューブに血液を採取する。		6	非該当	061014992	その他の内視鏡用非電動処置具
別表第3	178		器25 医療用鏡	31248000	軟性気管支鏡用鋭ひ	気管支鏡検査時に、組織・病理学的診断のための気管支標本を採取するため、特定の内視鏡とともに用いる機器をいう。金属コイル、プラスチックチューブ製の軟性の挿入部をもつ生検鉗子の一種であるが、確実な生検のために先端に鋭い爪のような形をした鋭ひが備えられている。		6-	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	179		器25 医療用鏡	32015000	膀胱鏡用骨鉗子	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、内視鏡治療時に堅い組織を削ったり、かみ切るために、強力な刃を備えた噛み切る力が強いものをいう。		6-	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	180		器25 医療用鏡	33202000	硬性気管支鏡用鋭ひ	気管支鏡検査時に、組織・病理学的診断のために気管支標本を採取する場合、特定の硬性内視鏡とともに用いる用具をいう。通常、金属製の生検鉗子の一種であるが、確実な生検のために先端に鋭い爪のような形をした鋭ひが備えられている。硬		6-	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	181		器25 医療用鏡	35080000	腹腔鏡用硬性生検鉗子	専用の硬性腹腔鏡とともに用いる内視鏡用器具をいう。腹腔鏡検査時に標本を採取するために用いる。通常、挿入部は金属チューブ製で、内視鏡内に挿入する。		6-	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	182		器39 医療用鉗子	35083000	結石除去用鉗子	尿路結石又は胆石を把持又は操作して除去するために用いる手術器具をいう。2枚の刃に接続した2つのハンドルをもつ。ハンドルは永久的に結合しているものもあれば、使用時に、通常、圧力によって結合するものもある。結石摘出には他の器具		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	183		器25 医療用鏡	35326000	内視鏡用はさみ鉗子	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、組織又は縫合糸を切断するために用いるものをいう。通常、軟性金属コイル又はプラスチックチューブから構成される。先端にはさみがあり、もう一端にあるコントロールハンドルによって操作する。内視鏡のワーキングチャンネルから体腔に挿入する。		6-	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	184		器25 医療用鏡	35524000	内視鏡用軟性把持鉗子	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、組織又は異物の把持に用いるものをいう。通常、挿入部は軟性金属コイル又はプラスチックチューブ製である。		5-	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	185		器25 医療用鏡	35732000	内視鏡用硬性生検鉗子	専用の内視鏡とともに用いる内視鏡用器具をいう。内視鏡検査時に、組織学的・病理学的診断用の標本を採取するために用いる。通常、硬性金属チューブ製である。先端に1組のカップがあり、もう一端にあるコントロールハンドルによって操作する。身体的人工開口部又は内視鏡のワーキングチャンネルから体腔		6-	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	186	器25	医療用鏡	35792000	内視鏡用スポンジ把持鉗子	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、折り畳んだガーゼ又は綿製の吸収性パッドを処置部に運ぶために用いるものをいう。		5 - / 6 -	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	187	器25	医療用鏡	36083000	腹腔鏡用へら	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、広範に埋め込まれた癒着の鈍的切開に用いるものをいう。腹腔鏡下治療に用いる。		6 -	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	188	器25	医療用鏡	38810000	内視鏡用軟性生検鉗子	専用の内視鏡とともに用いる内視鏡用器具をいう。内視鏡検査時に、組織学的・病理学的診断用の標本を採取するために用いる。通常、軟性金属コイル又はプラスチックチューブ製である。先端に1組のカップがあり、もう一端にあるコントロールハンドルによって操作する。身体的人工開口部又は内視鏡のワーキングチャンネルから体腔に挿入する。		6 -	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	189	器25	医療用鏡	38833000	再使用可能な内視鏡用細胞診ブラシ	内視鏡検査時に病理学的診断のための粘膜細胞を採取する用具をいう。金属コイル、プラスチックチューブ製等の軟性の挿入部をもち、先端に気管支鏡検査時等に粘膜を採取するためのプラスチックブラシを備えている。本品は再使用可能である。		5 -	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	190	器25	医療用鏡	38834000	単回使用内視鏡用細胞診ブラシ	内視鏡検査時に病理学的診断のための粘膜細胞を採取する用具をいう。金属コイル、プラスチックチューブ製等の軟性の挿入部をもち、先端に気管支鏡検査時等に粘膜を採取するためのプラスチックブラシを備えている。本品は単回使用である。		5 -	-	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	191	器25	医療用鏡	70131000	内視鏡用起子及び剥離子	内視鏡治療で専用の内視鏡と共に用いるもので、シャフト先端部にスワブ(折り畳んだガーゼ又は綿製の吸収性パッド)が付いた器具をいう。		1	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	192	器25	医療用鏡	70132000	内視鏡用非能動ナイフ	内視鏡の鉗子口を通じて尿管等の切開に用いる非能動型ナイフをいう。		6 -	非該当	061014022	鉗子類、鋭ひ、クリップ
別表第3	193	器25	医療用鏡	16399000	気管支鏡用吸引チューブ	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、気道及び肺の気管支からの老廃物等の吸引に用いるものをいう。プラスチックチューブ製である。		5 -	非該当	061014048	回収器具、送液器具
別表第3	194	器25	医療用鏡	36076101	再使用可能な内視鏡下硬化療法用注射針	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、硬化療法時に医薬品を粘膜又は血管に注射するために用いるものをいう。軟性チューブの先端には注射針、もう一端には注射筒のコネクタが付いている。本品は再使用可能である。		6 -	非該当	061014048	回収器具、送液器具
別表第3	195	器25	医療用鏡	37141101	再使用可能な内視鏡用結石摘出鉗子	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、結石を把持及び除去するために用いるものをいう。細長い柄と、摘出するために結石を収集(採取)する先端のワイヤバスケットから構成される。本品は再使用可能である。		6 -	非該当	061014048	回収器具、送液器具
別表第3	196	器25	医療用鏡	37143000	レゼクトスコープ用吸引器	内視鏡及びその直接アプリケーションとともに用い、内視鏡の使用を支援する機器の1つで、手動で操作するゴム球を備えた専用ガラスボトルをいう。レゼクトスコープに接続し、手術時に洗浄液で組織残留物及び凝固物を洗浄するために用いる。		1	非該当	061014048	回収器具、送液器具
別表第3	197	器25	医療用鏡	38813000	再使用可能な内視鏡用カニューレ	診断及び治療のため、内視鏡検査時に薬液又は造影剤を体腔内に送入する用具をいう。本品は再使用可能である。		5 - / 6 -	非該当	061014048	回収器具、送液器具
別表第3	198	器25	医療用鏡	38814001	自然開口向け単回使用内視鏡用カニューレ	診断及び治療のため、内視鏡検査時に人体の自然開口部を通じて薬液又は造影剤を管腔内に送入する器具をいう。本品は単回使用である。		5 -	-	061014048	回収器具、送液器具
別表第2	509	器25	医療用鏡	38814002	人工開口向け単回使用内視鏡用カニューレ	診断及び治療のため、内視鏡検査時に人体の人工開口部を通じて薬液又は造影剤を体腔、体内腔に送入する器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	061014048	回収器具、送液器具
別表第3	199	器25	医療用鏡	38824000	再使用可能な内視鏡用注射針	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、止血、硬化、又はその他の目的で医薬品を粘膜又は血管に注射するために用いるものをいう。軟性管の先端には注射針がついており、もう一端は注射筒のコネクタとなっている。本品は再使用可		6 -	非該当	061014048	回収器具、送液器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	200	器25	医療用鏡	70133000	内視鏡用レンズ洗浄具	レンズに付着した血液や異物を除去するために、空気又は液体をレンズ端面に誘導する器具をいう。金属製又はプラスチック製のチューブ状で、内視鏡の挿入部に装着して使用する。空気や液体を送入する器具は手動式のポンプ又は重力落下式の輸液バッグである。		5 -	非該当	061014048	回収器具、送液器具
別表第3	201	器25	医療用鏡	17826000	内視鏡用大腸鏡硬度調節具	大腸鏡検査時に、軟性大腸鏡に硬さをもたせるため、その内部に挿入する特別なケーブルをいう。		5 -	非該当	061014064	消息子類
別表第3	202	器25	医療用鏡	32053000	内視鏡用メジャ	内視鏡及びその直接アプリケーションとともに用い、内視鏡検査中に視野にある物体のサイズを計測するために用いる専用の用具をいう。軟性金属コイル又はプラスチックチューブ製であり、遠位端に目盛がついている。		5 - /6 -	非該当	061014064	消息子類
別表第3	203	器25	医療用鏡	35948000	関節鏡用手術プローブ	関節内部の精査・探査、又は関節内の治療処置に用いる手術器具をいう。		6 -	非該当	061014064	消息子類
別表第3	204	器52	医療用拡張器	35009000	食道拡張器	様々なサイズや柔軟度を有する鉄製、プラスチック製又は他の適切な材料製から成る、細い円柱状の中空体又は中実体の器具(通常、手術器具)をいう。食道の構造・通路を拡張するため		5 -	-	229906002	医療用拡張器
別表第3	205	器52	医療用拡張器	35022000	耳鼻咽喉科用ブジー	耳科手術時に狭窄の探査又は拡張に用いるロッド型手術器具をいう。		5 -	-	229906002	医療用拡張器
別表第3	206	器25	医療用鏡	35692000	内視鏡用オプチュレータ	内視鏡のコンポーネントで、機能を果たすためにいくつかの部品から構成されるものをいう。遠位に、硬性内視鏡シースの内腔(開放端)を満たすためにシースに挿入される丸みを帯びたヘッド又は末端がある。これによって、体内へのシースの挿入を容易にし、患者の障害を防止する。		5 - /6 -	非該当	061014080	拡張器類
別表第3	207	器25	医療用鏡	35800000	内視鏡用送気子	内視鏡及びその直接アプリケーションとともに用い、内視鏡の使用を支援する用具の1つで、内視鏡視野を得るため、内視鏡を介して空気を送入するのに用いるゴム球型の専用機器をいう。		2	非該当	061014080	拡張器類
別表第3	208	器25	医療用鏡	37142000	再使用可能な内視鏡用拡張器	内視鏡器具の挿入を可能にしたり、容易にするために管腔、体腔、体内腔の拡張に用いる器具をいう。軟性又は硬性のロッド又はチューブである。拡張は、例えば、皮膚層を経て(経皮的)、又は尿道内、尿管等で実施される。本品は再使用可能で		5 - /6 -	非該当	061014080	拡張器類
別表第3	209	器25	医療用鏡	38821001	自然開口向け単回使用内視鏡用拡張器	内視鏡器具の挿入を可能にしたり、容易にするために管腔、体腔、体内腔の拡張に用いる器具をいう。人体の自然開口部、例えば、尿道内、尿管等で拡張が行われる。軟性又は硬性のロッド又はチューブである。本品は単回使用である。		5 -	-	061014080	拡張器類
別表第2	510	器25	医療用鏡	38821002	人工開口向け単回使用内視鏡用拡張器	内視鏡器具の挿入を可能にしたり、容易にするために管腔、体腔、体内腔の拡張に用いる器具をいう。人体の人工開口部、例えば、皮膚層を経て(経皮的)拡張が行われる。軟性又は硬性のロッド又はチューブである。本品は単回使用である。		6	-	061014080	拡張器類
別表第3	210	器37	医療用匙	35808000	結石除去用吸引器	体内から結石(腎結石、胆石等)を除去するために用いる手術器具をいう。採用する手術法に応じて様々な形状及び設計のものがある。通常、拡張機構を備えた長い軟性の遠位部を有する(先端のバスケット等)。スプーン型のものや、様々な構造の		6 -	非該当	220600004	鋭ひ及び鈍ひ
別表第3	211	器25	医療用鏡	36243000	内視鏡用結さつ器具	内視鏡治療時に、縫合糸の末端同士を絡み合わせることにによって内部創を結合するために用いる装置又は器具をいう。糸結び器である。		5 - /6 -	非該当	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具
別表第3	212	器25	医療用鏡	37086000	内視鏡用シース	内視鏡のコンポーネントで、機能を果たすためにいくつかの部品から構成されるものをいう。本品は薄い金属チューブ状をしており、内部に他の部品を挿入し、組み立てることによって完全な手術内視鏡装置となる。		5 - /6 -	非該当	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具
別表第3	213	器25	医療用鏡	38818000	再使用可能な内視鏡用非能動処置具	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、組織又は異物の把持、回収、切除、クリップ、結紮、薬用液の送込、吸引、管腔の拡張、探針等の機械的作業に用いるものをいう。電気(高周波、電磁気、超音波、レーザーエネルギー等)を使用せずに作動する。本品は再使用可能である。		6 -	非該当	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	214		器25 医療用鏡	38819001	自然開口向け単回使用内視鏡用非能動処置具	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、人体の自然開口部を通じて組織又は異物の把持、回収、切除、クリップ、結紮、薬用液の送込、吸引、管腔の拡張、探針等の機械的作業に用いるものをいう。電気(高周波、電磁気、超音波、レーザーエネルギー等)を使用せずに作動する。本品は単回使用		5-	-	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具
別表第2	511		器25 医療用鏡	38819002	人工開口向け単回使用内視鏡用非能動処置具	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、人体の人工開口部を通じて組織又は異物の把持、回収、切除、クリップ、結紮、薬用液の送込、吸引、管腔の拡張、探針等の機械的作業に用いるものをいう。電気(高周波、電磁気、超音波、レーザーエネルギー等)を使用せずに作動する。本品は単回使用		6	-	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具
別表第2	512	693	器25 医療用鏡	12294000	喉頭ストロボスコープ	喉頭内の発声現象を観察するシステムをいう。このシステムは、多数の器具、例えば、鼻喉頭ストロボスコープユニット、カメラ、ビデオレコーダ、コンピュータ、ソフトウェアから構成されており、通常、適切な内視鏡と共に使用される。それは、発声部(声門)の機能が正常かどうか検査し、発声障害を調査するための機能がある。		10	該当	061099005	その他の医用内視鏡
別表第3	215		器25 医療用鏡	18027000	レーザー・腹腔鏡アダプタ	腹腔鏡を介してレーザー処置を行うため、腹腔鏡へのレーザー・レーザーアームの接続に用いる装置をいう。		1	非該当	061099005	その他の医用内視鏡
別表第3	216		器25 医療用鏡	36308000	内視鏡用レーザーフィルタ	光学装置の接眼レンズとしてフィルタを追加する必要がある内視鏡のコンポーネントをいう。レーザー処置中に光学部から発生するレーザーエネルギーから術者の眼を保護するために用いる。		1	非該当	061099005	その他の医用内視鏡
別表第3	217		器25 医療用鏡	37090000	内視鏡用部品アダプタ	単一又は複数の内視鏡部品を接続・統合して完全な内視鏡アセンブリを作製したり、又は他の装置(レーザー等)の接続を可能にするために用いるコネクタや機能追加用パーツ等をいう。器具、カテーテル、液体等を導入したり、吸引するため、コック又は器具ポートに取り付けることができるものもある。		1	非該当	061099005	その他の医用内視鏡
別表第2	513	694	器21 内臓機能検査用器具	70134000	健康検診システム	生体情報(例えば、血圧、心電等)を計測し、通信手段(例えば、電話回線等)を利用して情報を収集し、患者の健康状態を総合的に検診するシステムをいう。		10	該当	069902004	健康検診システム
別表第2	514		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	17442000	勃起トランスデューサ	勃起を検出し、親機に関連測定値を表示・処理する装置をいう。		10	非該当	069999000	他に分類されない生体現象計測・監視システム
別表第3	218	871	器21 内臓機能検査用器具	31278000	ガス圧トランスデューサ	後続のディスプレイ又は親機での処理のため、ガス圧を電気信号に変換するのに用いる装置をいう。		12	該当	069999000	他に分類されない生体現象計測・監視システム
別表第2	515	695	器21 内臓機能検査用器具	36965000	胃ペーハー用長時間データレコーダ	センサを用いて24時間にわたり胃の酸度を記録する装置をいう。本品は患者が携帯する。結果は、後に記録を解釈、表示できる適切な装置を用いて解析される。		10	該当	069999000	他に分類されない生体現象計測・監視システム
別表第3	219	872	器17 血液検査用器具	35745000	フロー方式臨床化学分析装置	化学物質・ヒト組織試料の定性・定量分析に用いる自動又は半自動の装置をいう。本装置では、連続的な流体の流れの中で化学反応が起こる。ターンテーブル内の試料カップから試料を設定した間隔で取り出し、試薬の流れの中に誘導する。半透膜を通して透析を行うことにより、分析物からタンパク質を分離する。流体の動きはペリスタポンプにより作られ、試薬及び試料		-	該当	080202026	フロー方式臨床化学自動分析装置
別表第3	220	873	器17 血液検査用器具	35743000	ディスクリット方式臨床化学自動分析装置	元来の方法を大きく変えずに、用手法による臨床化学分析法を着実に自動化又は機械化した装置をいう。測定は、個別の試験チューブやキュベットで行われ、コンペアー又はターンテーブルで運ばれる途中に各ステーションで試料、希釈液及び試薬が調整される。混合、培養及び発色のための時間が考慮されており、その後、内蔵されているフィルタ光度計又は分光光度計で反応混合物の吸光度を測定する。		-	該当	080202042	ディスクリット方式臨床化学自動分析装置
別表第3	221	874	器17 血液検査用器具	35744000	遠心方式臨床化学分析装置	液体の移動及び混合を遠心力によって行う自動又は半自動の装置をいう。遠心機内で生じた反応を光度計でモニターする。試料と試薬の調合には個別のモジュールを必要とする。		-	該当	080202068	遠心方式臨床化学自動分析装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	222	875	器17	血液検査用器具	34549000	乾式臨床化学分析装置	化学物質、ヒト組織試料、又は試薬とヒト組織との反応により生じた化学物質の定性・定量分析に用いる自動又は半自動の装置をいう。試料を含浸した試薬浸透テストストリップ又は多層フィルムから反射される光量を測定することにより機能する。	-	該当	080202084	乾式臨床化学自動分析装置
別表第3	223	876	器17	血液検査用器具	34550000	バック式臨床化学分析装置	化学物質又はヒト組織試料の定性・定量分析に用いる自動又は半自動の装置をいい、袋などの容器に用意された試薬と結合した試料を光度分析することにより機能する。本装置はグラフィック及びデータ出力の機能も備えている。	-	該当	080202101	バック式臨床化学自動分析装置
別表第3	224	877	器17	血液検査用器具	36910000	汎用分光光度分析装置	ガス又は液体中の物質の光度(光学)的特性を測定することにより、物質濃度を定量する装置をいう。診断及び研究を使用用	-	該当	080204004	医用分光光度計
別表第3	225		器17	血液検査用器具	15128000	汗試験用イオン導入装置	発汗を誘発(通常、ピロカルピンを用いる)して汗を採取し、塩化物又は塩化物とナトリウムの有無を分析する装置をいう。この分析結果は嚢胞性線維症の指標となる。	-	非該当	080206008	電解質分析装置
別表第3	226	878	器17	血液検査用器具	35826000	炎光式電解質分析装置	幾つかの金属元素は熱エネルギーを吸収して電子を励起し、よりエネルギーの高い状態になるという事実に基づいて、ナトリウム、カリウム、リチウム又はカルシウム等の電解質を測定する自動又は半自動の装置をいう。汎用分析装置に組み込まれたものと独立型のものがある。本装置は試料を火炎中に吸引するバーナー、特定の波長を取り出すモノクロメータ、光検出器及	-	該当	080206024	炎光式電解質分析装置
別表第3	227	879	器17	血液検査用器具	35566000	血中カリウム分析装置	血液中のカリウムイオン(K+)濃度を測定する装置をいう。血液試料をK+センサー浸透膜に設置すると、K+は膜全体に拡散しイオン選択性電極に浸透する。その膜がポテンシャルの変化がコンピューターに出力されて、コンピューターはイオン量を計算	-	該当	080206040	電極式電解質分析装置
別表第3	228	880	器17	血液検査用器具	35902000	イオン選択性分析装置	外部参照電極及び内部参照電極を含むイオン選択性電極(ISE)を用いて、電位差による種々の測定を行う自動又は半自動の装置をいう。汎用分析装置の一部又は独立型のものがある。外部参照電極とISEは未知の試料溶液に曝され、試料溶液の電位は外部参照電極との比較で測定する。各種のイオン選択性電極により特定の分析のための測定ができる。	-	該当	080206040	電極式電解質分析装置
別表第3	229	881	器17	血液検査用器具	35937000	カルシウム分析装置	全血、血漿、血清又は尿等の液体試料中のカルシウム濃度を測定する装置をいう。カルシウムイオン選択性電極又は蛍光消光滴定法等を用いることもある。	-	該当	080206040	電極式電解質分析装置
別表第3	230	882	器17	血液検査用器具	35903000	クーロメトリー式電解質分析装置	全血、血漿、血清又は尿検体中の塩化物イオン濃度を測定する自動又は半自動の装置をいう。汎用分析装置に組み込まれたものと独立型のものがある。本装置は電量滴定により、臨床試料の塩化物濃度を測定する。	-	該当	080206066	クーロメトリー式電解質分析装置
別表第3	231	883	器17	血液検査用器具	34555000	蛍光式電解質分析装置	第一鉄イオン等、特定の電解質の溶液濃度を蛍光光度法により測定する自動又は半自動の装置をいう。汎用分析装置に組み込まれたものと独立型のものがある。	-	該当	080206082	蛍光式電解質分析装置
別表第3	232	884	器17	血液検査用器具	31365000	蛋白分画電気泳動分析装置	血液、尿、脳脊髄及び他の体液中の蛋白分画を測定する自動又は半自動の装置をいう。蛋白分画は体液中の異常蛋白、及び組織破壊を伴う疾病で産生される蛋白の遺伝的変種の検出補助に使用される。	-	該当	080208028	蛋白分画電気泳動装置
別表第3	233	885	器17	血液検査用器具	15129000	デンストメトリー分析装置	血清試料の分析のために電気泳動、薄層クロマトグラフィー又はイムノアッセイプロット試料分離により生じた支持体中のパターンからの透過光又は反射光を測定する自動又は半自動の装置をいう。種々の血清成分の分離分画の定量、及び非常に低い分画濃度の検出が可能である。光は電気エネルギーに変換され、一連の数理的計算により試料の正確な吸光度を示すシグナルが得られる。基本的には、光源、モノクロメータ、試料	-	該当	080208044	デンストメータ
別表第3	234	886	器17	血液検査用器具	30857000	蛋白質分析装置	免疫反応によって生じる特異的蛋白質を同定するために用いる自動又は半自動化された専用装置をいう。ラテックス免疫反応を用いるものを含む。	-	該当	080210009	免疫反応測定装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	235	887	器17	血液検査用器具	35706000	酵素免疫測定装置	抗原/抗体複合体の存在下で酵素反応により、生体液中の物質の同定又は濃度を測定する自動又は半自動の装置をいう。	-	該当	080210009	免疫反応測定装置
別表第3	236	888	器17	血液検査用器具	37036000	マイクロタイタプレートリーダー	マイクロタイタプレート上の試験結果を判読するために用いる装置をいう。結果はプリンター又はスクリーンに表示することができる。試験試料は血液、試薬又は混合物等である。この過程は固相酵素免疫測定(ELISA)試験としても知られる。	-	該当	080210025	免疫吸光測定装置
別表第3	237	889	器17	血液検査用器具	35926000	免疫比濁分析装置	分析物と抗体とで反応生成された免疫複合体からの光散乱強度測定により、体液中の分析物を定量する自動又は半自動の光散乱分析装置をいう。専用の試薬を用いる。本装置はレーザーネフェロメータとも呼ばれる。	-	該当	080210041	免疫比濁測定装置
別表第3	238	890	器17	血液検査用器具	35707000	免疫蛍光分析装置	抗原/抗体の活性値を測定する為に蛍光マーカーを用いる方法で、生体液中の成分を試薬と反応させ、蛍光試薬から発せられる蛍光強度を検出し、抗原/抗体量を自動又は半自動で測定する。	-	該当	080210067	免疫蛍光測定装置
別表第3	239	891	器17	血液検査用器具	36223000	免疫発光測定装置	標識として使用する化学発光物質から発せられる光の強度を測定することで、薬物、蛋白質又はホルモン等の体液中の物質を同定及び定量するために用いる自動又は半自動の装置をいう。	-	該当	080210083	免疫発光測定装置
別表第3	240	892	器17	血液検査用器具	70135000	粒子計測免疫測定装置	ラテックス凝集塊を光散乱を用いて計数することによって免疫学的測定を行う自動又は半自動の装置をいう。	-	該当	080210995	その他の免疫反応測定装置
別表第3	241	893	器17	血液検査用器具	70136000	便潜血測定装置	イムノクロマト法等によるアッセイ結果を、その着色の反射光等を用いて便中ヘモグロビン類を検出する自動又は半自動の装置をいう。	-	該当	080210995	その他の免疫反応測定装置
別表第3	242	894	器17	血液検査用器具	36730000	グルコース分析装置	血液中の糖(ブドウ糖)濃度を測定する検査室用装置をいう。	-	該当	080212029	グルコース分析装置
別表第3	243	895	器17	血液検査用器具	35885000	ラクテート分析装置	用手法で有害な過塩素酸の使用を避け、乳酸オキシダーゼ固定電極や試験紙を用いて各種生体液のラクテート(筋代謝の老廃物)濃度を測定する専用装置をいう。	-	該当	080212045	ラクテート分析装置
別表第3	244	896	器17	血液検査用器具	36420000	高速液体クロマトグラフィ分析装置	アミノ酸又はホルモン等の液体試料成分を、高速液体クロマトグラフィー(HPLC)を用いて分離、同定及び定量する自動又は半自動の装置をいう。試料中の様々な重量の溶質は、圧力によりカラム中に分布する。本装置はグラフィック及びデータ出力の機能も備えている。	-	該当	080212061	専用液体クロマトグラフ
別表第3	245	897	器17	血液検査用器具	36458000	浸透圧分析装置	溶液のオスモル濃度(単位体積当りの溶質の量)を測定する装置をいう。	-	該当	080212087	浸透圧分析装置
別表第3	246		器17	血液検査用器具	15169000	検査室用屈折計	ある種の検査試料の溶質濃度を定量するために、溶液の屈折率(光屈折)の測定に用いる検査室用装置をいう。通常、臨床装置は全固形物で事前校正されているが、本装置は蛋白濃度又は比重の何れかで表示される。一般的に温度の影響を補正するように設計されている。	-	非該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第1	271	60	器17	血液検査用器具	30854000	自己検査用グルコース測定器	自己検査用に血中グルコース又は血中ケトン測定する測定器をいう。自己検査用器具は、一般の人が自宅で使用できるように製造されたものである。	-	該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第3	247	898	器17	血液検査用器具	30855000	コレステロール分析装置	血清・全血中のコレステロールを測定する装置をいう。	-	該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第3	248	899	器17	血液検査用器具	35475000	ビリルビン分析装置	血液又は他の試料中のビリルビン濃度を、3つの方法(分光光度法、血液蛍光光度法、皮膚反射度)のうち1つを用いて直接又は間接的に測定する装置をいう。	-	該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第3	249	900	器17	血液検査用器具	35968000	グリコヘモグロビン分析装置	HPLC、電気泳動又はイムノアッセイ等の方法を用いて、ヒト血液中に存在するグリコヘモグロビン(HbA1c)濃度を測定する専用装置をいう。	-	該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第3	250	901	器17	血液検査用器具	35989000	カテコールアミン分析装置	生物学的試料中のカテコールアミン濃度を測定する装置をいう。	-	該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第3	251	902	器17	血液検査用器具	35991000	クレアチニン分析装置	尿又は血清試料中のクレアチニン濃度を測定する装置をいう。本装置は、アルカリ性物質に対する反応速度を光検出器を用いて測定し、その速度を濃度に換算する。	-	該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	252	903	器17 血液検査用器具	36741000	窒素分析装置	生体液中の窒素(N ₂)量を分析する専用装置をいう。		-	該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第3	253		器17 血液検査用器具	37034000	ポータブル臨床用屈折計	固体・液体に当たった光の光学屈折を測定するため、臨床検査分野で用いる携帯型の機器をいう。血糖、特定の尿検体中のアルコール濃度等の測定に用いる。		-	非該当	080212999	その他の専用臨床化学分析装置
別表第3	254	904	器21 内臓機能検査用器具	12590000	血液ガス酸素分析装置	ヒトの血液中の酸素分圧を、電気化学センサーを用いて連続的に測定、モニター及び表示するために用いる専用装置をいう。		-	該当	080214007	血液ガス分析装置
別表第3	255	905	器21 内臓機能検査用器具	30847000	汎用血液ガス分析装置	全血中の2つ以上のガス又は電解質を、複数の専用電極を用いて同定及び定量する自動又は半自動の装置をいう。本装置はグラフィック及びデータ出力の機能も備えている。		-	該当	080214007	血液ガス分析装置
別表第3	256	906	器21 内臓機能検査用器具	31407000	クーロメトリ式二酸化炭素測定器	血漿、血清、全血中の重炭酸塩/二酸化炭素を測定するために使用される機器をいう。重炭酸塩/二酸化炭素測定は体内の酸に基づくバランスの変化に起因する多数の潜在的な重大な病気の診断と治療に使用される。		-	該当	080214007	血液ガス分析装置
別表第3	257	907	器21 内臓機能検査用器具	37238000	体外型血液ガス分析装置	体外循環血液(閉回路で体外循環する血液等)中の酸素分圧を連続的に管理及び監視する自動又は半自動機器をいう。開胸心手術時に心肺バイパス装置等とともに用いる。		-	該当	080214007	血液ガス分析装置
別表第3	258	908	器17 血液検査用器具	15201000	体外検査用オキシメータ	身体から採取した血液検体中の酸素濃度及びヘモグロビンを測定するために用いる光電子装置をいう。		-	該当	080299006	その他の臨床化学検査機器
別表第3	259	909	器17 血液検査用器具	33321000	ヘパリン分析装置	試料とプロタミン(ヘパリン中和剤)を混合して空気活性化凝固の発生を光度測定法により定量することで、血液試料中のヘパリン濃度を測定する自動化装置をいう。		-	該当	080299006	その他の臨床化学検査機器
別表第3	260	910	器17 血液検査用器具	35470000	酵素分析装置	診断を目的とする試料中の酵素活性を測定する自動又は半自動の装置をいう。試薬及び試料を添加し、複数の試料を順次処理するために、温度調節器や付加装置を備えるものもある。酵素活性を計算するマイクロコンピュータを備えるものもあるが、測定値が条件を満たす線形を示さなかったり、他の点で条		-	該当	080299006	その他の臨床化学検査機器
別表第3	261	911	器17 血液検査用器具	70137000	微生物由来成分分析装置	血漿、血清中のエンドキシン等の微生物由来成分を光学的に測定する装置をいう。		-	該当	080299006	その他の臨床化学検査機器
別表第3	262	912	器17 血液検査用器具	35476000	血球計数装置	血液中の有形成分(赤血球、白血球、血小板)を電気インピーダンス、光散乱又は染料結合により定量する自動又は半自動の装置をいう。本装置は規定量の血液中に存在する赤血球及び白血球の絶対数を測定する。血小板の絶対数の測定、赤血球指数の計算、及び完全又は三部の白血球分画細胞の計数		-	該当	080402002	血球計数装置
別表第3	263		器17 血液検査用器具	33328000	ヘマトクリット分析装置	血液試料中のヘマトクリット(赤血球の割合)を測定する装置をいう。		-	非該当	080402998	その他の血球計数装置
別表第3	264		器17 血液検査用器具	35103000	手動式血球計数装置	手動式の血球計算板として機能する装置をいう。本装置は一定の深さのくぼみのあるガラスブロックと線で四角く区切られた平面から構成される。区切られた四角とカバーガラスの間の既知の容量中の血球を顕微鏡を通して計数する。		-	非該当	080402998	その他の血球計数装置
別表第3	265	913	器17 血液検査用器具	30863000	網赤血球分析装置	染色された未分化の赤血球を定量及び定性するために用いる自動又は半自動の装置をいう。ある種の造血疾病の診断を補		-	該当	080404006	血液像自動分析装置
別表第3	266	914	器17 血液検査用器具	35479000	血液像自動分析装置	赤血球、白血球又は血小板等の血球の分類、小赤血球又は大赤血球等の特徴、及び数を同定する自動又は半自動の装置を		-	該当	080404006	血液像自動分析装置
別表第3	267		器17 血液検査用器具	35505000	凝固測定用経過時間タイマ	時間の長さを計測・表示するために用いる装置で、全血で凝固に要する時間を自動的に表示、記録するものをいう。		-	非該当	080406000	血液凝固分析装置
別表第3	268	915	器17 血液検査用器具	35514000	血液凝固分析装置	フィブリノーゲン、フィブリン、血小板等の止血(出血の抑制)成分の定性・定量や止血時間の計測を行う自動又は半自動の装		-	該当	080406000	血液凝固分析装置
別表第3	269	916	器17 血液検査用器具	36746000	血栓分析装置	光度測定法を用いて、血栓形成等の血液凝集又は血管での凝固の存在を測定する装置をいう。		-	該当	080406000	血液凝固分析装置
別表第3	270	917	器17 血液検査用器具	35488000	赤血球沈降速度測定装置	光度測定法を用いて、全血試料中の赤血球の沈降(沈むこと)速度を測定する自動又は半自動の装置をいう。赤血球沈降速度(ESR)とも呼ばれる。		-	該当	080408004	赤血球沈降速度測定装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	271	918	器17 血液検査用器具	35473000	血小板凝集測定装置	血液凝固中の血小板の形状変化及び血小板凝集を測定する装置をいう。		-	該当	080410001	血小板凝集測定装置
別表第3	272	919	器17 血液検査用器具	35769000	血小板凝集記録分析装置	血小板の形態及び凝集の変化を経時的に記録するために用いる自動化装置をいう。本装置は、使用する測定法(光学密度、電気インピーダンス等)に応じた血小板凝集分析装置に連結して情報を格納する。		-	該当	080410001	血小板凝集測定装置
別表第3	273	920	器17 血液検査用器具	70138000	セルアナライザ	血球等の細胞の生理的機能を分析する装置をいう。		-	該当	080412005	セルアナライザー
別表第3	274		器17 血液検査用器具	70139000	血液凝固測定装置専用カートリッジ	血液凝固時間を測定する分析装置の専用カートリッジをいう。		-	非該当	080414009	血液検査装置の付属品
別表第3	275		器17 血液検査用器具	33936000	染色体分析装置	末梢血標本上の血球を示し、操作者が型による各細胞の識別を可能にする自動化装置をいう。		-	非該当	080499008	その他の血液検査機器
別表第3	276	921	器17 血液検査用器具	35481000	ヘモグロビン分析装置	分光光度法により血液中のヘモグロビンを測定する装置をいう。		-	該当	080499008	その他の血液検査機器
別表第3	277		器17 血液検査用器具	36823000	粘度分析装置	流れに対する分子間力による流体の抵抗を測定するために用いる装置をいう。全血、血清又は血漿の分析にも使用される。		-	非該当	080499008	その他の血液検査機器
別表第3	278	922	器17 血液検査用器具	37078000	ヘモキシメトリック分析装置	溶血液中の光の示差吸収を用いて酸素飽和度(SaO ₂)、酸化ヘモグロビン(HbO ₂)濃度、一酸化炭素ヘモグロビン(COHb)濃度、メトヘモグロビン(MetHb)濃度、及び還元ヘモグロビン(RHb)濃度を測定する装置をいう。		-	該当	080499008	その他の血液検査機器
別表第3	279	923	器10 放射性物質診療用器具	35506000	ラジオイムノアッセイ用装置	生体液中のホルモン、ビタミン、薬物、癌抗原、酵素、レセプター、ウイルス、抗体又はポリペプチド等の物質を定量するために放射性アイソトープ標識を使用して定量する自動又は半自動の装置をいう。この定量方式は、リガンド(分析される物質、通常は抗原)とこのリガンドに特異的なバインダー(通常は抗体)との結合法を提供する。ラジオイムノアッセイ法は、検査対象物質を特定している放射性アイソトープで標識された物質		-	該当	080602004	ラジオイムノアッセイ用装置
別表第3	280	924	器10 放射性物質診療用器具	34567000	イムノアッセイ用シンチレーションカウンタ	生化学試料に標識した放射性指示薬から発する放射能を測定するために用いる機器をいう。シンチレーターにより光子に転化された放射能を光電子増倍管を用いて測定する。一般に、カウンタは臨床使用のラジオイムノアッセイ又はイムノラジオメトリックアッセイの検出器として利用される。		-	該当	080604008	シンチレーションカウンタ
別表第3	281		器26 医療用遠心ちんでん器	32429000	ヘマトクリット用遠心機	遠心力を応用して懸濁液の成分を分離するために検査室で用いる機器をいう。通常、電気駆動装置、その一部である垂直シャフト、垂直シャフト上部先端に取り付けられた水平ローターから構成される。通常、卓上用機器で10000rpm以上の速度で運転し、血液試料を急速に処理して濃縮血液の量を定量する。		-	非該当	080802022	ヘマトクリット用遠心機
別表第3	282		器26 医療用遠心ちんでん器	15115000	供血用遠心機	遠心力を応用して懸濁液の成分を分離するために、通常、供血者施設で使用する機器をいう。電気駆動装置、その一部である垂直シャフト、垂直シャフト上部先端に取り付けられた水平ローターから構成される。通常、大型の低速度機器で、供血血液などの大量処理が可能であり、血清から細胞や血小板を分離する。これらの成分は、患者へ注入されたり、更に他の血液派生		-	非該当	080802992	その他の医用遠心機
別表第3	283		器26 医療用遠心ちんでん器	15193000	超遠心機	遠心力を応用して懸濁液の成分を分離するために用いる汎用検査室用遠心機をいう。通常、電気駆動装置、その一部である垂直シャフト、垂直シャフト上部先端に取り付けられた水平ローターから構成される。本装置は、比較的少量の試料を非常に高速で(通常、最高100000rpm及びRCF 800000 xg)処理するための専用遠心機である。		-	非該当	080802992	その他の医用遠心機

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	284		器26 医療用遠心 ちんでん器	35881000	細胞用遠心機	遠心力を応用して浮遊物の成分を分離するために臨床検査室で用いる装置をいう。通常、垂直軸とその上端に取り付けられた水平ローターを伴う電氣的な力による推進体から構成される。通常、液体から細胞を分離させる特別なローターを遠心し、顕微鏡で試験するために顕微鏡スライド上に直接供試させる。典型的には低速(6000rpmまで)又は中速(12000rpmま		-	非該当	080802992	その他の医用遠心機
別表第3	285		器26 医療用遠心 ちんでん器	35901000	セル洗浄遠心機	遠心力を応用して懸濁液の成分を分離するために検査室で用いる機器をいう。通常、電気駆動装置、その一部である垂直シャフト、垂直シャフト上部先端に取り付けられた水平ローターから構成される。本機器は全血試料からの赤血球の分離、及び診断検査前の残余血清の洗浄に使用される。通常、自動操作で、予めプログラムされたサイクルで一連の工程を行い、検査のための細胞塊又は赤血球を遠心処理する。通常、低速度		-	非該当	080802992	その他の医用遠心機
別表第3	286		器26 医療用遠心 ちんでん器	36465000	汎用検査室用遠心機	遠心力を応用して懸濁液の成分を分離するために用いる汎用検査室用遠心機をいう。通常、電気駆動装置、その一部である垂直シャフト、垂直シャフト上部先端に取り付けられた水平ローターから構成される。本装置は体液等の試料を単独か、又は分析物の測定前に試薬や他の添加物を添加した後に遠心分離することを目的とする。通常、低速(最高6000rpm)又は中速(最高12000rpm)の機器である。		-	非該当	080802992	その他の医用遠心機
別表第3	287	925	器17 血液検査用 器具	30870000	イムノアッセイ用検体 前処理装置	ヒト組織から採取した検体を均質化したり、イムノアッセイ分析装置による分析用検体の試料作製を目的とする装置又は機器		-	該当	080899002	その他の医用検体前 処理装置
別表第3	288	926	器17 血液検査用 器具	38757000	検体前処理装置	試料の前処理装置をいう。検体分析のために試料を前処理する制御コンピュータを備えた自動化システムで、試料ハンドラー、プロセッサ又はロボット等の種々の検査用装置から構成される。単なる試料容器の搬送、検体の希釈、分注を除く。		-	該当	080899002	その他の医用検体前 処理装置
別表第3	289	927	器17 血液検査用 器具	35635000	血液型分析装置	輸血前検査(ABO型及び垂型判定、Rh及び他の赤血球の表現型判定、抗体検出、梅毒検査、又は肝炎検査)に用いる自動又は半自動の装置をいう。		-	該当	081002005	血液型判定装置
別表第3	290	928	器19 尿検査又は 糞便検査用	35918000	尿化学分析装置	光度測定法又は粒子パターン認識により、尿中の化学物質を同定及び測定する自動又は半自動の専用装置をいう。		-	該当	081202007	尿化学分析装置
別表第1	272	61	器19 尿検査又は 糞便検査用	70140000	自己検査用尿化学分 析器	試験紙又はセンサにより、尿中の化学物質を同定及び測定するために用いる自動又は半自動の自己検査用専用装置をい		-	該当	081202007	尿化学分析装置
別表第3	291		器19 尿検査又は 糞便検査用	70141000	尿比重計	尿の比重を測定する装置をいう。		-	非該当	081204001	尿比重計
別表第3	292		器19 尿検査又は 糞便検査用	30648000	自動尿スクリーニング システム	微生物学(培地)、細菌学培地、尿スクリーニング(細菌学)などから成る自動尿スクリーニングシステムをいう。		-	非該当	081299003	その他の尿検査装置
別表第3	293		器19 尿検査又は 糞便検査用	32072000	単回使用尿用流量計	患者によって排泄される尿の流量測定に用いる装置をいう。本品は単回使用である。		1	-	081299003	その他の尿検査装置
別表第3	294	929	器19 尿検査又は 糞便検査用	33915000	尿沈渣分析装置	フローサイトメトリー又はスミア法により、尿沈渣のパターンを認識し、数を計測する自動又は半自動の専用装置をいう。		-	該当	081299003	その他の尿検査装置
別表第3	295	930	器20 体液検査用 器具	15163000	比ろう法比濁分析装 置	光源から細胞等を含む懸濁液に光をあて、入射ビームと一定の角度をなして設置された光検出器で散乱光のみを検出できる装置をいう。懸濁液中の細菌などの粒子を比濁計よりも低濃		-	該当	089902000	微生物検査装置
別表第3	296	931	器20 体液検査用 器具	30667000	酵母・真菌分析装置	生物試料中の酵母・真菌の存在を確認するために用いる装置又は(装置)システムをいう。		-	該当	089902000	微生物検査装置
別表第3	297	932	器20 体液検査用 器具	35617000	血液培養自動分析装 置	血液培養基中の微生物増殖を検知する自動又は半自動の装置をいう。微生物の同定ができるものもある。病原体の同定には、試料を入れたビン、チューブ、バイアル内の代謝産物の生産速度を測定することにより計算された成長曲線を用いる。代謝産物の生産速度の測定には、放射性同位元素で標識された基質取り込みの放射検知、二酸化炭素濃度の変化の赤外分光光度検知、蛍光基質取り込みの蛍光検知、濁度変化(濃度)の光度検知、又はpH誘導の色変化の比色検知等、様々な方法		-	該当	089902000	微生物検査装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	298	933	器20	15126000	体液検査用器具	コロニー定量分析装置		-	該当	089902026	微生物分類同定装置
別表第3	299	934	器20	34573000	体液検査用器具	微生物分類同定分析装置		-	該当	089902026	微生物分類同定装置
別表第3	300	935	器20	34574000	体液検査用器具	微生物感受性分析装置		-	該当	089902042	自動感受性試験装置
別表第3	301	936	器28	70142000	医療用定温	微生物培養装置		-	該当	089902068	微生物培養装置
別表第3	302	937	器21	70143000	内臓機能検査用器具	自動細胞診装置		-	該当	089904020	自動細胞診装置
別表第3	303		器27	15157000	医療用マイクローム	クリオスタットマイクローム		1	非該当	089904046	マイクローム
別表第3	304		器27	15158000	医療用マイクローム	回転式マイクローム		1	非該当	089904046	マイクローム
別表第3	305		器27	15159000	医療用マイクローム	滑走式マイクローム		1	非該当	089904046	マイクローム
別表第3	306		器27	42439000	医療用マイクローム	再使用可能なマイクローム用刃		1	非該当	089904046	マイクローム
別表第3	307		器27	42440000	医療用マイクローム	単回使用マイクローム用刃		1	-	089904046	マイクローム
別表第3	308	938	器17	70144000	血液検査用器具	自動染色装置		-	該当	089904990	その他の病理検査装置・血液検査装置の付属品
別表第2	516		器17	34122000	血液検査用器具	骨盤検査キット		6	-	089999006	他に分類されない医用検体検査機器
別表第3	309		器17	36744000	血液検査用器具	精子・精液分析装置		-	非該当	089999006	他に分類されない医用検体検査機器
別表第3	310	939	器17	70145000	血液検査用器具	遺伝子解析装置		-	該当	089999006	他に分類されない医用検体検査機器
別表第3	311	940	器17	70146000	血液検査用器具	フローサイトメータ		-	該当	089999006	他に分類されない医用検体検査機器
別表第3	312		器49	42401001	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	心血管・胸部用トロカール		6-	-	100216008	穿刺器具
別表第1	273		器49	42401203	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	ヘパリン使用心血管・胸部用トロカール		6- / 1 3	-	100216008	穿刺器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	517	器47	注射針及び穿刺針	12734000	単回使用組織生検用針	生検標本を採取するために用いる円筒状、中空の専用器具をいう。各種の直径サイズで製造されており、その先端は分析用組織試料の採取に用いるため様々な幾何学的形状に形成されている。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	313	器47	注射針及び穿刺針	12739001	再使用可能な胆管造影用針	胆管造影用の造影剤を胆管に注入するために用いる細長い鋭利な器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	518	器47	注射針及び穿刺針	12739002	単回使用胆管造影用針	胆管造影用の造影剤を胆管に注入するために用いる細長い鋭利な器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	314	器47	注射針及び穿刺針	12745001	再使用可能な皮下用注射針	注射筒、二次的薬物療法セット又は静脈切開セット(採血用アダプターやホルダー等)と共に患者への液体の投与又は排出のために用いる。細長い鋭利な中空の器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	519	器47	注射針及び穿刺針	12745002	単回使用皮下注射用針	注射筒、二次的薬物療法セット又は静脈切開セット(採血用アダプターやホルダー等)と共に患者への液体の投与又は排出のために用いる。細長い鋭利な中空の器具をいう。本品は単回使用可能である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	315	器47	注射針及び穿刺針	12747001	再使用可能な動脈用注射針	動脈に穿刺するために用いる細長い鋭利な中空の器具をいう。通常、金属製で、再使用可能である。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	520	器47	注射針及び穿刺針	12747002	単回使用動脈注射用針	動脈に穿刺するために用いる細長い鋭利な中空の器具をいう。通常、金属製で、単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第1	274	器47	注射針及び穿刺針	12747003	ヘパリン使用動脈注射用針	動脈に穿刺するために用いる細長い鋭利な中空の器具をいう。通常、金属製で、血液凝固抑制のためヘパリンを加える。		13	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	316	器57	種痘用器具	15679001	再使用可能な尖叉試験用針	結核の尖叉テスト等で同時に複数の穿刺を行う器具に用いる細長い鋭利な針をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	521	器57	種痘用器具	15679002	単回使用尖叉試験用針	結核の尖叉テスト等で同時に複数の穿刺を行う器具に用いる細長い鋭利な針をいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	317	器47	注射針及び穿刺針	16266001	再使用可能なフィルタ付針	投与中に注射液を濾過することを目的とする一体型フィルタが付いた細長い鋭利な器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	522	器47	注射針及び穿刺針	16266002	単回使用フィルタ付針	投与中に注射液を濾過することを目的とする一体型フィルタが付いた細長い鋭利な器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	318	器47	注射針及び穿刺針	17180001	再使用可能な皮下注射ポート用針	治療時に薬物を皮下に直接注射又は注入するため、シリンジに取り付けて使用する細長い鋭利な中空の器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	523	器47	注射針及び穿刺針	17180002	単回使用皮下注射ポート用針	治療時に薬物を皮下に直接注射又は注入するため、シリンジに取り付けて使用する細長い鋭利な中空の器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	524	器74	医薬品注入器	30889000	単回使用注射用針	液の注入又は排出を目的に皮膚に通すために用いる細長い鋭利な金属製針をいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	319	器47	注射針及び穿刺針	32111001	再使用可能なフィステル用針	フィステルの排液に用いる細長い鋭利な中空の再使用可能な器具をいう。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	525	器47	注射針及び穿刺針	32111002	単回使用フィステル用針	フィステルの排液に用いる細長い鋭利な中空の単回使用器具をいう。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	320	器47	注射針及び穿刺針	34899001	再使用可能な眼科用カニューレ	眼科手術時に眼内物質の排出及び吸引に用いる筒状の機器で非滅菌のものをいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	526	器47	注射針及び穿刺針	34899002	単回使用眼科用カニューレ	眼科手術時に眼内物質の排出及び吸引に用いる筒状の機器で滅菌済みのものをいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第3	321	器47	注射針及び穿刺針	35209001	再使用可能な採血用針	血液を採取するために採血セットの一部として用いる再使用可能な専用針をいう。この針は採血アダプターに取り付ける。		6-	非該当	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	527	器56	採血又は輸血用器具	35209002	単回使用採血用針	血液を採取するために採血セットの一部として用いる単回使用専用針をいう。この針は採血アダプターに取り付ける。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	528	器47	注射針及び穿刺針	35210000	単回使用先丸針	体内探査中の敏感な構造部位の損傷を防止するため先端が鈍く、湾曲している細長い器具をいう。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	529	器47	注射針及び穿刺針	35886000	単回使用吸引用針	液を腔から除去するため、又は生検試料を得るために用いる長い鋭利な中空の器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	530	器47	注射針及び穿刺針	37466000	単回使用手動式ランセット	血液試料を採取したり嚢や節を排膿する時に、皮膚を穿刺するために用いる小型で鋭利な先の尖った(針様の)器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	100202007	滅菌済み注射針
別表第2	531	器47	注射針及び穿刺針	70147000	眼科用針	白内障手術などで、眼内に薬液を注入したり、注射筒に環流液を吸入するために用いる中空の管をもつ器具をいう。真直くのもの、曲がったものがある。本品は滅菌済みで、単回使用である。		6	-	100202023	一般用滅菌済み注射針
別表第2	532	器47	注射針及び穿刺針	12740000	歯科用注射針	主として局所麻酔薬注射用の歯科用カートリッジ注射筒に装着することを目的とした先端が鋭利な細長い中空金属管と針基で構成される器具をいう。		6	-	100202049	歯科用滅菌済み注射針
別表第2	533	器47	注射針及び穿刺針	36076201	単回使用内視鏡下硬化療法用注射針	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、硬化療法時に医薬品を粘膜又は血管に注射するために用いるものをいう。軟性チューブの先端には注射針、もう一端には注射筒のコネクタが付いている。本品は単回使用である。		6	-	100202993	その他の滅菌済み注射針
別表第2	534	器47	注射針及び穿刺針	38825000	単回使用内視鏡用注射針	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、止血・硬化またはその他の目的で医薬品を粘膜又は血管に注射するために用いるものをいう。軟性管の先端には注射針がついており、もう一端は注射筒のコネクタとなっている。本品は単回使用である。		6	-	100202993	その他の滅菌済み注射針
別表第2	535	器47	注射針及び穿刺針	70148000	経皮エタノール注入用針	肝腫瘍内にエタノールを経皮的に注入し、腫瘍を壊死させるために用いる細長い鋭利な中空の器具をいう。超音波プローブに接続するガイド針と共にセットを構成する。滅菌済みで、単回使用である。		6	-	100202993	その他の滅菌済み注射針
別表第2	536	器47	注射針及び穿刺針	70149000	造影剤注入用針	断層撮影法(CT)で造影剤入りシリンジと接続し、造影剤を体内に注入するために用いる非常に細い鋭利な器具をいう。滅菌済みで、単回使用である。		6	-	100202993	その他の滅菌済み注射針
別表第3	322	器47	注射針及び穿刺針	30890000	再使用可能な注射用針	皮膚に貫通させて液体の注入又は除去に用いる先の尖った細い金属管をいう。本品は滅菌後再使用することができる。		6-	非該当	100204001	注射針
別表第3	323	器47	注射針及び穿刺針	31730000	再使用可能な生検用針	生検標本を採取するために用いる中空の円筒型器具をいう。径及び先端の形状は様々なものがあり、分析用の組織標本を採取するために用いる。直線状のものもあれば湾曲したものもあり、滅菌後に再使用する。		6-	非該当	100204001	注射針
別表第3	324	器47	注射針及び穿刺針	37462000	再使用可能な吸引用針	腔内の液を除去するか生検標本を採取するために用いる細長く先の尖った中空の器具をいう。		6-	非該当	100204001	注射針
別表第3	325	器47	注射針及び穿刺針	37463000	再使用可能な先丸針	先端が丸くカーブのついた細い器具をいう。体内の探査に用いる間に繊細な解剖学的領域を損傷することがないように設計される。		6-	非該当	100204001	注射針
別表第2	537	器48	注射筒	13929000	汎用針付注射筒	液体又はガスを注射・注入するか引き抜くために用いる器具をいう。通常、ガラス製又はプラスチック製で、目盛付の容器及びプランジャから成る。薬剤の投与又は採血に用いることが多い。		2-	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第3	326	器48	注射筒	15286000	血管造影用注射筒	心臓及び脈管をX線写真で検査するため、造影剤を心臓、大血管及び冠動脈に注射(注入)する針又はカテーテルと接続して用いる。筒及びプランジャから構成される器具をいう。		2	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第2	538	器56	採血又は輸血用器具	16785000	血液ガス検体採取用注射筒	筒とプランジャから構成され、動脈血試料を採取するために針と共に用いる器具をいう。通常、プラスチック又はガラス製で、空気に触れることなく血液を採取できる。		2-	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第3	327	器48	注射筒	16825000	注射筒キャップ	注射筒の先端を被覆する器具をいう。本器具はプラスチック製で注射筒内容物の漏れを防止し、内容物の無菌状態を注射筒を使用するまで維持するため用いる。		1	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第3	328	器48	注射筒	35387001	麻酔用注射筒	注射プランジャ付の中空プラスチック製の円筒型の器具をいう。注射針とともに麻酔薬の投与(注入)に用いる。		2	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第2	539	器74	医薬品注入器	35387002	能動型機器接続麻酔用注射筒	注射プランジャ付の中空プラスチック製の円筒型の器具をいう。注射針とともに麻酔薬の投与(注入)に用いる。本品は能動型機器に接続する。		2-	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第3	329	器48	注射筒	35390000	汎用洗浄用注射筒	主に体腔の洗浄・フラッシングに使用されるもので、一方の端にゴム球が固定され、もう一方にノズルが付いている硬質プラスチック製の筒からなる器具をいう。		2	-	100206005	滅菌済み注射筒

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	330	器48	注射筒	35904000	精密投与皮下注射用注射筒	正確に定量した物質を注射により投与(注入)するために用いる目盛り付き筒とプランジャからなる器具をいう。		2	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第2	540	器48	注射筒	36279000	カートリッジ型針なし皮下注射用注射筒	金属製の筒とプランジャからなる器具をいう。本器具の手元側から、薬物入りの密封ガラスカートリッジを装填して使用する。本器具はカートリッジの内容物を経皮的又は経粘膜的に押し込める専用ノズルが付いている(注射針なし)。歯科用のもを含む。		6	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第2	541	器48	注射筒	36280000	カートリッジ型非露出針付皮下注射用注射筒	金属製の筒とプランジャからなる器具をいう。本器具の手元側から、薬物入りの密封ガラスカートリッジを装填して使用する。本器具は付属の皮下注射用保護付非露出針を用いる。		6	-	100206005	滅菌済み注射筒
別表第3	331	器48	注射筒	35869000	歯根膜内麻酔用注射筒	徐々に圧力を加え歯周韧带又は骨に局所麻酔薬を投与するために特別に設計された歯科用カートリッジ式注射筒をいう。		2	非該当	100206021	一般用滅菌済み注射筒
別表第3	332	器48	注射筒	35969000	歯科麻酔用注射筒	プレフィルドカートリッジ及び滅菌針を用いて歯科用局所麻酔薬を投与するために用いる歯科用器具をいう。本品は再使用可		2	非該当	100206021	一般用滅菌済み注射筒
別表第1	275	器48	注射筒	35389000	インスリン皮下投与用注射筒	インスリンを皮下投与(注入)するために用いる目盛り付き筒とプランジャから成る器具をいう。		6-	-	100206047	微量用滅菌済み注射筒
別表第3	333	器48	注射筒	35391000	ツベルクリン検査向け皮下注射用注射筒	ツベルクリン検査用に使用する定量単位を有する小型筒とプランジャからなる器具をいう。		2	-	100206047	微量用滅菌済み注射筒
別表第2	542	器48	注射筒	70150000	硬膜外位置確認ロスオプレジスタンス用注射筒	硬膜外麻酔でロスオプレジスタンス(LOR)法のために用いる器具をいう。筒とプランジャから構成される。通常、プラスチック製又はガラス製である。		2-	-	100206991	その他の滅菌済み注射筒
別表第3	334	器48	注射筒	70151000	ガラス注射筒	ガラス製の注射筒をいう。		6-	-	100208009	ガラス注射筒
別表第1	276	器47	注射針及び穿刺針	35212000	麻酔脊髄用針	くも膜下腔への麻酔薬や鎮痛薬の投与に用いる鋭利な斜めに切れた先端を有する器具をいう。通常、滅菌済みの単回使用であり、有孔で先端にスプリングを備える。		7-	-	100210022	麻酔用滅菌済み穿刺針
別表第1	277	器47	注射針及び穿刺針	36191000	硬膜外投与用針	硬膜外腔への麻酔薬や鎮痛薬の投与に用いる鋭利な先端を有する器具をいう。持続的な麻酔薬の投与のため、硬膜外腔へのカテーテル留置に用いることもある。		7-	-	100210022	麻酔用滅菌済み穿刺針
別表第1	278	器47	注射針及び穿刺針	70152000	麻酔用滅菌済み穿刺針	経皮的神経ブロック手技のために用いる中空の管をもつ器具をいう。管に絶縁加工を施しているもの、電極と接続する端子をもつもの、鋭利な中空のものもある。滅菌済みで、単回使用である。		7-	-	100210022	麻酔用滅菌済み穿刺針
別表第2	543	器47	注射針及び穿刺針	70153000	プラスチックカニューレ型滅菌済み穿刺針	プラスチック製のカニューレと金属製の針とを組み合わせた動脈用留置針をいう。		7	-	100210048	プラスチックカニューレ型滅菌済み穿刺針
別表第2	544	器47	注射針及び穿刺針	10403000	画像誘引生検キット	画像誘導による組織の吸引採取に用いる、生検針や他の必要品をいう。画像中、先端部は明確に識別されなければならない。		6	-	100210992	その他の滅菌済み穿刺針
別表第2	545	器47	注射針及び穿刺針	70154000	薬液注入用針	臓器に薬液を経皮的に注入するために用いる注入針及びチューブから成る器具をいう。		6	-	100210992	その他の滅菌済み穿刺針
別表第2	546	器47	注射針及び穿刺針	70155000	神経探索用セット	筋収縮を指標とした神経探索、薬液の局所注入等に用いる針、電極カテーテル等を集めたセットをいう。		6	-	100210992	その他の滅菌済み穿刺針
別表第2	547	器47	注射針及び穿刺針	70156000	マーカ挿入用セット	腫瘍部などに金属製マーカを挿入したり、色素を注入するために用いる穿刺針、金属パイプ、カテーテル等を集めたセットをいう。		6	-	100210992	その他の滅菌済み穿刺針
別表第2	548	器47	注射針及び穿刺針	70157000	レーザー照射療法用セット	レーザー照射療法に用いる穿刺針、金属製ワイヤ、金属製パイプ等を集めたセットをいう。		6	-	100210992	その他の滅菌済み穿刺針
別表第3	335	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	15316001	再使用可能な関節造影キット	関節間隙に造影剤を注入した後、X線撮影により関節を描出するために用いる再使用可能な器具及び用品を集めたキットをいう。		6-	非該当	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第2	549	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	15316002	単回使用関節造影キット	関節間隙に造影剤を注入した後、X線撮影により関節を描出するために用いる単回使用の器具及び用品を集めたキットをいう。		6	-	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第2	550	器47	注射針及び穿刺針	16833000	骨髄生検キット	骨髄生検で組織標本を吸引するために用いる、単回使用の生検針や他の必要品を含む器具類を集めたキットをいう。		6	-	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第2	551	器47	注射針及び穿刺針	16834000	腎臓生検キット	in vivo で腎組織を採取するために用いる、生検針や他の必要品を含む器具類を集めたキットをいう。		6	-	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第2	552	器47	注射針及び穿刺針	16835000	軟組織生検キット	目的部位の生体軟組織を採取するために用いる生検針や他の必要品を含む器具類を集めたキットをいう。		6	-	100214004	滅菌済み穿刺器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	336	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	33984001	再使用可能な骨髄採取・移送セット	骨髄の採取又は移送のために組み合わせて使用することを意図した再使用可能な品目を集めたキットをいう。		6-	非該当	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第2	553	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	33984002	単回使用骨髄採取・移送セット	骨髄の採取又は移送のために組み合わせて使用することを意図した単回使用の品目を集めたキットをいう。		6	-	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第3	337	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	12404001	再使用可能な腰椎穿刺キット	脊髄液の採取を目的として腰椎野に穿刺するために用いる再使用可能な器具及び材料を集めたキットをいう。通常、脊髄針及び脊髄液収集用チューブが含まれる。		6-	非該当	100214020	腰椎用滅菌済み穿刺器具
別表第2	554	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	12404002	単回使用腰椎穿刺キット	脊髄液の採取を目的として腰椎野に穿刺するために用いる単回使用の器具及び材料を集めたキットをいう。通常、脊髄針及び脊髄液収集用チューブが含まれる。		6	-	100214020	腰椎用滅菌済み穿刺器具
別表第3	338	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	34583001	再使用可能な腰椎穿刺用針	診断検査用の脊髄液の採取を目的として脊椎穿刺に用いるスタイレットの付いた鋭利な針管をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100214020	腰椎用滅菌済み穿刺器具
別表第2	555	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	34583002	単回使用腰椎穿刺用針	診断検査用の脊髄液の採取を目的として脊椎穿刺に用いるスタイレットの付いた鋭利な針管をいう。本品は単回使用である。		6	-	100214020	腰椎用滅菌済み穿刺器具
別表第3	339	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	12750001	再使用可能な胸膜腹膜用針	腹膜腔へガスを注入、又はガスを除去するために用いる細長い鋭利な中空の再使用可能な器具をいう。		6-	非該当	100214046	胸腔用滅菌済み穿刺器具
別表第2	556	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	12750002	単回使用胸膜腹膜用針	腹膜腔へガスを注入、又はガスを除去するために用いる細長い鋭利な中空の単回使用器具をいう。		6	-	100214046	胸腔用滅菌済み穿刺器具
別表第2	557	器47	注射針及び穿刺針	38562000	肺生検キット	経皮的肺生検で組織標本を吸引するために用いる、単回使用の生検針や他の必要品を含む器具類を集めたパッケージをいう。		6	-	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第3	340	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37243001	再使用可能な自動ランセット	指先又は耳朶等の毛細血管からの採血に用いるペン型の器具をいう。予め装填された針が自動的に飛び出し、設定された深さまで皮膚を穿刺する。分析用に少量の血液を押し出すことができる。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100214990	その他の滅菌済み穿刺器具
別表第2	558	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37243002	単回使用自動ランセット	指先又は耳朶等の毛細血管からの採血に用いる器具をいう。予め装填された針が自動的に飛び出し、設定された深さまで皮膚を穿刺する。分析用に少量の血液を押し出すことができる。本品は単回使用である。		6	-	100214990	その他の滅菌済み穿刺器具
別表第2	559	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37244000	再使用可能な手動式ランセット	血液試料を採取したり嚢や節を排膿する時に、皮膚を穿刺するために用いる小型で鋭利な先の尖った(針様の)器具をいう。本品は再使用可能である。		6	非該当	100214990	その他の滅菌済み穿刺器具
別表第2	560	器47	注射針及び穿刺針	38563000	脳生検キット	脳の定位組織採取法を実施するために用いる、単回使用の脳生検針や他の必要品を含む器具類を集めたパッケージをいう。		6	-	100214004	滅菌済み穿刺器具
別表第2	561	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	70158000	食道静脈瘤硬化療法用針	食道静脈瘤硬化療法で内視鏡と共に使用し、かつ食道静脈瘤に硬化剤を注入するために使用する穿刺用材料をいう。針、注射筒、フレキシブルチューブ、コネクタ等から成る。		5-	-	100214990	その他の滅菌済み穿刺器具
別表第3	341	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	33678000	耳鼻咽喉科用トロカール	先端が鋭利な錐体状又は円錐状の手術器具をいう。耳鼻咽喉科(ENT)手術時に体腔に穿刺するために用いる。本品の内腔を満たす互換性のあるスリーブと組み合わせて使用することにより、この組立品を導入することができる。穿刺後本品を抜去すると体腔に作業用チャンネルが作製される。		6-	-	100216008	穿刺器具
別表第2	562	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	35496000	単回使用羊水穿刺キット	羊水の採取を目的とした子宮の経腹的な外科的穿刺に使用するプレパッケージされた器具一式をいう。		6	-	100216008	穿刺器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	342	器50	開創又は開孔用器具	35950000	血管トンナ	通常、ステンレス製の手術器具で、連結チャンネルを作製する目的で血管組織に沿ってトンネルを作製するために用いるものをいう。通常、軟質又は硬質のロッドで、ロッドに向かって先細になるハンドルをもち、遠位端にボタンまたはどんぐり状のものが付いている。遠位端付近に転心をもち、長くわずかにカーブした刃を備えたリング型ハンドルのものもある。刃の遠位から転心までの部分は短い把持アームとなっている。		6-	-	220806008	開孔器
別表第3	343	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37144000	内視鏡用トロカール	内視鏡のコンポーネントで、機能を果たすためにいくつかの部品から構成されるものをいう。内視鏡に接続して体腔の穿刺を行うためのピラミッド形又は円錐形のポイントを備えている。サイズが異なる適合するトロカールスリーブや別のポイントとともに使用することもできる。		6-	非該当	100216008	穿刺器具
別表第3	344	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37148000	トロカールスリーブ	トロカールとともに用いる金属製、又はプラスチック製のスリーブで、組み合わせると体腔の穿刺に用いる小型器具になるものをいう。挿入後本品からトロカールを抜去することにより体腔に作業用チャンネルが作製される。ガス又は液体の供給用の遮断弁又はポートを備えたものもある。様々なサイズ又はデザイン		6-	非該当	100216008	穿刺器具
別表第3	345	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37149000	トロカールガイドロッド	10～20mm程度の大きなトロカールスリーブを導入することにより身体に作製した作業用チャンネルを拡大するために用いる小型の金属製ロッドをいう。本品をトロカールスリーブに挿入し、開口部の気密性を維持したままこのスリーブを抜去する。大きなスリーブを取り付けた特殊な拡張器を本品の外側に挿入し、穴が拡大している間にこの組立品を回転させてスリーブを交換		6-	非該当	100216008	穿刺器具
別表第3	346	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37151000	トロカールスリーブ拡張器	中空の拡張器で、(10～20mm程度の作業用チャンネルの内腔を著しく増大させる場合に必要)大きなトロカールスリーブを静かに挿入することができるように先端が先細になっているものをいう。本品をガイドロッドの外側に挿入し、皮膚を押し分けながら大きな開口部を開ける。これにより、損傷の程度が軽減さ		6-	非該当	100216008	穿刺器具
別表第2	563	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	70159000	単回使用皮下導通用トンナ	通常、ステンレスなどの金属製又は高分子材料製の手術器具で、連結チャンネルを作製したり、又はチューブやカテーテルを導通させる目的で皮下に沿ってトンネルを作製するために用いるものをいう。本品は単回使用である。		6	-	100216008	穿刺器具
別表第3	347	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	70160000	再使用可能な皮下導通用トンナ	通常、ステンレスなどの金属製又は高分子材料製の手術器具で、連結チャンネルを作製したり、又はチューブやカテーテルを導通させる目的で皮下に沿ってトンネルを作製するために用いるものをいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100216008	穿刺器具
別表第3	348	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	70161000	採血用穿刺器具	血糖自己測定などの微量採血を目的とするブラッドランセットを装着するために用いる穿刺器具をいう。		1	-	100216008	穿刺器具
別表第3	349	器47	注射針及び穿刺針	17812000	針ガード	針の突き刺し事故を防止するため、使用後の針に引き延ばして被せるキャップをいう。		1	-	100299003	その他の注射器具及び穿刺器具
別表第3	350	器55	医療用洗浄器	35970000	歯科用シリンジ	口腔、歯髄腔及び根管を洗浄し破片を除去するために用いる歯科用器具をいう。		1.2	-	100299003	その他の注射器具及び穿刺器具
別表第3	351	器47	注射針及び穿刺針	36187000	単回使用ニードルリキャップ器	針キャップを保持し、使用者が容易に針に蓋をできることにより、針の突き刺し事故を防止する器具をいう。本品は単回使用		1	-	100299003	その他の注射器具及び穿刺器具
別表第3	352	器47	注射針及び穿刺針	37461000	再使用可能なニードルリキャップ器	針キャップを有し、使用者が容易に針に蓋ができ、針刺し事故を防止する器具をいう。再使用可能である。		1	非該当	100299003	その他の注射器具及び穿刺器具
別表第1	23	器47	注射針及び穿刺針	70162000	経中隔用針	経皮的に導入する血管診断・処置用カテーテルを右心房から左心房へ進める場合、心房中隔(卵円窩)の穿刺により、カテーテル導入の通路を作製するために用いる針をいう。本穿刺針は、カテーテルイントロデューサーを用いて経皮的に右心房		6-	-	100210992	その他の滅菌済み穿刺針

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	564	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	18105000	絨毛採取用カテーテル	妊娠 期の遺伝子検査用として、最外層の胚体外膜(絨毛膜絨毛)で成長する糸状突起の子宮内試料を採取するために設計された柔軟なチューブをいう。通常、本器具には可鍛性で成形前のスタイレットが含まれ、超音波法の誘導で挿入する。試料の吸引は外部注射器で行う。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	565	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	38564000	空腸瘻栄養用チューブ	経腸栄養を与えることを目的として、空腸に外科的に配置する中空の器具をいう。		7	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	566	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10731002	短期的使用空腸瘻用カテーテル	短期的の使用を目的として、腹壁から空腸までの瘻孔形成に使用する柔軟性のあるチューブをいう。		7	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	279	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10731003	長期的使用空腸瘻用カテーテル	長期的の使用を目的として、腹壁から空腸までの瘻孔形成に使用する柔軟性のあるチューブをいう。		8	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	567	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11677002	短期的使用経腸栄養キット	短期的の使用を目的として、経腸栄養法を患者に施行するために組み合わせる品目を集めたパッケージをいう。		5-	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	280	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11677003	長期的使用経腸栄養キット	長期的の使用を目的として、経腸栄養法を患者に施行するために組み合わせる品目を集めたパッケージをいう。		8	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	568	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16798000	食道経由経腸栄養用チューブ	経腸栄養を目的として、鼻咽頭又は食道経由で胃に留置する長い柔軟性のある放射線不透過性(又は造影ラインのある)チューブをいう。		5-	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	569	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16799002	短期的使用腸瘻栄養用チューブ	短期的の使用を目的として、経腸栄養を与えるために胃、十二指腸又は空腸に外科的に留置する中空の器具をいう。		7	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	281	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16799003	長期的使用腸瘻栄養用チューブ	長期的の使用を目的として、経腸栄養を与えるために胃、十二指腸又は空腸に外科的に留置する中空の器具をいう。		8	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	570	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35419002	短期的使用胃瘻栄養用チューブ	短期的の使用を目的として、経腸栄養を与えるために胃に外科的に配置する中空の器具をいう。		7	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	282	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35419003	長期的使用胃瘻栄養用チューブ	長期的の使用を目的として、経腸栄養を与えるために胃に外科的に配置する中空の器具をいう。		8	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	571	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	38565002	短期的使用胃瘻用ポタン	短期的の使用を目的として、経皮的に胃に挿入して腸栄養を可能にする短いチューブをいう。本器具は逆流を生じず、その外部先端は腹部皮膚と同じ高さで平坦である。		7	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	283	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	38565003	長期的使用胃瘻用ポタン	長期的の使用を目的として、経皮的に胃に挿入して腸栄養を可能にする短いチューブをいう。本器具は逆流を生じず、その外部先端は腹部皮膚と同じ高さで平坦である。		8	-	100402025	栄養用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	572	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14202000	消化管用チューブ	吸引又は経腸栄養を目的として、胃、十二指腸又は空腸に留置する単腔又は二腔の柔軟性のあるプラスチック製のチューブをいう。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	573	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14221002	短期的使用経鼻胃チューブ	短期的の使用を目的として、胃内容物の除去、薬物投与又は経腸栄養を行うために鼻咽頭、食道経由で胃に留置する柔軟性のあるプラスチック製チューブをいう。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	284	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14221003	長期的使用経鼻胃チューブ	長期的の使用を目的として、胃内容物の除去、薬物投与又は経腸栄養を行うために鼻咽頭、食道経由で胃に留置する柔軟性のあるプラスチック製チューブをいう。		8	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	574	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14230000	胃内排泄用チューブ	経口で胃の内容物を除去するために用いる単腔のチューブをいう。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	575	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17202000	胃内食欲抑制用バルーン	胃に挿入して拡張させ、食欲を抑制するために使用するバルーンをいう。本品を留置すると胃がほぼ満腹であると錯覚する。カテーテルにより挿入し、所望の効果が得られるまで留置する。通常、高分子材料製で、経時的に劣化するものもある。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	576	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32058000	水銀バルーン用シングルルーメンチューブ	胃腸管で液の点滴、排液、副子固定、出血圧迫のために使用するチューブをいう。		5- /7	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第3	353	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34915000	食道用バルーンカテーテル	診断的又は治療的処置で、食道へのアクセスを目的とする膨張性バルーンが遠位端に付いた柔軟なチューブをいう。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	577	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35416002	短期的使用食道用チューブ	短期的使用を目的として、出血性静脈瘤を止血するために用いる中空の器具をいう。通常、2つのバルーン(1つは胃用、もう1つは食道用)が付いている。1つ、又は3つ以上のバルーンのものもある。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	285	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35416003	長期的使用食道用チューブ	長期的使用を目的として、出血性静脈瘤を止血するために用いる中空の器具をいう。通常、2つのバルーン(1つは胃用、もう1つは食道用)が付いている。1つのバルーンのものもある。		8	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第3	354	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70163000	一時的使用胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル	食道及び胃挿入用で胃液採取、薬液注入、洗浄用、診断用等に一時的に使用するものをいう。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	578	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70164000	短期的使用胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル	食道及び胃挿入用で胃液採取、薬液注入、洗浄用、診断用等に短期的に使用するものをいう。		7	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	579	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70165000	食道静脈瘤硬化療法向け内視鏡固定用バルーン	食道静脈瘤硬化療法で内視鏡を食道内に固定するために用いるバルーンカテーテル等をいう。バルーン、フレキシブルチューブからなる。注射筒、コネクタ等を付属するものもある。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	580	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70166000	食道静脈瘤硬化療法用止血バルーン	食道静脈瘤硬化療法で穿刺部位を止血するために用いるバルーンカテーテルをいう。		5-	-	100402041	胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	581	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14227000	直腸用チューブ	診断又は治療時に直腸に挿入するチューブをいう。		5-	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	582	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16514000	バリウム用浣腸キット	注腸検査を行う場合に直腸から大腸にバリウム懸濁液を注入するために使用する用品を集めたキットをいう。		5-	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	583	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35415000	腸管減圧用チューブ	腸管閉塞の前後に生じ得る圧力を減少させるために腸管に配置する中空の器具をいう。		6	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	584	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36044002	短期的使用乳児用経腸栄養キット	短期的使用を目的として、乳児に経腸栄養を投与するために組み合わせる品目を集めたキットをいう。		2-	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	286	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36044003	長期的使用乳児用経腸栄養キット	長期的使用を目的として、乳児に経腸栄養を投与するために組み合わせる品目を集めたキットをいう。		8	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第3	355	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	37716000	ストーマ用洗浄キット	結腸造瘻部位経由で結腸を洗浄するために用いる液体用容器、先端がコーン型のチューブ、又は留置シールドの付いた軟質で柔軟なカテーテルを含む用具を集めたパッケージをいう。		5-	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	585	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70167000	消化管用ガイドワイヤ	胆管を含む消化管の手法で使用するガイドワイヤ(消息子類を除く)をいう。		6	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	586	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70168000	腸管用バルーンカテーテル	消化管(十二指腸以下)の狭窄部を拡張するバルーンカテーテルをいう。		6	-	100402067	腸用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	587	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10696002	短期的使用胆管用カテーテル	短期的使用を目的として、胆道のドレナージ、治療中の胆管の副子、又は胆管の狭窄防止のために使用する柔軟なチューブ		7	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	287	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10696003	長期的使用胆管用カテーテル	長期的使用を目的として、胆道のドレナージ、治療中の胆管の副子、又は胆管の狭窄防止のために使用する柔軟なチューブ		8	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	588	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11307000	胆汁ドレイン	胆道手術時の胆汁排出に使用する柔軟性のある天然ゴム又はシリコン製チューブをいう。側孔を有するものがある。		7	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	589	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16429000	胆管造影用カテーテル	器官のX線撮影可視化のために胆嚢、胆管、膵管等への造影剤注入に用いる柔軟なチューブをいう。		6	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	590	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36181000	胆管向け圧測定用カテーテル	胆道系内の圧力を計測するために設計された柔軟なチューブをいう。		6	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	591	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	37141201	単回使用内視鏡用結石摘出鉗子	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具で、結石を把持及び除去するために用いるものをいう。細長い柄と、摘出するために結石を収集(採取)する先端のワイヤバスケットから構成される。カテーテル先端のバルーンにより結石を摘出するもの、先端のバスケットにより結石を把持回収するもの、先端のバスケットにより結石を破砕するもの等が含まれる。本品は		6	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	592	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70169000	胆管拡張用カテーテル	胆管狭窄部を拡張するために用いるカテーテルをいう。		6	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	593	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70170000	胆道結石除去用カテーテルセット	内視鏡と共に使用し、胆道結石を除去するために胆道内に挿入して使用するカテーテルをいう。鞘及び胆道結石を捕捉する鉄線の籠から成る。		5-	-	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	594	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70171000	結石摘出用バルーンカテーテル	結石を除去するため、内視鏡と共に又は単独で使用する器具をいう。細長いシースと、摘出のために結石を掻き出す先端のバルーンから構成される。		6	非該当	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	595	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70172000	結石破砕用鉗子	結石を破砕・除去するため、内視鏡と共に又は単独で使用する器具をいう。細長いシースと、破砕・摘出用の先端のバスケットワイヤから構成される。		6	非該当	100402083	胆管用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	596	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34912000	バリウム注腸向け直腸用カテーテル	X線撮影可視化のためバリウム造影剤を直腸経由で下部胃腸管に注入することを目的とする柔軟なチューブをいう。ゴムまたはプラスチック製のチューブは結腸内視術にも使用され、失禁患者の検査用のシリコンゴム製留置バルーン付きのものもある。		5-	-	100402995	その他の滅菌済み消化器用チューブ及びカテーテル
別表第2	597	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70173000	胃減圧チューブ	胃瘻用栄養チューブなどに接続し、胃瘻造設患者の胃内を減圧するために用いる中空の器具をいう。		6	-	100402995	その他の滅菌済み消化器用チューブ及びカテーテル
別表第2	598	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70174000	オーバチューブ	内視鏡と共に使用し、消化管内に種々のカテーテル等々を挿入する通路を確保するものをいう。		5-	-	100402995	その他の滅菌済み消化器用チューブ及びカテーテル
別表第2	599	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70175000	胆道用カテーテル	胆管吻合術後、胆道よりドレナージを行うバルーン付カテーテルをいう。		5-	-	100402995	その他の滅菌済み消化器用チューブ及びカテーテル
別表第2	600	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	13846000	吸引キット	患者の分泌物吸引に用いる滅菌済手袋、吸引カテーテル及び分泌物回収用容器を集めたキットをいう。手袋が含まれないキットもある。		5- /6	-	100404029	吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	601	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31249000	気管支吸引用カテーテル	咽喉頭、気管、気管支から液体又は半固形物を吸引するために使用する柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100404029	吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	602	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14082002	短期的使用気管内チューブ用カフ	短期的使用を目的として、気管内チューブの周囲に取り付けられたバルーン状のカフであり、肺の機械的換気を行う場合に声帯下に留置し、チューブと気管の間を密封状態にして使用する。		5-	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第1	288	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14082003	長期的使用気管内チューブ用カフ	長期的使用を目的として、気管内チューブの周囲に取り付けられたバルーン状のカフであり、肺の機械的換気を行う場合に声帯下に留置し、チューブと気管の間を密封状態にして使用する。		8	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第2	603	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14085002	短期的使用換気用気管チューブ	短期的使用を目的として、気道の確保、吸入麻酔薬・医用ガスの投与、換気などのため、口腔又は鼻腔から気管内に挿入する円筒型チューブで、プラスチック製やゴム製の器具をいう。呼吸回路や手動式人工蘇生器に接続するコネクタと共に包装されているものもある。小児又は成人患者用の特殊なチューブもあり、サイズ、長さ、カフ、保護具、放射線透過性といった点で		5- /5-	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第1	289	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14085003	長期的使用換気用気管チューブ	長期的使用を目的として、気道の確保、吸入麻酔薬・医用ガスの投与、換気などのため、口腔又は鼻腔から気管内に挿入する円筒型チューブで、プラスチック製やゴム製の器具をいう。呼吸回路や手動式人工蘇生器に接続するコネクタと共に包装されているものもある。小児又は成人患者用の特殊なチューブもあり、サイズ、長さ、カフ、保護具、放射線透過性といった点で		8	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第2	604	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17935002	短期的使用ジェット換気術用気管チューブ	短期的使用を目的として、ジェット(ハイフロー)換気時に患者の換気を行うために気管内に挿入する中空円筒型の器具をいう。通常、チューブ周囲に速やかに換気ガスを逃がすことができるようにカフなしのものが利用される。		5-	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第1	290	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17935003	長期的使用ジェット換気術用気管チューブ	長期的使用を目的として、ジェット(ハイフロー)換気時に患者の換気を行うために気管内に挿入する中空円筒型の器具をいう。通常、チューブ周囲に速やかに換気ガスを逃がすことができるようにカフなしのものが利用される。		8	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	605	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36064002	短期的使用換気用レーザー耐性気管チューブ	短期的使用を目的として、気管内に挿入し、気道開存性の確保又は麻酔薬投与のために用いる中空円筒型の器具をいう。頭部、咽喉、頸部の手術時にレーザービームが誤って照射されても、破損したり、容易に発火したりしない。		5 - /5 -	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第1	291	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36064003	長期的使用換気用レーザー耐性気管チューブ	長期的使用を目的として、気管内に挿入し、気道開存性の確保又は麻酔薬投与のために用いる中空円筒型の器具をいう。頭部、咽喉、頸部の手術時にレーザービームが誤って照射されても、破損したり、容易に発火したりしない。		8	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第1	292	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42421000	長期的使用鼻咽頭気管内チューブ	長期的使用でゴム又はプラスチック製のチューブで、気道の開存性を維持するために鼻孔から咽頭に挿入するものをいう。酸素供給のため、先端に一体型の15mmコネクタを備えるものもある。本品は再使用可能である。		8	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第2	606	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42422000	短期的使用鼻咽頭気管内チューブ	ゴム又はプラスチック製のチューブで、気道の開存性を維持するために鼻孔から咽頭に挿入するものをいう。酸素供給のため、先端にインテグラル15mmコネクタを備えるものもある。本品は単回使用である。		5 -	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第2	607	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42424002	短期的使用口腔咽頭気管内チューブ	短期的使用を目的として、ガス交換又は吸引時に気道の開存性を維持するために口腔から挿入する湾曲した金属又はプラスチック製のチューブをいう。本品は、舌による気流遮断の防		5 -	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第1	293	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42424003	長期的使用口腔咽頭気管内チューブ	長期的使用を目的として、ガス交換又は吸引時に気道の開存性を維持するために口腔から挿入する湾曲した金属又はプラスチック製のチューブをいう。本品は、舌による気流遮断の防		8	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテーテル
別表第2	608	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70176000	吸引用滅菌済みチューブ及びカテー	鼻腔、口腔を経て気管内に挿入し、気道の確保等に用いるものをいう。		5 -	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテー
別表第2	609	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70177000	短期的使用食道・気管用二腔チューブ	気管・食道のどちらに挿入されても、ルーメンを使い分けることにより、気道の確保、人工呼吸、換気等が可能な二腔チューブをいう。2つのカフ(先端が食道又は気管用、中ほどが咽頭部用)が付いている。呼吸回路や手動式人工蘇生器に接続するコネクタと共に包装することがある。本品は短期的使用を目的と		5 - /5 -	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテー
別表第1	294	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70178000	長期的使用食道・気管用二腔チューブ	気管・食道のどちらに挿入されても、ルーメンを使い分けることにより、気道の確保、人工呼吸、換気等が可能な二腔チューブをいう。2つのカフ(先端が食道又は気管用、中ほどが咽頭部用)が付いている。呼吸回路や手動式人工蘇生器に接続するコネクタと共に包装することがある。本品は長期的使用を目的と		8	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテー
別表第3	356	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70179000	喉頭・気管用麻酔薬噴霧キット	喉頭、気管等への麻酔薬噴霧用キットをいう。麻酔薬を吸い上げるために用いる針、注射筒、麻酔薬を噴霧するために複数の孔をもったカニューレから成る。麻酔剤をシリンジで吸引し、シリンジから針を外し、カニューレを装着する。このカニューレを気管の中に適当な深さまで挿入する。プランジャを押すことによつて、麻酔剤をカニューレの孔を通して喉頭、気管、気管分岐部		2	-	100404045	滅菌済み気管内チューブ及びカテー
別表第2	610	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14094000	気管切開チューブ用カフ	気管切開チューブ周囲に取り付けられたバルーン型のカフをいう。声門下狭窄患者の人工換気を行う場合にチューブと気管の間を密封状態にして使用する。		5 -	-	100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテー
別表第2	611	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35404000	単回使用気管切開チューブ	気道を確保するため、気管切開後に気管に作製された人工開口部に挿入する器具をいう。本品は、気道狭窄などのために手術を受けた人が使用するものであり、気道開存性を確保し、分泌物の速やかな吸引を促すものである。通常、プラスチック製で、内筒を備えるものもある。通常、患者の個々のニーズを満たすため、カフ付き、カフなし、有窓品、各種サイズがある。本		7	-	100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテー
別表第2	612	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	12292000	喉頭切除術用チューブ	喉頭の部分的又は全摘手術施行患者の気道確保に使用するチューブをいう。		6	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテー

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	357	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	12699000	鼻腔内用バルーン	鼻腔の構造及び開通性維持のために、空気又は液体で膨張させるゴム製バルーンをいう。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	613	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16432000	鼻咽頭用カテーテル	吸引又は薬剤注入のため、鼻咽頭腔への挿入に用いる柔軟なチューブをいう。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	614	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17827000	気管支バルーンカテーテル	気管支へ挿入するため、遠位端に膨張性バルーンの付いた柔軟性のある留置チューブをいう。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	615	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31329000	換気用気管支チューブ	麻酔薬の投与又は肺機能検査に使用するため、気管内に挿入する2腔の円筒型チューブをいう。気管用カフと気管支用カフがあり、必要な場合に片側の肺への換気を制限する。本品は単		5- / 5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	616	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32202000	エアロゾル注入チューブ	酸素マスク、気管内チューブ、加湿器、ネブライザーと接続してエアロゾルを注入するために使用する柔軟性のあるチューブ(通常、22mmと大口径)をいう。通常、長い状態で提供され、医療従事者が適切な長さにカットする。本品は単回使用である。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	617	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34903000	鼻腔カテーテル	尖頭部が硬いトロカールを用いて外鼻孔經由で鼻腔に挿入する半剛性又は剛性のプラスチック製や金属製の管状外科器具をいう。挿入後にトロカールを引き抜くと、本器具は液の注排、又はカテーテルや外科器具の挿入のための誘導路として残される。本品は単回使用である。		6	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	618	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36231000	酸素供給経気管カテーテル	閉塞のため鼻又は口で呼吸ができない場合に、気道に酸素を補給するため気管壁を介して挿入する柔軟なチューブをいう。		7	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	619	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36306000	酸素供給二酸化炭素収集経鼻カテーテル	酸素の供給と二酸化炭素(呼気ガス)の収集を同時に可能にするために用いる半剛性の管をいう。外鼻孔に挿入した別々のブロングを通してモニタリングを行う。本器具は1、2又は4ブロングの配列で使用可能である。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	620	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42420000	単回使用気道食道栓塞子	口腔から食道に挿入し、呼吸を支援する2つの管腔と2つのカフを備えたチューブをいう。咽頭用カフと食道用カフの間に呼吸用の孔がある。両方のカフを膨張させると、咽頭用カフが胃への空気の流入を防止し、食道用カフが口腔又は咽頭からの空気の逃げを防止する。チューブを食道に設置した場合、側孔から呼吸が行われ、酸素又は室内空気が気管に流入する。チューブを食道に設置した場合、気道用の管腔から呼吸が行われる。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	621	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70180000	食道閉鎖式エアウェイ	食道をカフ等で閉鎖することによって、気道の確保、人工呼吸、換気等が可能なチューブをいう。2つのカフ(食道用及び咽頭部用)等を有する場合がある。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	622	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70181000	咽頭口腔チューブ	上部気道閉塞に対する換気(経口及び経鼻)を確保するために用いる管をいう。滅菌品及び非滅菌品を含む。		5-	-	100404999	その他の滅菌済み呼吸器用チューブ及びカテーテル
別表第2	623	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10734000	ネラトンカテーテル	泌尿器カテーテル法で使用する柔軟性のある赤色ゴム製チューブをいう。		5-	-	100406023	導尿用滅菌済みチューブ及びカテー
別表第2	624	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14292000	泌尿器用カテーテル挿入・採尿キット	泌尿器カテーテル法又は排尿のために使用する滅菌済み泌尿器カテーテル、採尿バッグ等の付属品を組み合わせたキットをい		5-	-	100406023	導尿用滅菌済みチューブ及びカテー
別表第2	625	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16321000	間欠泌尿器用カテーテルイントロデューサキット	試料採取又は他の目的で、膀胱より排尿するために使用する泌尿器用カテーテル及び付属品を組み合わせたキットをいう。		5-	-	100406023	導尿用滅菌済みチューブ及びカテー
別表第2	626	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31981000	クデー泌尿器用カテーテル	液の注入・排液や内科・外科的処置を行う場合、膀胱内に挿入するために用いる先端が湾曲した柔軟性のあるチューブをいう。膀胱内への挿入を容易にするために使用する。		5-	-	100406023	導尿用滅菌済みチューブ及びカテー
別表第2	627	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32030000	泌尿器用カテーテルイントロデューサキッ	泌尿器カテーテル法実施に必要なものを収納したキットをいう。本品は単回使用である。		5-	-	100406023	導尿用滅菌済みチューブ及びカテー

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	628	器51	医療用尿管及び体液誘導管	34926000	尿管向け泌尿器用カテーテル	尿管へ、又は尿管から液を通すために用いる柔軟なチューブをいう。		5-	-	100406023	導尿用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	629	器51	医療用尿管及び体液誘導管	36125000	間欠泌尿器用カテーテル	導尿、尿採取又は尿流動態検査のために比較的短期間、膀胱又は尿管等に挿入する柔軟なチューブをいう。		5-	-	100406023	導尿用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	630	器51	医療用尿管及び体液誘導管	14301000	泌尿器用洗浄キット	尿道及び膀胱を洗浄するために使用する注射器及びその他の品目を組み合わせたキットをいう。		5-	-	100406049	膀胱留置用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	631	器51	医療用尿管及び体液誘導管	32331000	連続洗浄向け泌尿器用カテーテル	膀胱又はその周辺を連続的に洗浄するために使用する柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100406049	膀胱留置用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	295	器51	医療用尿管及び体液誘導管	34096000	抗菌泌尿器用カテーテル	液の導入又は排出等を目的として尿路にアクセスするために尿道に挿入する柔軟なチューブをいう。尿路感染を防止するために抗生物質がコーティングされている。		5- / 1 3	-	100406049	膀胱留置用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	632	器51	医療用尿管及び体液誘導管	34917002	短期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	短期的使用を目的として膀胱に留置する柔軟なチューブをいう。本品には膨張性バルーンが遠位端に付いている。通常、導尿、止血等に使用される。		5-	-	100406049	膀胱留置用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	296	器51	医療用尿管及び体液誘導管	34917003	長期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル	長期的使用を目的として膀胱に留置する柔軟なチューブをいう。本品には膨張性バルーンが遠位端に付いている。通常、導尿、止血等に使用される。		5-	-	100406049	膀胱留置用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	633	器51	医療用尿管及び体液誘導管	34930010	洗浄向け泌尿器用カテーテル	膀胱及び関連構造を洗浄するために用いる柔軟なチューブをいう。		5-	-	100406049	膀胱留置用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	634	器51	医療用尿管及び体液誘導管	34930020	経皮洗浄向け泌尿器用カテーテル	経皮的に膀胱及び関連構造を洗浄するために用いる柔軟なチューブをいう。		6	-	100406049	膀胱留置用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	635	器51	医療用尿管及び体液誘導管	10735002	短期的使用腎瘻用カテーテル	短期的使用を目的として、上部尿路へのアクセスのために経皮的に腎盂に挿入する柔軟性のあるチューブをいう。		7	-	100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	297	器51	医療用尿管及び体液誘導管	10735003	長期的使用腎瘻用カテーテル	長期的使用を目的として、上部尿路へのアクセスのために経皮的に腎盂に挿入する柔軟性のあるチューブをいう。		8	-	100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	636	器51	医療用尿管及び体液誘導管	14224002	短期的使用腎瘻用チューブ	短期的使用を目的として、骨盤の体表面から腎臓までの腎瘻を造設するために用いるチューブをいう。		7	-	100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	298	器51	医療用尿管及び体液誘導管	14224003	長期的使用腎瘻用チューブ	長期的使用を目的として、骨盤の体表面から腎臓までの腎瘻を造設するために用いるチューブをいう。		8	-	100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	299	器51	医療用尿管及び体液誘導管	31074000	瘻排液向け泌尿器用カテーテル	排尿をするため、泌尿器系の瘻に挿入する柔軟性のあるチューブをいう。		8	-	100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	637	器51	医療用尿管及び体液誘導管	32089000	男性尿道造影向け泌尿器用カテーテル	X線撮影の目的で、男性の尿道に造影剤を注入するために用いる柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第1	300	器51	医療用尿管及び体液誘導管	34924000	恥骨上泌尿器用カテーテル	尿の排出のため恥骨上(恥骨弓の上)の切開口から男性または女性患者の膀胱に直接挿入する柔軟なチューブをいう。		8	-	100406065	瘻用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	638	器51	医療用尿管及び体液誘導管	70182000	尿管結石除去用チューブ及びカテーテル	尿路結石の除去を目的として尿路内に挿入して使用するカテーテルをいう。結石を捕捉する鉄線の籠を含む。		5-	-	100406081	尿管結石除去用滅菌済みチューブ及びカテーテル
別表第2	639	器51	医療用尿管及び体液誘導管	10737000	先端オリブ型カテーテル	狭窄した尿管を拡張するために用いる、先端がオリブ実状の柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル
別表第1	301	器51	医療用尿管及び体液誘導管	11717000	腎結石用フィルタ	腎臓から膀胱への腎結石の通過を防止するため尿管に留置して用いるろ過器をいう。		8	-	100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル
別表第2	640	器51	医療用尿管及び体液誘導管	32022000	追跡型泌尿器用糸状カテーテル	狭窄部位又は不整部位を確認し、より大きなものの通過を容易にするため、先端が非常に細いか、又は糸状に成形された柔軟なチューブをいう。		5-	-	100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	641	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	41605000	再使用可能な尿管照明用カテーテル	下腹部又は骨盤内手術時に通路を確認することができるように尿管に挿入する光ファイバークテーテルをいう。全長にわたって発光する光ファイバーク束からなり、容易に挿入できるような形状となっている。本品は再使用可能である。		5-	非該当	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	642	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70183000	経皮泌尿器用カテーテル	経皮的又は経内視鏡的に尿路を拡張するカテーテルをいう。		6	-	100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル
別表第2	643	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70184000	尿管ロケータ	複数のバルブをもつピニール等を素材とする管状の器具をいう。開腹手術時に尿管に挿入し、触診で尿管を確認し易くする。		5-	-	100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル
別表第2	644	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70185000	泌尿器科用除去器具	経皮的、経尿道的に身体に挿入し、結石、尿管内異物等を除去するために用いる器具をいう。		6	-	100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル
別表第2	645	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	40601000	非中心循環系血管内カテーテル	血液採取、血圧の監視、又は輸液静注のために脈管系に挿入する柔軟なチューブをいう。		7	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	24	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10729100	中心静脈用カテーテル	物質の注入、血液の吸引及び血圧の監視などを目的として、通常、頸部又は胸部の静脈より導入して上大静脈に挿入する柔軟なチューブをいう。長期的使用のため、チューブの近位端は患者に固定する。カフ付もある。		7-	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	25	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10729200	ヘパリン使用中心静脈用カテーテル	物質の注入、血液の吸引及び血圧の監視などを目的として、通常、頸部又は胸部の静脈より導入して上大静脈に挿入する柔軟なヘパリン使用チューブをいう。長期的使用のため、チューブの近位端は患者に固定する。カフ付もある。		7- / 1 3	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	26	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10729300	ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテル	物質の注入、血液の吸引及び血圧の監視などを目的として、通常、頸部又は胸部の静脈より導入して上大静脈に挿入する柔軟なウロキナーゼ使用チューブをいう。長期的使用のため、チューブの近位端は患者に固定する。カフ付もある。生物由来、ウロキナーゼを含有する。		7- / 1 3	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	27	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16615100	中心静脈用カテーテルイントロデューサキット	中心静脈カテーテルの挿入に用いる器具を集めたパッケージをいう。通常、カテーテル及びイントロデューサを含む。		7-	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	28	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16615300	ウロキナーゼ使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット	中心静脈カテーテルの挿入に用いる器具を集めたウロキナーゼ使用パッケージをいう。通常、カテーテル及びイントロデューサを含む。		7- / 1 3	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	29	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16615200	ヘパリン使用中心静脈用カテーテルイントロデューサキット	中心静脈カテーテルの挿入に用いる器具を集めたヘパリン使用パッケージをいう。通常、カテーテル及びイントロデューサを含む。		7- / 1 3	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	30	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36257100	末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル	物質の注入、血液の吸引及び血圧の監視などを目的として、末梢静脈に導入し、先端が上半身から挿入の場合腋窩静脈から上大静脈に、下半身から挿入の場合下大静脈に位置するように挿入する柔軟なチューブをいう。長期的使用のため、チューブの近位端は患者に固定する。		7-	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	31	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36257200	ヘパリン使用末梢静脈挿入式中心静脈用カテーテル	物質の注入、血液の吸引及び血圧の監視などを目的として、末梢静脈に導入し、先端が上半身から挿入の場合腋窩静脈から上大静脈に、下半身から挿入の場合下大静脈に位置するように挿入する柔軟なヘパリン使用チューブをいう。長期的使用のため、チューブの近位端は患者に固定する。		7- / 1 3	-	100408027	滅菌済み中心静脈注射用チューブ及びカテーテル
別表第1	32	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10739100	血管向け灌流用カテーテル	脈管床のために血液を流すことを目的とする柔軟なチューブをいう。本器具は、全部又は一部循環停止中、又は手術やカテーテル法（動脈手術や頸動脈形成等）施行中に、主として器官（大脳や腹部器官等）を保護するために用いる。		7-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	33	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10739200	ヘパリン使用血管向け灌流用カテーテル	脈管床のために血液を流すことを目的とする柔軟なヘパリン使用チューブをいう。本器具は、全部又は一部循環停止中、又は手術やカテーテル法(動脈手術や頸動脈形成等)施行中に、主として器官(大脳や腹部器官等)を保護するために用いる。		7- / 1 3	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第2	646	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34893002	動脈カニューレ	動脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性の管をいう。通常、取り外し可能なトロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		6	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	302	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34893003	ヘパリン使用動脈カニューレ	動脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性のヘパリン使用管をいう。通常、取り外し可能なトロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		13	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	34	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34896100	冠動脈カニューレ	冠動脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性の管をいう。通常、取り外し可能なトロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		6-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	35	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34896200	ヘパリン使用冠動脈カニューレ	冠動脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性のヘパリン使用管をいう。通常、取り外し可能なトロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		6-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第2	647	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34902002	大腿動脈カニューレ	大腿血管に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性又は剛性の管をいう。本品は単回使用である。		6	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	303	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34902003	ヘパリン使用大腿動脈カニューレ	大腿血管に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性又は剛性のヘパリン使用管をいう。本品は単回使用である。		13	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	36	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34904100	大静脈カニューレ	大静脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性又は剛性の管をいう。通常、トロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		6-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	37	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34904200	ヘパリン使用大静脈カニューレ	大静脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性又は剛性のヘパリン使用管をいう。通常、トロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		7- / 1 3	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第2	648	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34905002	静脈カニューレ	静脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性又は剛性の管をいう。通常、トロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		6	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	304	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34905003	ヘパリン使用静脈カニューレ	静脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性又は剛性のヘパリン使用管をいう。通常、トロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		13	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	38	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34914100	冠動脈灌流用カテーテル	冠動脈の灌流または液洗浄に用いる柔軟なチューブをいう。		6-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	39	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34914200	ヘパリン使用冠動脈灌流用カテーテル	冠動脈の灌流または液洗浄に用いる柔軟なヘパリン使用チューブをいう。		7- / 1 3	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	40	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35565100	大動脈カニューレ	大動脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性の管をいう。通常、取り外し可能なトロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		6-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	41	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35565200	ヘパリン使用大動脈カニューレ	大動脈に挿入し、液の誘導路として利用する半剛性のヘパリン使用管をいう。通常、取り外し可能なトロッカーを用いて挿入を行う。本品は単回使用である。		7- / 1 3	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	42	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35891100	心室カニューレ	通常、尖頭部が硬いトロッカーを用いて心室又は心房に挿入する半剛性又は剛性の金属製やプラスチック製の管状器具をいう。挿入後にトロッカーを引き抜くと、本器具は液の注排、又はカテーテルや外科器具の挿入のための誘導路として残される。本品は単回使用である。		6-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	43	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35891200	ヘパリン使用心室カニューレ	通常、尖頭部が硬いトロッカーを用いて心室又は心房に挿入する半剛性又は剛性の金属製プラスチック製のヘパリン使用管状器具をいう。挿入後にトロッカーを引き抜くと、本器具は液の注排、又はカテーテルや外科器具の挿入のための誘導路として残される。本品は単回使用である。		6- / 13	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	44	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36109100	冠状静脈洞カニューレ	心肺バイパス中に逆方向の冠動脈灌流・心停止法を行うために冠状静脈洞に挿入する半剛性の管をいう。本器具は自己膨張低圧バルーンを装備することがあるが、通常、偶発的な冠動脈空塞栓の場合に冠動脈血管を逆流させるために使用するものである。本品は単回使用である。		6-	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	45	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36109200	ヘパリン使用冠状静脈洞カニューレ	心肺バイパス中に逆方向の冠動脈灌流・心停止法を行うために冠状静脈洞に挿入する半剛性のヘパリン使用管をいう。本器具は自己膨張低圧バルーンを装備することがあるが、通常、偶発的な冠動脈空塞栓の場合に冠動脈血管を逆流させるために使用するものである。本品は単回使用である。		6- / 13	-	100408043	滅菌済み開心術用チューブ及びカテーテル
別表第1	46	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11434100	心臓用カテーテル型電極	心臓内に挿入する軟性チューブの一端に設置し、心拍出量を測定する場合の特定の指標を検出したり、心臓の左右短絡を判定する導体をいう。心臓の電気生理学検査、心臓内心電図記録を行うために用いる。また、一時的ペースングに用いること		8-	-	100408069	滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル
別表第1	47	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11434200	ヘパリン使用心臓用カテーテル型電極	心臓内に挿入するヘパリン使用軟性チューブの一端に設置し、心拍出量を測定する場合の特定の指標を検出したり、心臓の左右短絡を判定する導体をいう。心臓の電気生理学検査、心臓内心電図記録を行うために用いる。また、一時的ペースング		8- / 13	-	100408069	滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル
別表第1	48	器07	内臓機能代用品	16995000	心臓内用電極	主として心臓伝導障害の診断のために心筋に設置する導体をいう。		8-	-	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第1	49	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17613000	心室向け心臓用カテーテル	左右の心室等、心臓の室房に挿入するために設計された先端が特殊形状になっている柔軟なチューブをいう。遠位端に端孔又は数個の側孔が付いていることもある。チューブを末梢血管に挿入し、所要の心室造影に応じて遠位端を左又は右の心室		6- / 7	-	100408069	滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル
別表第1	50	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34925100	サーモダイリレーション用カテーテル	熱希釈法を利用して心拍出量を監視する探針を装着した柔軟なバルーン付チューブをいう。		7-	-	100408069	滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル
別表第1	51	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34925200	ヘパリン使用サーモダイリレーション用カテーテル	熱希釈法を利用して心拍出量を監視する探針を装着した柔軟なヘパリン使用バルーン付チューブをいう。		7- / 13	-	100408069	滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル
別表第1	52	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35854100	バルーン付ペースング向け循環器用カテーテル	遠位端に電極を装着した柔軟なバルーン付チューブをいう。電極を心臓に挿入し、心拍数を調整する。		8-	-	100408069	滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル
別表第1	53	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35854200	ヘパリン使用バルーン付ペースング向け循環器用カテーテル	遠位端に電極を装着した柔軟なヘパリン使用バルーン付チューブをいう。電極を心臓に挿入し、心拍数を調整する。		8-	-	100408069	滅菌済み心臓用チューブ及びカテーテル
別表第2	649	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10688002	血管造影用カテーテル	対象身体部位の血管系の可視化のために、脳、内臓又は末梢血管系に造影剤を注入するために設計された柔軟なチューブをいう。		6	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	305	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10688103	医薬品投与血管造影用カテーテル	対象身体部位の血管系の可視化のために、脳、内臓又は末梢血管系に造影剤を注入するために設計された柔軟なチューブをいう。本品は医薬品を投与するためにも使用される。		6-	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	306	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10688203	ヘパリン使用医薬品投与血管造影用カテーテル	対象身体部位の血管系の可視化のために、脳、内臓又は末梢血管系に造影剤を注入するために設計された柔軟なヘパリン使用チューブをいう。本品は医薬品を投与するためにも使用さ		13	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	650	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10689002	非中心循環系動脈用カテーテル	通常、注入・吸引のために非中心循環系動脈に通すよう設計された柔軟なチューブをいう。本器具は、動脈の血圧を連続的に計測するために、通常、オシロスコープと接続している。		7	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	54	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10689100	中心循環系動脈用カテーテル	通常、注入・吸引のために中心循環系動脈に通すよう設計された柔軟なチューブをいう。本器具は、動脈の血圧を連続的に計測するために、通常、オシロスコープと接続している。		7-	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	55	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10689200	ヘパリン使用中心循環系動脈用カテーテル	通常、注入・吸引のために中心循環系動脈に通すよう設計された柔軟なヘパリン使用チューブをいう。本器具は、動脈の血圧を連続的に計測するために、通常、オシロスコープと接続して		7- / 1 3	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	651	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10691002	非中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル	非中心循環系動脈の血流と圧力を正確に計測するために循環系に挿入する柔軟なチューブをいう。		7	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	56	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10691004	中心循環系動脈マイクロフロー用カテーテル	中心循環系動脈の血流と圧力を正確に計測するために循環系に挿入する柔軟なチューブをいう。		7-	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	652	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15071002	非中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル	遠位端にマイクロミニチュア圧トランスデューサが内蔵されたカテーテルをいう。非中心循環系血管内に挿入すると、圧の変化に伴ってその機械的又は電気的特性が変化する。この変化が圧モニタに送信され、表示される。		7	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	57	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15071100	中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル	遠位端にマイクロミニチュア圧トランスデューサが内蔵されたカテーテルをいう。中心循環系血管内に挿入すると、圧の変化に伴ってその機械的又は電気的特性が変化する。この変化が圧モニタに送信され、表示される。		7-	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	58	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15071200	ヘパリン使用中心循環系先端トランスデューサ付カテーテル	遠位端にマイクロミニチュア圧トランスデューサが内蔵されたヘパリン使用カテーテルをいう。中心循環系血管内に挿入すると、圧の変化に伴ってその機械的又は電気的特性が変化する。この変化が圧モニタに送信され、表示される。		7- / 1 3	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	653	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16545002	血管造影キット	特定の器官系又は体部の動脈の、X線撮影可視化の準備に用いる機器及び器具を集めたキットをいう。		6	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	307	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16545003	医薬品投与血管造影キット	特定の器官系又は体部の動脈の、X線撮影可視化の準備又は医薬品投与に用いる機器及び器具を集めたキットをいう。		6-	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	654	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17745000	圧測定用バルーン型カテーテル	各内臓の圧力測定を目的とする、遠位端にバルーンの付いた柔軟なチューブをいう。		6	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	655	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17846002	ガイディング用血管内カテーテル	経皮経管動脈形成のため、バルーンカテーテルやガイドワイヤを挿入する導管として用いる柔軟なチューブをいう。		6	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	308	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17846003	ヘパリン使用ガイディング用血管内カテーテル	経皮経管動脈形成のため、バルーンカテーテルやガイドワイヤを挿入する導管として用いる柔軟なヘパリン使用チューブをいう。		13	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第2	656	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35529000	圧力モニタリング用チューブセット	観血的血圧測定に使用するカテーテルトランスデューサと、体外で接続(直接又は中間コックから)するチューブセットをいう。測定された血圧の波形及び精度を可能な限り保存するために適した物理特性を有している。		2- / 2 -	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	59	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35889000	肺動脈用カテーテル	肺動脈圧力計測もしくは肺動脈造影を行うため、上下大静脈から肺動脈に浮動する、拡張バルーンが遠位端に付いた柔軟なチューブをいう。		6- / 7 -	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	60	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70186000	弁拡張向けカテーテル用ガイドワイヤ及びスタイレット	弁拡張用カテーテルを目的の弁まで誘導するために使用するガイドワイヤ、スタイレットをいう。		6-	-	100408085	滅菌済み血管診断用チューブ及びカテーテル
別表第1	61	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10598000	心臓用カテーテルイントロデューサキット	心臓カテーテルを心室または心血管に通すために用いる器具を集めたキットをいう。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	657	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10678002	カテーテルイントロデューサ	静脈又は動脈向けに、カテーテルの経皮的配置を容易にするために用いるシースをいう。穿刺針付きのものもある。		6	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	309	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10678003	ヘパリン使用カテーテルイントロデューサ	静脈又は動脈向けに、カテーテルの経皮的配置を容易にするために用いるヘパリン使用シースをいう。		13	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第2	658	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10714002	非中心循環系血栓除去用カテーテル	非中心循環系血管閉塞の原因となる血液又は他の有形成分の凝固を除去するために設計された柔軟なチューブをいう。本器具は天然血管の閉塞のみならず、動脈や血液透析のアクセスグラフトの閉塞の除去にも使用される。		7	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	62	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10714004	中心循環系血栓除去用カテーテル	中心循環系血管閉塞の原因となる血液又は他の有形成分の凝固を除去するために設計された柔軟なチューブをいう。本器具は天然血管の閉塞のみならず、動脈や血液透析のアクセスグラフトの閉塞の除去にも使用される。		7-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	63	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10747000	中隔開口用カテーテル	心房中隔欠損作成のために使用するバルーン付き又はブレード付きのカテーテルをいう。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第2	659	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	12161002	静脈用カテーテルイントロデューサキット	カテーテルを静脈内に通すために用いる器具を集めたキットをいう。		6	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	310	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	12161003	ヘパリン使用静脈用カテーテルイントロデューサキット	カテーテルを静脈内に通すために用いる器具を集めたヘパリン使用キットをいう。		13	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第2	660	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	12727000	イントロデューサ	治療又は診断のため、針を皮膚に挿入する補助に用いる器具をいう。		6	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	64	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17184000	バルーン拡張式血管形成術用カテーテル	拡張するバルーンの膨らみをコントロールすることで狭窄性動脈を拡張する柔軟なチューブをいう。本器具は、通常、二重内腔で、その遠位端にバルーンが付いている。圧力の記録と造影剤注入に用いる側孔があるものもある。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	65	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17185000	レーザ式血管形成術用カテーテル	完全に閉塞した血管内のアテローム硬化斑を重大な作用を生じることなくレーザで直接切除する目的で光ファイバを装備した柔軟なチューブをいう。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	66	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17453000	バルーン拡張式弁形成術用カテーテル	心臓弁の形成外科術又は回復手術に用いるバルーン付の柔軟なチューブをいう。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第3	358	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17470000	血管カテーテル用カフ	皮下組織の内生を中心に作用し、感染防止を支援するために血管用カテーテルの挿入部位に適用する器具をいう。		1	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	67	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17519000	アテローム切除型血管形成術用カテーテル	動脈壁からアテローム硬化斑を経皮経内腔的に除去(切除、穿孔、粉碎、切削)できるようにする柔軟なチューブ及びカテーテルをいう。除去により血管壁は滑らかになり、狭窄はほとんど残		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	68	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17521000	バルーン拡張式冠動脈灌流型血管形成術用カテーテル	拡張するバルーンの膨らみをコントロールすることで狭窄性動脈を拡張する柔軟なチューブをいう。本器具にはバルーンの近位と遠位に孔があり、心筋の血行障害を防止するために、バルーン拡張中に遠位冠動脈に血液が流れるようにする。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第2	661	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17927000	スネア用カテーテル	異物を回収したり操作するために血管又は他の体管に導入し、異物を捕捉する構造をもった柔軟なチューブまたはワイヤをいう。		6	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第2	662	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34894000	アスピレート用カテーテル	マノメータに取り付け血管に挿入することにより、長期観察中における血管とマノメータとの接続部の開通性を改善できる器具をいう。本品は単回使用である。		2-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	663	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35094002	一時的使用カテーテルガイドワイヤ	一時的使用を目的として、カテーテルの位置調整及び移動の補助に用いる器具をいう。一般的にコーティング又は非コーティングのステンレス鋼製であるが、コーティングにより移動が容易		6	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	311	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35094003	血管用カテーテルガイドワイヤ	カテーテルの位置調整及び移動の補助に用いる器具をいう。一般的にコーティング又は非コーティングのステンレス鋼製であるが、コーティングにより血管内での移動が容易になる。		10-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	69	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35094004	心臓・中心循環系用カテーテルガイドワイヤ	カテーテルの位置調整及び移動の補助に用いる器具をいう。一般的にコーティング又は非コーティングのステンレス鋼製であるが、コーティングにより心臓・中心循環系での移動が容易		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第2	664	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36040002	カテーテル先端型流量式トランスデューサ	遠位端に血流量を検出、測定するマイクロニチュアトランスデューサが内蔵されたカテーテルをいう。血管内に挿入すると、血流量の変化に伴ってその機械的又は電気的特性が変化する。この変化が親機に送信され、表示される。		7	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	70	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36040100	心臓用カテーテル先端型流量式トランスデューサ	遠位端に血流量を検出、測定するマイクロニチュアトランスデューサが内蔵された心臓用カテーテルをいう。血管内に挿入すると、血流量の変化に伴ってその機械的又は電気的特性が変化する。この変化が親機に送信され、表示される。		7-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	71	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36040200	ヘパリン使用心臓用カテーテル先端型流量式トランスデューサ	遠位端に血流量を検出、測定するマイクロニチュアトランスデューサが内蔵されたヘパリン使用心臓用カテーテルをいう。血管内に挿入すると、血流量の変化に伴ってその機械的又は電気的特性が変化する。この変化が親機に送信され、表示さ		7- / 1 3	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	72	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36073000	アテローム切除アブレーション式血管形成術用カテーテル	細網内皮系を通してアテロームが吸収又は除去されるよう十分小さな断片に粉碎することで、硬く石灰化したアテローム硬化斑を動脈壁から経皮経腔的に除去できるようにする柔軟な		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	73	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70187000	心血管用カテーテルガイドワイヤ	冠動脈カテーテルの位置調整及び移動の補助に用いる器具をいう。コーティング又は非コーティングのものがある。コーティングにより血管内での移動が容易になる。主に金属製で、プラスチックを一部に使用したものもある。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	74	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70188000	中心循環系血管処置用チューブ及びカテーテル	中心循環系の血栓除去、血管拡張等に使用するチューブ及びカテーテルをいう。イントロデューサやガイドワイヤを用いて血管及びリンパ管内処理にも使用する。		7-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	312	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70189000	非中心循環系血管内超音波カテーテル	超音波を用いて非中心循環系血管内を診断するカテーテルをいう。カテーテル先端近位部に超音波を受発信するトランスデューサを備える。		10-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	75	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70190000	中心循環系血管内超音波カテーテル	超音波を用いて中心循環系血管内を診断するカテーテルをいう。カテーテル先端近位部に超音波を受発信するトランスデューサを備える。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	76	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70191000	心臓血管縫合補助具	ACバイパスなどの手術中に血管内に一時的に留置し、縫合中に血液の流れを確保する血管内シャントをいう。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	77	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70192000	冠動脈貫通用カテーテル	冠動脈完全閉塞等の狭窄部にガイドワイヤの通過が困難な患者に対して経皮的冠動脈形成術を実施する場合、ガイドワイヤの通過部を確保するために使用するカテーテルをいう。		6-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	313	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70193000	マイクロカテーテル	1～2mmの血管を選択し、超選択的血管造影や塞栓療法などの処置に用いる細径カテーテルをいう。先端部に透視下で位置確認ができるよう視認性向上の機能を備える。		10-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	78	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31659100	光ファイバオキシメトリー用カテーテル	血液の酸素飽和度を評価するため、血液に所定の波長の光を伝導し、チューブ先端で反射・散乱光を検出する光ファイバーの束を内蔵する軟性チューブをいう。本品はオキシメータとともに用いる。		7- / 1 3	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	79	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31659200	ヘパリン使用光ファイバオキシメトリー用カテーテル	血液の酸素飽和度を評価するため、血液に所定の波長の光を伝導し、チューブ先端で反射・散乱光を検出する光ファイバーの束を内蔵するヘパリン使用軟性チューブをいう。本品はオキシメータとともに用いる。		7- / 1 3	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	665	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32584002	非中心循環系閉塞術用血管内カテーテル	非中心循環系血管のブロックに用いる、拡張するバルーンが先端に付いた(取り外し式もある)柔軟なチューブをいう。		6	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	80	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32584004	中心循環系閉塞術用血管内カテーテル	中心循環系血管のブロックに用いる、拡張するバルーンが先端に付いた(取り外し式もある)柔軟なチューブをいう。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	81	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34109000	バルーン拡張式加熱型血管形成術用カテーテル	冠動脈中の血管形成部位に熱エネルギーを供給するために設計された、膨張性バルーン付の柔軟な専用チューブをいう。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	82	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34919000	バルーンポンピング用カテーテル	補助循環装置バルーンポンプ用のカテーテル、心臓の補助循環の時に動脈に留置して使用するバルーン付きカテーテルをいう。心臓の拍動に同期して先端のバルーンを拡張収縮させて心臓の補助を行う。急性心筋梗塞後の心原性ショック等の重症心不全や、ハイリスクな心臓カテーテル手術及び開胸手術前/中/後に使用される。前者は救急的に、後者は計画的に使用されることが多い。本品は単回使用である。		7-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	314	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34920000	末梢血管用血管内カテーテル	経皮的アクセス可能な末梢血管(末梢血管系)に挿入することを目的とする柔軟なチューブをいう。その遠位端を挿入部位近くに保持するために長さは短い。本器具は、通常、2から8cm(1から3インチ)のプラスチック製チューブを1本含み、その内腔内部に金属製スタイレットを装着する(起針カテーテル)。本器具は、短期留置(通常1週間以内)のため、非刺激性の液、電解質、ビタミン及び薬剤の投与のため、及び静脈アクセスが良好な患者の末梢血管系へのある種の麻酔薬注入のため、最も		7-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	315	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35168000	リンパ管造影キット	X線撮影の可視化を目的に造影剤をリンパ管に注入するために用いる器具や材料を集めたパッケージをいう。本キットは、1つ以上の品目を、器具の使用目的を達成するために用いる単一ユニットとして提供する。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	316	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35199000	脊髄造影キット	X線撮影での脊髄の可視化を目的とする、くも膜下腔(通常、腰椎)への造影剤の注入に必要な器具及び材料を組み合わせたキット、トレイ又はセットをいう。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	83	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35855000	アブレーション向け循環器用カテーテル	心臓領域を外科的に除去するか部分的に変えるために設計された電動式の柔軟なチューブをいう。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	84	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35856100	オキシメトリー用バルーン付カテーテル	右心又は肺動脈の酸素飽和度を光ファイバーで監視する、遠位端に膨張性バルーンが付いた柔軟なチューブをいう。		7- / 1 3	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	85	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35856200	ヘパリン使用オキシメトリー用バルーン付カテーテル	右心又は肺動脈の酸素飽和度を光ファイバーで監視する、遠位端に膨張性バルーンが付いた柔軟なヘパリン使用チューブをいう。		7- / 1 3	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	86	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36074000	高周波式加温型血管形成術用カテーテル	血管中のアテローム硬化斑を蒸発または溶解させる目的で、チューブの遠位端を取り巻く金属製キャップ又はチューブの回りの金属製ベルトを加熱するために高周波エネルギーを用いる柔軟なチューブをいう。高周波エネルギーは、調整装置に連動する電気メスユニット等から伝えられる。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	87	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36205000	冠動脈向け注入用カテーテル	冠脈管構造に医薬品(ヘパリン等)を局所注入するために設計された柔軟なチューブをいう。通常、二重内腔チューブからなり、一方の内腔から薬剤液を動脈に注入し血管壁を浸す間、他方の内腔はガイドワイヤの通路の役をする。更に、本器具は心臓血管系の血栓の溶解にも使用する。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	88	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36218100	酸素飽和度モニタ付サーモダイリユーション用カテーテル	肺動脈圧力及び混合静脈血酸素飽和濃度を計測する場合に肺動脈に浮動する拡張バルーンが遠位端に付いた柔軟なチューブをいう。		7-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	89	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36218200	ヘパリン使用酸素飽和度モニタ付サーモダイリレーション用カテーテル	肺動脈圧力及び混合静脈血酸素飽和濃度を計測する場合に肺動脈に浮動する拡張バルーンが遠位端に付いた柔軟なヘパリン使用チューブをいう。		7- /13	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第1	90	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	37696000	脳内灌流用カテーテル	酸素を含む冷えた血液で逆行性に脳の灌流のために設計された可撓性のカテーテルをいう。そのカテーテルはいくつかの側孔のある2-ルーメン型で、先端にバルーンが付属している。カテーテルを側孔が静脈に位置するように経皮的に内頸静脈に挿入する。頸の鎖骨下部で応答能のある静脈弁の場合でも脳の灌流のために使われるカテーテルの先端部に位置するバルーンを拡張してドレナージ静脈(上大静脈と奇静脈)を塞ぐ。このカテーテルは胸部大動脈手術において超低温循環停止炎症のあるバルトリン管及び膵の排液に用いる柔軟なチューブをいう。		6-	-	100408997	その他の滅菌済み血管用チューブ及びカテーテル
別表第2	666	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10695000	バルトリン腺用カテーテル	心臓周辺部位から液を排出するために用いる柔軟なチューブをいう。		6	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	667	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10741002	心臓排液用カテーテル	心臓周辺部位から液を排出するために用いる柔軟なチューブをいう。		6	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	317	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10741003	ウロキナーゼ使用心臓排液用カテーテル	心臓周辺部位から液を排出するために用いる柔軟なチューブをいう。生物由来材料、ウロキナーゼを含有する。		6 / 13	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	668	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11305000	創用ドレーン	創傷又は感染部位から液や膿を除去するために用いる、通常、ゴム又はシリコン製の用具をいう。		4-	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	669	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	14155000	腹部用トロカール	先端が尖鋭な錐体状又は円錐状の手術器具で、腹壁に穿孔するために用いるものをいう。本品により内腔が満たされるスリーブと組み合わせて使用することにより、この組立品を挿入することができる。穿孔後本品を抜去すると体腔に作業用チャンネルが作製される。		7	-	100216008	穿刺器具
別表第2	670	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	14156000	羊膜用トロカール	先端が尖鋭な錐体状又は円錐状の手術器具で、母体の腹壁から羊膜腔に穿孔し、内視鏡によって胎児及び羊水を直接観察するために用いるものをいう。穿孔後本品を抜去すると体腔に作業用チャンネルが作製される。		7	-	100216008	穿刺器具
別表第2	671	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	14159000	胆嚢用トロカール	先端が尖鋭な錐体状又は円錐状の手術器具で、胆嚢にアクセスするため腹壁に穿孔するために用いるものをいう。本品により内腔が満たされるスリーブと組み合わせて使用することにより、この組立品を挿入することができる。穿孔後本品を抜去すると腹部に作業用チャンネルが作製される。		7	-	100216008	穿刺器具
別表第2	672	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	32021000	消化器・泌尿器科用トロカール	先端が尖鋭な錐体状又は円錐状の手術器具で、腹壁に穿孔するために用いるものをいう。本品により内腔が満たされるスリーブと組み合わせて使用することにより、この組立品を挿入することができる。穿孔後、本品を抜去すると体腔に作業用チャンネルが作製される。泌尿器科用恥骨上トロカール及び付属品は柔軟性のある管状器具で、腹壁を通じて膀胱に挿入する。本品は、液体を膀胱に注入するか膀胱から排出するために用い		7	-	100216008	穿刺器具
別表第2	673	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32330002	単回使用マルチルーメンカテーテル	体内への液の注入又は排液に使用する2腔管(又は多腔管)の柔軟性のあるチューブをいう。本品は単回使用である。		5- /7	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	318	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32330003	医薬品投与マルチルーメンカテーテル	体内への液の注入又は排液に使用する2腔管(又は多腔管)の柔軟性のあるチューブをいう。医薬品投与にも使用する。中心循環系及び中枢神経系用を除く。		7-	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	91	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32330004	中枢神経用マルチルーメンカテーテル	体内への液の注入又は排液に使用する2腔管(又は多腔管)の柔軟性のあるチューブをいう。中心循環系及び中枢神経系用を含む。		7- /7-	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	674	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34923002	汎用吸引用カテーテル	身体 の自然開口部、外科的切開口、又は創傷を介して、液の除去及び排気に用いる柔軟なチューブをいう。真空吸引ユニットに接続する場合、通常、収集缶又は瓶に取り付けるよう設計されている。		7	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	319	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34923200	ヘパリン使用汎用吸引用カテーテル	身体 の自然開口部、外科的切開口、又は創傷を介して、液の除去及び排気に用いる柔軟なヘパリン使用チューブをいう。真空吸引ユニットに接続する場合、通常、収集缶又は瓶に取り付けるよう設計されている。		3/7/1 3	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	320	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34923300	ウロキナーゼ使用汎用吸引用カテーテル	身体 の自然開口部、外科的切開口、又は創傷を介して、液の除去及び排気に用いる柔軟なウロキナーゼ使用チューブをいう。真空吸引ユニットに接続する場合、通常、収集缶又は瓶に取り付けるよう設計されている。		3/7/1 4	-	100410008	滅菌済み留置注入・排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	92	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10704000	脳脊髄用カテーテル	中枢神経系からの脳脊髄液の除去又は移動のために用いる柔軟なチューブをいう。		8-	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第2	675	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15974000	脳脊髄液リザーバ	頭蓋内圧を低下させる目的で脳脊髄液の排出又は収集のために脳室へのアクセスに用いるクローズドシステムをいう。		7	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	93	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16133000	脳脊髄液用カテーテル	脳脊髄液を排出するために使用する柔軟なチューブをいう。		7- /8 -	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	94	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16244000	水頭症治療用シャント	水頭症における過剰な脳脊髄液を体内の他の吸収部位(心房又は腹腔)に誘導するために用いる器具をいう。		8-	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	95	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32585000	脳室向け脳神経外科用カテーテル	脳脊髄液が充滿した脳腔(脳室)にアクセスするために頭蓋及び脳を通して外科的に挿入する柔軟なチューブをいう。		7-	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	96	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34586000	脳脊髄用ドレインチューブ	頭蓋内の液量や圧力を調整する目的で、中枢神経から心血管系又は腹腔腔へ脳脊髄液を排出するために用いる管状の器具		6- /7 -	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	97	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34895000	脳用カテーテル	脳に挿入して、液を排出することにより頭蓋内圧を低下させる半剛性の管をいう。本品は単回使用である。		7-	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	98	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35510000	開頭術用ドレナージキット	手術後に脳から液を除去するために用いる滅菌済チューブ等の器具を集めたパッケージをいう。		7- /8 -	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	99	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36151000	脳室用ドレナージキット	脳脊髄液の滅菌ドレイン及び計測を可能にするために、頭蓋内脳室用カテーテルに取り付け可能な外部設置チューブを含む器具を集めたキットをいう。		8-	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第1	100	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70194000	水頭症シャント用脳脊髄液過剰流出防止補助弁	水頭症治療用のシャントと共に用いる器具で、姿勢変化等による脳脊髄液の過剰流出を防止する補助弁をいう。		8-	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第2	676	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10709000	デペーゼカテーテル	体腔から排液を行うために用いる、先端が膨らんでいて柔軟性のあるカテーテルをいう。		5-	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	677	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10718000	耳管用カテーテル	中耳から排液を行うために使用するチューブをいう。		5-	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	678	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10746000	直腸用カテーテル	灌注等の目的で、直腸に留置する柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	679	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11308002	胸部排液用チューブ	胸部又は心臓手術後の分泌物の除去や胸腔の灌注のために使用する、直線状又は角度を有する単腔や二腔管のチューブをいう。		7	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	321	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11308200	ヘパリン使用胸部排液用チューブ	胸部又は心臓手術後の分泌物の除去や胸腔の灌注のために使用する、直線状又は角度を有する単腔や二腔管のヘパリン使用チューブをいう。		7/13	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	322	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	11308300	ウロキナーゼ使用胸部排液用チューブ	胸部又は心臓手術後の分泌物の除去や胸腔の灌注のために使用する、直線状又は角度を有する単腔や二腔管のウロキナーゼ使用チューブをいう。		7/13	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	680	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14191002	排液用チューブ	腔、創傷又は感染部位から浸出液又は膿状物質の除去に用いるプラスチック製又は金属製のチューブをいう。		5- /7	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	323	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14191200	ヘパリン使用排液用チューブ	腔、創傷又は感染部位から浸出液又は膿状物質の除去に用いるプラスチック製又は金属製のヘパリン使用チューブをいう。		5- / 1 3	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	324	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	14191300	ウロキナーゼ使用排液用チューブ	腔、創傷又は感染部位から浸出液又は膿状物質の除去に用いるプラスチック製又は金属製のウロキナーゼ使用チューブをいう。		5- / 1 3	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	681	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15270000	サンプドレーン	二腔以上のチューブで、小さな腔から空気を注入して大きな腔から排液を行うものをいう。		6	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	682	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15688000	水頭症シャント用フィルタ	セルロース様の材料からなり、脳から液体を排泄するシャントとともに用いる器具をいう。シャントシステムからの細胞性材料又は異物の移行を防止するのに役立つ。		3-	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	683	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16033000	リンパシャント	外科的に内耳に挿入して耳の膜迷路内の排液を行うために使用するチューブをいう。		7	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	684	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17218000	胸膜腹膜排液用シャント	外科的に胸膜腔又は腹膜腔に埋め込み、排液に用いるプラスチック製チューブをいう。		7	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	685	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	18132000	経血用収集器	検体用途の経血を収集するために腔内に置けるよう設計されたカップ状の容器をいう。		5-	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	686	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35824002	創部用ドレナージキット	創傷から液や膿を排出するために用いるプラスチック製バッグ又は瓶、及びトロカールを含む器具を集めたパッケージをいう。		4-	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第1	325	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35824003	ヘパリン使用創部用ドレナージキット	創傷から液や膿を排出するために用いるプラスチック製バッグ又は瓶、及びトロカールを含む器具を集めたヘパリン使用パッケージをいう。		4- / 1 3	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	687	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70195000	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル	体内に留置して手術後の排液を体外に誘導するために用いるものをいう。ドレインともいう。		7	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	688	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70196000	創部用吸引留置カテーテル	主として術後創部の死腔等に貯留する血液、リンパ液等の滲出液を吸引するカテーテルで、携帯用の吸引器に接続して使用するものをいう。		4-	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	689	器21	内臓機能検査用器具	70197000	肺機能検査用フィルタ	肺機能検査で被験者から排出される唾液、喀痰等の汚染微小滴を除去するものをいう。		3-	-	060802996	その他の呼吸機能検査機器及び関連機器
別表第2	690	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10730000	灌流用カテーテル	血管以外の体腔(出血性食道静脈瘤の患者の胃等)に生理食塩液等を注入するために用いる柔軟性のあるチューブをいう。		5- / 7	-	100410994	その他の滅菌済み留置チューブ及びカテーテル
別表第3	359	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10760001	一時的使用アンブレラカテーテル	一時的使用を目的として、身体開口部にカテーテル(バリウム注腸アンブレラカテーテル等)を挿入する場合に、遠位端のダイアフラムが開く柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100410994	その他の滅菌済み留置チューブ及びカテーテル
別表第2	691	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10760002	短期的使用アンブレラカテーテル	短期的使用を目的として、身体開口部にカテーテル(バリウム注腸アンブレラカテーテル等)を挿入する場合に、遠位端のダイアフラムが開く柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100410994	その他の滅菌済み留置チューブ及びカテーテル
別表第2	692	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	33172000	注入用カテーテル	静脈内又は皮下や他の体組織に溶液を注入するために用いる柔軟なチューブをいう。		6	-	100410994	その他の滅菌済み留置チューブ及びカテーテル
別表第3	360	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35215000	単回使用鼻用点滴具	少量の液体を吸引し、それを鼻管に一滴ずつ注入するために用いる中空のチューブをいう。両端が開放していて、通常、一方の端に吸引弁が付いている。本器具は、通常、ガラス又はプラスチック製である。本品は単回使用である。		5-	-	100410994	その他の滅菌済み留置チューブ及びカテーテル
別表第2	693	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10732000	マッシュルームカテーテル	吸引部位の外傷軽減のために使用する、先端がキノコ状の柔軟性のある吸引チューブをいう。		6	-	100414006	滅菌済み吸引嘴管

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	361	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	37434000	単回使用歯科用吸引カニューレ	吸引装置(通常、歯科専用装置)に連結して用いる管状の歯科用器具で、口腔内に貯留する水分や切削片を除去するために用いるものをいう。本品は単回使用である。		5-	-	100416000	金属製吸引嘴管及び金属製カテーテル
別表第3	362	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	38759000	再使用可能な歯科用吸引カニューレ	吸引装置(通常、歯科専用装置)に連結して用いる管状の歯科用器具をいう。口腔内に貯留する水分や切削片を除去するために用いる。本品は滅菌後に再使用する。		5-	-	100416000	金属製吸引嘴管及び金属製カテーテル
別表第1	326	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	13586000	動静脈シャント	動脈と静脈の間に挿入し、毛細血管系をバイパスするU字型のプラスチックチューブをいう。本品は血液透析の動静脈アクセスに用いることが多い。		8	-	100418020	滅菌済み血管短絡用留置カテーテル
別表第1	327	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32121000	動静脈シャントカテーテル	剛性又は半剛性の各種の管から構成されるブラッドアクセス器具をいう。隣接する動脈と静脈に外科的に植込んで外部で接続し、継続的に血液を流すためのシャントを形成する。本器具は血液透析を行うために用いる。シャントの動脈側と静脈側を接続する部品は、患者を透析血液チューブセットに接続する時に取り外し、血液透析後に取り替えてシャントを再形成する。本品は再使用可能である。		8	-	100418020	滅菌済み血管短絡用留置カテーテル
別表第3	363	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	12741001	再使用可能な透析用針	血管透析中の血液の導出のために用いる細長い鋭利な器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第2	694	器47	注射針及び穿刺針	12741002	単回使用透析用針	血管透析中の血液の導出のために用いる細長い鋭利な器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第1	328	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	33799010	血液透析用コアキシャルフロー型カテーテルイントロデューサ	血液透析又は他の長期的使用の場合、ブラッドアクセスの提供のために用いるチューブ及び針(コアキシャルフロー)のキットをいう。		8	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第1	329	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	33799020	ウロキナーゼ使用血液透析用コアキシャルフロー型カテーテルイントロデューサ	血液透析又は他の長期的使用の場合、ブラッドアクセスの提供のために用いるウロキナーゼ使用のチューブ及び針(コアキシャルフロー)のキットをいう。		8	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第2	695	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34922000	血液透析用シングルニードル付カテーテル	単針と共に用いる二重内腔の柔軟なチューブをいう。本器具は、単一の穿刺部位から血液透析を行うために使用する。		6	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第1	330	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	37278000	植込み型血液透析用カテーテル	血液透析の体外循環用に設計された短期間又は長期間埋め込み可能な柔軟なチューブをいう。血液の抜き取り及び注入に使用する。血液は透析装置の体外血液循環回路を循環し、ループ閉鎖後に体内に戻る。通常、末梢血管系が適当でない場合、又は原疾患として心血管疾患を有する場合など動静脈瘻が適用されない場合に通常の透析治療のために植え込む血液透析の体外循環用に設計された導管カテーテルをいう。		8	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第1	331	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42452000	閉鎖式血液透析用カテーテル	血液浄化療法で体外循環のために血液の出入口(ブラッドアクセス)を緊急に確保する必要がある場合、内頸静脈や大腿静脈などの静脈に留置するヘパリン使用カテーテルをいう。		8/13	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第1	332	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70198000	ヘパリン使用緊急時ブラッドアクセス留置用カテーテル	血液浄化療法で体外循環のために血液の出入口(ブラッドアクセス)を緊急に確保する必要がある場合、内頸静脈や大腿静脈などの静脈に留置するウロキナーゼ使用カテーテルをいう。		8/14	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第1	333	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70199000	ウロキナーゼ使用緊急時ブラッドアクセス留置用カテーテル	血液浄化療法で体外循環のために血液の出入口(ブラッドアクセス)を緊急に確保する必要がある場合、内頸静脈や大腿静脈などの静脈に留置するカテーテルをいう。		8	-	100418046	滅菌済み人工腎臓用留置針
別表第1	334	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70200000	緊急時ブラッドアクセス留置用カテーテル	血液浄化療法で体外循環のために血液の出入口(ブラッドアクセス)を緊急に確保する必要がある場合、内頸静脈や大腿静脈などの静脈に留置するカテーテルをいう。		1	-	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	364	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15735000	カテーテル等保持用ホルダ	静脈に挿入するカテーテル又は注射針の上に設置し、挿入部を保護し、静脈内器具の偶発的な脱落防止に役立つ体外用具		1	-	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	365	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32133000	シャントホルダ	血液透析又は他の目的で、ブラッドアクセス器具を安定化(固定)させるために用いる用具をいう。		1	-	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	366	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32139000	クランププライヤ	近位端にハンドルをもち、転心を通して遠位端に続く2本のロッドからなる手動式の器具をいう。先端はベンチの役割を果たし、血液透析を必要とする患者の動静脈シャントを操作するために用いる細長い鋭利な中空の器具をいう。		6	-	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	696	器47	注射針及び穿刺針	32337000	カテーテル用針	カテーテルの配置及び操作を目的として身体に通すために用いる細長い鋭利な中空の器具をいう。		6	-	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	367	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32339000	カテーテルコネクタ	カテーテルを容器等の別の対象物に接続したり、灌注又は排液用カテーテルを身体に挿入するために用いる器具をいう。		1	-	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	368	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36290000	食道挿管検出器	チューブピース(他の小さい気管内チューブ等)を介して、患者に挿管した気管内チューブの吸引を行うため、シリンジ又はバルブを用いて食道挿管を検出する器具をいう。		5-	-	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	697	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70201000	脳外科用イントロデューサ	排出用カテーテルや内視鏡などを体内に容易に挿入させるために用いる器具及び付属品で、吸引・灌流用アダプタ等の器具類を集めたキットをいう。本品は単回使用である。		6	非該当	100420001	チューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	369	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17541000	血管形成バルーン用加圧器	血管形成術用バルーンカテーテルが体内にある場合、バルーンの加圧に用いる専用の圧力計付きの手持型機器(シリンジ又は小型ポンプ等)をいう。冠動脈拡張術(経皮経管冠動脈形成術ともいう)中に加わる圧力はかなり大きいことがある。		1	-	100420027	手動式バルーンカテーテル加圧器
別表第3	370	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35402000	再使用可能な気管内チューブスタイレット	気管内チューブを安定させ、声帯の通過を容易にするために用いる器具をいう。通常、軟性金属製である。挿管前に気管内チューブに挿入する。通過時の気管の損傷を防止するため、挿管完了後に抜去する。また、気管内チューブが気管内に挿入されていることを確認するため、先端にランプをつけたものもある。		5-	-	100420043	気管内チューブ用スタイレット
別表第3	371	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36131000	再使用可能な気管イントロデューサチューブ	挿管時に気管内チューブの導入に用いる器具をいう。細長い棒状の器具で、通常、日常的な経口挿管又は、困難な経口挿管時に良好な方向調節ができるよう先端が湾曲している。本品は再使用可能である。		5-	-	100420043	気管内チューブ用スタイレット
別表第3	372	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	37469000	単回使用気管内チューブスタイレット	気管内チューブを安定させ、声帯の通過を容易にするために用いる器具をいう。通常、軟性金属製である。挿管前に気管内チューブに挿入する。通過時の気管の損傷を防止するため、気管内チューブよりもやや短くなっており、挿管完了後に抜去する。本品は単回使用である。		5-	-	100420043	気管内チューブ用スタイレット
別表第3	373	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	41829000	単回使用気管イントロデューサチューブ	挿管時に気管内チューブの導入に用いる器具をいう。細長い棒状の器具で、通常、日常的な経口挿管又は困難な経口挿管時に良好な方向調節が行えるよう先端が湾曲している。本品は単回使用である。		5-	-	100420043	気管内チューブ用スタイレット
別表第3	374	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42075000	再使用可能な気管内チューブガイド	患者に挿管した気管内チューブの交換が必要ときにガイドとして用いる用具をいう。本品を既存のチューブの内部に挿入した後、ガイド上にチューブを引き抜く。新規の気管内チューブの正しい通過を容易にするため、新規の気管内チューブをガイド上に挿入する。本品は、新規のチューブが所定の位置に挿入されたら取り出す。本品は再使用可能である。		5-	-	100420043	気管内チューブ用スタイレット
別表第3	375	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42084000	単回使用気管内チューブガイド	患者に挿管した気管内チューブの交換が必要ときにガイドとして用いる用具をいう。本品を既存のチューブの内部に挿入した後、ガイド上にチューブを引き抜く。新規の気管内チューブの正しい通過を容易にするため、新規の気管内チューブをガイド上に挿入する。本品は、新規のチューブが所定の位置に挿入されたら取り出す。本品は単回使用である。		5-	-	100420043	気管内チューブ用スタイレット
別表第2	698	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	13836000	注射針スタイレット	注射針の補強、形状維持、開存維持等のため、針の内腔に挿入するワイヤ又は細くて柔軟性のあるロッドをいう。		2-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	376	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16449000	カテーテル用クランプ	カテーテルの把持又は圧迫に用いるものをいう。圧迫はカテーテルが閉鎖するまで行う。		1	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	699	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17781000	直腸括約筋バルーン	直腸括約筋の機能を評価するためにマノメータと接続して使用する中空のゴム製バルーンをいう。空気又は液体で膨張させ		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	377	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31327000	チューブカフスプレッタ	気管内チューブカフを気管内チューブ又は気管カニューレに設置するために用いる器具をいう。		6-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	378	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31665001	一時的使用カテーテルバルーン補修キット	一時的使用を目的として、カテーテルバルーンの補修又は交換のために使用する接着剤及びバルーン等を収納したキットをいう。		5-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	700	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31665002	短期的使用カテーテルバルーン補修キット	短期的使用を目的として、カテーテルバルーンの補修又は交換のために使用する接着剤及びバルーン等を収納したキットをいう。		5-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第1	335	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31665003	長期的使用カテーテルバルーン補修キット	長期的使用を目的として、カテーテルバルーンの補修又は交換のために使用する接着剤及びバルーン等を収納したキットをいう。		5-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	379	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31742000	カテーテルコントロール操作ユニット	操作可能なガイドワイヤの近位端に接続し、操作可能なカテーテルの動きをコントロールするために用いる器具をいう。本品は、適切な洗浄・滅菌後に再使用可能である。		12	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	380	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31911000	鼻止血用バルーン	鼻腔に挿入して拡張し、圧力をかけて止血する拡張式バルーンをいう。本品は空気又は液体で膨張させる。単回使用である。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	701	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	31973000	尿管カテーテル用アダプタ	尿管カテーテルの留置を容易にするために用いる付属品をいう。本品は単回使用である。		5-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	381	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34897000	単回使用耳科用カテーテル	外耳道に挿入する半剛性又は剛性のプラスチック製管状外科器具をいう。本器具は吸引・灌注、又は他の外科器具の挿入のための誘導路として残される。本品は単回使用である。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	382	器52	医療用拡張器	35052000	食道用ブジー	金属製のオリーブ型のおもりで重みを付けた中空の円柱型手術器具で、ひも又はワイヤ等のガイドの上をスライドし、食道の狭窄の拡張に用いるものをいう。(プラスチックのテーパ型も)		5-	-	229906002	医療用拡張器
別表第3	383	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35401000	気管内チューブカフィンプレート	気管内チューブが体内にある場合、チューブのカフに空気を注入するために用いる用具をいう。通常、空気を送るゴム球を備える。外傷の原因となる気管内チューブの過膨張を防ぐために圧力を表示する圧力計を備えているものが多い。カフの目的は、陽圧換気に適した密閉状態をつくり、肺への分泌物の吸引		1	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	702	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35673000	気管支カテーテル	尖頭部が硬いトロカールを用いて気管内腔に挿入する半剛性又は剛性のプラスチック製や金属製の管状外科器具をいう。挿入後にトロカールを引き抜くと、本器具は吸引・灌注、又はカテーテルや外科器具の挿入のための誘導路として残される。本品は単回使用である。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	703	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35789000	恥骨上カテーテル	恥骨上経路で膀胱に挿入する半剛性又は剛性のプラスチック製や金属製の管状器具をいう。挿入時に用いた尖頭部が硬いトロカールを引き抜くと、本器具は尿の排出、又はカテーテルや外科器具の挿入のための誘導路として残される。本品は単回		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	704	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36079000	止血弁付カテーテルイントロデューサ	静脈又は動脈へのカテーテルの経皮的配置を容易にするために用いるシースをいう。出血を防ぐための止血弁が組み込まれている。		6	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	705	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36177000	バルーン拡張式血管形成術向けカテーテル用コネクタ	経管冠動脈形成術で、圧力監視、色素注入、バルーン拡張カテーテルの洗浄と連結させるため、導入カテーテル又はバルーンイントロデューサーハブに付いている器具をいう。		2-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	706	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36247002	短期的使用胸腔カテーテル	短期的使用を目的として、胸腔ドレーンの配置を容易にするために胸部(胸膜腔内)に挿入する半剛性又は剛性の管をいう。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第1	336	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	36247003	長期的使用胸腔カテーテル	長期的使用を目的として、胸腔ドレーンの配置を容易にするために胸部(胸膜腔内)に挿入する半剛性又は剛性の管をいう。		8	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	707	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70202000	オブチュレータ	長期的な留置などでカテーテルイントロデューサ又はカテーテルの屈曲や内腔閉塞を防止するために、その内側に挿入する器具をいう。		6	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第1	337	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70203000	ウロキナーゼ使用オブチュレータ	長期的な留置などでカテーテルイントロデューサ又はカテーテルの屈曲や内腔閉塞を防止するために、その内側に挿入する器具をいう。生物由来材料、ウロキナーゼを含有する。		6/13	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	708	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70204000	シャントバルブプログラマ	圧可変式シャントバルブ(水頭症用)の設定圧を非侵襲的に体外から変換するために用いる器具をいう。通常、磁力を用いて可変式バルブ圧を設定する。		2-	-	100410024	滅菌済み脳脊髄用ドレインチューブ
別表第2	709	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70205000	採血バッグ付胸腔排液用装置	吸引チューブに接続した1つ又は複数のチャンバから成るプラスチック器具と、採血バッグとの組み合わせをいう。胸腔ドレインに接続して胸腔の空気、膿状分泌物の除去や採血のために用いる。採血バッグは、通常の血液バッグと同様に扱うことができ、返血も可能である。		2- /2-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	710	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70206000	延長チューブ	輸液、輸血、採血、採液、造影剤投与等のラインを延長するために用いるチューブをいう。チューブの両端にコネクタを備え		2-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	384	器74	医薬品注入器	70207000	採液針	シリンジに取り付けて薬液容器等から薬液を採取するために用いる採液針をいう。通常、プラスチック製又は金属製で、フィルタ付のものもある。		1	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	711	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70208000	バルーン膨張圧ゲージ	PTCA用バルーンカテーテルなどのバルーン部の膨張度を測定するために使用する圧力ゲージをいう。バルーンを膨張させる加圧装置(シリンジ又は小型ポンプ)と共に使用する。		2-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	712	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70209000	卵巣内容液排出用セット	卵巣嚢胞内容液の吸引、排出、洗浄等を行うために、バルーンカテーテル、カテーテル、金属製パイプ、針、チューブ、注射筒等を集めたセットをいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	713	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70210000	輸液・カテーテル用アクセサリセット	輸液セットやカテーテルセットなどに用いるアクセサリセットをいう。キャップ類、コネクタ類、アダプタ類等から成る。		2-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第1	101	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70211000	下大静脈フィルタ	肺塞栓症(肺動脈塞栓等)を防止するため、下大静脈内に留置して血栓などの塞栓子を捕獲するために使用するフィルタをいう。		8-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	385	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70212000	カテーテル固定用パッチ	動脈、中心静脈、硬膜外カテーテル等を簡便に固定するために、片面に粘着剤を塗布し、他方にカテーテル固定具をもつ器具をいう。		1	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	714	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	12155000	子宮用バルーン	子宮内壁の出血抑制のため、子宮内に挿入して空気又はガスで膨張させるバルーンをいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	386	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15983001	再使用可能な関節鏡カテーテル	関節内部の関節鏡検査中に使用する柔軟なチューブをいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	715	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	15983002	単回使用関節鏡カテーテル	関節内部の関節鏡検査中に使用する柔軟なチューブをいう。本品は単回使用である。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	716	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16431000	子宮用カテーテル	子宮内圧及び羊水圧の検知及び測定に用いる柔軟性のあるチューブをいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	387	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	16779000	吸引チューブ	吸引器と回収容器との接続に用いる柔軟性のあるプラスチック製のチューブをいう。		1	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	388	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17003000	導液チューブ	診断検査用として涙液採取に用いるチューブをいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	717	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17795000	吸引・通気用カテーテル	物質の除去又は移動の目的で、体腔を減圧又は加圧状態にするために使用する柔軟性のあるチューブをいう。		2-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	718	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	17797000	頸動脈用シャント	頸動脈内膜切除などの手術時に脳血液供給を途絶させないようにするために用いる器具をいう。		7	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	719	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32035000	単回使用尿管照明用カテーテル	下腹部又は骨盤の手術中に尿管に挿入し、その通路が見えるようにするファイバカテーテル照明器をいう。本器具は、その長さにわたり光を放射する光ファイバの束で構成され、挿入しやすい形状になっている。本品は単回使用である。		5-	-	100406993	その他の滅菌済み泌尿器用チューブ及びカテーテル
別表第2	720	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	33911000	マニピュレーション・インジェクション子宮カテーテル	尖頭部の硬いトロカールを用いて子宮頸から子宮内に挿入する剛性のプラスチック製又は金属製の管状外科器具をいう。挿入後にトロカールを引き抜くと、本器具は子宮内での手技、又は組織を手操作する場合の器具の挿入のための誘導路として残される。本品は単回使用である。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	389	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34077000	精液注入用子宮カテーテル	子宮内精液注入手法において精子を子宮内に挿入するために用いる。半剛性または剛性の管をいう。本品は単回使用である。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	721	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34157000	卵管造影用カテーテル	X線撮影で造影剤をファロピウス管に注入するために用いる柔軟なチューブをいう。		2-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	722	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34217000	ファロピウス管内子宮カテーテル	尖頭部の硬いトロカールを用いて子宮頸から子宮を経由してファロピウス管に挿入する半剛性又は剛性のプラスチック製又は金属製の管状外科器具をいう。挿入後にトロカールを引き抜くと、本器具はファロピウス管内での手技、又は組織を手操作する場合の器具の挿入のための誘導路として残される。本品は		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	723	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34218000	早期破水用カテーテル	37週以前の胎児を取り囲む膜の破水を導くため、妊婦の子宮に導入する柔軟なチューブをいう。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第1	338	器74	医薬品注入器	34898000	硬膜外カテーテル	通常、疼痛管理用薬物を注入するために硬膜外腔に配置するよう設計された半剛性又は剛性の管をいう。本品は単回使用である。	6- /7	-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	724	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	34918000	止血カテーテル	血流を止めるために身体の様々な部位に挿入する膨張性バルーン付きの柔軟なチューブをいう。内視鏡と共に使用する場		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	725	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35620000	関節鏡排液用カテーテル	関節鏡手術後に排液のために関節に挿入する剛性又は半剛性の管をいう。本品は単回使用である。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	390	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35790000	止血用経鼻カテーテル	鼻出血を抑える目的でスプリングを取り付けて後鼻孔を塞ぐために用いるスタイレットを含む湾曲管をいう。本品は単回使用である。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第1	339	器74	医薬品注入器	35795000	伝達麻酔用カテーテル	下肢、骨盤、腹腔からの感覚神経の麻酔で、硬膜外腔へ局所麻酔薬を持続的又は反復的に注入するために用いる軟性チューブをいう。外科処置に用いる。四肢、骨盤、腹部、腰椎の慢性疼痛の診断又は一時的緩和に用いることもある。		7-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	726	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	37701000	経皮排液向け腹膜用カテーテル	腹部腫瘍の非外科的経皮ドレナージ及び液(感染性、非感染性)収集を目的とする柔軟なチューブをいう。主として肝、横隔膜下、肝下、及び脾臓の腫瘍や液のドレナージに用いる。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	727	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	38792000	再使用可能な気管切開チューブ	気道を確保するため、気管切開時に気管に作製された人工開口部に挿入する器具をいう。本品は、気道狭窄などのために手術を受けた人が使用するものであり、気道開存性を確保し、分泌物の速やかな吸引を促し、会話を支援するものである。通常、銀めっき金属製で、再使用可能である。首の周囲に装着するバンド等によって所定の位置に固定する。		7	非該当	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	728	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42419000	再使用可能な気道食道栓子	口腔から食道に挿入し、呼吸を支援する2つの管腔と2つのカフを備えたチューブをいう。咽頭用カフと食道用カフの間に呼吸用の孔がある。両方のカフを膨張させると、咽頭用カフが胃への空気の流入を防止し、食道用カフが口腔又は咽頭からの空気の逃げを防止する。本品を食道に設置した場合、側孔から呼吸が行われ、酸素又は室内空気が気管に流入する。本品を食道に設置した場合、気道用の管腔から呼吸が行われる。本品は		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	729	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	42423000	再使用可能な口腔咽頭気管内チューブ	ガス交換又は吸引時に気道の開存性を維持するため口腔から挿入する湾曲した金属又はプラスチック製のチューブをいう。本品は、舌による気流遮断の防止に有用である。本品は再使用		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	730	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70213000	消化器用カテーテルイントロデューサ	消化器用又は胆管用カテーテルの挿入を経皮的に行うために用いるイントロデューサをいう。		6	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第1	102	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70214000	髄腔内カテーテル	通常、植込み型薬液注入ポンプに接続して髄腔内に薬液を投与するために永久的に配置するよう設計した半剛性又は剛性の管をいう。本品は単回使用である。		8-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第1	340	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70215000	ヘパリン使用涙液・涙道シリコンチューブ	涙点閉塞、涙小管閉塞、鼻涙管閉塞等に起因する流涙症を治療するために、涙小管に挿入・留置し又は涙道を拡張するヘパリン使用シリコンチューブをいう。		13	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	731	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70216000	再使用可能な気管支カニューレ	硬い尖頭部のトロカールを用いて気管内腔に挿入する半剛性又は剛性のプラスチック製や金属製の管状外科器具をいう。挿入後にトロカールを引き抜くと、本器具は吸引・灌注、又はカテーテルや外科器具の挿入のための誘導路として残される。		5-	非該当	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	732	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70217000	涙液・涙道シリコンチューブ	涙点閉塞、涙小管閉塞、鼻涙管閉塞等に起因する流涙症を治療するために、涙小管に挿入・留置し又は涙道を拡張するシリコンチューブをいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	733	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70218000	卵管疎通検査用カテーテル	子宮内に挿入して卵管疎通検査等を行うカテーテルをいう。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	734	器07	内臓機能代用器	70219000	透析用補液洗浄セット	血液回路の洗浄、補液又は廃液のために用いる単回使用滅菌セットをいう。血液回路に組み込んで使用することがある。片端は薬液側もしくは廃液側に接続し、片端は回路に接続する。		2-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	735	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70220000	カテーテルポジショナ	尿管の適切な位置に留置カテーテルを挿入・保持するために用いる器具をいう。		5-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	736	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70221000	気管支用未滅菌チューブ	麻酔薬投与又は肺機能検査のために、気管内に挿入する2腔の円筒型チューブをいう。気管用カフと気管支用カフがあり、必要な場合に片側の肺への換気を制限する。本品は未滅菌である。		2-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	391	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70222000	一時的使用喉頭切開術用チューブ	喉頭の部分的又は全摘手術施行患者の気道確保に一時的に使用するチューブをいう。本品は非滅菌である。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	392	器52	医療用拡張器	70223000	子宮頸管拡張器	微弱陣痛等により子宮口が十分に開大しない症例に対して子宮頸管部をバルーンで拡張し、分娩を容易にするために用いるカテーテルをいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	737	医04	整形用品	70224000	子宮操作用セット	子宮を操作しながら、薬液などを注入・排出するために使用するセットをいう。金属製パイプにバルーン付カテーテルを装着したもの、注射筒、チューブ、カテーテル等から成る。		5-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第2	738	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70225000	人工授精用カテーテル	精子及び受精卵を子宮内に挿入するなど、人工授精のために用いる柔軟な管をいう。本品は単回使用である。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第1	103	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70226000	脊髄空洞症用シャントチューブ	脊髄内腔(中心管)に貯留した脳脊髄液をクモ膜下腔に誘導するために用いるシャントチューブをいう。		7-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	739	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70227000	電磁波温熱療法用セット	電磁波温熱療法の保護材として使用するカテーテル、針、チューブ等を集めたセットをいう。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	740	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70228000	尿路内圧測定用カテーテル	尿道口から挿入して尿管、膀胱又は尿道の内圧を測定する器具(圧力計と接続)をいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	741	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70229000	女性尿道造影向け泌尿器用カテーテル	X線撮影で女性の尿道に造影剤や金属製の鎖を注入・挿入するチューブをいう。		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	742	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70230000	密封小線源留置用カテーテル	密封小線源治療で体腔内に挿入して密封小線源を誘導し又は位置固定するために用いる器具をいう。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	743	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	70231000	卵管形成術用カテーテル	経子宮的に挿入して卵管の通過性を回復させるために用いるカテーテルをいう。卵管鏡下でカテーテル先端のバルーンによって卵管内腔を押し広げ、卵管内にバルーンを前進させ、卵管内腔の観察を行い、同時に卵管通過性を回復させるもので		5-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	744	器56	採血又は輸血用器具	70232000	血液成分分離バッグ	血液及び血液成分を採取、分離、保存、処理、輸送、投与するために用いるプラスチック製バッグをいう。血液保存液を含有し		2-	-	100602027	血液バック
別表第2	745	器56	採血又は輸血用器具	10426000	採血セット	柔軟なプラスチック製バッグ、チューブ、及びそれに取り付けられた中空針(供血者から採血するために静脈に挿入)から構成される滅菌済み用具のセットをいう。通常、これらの血液は検査後に保存され、必要に応じて検査・保存・使用される。		6	-	100602043	滅菌済み採血用器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	746	器56	採血又は輸血用器具	35405000	交換輸血用輸血セット	病気の乳幼児から採血しながら供血者の血液又は血漿で置換するために用いる脈管内注入セットをいう。通常、セットには針又はカテーテル、チューブ、流量調節器、点滴筒、注入ラインフィルタ、静注セットのストップコック、液体注入チューブ、セット部品間のコネクタ、混注口の機能をもつキャップを備えたサイドチューブ、及び貫入してチューブを静注バッグや他の輸液容器に接続するための瓶針が含まれる。		7	-	100602069	滅菌済み輸血セット
別表第2	747	器56	採血又は輸血用器具	38569000	輸血セット	容器内の血液を静脈内へ挿入した針又はカテーテルを經由して患者の血管系に注入するために用いる脈管内注入セットをいう。セットには針又はカテーテル、チューブ、流量調節器、点滴筒、注入ラインフィルタ、静注セットのストップコック、液体移送チューブ、セット部品間のコネクタ、混注口の機能をもつキャップを備えたサイドチューブ、及び貫入してチューブを静注バッグや他の輸液容器に接続するための瓶針が含まれることがある。		7	-	100602069	滅菌済み輸血セット
別表第2	748	器56	採血又は輸血用器具	31336000	動脈採血キット	動脈血検体の採取を目的とし、シリンジ、針、コルク栓、ヘパリンを含むパッケージをいう。通常、血液ガス濃度の評価に使用		6	-	100602085	検査用採血器具
別表第2	749	器56	採血又は輸血用器具	70233000	採血ポート付採血キット	閉鎖回路で血液を採取するために用いるリザーバ及び採血ポート付チューブをいう。コネクタを介してカテーテルなどに接続し、リザーバの操作によって採血ポートまで血液を吸引する。採血ポートにシリンジ、針又はカニューレなどの器具を接続す		2-	-	100602085	検査用採血器具
別表第2	750	器56	採血又は輸血用器具	34590000	開放型採血用チューブ	採血中に使用するための管をいう。先端は開放しており、挿入されたチューブ等から血液を満たすことができる。蓋又は栓で密閉できるものもある。本品は単回使用である。		2-	-	100602102	真空採血管
別表第2	751	器56	採血又は輸血用器具	35414001	検査用真空密封型採血管	本器具は検査室において使用され、採血管アダプタ及び採血針と共に用いる管をいう。部分的に真空にされ、予め密閉された管である。その真空によって血液が管内に満たされる。血液を他の管へ移さずに、目的とする処理内容に応じて管を種々の薬剤で前処理することが可能である。		2-	-	100602102	真空採血管
別表第2	752	器56	採血又は輸血用器具	35414002	真空密封型採血管	本器具は採血のために使用され、採血管アダプタ及び採血針と共に用いる管をいう。部分的に真空にされ、予め密閉された管である。その真空によって血液が管内に満たされる。血液を他の管へ移さずに、目的とする処理内容に応じて管を種々の薬剤で前処理することが可能である。		2-	-	100602102	真空採血管
別表第1	341	器56	採血又は輸血用器具	70234000	白血球除去用血液フィルタ	患者に注入する血液の中から白血球を取り除くために輸血ライン等に挿入するフィルタをいう。		3	-	100602128	血液フィルター
別表第3	393	器56	採血又は輸血用器具	70235000	採血・輸血チューブ用加熱溶融接合装置	採血又は輸血チューブセットと、これに接合するチューブとを共に加熱刃で切断し、切断面を刃に接触させた状態でチューブの位置を移動させ、加熱刃を取り外すことにより細菌侵入の恐れなく接合する装置をいう。		1	-	100602144	採血・輸血用器具の周辺関連器具
別表第2	753	器56	採血又は輸血用器具	18026000	動脈切開キット	試験管、架、針、包帯、ガーゼパット及び針容器を含む採血必要器具を集めたものをいう。		6	-	100602997	その他の採血・輸血用器具
別表第2	754	器56	採血又は輸血用器具	36997000	ポータブル血液採集用ポンプ	予め設定した期間(通常、最高24時間)にわたり、連続的な制御された採血を行うために用いる装置をいう。本品は患者に接続し、患者が所定の期間を携行する必要がある。病院に返却され、検体は個別に分析に出される。		6	-	100602997	その他の採血・輸血用器具
別表第1	342	器56	採血又は輸血用器具	70236000	カリウム吸着除去用血液フィルタ	患者に注入する血液の中から過剰カリウムを吸着除去するために用いるフィルタをいう。		3	-	100602997	その他の採血・輸血用器具
別表第2	755	器56	採血又は輸血用器具	70237000	血液・薬液用加温コイル	注入前の保存血液、血液製剤、輸液等を加温する装置に用いるプラスチックチューブをいう。コイル状のものもある。		3-	-	100602997	その他の採血・輸血用器具
別表第2	756	器74	医薬品注入器	33963000	点滴開始キット	静脈内輸液投与用の静注アクセスを確立するために用いる、針及びチューブを含む器具を集めたパッケージをいう。		7	-	100604005	輸液用器具
別表第2	757	器74	医薬品注入器	17701000	ノンコアリングニードル付静脈内投与セット	液を静脈内投与するために用いる器具を集めたセットをいう。チューブ、クランプ及び針(中空ではなく側孔がある)を含む。本セットは植込み型の注射・注入口で使用する。		5-	-	100604021	滅菌済み輸液セット

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	758	器74	医薬品注入器	17825000	頭皮静脈用静脈内投与セット	液を静脈内投与するために用いる器具を集めたセットをいう。チューブ、クランプ、及び頭皮静脈内への注入に適切な針と保持手段を含む。本セットは、通常、小児(特に幼児)に用いる。		6	-	100604021	滅菌済み輸液セット
別表第2	759	器74	医薬品注入器	35833000	輸液ポンプ用輸液セット	輸液ポンプから輸液部位に輸液を供給するために用いる専用の輸液セットをいう。		2-	-	100604021	滅菌済み輸液セット
別表第2	760	器74	医薬品注入器	35838000	インスリンポンプ用輸液セット	インスリンポンプから患者・ユーザーに薬剤を注入するために用いる専用輸液セットをいう。		2-	-	100604021	滅菌済み輸液セット
別表第2	761	器74	医薬品注入器	36244000	輸液セット用コントローラ	輸液コントローラから輸液部位に輸液を供給するために用いる専用の輸液セットをいう。通常、チューブ、クランプ、保護加ブラセボ群等から構成される。		2-	-	100604021	滅菌済み輸液セット
別表第2	762	器74	医薬品注入器	41609000	熱交換機能付静脈内投与セット	静脈内投与セットの1種で、患者に投与する輸液を直接加温することができるよう設計されているものをいう。		3-	-	100604021	滅菌済み輸液セット
別表第3	394	器74	医薬品注入器	70238000	自然落下式針なし輸液セット	能動型機器を用いることなく、重力により患者へ輸液を供給する輸液セット(針なし)をいう。先端に針や翼状針などを接続して		2	-	100604021	滅菌済み輸液セット
別表第2	763	器74	医薬品注入器	70239000	自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット	患者又は受液者の輸液部位に輸液を注入するために用いる輸液セットをいう。能動型機器を用いることなく重力により輸液を供給するものと、輸液ポンプや装置を用いて輸液を供給するも		2-	-	100604021	滅菌済み輸液セット
別表第2	764	器74	医薬品注入器	15283000	注射筒用フィルタ	注入液の異物等を除去するために注射筒に接続した器具をいう。		3-	-	100604047	滅菌済み輸液用フィルター
別表第2	765	器74	医薬品注入器	35072000	静脈ライン用フィルタ	輸液ラインの輸液から微生物及び異物を除去するために用いる器具をいう。空気除去にも用いることができる。		2-	-	100604047	滅菌済み輸液用フィルター
別表第3	395	器74	医薬品注入器	35211001	再使用可能な頭皮静脈用翼付針	頭皮静脈又は他の小静脈(特に小児)に用いる非常に細い鋭利な器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100604063	滅菌済み翼付針
別表第2	766	器74	医薬品注入器	35211002	単回使用頭皮静脈用翼付針	頭皮静脈又は他の小静脈(特に小児)に用いる非常に細い鋭利な器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	100604063	滅菌済み翼付針
別表第3	396	器74	医薬品注入器	16610000	液体移送用チューブセット	再組成の後に輸液を容器から静注バッグ又は他の投与液用容器に移すために用いる用具を集めたセットをいう。		2	-	100604089	輸液用器具の周辺関連器具
別表第3	397	器74	医薬品注入器	17501000	静脈ライン用コネクタ	薬物投与を可能にするために静脈ライン上のY型接続部位に挿入する器具をいう。		2	-	100604089	輸液用器具の周辺関連器具
別表第3	398	器74	医薬品注入器	32146000	輸液用ラインクランプ	チューブライン(輸液セット、吸引器のチューブ等)を遮断又はつまんで、ラインに存在する物質の通過を妨げるために用いる用具をいう。本品は再使用可能である。		1	-	100604991	その他の輸液用器具
別表第3	399	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	32172000	活栓	脈管系への液注入を調節する血管内投与キットの部品をいう。本品は単回使用である。		2	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第3	400	器74	医薬品注入器	34099001	単回使用インライン逆流防止バルブ	ガス又は液体の逆流を防止するため、医用チューブ又はパイプラインに用いる器具をいう。本品は単回使用である。		2	-	100604991	その他の輸液用器具
別表第2	767	器74	医薬品注入器	34099002	単回使用血液保存用逆流防止バルブ	ガス又は液体の逆流を防止するため、医用チューブ又はパイプラインに用いる血液保存用の器具をいう。本品は単回使用である。		2-	-	100604991	その他の輸液用器具
別表第3	401	器74	医薬品注入器	35127000	単回使用輸液容器	脈内輸液セットで投与する輸液混合物を入れるために用いるプラスチック製又はガラス製の容器をいう。本品は単回使用である。		2	-	100604991	その他の輸液用器具
別表第3	402	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35375001	汎用ストップコックバルブ	液体の流向又はガスフローを制御するために用いる器具をいう。通常、耐久性材料製(プラスチック、金属等)で、様々な用途に用いる。		2	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	768	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35375002	汎用血液流路用ストップコック	液体の流向又はガスフローを制御するために用いる血液流路用の器具をいう。通常、耐久性材料製(プラスチック、金属等)で、様々な用途に用いる。		2-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具
別表第2	769	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35511000	連続流式カテーテルフラッシュ用バルブ	注入ラインで留置カテーテルに接続し、第二の注入源に接続できる専用Y字型部品をいう。第二の注入源は、通常、凝血を防ぐため、カテーテル内を「静脈開放維持」(KVO)と呼ばれる低い流量を提供する。固定(弁)はフリーフロー並みの流速でラインのフラッシュを可能にする手動操作機構を備えることもある。		2-	-	100420997	その他のチューブ及びカテーテルの周辺関連器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	403		器74 医薬品注入器	35894000	ダイヤル目盛付輸液用ラインクランプ	ラインの液体の通過を制御するために輸液セットのラインを遮断又はつまむために用いる用具をいう。点滴速度の指標となる目盛付きダイヤルを備えている。自然落下を利用した医薬品注入に用いる。本品は単回使用である。		1	-	100604991	その他の輸液用器具
別表第3	404		器74 医薬品注入器	42548001	再使用可能なインライン逆流防止バルブ	ガス又は液体の逆流を防止するため、医用チューブ又はパイプラインに用いる器具をいう。本品は再使用可能である。		2	非該当	100604991	その他の輸液用器具
別表第2	770		器74 医薬品注入器	42548002	再使用可能な能動型機器接続用逆流防止バルブ	ガス又は液体の逆流を防止するため、医用チューブ又はパイプラインに用いる器具をいう。本品は能動型機器に接続し、再使用可能である。		2-	非該当	100604991	その他の輸液用器具
別表第3	405		器18 血圧検査又は脈波検査用器具	70240000	単回使用静脈ライン用マノメータ	輸液ラインに接続して水マノメータ法によって静脈圧を測定する滅菌済みのプラスチック製圧棒をいう。本品は単回使用である。		2	-	060204994	その他の血圧計
別表第2	771		器74 医薬品注入器	70241000	再使用可能な静脈内投与用輸液セット	静脈内投与用の液を注入するために用いるチューブ、クランプ、針等を含むセットをいう。本品は未滅菌で、再使用可能である。		6	-	100604991	その他の輸液用器具
別表第1	343	62	器74 医薬品注入器	13100000	圧注入調節装置	本装置に挿入した輸液バッグに圧力を加えることによって、輸液、液体又は血液の供給を調節する装置をいう。圧力は、機械、空気圧(加圧空気)又は手動(ハンドポンプ)で発生させる。		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	344	63	器74 医薬品注入器	13209000	経腸栄養用輸液ポンプ	適切な食物の摂取が不可能又は食欲のない患者の胃に栄養を直接供給するために用いる特製のポンプをいう。		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	345	64	器74 医薬品注入器	13215000	汎用輸液ポンプ	医薬品及び溶液の正確かつ一定な静脈内投与を容易にする装置をいう。手動クランプ自然流下輸液セット又は医薬品注入コントローラよりも高い圧力を供給するために用いる。通常、1~999ml/時間の流速範囲を備えており、標準的な輸液バッグ又は液体ボトルから投与を行う。		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	346	65	器74 医薬品注入器	13217000	注射筒輸液ポンプ	溶液を非常に正確な容量かつ一定速度で投与する必要がある場合に用いる装置をいう。低流量設定と流量変換のため、特に新生児、乳児、重体患者の治療で、少量の高濃度の医薬品を長時間にわたって投与する場合に適している。硬膜外麻酔の		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	347	66	器74 医薬品注入器	16167000	オキシトシン注射筒輸液ポンプ	オキシトシンの投与を目的とした専用の注射筒輸液ポンプをいう。この用途のために特別にユニット単位でキャリブレーションされる		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	348	67	器74 医薬品注入器	17634000	マルチチャンネル輸液ポンプ	2種類以上の医薬品又は溶液を連続的又は間欠的に静脈内に送入する装置で、各チャンネルからの送入を個別に調節できるものをいう。シリンジとバッグ又はボトルを用いることができる。		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	349	68	器74 医薬品注入器	17907000	加温ハイフロー輸液ポンプ	大量出血を伴う外科処置時又は熱傷及び外傷時に、血液及び他の液体を加温し、急速注入するために用いる装置をいう。最高流速が1リットル/分を超えるものもある。		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	350		器74 医薬品注入器	34071000	非プログラム式植込み型輸液ポンプ	麻薬・難治性疼痛治療薬のボラス投与用に植込まれる非プログラム式の装置をいう。		8	-	100606025	輸液ポンプ
別表第1	104		器74 医薬品注入器	35687000	プログラム式植込み型輸液ポンプ	麻薬、短時間作用型麻酔薬、インスリン、抗腫瘍薬等の投与用に植込まれる装置をいう。投与量は薬物濃度又は体外プログラミング装置からの高周波(RF)信号によって制御される。ポンプのカテーテルは、脊柱管の硬膜上腔、髄腔内又は血管内に挿入する。		8-	-	100606025	輸液ポンプ
別表第1	351	69	器74 医薬品注入器	35932000	患者管理無痛法用輸液ポンプ	患者が作動させたときに、予め設定した量の静脈内又は硬膜外麻酔鎮痛薬を供給する装置をいう。デマンド(ボラス)モード又は連続モードで作動させることができる。		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	352	70	器74 医薬品注入器	35983000	ポータブルインスリン用輸液ポンプ	インスリン依存型(I型)糖尿病患者において、インスリンの持続皮下注入を行う装置をいう。インスリン非依存型(II型)糖尿病及び妊娠糖尿病の治療のために間欠的な投与に用いることも		11-	該当	100606025	輸液ポンプ
別表第1	353	71	器74 医薬品注入器	37217000	注射筒輸液ポンプコントロールユニット	静脈内麻酔薬の投与を支援するため、専用の注射筒ポンプとともに用いる装置をいう。患者(目標)体重、身長、年齢、投与する医薬品の種類に応じて予め設定された注入を制御及び監視することができる。通常、この方法はターゲット・コントロールド・インフュージョン(TCI)法という。		11-	該当	100606025	輸液ポンプ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	772	696	器56 採血又は輸血用器具	10447000	血液・医薬品用加温器	保存血液、血液製剤、輸液等を注入する前に用いる加温装置をいう。通常、バッグを直接加温するか、特殊なセットやプラスチックチューブコイルを介して加温する。		3-	該当	100602144	採血・輸血用器具の周辺関連器具
別表第1	354	72	器74 医薬品注入器	11010000	医薬品注入コントローラ	液体の注入(投与)のための唯一の圧力源として、重力及び液体容器の高さを利用する医薬品注入器をいう。注入速度の指標とするため電子滴数計数器を内蔵するものもある。		11-	該当	100606041	自動点滴装置
別表第1	355		器74 医薬品注入器	16858000	カテーテル医薬品注入ポート	カテーテル又は静注チューブのルアー端に配置され、注入部位として使用される器具をいう。本器具はヘパリン洗浄液をカテーテル内に維持することでヘパリン固定にも使用する。		8	-	100606067	植込み型医薬品注入器
別表第1	356		器74 医薬品注入器	33923100	皮下用ポート及びカテーテル	短期間又は長期間植込み可能な器具で、セルフシールセプタムをもつ金属製又はプラスチック製のポートからなり、カテーテルに接続して薬剤又は他の液体を様々な解剖学的領域又は血管に送達するために用いる。本品は皮下に植え込み、医療用(薬剤・液体)供給ポンプ又はボラス投与により薬剤及び液体を送達することができる。カテーテルを含む。		7- / 8	-	100606067	植込み型医薬品注入器
別表第1	357		器74 医薬品注入器	33923200	ヘパリン使用皮下用ポート及びカテーテル	短期間又は長期間植込み可能なヘパリン使用器具で、セルフシールセプタムをもつ金属製又はプラスチック製のポートからなり、カテーテルに接続して薬剤又は他の液体を様々な解剖学的領域又は血管に送達するために用いる。本品は皮下に植え込み、医療用(薬剤・液体)供給ポンプ又はボラス投与により薬剤及び液体を送達することができる。ヘパリン使用カテーテル		7- / 1 3	-	100606067	植込み型医薬品注入器
別表第1	358		器74 医薬品注入器	35911003	短期的使用注入用植込みポート	短期的使用を目的として、脈管系又は他の解剖学的領域に液体又は薬剤を送達するために、患者に植え込む金属製又は非金属製の器具をいう。ハウジング、セルフシールセプタム及びカテーテル接続部から成る。様々な解剖学的位置に植え込むこと		7-	-	100606067	植込み型医薬品注入器
別表第1	105		器74 医薬品注入器	35911100	長期的使用注入用植込みポート	長期的使用を目的として、脈管系又は他の解剖学的領域に液体又は薬剤を送達するために、患者に植え込む金属製又は非金属製の器具をいう。ハウジング、セルフシールセプタム及びカテーテル接続部から成る。様々な解剖学的位置に植え込むこと		8-	-	100606067	植込み型医薬品注入器
別表第1	106		器74 医薬品注入器	35911200	ヘパリン使用長期的使用注入用植込みポート	長期的使用を目的として、脈管系又は他の解剖学的領域に液体又は薬剤を送達するために、患者に植え込む金属製又は非金属製のヘパリン使用器具をいう。ハウジング、セルフシールセプタム、カテーテル接続部及びヘパリン使用カテーテルから成る。様々な解剖学的位置に植え込むことができる。		8- / 1 3	-	100606067	植込み型医薬品注入器
別表第3	406		器74 医薬品注入器	15622000	子宮用注入器	子宮内に液体又は医薬品等を注射するために用いる器具をいう。通常、再使用可能であり、子宮に適した構造を有する。通常、手動式である。従来の皮下注射筒ではない。		5-	-	100606083	手動式医薬品注入器
別表第3	407		器74 医薬品注入器	18009000	骨内医薬品注入キット	骨内に医薬品を注入するために必要な器具一式が含まれているキットをいう。通常、注射針(特殊なデザインの場合がある)及び他の用具(救急薬及び他の液体の投与のため、骨髄腔にアクセスする場合に必要な挿入ハンドル又はメス等)が含まれる。		1	-	100606083	手動式医薬品注入器
別表第3	408		器74 医薬品注入器	70242000	歯科用薬剤注入器	歯科領域で根管清掃又は根管処置剤の貼付や充填などに使用する合成樹脂製の根管注入器をいう。本体と針状部が一体化した外筒、ピストン等から成る。歯科用根管充填材の充填に用いることもできる。		1	-	100606083	手動式医薬品注入器
別表第3	409		器74 医薬品注入器	11582000	洗腸用キット	液を直腸に注入するために用いる用具を集めたパッケージをいう。大腸の排便を促進する。		5-	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第3	410		器74 医薬品注入器	11583000	洗腸用チップ	洗腸の直腸への注入を容易にするために、洗腸チューブの先端で用いる単回使用の用具をいう。		5-	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	773		器74 医薬品注入器	12504000	医薬品・ワクチン用注入器	人体への医薬品・ワクチンの筋肉内(IM)又は皮下注射に用いる器具をいう。通常、再使用可能であり、用途に応じて様々な構造のものがある(注射針なし注射器等)。手動式である。スプリング又は圧縮ガスを動力とするものがある。従来の皮下注射		11	-	100606995	その他の医薬品注入器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	411		器74 医薬品注入器	17660001	再使用可能な色素注入器	皮膚への浸透によって色素(特殊なカラーインク)を沈着させる注入器をいう。通常、電動式プランジャに接続された注射針又は注射針セットから構成され、電気で作動する。通常、美容上の欠陥がある患者のために、例えば、癬痕及び熱傷の被覆、人工眉の作製、乳房再建術後の自然な乳頭外観の作製、眼及び唇の美的向上など、皮膚の色を変える美容装飾材で身体への刺青に用いる。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	774		器74 医薬品注入器	17660002	単回使用色素注入器	皮膚への浸透によって色素(特殊なカラーインク)を沈着させる注入器をいう。通常、電動式プランジャに接続された注射針又は注射針セットから構成され、電気で作動する。通常、美容上の欠陥がある患者のために、例えば、癬痕及び熱傷の被覆、人工眉の作製、乳房再建術後の自然な乳頭外観の作製、眼及び唇の美的向上など、皮膚の色を変える美容装飾材で身体への刺青に用いる。本品は単回使用である。		6	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第3	412		器74 医薬品注入器	31736001	再使用可能な指示薬注入器	指示薬(冷生理食塩液等)の血流へのボラス注射を正確に行うために用いる器具をいう。通常、心臓の血流を評価するため、指示薬を心臓に送入するために用いる。心拍出量を測定するため、デンストメータ又は熱希釈装置と共に使用するものもある。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	775		器74 医薬品注入器	31736002	単回使用指示薬注入器	指示薬(冷生理食塩液等)の血流へのボラス注射を正確に行うために用いる器具をいう。通常、心臓の血流を評価するため、指示薬を心臓に送入するために用いる。心拍出量を測定するため、デンストメータ又は熱希釈装置と共に使用するものもある。本品は単回使用である。		6	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第1	359	73	器74 医薬品注入器	36179000	可搬型輸液ポンプマネジメントユニット	1人の患者への投与のために同時に用いる多数の各種輸液ポンプを、ベッドサイドで操作、管理、監視、電気供給するために使用する移動型ユニットをいう。集中治療室等で使用し、各種輸液ポンプ、輸液セット・ライン、注入する医薬品等の高度管理		11-	該当	100606995	その他の医薬品注入器
別表第3	413		器74 医薬品注入器	36794000	医薬品注入器検査装置	医薬品注入器(輸液ポンプ、注射筒ポンプ、点滴コントローラ等)の正常機能を検査するために用いる装置・機器をいう。通常、流速、ボラス、アラーム機能等を確認するために用いる。		1	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	776	697	器56 採血又は輸血用器具	38446000	血液・薬液用ハイフロー加温器	大量出血を伴う外科処置時又は熱傷及び外傷時に、血液及び他の液体を加温し、急速注入するために用いる装置をいう。最高流速が1リットル/分を超えるものもある。伝熱媒体は水又は伝熱面(特定の加温器に用いる単回使用セットに熱を伝える)等である。本品では注入は行われない。		9	該当	100602144	採血・輸血用器具の周辺関連器具
別表第1	360		器74 医薬品注入器	70243000	止血剤注入キット	止血剤の注入に用いる注入管、スプレー機構、注射筒等から成るキットをいう。		11-	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	777		器74 医薬品注入器	70244000	血液液体・経腸栄養用注入セット	胃又は腸に挿入したカテーテルと連結して経腸栄養剤を投与する器具をいう。血液又は体液の輸血にも使用できる。		2-	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第3	414		器74 医薬品注入器	70245000	輸液用連結管	チューブの両端に薬液瓶又は他の器具との接続部をもつ連結管をいう。輸液で薬液瓶内の液を移すために用いる。		2	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	778		器56 採血又は輸血用器具	70246000	輸血用連結管	チューブの両端に血液バッグ又は他の器具との接続部をもつ連結管をいう。輸血で血液バッグ内の血液を移すために用いる。		2-	-	100699007	その他の採血・輸血用、輸液用器具及び医薬品注入器
別表第3	415		器74 医薬品注入器	70247000	経腸栄養注入セット	胃又は腸に挿入したカテーテルと連結して経腸栄養剤を投与する器具をいう。		2	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	779		器74 医薬品注入器	70248000	植込みポート用医薬品注入器具	植込みポートへの医薬品の注入に用いる注射針、チューブ等から成る器具をいう。		2-	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第1	361		器74 医薬品注入器	70249000	硬膜外麻酔用カテーテル	硬膜外腔へ局所麻酔薬を注入するために用いる軟性チューブをいう。		7-	-	100606995	その他の医薬品注入器
別表第2	780	698	器74 医薬品注入器	70250000	歯科麻酔用電動注射筒	歯科用麻酔処置に用いる電動式の注射器をいう。スイッチ操作で自動的に薬液が押し出される。		11	該当	100606995	その他の医薬品注入器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	416	器56	採血又は輸血用器具	35075000	ルーアアダプタ	2つの器具を組み合わせて固定位置に保持するために、又は2つの器具を接続するために使用する単回使用器具をいう。		1	-	100699007	その他の採血・輸血用、輸液用器具及び医薬品注入器
別表第3	417	器74	医薬品注入器	35384000	注射筒・針用アダプタ	注射筒又は注射針等をチューブ、コック、その他の構造に接続する器具をいう。ルーアロック付きのものやルーアロックなしのものがある。またチューブ又は注射筒付きのものもある。		1	-	100699007	その他の採血・輸血用、輸液用器具及び医薬品注入器
別表第3	418	器74	医薬品注入器	35897000	単回使用ピンインデックスシステム用アダプタ	相互に互換性のある2つのコンポーネントをロックする接続器具をいう。ピンインデックスとは、コード付きのピンと孔からなるシステムで、一致したときに適合し、間違った装置同士を誤って連結することを防ぐ安全システムとなる。本品は単回使用である。		2	-	100699007	その他の採血・輸血用、輸液用器具及び医薬品注入器
別表第1	362	器30	結紮器及び縫合器	14457000	結さつ線	血管、腫瘍茎その他の組織及び骨の締め付けや固定に用いるワイヤをいう。		8	-	100800009	結さつ(紮)・縫合用器械器具
別表第1	363	器30	結紮器及び縫合器	35649000	体内用結さつクリップ	金属製の植込み型器具をいい、導管又は血管などの体内組織に適用し、この組織からのリークを防いだり、止めたりするもの		8	-	100800009	結さつ(紮)・縫合用器械器具
別表第3	419	器30	結紮器及び縫合器	35798000	再使用可能な止血用クリップアプライヤ	血管を結紮するために止血クリップの適用を目的とした手術器具をいう。本品は洗浄及び滅菌後に再使用する。内視鏡用のものもある。		6-	非該当	100800009	結さつ(紮)・縫合用器械器具
別表第2	781	器30	結紮器及び縫合器	36126000	単回使用止血用クリップアプライヤ	血管を結紮するために止血クリップの適用を目的として設計された外科用装置をいう。本品は単回使用である。内視鏡用のもの		6	-	100800009	結さつ(紮)・縫合用器械器具
別表第1	107	医02	縫合糸	34598000	吸収性縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いる。細い糸又はひも状の吸収性材料(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。		7-	-	100802003	吸収性縫合糸
別表第1	108	医02	縫合糸	13898000	腸線縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いる。反芻動物から調整した吸収性材料の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。		7- / 1 4	-	100802029	滅菌済み腸線縫合糸
別表第1	109	医02	縫合糸	13908000	ポリグリコール酸縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリグリコール酸製の糸(帯状・管状の糸及びひもを含む)をいう。針付		7-	-	100802045	滅菌済み合成高分子縫合糸
別表第1	110	医02	縫合糸	16584000	ポリジオキサノン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリジオキサノン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付		7-	-	100802045	滅菌済み合成高分子縫合糸
別表第1	111	医02	縫合糸	17246000	ポリグリコネート縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリグリコネート製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付		7-	-	100802045	滅菌済み合成高分子縫合糸
別表第1	112	医02	縫合糸	17471000	ポリグラクチン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリグラクチン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付		7-	-	100802045	滅菌済み合成高分子縫合糸
別表第1	113	医02	縫合糸	70251000	ポリグリカブロン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリグリカブロン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付		7-	-	100802045	滅菌済み合成高分子縫合糸
別表第1	114	医02	縫合糸	70252000	ポリグリコマー縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリグリコマー製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。		7-	-	100802045	滅菌済み合成高分子縫合糸
別表第1	115	医02	縫合糸	70253000	合成吸収性縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いる細い糸又はひも状の吸収性材料(帯状・管状の糸及び紐を含む、生体由来を除く)をいう。針付を含む。		7-	-	100802045	滅菌済み合成高分子縫合糸
別表第1	116	医02	縫合糸	13899000	コラーゲン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるコラーゲン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。		7- / 1 4	-	100802061	滅菌済み再生コラーゲン縫合糸
別表第1	117	器30	結紮器及び縫合器	34046000	体内用サージカルテープ	器官又は他の内部構造を維持するために用いる滅菌済の粘着性材料をいう。本材は生物分解性であるため、時間の経過と共に体内で自然に分解する。		7-	-	100802999	その他の吸収性縫合糸
別表第1	364	医02	縫合糸	34601000	未滅菌絹製縫合糸	未滅菌で包装された細い絹製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定を目的とするが、感染防止のため使用前に滅菌する必要がある。針		8	-	100804023	未滅菌絹製縫合糸
別表第1	365	医02	縫合糸	13910000	滅菌済み絹製縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いる絹製の滅菌済みの糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。		8	-	100804049	滅菌済み絹製縫合糸
別表第1	366	医02	縫合糸	13906000	ポリエステル縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリエステル製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。		8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸
別表第1	367	医02	縫合糸	13907000	ポリエチレン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリエチレン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。		8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	368	医02	縫合糸	13909000	ポリプロピレン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリプロピレン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第1	369	医02	縫合糸	17245000	ポリブテステル縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリブテステル製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第1	370	医02	縫合糸	17467000	ポリテトラフルオロエチレン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリテトラフルオロエチレン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第1	371	医02	縫合糸	34602000	プラスチック製縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるプラスチック製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第1	372	医02	縫合糸	38847000	ポリアミド縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリアミド製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第1	373	医02	縫合糸	38873000	ポリピニリデンフルオライド縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリピニリデンフルオライド製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第1	374	医02	縫合糸	70254000	ポリウレタン縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリウレタン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第1	375	医02	縫合糸	70255000	ピニリデンフルオライド・ヘキサフルオロプロピレン共重合体縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるポリ(ヘキサフルオロプロピレン-VDF)製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804065	滅菌済みプラスチック製縫合糸	
別表第2	782	器30	結紮器及び縫合器	13983000	臍帯用テープ	出産後に臍帯周辺を縛るか縫合する時に用いる細く平坦な合成素材のストリップをいう。	7	-	100804993	その他の非吸収性縫合糸	
別表第1	376	医02	縫合糸	35383000	ステンレス製縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるステンレス製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804993	その他の非吸収性縫合糸	
別表第1	377	器30	結紮器及び縫合器	70256000	尿失禁治療テープ	尿失禁治療のために中部尿道を挙上する合成素材のテープをいう。	8	-	100804993	その他の非吸収性縫合糸	
別表第1	378	医02	縫合糸	70257000	チタン製縫合糸	組織の縫合・結紮及び医療機器と組織の固定に用いるチタン製の糸(帯状・管状の糸及び紐を含む)をいう。針付を含む。	8	-	100804993	その他の非吸収性縫合糸	
別表第3	420	器30	結紮器及び縫合器	12726000	持針器	リング状のハンドルをもつ手術器具をいう。遠位端から転心までの刃の先端は様々な形状になっており、縫合時に縫合針を把持するように設計されている。	6-	非該当	100806001	持針器	
別表第3	421	器30	結紮器及び縫合器	15041000	臍帯結さつ器	臍帯構造を結さつするために用いる手術器具をいう。通常、結さつ糸を保持するために遠位端にクランプ又はグリップを備えた長い軸又はカニューレからなる。近位端は遠位端のクランプ又はグリップを機械的に操作する可動部をもつハンドルからなる。	6-	非該当	100806001	持針器	
別表第3	422	器30	結紮器及び縫合器	32763000	眼科用縫合針	眼組織を縫い通して糸を導き縫合する針状の眼科用機器をいう。	6-	-	100808005	縫合針	
別表第3	423	器30	結紮器及び縫合器	70258000	縫合針	組織に縫合糸を挿入したり、引き抜いたりするために用いる針をいう。特別な機能専用ものもあれば、汎用のものもある。	6-	-	100808005	縫合針	
別表第3	424	器30	結紮器及び縫合器	32600000	子宮頸管縫縮術用針	円筒形で様々な径の中実の器具をいう。遠位端は様々な形状のものがある。子宮頸管周囲に様々な種類の縫合材料を通すために用いる中実の円筒形器具である。径及び遠位端の形状は様々なものがある。	6-	非該当	100810002	結紮糸輸送器	
別表第3	425	器30	結紮器及び縫合器	12332000	結さつ器	血管又は他の身体構造を結さつするために用いる手術器具をいう。結さつ糸を保持するために遠位端にクランプ又はグリップを備えた長い軸又はカニューレからなる。近位端は遠位端のクランプ又はグリップを機械的に操作する可動部をもつハンドル	6-	非該当	100812006	縫合器及び自動縫合器	
別表第3	426	器30	結紮器及び縫合器	15065001	再使用可能な自動縫合器	滅菌系で自動縫合することにより損傷部位又は筋肉裂傷部を修復するために用いる器具をいう。本品は再使用可能である。	6-	非該当	100812006	縫合器及び自動縫合器	
別表第2	783	器30	結紮器及び縫合器	15065002	単回使用自動縫合器	滅菌系で自動縫合することにより損傷部位又は筋肉裂傷部を修復するために用いる器具をいう。本品は単回使用である。	6	-	100812006	縫合器及び自動縫合器	
別表第3	427	器30	結紮器及び縫合器	17735001	再使用可能な関節鏡用縫合器	損傷部位又は筋肉の裂傷を修復するために用いる器具をいう。制御した関節鏡下で、縫合パンチシステムによって損傷部位又は裂傷部で外科医が望む数の縫合が行われる。本品は	6-	非該当	100812006	縫合器及び自動縫合器	

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	784	器30	結紮器及び縫合器	17735002	単回使用関節鏡用縫合器	損傷部位又は筋肉の裂傷を修復するために用いる器具をいう。制御した関節鏡下で、縫合パンチシステムによって損傷部位又は裂傷部で外科医が望む数の縫合が行われる。本品は		6	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第2	785	器30	結紮器及び縫合器	18135002	非吸収性消化器用吻合連結器	結合する部分のそれぞれの端に2つの輪軸コンポーネントを挿入し、この継手によって消化器の余剰組織を結合・横断するために用いる器具をいう。本品は非吸収性材料製である。内視鏡用にも使用される。		6	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第1	118	器30	結紮器及び縫合器	18135004	吸収性消化器用吻合連結器	結合する部分のそれぞれの端に2つの輪軸コンポーネントを挿入し、この継手によって消化器の余剰組織を結合・横断するために用いる器具をいう。本品は吸収性材料製である。内視鏡用		7-	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第2	786	器30	結紮器及び縫合器	18137002	血管用吻合連結器	結合する部分の端にコンポーネントを挿入し、この継手によって血管組織を結合するために用いる器具をいう。本品は非吸収性材料製である。		7	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第1	119	器30	結紮器及び縫合器	18137004	吸収性血管用吻合連結器	結合する部分のそれぞれの端に2つの輪軸コンポーネントを挿入し、この継手によって血管組織を結合するために用いる器具をいう。本品は吸収性材料製である。		7-	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第2	787	器30	結紮器及び縫合器	32369000	手術用ステープラ	手術用ステープルの打ち込みに用いる外科用器具をいう。ピストル様のデザインのものもある。本品は再使用可能である。内視鏡用のものもある。		6	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第3	428	器30	結紮器及び縫合器	32864000	ワイヤ・結さつ系パサ	ワイヤ又は結さつ糸を組織に貫通させるために用いる手術器具をいう。通常、組織に貫通させる物質を保持する鉤、キャッチ又はクラスプを備えたハンドル付きの柔軟又は硬質のロッドである。本品は先細で、遠位端にボタンまたはどんぐり状のものが付いている。長い直線状又はわずかにカーブした刃をもつリング型ハンドルのものもある。リング型ハンドルのものは遠位端付近に転心をもつ。刃の遠位から転心までの部分は短い把持		6-	非該当	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第2	788	器30	結紮器及び縫合器	34050000	体内用止血クリップ	血管等の組織を流れる血流を停止させるために用いる器具をいう。再使用を除く。体内に埋め込まれるものを除く。		6	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第3	429	器30	結紮器及び縫合器	34078000	内視鏡処置用縫合器	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する器具をいう。機械的作業に用い、各種材料(絹、腸線縫合糸等)による創や切り口の閉鎖等に用いる。		5- /6	非該当	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第3	430	器30	結紮器及び縫合器	35594000	外科手術用縮窄クランプ	リング状のハンドルをもつはさみ様手術器具をいう。遠位端から転心までの2枚の刃は鋸状で直線であるか又はカーブがついている。鋸状の部分の中央には把持する血管を損傷しないように端から端まで鋸状でない溝がある。		6-	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第2	789	器30	結紮器及び縫合器	35596000	外科手術用血管クランプ	血管吻合部の一時的止血を目的とした手術器具をいう。通常、血管クランプには末梢血管クランプ、腸骨クランプ等が含まれる。再使用を除く。		6	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第2	790	器30	結紮器及び縫合器	35884000	取外し可能な皮膚ステープル	創傷又は切創部の縁を閉じるか近接させるためにピストル様の機構で適用するステンレス、チタン等の金属製の器具をいう。ピストル様のアプライヤにより創傷又は切創部の2つの縁を同時に引き寄せ、接したまま保持するようにステープルを適用する。治癒過程が経過すると、このステープルを除去することができる。再使用及び吸収性のものを除く。		6	-	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第3	431	器30	結紮器及び縫合器	37839000	縫合糸パサ	縫合糸及び縫合針を組織に貫通させるために用いる手術器具をいう。通常、組織に貫通させる物質を保持する鉤、キャッチ又はクラスプを備えたハンドル付の柔軟又は硬質のロッドである。本品は先細で、遠位端にボタンまたはどんぐり状のものが付いている。直線状又はわずかにカーブした刃をもつリング型ハンド		6-	非該当	100812006	縫合器及び自動縫合器
別表第3	432	器30	結紮器及び縫合器	16787000	ステープルリムーバ	治癒過程が経過し、手術創又は切開部の縁が補助なしで結合している場合に手術用ステープルを除去するために用いる金属製又はプラスチック製の手術器具をいう。本品は再使用可能で		6-	非該当	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第2	791	器30	結紮器及び縫合器	32192000	臍帯閉鎖術用クリップ	新生児の臍帯血管を結紮・閉鎖するために用いる器具をいう。単回使用であり、治癒過程が完了すれば廃棄する。		6	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	792	器30	結紮器及び縫合器	34947000	外科手術用大動脈クランプ	大動脈を一時的に非外傷性に圧迫するために用いる手術器具をいう。様々な材料のインサーターを利用するものもある。大動脈吻合クランプ及び大動脈瘤クランプも含まれる。再使用を除く。		6	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第2	793	器30	結紮器及び縫合器	34948000	外科手術用汎用動脈クランプ	動脈を一時的に非外傷性に圧迫するために用いる手術器具をいう。再使用を除く。		6	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第3	433	器30	結紮器及び縫合器	34950000	外科手術用気管支クランプ	非外傷性に気管支を圧迫するために用いる手術器具をいう。		6-	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第3	434	器30	結紮器及び縫合器	34951000	外科手術用ブルドッグ型クランプ	直線、斜め又はカーブした鋸状のかみ合い部をもつ手術器具をいう。臓器、血管又は組織の把持、結合、圧迫又は支持に用いる。ハンドルは直線状又はリング状のものがある。		6-	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第3	435	器30	結紮器及び縫合器	34952000	再使用可能な外科手術用痔核クランプ	リング状のハンドルをもつはさみ様手術器具をいう。遠位端から転心までの2枚の刃は先端が三角形の鋸状のかみ合い部となっている。滅菌後に再使用することができる。		6-	非該当	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第2	794	器30	結紮器及び縫合器	34953000	外科手術用腸管クランプ	消化管手術時に腸管を非外傷性に把持、結合、圧迫又は支持するために用いる手術器具をいう。再使用を除く。		6	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第3	436	器30	結紮器及び縫合器	34954000	再使用可能な外科手術用チューブクランプ	チューブを圧迫するために用いる手術器具をいう。本品は滅菌後に再使用可能である。		6-	非該当	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第1	120	器30	結紮器及び縫合器	34962000	大静脈クリップ	大静脈を部分的に閉塞して血流を停止させることなく血栓子の通過を防止するために用いる植込み型血管外器具をいう。		8-	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第1	379	器30	結紮器及び縫合器	35640000	体内用血管クリップ	圧迫することにより小血管の血流を遮断するように設計された植込み型器具をいう。		8	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第3	437	器30	結紮器及び縫合器	70259000	外科用テ - プ	各種器官を一時的に保持するために用いる帯状・管状の糸及び紐をいう。針付を含む。		4	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第2	795	器30	結紮器及び縫合器	70260000	内視鏡用食道静脈瘤結さつセット	内視鏡と共に用い、内視鏡的食道静脈瘤結紮術で食道静脈瘤を結紮するセットをいう。内視鏡の末端に接続する透明なフードと、静脈瘤を結紮するゴム又はエラストマー製のリング状のバンドから成る。		6	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第1	121	器30	結紮器及び縫合器	70261000	脳動脈瘤手術用クリップ	血管等の解剖学的部位を通じて血流を停止させるために用いる器具をいう。動脈瘤クリッピング施行時に、脳動脈瘤頸部又は周囲血管をクリッピングするために使用するクリップである。		8-	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第1	122	器30	結紮器及び縫合器	34606000	吸収性縫合用クリップ	切開後に創傷又は他の組織の端を寄せ集めたり、出血を抑制する等の目的に用いる器具をいう。本品は吸収性であるため除去する必要はない。		7- / 8-	-	100899025	吸収性縫合用クリップ又はクレム
別表第1	380	器30	結紮器及び縫合器	33598000	避妊用卵管結さつクリップ及びバンド	卵管に適用し、卵管を結紮し卵子の通過を防ぐために用いる植込み型器具をいう。通常、卵管結紮術時に用い、避妊器具であると考えられている。		8	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレム
別表第1	123	器30	結紮器及び縫合器	34958000	体内用動脈瘤クリップ	金属製の植込み型器具をいう。動脈、静脈又は心臓に適用し、動脈瘤と残る血管とを分離する。		7- / 8-	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレム
別表第2	796	器30	結紮器及び縫合器	34959000	再使用可能な頭皮クリップ	中間点で結合した2枚の刃をもつか、1つの「アルファ」型のパーツからなる手術器具で、頭皮手術時に止血するために用		6	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレム
別表第2	797	器30	結紮器及び縫合器	34960000	単回使用皮膚クリップ	2本のブレードが中心点で接合されているか、又は「アルファ」型の単一部分からなる外科器具をいう。処置中に皮膚の切開端を接近させたり、又は電極等の目的物を皮膚に固定するために用いる。本品は単回使用である。		6	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレム
別表第2	798	器30	結紮器及び縫合器	36176000	内視鏡用ループ結さつ器	内視鏡治療時に専用の内視鏡とともに使用する機器で、止血又は壊死脱落のためループワイヤを用いてポリープを結さつするものをいう。挿入シース、シース先端に取り付けられたループワイヤ、コントロールハンドル、ループワイヤとコントロールハンドルの両方に接続されているオペレーションワイヤから構成さ		7	非該当	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレム
別表第2	799	器30	結紮器及び縫合器	37406000	手術用クリップ	中間点で結合した2枚の刃をもつか、1つの「アルファ」型のパーツからなる手術器具をいう。他の器具、物体又は組織を一時的に取り付けるか固定することを目的としている。		6	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレム

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	800	器30	結紮器及び縫合器	37458000	単回使用頭皮クリップ	2本のブレードが中心点で接合されているか又は「アルファ」型の単一部分からなる外科器具をいう。頭皮上で手術中に止血のために用いる。本品は単回使用である。		6	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレンメ
別表第3	438	器30	結紮器及び縫合器	37699000	再使用可能な皮膚クリップ	中間点で結合した2枚の刃をもつか、1つの「アルファ」型のパーツからなる手術器具をいう。手術時に皮膚の切開縁を近接させるか電極などの物体を皮膚に固定するために用いる。本品は再使用可能である。		6-	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレンメ
別表第3	439	器30	結紮器及び縫合器	38144000	手術用創部クリップ	創傷の端を一時的に寄せ集めるために用いる金属製の器具をいう。		6-	-	100899041	非吸収性縫合用クリップ又はクレンメ
別表第3	440	器30	結紮器及び縫合器	34608000	動脈瘤縫合針	先の尖った金属製の器具で、ハンドルを備え血管を結紮するために用いるものをいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	100899067	動脈瘤針
別表第3	441	器30	結紮器及び縫合器	33519000	縫合系固定用具	縫合系の張力をより広範囲に分布させることで、創傷の治癒を補助することを目的とする固定ブリッジ、外科ボタン又は糸支え等の器具をいう。縫合系の張力の分布は、縫合糸で皮膚が切れるのを防止するのに役立つ。		6-	非該当	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第3	442	器30	結紮器及び縫合器	34137000	食道結さつ器	食道を結さつるために用いる手術器具をいう。結さつ糸を保持するために遠位端にクランプ又はグリップを備えた長い軸又はカテーテルからなる。近位端は遠位端のクランプ又はグリップを機械的に操作する可動部をもつハンドルからなる。		1	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第3	443	器30	結紮器及び縫合器	35157000	痔核結さつ器	痔核を結さつるために用いる手術器具をいう。通常、結さつ糸を保持するために遠位端にクランプ又はグリップを備えた長い軸又はカテーテルからなる。近位端は遠位端のクランプ又はグリップを機械的に操作する可動部をもつハンドルからなる。		5-	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第2	801	器30	結紮器及び縫合器	35285000	大動脈手術用パンチ	血管手術時に大動脈から組織を切除し吻合を製作するために用いる手術器具をいう。		7	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第3	444	器30	結紮器及び縫合器	36129000	縫合系ガイド	外科医の縫合の位置決めを容易にするために開放創の上に配置する器具をいう。堅く引っ張ると縫合糸が合わる。		6-	非該当	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第1	124	医02	縫合系	70262000	吸収性縫合系セット	組織や血管の縫合・結紮に用いる各種の器具等を組み合わせたセットをいう。通常、吸収性縫合糸を含み、必要に応じてその他の器具(非吸収性縫合糸、縫合針、不織布、自動縫合器、鉗子、クリップ等)から構成される。		7-	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第1	381	医02	縫合系	70263000	非吸収性縫合系セット	組織や血管の縫合・結紮に用いる各種の器具等を組み合わせたセットをいう。通常、非吸収性縫合糸を含み、必要に応じてその他の器具(縫合針、不織布、自動縫合器、鉗子、クリップ等)から構成される。		8	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第3	445	器30	結紮器及び縫合器	70264000	ニードルドライバ	腹腔内手術時に縫合針の操作に用いる器具をいう。シャフトの先に付けた縫合針の曲がりハンドルで制御する。		1	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第3	446	器30	結紮器及び縫合器	70265000	精管吻合用セット	(微視的・顕微鏡的)精管吻合術で精管端部をニードルでプレートに固定するために用いるニードル及びプレートから成る。		6-	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第3	447	器30	結紮器及び縫合器	70266000	尿失禁挙上針	尿失禁治療のために女性膀胱頸部を糸で挙上する器具をいう。		1	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第2	802	医04	整形用品	17428000	粘着性透明創傷被覆・保護材	滲出液の少ない創傷を被覆及び保護するために用いる、周縁等が粘着性の透明なポリウレタン等のフィルムをいう。		4-	-	101002028	粘着フィルム
別表第2	803	医04	整形用品	11325000	非固着性創傷被覆・保護材	固着することなく創傷を保護できるように白色ワセリン又は他の物質をコーティング又は含浸させたガーゼ状又はパッド状の被覆材をいう。		4-	-	101002044	非固着性ガーゼ
別表第2	804	医04	整形用品	34082002	局所管理ハイドロゲル創傷被覆・保護材	滲出液の吸収、出血又は体液損失の抑制、及び擦過、摩擦、乾燥、汚染からの創傷の保護のために用いる親水性ポリマー製の局所管理創傷被覆・保護材をいう。		4-	-	101002060	ハイドロコロイド材料
別表第1	382	医04	整形用品	34082003	二次治癒ハイドロゲル創傷被覆・保護材	滲出液の吸収、出血又は体液損失の抑制、及び擦過、摩擦、乾燥、汚染からの創傷の保護のために用いる親水性ポリマー製の二次治癒創傷被覆・保護材をいう。		4-	-	101002060	ハイドロコロイド材料

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	805	医04	整形用品	37298002	局所管理生理食塩液含有創傷被覆・保護材	創傷の生物学的洗浄の促進及び自己融解デブリドマンの補助を目的とする、高張生理食塩液を含有する局所管理創傷被覆・保護材をいう。		4-	-	101002060	ハイドロコロイド材料
別表第1	383	医04	整形用品	37298003	二次治癒生理食塩液含有創傷被覆・保護材	創傷の生物学的洗浄の促進及び自己融解デブリドマンの補助を目的とする、生理食塩液を含有する二次治癒創傷被覆・保護材をいう。		4-	-	101002060	ハイドロコロイド材料
別表第1	384	医04	整形用品	34614000	抗菌性創傷被覆・保護材	創傷の被覆に用いるため、殺菌剤・抗菌剤を含浸した滅菌済みの織布又は細片をいう。		4- / 1 3	-	101002103	抗菌性材料
別表第1	385	医04	整形用品	32376000	吸収性ガーゼ	手術中に使用して身体に吸収することを目的とする、酸化セルロースから成る軽く織目の粗い滅菌ガーゼをいう。		6-	-	101002129	吸収性創傷被覆・保護材(生体由材料を)
別表第1	386	医04	整形用品	34615100	吸収性創傷被覆・保護材	生体工学的材料から成る、創傷を保護し治癒に伴い皮膚内に吸収される創傷被覆・保護材をいう。		4- / 1 4	-	101002129	吸収性創傷被覆・保護材(生体由材料を)
別表第1	387	医04	整形用品	34615200	コラーゲン使用吸収性創傷被覆・保護材	生体工学的材料から成る、創傷を保護し治癒に伴い皮膚内に吸収されるコラーゲン使用創傷被覆・保護材をいう。		4- / 1 4	-	101002129	吸収性創傷被覆・保護材(生体由材料を)
別表第2	806	医04	整形用品	10516000	熱傷キット	度又は度の熱傷を治療するために組み合わせ用いる、包帯剤、抗生物質等の必要品を集めたパッケージをいう。		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第2	807	医04	整形用品	11323002	局所管理フォーム状創傷被覆・保護材	滲出液が多量な創傷を被覆するために用いる、親水性フォーム製の局所管理用の高吸収性パッドからなる創傷被覆・保護材		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第1	388	医04	整形用品	11323003	二次治癒フォーム状創傷被覆・保護材	滲出液が多量な創傷を被覆するために用いる、親水性フォーム製の二次治癒用の高吸収性パッドからなる創傷被覆・保護材		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第2	808	医04	整形用品	13886000	手術用パッキング	通常、ロール状で提供される滅菌ガーゼをいう。1/4インチ、1/2インチ等の様々な巾がある。本器具は管理された方法(通常、内用又は外用)で治療する必要のある外科切開口に詰めるた		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第1	389	医04	整形用品	15319000	植皮部・探皮部創傷被覆・保護材	熱傷、植皮部及び探皮部等の各種創傷の被覆及び保護を目的とする。マイラー又は他素材から成る非吸収性の非固着性シー		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第1	390	医04	整形用品	34059000	創傷被覆・保護材キット	創傷を被覆するために必要な各種器具、被覆・保護材、医薬品等を予め包装したキット、トレー又はセットをいう。		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第1	391	医04	整形用品	34083000	相互作用性創傷被覆・保護材	直接または間接的に身体組織と相互作用することにより創傷又は熱傷の治癒を積極的に促進することを目的とする、合成又は天然素材から成る滅菌済創傷被覆・保護材をいう。		4- / 1 4	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第1	392	医04	整形用品	36226000	深部体腔創傷被覆・保護材	筋・骨に至る深い創傷の管理に用いる、天然又は合成素材から成る創傷被覆・保護材をいう。		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第1	393	医04	整形用品	37275000	加温・密封性創傷被覆・保護材	環境中の空気及びバクテリアへの暴露を防ぐために創傷を密閉する創傷被覆・保護材をいう。創傷の治癒を促進するために本材を加温する。		4-	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第1	384	医04	整形用品	35717003	非吸収性人工靭帯	欠損又は損傷した靭帯構造の機能回復のために置換又は修復を目的とした植込み型器具をいう。本品は非吸収性材料製で		8	-	101004006	組織代用合成繊維布
別表第1	125	医04	整形用品	35717004	吸収性人工靭帯	欠損又は損傷した靭帯構造の機能回復のために置換又は修復を目的とした植込み型器具をいう。本品は吸収性材料製であ		7-	-	101004006	組織代用合成繊維布
別表第1	395	医04	整形用品	36111003	非吸収性バンド型胃形成術用補綴材	再建・機能のために胃の一部に植え込む非吸収性の器具をいう。本品は特定の位置に植え込むパーツからなる。		8	-	101004006	組織代用合成繊維布
別表第1	126	医04	整形用品	36111004	吸収性バンド型胃形成術用補綴材	再建・機能のために胃の一部に植え込む吸収性の器具をいう。本品は特定の位置に植え込むパーツからなる。		7-	-	101004006	組織代用合成繊維布
別表第1	396	医04	整形用品	70267000	非吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材	脆弱化もしくは欠損した胸壁、腹壁又はヘルニアの修復に用いる非吸収性合成繊維製の器具をいう。		8	-	101004006	組織代用合成繊維布
別表第1	127	医04	整形用品	70268000	吸収性ヘルニア・胸壁・腹壁用補綴材	脆弱化や欠損した胸壁、腹壁又はヘルニアの修復に用いる吸収性の器具をいう。非吸収性材料が含まれる場合もある。		7-	-	101004006	組織代用合成繊維布
別表第1	128	医04	整形用品	35895100	吸収性局所止血材	止血のために、外科切開口、皮膚創傷又は内部構造に適用する、身体に吸収される素材からなる器具をいう。		8-	-	101006000	吸収性局所止血材
別表第1	129	医04	整形用品	35895200	コラーゲン使用吸収性局所止血材	止血のために、外科切開口、皮膚創傷又は内部構造に適用する、身体に吸収される素材からなるコラーゲン使用器具をいう。		8- / 14	-	101006000	吸収性局所止血材
別表第1	130	医04	整形用品	33492000	アルブミン使用接着剤	1つの組織の表面を他の組織表面又は材料に固着させるために用いる汎用のアルブミン含有試薬をいう。		14	-	101008004	外科用接着剤
別表第1	131	医04	整形用品	33511000	動脈瘤形成術用組織接着剤	嚢を接着・閉鎖する方法で動脈瘤を修復するために用いる膠又は樹脂等の物質をいう。		8-	-	101008004	外科用接着剤

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	132	医04	整形用品	34164100	軟組織接合用接着剤	傷の治癒を促進させるために傷口の接着に用いる生体適合性の接着剤をいい、アクリル酸塩又は他の合成物質より成る。		8-	-	101008004	外科用接着剤
別表第1	133	医04	整形用品	34164200	コラーゲン使用軟組織接合用接着剤	傷の治癒を促進させるために傷口の接着に用いる生体適合性のコラーゲン使用接着剤をいい、アクリル酸塩又は他の合成物質より成る。		8- / 14	-	101008004	外科用接着剤
別表第3	448	医04	整形用品	35531000	単回使用汎用サージカルドレーブ	手術室やカテーテル処置室の汚染(器具やテーブルの上)から外科切開部位や術野を隔離するために、保護的なカバー又は障壁として用いる不織布製の用具をいう。本品は患者を手術中の熱、炎又は他の形態のエネルギーから保護するためにも使用する。本品は単回使用である。		1	-	101010001	滅菌済み手術用不織布製品
別表第3	449	医04	整形用品	36008000	レーザ抵抗性サージカルドレーブ	典型的な外科的レベルのレーザエネルギーに対する保護を目的とした材料で特別な加工又はコーティングを施したサージカルドレーブをいう。器具、装置又は患者の保護に用いること		4	-	101010001	滅菌済み手術用不織布製品
別表第3	450	医04	整形用品	33056000	ギプス包帯	骨折、疾患のある関節又は疼痛のある捻挫を固定するために、固い被覆保護材(ギプス包帯)を構成するプラスチック、ガラス繊維、石膏等の用具をいう。		1	-	101012005	ギプス包帯
別表第3	451	医05	副木	13544000	足指セパレータ	フレーム又はプレートに取り付けた個々のU字型チャンネル又はU字型チャンネルのセットからなる器具で、個々の趾節骨を一定の位置に保持するために用いるものをいう。		1	-	101014009	副木
別表第3	452	医05	副木	13565000	腱膜瘤防護具	親指の基底に形成された腱膜瘤を防護するために用いるパッドをいう。		1	-	101014009	副木
別表第3	453	医05	副木	16210000	手・指用副木	損傷した手又は指を固定するために用いる器具をいう。		1	-	101014009	副木
別表第3	454	医05	副木	32302000	伸縮式手足用副木	腕又は脚の周囲に設置し膨張させて手足を固定するスリーブをいう。		1	-	101014009	副木
別表第3	455	医05	副木	34005000	鼻腔内副木	中央面で2つの鼻腔を分ける隔壁の置換又は修復に用いる生体材料又は合成材料製の器具をいう。		1	-	101014009	副木
別表第3	456	医05	副木	35354000	成形副木	損傷した身体部位を固定するために用いる器具をいう。身体に合うよう予め成形されている。		1	-	101014009	副木
別表第3	457	医05	副木	35357000	単回使用パッド入り副木	身体の損傷部位を固定するために用いるパッド入り器具をいう。本品は単回使用である。		1	-	101014009	副木
別表第3	458	医05	副木	35358000	真空成型形式副木	受傷した身体部分を固定するために用いる器具をいう。受傷した部位の周囲に設置して本品から空気を抜くことによって固定		1	-	101014009	副木
別表第3	459	医05	副木	35411000	体外式鼻用副木	骨折又は治療した鼻骨を支持するために用いる器具をいう。本器具は鼻の外側でヘルニアバンド様の支持器として機能する。		1	-	101014009	副木
別表第3	460	医05	副木	36204000	成型型副木	損傷した身体部位を固定するために用いる器具をいう。身体に合うよう形造る。		1	-	101014009	副木
別表第2	809	医04	整形用品	10459000	ボーンワックス	術中に骨からの出血を遮断するために用いる含ろうスティック、ペースト、ソース又は軟膏をいう。以前は精製した密ろうを原料としていたが、現在では合成ろうから作ることができる。		7	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第3	461	医04	整形用品	11322001	熱傷被覆・保護材	熱傷皮膚を被覆及び保護し、熱傷部位の滲出液を吸収するために用いる幅広の層状ガーゼパッドをいう。		4	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	397	医04	整形用品	11322003	コラーゲン使用熱傷被覆・保護材	熱傷皮膚を被覆及び保護し、熱傷部位の滲出液を吸収するために用いる幅広のコラーゲン使用層状ガーゼパッドをいう。		4 / 14	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第3	462	医04	整形用品	11751000	綿状創傷被覆・保護材	創傷を被覆するために用いる、柔らかくふわふわした綿状の塊から成るパッドをいう。		4	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	398	医04	整形用品	16073000	眼瞼癒着防止リング	眼瞼の眼球への癒着を防止するために用いる機器をいう。例えば、緑内障などの場合、創面を分離させておくために用いることがある。高分子材料製のものもあれば、単純な粘膜グラフトの		5-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第3	463	医04	整形用品	31071000	皮膚バリア粘着プレート	外部の汚染物質から皮膚部位を保護するために皮膚に粘着する器具をいう。		4	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	399	医04	整形用品	32814000	眼科手術用クリップ	治癒を促進するか眼の小血管からの出血を予防するために、永久的又は一時的に植え込むために用いる眼科用留め金具をいう。例えば、タンタルなどの可鍛金属を用いることがある。		8	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	400	医04	整形用品	33385003	神経用カフ	神経を包み込み、この神経の修復を促進するために用いるシリコンゴム製のシース等の器具をいう。癒痕組織の上皮増殖防止のほか、腫瘍形成を予防するために神経端を覆う等の目的		8	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	134	医04	整形用品	33385004	中枢神経用カフ	中枢神経を包み込み、この神経の修復を促進するために用いるシリコンゴム製のシース等の器具で、癒痕組織の上皮増殖防止のほか、腫瘍形成を予防するために神経端を覆う等の目的		8-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第3	464	医04	整形用品	34084000	圧迫性被覆・保護材	体液の貯留予防を目的に、患部に圧力を加えるために用いる被覆材をいう。最も一般的には植皮部、及び熱傷治療に用い		1	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	135	医04	整形用品	34212000	癒着防止吸収性バリア	外科的に埋め込む生体吸収性の器具をいう。臓器や体内部位が他の体内部位に対して異常な線維性の癒着をしないよう予防するために用いる。		7-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	401	医04	整形用品	34234003	体内用血管カフ	血管を覆い、更なる損傷を防ぐために静脈瘤等の治療に用いるシース型の器具をいう。通常、高分子材料製である。		8	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	136	医04	整形用品	34234004	中心循環系血管用カフ	中心循環系血管を覆い、更なる損傷を防ぐために静脈瘤等の治療に用いるシース型の器具をいう。通常、高分子材料製である		8-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第2	810	医04	整形用品	35118000	切開・ドレナージキット	身体に開口部を造りドレーンを配置するために用いる外科用メス及びチューブを含む用具を集めたパッケージをいう。本品は単回使用である。		6	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	137	器07	内臓機能代用器	35273100	ウマ心膜パッチ	心中隔欠損又は心筋組織損傷の閉鎖及び修復に用いる器具をいう。ウマ心のう膜からなる。		8-	-	140208001	血管修復材料
別表第1	138	器07	内臓機能代用器	35273400	コラーゲン使用心筋パッチ	心中隔欠損又は心筋組織損傷の閉鎖及び修復に用いるコラーゲン使用器具をいう。通常、ポリテトラフルオロエチレン又はポリエステルなどの合成物質から作られるが、動物由来(コラーゲンを含む)のものもある。		8- / 14	-	140206023	合成繊維製人工血管
別表第1	402	医04	整形用品	35660000	眼筋スリーブ	眼筋の包み込み又は分離に用いる合成材料製の機器をいう。		8	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第3	465	医04	整形用品	36093000	熱傷用ラップ	熱傷センター又は病院へ運ぶ途中の熱傷患者の外傷を覆い、状態を維持するために用いる非滅菌の被覆材をいう。本材は、救急現場での使用を目的とし、熱傷部位を冷し、湿潤を保ち、熱傷の進行を止め、外傷を最小限にし、汚染を防止するために用いる。本材をジェルで覆うことも可能であり、各種(タオルからシーツの大きさ等)のサイズがある。		4	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	403	医04	整形用品	36237100	涙点プラグ	涙点開口部に挿入して涙の流出を防ぐ器具をいう。例えば、ドライアイ患者に用いることがある。		8	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	404	医04	整形用品	36237200	コラーゲン使用涙点プラグ	涙点開口部に挿入して涙の流出を防ぐコラーゲン使用器具をいう。例えば、ドライアイ患者に用いることがある。		8 / 14	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	405	器07	内臓機能代用器	38572003	非中心循環系心血管用パッチ	脆弱な脈管帯の強化のために、又は術中に作製した非中心循環系動脈開口部の閉鎖のために用いる植込み型血管外器具をいう。通常、ポリエステル又はポリテトラフルオロエチレン製である		8	-	140206023	合成繊維製人工血管
別表第1	139	器07	内臓機能代用器	38572100	中心循環系心血管用パッチ	脆弱な脈管帯の強化のために、又は術中に作製した中心循環系動脈開口部の閉鎖のために用いる植込み型血管外器具をいう。通常、ポリエステル又はポリテトラフルオロエチレン製である		6-	-	140206023	合成繊維製人工血管
別表第1	140	器07	内臓機能代用器	38572400	コラーゲン使用心血管用パッチ	脆弱な脈管帯の強化のために、又は術中に作製した動脈開口部の閉鎖のために用いるコラーゲン使用植込み型血管外器具をいう。通常、ポリエステル又はポリテトラフルオロエチレン製である		8- / 14	-	140206023	合成繊維製人工血管
別表第1	406	医04	整形用品	70269000	非吸収性歯周組織再生用材料	歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布、充填等によって口腔内の患部に適用される非吸収性材料をいう。医薬品を含有することがある。		8	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第1	141	医04	整形用品	70270000	吸収性歯周組織再生用材料	歯周組織の再生を図る目的で、被覆、塗布、充填等によって口腔内の患部に適用される吸収性材料をいう。医薬品を含有することがある。		7-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	407		医04 整形用品	70271000	非吸収性骨再生用材料	骨組織の再生を図る目的で、被覆、塗布、充填等によって患部に適用される非吸収性材料をいう。吸収性又は生物学的効果を意図するものを除く。医薬品を含有したり、生物由来原材料を使用したりすることがある。		8	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料	
別表第1	142		医04 整形用品	70272000	吸収性骨再生用材料	骨組織の再生を図る目的で、被覆、塗布、充填等によって患部に適用される吸収性材料をいう。生物学的効果を意図したり、医薬品を含有したり、生物由来原材料を使用したりすることがある。		7-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料	
別表第3	466		医04 整形用品	70273000	皮膚接合用テープ	皮膚創部の閉鎖、接合又は補強等に用いる、片面を粘着剤でコーティングした布又はプラスチック製のテープをいう。		1	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料	
別表第1	143		医04 整形用品	70274000	歯科用コラーゲン使用骨再生材料	骨組織の再生を図る目的で被覆、塗布、充填等によって口腔内の患部に適用される材料で、コラーゲンを含有するものをいう。		8- / 14	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料	
別表第1	144		医04 整形用品	70275000	ブタ歯胚組織使用歯周組織再生用材料	歯周組織の再生を図る目的で被覆、塗布、充填等によって口腔内の患部に適用される材料で、ブタ歯胚組織由来成分を含有するものをいう。		8-	-	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料	
別表第2	811	699	器33 気胸器及び気腹器	32620000	腹部減圧チャンバ	妊娠又は分娩時の腹痛緩和を目的として、妊婦の腹圧を低下させるために用いるフード型の装置をいう。		9	該当	109904001	気腹器	
別表第2	812	700	器33 気胸器及び気腹器	70276000	腹腔鏡用ガス気腹装置	腹腔に圧力調節したガスを注入して腹腔を拡張させるために用いる専用の装置をいう。検査又は手術領域の拡大を支援する。ガス漏れの補正によってガス圧を平衡状態に維持するものもある。		2 / 11	該当	109904001	気腹器	
別表第2	813		器51 医療用嘴管及び体液誘導管	14099000	上気道用気管切開キット	上気道の閉塞を解消して呼吸を促進するために、気管に開口部を作製してチューブを挿入する場合に用いる手術器具及び他の用品一式を含むキットをいう。これは、首の前部にある気管における人工気道の外科的作製である。		7	-	100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテーテル	
別表第2	814		器51 医療用嘴管及び体液誘導管	15028000	輪状甲状膜切開キット	上気道閉塞の緊急救援の目的で気道を確保するために皮膚及び輪状甲状膜を切開するために必要な種々の器具を含むパッケージキット、セット又はトレイをいう。創傷被覆・保護材及び医薬品等を含むものがある。		6	-	100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテーテル	
別表第2	815		医04 整形用品	16065000	眼科用コンフォーマ	通常、成形プラスチックから作られ、眼球摘出後の治療時に眼窩の空間を保持し閉鎖又は癒着を防ぐために、眼球と眼瞼との間に一時的に挿入することを目的とした眼科用機器をいう。		7	非該当	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	816		器06 呼吸補助器	16160000	アナフィラキシー用救急キット	患者がアナフィラキシーショック状態になったときに緊急に必要なもの(医薬品、気管チューブ等)を含む専用のキットをいう。アナフィラキシーショック状態では、通常、アレルギー反応(息切れ、発疹、喘鳴、低血圧)がみられる。キットに含む用品の一部を補充、洗浄又は交換し、キットの内容を点検した後、再使用で使用する。		5-	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	817		器43 医療用つち	32873000	手術用タンブ	近位にハンドルをもち、軸と、通常、長方形で鈍い遠位端からなる手持型の手術器具をいう。外科的処置時に組織又は他の物質を包むことを目的としている。		6	非該当	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	818		器74 医薬品注入器	33595000	産科用麻酔キット	陣痛・分娩時に局所ブロックを行うために用いる注射針、カテーテル、注射筒、滅菌ガーゼ、皮膚消毒薬、局所麻酔薬等の器具用品一式を含むキットをいう。		6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第3	467		(空欄)	(空欄)	33961001	単回使用クラス 処置キット	一般的な処置を行うために必要なクラス の各種器具、被覆保護材及び医薬品の全てを含む、プレパッケージされたキットをいう。本品は単回使用である。		6-	-	109999003	他に分類されない処置用機器
別表第2	819		(空欄)	(空欄)	33961002	単回使用クラス 処置キット	一般的な処置を行うために必要なクラス が最も高い各種器具、被覆保護材及び医薬品の全てを含む、プレパッケージされたキットをいう。本品は単回使用である。		6	-	109999003	他に分類されない処置用機器
別表第1	408		(空欄)	(空欄)	33961003	単回使用クラス 処置キット	一般的な処置を行うために必要なクラス が最も高い各種器具、被覆保護材及び医薬品の全てを含む、プレパッケージされたキットをいう。本品は単回使用である。		6-	-	109999003	他に分類されない処置用機器
別表第1	145		(空欄)	(空欄)	33961004	単回使用クラス 処置キット	一般的な処置を行うために必要なクラス が最も高い各種器具、被覆保護材及び医薬品の全てを含む、プレパッケージされたキットをいう。本品は単回使用である。		8-	-	109999003	他に分類されない処置用機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	820	器74	医薬品注入器	34840000	腕神経叢麻酔キット	上肢の神経ブロック(鎖骨上神経、肩甲骨間神経、鎖骨下神経、腋下心神経、腕神経叢)に用いる注射針、注射筒、滅菌ガーゼ、皮膚消毒薬等の器具一式が含まれているキットをいう。末梢神経刺激装置とともに使用する必要があるものもある。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	821	器74	医薬品注入器	34841000	仙骨麻酔キット	仙骨又は仙骨管に局所麻酔薬を注射するために用いる器具一式が含まれているキットをいう。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	822	器74	医薬品注入器	34842000	硬膜外麻酔キット	硬膜外腔に麻酔薬を注射するために必要な器具一式が含まれているキットをいう。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	823	器74	医薬品注入器	34843000	舌咽神経麻酔キット	舌及び咽頭に麻酔薬を投与するために必要な器具一式が含まれているキットをいう。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	824	器74	医薬品注入器	34844000	陰部神経麻酔キット	外性器に麻酔薬を注射するために必要な器具一式が含まれているキットをいう。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第1	409	器74	医薬品注入器	34845000	脊髄麻酔キット	脊髄周囲のくも膜下腔に局所麻酔薬を注入するために必要な器具一式が含まれているキットをいう。	6-	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	825	医04	整形用品	34945000	単回使用環状切除キット	環状切除術に必要な各種の装置、被覆保護材または医薬品を全てプレパッケージしたキット、セット又はトレーをいう。通常、消毒薬、環状切除クランプ、せん刀、及び外科用メス等が含まれる。本品は単回使用である。	6	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	826	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35403000	気管切開キット	進行中の気管切開に用いる器具及び他の用品(タオル、ガーゼ、吸引器、綿棒等)一式が含まれているキットをいう。	7	-	100404061	滅菌済み気管切開チューブ及びカテーテル	
別表第3	468	器22	検眼用器具	35495000	眼内異物除去用磁石	磁性性金属異物を眼から除去するために用いる機器をいう。永久磁石を含む。	6-	非該当	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	827	器06	呼吸補助器	35693000	心肺救急蘇生用救急キット	心肺蘇生(CPR)の実施に必要な器具一式が含まれているキットをいう。救急薬、気管内チューブ、フェースマスク、手動蘇生バッグが含まれている。本品は単回使用である。	6	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	828	器74	医薬品注入器	35888000	サドルブロック麻酔キット	臀部、会陰、大腿の内側に対応する部分の硬膜嚢に麻酔薬を投与するために必要な器具一式が含まれているキットをいう。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	829	器74	医薬品注入器	35905000	喉頭気管麻酔キット	気管の上部及び舌根下の構造に麻酔薬を投与するために必要な器具一式が含まれているキットをいう。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	830	器06	呼吸補助器	36690000	汎用救急蘇生用救急キット	ポータブルケースにバックされたキットで、救急用品(医薬品、気管内チューブ、フェースマスク、人口蘇生器等)を含み、非常時に速やかに使用できるよう保管されるものをいう。本品は病院内に計画的に配置される。救急部門に属する車両に配置され、眼内に少量の空気を注入するために用いる機器をいう。	6	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	831	医04	整形用品	37069000	眼内空気置換装置	眼科手術時に網膜復位又は網膜下液の排除を目的として、眼内に少量の空気を注入するために用いる機器をいう。	6	非該当	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	832	医04	整形用品	37547000	再使用可能な外科処置キット	一般外科処置に必要な種々の器具、創傷被覆・保護材及び医薬品すべてを含むパッケージキット、セット又はトレイをいう。本品は適切な洗浄後に再使用することができる。	6	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	833	器74	医薬品注入器	42325000	子宮頸管傍麻酔キット	麻酔薬とともに用いる消毒薬、注射針、ニードルガイド、注射筒、その他の付属品一式をいう。本品は、陣痛時、分娩時又はその両方に用いる局所ブロック(子宮頸管傍、子宮仙骨、陰部等)を行うために用いる。	6	-	100606995	その他の医薬品注入器	
別表第2	834	器12	理学診療用器具	70277000	超音波プローブ用穿刺針装着器具	超音波プローブ等に穿刺針を装着するために用いる固定用器具をいう。	5-	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	835	医04	整形用品	70278000	植皮用皮膚剥離器	皮膚移植の目的で採皮のために用いる手術器具をいう。手動式又は動力式を含む。	6	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	836	医04	整形用品	70279000	自家植皮拡張器	提供移植片よりも大きな被移植部をカバーする目的で提供移植片を拡張するために用いる機器をいう。提供移植片を様々な拡張比でメッシュする。	6	-	109999003	他に分類されない処置用機器	
別表第2	837	器51	医療用嘴管及び体液誘	70280000	トロカール装着用カフ	体腔内にトロカール、鉗子類、手等を挿入する場合、創縁部を保護するために開創部に装着する柔軟なゴム製のものをいう。	4-	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル	

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	469	器25	医療用鏡	70281000	組織収納サック	内視鏡下の手術で腹腔内に挿入する器具で、分離した組織の分散を防ぎ、組織を隔離・収納するために用いるものをいう。本品は滅菌済みであり、単回使用である。		1	-	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具
別表第3	470	器25	医療用鏡	70282000	組織収納サック用イントロデューサ	体内内への組織収納サックの挿入を補助するために用いる器具をいう。本品は滅菌済みで供給するが、滅菌又は洗浄後、再使用可能である。		1	-	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具
別表第3	471	器76	医療用吸入器	12719000	超音波ネブライザ	患者に吸入させるため、エアロゾル化した水又は医薬品を供給する装置をいう。電子発振器、超音波トランスデューサを内蔵する。発振器回路内の超音波トランスデューサに中・高周波電流を流し、電気信号を機械的振動に変換する。この機械的振動により、微粒子エアロゾルミストが分散する。		2	非該当	120202003	超音波ネブライザー
別表第3	472	器76	医療用吸入器	12716000	加熱式ネブライザ	酸素又は圧縮空気療法によって肺に医薬品を投与するため、加温したエアロゾルミスト(水蒸気又は飛沫)を発生させるために用いる装置をいう。リザーバ、発熱体、コンプレッサ、ネブライザージェットから構成される。		2	非該当	120204007	霧吹式ネブライザー
別表第3	473	器76	医療用吸入器	16529000	投薬用スプレーボトル	噴霧式で医薬品を投与(鼻噴霧等)するために用いる、スプレーノズルの付いた可撓性のスクイズ容器をいう。		5-	非該当	120204007	霧吹式ネブライザー
別表第3	474	器76	医療用吸入器	35113000	非加熱式加湿器	乾燥したガスに水蒸気を添加するために用いるユニットをいう。通常、リザーバ及びチューブ(気流と水とを接触する)を備える。一般に、経鼻カニューレに用いる。		5-	非該当	120204007	霧吹式ネブライザー
別表第3	475	器76	医療用吸入器	35457000	非加熱式ネブライザ	患者に吸入させるため、エアロゾル化した水又は医薬品を供給する装置をいう。エアロゾルを発生させる酸素又は空気源、医薬品のリザーバ、パッフル、コンプレッサを内蔵する。		2	非該当	120204007	霧吹式ネブライザー
別表第3	476	器74	医薬品注入器	32652000	再使用可能な腔用アプリケーション	薬物、製剤の適用による腔の治療に用いること又は他の医療用具を腔に貼付又は適用することを目的とした器具をいう。粉末薬を内部に吹き込むことができる手持型バルブ(手動ポンプ)によって腔に薬剤を導入する。腔炎などの治療に用いる。		5-	非該当	120206001	手動式医薬品散粉器
別表第3	477	器74	医薬品注入器	33466000	耳鼻咽喉科用空気圧式アプリケーション	吹込空気を用いて粉末薬を耳鼻咽喉(ENT)に投与するアプリケーションをいう。本品は再使用可能である。		5-	非該当	120206001	手動式医薬品散粉器
別表第3	478	器74	医薬品注入器	36327000	呼吸ガス混合器	液体の医薬品をエアロゾルとして患者が吸入する空気の中に噴霧するために用いる機器をいう。通常、手で操作する。ネブライザーとは異なり、本品にはパッフルがないため、エアロゾルの粒子径が一定ではない。		2	非該当	120206001	手動式医薬品散粉器
別表第3	479	器76	医療用吸入器	37072000	診断用ネブライザ	喘息の評価に用いる装置をいう。冷気(-10~-20℃)を発生させ、これをマウスピースを介して患者に吸入させて喘息発作を誘発する。気道閉塞の程度を評価し、主治医が適切な治療を		5-	非該当	120299009	その他の医薬品噴霧、吸入用器具
別表第2	838	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35917002	単回使用汎用吸引チップ	外科的処置又は治療中に、吸引を調整・管理するために吸引装置に取り付ける器具をいう。本器具は汎用の吸引チップで、単回使用である。		6	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第1	410	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35917003	ヘパリン使用単回使用汎用吸引チップ	外科的処置又は治療中に、吸引を調整・管理するために吸引装置に取り付けるヘパリン使用器具をいう。本器具は汎用の吸引チップで、単回使用である。		6/13	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第2	839	701 器32	医療用吸引器	41643000	汎用手術用灌流・吸引装置	一般的な手術時に、持続的に洗浄効果を得るため、体腔及び処置部に液体を灌流及び吸引する装置をいう。処置部から組織片、組織、液体等を除去するために用い、処置部を清浄に保ち、観察しやすくするのに支援する。処置時に処置部へのアクセスを容易にするためにも用いることがある。		11	該当	120402005	手術用吸引器
別表第2	840	702 器32	医療用吸引器	36586000	眼科用灌流・吸引ユニット	眼科手術時に、眼及び眼腔領域を液体で灌流すること、及び液体を吸引することを目的とした機器をいう。例えば、施術部位から切片、組織、液体を除去し、清浄性を保ち観察領域を改善することによって術者を支援することがある。白内障手術時に用いることが多い。施術部の偶発的な損傷を防ぐために極低圧で		6	該当	120402021	電気式手術用吸引器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	841	703	器32	医療用吸引器	36777000	電動式吸引器	陰圧を発生させる装置をいい、真空ポンプ、電動機、ゲージ、細菌・水分フィルタ、オーバーフロートラップ、回収ボトル又はキャニスタから構成される。液体又は粒状物質の吸引等の治療に用いる。本品は電動式で、通常、外科手術等の重作業に用いる。搬送中、又は非常時に使用するよう設計されている電		11	該当	120402021	電気式手術用吸引器
別表第2	842	704	器32	医療用吸引器	36894000	脂肪吸引器	適切な陰圧を供給する強力ポンプを備え、脂肪吸引術において皮下脂肪を除去するため専用のカニューレとともに使用する装置をいう。脂肪吸引術は美容術とみなされることが多い。		11	該当	120402021	電気式手術用吸引器
別表第2	843	705	器32	医療用吸引器	37232000	血栓吸引器	心臓及び周囲動脈の血栓除去に用いる陰圧を供給する装置をいう。ベンチュリシステム等によって発生する制御低圧を、目的の動脈に挿入し、予洗したカテーテルを介して供給し、吸引時に血栓を除去することによって機能する。		11	該当	120402021	電気式手術用吸引器
別表第2	844	706	器32	医療用吸引器	33579000	鼻用灌流・吸引装置	洗浄効果を得るため、鼻腔を液体で灌流及び吸引する装置をいう。処置部から組織片、組織、液体等を除去するために用い、処置部を清浄に保ち、観察しやすくするのを支援する。処置時に処置部へのアクセスを容易にするためにも用いることが		11	該当	120402991	その他の手術用吸引器
別表第3	480		器51	医療用嘴管及び体液誘導管	10817000	胸腔排液用装置	吸引チューブに接続された1つ又は2つのチャンパからなるプラスチック装置をいう。胸腔ドレーンに接続し、胸腔から血液、空気、膿状分泌物を除去するために用いる。		1	-	100410040	滅菌済み体内留置排液用チューブ及びカテーテル
別表第2	845	707	器32	医療用吸引器	36787000	胸腔吸引器	肺と胸壁の間の胸郭(胸膜腔)内で回収された大量の体液の除去のため、陰圧を供給する装置をいう。大量の体液は重大な体内の外傷、損傷、手術等によって生じることが多い。		11	該当	120404025	持続的胸腔ドレナージ
別表第2	846	708	器32	医療用吸引器	34860000	低圧吸引器	液体又は粒状物質の吸引等の治療に用いる弱い陰圧(低陰圧)を発生させる装置をいう。新生児の気道障害物除去に使用する場合は、偶発的な外傷を防止するため陰圧の制限が必要である。加圧ガス又は他の方式によって作動するものがある。		11	該当	120404041	低圧持続吸引器
別表第2	847	709	器32	医療用吸引器	32596000	分娩用吸引器	真空中で保持されるカップを利用して胎児の頭部を牽引するために用いる装置をいう。		11	該当	120406003	分娩用吸引器
別表第2	848		器32	医療用吸引器	32671000	妊娠中絶用吸引器	陰圧を利用し、吸引源に接続したカニューレを用いて、経頸管的に子宮から受胎又は月経の産物を吸引するため特別に設計された装置をいう。初期妊娠中絶(通常、12週以内)のため容易に胎児及び胎盤を除去できるよう作製されている。		11	非該当	120406003	分娩用吸引器
別表第3	481	941	器32	医療用吸引器	36607000	ガス圧式吸引器	液体又は粒状物質の吸引等の治療に用いる陰圧を発生させる装置をいう。本品はノズルを通過する加圧ガス(空気又は酸素)によって作動する。通常、ベッドサイド、手術室、麻酔室で使用		1	該当	120408007	手動式医療用吸引器
別表第3	482	942	器32	医療用吸引器	36778000	真空吸引器	病院の医用ガス供給システムから供給される陰圧を利用して、液体又は粒状物質の吸引等の治療に用いる装置をいう。通常、ベッドサイド又は手術室で用いる。		1	該当	120408007	手動式医療用吸引器
別表第2	849		器32	医療用吸引器	32655000	吸引用子宮カテーテル	尖頭部の硬いカテーテルを用いて子宮頸管経路で子宮内に挿入する半剛性又は剛性のプラスチック製や金属製の管状外科器具をいう。カテーテル内のピストンを引くことにより本器具は吸引器として機能する。本品は単回使用である。		6	-	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第3	483		器32	医療用吸引器	33395000	再使用可能な耳科用カテーテル	耳道に挿入して吸引・灌流、又は他の手術器具の挿入の通路を残すために用いる硬質のプラスチック製又は金属製の管状手術器具をいう。本品は洗浄・滅菌後に再使用する。		5-	非該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第3	484		器32	医療用吸引器	34858000	吸引器用キャニスタ	体液の回収のため吸引器とともに使用するキャニスタをいう。本品は単回使用である。通常、プラスチック製で、折り畳んだ状態で提供され、使用前に組み立てるよう個別にパックされているものや、完成品として提供されるものがある。適用される環境法規に従って様々な方法で廃棄する。汚染防止のための逆止		1	非該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第2	850		器32	医療用吸引器	35509000	電気手術用吸引器チップ	電気手術器用に特別に設計された手術部の吸引が可能な専用のチップアタッチメントをいう。電氣的絶縁が可能で、チップ部分で発生する熱に抵抗する素材でできている。通常、単回使用		2-	-	120410004	医療用吸引器の付属品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	851		器32 医療用吸引器	35528000	再使用可能な照明付光ファイバ吸引チップ	手術又は治療時に吸引器具に接続し、吸引を調節又は指示する器具をいう。通常、手術部位がよく見えるように光ファイバ照明を内蔵している。二重腔などさらに灌流機能を備えたものもある。本品は再使用可能である。		2-	非該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第2	852	710	器32 医療用吸引器	37003000	手術用吸引器レギュレータ	吸引器を制御して陰圧の程度を調節するために用いる装置をいう。通常、2つ以上の設定値があり、オペレータ(外科医)がフットスイッチを用いて選択する。通常、神経手術において誤って過度の吸引を避けるために用いる。		2-	該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第2	853		器32 医療用吸引器	37782000	胸腔吸引器レギュレータ	胸腔ドレナージ装置とともに用いる吸引器の吸引量を調節する装置をいう。通常、金属製で、調節機能及び圧力計を備えている。		2-	非該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第2	854	711	器32 医療用吸引器	37783000	気管吸引器レギュレータ	気管分泌物を除去する場合に加える陰圧の量を調節する装置をいう。通常、様々なレベルで連続吸引を行うことができる。金属又はプラスチック製である。吸引圧の監視のため圧力計が内蔵されている。		2-	該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第3	485		器32 医療用吸引器	38476000	吸引器用ボトル	ガラス又はプラスチック製で、トップ又はふたによって密閉でき、体液の回収のために吸引器とともに使用する用具をいう。本品は再使用可能である。		1	非該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第2	855		器32 医療用吸引器	38518000	単回使用照明付光ファイバ吸引チップ	外科的処置又は治療中に吸引を調整及び管理するために吸引装置に取り付ける器具をいう。通常、処置部位の可視化を向上させるために用いる光ファイバ照明を内蔵する。更に、二重内腔等の灌流機能をもつものもある。本品は単回使用である。		7	-	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第3	486		器32 医療用吸引器	38749000	再使用可能な汎用吸引チップ	手術又は治療時に吸引器具に接続し、吸引を調節又は指示する器具をいう。本品は汎用吸引チップで、再使用可能である。		1	非該当	120410004	医療用吸引器の付属品
別表第2	856		器32 医療用吸引器	36107000	脂肪吸引用カテーテル	経皮的に皮下に挿入して、脂肪沈積物の除去中に使用する剛性の管をいう。適切なユニットを用いて吸引を行う。本品は単回使用である。		6	-	120499001	その他の医療用吸引器
別表第2	857		器32 医療用吸引器	36142000	単回使用吸引キット	パックになったキット、トレイ又はセットで、吸引処置に必要な様々な器具、包帯、医薬品を含むものをいう。通常、針生検、吸引、ドレナージに必要な様々な用具を保持できるいくつかの区画がある。通常、トレイの底部に発砲接着剤があり、鋭利物や注射針を置くことができるよう刻み目がある。本品は単回使用である。		6	-	120499001	その他の医療用吸引器
別表第2	858		器32 医療用吸引器	36616000	可搬型吸引器	液体又は粒状物質の吸引等の治療に用いる陰圧を発生させる装置をいう。空気、酸素等の加圧ガス作動式、電池電動式、手・足作動式のものがある。搬送中又は非常時に使用するようモータ又はギヤチェーンを用いて一定の低い速度で尿道に沿って専用のカテーテルを吸引する装置をいう。カテーテルの先端付近に圧トランスデューサを備えているものもあれば、体外トランスデューサによってカテーテルの側孔からデータを記録できるものもある。失禁の検査に用いる。		11	-	120499001	その他の医療用吸引器
別表第2	859		器32 医療用吸引器	36808000	導尿用カテーテル吸引器	モータ又はギヤチェーンを用いて一定の低い速度で尿道に沿って専用のカテーテルを吸引する装置をいう。カテーテルの先端付近に圧トランスデューサを備えているものもあれば、体外トランスデューサによってカテーテルの側孔からデータを記録できるものもある。失禁の検査に用いる。		11	-	120499001	その他の医療用吸引器
別表第2	860		器32 医療用吸引器	37447000	再使用可能な吸引キット	パックになったキット、トレイ又はセットで、吸引処置に必要な様々な器具、包帯、医薬品を含むものをいう。通常、針生検、吸引、ドレナージに必要な様々な用具を保持できるいくつかの区画がある。通常、トレイの底部に発砲接着剤があり、鋭利物や注射針を置くことができるよう刻み目がある。本品は適切な洗浄後、再使用できる。一部の備品を補充する必要がある。		6	-	120499001	その他の医療用吸引器
別表第2	861		器32 医療用吸引器	38561000	腸吸引チューブ	胃腸管を吸引するために用いる単腔又は多腔のプラスチック製や金属製の中空器具をいう。		7	-	120499001	その他の医療用吸引器
別表第2	862		器55 医療用洗浄器	35994000	胃・結腸洗浄ユニット	術前に胃又は結腸を洗浄し、刺激物、毒物を除去するか腔を清浄するために特別に設計された器具をいう。本品は、通常、生理食塩液等の滅菌水の拍動流によって作動する。		5-	-	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第2	863	712	器55 医療用洗浄器	17520000	子宮洗浄ユニット	通常、子宮からの受精卵の採取を容易にするために子宮用に特別に設計された器具をいう。		5-	該当	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	487	943	器55 医療用洗浄器	34628000	電動式生体用洗浄器	身体の一部に適用する液体を噴出する装置をいう。衛生状態の維持又は治療の一環として用いることができる。電動式である。		2	該当	120602023	電動式生体用洗浄器(滅菌されたものを除

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	488		器55 医療用洗浄器	35152000	耳鼻咽喉科用洗浄ユニット	耳鼻咽喉科(ENT)治療で壊死性物質、感染性物質又は異物の除去を目的として治療部位を清浄するために特別に設計された器具をいう。本品は、通常、治療部位の洗浄に用いる整理食塩液等の滅菌水の拍動流によって作動する。		5-	非該当	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第2	864	713	器55 医療用洗浄器	37026000	整形外科用洗浄器	整形外科手術で骨組織又は残留セメントを除去する目的で手術部位を清浄するために用いる器具をいう。通常、生理食塩液などの滅菌液の拍動噴流により作動する。通常、人工関節の植え込み、骨切除又は外科的骨折固定時に用いる。		9	該当	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	489		器55 医療用洗浄器	34629000	滅菌済み手動式生体用洗浄器	身体の一部に適用する液体を噴出する装置をいう。衛生状態の維持又は治療の一環として用いる。滅菌済みの液体を使用し、手動で操作する。		2	非該当	120602049	滅菌済み手動式生体用洗浄器
別表第3	490		器55 医療用洗浄器	34630000	手動式生体用洗浄器	身体の一部に適用する液体を噴出する装置をいう。衛生状態の維持又は治療の一環として用いる。手動式である。		2	非該当	120602065	手動式生体用洗浄器
別表第3	491		器55 医療用洗浄器	35025000	耳洗浄用注射筒	プランジャ付きの注射筒からなる器具で、耳道に灌流液でフラッシュするために用いるものをいう。		5-	非該当	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	492		器55 医療用洗浄器	41599000	鼻用洗浄器	薬剤を直接鼻腔に適用するために用いる器具をいう。ホーン型のカップ・ホルダ等があり、これに鼻の内腔から注入し、粘膜及び鼻の通路を洗浄及び治療する温かい塩水等の治療液を充填		2	非該当	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	493		器55 医療用洗浄器	10406001	一時的使用膀胱洗浄キット	一時的使用を目的として、膀胱を洗浄するために用いる注射器及び他の器具を集めたパッケージをいう。		5-	-	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第2	865		器55 医療用洗浄器	10406002	短期的使用膀胱洗浄キット	短期的使用を目的として、膀胱を洗浄するために用いる注射器及び他の器具を集めたパッケージをいう。		5-	-	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	494		器55 医療用洗浄器	11371000	耳洗浄キット	外耳道を洗浄するために用いる注射器及び他の器具を集めたパッケージをいう。		5-	-	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	495		器55 医療用洗浄器	12304000	口腔洗浄器	創面清掃の目的で処置する部位(窩洞やう窩)を洗浄し、歯及び残留充填材等の破片又は壊死性物質及び感染性物質を除去するために歯科治療で使用するように特別に設計された器具をいう。本品は、典型的には、温度管理された水の拍動流を利用		12	非該当	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	496		器55 医療用洗浄器	14462000	創部洗浄キット	創傷を洗浄するために用いる注射器及び他の器具を集めたパッケージをいう。		5-	-	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第2	866		器55 医療用洗浄器	18033000	手術用噴霧器	手術部の特定の領域から血液を洗浄するため、空気とミストの混合気流を供給する装置をいう。洗浄液を供給する適切なチューブに取り付けることができる、特殊な孔のあるチップであ		2-	-	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	497		器55 医療用洗浄	70283000	消毒剤注入用具	消毒剤を注入する器具をいう。		1	-	120602993	その他の生体用洗浄
別表第3	498		器55 医療用洗浄	70284000	洗浄剤注入用具	洗浄剤を注入する器具をいう。		1	-	120602993	その他の生体用洗浄
別表第3	499		器55 医療用洗浄器	70285000	歯科電動式洗浄器	口腔内の外科手術後、生理食塩液を小型ガスボンベ又はコンプレッサの空気圧により噴出させ、患部を洗浄する器具をいう。		12	非該当	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第3	500		器55 医療用洗浄器	35424000	器具除染用洗浄器	再使用可能な手術器具、麻酔器具、靴、及び他の手術用具の(化学的又は加熱)除染・消毒のために用いる洗浄器をいう。乾燥機能を内蔵したものもある。		2	非該当	120604001	器具洗浄器
別表第3	501		器55 医療用洗浄器	11297000	洗浄器キット	患者・ユーザーの身体の特定の部分又は部位の処置を行うために洗浄器ユニット又は装置とともに用いるパッケージ品をい		1	-	120699003	その他の医科用洗浄器
別表第3	502		器55 医療用洗浄器	17131000	骨粉収集器	整形外科手術時の鋸引き、リーミング、穿孔、ラスピング等により生じた骨片を収集するために用いる容器をいう。関節領域内に骨粉を残すのは、術後可動不能を来す骨肥大を引き起こす可能性が高いため好ましくない。		1	-	120699003	その他の医科用洗浄器
別表第3	503		器01 手術台及び治療台	35394000	整形外科用手術台	調節可能な台で、上肢又は下肢の整形外科的処置時に、患者の身体を支持する上界面と患者の四肢の牽引を支持・実行するための特別な装置を備えたものをいう。本品の特別な機能を利用して、位置の調整等を行い、正しい位置に固定することが		1	非該当	120802025	手動式手術台
別表第3	504		器01 手術台及び治療台	36618000	婦人科用手術台	婦人科領域の手術用に特別に作製された手術台をいう。		1	非該当	120802025	手動式手術台

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	505		器01 手術台及び治療台	13958000	汎用診断・処置用テーブル	診断、処置のために用いる一般用テーブルをいう。これは、ある基本機能(例えば、患者を持ち上げたり、降ろしたり、傾けたりすること)に適しているかもしれない。このテーブルは、診察室、医師の手術室で使用される。		12	非該当	120802083	電動式治療台
別表第3	506	944	器01 手術台及び治療台	36611000	カラム手術台システム	取り外し可能なテーブルトップ(適合する運搬台車で搬送される)の導入及び取り付けのため、手術室に設置する永久又は半永久カラムをいう。		12	該当	120802041	電動式手術台
別表第3	507	945	器01 手術台及び治療台	36867010	汎用手動式手術台	手術が必要な部位の大部分に適応するように改良された完全移動型手術台(汎用)をいう。手動式、油圧式のものがある。		1	該当	120802025	手動式手術台
別表第3	508	946	器01 手術台及び治療台	36867020	汎用電動式手術台	手術が必要な部位の大部分に適応するように改良された完全移動型手術台(汎用)をいう。コンセント電源式、電池電源式のものがある。		12	該当	120802041	電動式手術台
別表第3	509		器01 手術台及び治療台	37225000	眼科用手術台	眼科手術時に患者の身体を支持するために特別に設計された機器をいう。例えば、手術時に患者の身体を支持及び固定することにより外科医が最適に接近することができるものがある。テーブル面の幅を狭くすることにより、外科医が中心線まで手を伸ばすことができるものもある。本品は身体の手術には適さ		12	非該当	120802041	電動式手術台
別表第3	510	947	器01 手術台及び治療台	37325000	手術台システム	完全な手術台設備を構成するいくつかのコンポーネントからなるシステムをいう。テーブルトップの交換、患者の位置変換、手術室への患者の搬入出ができる。通常、カラム、取り外し可能なテーブルトップ、台を操作するためのリモコン、搬送台車から		12	該当	120802041	電動式手術台
別表第3	511		器01 手術台及び治療台	13960000	分娩台	調節可能な診療・処置台で、陣痛・分娩時及び妊娠に関連した他の診療・処置時に、女性の体位を適切な位置に支持することを目的としたものをいう。通常、脚固定器、引き手、後産用容器		1	非該当	120802067	手動式治療台
別表第3	512		器01 手術台及び治療台	15732000	分娩用ベッド	陣痛分娩時に使用することを目的として設計されたベッドをいう。本品は付属品を取り付けることができる。		1	非該当	120802067	手動式治療台
別表第3	513		器01 手術台及び治療台	36065000	婦人科用診療・処置台	婦人科領域の診療及び処置時に、女性の体位を適切な位置に支持するために用いる調節可能な診療・処置台をいう。		1	非該当	120802067	手動式治療台
別表第2	867		器01 手術台及び治療台	11585000	耳鼻咽喉科用治療ユニット	耳鼻咽喉科(ENT)領域の診療又は処置時に患者を支持するために用いるユニットをいう。診療又は処置のため特別な機能を備えている。通常、システム及び設備(吸引・通気装置、器具用引き出し、診療鏡ヒータ等)の一部として、台又は椅子が組み込		11	非該当	120802083	電動式治療台
別表第3	514		器01 手術台及び治療台	15723000	眼科診療・処置用椅子	眼科検査、治療又は手術時に用いる椅子をいう。例えば、患者への接近を容易にし、快適性を与えるために患者を座位、半座位又は半横臥位にするために用いることがある。上げ下げの機能を備え、自立式のものあれば、診断用テーブルユニットに接続するものもある。		12	非該当	120802083	電動式治療台
別表第3	515	948	器01 手術台及び治療台	36685000	呼吸停止治療台	吸引器、酸素供給装置、熱源(上部の赤外線灯、下部の乳児用の加温パッド等)を備えた台をいう。出生時に自発呼吸がなく、酸素欠乏状態の新生児の救急蘇生に用いる。		12	該当	120802083	電動式治療台
別表第3	516		器01 手術台及び治療台	13969000	泌尿器科用診察台	固定式の台座で支持された適切な(金属、プラスチック等)上面を備える調節可能な診療・処置台をいう。ニークラッチ及び引き手を備え、手動又は電気コントロールを用いて、機械、電気機械、油圧システムによって昇降及び傾斜させることができる。洗浄容器及び器具トレイ用の支持具を備えるものもある。本品は、泌尿器科領域の診療、膀胱鏡検査、経尿道的手術、尿道の開放手術時に、患者の体位を適切な位置に支持するもので		1	非該当	120802067	手動式治療台
別表第3	517		器01 手術台及び治療台	36165000	肛門科用診察台	通常、膝・肘掛け及びかかとあぶみを備える調節可能な診療・処置台をいう。肛門周囲の診療及び処置時に、患者の背部が露出される適切な位置で患者の身体を支持することを目的とし		1	非該当	120802067	手動式治療台
別表第3	518		器02 医療用照明器	37332000	手術用照明装置	2つ以上のライトヘッドが独立した回転式アームに取り付けられた照明装置をいう。ライトヘッドの組み合わせは同サイズ又は異なるサイズであり、手術室照明器と診療室照明器を組み合わせたものもある。カメラ取り付け又は他の機器のための設備を		1	非該当	120804003	医療用照明器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	519	949	器02 医療用照明器	12282000	手術用照明器	様々な深さや小さい切開部から、低コントラストの小さい物体を最良に可視化するために長時間にわたり手術部を照明する照明器をいう。本品は照明に加えて、影を減らし、色の誤認を最小限にする。通常、ランプヘッドにある光源から供給される光により作動する。通常、光源は電球、リフレクタ又は鏡によって光		1	該当	120804029	手術用照明器
別表第3	520		器02 医療用照明器	12276000	診療用照明器	患者の診療及び治療時に用いる照明器をいう。本品は天井又は床等に固定される。複数のライトヘッドからなる照明システムの一部をなすものもある。		1	非該当	120804045	診療用照明器
別表第3	521		器02 医療用照明器	12804000	眼科用徹照器	透光法により口腔前庭を通じて眼の裏面(網膜)を検査するために用いる眼科用機器をいう。		12	非該当	120804045	診療用照明器
別表第3	522		器02 医療用照明器	15288000	エントプスコープ	眼の透光体の検査に用いる眼科用機器をいう。		12	非該当	120804045	診療用照明器
別表第3	523		器02 医療用照明器	36843000	移動型診療用照明器	診療用照明器の全ての特性を備える照明器をいう。パンタグラフ式カウンタバランスアセンブリを備えることが多い。通常、軽症の診療及び治療時に用いる。ある場所から別の場所へ容易に移動できるよう設計されている。		1	非該当	120804045	診療用照明器
別表第3	524		器02 医療用照明器	11963000	額帯灯	手術者の頭部に装着するよう設計された装置(ランプ)をいう。バンド又はヘルメットフレームに取り付けて手術者の前頭部に配置し、手術、診断、治療中に視野を直接照明するものである。通常、拡大レンズ、反射器、光ファイバケーブル(冷光の送達又は電池パックからの電源供給用)の接続部から構成され		1	非該当	120804061	額帯鏡
別表第3	525		器02 医療用照明器	32261000	一般外科・形成外科用鏡	本品の前に置いた物体の虚像を表示する器具で、一般外科・形成外科手術時に医師を支援するために用いるものをいう。		1	非該当	120804061	額帯鏡
別表第3	526		器02 医療用照明器	32707000	眼科用鏡	眼及び関連構造を検査することができるように光線を投射する鏡をもつ眼科用機器をいう。例えば、ヘッドバンドに取り付けた円形・凹面鏡のものがある。		1	非該当	120804061	額帯鏡
別表第3	527		器02 医療用照明器	33431000	耳鼻咽喉科用鏡	耳鼻咽喉科(ENT)診療の目的で、拡散しない光を反射して本品の前に置いた物体の虚像を形成するように表面を十分に磨いた器具をいう。ヘッドバンドの反対側に細いハンドルをもつ。		1	非該当	120804061	額帯鏡
別表第3	528		器02 医療用照明器	34637000	耳鼻咽喉科用額帯鏡	診察の目的で鼻又は喉頭等の腔に光束を投射するために用いるヘッドバンドに円形凹面鏡を取り付けた器具をいう。		1	非該当	120804061	額帯鏡
別表第3	529		器02 医療用照明器	32037000	汎用光源	一般手術又は診療に用いる強い光(冷光ということが多い)を発生させる装置をいう。光は直接又は通常、光ファイバケーブルを介して接続された治療用装置(ヘッドライト、顕微鏡、内視鏡等)に送られる。ただし、内視鏡はこの目的のため専用の光		1	非該当	120804999	その他の医療用照明器
別表第3	530		器02 医療用照明器	32241000	光ファイバ手術用照明器	様々な深さや小さい切開部から、低コントラストの小さい物体を最良に可視化するために長時間にわたり手術部を照明する照明器をいう。通常、手術部の外側にある光源から光ファイバ管束を介して供給される光により作動する。天井用又は適切な床用の器具に取り付けられている。		1	非該当	120804999	その他の医療用照明器
別表第3	531		器02 医療用照明器	36761000	透光照明器	検査のために皮膚及び軟組織を照明して半透明にするか又は医療従事者が検査のために軟組織(乳房、陰茎内容物等)を直接観察するために用いる強い光源を備えたランプをいう。		1	非該当	120804999	その他の医療用照明器
別表第3	532		器02 医療用照明器	41238000	耳照明器	耳印象材の通過を制限するために耳道に入れた詰め物の位置を確認する場合など、耳道を照明する装置をいう。		12	非該当	120804999	その他の医療用照明器
別表第2	868	714	器03 医療用消毒器	14413000	除染・滅菌用洗浄器	血液、壊死細胞片等の有機物に汚染された再使用可能な医療装置及び医療用具の洗浄及び滅菌のために用いる洗浄器をいう。通常、温水又は冷水及び洗剤を用いる洗浄サイクルと、次に加熱し汚れをさらに浮かせる蒸気サイクルがある。洗浄水によるすすぎサイクルがこれに続き、蒸気噴射が出る場合もある。蒸気(湿熱)による滅菌が最終サイクルとなる。		15	該当	120806023	高圧蒸気滅菌器
別表第2	869	715	器03 医療用消毒器	35929000	寒天滅菌器	寒天の滅菌及びタッパ専用の滅菌器をいう。寒天は安定剤として又は微生物培養のための増殖培地として用いる海草由来のゼラチン様物質である。滅菌過程では充填及び排水機構も滅菌する必要がある。通常、滅菌媒体として蒸気を利用する。		15	該当	120806023	高圧蒸気滅菌器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	870	716	器03 医療用消毒器	38671000	包装品用高压蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として蒸気を利用し、手術器具等の包装医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806023	高压蒸気滅菌器
別表第2	871	717	器03 医療用消毒器	40547000	未包装品用高压蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として蒸気を利用し、手術器具等の未包装医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806023	高压蒸気滅菌器
別表第2	872	718	器03 医療用消毒器	41450000	液体用高压蒸気滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として湿熱(通常、蒸気)を利用し、密閉容器中の液体を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806023	高压蒸気滅菌器
別表第2	873	719	器03 医療用消毒器	35364000	乾熱滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として湿気の不在下で高温を利用し、手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806049	乾熱滅菌器
別表第2	874	720	器03 医療用消毒器	13740000	エチレンオキサイドガス滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤としてエチレンオキサイドガスを利用し、手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806065	ガス滅菌器
別表第2	875		器03 医療用消毒器	10995000	コンタクトレンズ消毒器	通常、熱によって再使用可能なコンタクトレンズを消毒するために用いる器具をいう。		15	非該当	120806081	煮沸又は蒸気消毒器
別表第2	876		器03 医療用消毒器	31793000	煮沸滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として一定期間沸騰させた水を利用して手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。これは古くからの方法である。		15	非該当	120806081	煮沸又は蒸気消毒器
別表第2	877	721	器03 医療用消毒器	35628000	軟性内視鏡用洗浄消毒器	軟性内視鏡の汚物除去及び消毒用に作製された洗浄器をいう。内視鏡の管腔内に消毒液を循環させるプロセッサを内蔵する。内蔵の乾燥機能を備えるものもある。		15	該当	120806108	ガス又は薬液消毒器
別表第2	878	722	器03 医療用消毒器	35981000	硬性内視鏡用洗浄消毒器	再使用可能な硬性内視鏡の汚物除去及び消毒用に作製された洗浄器をいう。硬性内視鏡の管腔内に消毒液を循環させる機能を内蔵する。内蔵の乾燥機能を備えるものもある。		15	該当	120806108	ガス又は薬液消毒器
別表第2	879	723	器03 医療用消毒器	36253000	冷液滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として滅菌液を利用した手術器具又は軟性及び硬性内視鏡等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。滅菌する器具はトレイ又は桶に入れ、使用する滅菌剤に応じて一定期間浸漬する。		15	該当	120806108	ガス又は薬液消毒器
別表第2	880	724	器03 医療用消毒器	40583000	ホルムアルデヒドガス滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤としてホルムアルデヒドガスを利用し、手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806108	ガス又は薬液消毒器
別表第2	881		器03 医療用消毒器	35435000	紫外線浄水装置	常水に存在する細菌、ウイルス、その他の微生物を殺滅する、短波放射線を発生する殺菌紫外線を利用して水の浄化に用いる装置をいう。		15	非該当	120806126	紫外線殺菌器
別表第2	882	725	器04 医療用殺菌水装置	70286000	殺菌水製造装置	手術者、介助者等が手術前の手洗い用として使用する無菌水(除菌水を含む)を製造する装置をいう。処理方式は、煮沸式、紫外線式、蒸留式、ろ過式及び物質生成式等による。		15	該当	120806140	殺菌水製造装置
別表第2	883	726	器03 医療用物質生成器	36305000	プラズマガス滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤としてプラズマガスを利用し、手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。プラズマとは強力な電気、高周波(RF)又は電磁場によるガス又は蒸気の励起により生成したイオン、電子及び遊離基の反応群をいう。		15	該当	120806993	その他の滅菌器及び消毒器
別表第2	884	727	器03 医療用消毒器	37494000	未包装品用マイクロ波滅菌器	セットとして包装されていない個別の手術器具等を滅菌するために用いる装置をいう。微生物を不活性化するために加熱源としてマイクロ波を利用する。		15	該当	120806993	その他の滅菌器及び消毒器
別表第2	885	728	器03 医療用消毒器	37495000	包装品用マイクロ波滅菌器	セットとして包装された手術器具等を滅菌するために用いる装置をいう。微生物を不活性化するために加熱源としてマイクロ波を利用する。		15	該当	120806993	その他の滅菌器及び消毒器
別表第2	886	729	器03 医療用消毒器	37509000	液体用マイクロ波滅菌器	密封容器等に充填された溶液等を滅菌するために用いる装置をいう。微生物を不活性化するために加熱源としてマイクロ波を利用する。		15	該当	120806993	その他の滅菌器及び消毒器
別表第2	887	730	器03 医療用消毒器	40567000	過酸化水素ガス滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として過酸化水素ガスを利用し、手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806993	その他の滅菌器及び消毒器
別表第2	888	731	器03 医療用消毒器	40571000	二酸化塩素ガス滅菌器	微生物を不活性化する滅菌剤として二酸化塩素ガスを利用し、手術器具等の医療用具を滅菌するために用いる装置をいう。		15	該当	120806993	その他の滅菌器及び消毒器
別表第2	889	732	器28 医療用定温器	35486000	血液用冷蔵庫	全血、血球、血漿等の血液成分を摂氏1-6の温度下で保存するように特別に設計された冷蔵庫をいう。予期しない温度上昇を警告する集中アラームが内蔵されている。		2-	該当	129902029	人全血液保管器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	890	733	器28 医療用定温器	36405000	献血用血液ロッカ	連続振動運動によって血液を均一に保つ装置をいう。通常、献血施設で用い、血液が供血者から採取されて、本品のクレードル型のホルダに入れた献血バッグに注入される間に血液が動いている状態を維持する。		2-	該当	129902029	人全血液保管器具
別表第2	891		器28 医療用定温器	33522000	腸管用バッグ	外科処置中の腸の水分損失を防ぐために一時的に用いる柔軟性のある容器をいう。		2-	-	129902999	その他の保管器具
別表第2	892		器28 医療用定温器	70287000	連続ポータブル腹膜灌流液用加温器	腹腔へ腹膜灌流液を注入する前に灌流液を加温する装置をいう。通常、透析液バッグに直接放射熱源を接触させて加温す		9	-	129902999	その他の保管器具
別表第1	146		器07 内臓機能代用器	35987000	ヒト他家移植組織	同種であるが遺伝型の異なる個体間の組織又は臓器のグラフトをいう。植え込む前に処理を行うものがあり、滅菌するものもあれば滅菌しないものもある。		8- / 14	-	140200005	生体内移植器具
別表第1	147		器07 内臓機能代用器	38745000	ヒト自家移植組織	被移植生物の体内又は身体の別の部位の組織由来のグラフトをいう。		8- / 14	-	140200005	生体内移植器具
別表第1	148		器07 内臓機能代用器	35590000	機械式人工心臓弁	心臓弁の置換に用いる人工心臓弁(機械弁)をいう。通常、後天性又は先天性弁膜症の治療に用い、ボール弁、傾斜ディスク弁(一葉弁)、傾斜ディスク弁(二葉弁)等がある。本品は、シリコーンゴム、Stellite®、テフロン®、ポリプロピレン又はダクロン®等の様々な材料で構成される。		8-	-	140202025	機械的人工心臓弁
別表第1	149		器07 内臓機能代用器	35591010	ウシ心のう膜弁	心臓弁の置換に用いる人工心臓弁(ウシ心のう膜弁)をいう。通常、後天性又は先天性弁膜症の治療に用い、主にウシ心のう膜の材料で構成される。		8- / 14	-	140202041	生体人工心臓弁
別表第1	150		器07 内臓機能代用器	35591020	ブタ心臓弁	心臓弁の置換に用いる人工心臓弁(豚心臓弁)をいう。通常、後天性又は先天性弁膜症の治療に用い、主に豚弁の材料で構成される。		8- / 14	-	140202041	生体人工心臓弁
別表第1	151		器07 内臓機能代用器	35644000	弁形成リング	弁膜閉鎖不全の再建治療のために僧帽弁又は三尖弁の周囲に植え込む硬性又は軟性の器具をいう(弁リング)。		8-	-	140202067	人工弁輪
別表第3	533		器07 内臓機能代用器	17703000	人工心臓弁用サイザ	心臓弁置換術時に手で用いる外科用器具で、適切なサイズの人工心臓弁を植え込む開口部を測定することができる。		5-	-	140202083	人工心臓弁サイザー
別表第2	893		器07 内臓機能代用器	70288000	人工弁ローテータ	心臓弁置換術で用いる外科用器具をいう。人工弁の流路の向きを変更するために使用する。		6	-	140202995	その他の人工心臓弁及び関連機器
別表第1	152		器07 内臓機能代用器	12913000	植込み型心臓ペースメーカー	皮下の外科的に作製したポケットに植込むパルスジェネレータと、心臓内または心臓上に留置する電極と接続するペースメーカーをいう。植込み型ペースリングシステムは、密封パルスジェネレータから構成される。パルスジェネレータは電池と電気パルス発生回路を内蔵しており、心臓活動を感知する追加の回路を備えたものもある。永久ペースメーカー、ペーサ、植込み型パルス		8-	-	140204029	植込型心臓ペースメーカー
別表第1	153		器07 内臓機能代用器	18145000	心筋形成術電気刺激装置	心拍出量を増大させるための筋形成術中に心室を包囲する骨格筋(広背筋等)を刺激する刺激装置をいう。本刺激装置は心臓ペースメーカー特性と神経筋刺激特性をあわせもつ植込み型パルスジェネレータから構成される。ペースメーカー電極は心筋に設置し、筋電極は包囲する筋肉を心筋と同時に刺激する。心拍数が設定値を下回った場合に心臓ペースリングを行うといったいくつかのペースリング機能をもつものが多い。筋形成術心臓刺激装置は、通常、虚血または拡張型心筋症患者に用いる。		8-	-	140204029	植込型心臓ペースメーカー
別表第1	154		器07 内臓機能代用器	70289000	植込み型両心室同期ペースメーカー	左右それぞれの心室を電気的に刺激する機能をもつ心臓再同期治療用の植込み型ペースメーカーをいう。パルスジェネレータは、シールドケースに密封され、電池と電気パルス発生回路を内蔵しており、心臓活動を感知する回路を備えたものもある。		8-	-	140204029	植込型心臓ペースメーカー
別表第1	155		器07 内臓機能代用器	35039000	心外膜植込み型ペースメーカーリード	非導電材料で絶縁されたリード(先端の電極部分を除く)で心外膜に留置するものをいう。		8-	-	140204045	植込型心臓ペースメーカーの導線
別表第1	156		器07 内臓機能代用器	35223000	心内膜植込み型ペースメーカーリード	非導電材料で絶縁されたリード(先端の電極部分を除く)で静脈経路で心腔に留置するものをいう。心内膜壁に接触させて留置し、ペースメーカーから心筋へのペースリングパルスを伝達する。さらに、心臓の電気的応答をペースメーカーに伝える働きもある。		8-	-	140204045	植込型心臓ペースメーカーの導線

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	157		器07 内臓機能代用器	36052000	経食道ペースメーカーリード	導体として用いる非導電性材料で絶縁された柔軟なリードをいう。一端は体外型ペースメーカーに接続し、もう一端は食道を経由して配置し、心臓ペースングを制御する。		8-	-	140204045	植込型心臓ペースメーカーの導線
別表第1	158		器07 内臓機能代用器	36102000	植込み型ペースメーカーアダプタ	植込み型ペースメーカーリードのコネクタをペースメーカーに接続するために用いる器具をいう(通常、リードが特定のペースメーカーシステムとの接続用に設計されていない場合に用いる)。アダプタ(アクセサリを含む)はペースメーカーシステムに沿って植		8-	-	140204045	植込型心臓ペースメーカーの導線
別表第1	159		器07 内臓機能代用器	36241000	植込み型除細動器・ペースメーカーリード	心臓から植込み機器への信号、及び除細動器・ペースメーカーから心臓への治療電流を伝達するため、植込み型除細動器・ペースメーカーと心臓とを接続する柔軟な絶縁導体をいう。		8-	-	140204045	植込型心臓ペースメーカーの導線
別表第1	411	74	器07 内臓機能代用器	35224000	侵襲式体外型心臓ペースメーカー	主要な静脈から心臓に挿入した電極(例、鎖骨下電極)を介して、又は心臓壁に直接接続して、体外型パルスジェネレータからペースングインパルスを発生させる装置をいう。体外型一時ペースメーカーは、洞結節(SA節)の異常時や心臓の伝導障害時に心臓への電気インパルスを発生させるために使用する。		9-	該当	140204061	体外型心臓ペースメーカー
別表第1	412	75	器07 内臓機能代用器	35822000	非侵襲式体外型心臓ペースメーカー	シングルチャンバまたはデュアルチャンバ侵襲的ペースングとは対照的に、心不整脈や不全収縮(心拍停止)を引き起こす可能性のある侵襲的処置時に蘇生、不整脈の治療又は一時的ペースングのために心臓全体を同時に刺激する電気インパルスを発生させる装置をいう。本装置のパルスは、通常、電極を介して胸部表面に適用されるが、植え込んだリードに接続する		9-	該当	140204061	体外型心臓ペースメーカー
別表第1	413	76	器07 内臓機能代用器	36046000	経食道体外型心臓ペースメーカー	食道に設置した1つまたは複数の電極を通して心臓全体を刺激する電気インパルス(ペースング刺激)を供給する非侵襲的装置をいう。本品は一時用である。		9-	該当	140204061	体外型心臓ペースメーカー
別表第1	414	77	器07 内臓機能代用器	15993000	ペースメーカープログラム	ペースメーカープログラムとは、ペースメーカーの1つ以上の電気作動特性を非侵襲的に変化させるのに用いる装置をいう。プログラムはペースメーカーに保存されたパラメータを読み出すことができ、患者のステートメントに関する情報が得られる。		9-	該当	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第1	415		器07 内臓機能代用器	16038000	植込み型ペースメーカーバッグ	ペースメーカーの固定に用いる植込み型器具をいう。本品は、ペースメーカーの安定な植込み環境を得ることを目的としている。通常、ポリマーメッシュ製である。		8	-	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第1	416	78	器07 内臓機能代用器	31699000	ペースメーカー電極アナライザ	植込み型ペースメーカーリードに接続し、可変ペースングパルスを供給して患者のペースング閾値や、心臓内R波などの電位を測定する装置をいう。		9-	該当	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第1	417	79	器07 内臓機能代用器	33658000	ペースメーカー充電器	充電式ペースメーカーの電池を再充電するために経皮的に用いる装置をいう。		9-	該当	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第2	894		器07 内臓機能代用器	34235000	経皮ペースメーカー電極除去器具	皮膚をわずかに切開することによりペースメーカー電極を除去するために用いる複合機器をいう。電極を保持する小型クランプ及び電極の付着組織を取り除くように設計された機器を備えている。付着組織を除去するために電極にそってスライドするループ又は付着組織を切除するレーザを備えたものもある。		6	非該当	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第2	895		器07 内臓機能代用器	41474000	経食道体外型心臓ペースメーカー用電極	経食道体外型心臓ペースメーカーから電気インパルスの伝達を目的として電気接続を確立するために食道に設置する電極をいう。本品は非侵襲型であり、一時用である。		2-	-	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第1	160		器07 内臓機能代用器	70290000	体外式ペースメーカー用心臓電極	心臓手術中又は手術後に心臓内に留置する電極をいう。体外式ペースメーカーに接続して一時的にペースングを行う。		7-	-	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第1	161		器07 内臓機能代用器	70291000	ヘパリン使用体外式ペースメーカー用心臓電極	心臓手術中又は手術後に心臓内に留置するヘパリン使用電極をいう。体外式ペースメーカーに接続して一時的にペースングを行う。		7- / 1 3	-	140204087	心臓ペースメーカーの付属品
別表第1	418		器07 内臓機能代用器	35281003	非中心循環系人工血管	人工材料で作られ、非中心循環系静脈、動脈などの血管の一部の修復又は置換のために用いる器具をいう。		8	-	140206023	合成繊維製人工血管
別表第1	162		器07 内臓機能代用器	35281004	中心循環系人工血管	人工材料で作られ、中心循環系静脈、動脈などの血管の一部の修復又は置換のために用いる器具をいう。		8-	-	140206023	合成繊維製人工血管

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	163	器07	内臓機能代用器	35093204	コラーゲン使用人工血管	処理済みの生物学的組織を原材料とし、静脈、動脈などの血管の一部の修復又は置換のために用いるコラーゲン使用器具		8- / 14	-	140206065	生体材料人工血管
別表第1	164	器07	内臓機能代用器	35093404	ヘパリン使用人工血管	処理済みの生物学的組織を原材料とし、静脈、動脈などの血管の一部の修復又は置換のために用いるヘパリン使用器具		8- / 14	-	140206065	生体材料人工血管
別表第1	165	器07	内臓機能代用器	17811000	肺動脈用シャント	狭窄した肺動脈のバイパスに用いる小型の血管グラフトをいう。		8-	-	140206993	その他の人工血管
別表第1	419	器07	内臓機能代用器	70292000	血管用ステントグラフト	血管の内側に留まる支持構造器具(ステント)の内側、外側、又は両側面もしくは複数のステント間に人工材料を被覆した器具をいう。末梢の血管内に挿入し、その開存性を維持するために用いる。ステントグラフトはカテーテル等を介して挿入され、拡張される。ステントグラフトの留置によって血管の穿孔部分を閉鎖したり、動脈瘤の治療にも使用される。カテーテル等を収縮させて抜去すると、ステントグラフトは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ニチノール、ポリマー又は他の物質を原材料とし、チューブ状のもの又は分岐状のものもある。		8	-	140206993	その他の人工血管
別表第1	166	器07	内臓機能代用器	70293000	冠動脈用ステントグラフト	血管の内側に留まる支持構造器具(ステント)の内側、外側、両側面もしくは複数のステント間に人工材料を被覆した器具をいう。冠血管内に挿入し、その開存性を維持するために用いる。ステントグラフトはカテーテル等を介して挿入され、拡張される。ステントグラフトの留置によって血管の穿孔部分を閉鎖したり、動脈瘤の治療にも使用される。カテーテル等を抜去すると、ステントグラフトは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ニチノール、ポリマー又は他の物質を原材料とし、チューブ状のものもある。		8-	-	140206993	その他の人工血管
別表第1	420	器07	内臓機能代用器	17672000	胆管用ステント	拡張して胆管の内側に留まる支持構造で、胆管の開存性を維持するステントをいう。例えば、ステントは自己拡張又はバルーンカテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルを膨張させ、ステントを拡張して胆管を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ポリマ又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		8	-	140210008	ステント
別表第1	421	器07	内臓機能代用器	17957000	気管支用ステント	拡張して気管支の内側に留まる支持構造で、気管支の開存性を維持するステントをいう。例えば、ステントは拡張又はバルーンカテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルを膨張させ、ステントを拡張して血管を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ポリマ又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		8	-	140210008	ステント
別表第1	167	器07	内臓機能代用器	34179000	心血管用ステント	拡張して心血管の内側に留まる支持構造で、心血管の開存性を維持するステントをいう。例えば、ステントはカテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルの膨張、又は自己拡張により、ステントは拡張して血管を支持する。カテーテルを抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。金属、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のもの、チューブ型の足場構造のもの又はチューブ型でY字等の分岐状のものがある。		8-	-	140210008	ステント
別表第1	422	器07	内臓機能代用器	35276000	腱シース	手の屈筋腱の外科的再建術のために用いる埋め込み型器具をいう。本品は2~6か月間埋め込み、新しい腱鞘の成長を助ける。シリコンエラストマー又はポリエチレン強化医療用シリコンエラストマー等を原材料とする。		8	-	140210008	ステント

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	423	器07	内臓機能代用器	35645000	尿管用ステント	拡張して尿管の内側に留まる支持構造で、尿道の開存性を維持するために用いるステントをいう。例えば、ステントは拡張又はバルーン、カテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルを膨張させ、ステントを拡張して内腔を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		8	-	140210008	ステント
別表第1	424	器07	内臓機能代用器	35646000	腔用ステント	拡張して腔の内側に留まる支持構造で、腔の開存性を維持するために用いるステントをいう。ステンレス、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		8	-	140210008	ステント
別表第1	425	器07	内臓機能代用器	36029000	気管用ステント	拡張して気管の内側に留まる支持構造で、気管の開存性を維持するために用いるステントをいう。例えば、ステントは拡張又はバルーン、カテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルを膨張させ、ステントを拡張して内腔を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		5-	-	140210008	ステント
別表第1	426	器07	内臓機能代用器	36035003	血管用ステント	拡張して冠血管及び腸胃動脈以外の血管の内側に留まる支持構造で、その開存性を維持するために用いるステントをいう。例えば、ステントはカテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルの膨張、又は自己拡張により、ステントは拡張して血管を支持する。カテーテルを抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。金属、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		5-	-	140210008	ステント
別表第1	168	器07	内臓機能代用器	36035004	冠動脈ステント	拡張して冠血管の内側に留まる支持構造で、その開存性を維持するために用いるステントをいう。例えば、ステントはカテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルの膨張、又は自己拡張により、ステントは拡張して血管を支持する。カテーテルを抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。金属、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		8-	-	140210008	ステント
別表第1	427	器07	内臓機能代用器	36143000	膵臓用ステント	拡張してその位置に留まる支持構造で、食膵臓血管の構造の支持、血管の開存性の維持に用いるステントをいう。例えば、ステントは拡張又はバルーン、カテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルを膨張させ、ステントを拡張して血管を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		8	-	140210008	ステント
別表第1	428	器07	内臓機能代用器	36211000	尿道用ステント	拡張して尿道の内側に留まる支持構造で、尿道の開存性を維持するために用いるステントをいう。例えば、ステントは拡張又はバルーン、カテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルを膨張させ、ステントを拡張して内腔を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ポリマー又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造のものもある。		8	-	140210008	ステント

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	429		器07 内臓機能代用品	36227000	食道用ステント	拡張して管腔の内側に留まる支持構造で、食道又は胃食道閉鎖の治療、このような経路の開存性の維持に用いる。たとえば、ステントは拡張又はバルーンカテーテルによって閉塞部に送達することができる。バルーンカテーテルを膨張させ、ステントを拡張して管腔を支持する。バルーンカテーテルを収縮させて抜去すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。ステンレス、ポリマ又は他の物質を原材料とする。一定の長さの連続チューブ状のものもあれば、チューブ型の足場構造		8	-	140210008	ステント
別表第1	430		医04 整形用品	33704000	人工骨頭	大腿骨骨頭・頸部を置換する人工関節をいう。近位股関節骨折又は関節炎等の症例に使用する。一体型のもの、トランニオン付システムと骨頭から構成されるものがある。骨頭(球)コンポーネント自体は、単体又は外殻やインナーライナー等からなる。金属、カーボン、ポリマー又はセラミック製のものがある。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212028	人工股関節
別表第1	431		医04 整形用品	33717000	表面置換型人工股関節	大腿骨骨頭及び寛骨臼の関節面の再建に用いる人工関節をいう。金属、ポリマー、カーボン及びセラミック等を原材料とする。大腿骨コンポーネントには差込部を備えたものもある。		8	-	140212028	人工股関節
別表第1	432		医04 整形用品	35661000	人工股関節寛骨臼コンポーネント	寛骨臼の置換又は修復に用いる人工股関節コンポーネントをいう。一体構造のものもあれば、金属又はセラミック製の外殻及び金属、ポリマー又はセラミック製のインナーライナーからなるものもある。また、身体への固定を補強するネジ等の器具を備えたものもある。非拘束式又は拘束式のものがある。		8	-	140212028	人工股関節
別表第1	433		医04 整形用品	35666000	人工股関節大腿骨コンポーネント	大腿骨骨頭の置換に用いる人工股関節コンポーネントをいう。大腿骨頸部の置換に用いるものもある。通常、近位端にトランニオン又は骨頭を備える。本品は、通常、金属、カーボン又はセラミック製で、多くのパーツからなる。また、身体への固定を補強するネジ等の器具を備えたものもある。非拘束式又は拘束式のものがある。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212028	人工股関節
別表第1	434		医04 整形用品	36315000	全人工股関節	股関節の関節部を置換するために用いる人工関節をいう。通常大腿骨及び寛骨臼に適合するコンポーネントからなる。人工股関節のデザインに応じて、ネジ及びボルト、ブロックなどの器具を備えたものもある。通常、金属、ポリマー及びセラミックを原材料とする。植え込み時にセメントを使用する場合もあれば使		8	-	140212028	人工股関節
別表第1	435		医04 整形用品	32833000	片側型人工膝関節	片側の大腿骨及びこれに対応する脛骨の支持面を置換する人工関節をいう。		8	-	140212044	人工膝関節
別表第1	436		医04 整形用品	32836000	片側置換型脛骨用人工膝関節	近位脛骨の表面及び欠損を置換する人工関節をいう。大腿骨のみと関節をなすように設計されている。一般に半関節又は人工脛骨プラトーとして知られている。		8	-	140212044	人工膝関節
別表第1	437		医04 整形用品	35667000	全人工膝関節	損傷・変性を来した膝関節の全関節表面を置換する人工関節をいう。拘束式、半拘束式又は非拘束式のものがある。ヒンジ等で結合され、ともに関節を形成するように設計された複数のパーツからなるものもある。本品は、通常、金属、カーボン、セラミック又はポリマー製等で、パーツにはこのような材料のいずれか又はすべてを使用している。セメント固定式のもの又はセ		8	-	140212044	人工膝関節
別表第1	438		医04 整形用品	35668000	人工膝関節大腿骨コンポーネント	膝の大腿骨関節の修復又は置換に用いる人工関節コンポーネントをいう。脛骨コンポーネントと関節をなし、必要に応じて膝関節の人工膝蓋骨コンポーネントと関節をなすように設計されている。通常、金属、セラミック又はポリマー製で骨セメントを用いて固定するものもある。ステム及び固定機構を備えたものもあ		8	-	140212044	人工膝関節
別表第1	439		医04 整形用品	35669000	人工膝関節脛骨コンポーネント	膝関節の脛骨プラトーの修復又は置換に用いる人工関節コンポーネントをいう。人工大腿骨コンポーネントと関節をなすように設計されている。通常、金属、セラミック又はポリマー製で骨セメントを用いて固定するものもある。ステム、固定ネジ及びポリマー差込部を備えた金属トレイを含むものもある。		8	-	140212044	人工膝関節

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	440	医04	整形用品	35679000	人工膝関節膝蓋骨コンポーネント	膝蓋骨の置換に用いる人工関節コンポーネントをいう。人工大腿骨コンポーネント遠位と関節をなすように設計され、骨セメントとともに用いるものもある。通常、金属、セラミック、ポリマー又はカーボン製等である。		8	-	140212044	人工膝関節
別表第1	441	医04	整形用品	32835000	人工肩関節上腕骨コンポーネント	人工肩関節のコンポーネントをいう。関節面の置換又は修復のために近位上腕骨に取り付ける。通常、金属、セラミック、カーボン又はポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212060	人工肩関節
別表第1	442	医04	整形用品	35670000	全人工肩関節	肩の関節面の置換又は修復のために用いる人工関節をいう。通常、金属、セラミック、カーボン又はポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。非拘束式、拘束式又は半拘束式のものがある。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212060	人工肩関節
別表第1	443	医04	整形用品	36259000	人工肩関節関節窩コンポーネント	人工肩関節のコンポーネントをいう。関節面の置換又は修復のために関節窩に取り付ける。通常、金属、セラミック、カーボン又はポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212060	人工肩関節
別表第1	444	医04	整形用品	33701000	人工肘関節橈骨コンポーネント	近位橈骨の関節表面を補強又は置換する金属又はポリマー製の人工関節をいう。拘束式又は非拘束式人工肘関節の一部をなすものもある。		8	-	140212086	人工肘関節
別表第1	445	医04	整形用品	35664000	人工肘関節上腕骨コンポーネント	遠位上腕骨関節表面の一部又は全体を補強又は置換する金属、ポリマー、セラミック製等の上腕骨コンポーネントをいう。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。拘束式又は非拘束式人工肘関節の一部をなすものもある。		8	-	140212086	人工肘関節
別表第1	446	医04	整形用品	17751000	人工骨インプラント	外傷、骨粗鬆症等の病的状態により欠損した骨を置換するために体内に挿入又は移植する骨基質の合成材料製器具をいう。粉体、液状及びペースト状等のものを含む。		8	-	140212129	合成樹脂製人工骨
別表第1	447	医04	整形用品	16077003	体内固定用ボルト	牽引装置など類似の装置に安全性を付与するために、骨に挿入する非吸収性器具をいう。ナットで固定し、ワッシャーを備えたものもある。金属製のものもあればポリマー製のものもある。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	169	医04	整形用品	16077004	吸収性体内固定用ボルト	牽引装置など類似の装置に安全性を付与するために、骨に挿入する吸収性器具をいう。ナットで固定し、ワッシャーを備えたものもある。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	448	医04	整形用品	16101003	体内固定用ネジ	骨固定用の器具で、プレート又は釘を骨に取り付けるか、軟部組織、シート又は不織布を骨に固定するか、又は骨折片を安定化させる非吸収性のものをいう。本品は整形外科及び顎顔面手術等で使用する。皮質骨ネジ、海綿骨ネジ、踝骨ネジ、舟状骨ネジ、部分的にネジ山のあるもの、全体的にネジ山のあるもの等多くの種類がある。ラグネジは骨折片全体を圧縮させるために特別な方法で使用するものをいう。通常、金属製等である。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	170	医04	整形用品	16101004	吸収性体内固定用ネジ	骨固定用の器具で、プレート又は釘を骨に取り付けるか、軟部組織を骨に固定するか、又は骨片を安定化させる吸収性のものをいう。本品は整形外科及び顎顔面手術等で使用する。皮質骨ネジ、海綿骨ネジ、踝骨ネジ、舟状骨ネジ、部分的にネジ山のあるもの、全体的にネジ山のあるもの等多くの種類がある。ラグネジは骨折片全体を圧縮させるために特別な方法で使用するものをいう。通常、金属製等である。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	449	医04	整形用品	16103003	体内固定用ステーブル	整形外科的骨折又は下顎骨骨折等の固定・修復のために、骨折した骨に植え込むU型等の非吸収性器具をいう。靭帯・腱等の構造を骨に止め、固定させるために用いる場合もある。通常、金属製である。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	171	医04	整形用品	16103004	吸収性体内固定用ステーブル	整形外科的骨折又は下顎骨骨折等の固定・修復のために、骨折した骨に植え込むU型等の吸収性器具をいう。靭帯・腱等の構造を骨に止め、固定させるために用いる場合もある。		8-	-	140212161	骨接合用品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	450		医04 整形用品	32847003	体内固定用ナット	骨ネジ又は骨ボルト等の骨固定器具とともに用い、固定力を向上させることを目的とする非吸収性器具をいう。骨孔がネジ径より大きい場合に用いることもある。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	172		医04 整形用品	32847004	吸収性体内固定用ナット	骨ネジ又は骨ボルト等の骨固定器具とともに用い、固定力を向上させることを目的とする吸収性器具をいう。骨孔がネジ径より大きい場合に用いることもある。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	451		医04 整形用品	32854003	体内固定用ピン	内外固定や牽引装置を支持したり、又は骨及び軟部組織や靭帯を骨に固定するため等に用いる非吸収性器具をいう。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	173		医04 整形用品	32854004	吸収性体内固定用ピン	内外固定や牽引装置を支持したり、軟部組織や靭帯を骨に固定するか、又は骨片を安定化させるために用いる吸収性器具		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	452		医04 整形用品	33187000	体内固定用大腿骨髄内釘	金属製等のロッドをいう。大腿骨の髄内に挿入し、骨折又は病的状態にある骨の両端を正しい位置に保持する固定器具としての役割を果たす。骨の欠損、病的短絡が認められる場合に骨を延長、矯正するために用いる場合もある。多くのコンポーネントを備え、さらに近位及び遠位の骨折の固定を補助するロック型式のものあればロック型式でないものもある。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	453		医04 整形用品	34003000	体内固定用コンプレッションヒッププレート	大腿骨近位で骨折した大腿骨頭を固定するために用いる器具をいう。通常、プレートからなり、このプレート近位のガイドホールに挿入する部分的にネジ山をもつ大きなネジとともに用いる。皮質骨ネジにより大腿骨に固定する。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	454		医04 整形用品	34163000	人工椎間板	2つの可動椎体間のプレート様構造を置換又は修復する器具をいう。通常、金属、ポリマー、他の人工材料又は生物学的材料、又はこのような物質の組合せを原材料とする。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	455		医04 整形用品	34170000	人工椎体	外傷、変形又は変性疾患により1つ又は複数の椎体又は脊椎を欠損した場合に、このうちの1つ又は複数の置換又は修復する器具をいう。通常、金属、ポリマー、他の人工材料、又はこのような物質の組合せを原材料とする。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	456		医04 整形用品	34219000	人工肋骨	肋骨全部又は一部を置換又は修復する器具をいう。通常、金属、ポリマー、他の人工材料又は生物学的材料、又はこのような物質の組合せを原材料とする。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	457		医04 整形用品	35241003	体内固定用プレート	骨折治療時に骨折間隙を埋め、骨折部位を応力から保護するため、骨折片にネジ等で取り付ける非吸収性植込み型固定器具をいう。病的に骨折した骨の骨延長術、及び頭蓋、顎顔面手術時の補強、又は固定術が必要な関節の融合に用いる場合もある。骨プレートは、通常、金属製、カーボン製等である。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	174		医04 整形用品	35241004	吸収性体内固定用プレート	骨折治療時に骨折間隙を埋め、骨折部位を応力から保護するため、骨折片にネジで取り付ける吸収性植込み型固定器具をいう。病的に骨折した骨の骨延長術、及び頭蓋、顎顔面手術時の補強、又は固定術が必要な関節の融合に用いる場合もある。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第2	896		医04 整形用品	35487000	整形外科用ローテータ	医療目的で、ギプス、装具又は移植器具の使用を支持、保護又は支援するために用いる移植器具又は装具の付属品をいう。		6	-	140212161	骨接合用品
別表第1	458		器30 結紮器及び縫合器	35615003	体内固定用組織ステーブル	組織の固定または組織と器具の固定を目的としたU型またはらせん型等の非吸収性器具をいう。本器具は手術用ステーブラと共に縫合・吻合等に用いる場合もある。通常、金属、ポリマー製であり、カートリッジに装填されることがある。		8	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第1	175		器30 結紮器及び縫合器	35615004	吸収性体内固定用組織ステーブル	組織の固定または組織と器具の固定を目的としたU型またはらせん型等の吸収性器具をいう。本器具は手術用ステーブラと共に縫合・吻合等に用いる場合もある。ステーブルは通常、ポリマー製であり、カートリッジに装填されることがある。		8-	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第1	459		医04 整形用品	35642003	体内固定システム	ケース及び複数のトレイからなる非吸収性器具をいう。多くのインプラント及び専用手術器具を含む。このシステムは骨折手術、脊椎手術、矯正手術又は靭帯再建術等、特定の手術用に設計されている。このシステムを維持するため、インプラントを使用した場合は補充する。		8	-	140212161	骨接合用品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	176	医04	整形用品	35642004	吸収性体内固定システム	ケース及び複数のトレイからなる吸収性器具をいう。多くのインプラント及び専用手術器具を含む。このシステムは骨折手術、脊椎手術、矯正手術又は靭帯再建術等、特定の手術用に設計されている。このシステムを維持するため、インプラントを使用した場合は補充する。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第3	534	器58	整形用器具器械	35647001	再使用可能な外固定システム	ケース及び複数のトレイからなる専用手術器具をいう。このシステムは骨折手術、脊椎手術又は矯正手術等、特定の手術用に設計されている。このシステムの外固定具は、指示された方法に基づき再使用することができる。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第1	460	医04	整形用品	35647003	体外固定システム	ケース及び複数のトレイからなる器具をいう。多くのインプラント(ピン、ネジ、ワイヤ等)及び専用手術器具を含む。このシステムは骨折手術、脊椎手術又は矯正手術等、特定の手術用に設計されている。このシステムを維持するため、インプラントを使用した場合は補充する。このシステムの外固定具は、指示された方法に基づき再使用することができる。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	461	医04	整形用品	35685003	体内固定用ワイヤ	骨固定に用いる非吸収性植込み型器具をいう。例えば、骨固定を補助する締結ワイヤとして、肘頭、脛骨結節又は大転子等を再接合するための8字ループとして、骨ネジ及び骨プレート固定の補強として、足指又は手指を補強(関節固定)するためのキルシュナー鋼線として、様々な用途で用いる。通常、金属製である。素材は展性があり、長くしたり、コイル状にしたりするものもあれば、硬直・剛性のものである。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	177	医04	整形用品	35685004	吸収性体内固定用ワイヤ	骨固定に用いる吸収性植込み型器具をいう。例えば、骨固定を補助する締結ワイヤとして、肘頭、脛骨結節又は大転子等を再接合するための8字ループとして、骨ネジ及び骨プレート固定の補強として、足指又は手指を補強(関節固定)するためのキルシュナー鋼線として、様々な用途で用いる。素材は展性があり、長くしたり、コイル状にしたりするものもあれば、硬直・剛性のものである。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	462	医04	整形用品	35943000	人工顎関節	顎関節の下顎骨部の再建に用いる植込み型人工関節をいう。通常、金属又はポリマー等の人工材料で作られる。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	463	医04	整形用品	36174003	靭帯固定具	靭帯、腱又は人工靭帯の片端又は両端を骨に結合するために用いる非吸収性植込み型器具をいう。通常、金属製、セラミック製等である。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	178	医04	整形用品	36174004	吸収性靭帯固定具	靭帯、腱又は人工靭帯の片端又は両端を骨に結合するために用いる吸収性植込み型器具をいう。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	464	医04	整形用品	36198003	体内固定用ワッシャ	固定力の向上又は軟部組織の損傷防止のために、骨ネジ又は骨ボルト等の骨固定器具と共に用いる非吸収性器具をいう。通常、金属、ポリマー又は強化ポリマー製である。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	179	医04	整形用品	36198004	吸収性体内固定用ワッシャ	固定力の向上又は軟部組織の損傷防止のために、骨ネジ又は骨ボルト等の骨固定器具と共に用いる吸収性器具をいう。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	465	医04	整形用品	37272000	脊椎内固定器具	ロッド・プレート・フック・スクリュー(椎弓根スクリューを含む)・コネクタ・ワイヤ・ケーブル等からなる器具をいう。脊椎の固定、支持又はアライメント補正に用いる。通常、金属製、ポリマー製又は他の材料製である。骨折固定、変性又は先天性異常に用金属製のロッドをいう。脛骨の髄内に挿入し、骨折又は病的状態にある骨の両端を正しい位置に保持するための固定器具としての役割を果たす。骨の欠損、病的短絡が認められる場合に骨を延長、矯正するために用いる場合もある。多くのコンポーネントを備え、さらに近位及び遠位の骨折の固定を補助するロック型式のものもあればロック型式でないものもある。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	466	医04	整形用品	38152000	体内固定用脛骨髄内釘			8	-	140212161	骨接合用品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	467	医04	整形用品	38153000	体内固定用下肢髓内釘	金属製等のロッドをいう。上腕骨又は前腕骨の髓内に挿入し、骨折した又は病的状態にある骨の両端を正しい位置に保持する固定器具としての役割を果たす。骨の欠損、病的短縮が認められる場合に骨を延長、矯正するために用いる場合もある。さらに近位及び遠位の骨折の固定を補助するために多くのコンポーネントを有するロック型式のものもあればロック型式でない		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	468	医04	整形用品	38159000	体内固定器具セット	特定の患者のために特別に製造した器具をいう。寸法、設計又は材料が通常のものとは異なる。膝関節を補強するための特別に長い髓内ロッドで近位は大腿骨から遠位は脛骨まで及びもの等1個限定の特注器具がその典型であり、現行の規制に従って製造される。本品は、カスタムメイド人工関節セットには		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	469	医04	整形用品	38161000	脊椎ケージ	椎間板又は脊椎の一部の代わりに脊柱構造の高さを置換、矯正又は修復するために用いる器具をいう。通常、金属、ポリマー、吸収性材料、他の人工材料、生物学的材料、又はこのような物質の組合せを原材料とする。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	470	医04	整形用品	70294000	骨固定バンド	骨と軟部組織の締結・縫合、骨とインプラントの固定、骨と骨の固定などに用いるワイヤ、ケーブル、バンド等をいう。金属製又はポリマー製である。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	180	医04	整形用品	70295000	吸収性骨固定バンド	骨と軟部組織の締結・縫合、骨とインプラントの固定、骨と骨の固定などに用いる吸収性のワイヤ、ケーブル、バンド等をいう。通常、高分子材料製である。		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第1	471	医04	整形用品	70296000	頭部プロテーゼ固定用材料	義眼・義鼻・義耳等の頭部プロテーゼ(顔面補綴物)を顔面に固定するために用いる材料をいう。頭蓋骨に固定するプレート、スクリュー等と、固定用の支柱(アンカー)等から構成される。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	472	医04	整形用品	70297000	体内固定用ケーブル	骨固定に用いる非吸収性ケーブル(捻り線構造又は編み線構造)をいう。体内固定器具として使用する。肘頭、膝蓋骨、足関節内果又は大転子等の骨折又は骨切り部を再結合したり、脊椎を固定したりするために、原則として締結器を用いて締結するものである。ケーブルと併用するインプラント等も含む。素材は、通常、金属製又はポリマー製である。		8	-	140212161	骨接合用品
別表第1	181	医04	整形用品	70298000	吸収性体内固定用ケーブル	骨固定に用いる吸収性ケーブル(捻り線構造)をいう。体内固定器具として使用する。肘頭、膝蓋骨、足関節内果又は大転子等の骨折又は骨切り部を再結合したり、脊椎を固定したりするために、原則として締結器を用いて締結するものである。ケーブルと併用するインプラント等も含む。素材は、通常、高分子材		8-	-	140212161	骨接合用品
別表第3	535	器58	整形用器具器械	70299000	創外固定器	骨折治療、骨延長等のために骨又は軟組織に刺入するピン等を体外で固定する器具をいう。通常、再使用可能である。		1	-	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第1	473	医04	整形用品	16131000	頭蓋用レジン様化合物	脳神経外科手術後、頭蓋骨を再構築するために用いるレジン様物質をいう。		8	-	140212187	骨セメント
別表第1	474	医04	整形用品	35217000	整形外科用骨セメント	通常、メチルメタクリレート、ポリメチルメタクリレート(PMMA)、メタクリル酸エステル又はポリメチルメタクリレート及びポリスチレンを含むコポリマーを原料とする物質をいう。関節形成術でポリマー、金属又はセラミック製等の人工関節を生体骨に固定するために用いる。骨病巣損傷部位の充填剤として用いる場合もある。抗生物質を含有するものがある。		8	-	140212187	骨セメント
別表第3	536	医04	整形用品	70300000	骨セメント用脱気チューブ	骨セメントの使用時に気体を除去するために用いるチューブをいう。		1	-	140212220	骨セメント用脱気チューブ
別表第1	182	医04	整形用品	11910000	ヒト骨移植片	形成術又は再建術時に補強するか骨形成又は機械的支持を得るために提供者から被移植者に移植する骨をいう。同一患者の別の部位由来のものもあれば、他の患者由来の処理を施		8- / 14	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	475	医04	整形用品	16048003	手術用メッシュ	損傷又は変性疾患後に軟組織又は硬組織を被覆、支持するために用いる非吸収性器具をいう。金属製のものもあれば高分子材料製のものもある。		8	-	101004006	組織代用合成繊維布

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	183	医04	整形用品	16048004	手術用吸収性メッシュ	損傷又は変性疾患後に軟組織又は硬組織を被覆、支持するために用いる吸収性器具をいう。ポリグリコール酸等の生分解性物質を原材料とする場合、短期インプラントとして用いることが		8 -	-	101004006	組織代用合成繊維布
別表第1	476	医04	整形用品	16082000	人工骨キャップ	若年切断患者の骨過成長を抑制するために上腕骨又は脛骨などの骨の切断端を覆うために用いる植込み型器具をいう。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	184	医04	整形用品	17756000	コラーゲン使用人工骨	外傷、骨粗鬆症又は病的状態により欠損した骨を置換するために体内に挿入又は移植するコラーゲン使用材料をいう。		8 - / 14	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	477	医04	整形用品	32837000	全人工足関節	足関節の主要関節面を置換するために用いる人工関節をいう。通常、金属、セラミック、カーボン、ポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。非拘束式、拘束式又は半拘束式のものがある。セメント固定式のもの又はセメントレスのもの		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	478	医04	整形用品	32869003	非吸収性人工腱	欠損又は損傷した腱の機能を回復するために置換又は修復することを目的とした植込み型器具をいう。本品は非吸収性材料		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	185	医04	整形用品	32869004	吸収性人工腱	欠損又は損傷した腱の機能を回復するために置換又は修復することを目的とした植込み型器具をいう。本品は吸収性材料製		8 / 8 -	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	479	医04	整形用品	33168000	人工上顎骨	上顎骨の修復又は置換に用いる器具をいう。通常、金属製であるが、ポリマー製のものもある。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	480	医04	整形用品	33179000	人工股関節寛骨臼サポートコンポーネント	寛骨臼サポートリング、シート又はメッシュ等の形状の器具をいう。寛骨臼を損傷した場合に人工寛骨臼コンポーネントを支持するために用いる。通常、金属又はポリマー製である。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	481	医04	整形用品	33180000	人工股関節骨セメントレストリクタ	骨セメントの流出を制限するために大腿骨腔の遠位に用いるか、寛骨臼コンポーネントとともに用いる器具をいう。通常、ポリメチルメタクリレート(PMMA)を含有するポリマーから作られる。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	482	医04	整形用品	33705000	全人工手関節	手関節の関節面の置換又は代用のために用いる人工関節をいう。非拘束式、拘束式又は半拘束式のものがある。通常、金属、セラミック、カーボン又はポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。セメント固定式のもの又はセメントレス		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	483	医04	整形用品	33982003	骨スペーサ	埋入された人工関節等と骨との間の骨セメント(例えば、ポリメチルメタクリレート(PMMA))の厚さを確保するために用いる非吸収性器具をいう。通常、ポリマー又は骨セメント材料(PMMA)で成形されている。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	186	医04	整形用品	33982004	吸収性骨スペーサ	埋入された人工関節等と骨との間の骨セメント(例えば、ポリメチルメタクリレート(PMMA))の厚さを確保するために用いる吸収性器具をいう。		8 -	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	484	医04	整形用品	34031003	骨プラグ	骨セメントの通路を限定するために、髄腔を密封する閉塞物として用いる非吸収性器具をいう(セメントリストラクタとして使用)。ポリメチルメタクリレート(PMMA)及びポリエチレン(UHMWPE)等を原料とする。金属マーカを導入する場合もある。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	187	医04	整形用品	34031004	吸収性骨プラグ	骨セメントの通路を限定するために、髄腔を密封する閉塞物として用いる吸収性器具をいう(セメントリストラクタとして使用)。吸収性材料を原料とする。		8 -	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	485	医04	整形用品	34108000	人工足関節距骨コンポーネント	関節面の置換又は修復のために距骨に取り付ける人工足関節コンポーネントをいう。通常、金属、セラミック、カーボン、ポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	486	医04	整形用品	35261000	人工下顎骨	下顎の変形の矯正又は容貌の改善のために下顎の軟部組織に植え込む器具をいう。通常、ポリマー製である。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	487	医04	整形用品	35662000	人工足関節脛骨コンポーネント	関節面の置換又は修復のために脛骨遠位に取り付ける人工足関節コンポーネントをいう。通常、金属、セラミック、カーボン、ポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	488		医04 整形用品	35663000	人工手関節手根骨コンポーネント	手根骨支持面を置換し、人工橈骨・尺骨との関節を造る人工関節コンポーネントをいう。通常、金属、セラミック、カーボン、ポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。セメント固定式のもの又はセメントレスのものがある。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	489		医04 整形用品	35671003	腱鞘スパーサ	組織を分離し、物理的接触を回避するために用いる非吸収性器具をいう。これにより、腱を隣接組織に癒着させずに遊離の		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	188		医04 整形用品	35671004	吸収性腱鞘スパーサ	組織を分離し、物理的接触を回避するために用いる吸収性器具をいう。これにより、腱を隣接組織に癒着させずに遊離の状		8-	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	490		医04 整形用品	35674000	人工全耳小骨	聴力の矯正又は回復のために耳小骨の置換を目的とした器具又は複数の器具から成るシステムをいう。通常、生物学的材料又は合成材料製である。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	491		医04 整形用品	35677000	人工眼窩縁	眼窩底又は眼窩縁の再建に用いる器具をいう。通常、ステンレス、チタン又はチタン合金製である。他の物質を原材料とするも		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	492		医04 整形用品	35678000	人工頬骨	頬骨の置換又は修復に用いる器具をいう。通常、金属製で、ポリマー製のものもある。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	493		医04 整形用品	35690000	局所人工耳小骨	中耳等の小骨の置換のために用いる生物学的器具又は人工合成器具をいう。		14	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	494		医04 整形用品	35727000	人工橈骨手根関節橈骨・尺骨コンポーネント	手根骨支持面を置換し、遠位橈骨及び尺骨と手根骨との関節支持面を置換する人工関節コンポーネントをいう。通常、金属、セラミック、カーボン又はポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。セメント固定式のもの又はセメントレスのもの		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第3	537		器58 整形用器具器械	35809001	手動式整形外科用セメントディスペンサ	手術部位への整形外科用(骨)セメントの注入に用いる手動式の注射器様の器具をいう。		1	-	221202001	骨接合用器械
別表第2	897		器58 整形用器具器械	35809002	電動式整形外科用セメントディスペンサ	手術部位への整形外科用(骨)セメントの注入に用いる電動式の注射器様の器具をいう。ピストンを注射筒に押し下げる動力付きユニットに搭載されているものもある。		11	-	221204005	電動式骨手術器械
別表第1	495		医04 整形用品	35966003	橈骨頭用補綴材	近位橈骨(橈骨小頭)の全置換又は部分置換のために用いる器具をいう。骨セメント固定式のもの又は骨セメントレスのものがある。通常、金属、セラミック、カーボン、ポリマー又はこれらの物質の組合せを原材料とする。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	189		医04 整形用品	35966004	医薬品組合せ橈骨頭用補綴材	近位橈骨(橈骨小頭)の全置換又は部分置換のために用いる器具をいう。骨セメント固定式のもの又は骨セメントレスのものがある。通常、金属、セラミック、カーボン、ポリマー又はこれらの物質の組合せを原材料とする。本品は医薬品も含有する。		13	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	496		医04 整形用品	36042000	全人工側頭下顎関節	全側頭下顎関節の再建に用いる植込み型人工関節をいう。通常、金属及びポリマー等の人工材料製である。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	497		医04 整形用品	36260000	人工側頭下顎関節円板	側頭下顎関節の下顎頭と関節窩との間に接点を形成することを目的とした中間挿入用インプラント又は関節円板をいう。通常、金属及びポリマー等の人工材料製である。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	498		医04 整形用品	37845000	人工指関節	手指、母指又は足指関節を置換するために用いる人工関節をいう。通常、金属、セラミック、カーボン、ポリマー又はこのような物質の組合せを原材料とする。非拘束式、半拘束式又は拘束式のものがあり、セメント固定式のもの又はセメントレスのもの		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	499		医04 整形用品	38158000	人工関節セット	特定の患者のために特別に製造した人工関節器具をいう。寸法、設計又は材料が通常のものとは異なる。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	500		医04 整形用品	70301000	下肢再建用人工材料	悪性腫瘍等の疾患により広範囲な骨切除を行ったとき、骨欠損部を補綴したり下肢機能を再建するために用いるインプラントをいう。人工関節及びその連結部品、付属品を含む。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品
別表第1	501		医04 整形用品	70302000	上肢再建用人工材料	悪性腫瘍等の疾患により広範囲な骨切除を行ったとき、骨欠損部を補綴したり上肢機能を再建するために用いるインプラントをいう。人工関節及びその連結部品、付属品を含む。		8	-	140212998	その他の人工関節人工骨及び関連製品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	502	器72	視力補正用レンズ	35655000	前房レンズ	前方を角膜及び強膜の一部に接し、後方を毛様体の一部及び虹彩のほか、瞳孔の端から端までの水晶体の一部に接する眼腔に永久的に埋植することを目的とした器具をいう。ヒト白内障水晶体の置換を目的としている。通常、プラスチック製レンズで、白内障水晶体除去後に眼の前房に挿入する。		8	-	140214022	眼内レンズ
別表第1	503	器72	視力補正用レンズ	35658100	後房レンズ	ヒト白内障水晶体の置換及び視力回復のため、眼の後房に永久的に埋植することを目的とした器具をいう。通常、プラスチック製レンズで、白内障水晶体除去後に眼の後房に挿入する。		8	-	140214022	眼内レンズ
別表第1	504	器72	視力補正用レンズ	35658200	ヘパリン使用後房レンズ	ヒト白内障水晶体の置換及び視力回復のため、眼の後房に永久的に埋植することを目的としたヘパリン使用器具をいう。通常、プラスチック製レンズで、白内障水晶体除去後に眼の後房		8/13	-	140214022	眼内レンズ
別表第1	505	医04	整形用品	33794000	中耳腔換気用チューブ	耳の鼓膜の機能の置換又は修復に用いる器具をいう。		8	-	140214040	人工鼓膜
別表第1	506	医04	整形用品	34410000	人工鼓膜	中耳の鼓膜の修復又は置換のために用いる器具をいう。合成材料製のものもある。		8	-	140214040	人工鼓膜
別表第1	507	医04	整形用品	35643000	人工内耳	重度聴覚障害者の聴覚の一部回復のために用いる機器をいう。電極アレー(片側の蝸牛に挿入する)、受信・刺激装置(頭蓋の耳付近に植え込む)、スピーチプロセッサ(体外に装着し、音を電気信号に変換して受信・刺激装置に送るもの)から構成		8	-	140214993	その他の感覚機能補助器
別表第2	898	医04	整形用品	36071000	気管切開用スピーチバルブ	気管切開チューブに接続し、用指的な閉鎖の必要性を排除することを目的とした器具をいう。気管切開患者が容易にかつ明瞭に話すことを可能にする。		5-	-	140214993	その他の感覚機能補助器
別表第1	508	医04	整形用品	36245000	気管食道用スピーチバルブ	外科的に形成した気管食道瘻に挿入する双フランジ付き器具をいう。本品の食道面には直径に沿ってスリットが入っている。喉頭摘出後の発話機能回復訓練に用いる。		5-	-	140214993	その他の感覚機能補助器
別表第1	190	医04	整形用品	11912100	人工皮膚	修復、再建又は治療の目的で皮膚欠損の治療に用いるグラフトをいう。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	191	医04	整形用品	11912200	コラーゲン使用人工皮膚	修復、再建又は治療の目的で皮膚欠損の治療に用いるコラーゲン使用グラフトをいう。		8- / 14	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	509	医04	整形用品	18074000	植込み型眼瞼ウェイト	上眼瞼の機能回復のため、瞼に重りを負わせたり、又は瞼を圧迫する眼科用機器をいう。上眼瞼内に植え込むことを目的とし		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	510	医04	整形用品	31038000	鼻用補綴材	鼻の美容性又は機能性を回復させるために(鼻)顔面組織に挿入する器具をいう。通常、高分子材料製である。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	192	医04	整形用品	31744000	心臓内パッチ	心臓の損傷膜の補強又は修復に用いる合成材料製の器具をいう。プレジェットとして用いる場合もある。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	511	医04	整形用品	31931000	リンパ管用チューブ補綴材	内リンパ管の一部の修復又は置換に用いる器具をいう。物質を一方に送るための弁を備えたものもある。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	512	医04	整形用品	31934000	中耳用植込みモールド	鼓膜修復時に埋め込んで中耳腔を再建することを目的としたモールドとしての役割を果たす器具をいう。中耳に空気を十分に満たした腔を維持し、中耳腔粘膜の再生を促進することができる。ポリアミド、ポリテトラフルオロエチレン、シリコンエラストマー又はポリエチレン製である。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	513	医04	整形用品	31994000	機械式・水圧式植込み失禁器具	尿道を閉塞するために連続的又は間欠的に圧力を加えることにより尿失禁を治療するために用いる埋め込み型器具をいう。完全植込み器具は静圧力パッドからなるものもあれば、腹部に埋め込んだ放射線不透過性液の容器及び皮膚表面下に埋め込み、チューブにより調節式圧力パッド又は尿道を囲むカフに接続した手動ポンプ及びバルブを備えたシステムからなるものもある。放射線不透過性液を必要に応じて容器から送り込み、パッド又はカフを膨張させて尿道を圧迫する。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第2	899	医04	整形用品	31995002	短期的使用輸精管用補綴材	短期的の使用を目的として、副睾丸から尿道に精子を輸送する管の損傷部又は閉塞部の修復のために用いる器具をいう。		7	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	514	医04	整形用品	31995003	輸精管用補綴材	副睾丸から尿道に精子を輸送する管の損傷部又は閉塞部の修復に用いる器具をいう。短期的使用は含まない。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	515		医04 整形用品	31998000	尿管膀胱用補綴材	尿管壁に植え込む体内器具をいう。尿管壁の量及び張力を増大させて括約筋の機能を支持する。通常、シリコンゴム又はテフロン等の非吸収性ポリマー製で、カテーテルを用いて適用する。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	516		医04 整形用品	33310003	人工耳・鼻・喉用補綴材	耳鼻咽喉(ENT)の外科手術で、軟部組織の置換又は修復に用いる非吸収性器具をいう。本品は多孔性ポリエチレン、シリコンエラストマー、ポリウレタン又はポリアミド等のポリマー製である。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	193		医04 整形用品	33310004	人工耳・鼻・喉用吸収性補綴材	耳鼻咽喉(ENT)の外科手術で、軟部組織の置換又は修復に用いる吸収性器具をいう。コラーゲン又は天然吸収性ゼラチン物質等を原材料とするものもある。		7 - / 1 4	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	517		医04 整形用品	33473003	体内用合成・炭素繊維補綴材	炭素繊維で補強したポリテトラフルオロエチレン(PTFE)から成り、非吸収性インプラント用複合材料を作製するためのものをいう。美容外科で顎、鼻又は眼周囲の骨及び組織の形状の修復に用いることができる。これまで人工移植器具のコーティングに用いられてきた。この材料で製造した器具はProplasと呼ばれていたが(Charles Homseyが発明、現在では外科手術に用		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	194		医04 整形用品	33473004	体内用吸収性合成・炭素繊維補綴材	炭素繊維で補強したポリテトラフルオロエチレン(PTFE)から成り、吸収性インプラント用複合材料を作製するためのものをいう。美容外科で顎、鼻又は眼周囲の骨及び組織の形状の修復に用いることができる。これまで人工移植器具のコーティングに用いられてきた。この材料で製造した器具はProplasと呼ばれていたが(Charles Homseyが発明、現在では外科手術に用い		8 - / 1 4	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	518		医04 整形用品	33806000	腸管スプリンティングチューブ補綴材	腸管の一部を原位置に保持するか又は腸管の損傷部を原位置に保持し、保護するために用いる硬性又は軟性の器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	519		医04 整形用品	34000000	眼強膜補綴材	強膜欠損部の補強又は修復に用いる器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	520		医04 整形用品	34092000	人工肛門括約筋補綴材	糞便失禁の再コントロールにより機能を回復するために用いる器具をいう。		5 -	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	521		医04 整形用品	34214000	体内用失禁補綴材	排便又は排尿などの排泄機能が制御不能の場合に矯正又は制御に用いる植込み型器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	522		医04 整形用品	35258000	胆管用補綴材	機能回復を目的として、胆嚢から胆汁を運ぶ管の置換又は修復のために用いる器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	523		医04 整形用品	35259000	膀胱用メッシュ補綴材	膀胱又は他の置換組織の壁を支持するために用いる器具をいう。高分子材料製で解剖学的構造に適合するように蝶形のものもあればV字型のものもある。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	524		医04 整形用品	35260000	子宮頸管縫縮用補綴材	子宮頸部の支持及び機能回復のために用いる器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	525		医04 整形用品	35262000	耳用補綴材	通常、美容上の理由により、外耳を再建する組織に埋め込むことを目的とした器具をいう。聴覚機構の補強に用いる場合もある。外部コンポーネントは、通常、高分子材料製である。内部コンポーネントにはネジで固定するものもある。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	526		医04 整形用品	35263000	人工食道用補綴材	食道が機能するように置換又は修復するために挿入する管状器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	527		医04 整形用品	35264000	卵管用チューブ補綴材	卵管の機能を置換又は修復する器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	528		医04 整形用品	35268000	喉頭用補綴材	喉頭機能の置換・修復、又は喉頭の開存性維持のために用いる器具をいう。ステンレス、ポリマー等を原材料とする。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	529		医04 整形用品	35272000	筋肉用補綴材	補綴、治療又は実験の目的で、筋肉組織を置換するために体内に一部又は全体を挿入する器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	530		医04 整形用品	35277000	人工精巣	睾丸の形状をした器具をいう。睾丸の美容的外見を与えるために陰嚢に植え込む。審美的役割を果たし、心因性続発症を予防する。すべてがシリコンゴム等のポリマーで作られているものもあれば、シリコンオイルを充填したシリコン被膜で作られているものもある。金属材料製のものもある。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	531	医04	整形用品	35278000	気管支用補綴材	機能回復のために気管・気管支全体又は一部を置換するために用いる器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	532	医04	整形用品	35279000	尿道用チューブ補綴材	尿道の置換又は修復のために用いる器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	533	医04	整形用品	35280000	尿道括約筋用補綴材	失禁に適用される体内器具をいう。天然尿道括約筋の支持又は置換を目的としている。通常、尿道を囲むシングルカフ又はダブルカフ、生理食塩液等の圧媒液(放射線不透明化剤を含有するものもある)を含むリザーバ及び手動ポンプからなる。主に非吸収性ポリマー材料から作られる。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	534	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35449003	血管内塞栓促進用補綴材	治療目的で、動脈又は静脈内の血栓の形成を促進したり、血流を遮断するために用いる人工器具をいう。		8	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	195	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35449004	中心循環系血管内塞栓促進用補綴材	治療目的で、中心循環系動脈又は静脈内の血栓の形成を促進したり、血流を遮断するために用いる人工器具をいう。		8-	-	100408102	滅菌済み血管処置用チューブ及びカテーテル
別表第1	535	医04	整形用品	35458000	気管用補綴材	気道再建術で天然気管を置換するために用いる管状器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	536	医04	整形用品	35512000	耳管用チューブ補綴材	中耳から咽頭までの耳管を置換又は修復するために用いる器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	196	医04	整形用品	35614000	髄膜用補綴材	髄膜の修復に用いる生物学的器具又は人工器具をいう。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	197	医04	整形用品	35650000	人工髄鞘	神経鞘が機能するように置換又は修復するために用いる器具をいう。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	198	医04	整形用品	35681000	乳頭用補綴材	手術により欠損又は切除した天然乳頭を置換又は修復する器具をいう。本品は「外」表面を有するが、組織に包埋し結合させるためインプラントであると考えられる。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	537	医04	整形用品	35695000	消化管用逆流防止補綴材	重度の胃食道逆流症の治療に用いる器具をいう。		5-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	199	医04	整形用品	35945000	医薬品投与用植込み型避妊具	ゴム製の小型中空ロッド等の器具をいう。レボルゲストレルのような避妊ホルモン等の避妊薬を充填し、上腕の皮下に埋め込み避妊薬を定期的に全身に放出することを目的としている。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	538	器51	医療用嘴管及び体液誘導管	35965000	水頭症用バルブ補綴材	脳室内の脳脊髄液による圧力を調整するために用いる器具をいう。		8	-	100412002	滅菌済み体内植込みチューブ及びカテーテル
別表第1	200	医04	整形用品	36036000	ヒト硬膜移植片	死体硬膜を原材料とする同種移植片をいう。通常、処理及び滅菌を行い、被移植者の硬膜再建又は置換に用いる。硬膜は脊髄の完全性を維持するために不可欠であることから、本品はその完全性を獲得するために用いる場合に有用である。脊髄は損傷又は過度の圧迫から常に保護されていることが重要である。		8- / 14	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	539	医04	整形用品	36099000	眼内ドレーン	眼内に植え込み、緑内障による眼圧の上昇を緩和するために用いる人工濾過器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	201	医04	整形用品	36182000	人工心膜用補綴材	心膜の修復に用いる材料(心臓及び大血管根部を包む円錐形の二重膜線維漿膜性サック)からなる器具をいう。生物学的材料又は人工材料製である。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	202	医04	整形用品	36196000	人工乳房	乳房再建又は豊胸のために用いる植込み型器具をいう。無菌液で膨張させる。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	203	医04	整形用品	36197000	ゲル充填人工乳房	乳房再建又は豊胸のために用いる植込み型器具をいう。シェルにはシリコンゲルを予め充填したもの、一部充填したもの又は術中に充填するものがある。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	540		医04 整形用品	36250000	人工陰茎	勃起陰萎に適用される体内器具をいう。陰茎の膨張性及び硬直性を得るために用いる。本品は油圧式で、シリコンゴム又は他のポリマーを原材料とする。陰茎に植え込み、腹部に植え込む生理食塩液(放射線不透明化剤を添加したものもある)等の液体を含むリザーバ及び陰嚢皮下に植え込む手動式ポンプに接続した1つ又は複数の膨張式のシリンダからなる。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	541		医04 整形用品	36251000	ロッド型人工陰茎	勃起陰萎に適用される体内器具をいう。永久的な膨張性及び硬直性を得るために用いる。シリコンゴム又は他のポリマーを原材料とし、1つ又は複数のロッドの形状をもつ。金属で補強したものもあり、硬質又は半硬質のものがある。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	542		医04 整形用品	36291000	角膜内リング	角膜に挿入することにより角膜曲率を扁平化して近視などの屈折異常を矯正するリング状の機器をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	204		医04 整形用品	38746000	異種移植片グラフト	異種動物間(ヒトを含む)で移植する組織のグラフトをいう。		8- / 14	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	543		医04 整形用品	42525000	人工角膜	角膜の置換及び視覚の回復のために用いる機器をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	544		医04 整形用品	42526000	眼弁補綴材	ヒト眼の弁の置換を目的とした膜様の人工器具をいう。		8	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	205		医04 整形用品	70303000	ヒト合成人工硬膜	解放性頭部外傷や外傷性髄液瘻に続発して硬膜の欠損が生じた場合、あるいは開頭手術で硬膜の一部を切除する必要がある場合、硬膜補填もしくは硬膜代用のために使用する人工膜をいう。吸収性及び非吸収性がある。非吸収性膜は、脳表面と硬膜との癒着防止を目的として使用されることもある。		8-	-	140299005	その他の生体内移植器具
別表第1	545	80	器07 内臓機能代用器	34995000	人工腎臓装置	透析器を用いて血液透析を行うために使用する装置をいう。		11-	該当	140402001	人工腎臓装置
別表第1	546	81	器07 内臓機能代用器	36424000	透析用監視装置	人工腎臓により血液透析を行う場合に、透析液流量、温度及び静脈圧等をモニタする装置をいう。		11-	該当	140402027	透析用監視装置
別表第1	547	82	器07 内臓機能代用器	34993000	多人数用透析液供給装置	人工腎臓により血液透析を行うために透析液を作製し、2人以上の患者に供給する装置をいう。		11-	該当	140402042	多人数用透析液供給装置
別表第1	548	83	器07 内臓機能代用器	34994000	個人用透析装置	一人の患者の血液透析を行うために必要な機能を備えた装置をいう。吸着剤を用いた透析液再循環型の装置を含む。		11-	該当	140402069	個人用透析装置
別表第1	549	84	器07 内臓機能代用器	32124000	血液透析装置用ピロー圧力アラーム	血液透析装置に接続した動脈血チューブセットから、血流速度の低下により、動脈血液の低下が検出された場合に警告音・視覚信号が発生する装置をいう。血流速度の低下による血圧低下を感知する小型の圧力ピローからなる。本装置群は既存の		11-	該当	140402085	人工腎臓装置の付属品
別表第3	538		器07 内臓機能代用器	32144000	透析用セットホルダ	透析操作時に専用のセットを所定の位置に保持・固定する器具をいう。		1	-	140402085	人工腎臓装置の付属品
別表第1	550	85	器07 内臓機能代用器	34998000	透析液導電率測定装置	透析装置に供給される透析液の濃度を、透析液の電気伝導度測定によって決定するために用いる装置をいう(通常、電子式)。透析装置のコンポーネントであるもの、又は独立型の装置		11-	該当	140402085	人工腎臓装置の付属品
別表第1	551	86	器07 内臓機能代用器	35684000	透析用血液ラインクランプユニット	透析時の血液ラインクランプの操作に用いるユニットをいう。通常、完全な透析システムは本ユニットを内蔵している。		11-	該当	140402085	人工腎臓装置の付属品
別表第1	552	87	器07 内臓機能代用器	36428000	透析用血液循環ユニット	透析時の血液循環の操作に用いるユニットをいう。通常、完全な透析システムは本ユニットを内蔵している。		11-	該当	140402085	人工腎臓装置の付属品
別表第1	553	88	器07 内臓機能代用器	36437000	透析用気泡防止ユニット	透析装置とともに機能し、患者に戻す前の血液中に気泡が検出された場合、接続されたポンプメカニズムを停止させる警告を発することを目的とした専用の装置をいう。		11-	該当	140402085	人工腎臓装置の付属品
別表第1	554	89	器07 内臓機能代用器	70304000	血液透析濾過用装置	血液透析濾過器で血液を浄化するために用いる装置をいう。通常の血液透析装置に限外濾過量と補液量を制御する機能を組み込んだものである。		11-	該当	140402997	その他の人工腎臓装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	555		器07 内臓機能代用器	35004000	中空糸型透析器	血液から腎機能の異常や腎不全のために蓄積した不要物質を取り除くために用いる医療機器をいう。不要物質の除去は、血液と透析液を個別のコンパートメントに循環させることができる半透膜を介して、血液中の不要物質を透析液に移動することによって行なわれる。膜は中空糸により構成される。血液は中空糸の内腔を通り、透析液は中空糸の外側を通り、不要物質を除去する。		3	-	140404021	中空糸型透析器
別表第1	556		器07 内臓機能代用器	35005000	積層型透析器	血液から腎機能の異常や腎不全のために蓄積した不要物質を取り除くために用いる医療機器をいう。不要物質の除去は、血液と透析液を個別のコンパートメントに循環させることができる半透膜を介して、血液中の不要物質を透析液に移動することによって行なわれる。膜は平膜により構成される。これによって、血液と透析液が平膜の両側を通り、血液中の不要物質を除去する。		3	-	140404047	積層型透析器
別表第1	557	90	器07 内臓機能代用器	35099000	人工心肺用システム	開心術時に機械的循環補助を行い、心臓をバイパスすることによって心臓の手術を容易にする装置一式をいう。基礎的な機能は、静脈血に酸素を供給し、この酸素加血をポンプによって動脈側回路に戻すことである。通常、心臓内吸引、濾過、温度管理等のいくつかの機能を備えている。本装置の重要なモジュール及びコンポーネントは、ポンプ、温度調整器、各種モニタ等である。単一の装置として製作されたものや、モジュールから構成されるものがある。		9-	該当	140406009	人工心肺装置
別表第1	558	91	器07 内臓機能代用器	36347000	人工心肺用ローラポンプ	人工心肺用システムの構成品の1つで、ガス交換及び再注入のため、人工肺及び人工心肺用システムの他の部品に接続された体外チューブセットに血液を圧入するローラのような機構を介して、体外の血流を注入（循環）する装置をいう。		9-	該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	559	92	器07 内臓機能代用器	36373000	人工心肺用コンソール	人工心肺用システムのモジュールの1つで、基礎マウンティングユニットをいう。本品に他のユニットを取り付け、完全なシステムを構築する。本品は、全ての機能を制御・監視できる基本ワークステーションとなる。		9-	該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	206	19	器07 内臓機能代用器	36379100	補助循環装置用遠心ポンプ	心不全時の血液循環の維持に用いる特製の遠心ポンプをいう。心機能の維持を人工補助に依存している患者の循環補助（心不全時の血液循環の補助）を行う。人工補助への依存は、正常な心機能が損なわれているためである。本品は開心術時及び術後に短期間心臓の機能回復を補助するために用いる。		7- / 8	該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	207	20	器07 内臓機能代用器	36379200	ヘパリン使用補助循環装置用遠心ポンプ	心不全時の血液循環の維持に用いる特製のヘパリン使用遠心ポンプをいう。心機能の維持を人工補助に依存している患者の循環補助（心不全時の血液循環の補助）を行う。人工補助への依存は、正常な心機能が損なわれているためである。本品は開心術時及び術後に短期間心臓の機能回復を補助するために用いる。		7- / 1 3	該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	208	21	器07 内臓機能代用器	36382000	補助循環装置用スパイラルポンプ	心不全時の血液循環の維持のため左心室に設置する特製のスパイラルポンプをいう。心機能の維持を人工補助に依存している患者の循環補助（心不全時の血液循環の補助）を行う。人工補助への依存は、正常な心機能が損なわれているためである（通常、開胸心手術後）。		8-	該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	209	22	器07 内臓機能代用器	36858000	補助循環装置用手動クランクポンプ	主電源の停止時に電気作動ポンプの代用とするため、有資格者又は術者が手動で回転させる遠心力ポンプをいう。心機能の維持を人工補助に依存している患者の循環補助（心不全時の血液循環の補助）を行うために用いる特製のポンプである。		7-	該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	210		器07 内臓機能代用器	70305000	単回使用遠心ポンプ	開心術時及び術後に短期間心臓の機能回復を補助するために遠心力を利用して血液を送るポンプをいう。本品は単回使用である。専用の駆動装置と共に用いる。		7- / 8	非該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	211		器07 内臓機能代用器	70306000	ヘパリン使用単回使用遠心ポンプ	開心術時及び術後に短期間心臓の機能回復を補助するために遠心力を利用して血液を送るヘパリン使用ポンプである。本品は単回使用である。専用の駆動装置と共に用いる。		7- / 8 - / 13	非該当	140406025	人工心肺用ポンプ
別表第1	212	23	器07 内臓機能代用器	70307000	体外設置式補助人工心臓ポンプ	体外設置式の補助人工心臓ポンプをいう。		7-	該当	140406025	人工心肺用ポンプ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	900	734	器07 内臓機能代用器	11973002	人工心肺用熱交換器	体外循環中に用いる熱交換システムから成る機器をいう。心肺バイパス術又は治療を目的として血液又は灌流液を加温又は冷却するものである。		3-	該当	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	560	93	器07 内臓機能代用器	11973003	ヘパリン使用人工心肺用熱交換器	体外循環中に用いる熱交換システムから成るヘパリン使用機器をいう。心肺バイパス術又は治療を目的として血液又は灌流液を加温又は冷却するものである。		3- / 1 3	該当	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第2	901		器07 内臓機能代用器	31710002	人工心肺用貯血槽	人工心肺装置の一部として使用したり、又は短期体外循環中に他の装置と共に使用する機器をいう。体外循環用の予備血液を維持するものである。フィルタ機能を有するものもある。本品は単回使用である。		2- / 2 -	-	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	561		器07 内臓機能代用器	31710003	ヘパリン使用人工心肺用貯血槽	人工心肺装置の一部として使用したり、又は短期体外循環中に他の装置と共に使用するヘパリン使用機器をいう。体外循環用の予備血液を維持するものである。フィルタ機能を有するものもある。本品は単回使用である。		2- / 1 3	-	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第2	902	735	器07 内臓機能代用器	31711002	人工心肺用除泡器	心肺バイパス手術時に血液から気泡を取り除くために用いる機器をいう。血液を患者に戻す前に血液に必要な酸素を添加する人工肺とともに用いる。		3-	該当	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	562	94	器07 内臓機能代用器	31711003	ヘパリン使用人工心肺用除泡器	心肺バイパス手術時に血液から気泡を取り除くために用いるヘパリン使用機器をいう。血液を患者に戻す前に血液に必要な酸素を添加する人工肺とともに用いる。		3- / 1 3	該当	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	563	95	器07 内臓機能代用器	31714000	人工心肺用ガスコントロールユニット	人工心肺用システムの一部として、人工肺に供給されるガス流量を制御・測定する装置をいう。特定のガスについてキャリブレーションされており、低流量で高い精度を示す。フローメータとなるものもある。		9-	該当	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第2	903		器07 内臓機能代用器	33309002	人工心肺回路用血液フィルタ	粒子又は血塊が血流に入り、体外循環の妨げになるのを防ぐために用いるフィルタをいう。気泡の捕捉に用いることもある。		3-	-	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	564		器07 内臓機能代用器	33309003	ヘパリン使用人工心肺回路用血液フィルタ	粒子又は血塊が血流に入り、体外循環の妨げになるのを防ぐために用いるヘパリン使用フィルタをいう。気泡の捕捉に用いることもある。		3- / 1 3	-	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第2	904		器56 採血又は輸血用器具	35071000	血液フィルタ	患者に注入される血液中から不純物を取り除くため、輸血ライン等に挿入するフィルタをいう。動脈血に使用する場合、気泡の捕捉に用いることもある。		3-	-	100602128	血液フィルター
別表第1	565		器07 内臓機能代用器	36089000	人工心肺用血液濃縮フィルタ	人工心肺用システムにおいて、プライミング溶液から結晶性粒子を除去し、患者から心肺バイパス装置を取り外す前に患者の血液を濃縮するために用いるフィルタをいう。		3	-	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	566	96	器07 内臓機能代用器	36356000	人工心肺用圧力計	人工心肺用システムの構成品の1つで、チューブ回路等の圧力を電子的又は機械的に測定する装置をいう。		10-	該当	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	567	97	器07 内臓機能代用器	36374000	人工心肺用温度コントロールユニット	心肺バイパス装置のモジュールの1つで、様々なポイントで液体及び血液の温度を監視するために装置に接続された様々な温度プローブで液体や血液の温度を測定・表示する装置をいう。温度(熱交換器に流入・流出する液体の温度等)を制御する。		9-	該当	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	568		器07 内臓機能代用器	70308000	人工心肺用回路システム	バッグになった滅菌済みのセットで、心肺バイパス術及び循環補助のために用いる人工心肺用回路システムをいう。通常、チューブ、除泡器、静脈血・心内血貯血槽、人工肺、血液フィルタ、プライミング溶液フィルタ、ライン内血液ガスセンサ、熱交換器、安全弁、遠心力ポンプ、カテーテル等から構成される。		3	-	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第1	569		器07 内臓機能代用器	70309000	ヘパリン使用人工心肺用回路システム	バッグになった滅菌済みのヘパリン使用セットで、心肺バイパス術及び循環補助のために用いる人工心肺用回路システムをいう。通常、チューブ、除泡器、静脈血・心内血貯血槽、人工肺、血液フィルタ、プライミング溶液フィルタ、ライン内血液ガスセンサ、熱交換器、安全弁、遠心力ポンプ、カテーテル等から構成される。		3 / 1 3	-	140406041	人工心肺装置の付属品
別表第2	905		器07 内臓機能代用器	70310000	心筋保護液用フィルタ	心筋保護液中の異物を除去するために用いるフィルタをいう。体外循環の妨げになるのを防ぐために使用する。血液心筋保護液の微小凝集塊と気泡を除去するものもある。		3-	-	140406041	人工心肺装置の付属品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	570	98	器07 内臓機能代用器	31685100	人工心肺用ライン内血液ガスモニタ	人工心肺用システムのモジュールの1つで、循環血中のガス濃度の測定及び監視に用いるものをいう。適切なセンサーとともに		10-	該当	140406995	その他の人工心肺装置
別表第1	571	99	器07 内臓機能代用器	31685200	ヘパリン使用人工心肺用ライン内血液ガスモニタ	人工心肺用システムのヘパリン使用モジュールの1つで、循環血中のガス濃度の測定及び監視に用いるものをいう。適切なセンサーとともに用いる。		10- / 13	該当	140406995	その他の人工心肺装置
別表第1	572		器07 内臓機能代用器	31715100	人工心肺用ライン内血液ガスセンサ	ある測定可能な信号の感知と供給を目的として人工心肺用システムとともに用いる機器をいう。信号は親機に表示され、血中に存在するガス量を示す。		10-	非該当	140406995	その他の人工心肺装置
別表第1	573		器07 内臓機能代用器	31715200	ヘパリン使用人工心肺用ライン内血液ガスセンサ	ある測定可能な信号の感知と供給を目的として人工心肺用システムとともに用いるヘパリン使用機器をいう。信号は親機に表示され、血中に存在するガス量を示す。		10- / 13	非該当	140406995	その他の人工心肺装置
別表第1	574	100	器07 内臓機能代用器	35101000	人工心肺用拍動圧ジェネレータ	人工心肺用システムの構成品の1つで、人工心肺用システムのローラポンプに電気を供給し、これを制御する電子機器をいう。ローラ-ポンプは拍動方式で機能するため、心臓の自然の活動		9-	該当	140406995	その他の人工心肺装置
別表第1	575	101	器07 内臓機能代用器	35440000	人工心肺用空気・液体レベル検出器	灌流ラインに空気(気泡等)が検出された場合又は人工心肺用システムリザーバの液面が低すぎる場合に警告を発したり、接続したローラ-ポンプを停止させる装置をいう。		10-	該当	140406995	その他の人工心肺装置
別表第1	576		器07 内臓機能代用器	35100000	体外気泡型人工肺	患者のガス交換要件を満たすために血液とガス環境とのガス交換に用いる装置をいう。通常、開心術時に用いる。		3	-	140408029	気泡型人工肺
別表第1	577		器07 内臓機能代用器	17643100	体外式膜型人工肺	開心術時、呼吸不全及び心肺不全の治療(成人)又は従来の呼吸・医学的管理が無効であるハイリスクな新生児のために用いる機器をいう。体外での血液への酸素添加は、特殊な膜型肺で行われ、末梢血管へのカテーテル挿入を必要とする。		3	-	140408045	膜型人工肺
別表第1	578		器07 内臓機能代用器	17643200	ヘパリン使用体外式膜型人工肺	開心術時、呼吸不全及び心肺不全の治療(成人)又は従来の呼吸・医学的管理が無効であるハイリスクな新生児のために用いるヘパリン使用機器をいう。体外での血液への酸素添加は、特殊な膜型肺で行われ、末梢血管へのカテーテル挿入を必要とする。		3 / 13	-	140408045	膜型人工肺
別表第1	213		器07 内臓機能代用器	18133000	血管内膜型人工肺	膜型人工肺の1種で、長時間にわたり体内でのガス交換を支援するよう設計されたものをいう。		8-	-	140408999	その他の人工肺
別表第1	579		器07 内臓機能代用器	70311000	血液濾過器	主に限外濾過原理により半透膜を用いて血液中から過剰な代謝産物や水を除去する器具で、透析液を使用しないものをいう。本品は単回使用である。		3	-	140410026	血液濾過器
別表第1	580		器07 内臓機能代用器	34422000	吸着型血液浄化器	患者の血液から毒素などを除去する専用装置とともに用いる器具をいう。本品はカラムであり、通常、特定の毒素など又は一連の毒素などの除去専用である。吸収又は吸着性材料からなる。本品は単回使用である。		3	-	140410042	吸着型血液浄化器
別表第1	581	102	器07 内臓機能代用器	35104000	吸着型血液浄化用装置	特定の毒素又は一連の毒素を吸収(又は吸着)する材料(吸着型血液浄化器)に血液を通過させることによって、血液中から毒素を除去するために使用する装置をいう。		11-	該当	140412046	吸着型血液浄化用装置
別表第1	582		器07 内臓機能代用器	70312000	膜型血漿分離器	膜を用いて全血から血漿を分離するもので、血球を透過しない器具をいう。本品は単回使用である。		3	-	140410068	膜型血漿分離器
別表第1	583		器07 内臓機能代用器	70313000	膜型血漿成分分離器	膜を用いて血漿中の成分を分離する器具をいう。本品は単回使用である。		3	-	140410084	膜型血漿成分分離器
別表第1	584		器07 内臓機能代用器	70314000	吸着型血漿浄化器	予め分離された血漿中から吸着剤を用いて病因物質等を除去する器具をいう。本品は単回使用である。		3	-	140410101	吸着型血漿浄化器
別表第1	585		器07 内臓機能代用器	36194000	血液成分分離用フィルタ	血液成分を分離して封じ込めるために用いるフィルタをいう。本品は単回使用である。		3	-	140410996	その他の血液浄化器
別表第1	586		器07 内臓機能代用器	70315000	選択式血漿成分吸着器	予め患者の血液から分離された血漿から、選択的に病因物質を吸着除去する器具をいう。通常、体外循環により膜型血漿分離器と併せて使用する。病因物質を吸着除去後、残りの血漿を患者に戻す。本品は単回使用である。		3	-	140410996	その他の血液浄化器
別表第1	587		器07 内臓機能代用器	70316000	持続緩徐式血液濾過器	通常の血液透析治療よりも長時間、持続緩徐的に血液濾過、血液透析又は血液透析濾過を行う器具をいう。本品は単回使		3	-	140410996	その他の血液浄化器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	588		器07 内臓機能代用器	70317000	エンドトキシン除去向け吸着型血液浄化用浄化器	血液から血中エンドトキシンを選択的に吸着除去する器具をいう。本品は単回使用である。		3	-	140410996	その他の血液浄化器
別表第1	589		器07 内臓機能代用器	70318000	血液透析濾過器	限外濾過と、灌流液を用いた拡散の両方の原理により、半透膜を用いて血液中から体液及び不要物質を除去する器具をいう。限外濾過で失う水分を補液によって補う。本品は単回使用である。		3	-	140410996	その他の血液浄化器
別表第1	590	103	器07 内臓機能代用器	35453000	血液濾過用装置	血液濾過器を用いて血液浄化を行うために使用する装置をいう。		11-	該当	140412020	血液濾過用装置
別表第1	591	104	器07 内臓機能代用器	36426000	膜型血漿分離用装置	膜型血漿分離器、膜型血漿成分分離器又は選択的血漿成分吸着器等を用いて血液浄化を行うために使用する装置をいう。		11-	該当	140412062	膜型血漿分離用装置
別表第1	592	105	器07 内臓機能代用器	16405000	アルブミン使用細胞分離ユニット	献血者又は患者から採取した血液を各種成分に分離するために用いる装置をいう。採取した血液と抗凝固剤を混合し、血漿、血小板、赤血球、白血球に分離する等の処理を行うものである。この処理は、通常、献血者・患者に本品を接続した状態で行われ、未処理の成分は患者に戻る。		11- / 14	該当	140412088	血液成分分離装置
別表第1	593	106	器07 内臓機能代用器	70319000	持続緩徐式血液濾過用装置	持続緩徐式血液濾過器を用いて体外循環により血液浄化を行うために使用する装置をいう。		11-	該当	140412990	その他の血液浄化用装置
別表第2	906		医04 整形用品	32142000	透析開始・終了セット	患者に透析を実施するために、透析の開始及び終了処置に必要な器具(単回使用のもの)及び材料(ガーゼ、圧迫綿、ピンセット等)を予め包装したセットをいう。		2-	-	109999003	他に分類されない処置用機器
別表第2	907		器07 内臓機能代用器	34999002	透析用血液回路セット	血液透析(血液濾過、血液透析濾過を含む)の実施を目的とした単回使用の滅菌セットをいう。通常、血液又は他の溶液を血管アクセス器具から適切な血液透析器(血液濾過器、血液透析濾過器を含む)・人工腎臓装置に導入し、循環させるために必要なチューブ部分一式(コネクタ、クランプ等)からなる。		2-	-	140414024	人工腎臓用血液回路
別表第1	594		器07 内臓機能代用器	34999003	ヘパリン使用透析用血液回路セット	血液透析の実施を目的とした単回使用のヘパリン使用滅菌セットをいう。通常、血液又は他の溶液を血管アクセス器具から適切な透析器・人工腎臓装置に導入し、循環させるために必要なチューブ部分一式(コネクタ、クランプ等)からなる。		2- / 13	-	140414024	人工腎臓用血液回路
別表第2	908		器07 内臓機能代用器	17581000	左心室ライン吸引コントロール用バルブ	左心室(LV)ラインに設置し、ラインの崩壊を防止するため、弱い吸引を維持するよう設計された調節可能又は調節不可能なバルブをいう。心肺バイパス時に左心室を減圧するために用い		6	-	140414040	人工心肺用血液回路
別表第1	595		器07 内臓機能代用器	70320000	ヘパリン使用チューブ接続用コネクタ	2つのチューブ等を相互に連結して接続するために用いる器具をいう。ヘパリンコート済みのコネクタである。		13	-	140414040	人工心肺用血液回路
別表第2	909		器07 内臓機能代用器	70321000	血漿分離用血液回路	膜型血漿分離器、膜型血漿成分分離器又は選択的血漿成分吸着器等を用いて体外循環により血液浄化を行うために使用する血液回路をいう。本品は単回使用である。		2-	-	140414994	その他の血液回路
別表第2	910		器07 内臓機能代用器	70322000	トランスデューサ保護フィルタ	圧モニタリングラインでガスラインの異物を除去する器具をいう。		3-	-	140414994	その他の血液回路
別表第3	539		器07 内臓機能代用器	70323000	血液回路遮断器具	緊急時に血液透析体外循環回路を遮断する器具をいう。		1	-	140414994	その他の血液回路
別表第2	911		器07 内臓機能代用器	70324000	持続緩徐式血液濾過用血液回路	持続緩徐式血液濾過器を用いて体外循環により血液浄化を行うために使用する血液回路をいう。本品は単回使用である。		2-	-	140414994	その他の血液回路
別表第2	912		器07 内臓機能代用器	70325000	腹水濾過濃縮用血液回路	腹水又は胸水を体外に取り出して腹水濾過濃縮器を用いて濾過濃縮して血液中に戻すために使用する回路をいう。本品は単回使用である。		2-	-	140414994	その他の血液回路
別表第3	540		器07 内臓機能代用器	35338000	シャント用アダプタ	血液透析用又は他の用途に使用するシャントにチューブを接続する場合、それらを組み合わせて使用できるように互換性をもたせるために用いる接続器具(通常、小型の部品)をいう。本品は単回使用である。		2	-	140416002	血液体外循環機器の付属品
別表第2	913		器07 内臓機能代用器	36080000	人工心肺用プライミング溶液フィルタ	人工心肺用システムから非ヘムプライミング溶液を濾過するために用いる単回使用の器具をいう。		3-	-	140416002	血液体外循環機器の付属品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	596	107	器07	36340000	補助循環用バルーンポンプ駆動装置	下行大動脈に挿入する膨張式バルーンを制御する特製のポンプ装置をいう。本品が心リズムと正確に同期化されると、冠血流量の増大と、これによるいわゆる「後負荷」の軽減によって心機能を支援する。心機能の維持を人工補助に依存している患者の循環補助(心不全時の血液循環の補助)を行う。人工補助への依存は、正常な心機能が損なわれているため(通		9-	該当	140499023	補助循環装置
別表第1	214	24	器07	70326000	補助人工心臓駆動装置	重症心不全患者に循環補助を行うため、体外設置型拍動流補助人工心臓血液ポンプを駆動・制御する体外設置型装置をい		7-	該当	140499023	補助循環装置
別表第1	597		器07	36344000	透析用血液成分分離ユニット	透析時に透析器と接続して、血液を濾過して血漿を分離しながら、血漿中の特定の物質(LDL-コレステロール等)を抽出する装置をいう。次いで、血漿が装置内の濾過カラムを通過し、特定の物質が各種基質と結合を形成することによって抽出され		3	-	140499993	他に分類されない血液体外循環機器
別表第1	598	108	器06	13366000	ガス式肺人工蘇生器	無呼吸又は不十分な呼吸を呈する患者の換気又は補助換気に用いる携帯型の装置をいう。通常、救急車又は救命救急部門で使用される。圧縮酸素供給装置に接続する。圧縮ガスチューブ、呼吸回路及びマスク又は気管内チューブアタッチメント用のコネクタを備える。ガス式モデルは手動又は自動の圧力		9-	該当	140602003	人工呼吸器
別表第1	599	109	器06	70327000	汎用人工呼吸器	呼吸気道に適量のガスを供給することによって、肺胞換気を支援・管理するために用いる自動循環機能を備えた装置をいう。呼吸ガスはマウスピース、マスク、気管内チューブを経て患者の気道に供給される。多数の異なる用途(麻酔、集中治療、新生児、搬送、高周波、特定の疾患に関連する特殊用途等)において、呼吸支持を行うことができる。呼吸回路と共に用いる。		9-	該当	140602003	人工呼吸器
別表第1	600	110	器06	15783000	高頻度人工呼吸器	生理学的呼吸数よりもかなり高い頻度と解剖学的死腔以下の1回換気量を利用して肺胞換気を支援又は管理するために用いる自動循環器をいう。通常、独立して機能する。正常換気頻度の上に本品の高頻度を重ね合わせるため、集中治療用人工呼吸器とともに用いるものがある。換気合併症のある患者に用い		9-	該当	140602029	成人用人工呼吸器
別表第1	601	111	器06	17865000	手動式ジェット人工呼吸器	気道の完全閉塞又は部分閉塞がみられる救急時、又は硬性気管支鏡使用時の換気に用いる手持型の装置をいう。空気・酸素は、特殊なカテーテルカニューレを介してジェット換気(少量ずつ急速かつ連続して排出される)される。本品は圧縮空気によって作動させることができる。		9-	該当	140602029	成人用人工呼吸器
別表第1	602	112	器06	17877000	陰圧人工呼吸器	肺胞呼吸を支援又は管理するために用いる自動循環器で、胸壁の外表面を陰圧にして胸部を拡張させ、肺に空気を流入させるものをいう。本品には次の2種類の形式がある:1.患者の首から下の全身を収容できる硬性容器(すなわち、人工肺);2.胸腹部のみを収容するもの(胸甲呼吸器)。いずれも容器内部の圧力を患者の口腔又は鼻腔の大気圧に対して低圧にする。		9-	該当	140602029	成人用人工呼吸器
別表第1	603	113	器06	42411000	成人用人工呼吸器	様々な呼吸要求に従って長期の呼吸支持を行うのに十分な機能を備えた、肺胞換気を管理及び支援する自動循環器をいう。本品は成人患者に用いるものであるが、小児に用いることもできる。また極端な用途の例であるが、新生児の換気の支援に用いることができるものもある。通常、本品は圧力・容量循環モードを備えており、患者が無呼吸の場合に最低分時拍出量を供給しながら、患者が自発呼吸することが可能である。集中治療室で使用するため特別に設計されたモニタ及びアラームを備え		9-	該当	140602029	成人用人工呼吸器
別表第1	604	114	器06	17591000	再使用可能な手動式肺人工蘇生器	無呼吸又は不十分な呼吸を呈する患者の換気又は補助換気に用いる再使用可能な手動式装置をいう。通常、救急車、救急室、病院内の集中治療部門で使用される。酸素リザーバ、チューブ及びマスク又は気管内チューブアタッチメント用のコネ		9-	該当	140602061	手動式人工呼吸器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	605	115	器06	呼吸補助器	35308000	手動式心臓ポンプ人工蘇生器	心肺蘇生(CPR)時に胸部のリズミカルな圧迫(心臓圧迫)を行うために用いる手動式ポンプ(空気圧で作動・制御する)をいう。各圧迫時に同じ圧迫力が得られ、肋骨及び内臓の損傷を防ぐため、圧迫力は予め設定した負荷値に調節できる。		9-	該当	140602061	手動式人工呼吸器
別表第1	606		器06	呼吸補助器	36086000	単回使用手動式肺人工蘇生器	無呼吸又は不十分な呼吸を呈する患者の換気又は補助換気に用いる単回使用の手動式装置をいう。通常、救急車、救急室、病院内の集中治療部門で使用される。酸素リザーバ、チューブ及びマスク又は気管内チューブアタッチメント用のコネ		9-	-	140602061	手動式人工呼吸器
別表第3	541		器06	呼吸補助器	14352000	人工呼吸器フィルタ	人工呼吸器のガスラインへの粒子及び微生物の侵入を防止するために用いる篩をいう。本品は、通常、プラスチックに格納されており、紙、繊維又は銅糸製である。		1	-	140602087	人工呼吸器の付属品
別表第2	914	736	器06	呼吸補助器	70328000	加温加湿器	人工呼吸器等から送られる患者回路内のガスを加温加湿する装置をいう。		2-	該当	140602087	人工呼吸器の付属品
別表第2	915		器06	呼吸補助器	16803000	間欠強制換気補助人工呼吸器呼吸回路	自発呼吸速度を補うため人工呼吸中の患者に強制換気を行うよう設計されたチューブ及び一方弁からなる装置をいう。間欠的強制換気(IMV)機能を内蔵しない旧式の人工呼吸器の付属品として用いるものもある。本品は単回使用である。		5-	-	140602104	人工呼吸器用滅菌済み呼吸回路
別表第2	916		器06	呼吸補助器	34838002	単回使用呼吸回路用コネクタ	呼吸回路と気管内チューブ、フェースマスク、他の呼吸回路のコンポーネントを接続するために用いる単回使用器具をいう。外寸及び内寸がISOによって22mm及び15mmに標準化されているため、小児用～成人用の呼吸チューブを適合させるために用いるものもある。プラスチック製又は金属製である。ある設計は、接続点で部分的回転を可能にする。本品は単回使用である。		5-	-	140602120	人工呼吸器用呼吸回路
別表第1	607		器06	呼吸補助器	34838003	再使用可能な能動型機器接続呼吸回路用コネクタ	呼吸回路と気管内チューブ、フェースマスク、他の呼吸回路のコンポーネントを接続するために用いる再使用可能な器具をいう。外寸及び内寸がISOによって22mm及び15mmに標準化されているため、小児用～成人用の呼吸チューブを適合させるために用いるものもある。プラスチック製又は金属製である。ある設計は、接続点で部分的回転を可能にする。この器具は能動型機器に接続して使用する。洗浄プロセスが正しく適用された場		9-	非該当	140602120	人工呼吸器用呼吸回路
別表第2	917		器06	呼吸補助器	35400000	気管内チューブアダプタ	通常、小さい部品で、気管内チューブと呼吸回路又は手動式人工蘇生器とを接続し、これらに互換性をもち、相互に連結するために用いる接続器具をいう。本品は単回使用である。		5-	-	140602120	人工呼吸器用呼吸回路
別表第2	918		器06	呼吸補助器	37705000	再使用可能な人工呼吸器呼吸回路	人工呼吸器から患者への空気又は酸素を多く含むガスの送入に用いる再使用可能な装置をいう。加湿、医薬品投与、呼吸回路内のガス濃度または圧力の監視を行う装置に接続できるもの		5-	-	140602120	人工呼吸器用呼吸回路
別表第2	919		器06	呼吸補助器	37706000	単回使用人工呼吸器呼吸回路	人工呼吸器から患者への空気又は酸素を多く含むガスの送入に用いる単回使用の器具をいう。加湿、医薬品投与、呼吸回路内のガス濃度または圧力の監視を行う装置に接続できるもの		5-	-	140602120	人工呼吸器用呼吸回路
別表第2	920		器06	呼吸補助器	35172000	エアロソル非再呼吸式マスク	患者の気道にエアロソル粒子を含有する空気、酸素又は空気と酸素の混合ガスを供給するため、鼻と口に設置する柔軟な円錐状の器具をいう。2つの一方弁(吸気時に閉鎖してリザーババッグ内の酸素に室内の空気が混入するのを防ぐものと、呼気時に閉鎖して呼気ガスがリザーババッグに流入するのを防ぐもの)を備える。本品は単回使用である。		5-	-	140602146	人工呼吸器用滅菌済みマスク
別表第2	921		器06	呼吸補助器	35173000	空気・酸素非再呼吸式マスク	患者の気道に空気と混合した高濃度の酸素を供給するため、鼻と口に設置する柔軟な円錐状の器具をいう。本品は単回使用である。2つの一方弁(吸気時に閉鎖してリザーババッグ内の酸素に室内の空気が混入するのを防ぐものと、呼気時に閉鎖して呼気ガスがリザーババッグに流入するのを防ぐもの)を備える。本品は単回使用である。		5-	-	140602146	人工呼吸器用滅菌済みマスク
別表第2	922		器06	呼吸補助器	35174000	部分再呼吸式マスク	患者の気道に空気と酸素の混合ガスを供給するために用いる装置をいう。呼気ガスと新鮮ガスの混合ガスを吸入するために用いるリザーババッグを備える。通常、チューブを用いて酸素源に接続する。固定用のヘッドストラップを備える。プラスチック		5-	-	140602162	人工呼吸器用マスク

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	923	器06	呼吸補助器	35175000	ベンチュリマスク	患者の気道に空気と酸素のほぼ正確な混合ガスを供給するため、鼻と口に設置する柔軟な円錐状の器具をいう。通常、目的の酸素濃度が得られるよう制御された量の空気を混合することができる様々な交換式インサート(ベンチュリ)を備える。チューブを用いて酸素源に接続する。固定用のヘッドストラップを備える。通常、加湿装置との接続用のアダプタを備える。		5-	-	140602162	人工呼吸器用マスク
別表第2	924	器06	呼吸補助器	36066000	救急蘇生マスク	心肺蘇生(CPR)時に患者に酸素を投与するため、鼻と口に設置する柔軟な円錐状の器具をいう。マウス・ツウ・マウス蘇生法の代替とすることを目的としているため、交差感染を防ぐことができる。CPR訓練時に人体模型にも用いる。エアウェイ、一方弁又はその他のコンポーネントを備えるものもある。		5-	-	140602162	人工呼吸器用マスク
別表第2	925	器06	呼吸補助器	12050000	加熱式加湿器	吸気ライン(通常、重症患者用人工呼吸器のアウトレットから導入する)に配置し、ライン内に加熱水蒸気を供給することによって、肺に流入するガスの湿度及び温度を上昇させる装置をいう。挿管時に医師が自然の加湿プロセスをバイパスした場合に		5-	-	140602221	滅菌済み人工鼻
別表第2	926	器06	呼吸補助器	35530000	単回使用熱・水分交換式加湿器	患者の人工気道とライン内で接続した場合に、患者の呼気の熱と水分を捕捉し、これらを利用して吸気ガスを加温及び加湿する、受動的なキャニスター型の装置をいう。人工鼻ともいう。		5-	-	140602221	滅菌済み人工鼻
別表第2	927	器06	呼吸補助器	70329000	単回使用人工鼻用フィルタ	受動的なキャニスター型の単回使用器具で、患者の人工気道とライン内で接続し、異物を除去し、患者の呼気の熱と水分を捕捉し、これらを利用して吸気ガスを加温加湿するものをいう。人工鼻フィルタともいう。		3-	-	140602221	滅菌済み人工鼻
別表第3	542	器06	呼吸補助器	31286000	再使用可能な汎用ウォータートラップ	通常、通過するガス・空気が高湿度であるため、急速に復水が貯留する回路(呼吸装置)の内部で使用したり、又は同回路とともに使用する機器をいう。貯留した液体を定期的に除去し、進行中の治療又は処置を中断することなく排出する。通常、標準的な先細のコネクタを用いる。使用の都度、適切に洗浄した		2	-	140602247	人工鼻
別表第3	543	器06	呼吸補助器	36276000	単回使用人工呼吸器用ウォータートラップ	通常、加湿加湿時に蓄積する復水を回収するため、人工呼吸器の呼吸回路に用いる装置をいう。通常、22mmの先細コネクタを用いて呼吸回路の呼気リムに接続する。回路から除去する場合の液漏れを防ぐため、自動密閉機能を備えるものもある。本品は単回使用である。		2	-	140602247	人工鼻
別表第3	544	器06	呼吸補助器	36277000	再使用可能な人工呼吸器用ウォータートラップ	通常、加湿加湿時に蓄積する復水を回収するため、人工呼吸器の呼吸回路に用いる装置をいう。通常、22mmの先細コネクタを用いて呼吸回路の呼気リムに接続する。回路から除去する場合の液漏れを防ぐため、自動密閉機能を備えるものもある。使用の都度、適切に洗浄した後、再使用できる。		1	-	140602247	人工鼻
別表第2	928	器06	呼吸補助器	41189000	再使用可能な熱・水分交換式加湿器	専用のフィルタとともに用い、患者の人工気道とライン内で接続した場合に、患者の呼気の熱と水分を捕捉し、これらを利用して吸気ガスを加温及び加湿する、受動的なキャニスター型の装置をいう。人工鼻ともいう。本品は消毒し、新規のフィルタを挿入した後に再使用できる。		5-	-	140602247	人工鼻
別表第3	545	器06	呼吸補助器	41679000	単回使用汎用ウォータートラップ	通常、通過するガス・空気が高湿度であるため、急速に復水が貯留する回路(呼吸装置)の内部で使用するか、又は同回路とともに使用する機器をいう。貯留した液体を定期的に除去し、進行中の治療又は処置を中断することなく排出する。通常、標準的な先細のコネクタを用いる。本品は単回使用である。		2	-	140602247	人工鼻
別表第1	608	116器06	呼吸補助器	14361000	新生児・小児用人工呼吸器	可変的な呼吸要求にある新生児/小児患者に対して長期的な呼吸支援をするために十分な機能をもつ肺胞換気の制御、支持に使用する専用自動サイクル器具をいう。その器具の設計は、子供と成人には適さないが、未熟児の呼吸には特に適したものになっている。通常、圧サイクルモードを有し、患者が無呼吸状態になった場合、最小限の毎分量を与えながら、自然呼吸ができるようにする。この器具は、濃厚治療室のために設計した		9-	該当	140602999	その他の人工呼吸器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	609	117	器06	呼吸補助器	17141000	呼吸肺人工蘇生器	気道は開存しているが、浅薄呼吸又は無呼吸の患者の呼吸補助に用いる装置をいう。通常、マウスピース、非再呼吸式弁又はフィルタ、マスクから構成される。非再呼吸式弁又は一方弁は、医療従事者と患者との液体、液滴、呼気との接触を防止するよう設計されている。		9-	該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	610	118	器06	呼吸補助器	34851000	麻酔用人工呼吸器	全身麻酔時に肺胞換気を支援及び管理するために用いる独立型の自動循環装置をいう。本品は吸入麻酔薬に適している。集中治療用人工呼吸器に比べて機能が少なく、操作が単純であるが、正常な血液ガス濃度を維持するため、酸素と二酸化炭素の交換の必要性に適切に対処する。本品は制御下で患者に呼吸ガスを供給するための機械的手段となる。呼吸の変化又は危険な動作条件の発生について警告するためアラームを備え		11-	該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	611		器06	呼吸補助器	36289000	可搬型人工呼吸器	肺胞換気を支援又は管理するために用いる装置で、移動時に作動するよう設計された自給式ガス供給機構を備えるものをいう。通常、可搬型で、電池電源式又は空気圧式のものがある。ただし、長時間の使用には外部電源が必要なものもある。主な用途は、代替地での治療及び搬送中又は病院外での救急時		9-	非該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	612	119	器06	呼吸補助器	36700000	持続的気道陽圧ユニット	しばしばCPAP(持続的気道陽圧)といわれる。予め設定した圧力で一定量の酸素・空気を患者に供給し、これによって肺を軽度の過圧状態にし、ガス交換を支援する装置をいう。		9-	該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	613		器06	呼吸補助器	36943000	家庭治療用人工呼吸器	肺胞換気を支援又は管理する自動循環装置をいう。長期又は永続的な呼吸支持に依存する患者が医師の指導の下で在宅で使用するものである。患者又は患者の家族が操作することができる。ガス式又は電気式のものがある。		9-	非該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	614	120	器06	呼吸補助器	36990000	二相式気道陽圧ユニット	しばしばBIPAP(二段階気道陽圧)といわれる。一定の流量の酸素・空気を患者に供給し、自発呼吸時に最高及び最低の気道圧をもたらす装置をいう。		9-	該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	615	121	器06	呼吸補助器	37038000	人工呼吸器用コンバータ	ある種類の電動式人工呼吸器(装置の種類)を、ある種類の呼吸回路システムと接続し、互換性をもたせるために用いる装置をいう。本品を使用することによって、製造元が異なる人工呼吸器と呼吸回路を従来とは異なる組み合わせで用いることができる。病院等での呼吸回路又はシステムの柔軟な選択に役立つ。同じ人工呼吸器を使用しながら新しい種類の呼吸回路又はシステムを導入することが可能となる。		9-	該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	616	122	器06	呼吸補助器	37234000	持続的自動気道陽圧ユニット	自発呼吸時に持続気道陽圧をもたらす肺胞換気を支援するために用いる装置をいう。通常、気道閉塞による睡眠時無呼吸症の成人患者に用いる。センサーを利用して気道圧が自動的に調節され、最適なCPAP圧となる。自動CPAP(持続的気道陽圧)といわれることもある。		9-	該当	140602999	その他の人工呼吸器
別表第1	617	123	器05	麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	37710000	麻酔システム	酸素、笑気、その他の医用ガス用の完全統合された一般麻酔供給装置をいう。主要コンポーネントは、高、中、低圧のガス供給システム、呼吸回路(人工呼吸器あり、なし)、ガスカベンジシステムである。アラーム、分析装置、モニタ(集積回路とディスプレイを備える)を内蔵する。		11-	該当	140604007	麻酔器及び関連機器
別表第1	618	124	器05	麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	34432000	閉鎖循環式麻酔システム	患者の気道に持続的に接触するガス用に特別に設計された麻酔システムをいう。本品は二酸化炭素吸収剤を通過した患者の呼気ガスを再利用して患者に戻す。平衡を維持するため、非常に少量の新鮮ガスが必要である。この方法は閉鎖循環として知られている。ただし、少量の使用済みガスが閉回路から排気さ		11-	該当	140604023	閉鎖循環式麻酔器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	619	125	器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	42330000	麻酔システム用人工呼吸器	麻酔システムのモジュールの1種で、全身麻酔時に肺胞換気を支援又は管理するために用いるものをいう。本品は吸入麻酔薬に適している。正確な量の麻酔薬を投与しながら、正常な血液ガス濃度を維持するため、酸素と二酸化炭素の交換の必要性に適切に対処する。本品は、制御下で患者に呼吸ガスを供給するための機械的手段となる。患者の呼吸の変化又は危険な動作条件の発生について警告するためアラームを備えている。		11-	該当	140604023	閉鎖循環式麻酔器
別表第1	620	126	器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	36193000	歯科用麻酔ガス送ユニット	歯科手術時の酸素と笑気又は空気の投与を目的とした、新鮮ガス供給モジュールと保護モジュールから構成されるユニットをいう。		11-	該当	140604065	混合麻酔器
別表第2	929		器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	37704000	単回使用麻酔用呼吸回路	麻酔システムの新鮮ガス供給装置から患者への医用ガスの送込に用いる器具をいう。呼吸システムは、さらに患者、人工呼吸器、サークルアプソーバ又はモニタ接続部の間を接続するものもある。通常、吸気及び呼気の両経路を備える。再呼吸式又は非再呼吸式のものがある。		2-	-	140604081	麻酔器用滅菌済み呼吸回路
別表第2	930		器84 前各号に掲げる物の付属品で、厚生省令で定めるもの	33523000	スカベンジ麻酔用マスク	患者に麻酔ガス又は鎮痛薬ガスを供給するために鼻と口に設置する円筒型の器具をいう。患者の顔面の解剖学的構造を密封する軟性のふち部分と、呼気ガス及び排気ガスをガススカベンジ装置に送る外部ケース又はその他の機構等を備える。通常、患者の顔面構造に対して気密状態で装着することが困難		2-	-	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	931		器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	34433000	往復吸引式麻酔用呼吸回路	再使用可能な呼吸システムで、リザーババッグと患者接続ポートの間に設置した二酸化炭素吸収器を通過するガスの流れを二方向に分配するものをいう。		2-	-	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	932		器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	34877000	単回使用麻酔用呼吸回路バッグ	呼吸回路の呼吸ガスを保存する単回使用のエラストマー製リザーバ袋をいう。呼吸回路の設計に応じて、呼吸回路の吸気又は呼気リムに設置する。自発呼吸時又は手動補助換気時に、最大圧力制限装置として機能するものもある。		2-	-	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	933		器06 呼吸補助器	35070000	呼吸回路除菌用フィルタ	ガス供給ラインに設置する篩をいう。膜の孔径や膜の帯電により、細菌性病原体を捕捉するものである。通常、呼吸システム及びガスサンプリングラインに用い、これらのシステムの感染や別の患者への交差感染を防止する。		2-	-	140602087	人工呼吸器の付属品
別表第2	934		器84 前各号に掲げる物の付属品で、厚生省令で定めるもの	35176000	麻酔用マスク	上気道に麻酔ガスを供給するため、患者の鼻又は口に設置し、通常、導電性又は非導電性のゴム又は他の滅菌可能な材料製の柔軟な円筒型などの器具をいう。人工蘇生器とともに用いることもある。		2-	-	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	935	737	器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	36096000	ハロゲン化蒸気吸収器	呼吸システム又は呼気ガスからハロゲン化蒸気を除去する吸収剤(活性炭等)が入ったキャニスタをいう。		2-	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第1	621	127	器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	36316000	エトラン用麻酔薬気化器	麻酔薬エトランを気化させ、手術の前処置を受ける患者にエトランを制御して投与するために用いる装置をいう。通常、麻酔システム又は人工呼吸器に取り付ける。		11-	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第1	622	128	器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	36890000	イソフルラン用麻酔薬気化器	麻酔薬イソフルランを気化させ、手術の前処置を受ける患者にイソフルランを制御して投与するために用いる装置をいう。通常、麻酔システム又は人工呼吸器に取り付ける。		11-	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	936	738	器05 麻酔器並びに麻酔器用呼吸囊及びガス吸収かん	36891000	ハロタン用麻酔薬気化器	麻酔薬ハロタン(フルオロタンともいう)を気化させ、手術の前処置を受ける患者にハロタンを制御して投与するために用いる装置をいう。通常、麻酔システム又は人工呼吸器に取り付ける。		11	該当	140604108	麻酔器の付属品

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	623	129	器05	36892000	エーテル用麻酔薬気化器	麻酔薬エーテルを気化させ、手術の前処置を受ける患者にエーテルを制御して投与するために用いる装置をいう。通常、麻酔システム又は人工呼吸器に取り付けるが、独立型の装置として用いるものもある。		11-	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第1	624	130	器05	36979000	デスフルラン用麻酔薬気化器	麻酔薬デスフルランを気化させ、手術の前処置を受ける患者にデスフルランを制御して投与するために用いる装置をいう。通常、麻酔システム又は人工呼吸器に取り付ける。		11-	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第1	625	131	器05	36980000	セボフルラン用麻酔薬気化器	麻酔薬セボフルランを気化させ、手術の前処置を受ける患者にセボフルランを制御して投与するために用いる装置をいう。通常、麻酔システム又は人工呼吸器に取り付ける。		11-	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	937	739	器05	36984000	メトキシフルラン用麻酔薬気化器	麻酔薬メトキシフルランを気化させ、手術の前処置を受ける患者にメトキシフルランを制御して投与するために用いる装置をいう。通常、麻酔システム又は人工呼吸器に取り付ける。		11	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	938	740	器05	37022000	再使用可能な二酸化炭素吸収器	呼気中の二酸化炭素の除去のため、麻酔システムの呼吸回路に用いる詰め替え可能な容器をいう。本品は適切な二酸化炭素吸収剤を詰め替えることができ、必要な衛生処理を行った後に再使用できる。		2-	該当	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	939		器05	37709000	再使用可能な麻酔用呼吸回路バッグ	呼吸回路の呼吸ガスを保存する再使用可能なエラストマー製リザーバ袋をいう。呼吸回路の設計に応じて、呼吸回路の吸気又は呼気リムに設置する。自発呼吸時又は手動補助換気時に、最大圧力制限装置として機能するものもある。		2-	-	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	940		器05	42414000	単回使用二酸化炭素吸収器	二酸化炭素吸収剤のため、麻酔システムの呼吸回路に用いるプレバック容器をいう。呼気中の二酸化炭素の除去のため、呼吸回路に設置する。本品は単回使用である。		2-	-	140604108	麻酔器の付属品
別表第2	941		器05	37021000	再使用可能な麻酔用呼吸回路	麻酔システムの新鮮ガス供給装置から患者への医用ガスの送込に用いる再使用可能な器具をいう。呼吸システムは、さらに患者、人工呼吸器、サークルアプソーバ又はモニタ接続部の間を接続するものもある。通常、吸気及び呼気の両経路を備える。再呼吸式又は非再呼吸式のものがある。導電性又は非導電性。		2-	-	140604124	麻酔器用呼吸回路
別表第1	626	132	器05	16953000	吸入無痛法ユニット	主として麻酔ガスを患者に投与したり、吸入用の麻酔蒸気を発生させることを目的とした装置をいう。通常、ダイヤモンドバルブを内蔵する。吸入麻酔薬の麻酔濃度の管理のためにキャリブレートされた気化器に接続するものもある。		11-	該当	140604993	その他の麻酔器
別表第1	627	133	器05	31268000	電気麻酔用刺激装置	神経組織に電流を流すことによって(患者の頭部に設置した電極等)、患者の麻酔を誘導・維持する装置をいう。小手術時に用いることがある。		9-	該当	140604993	その他の麻酔器
別表第1	628	134	器05	34846000	麻酔ガス送入ユニット	適切な麻酔レベルの維持を支援するため、連続的又は間欠的に混合ガス(酸素、笑気、揮発性吸入麻酔薬)の投与及び監視を行う独立型のユニットをいう。		11-	該当	140604993	その他の麻酔器
別表第1	629	135	器06	12061000	高圧酸素患者治療装置	空気・ガス圧が標準気圧よりも高い(例、2-3ATM)収容器具をいう。ガス壊疽、減圧症、嫌気性菌感染症等の治療、又は高濃度酸素が必要とされる状況に用いる。ヒト又は動物での加圧と減圧の影響を検討する場合にも用いられることがある。		9-	該当	140606027	一人用高圧酸素治療装置
別表第3	546	950	器06	12893000	酸素テント	酸素分圧を高めることを目的とした、ベッド上部用又はヘッド用の軟性の囲いをいう。加湿及び温度制御下で用いるものもある。鼻ブロング又はフェースマスクを忍容できない患者に用いるよう作製されている。		2	該当	140606069	酸素テント

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第3	547	951	器06	呼吸補助器	13620000	局所酸素治療スリーブ	酸素が豊富なガスを皮膚に適用するために用いる柔軟なシーブをいう。手足を封じ込めるか、頭部から下の身体を覆うことが		2	該当	140606069	酸素テント
別表第2	942		器06	呼吸補助器	35201000	酸素供給用経鼻カニューレ	両外鼻孔経由で患者に酸素を供給するために用いる半剛性の管及びブロングをいう。単回使用である。		5-	-	140606102	酸素供給用滅菌済み鼻カニューレ
別表第2	943		器06	呼吸補助器	35202000	持続的気道陽圧法酸素供給用経鼻カニューレ	酸素を供給して持続的気道陽圧法(CPAP)を行うために用いる半剛性の管およびブロングをいう。		5-	-	140606102	酸素供給用滅菌済み鼻カニューレ
別表第2	944		器06	呼吸補助器	35203000	経鼻用酸素供給カニューレ	鼻咽頭に酸素を補給するために鼻孔に挿入する柔軟なチューブをいう。		5-	-	140606102	酸素供給用滅菌済み鼻カニューレ
別表第2	945		器06	呼吸補助器	35171000	空気・酸素マスク	患者の気道に空気・酸素ガスを供給することを目的とした鼻と口に設置する柔軟な円筒型の器具をいう。通常、滅菌済み、非導電性である。様々なサイズがある。ハンドストラップ及び様々なコネクタ・バルブを備えるものもある。本品は単回使用である。		2-	-	140606144	酸素吸入用滅菌済みマスク
別表第2	946		器06	呼吸補助器	35178000	空気・酸素気管切開用マスク	気管内チューブが設置されている患者に酸素又は酸素と空気の混合ガスを供給するために用いる器具をいう。通常、チューブを用いて酸素源と接続する。プラスチック製である。気管内チューブ又はストーマに用いることができる。		2-	-	140606144	酸素吸入用滅菌済みマスク
別表第2	947		器06	呼吸補助器	35179000	エアロゾル気管切開用マスク	気管内チューブが設置されている患者にエアロゾル化した水粒子を含む空気、酸素又は空気と酸素の混合ガスを供給するために用いる器具をいう。通常、広径チューブを用いて酸素源及びネブライザーに接続する。プラスチック製である。気管内チューブ又はストーマに用いることができ、ストラップで固定す		2-	-	140606144	酸素吸入用滅菌済みマスク
別表第3	548		器06	呼吸補助器	12554000	ミストテント	エアロゾル医薬品療法に用いる患者のベッドの上に吊り下げる天蓋又は顎のみが接触するマスクをいう。高湿度環境又は酸素療法に用いるものもある。この技術によって、鼻カニューレ、フェースマスク、気管内チューブと患者との直接接触の大部分を避けることができ、特に小児又はこのようなアタッチメントを忍容できない他の患者に有用である。		2	-	140606997	その他の酸素治療機器
別表第2	948		器06	呼吸補助器	12855000	酸素投与キット	酸素供給に用いる器具一式が含まれているキットをいう。マスク、鼻ブロング、酸素チューブ、コネクタを含む。		5-	-	140606997	その他の酸素治療機器
別表第1	630	136	器06	呼吸補助器	35115000	低圧酸素患者治療装置	気圧が標準気圧よりも低い収容器具をいう。		9-	該当	140606997	その他の酸素治療機器
別表第2	949	741	器33	気胸器及び気腹器	35283000	産科用減圧ポンプ	妊娠中の腹痛又は陣痛の緩和のために、妊婦にかかる圧力を調節・緩和するために用いるフード状の装置とともに用いる専用のポンプをいう。		9	該当	109904001	気腹器
別表第1	631	137	器06	呼吸補助器	37230000	酸素治療アクチベータ	室内の空気と混合した状態で活性酸素(酸素のエネルギー励起種)を生成させる装置をいう。副産物として活性水が生成する。患者がこの混合ガスを吸入すると(必要に応じて水を摂取する)、慢性・重篤疾患(がん(一部)、糖尿病、リウマチ、心血管疾患)の緩和に有用とされている。ある種の生理学的過程が		11-	該当	140606997	その他の酸素治療機器
別表第1	632	138	器06	呼吸補助器	37266000	一酸化窒素ガス管理システム	重度呼吸不全の治療時に、患者に一酸化窒素を供給するために使用する専用のシステムをいう。ガス供給速度・供給量を調節できるモニタ及びアナライザを内蔵する。		11-	該当	140606997	その他の酸素治療機器
別表第1	633	139	器06	呼吸補助器	37498000	酸素治療送込システム	様々な方法、濃度、期間、流量によって酸素を投与するために同時に用いるいくつかの装置からなるシステムをいう。酸素供給装置を備えている。フローメータ、マスク、チューブ、バルブ、経鼻カニューレを備えるものもある。		11-	該当	140606997	その他の酸素治療機器
別表第2	950		器06	呼吸補助器	70330000	呼吸同調式レギュレータ	鼻カニューレを用いて医療酸素ボンベ、酸素供給装置などから供給される酸素の流量を調節する機器をいう。		9	非該当	140606997	その他の酸素治療機器
別表第2	951	742	器06	呼吸補助器	12873002	酸素濃縮装置	吸着筒又は広い表面積を有する膜を用いて室内空気から窒素を分離する装置をいう。医療ガス配管設備(JIS T 7101)用のものは除く。本装置のコンポーネントには、コンプレッサ、フィルタ、リザーバが含まれる。酸素濃度は用いる流速に応じて調整する。人工呼吸器等との接続を除く。		9	該当	140608047	酸素濃縮式供給装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	634	140	器06	呼吸補助器	12873003	能動型機器接続用酸素濃縮器	吸着筒又は広い表面積を有する膜を用いて室内空気から窒素を分離する装置をいう。医療ガス配管設備(JIS T 7101)用のものは除く。本装置のコンポーネントには、コンプレッサ、フィルタ、リザーバが含まれる。酸素濃度は用いる流速に応じて調整する。人工呼吸器等と接続して使用する。		9-	該当	140608047	酸素濃縮式供給装置
別表第2	952	743	器06	呼吸補助器	70331000	液体酸素気化式供給装置	液体酸素を気化、減圧して酸素を患者に供給する装置をいう。医療ガス配管設備(JIS T 7101)用のものは除く。本装置はコンポーネントとして液体酸素容器、加温コイル、リリーフ・エコノマイザバルブ、圧力調整器等を含む。酸素濃度は、用いる流速に		9	該当	140608063	液体酸素気化式供給装置
別表第3	549	952	器06	呼吸補助器	35300000	高圧ガスレギュレータ	高い変圧を低定作動圧力に低下させる減圧弁をいう。医療ガス配管設備(JIS T 7101)用のものは除く。一段階又は二段階のレギュレータであり、通常ピストン型又は隔膜型がある。室内温度上昇による過圧状態を避けるため安全逃がし弁を備えるべきである。得られるガス圧及び作動圧力等を表示するため、付属装置(通常、圧力計)を備えるものがある。		2	該当	140608991	その他の酸素供給装置
別表第1	635	141	器08	保育器	36025000	定置型保育器	定置用として作製された新生児用の保育器をいう。車輪を備えるものもあるが、一般に本用途のために病棟・診療科内に維持		9-	該当	140610002	保育器
別表第2	953	744	器08	保育器	17956000	定置型乳児用放射加温器	赤外線発熱体を内蔵し、熱環境の制御を必要とする新生児及び乳児患者向けに均一に熱を放射するように制御された装置をいう。本品は、一般には本用途のために病棟・診療科内に維持することを目的としている。車輪を備えるものもあるが、この場合、車輪は児を収容しない状態で機器を移動するためのもので、移動時は熱環境の制御を維持することはできない。		9	該当	140610044	開放式保育器
別表第1	636	142	器08	保育器	17433000	移動型乳児用放射加温器	赤外線発熱体を内蔵し、熱環境の制御を必要とする新生児及び乳児患者向けに、均一に熱を放射するように制御された装置をいう。本品は車輪を備えており、病室、病棟、診療科、フロアの様々な場所に容易に移動することができる。		9-	該当	140610086	温度制御式運搬用保育器
別表第1	637	143	器08	保育器	35121000	運搬用保育器	医療施設内外への新生児の運搬用として特別に作製された新生児用の保育器をいう。		9-	該当	140610086	温度制御式運搬用保育器
別表第2	954		器08	保育器	36812000	乳児局所加温装置	放射熱を利用し、単独又は他の装置(呼吸停止治療台等)とともに使用し、上方から対象患者に熱を供給するよう設計されたものをいう。通常、生まれたての新生児又は外部からの熱の補充が必要な新生児の加温に用いる。四肢を加温するために用いることもある(重度熱傷患者、神経生理学的検査等)。		9	非該当	140610998	その他の保育器
別表第1	638	144	器12	理学診療用器具	17882000	一時的使用ペースメータ機能付除細動器	非侵襲的一時的ペースメータを内蔵したり、又はオプションのペースメータアタッチメントを後から取付けられる装置をいう。心室細動が発現した心臓の正常調律を確立するため、電気ショックを供給し、心電図(ECG)を表示する。患者の蘇生、不整脈治療、一時的ペースメータのために、心臓全体を同時に刺激する電気インパルスを提供する機能がある。装置に備わっている心電計モニタによって心電図が表示され、不整脈及び治療効果を確		9-	該当	140612022	除細動器
別表第1	639	145	器12	理学診療用器具	35972000	全自動除細動器	心電図(ECG)を解析して、除細動ショックを供給するかどうかを判定できる装置をいう。ECGの監視と除細動放電の両方に機能する粘着性の除細動電極を介して患者に装着される。本品では、操作者の介助なしに、患者にショックが供給される。		9-	該当	140612022	除細動器
別表第1	640	146	器12	理学診療用器具	37805000	半自動除細動器	心電図(ECG)を解析して、除細動ショックを供給するかどうかを判定できる装置をいう。ECGの監視と除細動放電の両方に機能する粘着性の除細動電極を介して患者に装着される。本品では、ショックを供給すべき時点を操作者に知らせる。		9-	該当	140612022	除細動器
別表第1	641	147	器12	理学診療用器具	37806000	手動式除細動器	体外又は体内の電極を介して電気パルスショックを供給することによって心臓の除細動を行うことを目的とする医用電気機器をいう。通常、心電図(ECG)モニタを備えたものや、同期機能を備えたものもある。ECGの解析とショックの供給は操作者が手		9-	該当	140612022	除細動器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	215		器12 理学診療用器具	35852000	自動植込み型除細動器	心電図(ECG)を監視するために体内に植込み、頻拍が検出された場合に、心筋に除細動パルスを供給して心拍数を正常に低下させる機器をいう。		8-	-	140612048	植込み型除細動器
別表第1	216		器12 理学診療用器具	37265000	デュアルチャンバ自動植込み型除細動器	心電図(ECG)を監視するために体内に植込み、頻拍が検出された場合には、心筋に除細動パルスを供給して心拍数を正常まで低下させ、徐脈が検出された場合にはペースメーカーパルスを供給して心拍数を正常まで上昇させる機器をいう。		8-	-	140612048	植込み型除細動器
別表第1	217	25	器12 理学診療用器具	11700000	細動誘発器	弱い電気ショックを与えることにより細動を誘発するために用いる装置をいう。心臓表面に装着した電極からMF正弦波を適用し、心室細動を引き起こす。開胸心手術時に正常体温(37℃)で心臓の手術を実施したり、又は不整脈の治療のために用い		6-	該当	140612992	その他の除細動器及び関連機器
別表第3	550		器12 理学診療用器具	15033001	体表用除細動電極	正常な心拍の回復のため、除細動器から患者に制御された電気ショックを伝達するために用いる導体をいう。除細動器に接続する再使用可能な電極を備えたケーブルセットである。開胸しない胸(正常)の上で用いるもの(通常、患者の心臓が細動状態の場合)である。		1	-	140612992	その他の除細動器及び関連機器
別表第1	218		器12 理学診療用器具	15033004	体内用除細動電極	正常な心拍の回復のため、除細動器から患者に制御された電気ショックを伝達するために用いる導体をいう。除細動器に接続する再使用可能な電極を備えたケーブルセットである。露出させた心筋に体内用電極(スプーン又は小型パドル)を直接用いるもの(通常、開胸心手術時)である。		6-	-	140612992	その他の除細動器及び関連機器
別表第1	642	148	器12 理学診療用器具	17579000	電話操作除細動器	電話接続によって、患者から離れた場所で医師が心電図診断と除細動器のコントロールができるシステムをいう。心電計(ECG)の機能を備えたポータブル除細動器、マイクロホン、電池、移動式電話(通常、携帯電話)、コントロールパネルと記録機能付心電計図(ECG)ディスプレイから成るベースステーション(ドクターが在中している基地)から構成される。		9-	該当	140612992	その他の除細動器及び関連機器
別表第1	643	149	器12 理学診療用器具	36078000	侵襲式植込み型除細動器システムアナライザ	植込み時に自動植込み型除細動器の性能を評価又は監視するために用いる機器をいう。		9-	該当	140612992	その他の除細動器及び関連機器
別表第1	219	26	器07 内臓機能代用器	70332000	人工膵臓	糖尿病治療のため、自動的にインシュリンを注入して血糖値を調節する機器をいう。		8-	該当	140614000	人工膵臓
別表第1	220	27	器07 内臓機能代用器	34941000	植込み型補助人工心臓システム	循環血流量維持のため、左心室または右心室を補助する完全な心室バイパスシステムをいう。本品は体内に植え込まれる。通常、心臓移植の待機中に心臓機能の衰弱等のために循環補助が必要な患者に用いる。埋め込み型人工心臓、体外電源供給装置等から構成される。患者は臓器移植手術が可能となる時まで本品を装着して帰宅することも可能である。		8-	該当	140616004	植込み型補助人工心臓
別表第1	221	28	器07 内臓機能代用器	35266000	植込み型補助人工心臓ポンプ	循環血流量維持のため、左心室または右心室を補助する人工心臓ポンプ型の植込み型装置をいう。通常、心臓移植の待機中に心臓機能の衰弱等のために循環補助が必要な患者に用いる。本品は体外電源供給装置からエネルギーが供給される。		8-	該当	140616004	植込み型補助人工心臓
別表第1	222	29	器07 内臓機能代用器	37315000	植込み型補助人工心臓用電源供給ユニット	人工心臓ポンプ装置に電源を供給する機器で、適切な循環血流量の維持を補助するため、エネルギー源とともに全身的または局所的に植え込むものをいう。		8-	該当	140616004	植込み型補助人工心臓
別表第1	223		器12 理学診療用器具	35369000	血圧頸動脈洞枝電気刺激装置	動脈血圧を低下させるため頸動脈洞枝(ヘーリング神経)を刺激する末梢神経電気刺激装置をいう。本刺激装置は、通常、完全植込み型であり、高血圧のコントロールに用いる。		8-	非該当	140699009	その他の生体機能制御装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	224		器12 理学診療用器具	36222000	発作防止用脳電気刺激装置	刺激装置の1種で、発作を予防又は緩和するため患者の脳の特定の領域(大脳、小脳等)を刺激するものをいう。受動電子回路(通常、高周波で信号又はエネルギーが体外から誘導結合される)に接続された植込み型リード・電極システム又は全身埋め込み型の自己完結刺激装置(独自のエネルギー源を有し、刺激の活性化又は変更設定を除き外部装置に固有依存がない)のいずれかである。てんかん又は痙攣性障害及び運動障害		8-	非該当	140699009	その他の生体機能制御装置
別表第1	225	30	器12 理学診療用器具	37310000	昏睡覚醒用迷走神経電気刺激装置	植物状態(重度昏睡等)からの覚醒のため、患者を刺激すること目的として迷走神経を断続的に刺激する電気神経刺激装置をいう。本刺激装置は、パルスジェネレータと、皮下に配置し左迷走神経周囲に植え込まれた電極と接続するリードワイヤから		8-	該当	140699009	その他の生体機能制御装置
別表第1	226	31	器12 理学診療用器具	37311000	精神療法用迷走神経電気刺激装置	精神療法中に迷走神経の特定の領域を刺激する電気脳刺激装置をいう。本刺激装置は、通常、体外型パルスジェネレータと電極から構成される。		8-	該当	140699009	その他の生体機能制御装置
別表第1	227	32	器12 理学診療用器具	37856000	植込み型歩行用神経筋電気刺激装置	片方または両方の下肢に植え込むことを目的とした電気神経筋歩行刺激装置をいう。本刺激装置は、通常、神経周囲に配置する電極を備えた植込み型受信器と経皮的に植込み型受信器に刺激パルスを送信する体外型送信器から構成される。体外型送信器は通常、靴のヒールにあるスイッチによって作動す		8-	該当	140699009	その他の生体機能制御装置
別表第1	644	150	器07 内臓機能代用器	11226000	自動腹膜灌流用装置	自動腹膜灌流を用いる機器であり、透析条件を設定後、自動的に、灌流液を腹腔内に注入及び排出させる装置をいう。		3	該当	140802021	自動腹膜灌流装置
別表第2	955	745	器07 内臓機能代用器	17434000	腹膜灌流用紫外線照射器	腹膜灌流トランスファーチューブセットの各コンポーネントが適切に接続されている状態で、作業領域及び接続部を消毒するために紫外線を照射する装置をいう。		9	該当	140802047	腹膜灌流用紫外線照射器
別表第2	956		器07 内臓機能代用器	13318000	局所灌流用熱交換器	膜を介して熱を伝導することによって血液を加温する特殊な装置をいう。四肢又は心臓以外の臓器の灌流に用いる。		3-	非該当	140802991	その他の腹膜灌流用装置
別表第3	551		器07 内臓機能代用器	70333000	腹膜灌流回路用加熱溶融接合装置	腹膜透析用の熱可塑性チューブを相互に無菌的に自動で接合する装置をいう。接合させるチューブを平行に並べ加熱刃で溶断し、その断面を外気に触れないよう密着させ、加熱刃を取り外すことにより細菌侵入の恐れを防止する。		1	非該当	140802991	その他の腹膜灌流用装置
別表第1	645		器51 医療用嘴管及び体液誘導管	16433000	腹膜用カテーテル	腹壁を裏打ちし、その中(腹膜)に含まれる内臓の大部分を覆う二重層の嚢に囲まれた腔に挿入することを目的とする柔軟なチューブをいう。		3	-	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第1	646		器07 内臓機能代用器	34921000	腹膜透析用カテーテル	液体(透析物)を腹腔に注入し、腹膜を透析膜として利用し、代謝廃物・水を血液から拡散させるために用いる器具をいう。本器具を密閉して液の漏出と細菌の侵入を防止するために、通常、細胞増殖を促進するダクロンカフを用いる。永続的使用でも短期的使用でも、通常、経皮的に挿入するが、外科的埋め込みが必要な場合と、一定期間使用される場合とがある。手動(継続的な外来による腹膜透析)又は自動式(継続的な周期性の腹膜透析)での治療、腹膜内化学療法、又は鬱血性心不全		8	-	140804025	腹膜灌流用留置カテーテル
別表第1	228		器51 医療用嘴管及び体液誘導管	13589000	腹腔静脈シャント	外科的に皮下に植え込むプラスチック製のチューブをいう。腹腔腔から上大静脈に腹水を持続的に排出するために用いる。		8-	-	100412002	滅菌済み体内植込みチューブ及びカテーテル
別表第1	647		器07 内臓機能代用器	70334000	チタニウムアダプタ	腹膜透析用カテーテルと腹膜灌流用チューブセットを接続するために用いるチタニウム製のアダプタをいう。腹膜透析用カテーテルの末端を延長するアダプタも含む。		3	-	140804067	チタニウムアダプタ
別表第1	648		器55 医療用洗浄器	12996000	腹膜洗浄キット	腹膜部位を洗浄するために用いる注射器及び他の器具を集めたパッケージをいう。		3	-	120602993	その他の生体用洗浄器
別表第1	649		器07 内臓機能代用器	16992000	腹膜灌流用カテーテルイントロデューサ	腹膜灌流用カテーテルの挿入に用いる器具を集めたパッケージをいう。		3	-	140806003	腹膜灌流用関連用具セット
別表第1	650		器07 内臓機能代用器	35000000	腹膜灌流用チューブセット	腹膜灌流の実施を目的とした単回使用の滅菌セットをいう。通常、チューブ、オプションのリザーババッグ、適切なコネクタからなる。汚染物質を捕捉及び除去する腹膜灌流液フィルタを含む		3	-	140806003	腹膜灌流用関連用具セット

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	552	器30	結紮器及び縫合器	35542001	再使用可能な外科手術用直腸クランプ	直腸、直腸弁又は肛門管を非外傷性に把持、結合、圧迫又は支持するために用いる手術器具をいう。本品は再使用可能である。	6-	-	非該当	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第2	957	器30	結紮器及び縫合器	35542002	外科手術用直腸クランプ	直腸、直腸弁又は肛門管を非外傷性に把持、結合、圧迫又は支持するために用いる手術器具をいう。本品は単回使用である。	6	-	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第3	553	器30	結紮器及び縫合器	35593001	再使用可能な外科手術用頸動脈クランプ	頸動脈を圧迫するために用いる手術器具をいう。本品は再使用可能である。	6-	-	非該当	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第2	958	器30	結紮器及び縫合器	35593002	外科手術用頸動脈クランプ	頸動脈を圧迫するために用いる手術器具をいう。本品は単回使用である。	6	-	-	100899009	その他の結紮・縫合用器械器具
別表第1	651	器07	内臓機能代用品	35944000	腹膜灌流用カテーテルアダプタ	腹膜灌流用カテーテルを、透析物を管理する外部機器に接続するために用いる接続器具(通常、小型の部品)をいう。本器具は、使用機器の製造メーカーが異なる場合等にそれらを接続するために用いるもので、互換性を持たせることで組み合わせ使用できるようにする。本品は単回使用である。	3	-	-	140806003	腹膜灌流用関連用具セット
別表第1	652	器07	内臓機能代用品	35986000	連続ポータブル腹膜灌流用運搬セット	腹腔への灌流液の注入・排泄を行う連続携帯式腹膜灌流(CAPD)に用いるチューブを含む器具類一式をいう。	3	-	-	140806003	腹膜灌流用関連用具セット
別表第2	959	器07	内臓機能代用品	33627000	腹膜灌流液フィルタ	腹膜灌流液を腹腔内に注入する前に、灌流液中の汚染粒子を捕捉するために用いる細孔を有する器具をいう。	3-	-	-	140899001	その他の腹膜灌流用機器及び関連器具
別表第1	229	器07	内臓機能代用品	70335000	腹膜カテーテル用吸収性カフ	腹膜透析用カテーテルに取り付ける生分解性の多孔質体から成るカフをいう。腹膜透析用カテーテルの皮膚出口の皮下に埋め込み使用する。皮膚とカテーテルを密着することを助け、出口部からの細菌の侵入を防ぐ。	8-	-	-	140899001	その他の腹膜灌流用機器及び関連器具
別表第1	230	器07	内臓機能代用品	70336000	コラーゲン使用腹膜カテーテル用吸収性カフ	腹膜透析用カテーテルに取り付ける生分解性のコラーゲン使用多孔質体から成るカフをいう。腹膜透析用カテーテルの皮膚出口の皮下に埋め込み使用する。皮膚とカテーテルを密着することを助け、出口部からの細菌の侵入を防ぐ。	8- / 1 4	-	-	140899001	その他の腹膜灌流用機器及び関連器具
別表第1	653	器07	内臓機能代用品	70337000	自動腹膜灌流装置用回路及び関連用具セット	専用の自動腹膜灌流装置に取り付け、腹膜透析を行うために用いる専用器具をいう。透析条件を設定すると、自動操作と自動制御により透析液の注入、貯留、排液を繰り返す。	3	-	-	140899001	その他の腹膜灌流用機器及び関連器具
別表第1	654	器07	内臓機能代用品	70338000	腹膜灌流液注排用チューブ及び関連用具セット	腹膜灌流のために用いる単回使用滅菌セットをいう。通常、腹膜透析液注排用トランスファーセット、リザーババッグ、固定用コネクタから成る。	3	-	-	140899001	その他の腹膜灌流用機器及び関連器具
別表第1	655	器07	内臓機能代用品	70339000	腹膜灌流用回路及び関連用具セット	腹膜灌流のために用いる単回使用滅菌セットをいう。通常、腹膜透析用チューブ、オプションとしてのリザーババッグ、適切なコネクタからなる。	3	-	-	140899001	その他の腹膜灌流用機器及び関連器具
別表第1	656	151	器12	理学診療用器具	35309000	電動式心肺人工蘇生器	心停止又は無呼吸後に心拍出量及び肺換気量を正常化するために、手動の非開胸胸部圧迫、開胸心マッサージ、人工呼吸を模倣する装置をいう。	9-	該当	149902009	心マッサージ器
別表第1	657	152	器07	内臓機能代用品	70340000	腹水濾過濃縮機器セット	予め患者の腹水又は胸水を体外に取り出し、濃縮濾過して血液中に戻すために用いる機器セットをいう。体外循環により直接患者に接続して使用することがある。本品は単回使用である。	3	該当	149904003	腹水濾過濃縮器
別表第2	960	746	器07	内臓機能代用品	34863002	自己血回収装置	手術又は外傷のために患者が失った血液を、直後又は後から患者に再注入するために血液回収と洗浄するために用いる装置をいう。再生過程の一部として、遠心力を利用した赤血球の分離、生理食塩液(NaCl)中での赤血球の洗浄等を行う。本装置は血液回収と洗浄のみに用いる。	11	該当	149906007	自家輸血システム
別表第1	658	153	器07	内臓機能代用品	34863003	自己血回収再注入用装置	手術又は外傷のために患者が失った血液を、直後又は後から患者に再注入するために血液回収と洗浄するために用いる装置をいう。再生過程の一部として、遠心力を利用した赤血球の分離、生理食塩液(NaCl)中での赤血球の洗浄等を行う。本装置は血液回収と洗浄後、直接患者に再注入する。	11-	該当	149906007	自家輸血システム
別表第1	659	154	器07	内臓機能代用品	36966000	自己血輸血ユニット	大手術を受ける患者から採血を行うために使用する機器をいう。血液を患者に戻す前、又は後の使用に備えて保存する前に、自己血輸血ユニットで血液が洗浄される。	11-	該当	149906007	自家輸血システム

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	961		器07 内臓機能代用器	70341000	単回使用自己血回収キット	手術又は外傷のために患者が失った血液を、直後又は後から患者に再注入するために血液回収と洗浄するために用いる装置に専用の遠心ボウル、血液バッグ等からなる単回使用セットをいう。血液再生過程の一部として、遠心力を利用した赤血球の分離、生理食塩液(NaCl)中での赤血球の洗浄等を行う。		3-	非該当	149906007	自家輸血システム
別表第2	962	747	器12 理学診療用器具	35725000	歩行神経筋電気刺激装置	神経筋電気刺激装置の1種で、下肢神経(腓骨神経、大腿神経等)を刺激し、下肢の筋肉の収縮を誘発することによって、下肢の部分麻痺患者の歩行機能を改善するものをいう。		9	該当	149908001	機能的電気刺激装置
別表第2	963	748	器12 理学診療用器具	36006000	脊柱側弯症用神経筋電気刺激装置	刺激装置の1種で、脊柱の側弯(脊柱側弯症)を安定化したり、進行を遅らせるため、背部の筋肉組織を刺激して力を生じさせるものをいう。電極を備えた植込み型受信器と外部送信器を利用するものもあるが、大部分は体外型で湾曲の凸面に設置した表面電極を利用する。通常、患者の睡眠時に刺激が供給される。治療は、骨格が十分に成長するまで継続する。通常、特発性側弯症の小児及び思春期児に用いる。		9	該当	149908001	機能的電気刺激装置
別表第1	660	155	器12 理学診療用器具	36784000	失禁用神経筋電気刺激装置	尿失禁又は便失禁を治療するために用いる非植込み型神経筋刺激装置をいう。プラグ又はペッサリーに組み込まれ、電池電源パルス供給装置に接続する1対の電極からなる。プラグ又はペッサリーは直腸又は膣に挿入し、骨盤床の筋肉を刺激するた		8	該当	149908001	機能的電気刺激装置
別表第2	964	749	器12 理学診療用器具	70342000	汎用機能式筋肉電気刺激装置	神経障害により麻痺した末梢筋肉を電気刺激することによって生体機能を補助及び制御する装置をいう。刺激の方法は、表面電極による方法、植込電極による方法等がある。		9	該当	149908001	機能的電気刺激装置
別表第1	231		器12 理学診療用器具	34210000	抗発作用迷走神経電気刺激装置	発作のコントロールを目的として迷走神経を断続的に刺激する電気神経刺激装置をいう。通常、前胸壁に植え込むパルスジェネレータと、皮下に配置し左迷走神経周囲に植え込まれた電極と接続するリードワイヤから構成される。迷走神経刺激装置は、植込み後に体外でプログラミングすることができる。本刺激装置は、発作を消失させたり、発作頻度を低下させるため、て		8-	非該当	149910008	脳・脊髄電気刺激装置
別表第1	232	33	器12 理学診療用器具	35641000	排尿・排便用神経筋電気刺激装置	刺激装置の1種で、通常、脊髄の円錐型の末端(脊髄円錐)を刺激して排尿又は排便を促すために用いるものをいう。通常、電極を備えた植込み型受信器(仙椎神経根周囲に配置する)と外部送信器(経皮的に植込み型受信器に刺激パルスを送る)から構成される。コントローラを調整して、特定の神経根対を刺激することによって男性の勃起を促すことができるものもある。完全に脊髄が変性し、随意反射又はカテーテルによる排尿又は排便が困難な下半身不随患者に用いる。		8-	該当	149910008	脳・脊髄電気刺激装置
別表第1	233		器12 理学診療用器具	70343000	植込み型排尿・排便機能制御用スティミュレータ	植込み型スティミュレータの1種で、通常、脊髄の円錐型の末端(脊髄円錐)を刺激して排尿又は排便を促す等、尿失禁又は便失禁の治療を目的とした神経筋電気刺激装置をいう。通常、スティミュレータを腹部に植込み、電極を膀胱壁又は骨盤底に設置する。特定の神経根対を刺激することによって男性の勃起を促すことができるものもある。完全に脊髄が変性し、随意反射又はカテーテルによる排尿又は排便が困難な下半身不随患		8-	非該当	149910008	脳・脊髄電気刺激装置
別表第1	234	34	器12 理学診療用器具	36007000	除痛用電気刺激装置	刺激装置の1種で、疼痛緩和(除痛)のために脊髄の一部又は全部を刺激するものをいう。植込み型リード・電極システムを内蔵する。植込み型リード・電極システムは硬膜上腔に設置し、受動電子回路(通常、高周波(RF)で信号又はエネルギーが体外から誘導結合される)又は植込み型の刺激装置(独自のエネルギー源を有し、外部装置に固有依存がない)のいずれかに接続する。薬物療法が望ましくないか、又は無効である場合の、急性又は慢性的難治性疼痛の治療に用いる。		7-	該当	149910008	脳・脊髄電気刺激装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	235	器12	理学診療用器具	70344000	植込み型疼痛緩和用スティミュレータ	植込み型スティミュレータの1種で、疼痛緩和(除痛)のため、脳・脊髄の一部又は全部を刺激するシステムをいう。植込型リード・電極を含む。植込型リード・電極は硬膜外腔、又は頭蓋内に設置し、植込型スティミュレータ(独自のエネルギー源を有し、外部装置に固有依存がない)に接続する。薬物療法が望ましくないか、又は無効である場合の、急性又は慢性の難治性疼痛		8-	非該当	149910008	脳・脊髄電気刺激装置	
別表第1	236	器12	理学診療用器具	36175000	植込み型失禁用神経筋電気刺激装置	尿失禁又は便失禁の治療を目的とした神経筋電気刺激装置をいう。腹部に植え込み、電極を膀胱壁又は骨盤底に設置する。体外型送信器から経皮的に植込み型受信器に刺激パルスが		8-	非該当	149910008	脳・脊髄電気刺激装置	
別表第1	237	器12	理学診療用器具	37307000	振せん用脳電気刺激装置	振せん等をコントロールするため脳深部の特定の領域(視床等)を刺激する刺激装置をいう。振せんコントロール脳刺激装置は、定位脳手術によって脳に植込む電極、パルスジェネレータと接続するリードから構成される。パルスジェネレータは、通常、鎖骨付近に植え込む。本刺激装置は、様々な種類の振せん(本態性振せん患者の振せん、パーキンソン病に伴う振せん等)、及びパーキンソン症状のコントロールに用いる。		8-	非該当	149910008	脳・脊髄電気刺激装置	
別表第1	661	医04	整形用品	30084000	人工中耳	補聴器の一種で、出力信号を耳小骨に直接的に振動として伝達する形式のものをいう。		8	-	149999005	他に分類されない生体機能補助・代行機	
別表第3	554	医04	整形用品	31068000	尿瘻用ワンピースバッグ	尿路管理における採尿器として用いるプラスチック製の袋で、ストーマを通じて一時的に侵襲する方式のものをいう。		1	-	149999005	他に分類されない生体機能補助・代行機	
別表第3	555	医04	整形用品	31069000	尿瘻用マルチピースバッグ	尿路管理における採尿器として皮膚に取り付けるプラスチック製の袋で、2つ以上の部品で構成され、ストーマを通じて一時的に侵襲する方式のものをいう。ストーマの基部に尿が滞るのを防止するための逆流弁と、尿を捨てるための排液栓を備えて		1	-	149999005	他に分類されない生体機能補助・代行機器	
別表第1	662	156	器10	放射線物質診療用器具	36499000	遠隔照射式治療用放射線核種システム向け輪郭探知器	ソフトウェア又は機械構造で制御することができる治療用器具のひとつであり、放射線を照射する身体部分の輪郭を精密に定めるために使用するものをいう。手動式装置であってもよいし、レーザーによる位置決めを用いたり、コンピュータ断層撮影のスライス画像を利用してよい。本品で得られた情報は、通常、放射線治療計画装置に入力し、治療計画に利用される。		9-	該当	160202005	放射性同位元素遠隔照射式治療装置
別表第1	663	157	器10	放射線物質診療用器具	38297000	遠隔照射式治療用放射線核種システム	1つの放射線源により生成された単一の外部の放射線ビームから解剖学的領域へ治療放射線量を到達させる装置をいう。標準的な機器構成は以下の通り。1. 治療用ヘッド(可動式ハウジングに配置されており、単一の放射線源を内蔵している遮蔽された線源保管庫)。2. 一方の末端に治療用ヘッド、もう一方の末端にビーム遮蔽体としても機能するカウンターウェイトを備えた回転式又は固定式ガントリ。3. 治療ビームを位置調整するためのガントリに取り付けられたコリメータ装置。4. 放射線ビームを照射する患者の体位を調整するための可動式患者台。5.		9-	該当	160202005	放射性同位元素遠隔照射式治療装置
別表第1	664	158	器10	放射線物質診療用器具	38300003	非中心循環系アフターローディング式ブラキセラピー装置	非中心循環系の治療部位に放射線源を一時的に留置することにより、対症療法や治療法が必要とする放射線量を単一の線源又は線源連結装置から解剖学的領域に到達させるために遠隔制御された放射線源移送装置を使用した装置をいう。標準的な装置は以下で構成される。1. 様々な形状の単一の放射線源又は線源連結装置。2. 使用しないときに線源を貯蔵するための遮蔽された保管庫。3. 遠隔操作により線源を治療部位へ導くためのガイドチューブ/カテーテル。4. ガイドチューブ/カテーテル内で線源を移動させるリモートコントロール装置。5. アプリケータ。6. コンピュータ治療計画プログラム。7. オペレータ		9-	該当	160204025	アフターローディング式治療装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	238	35	器10 放射性物質診療用器具	38300004	中心循環系アフターローディング式ブラキセラピー装置	中心循環系の治療部位に放射線源を一時的に留置することにより、対症療法や治療法で必要とする放射線量を単一の線源又は線源連結装置から解剖学的領域へ到達させるために遠隔制御された放射性線源移送装置を使用した装置をいう。標準的な装置は以下で構成される。1. 様々な形状の単一の放射線源又は線源連結装置。2. 使用しないときに線源を貯蔵するための遮蔽された保管庫。3. 遠隔操作により線源を治療部位へ導くためのガイドチューブ/カテーテル。4. ガイドチューブ/カテーテル内で線源を移動させるリモートコントロール装置。5. アプリケータ。6. コンピュータ治療計画プログラム。7. オペレータコン		7-	該当	160204025	アフターローディング式治療装置
別表第1	665	159	器10 放射性物質診療用器具	38299003	非中心循環系手動式放射線ブラキセラピー装置	手動的に組み立て、対症療法や治療法で必要とする放射線量を放射線源から解剖学的領域へ到達させるために使用する独立した複数の装置で構成される非中心循環系の治療装置をいう。術者は、局所、組織内、管腔間、又は窩洞間の治療部位に永久的に刺入するか一時的に留置するために、複数の放射線源を器具及びアプリケータに手動的又は自動的に配置する。複数の放射線源又は線源連結アセンブリは、天然又は加速装置や原子炉で生産された線源を内蔵している。線源は、被包、埋め込み、又は密封した線源、ワイヤ型、めっき式、又はホイル型の線源、格納容器に入れた放射性的液体、ジェル、又はガス		9-	該当	160204995	その他の放射性同位元素体腔内照射式治療装置
別表第1	239	36	器10 放射性物質診療用器具	38299004	中心循環系手動式放射線ブラキセラピー装置	手動的に組み立て、対症療法や治療法で必要とする放射線量を放射線源から解剖学的領域へ到達させるために使用する独立した複数の装置で構成される中心循環系の治療装置をいう。術者は、局所、組織内、管腔間、又は窩洞間の治療部位に永久的に刺入するか一時的に留置するために、複数の放射線源を器具及びアプリケータに手動的に配置する。複数の放射線源又は線源連結アセンブリは、天然又は加速装置や原子炉で生産された線源を内蔵している。線源は、被包、埋め込み、又は密封した線源、ワイヤ型、めっき式、又はホイル型の線源、格納容器に入れた放射性的液体、ジェル、又はガスなどの形態で		7-	該当	160204995	その他の放射性同位元素体腔内照射式治療装置
別表第1	666		器10 放射性物質診療用器具	38305000	遠隔照射式治療用放射線源	原子炉で生産された放射性同位元素であって、治療用放射線ビームを標的とする解剖学的部位に到達させるよう設計された遠隔照射式治療システムの放射線源として使用される器具をいう。遠隔放射線治療装置のコンポーネントの1つとして組み込まれる放射線源は、一般に密封線源である。最も一般に使用されている遠隔放射線治療用線源の放射性同位元素はコバルト60(Co-60)、セシウム137(Cs-137)、イリジウム192(Ir-192)である。		9-	-	160206003	放射性同位元素遠隔照射式治療装置用密封線源
別表第1	667		器10 放射性物質診療用器具	38302003	非中心循環系アフターローディング式ブラキセラピー装置用放射線源	天然又は加速装置や原子炉で生産された放射性同位元素であり、治療や対症療法で必要とする放射線治療を行うために設計された高線量率又は低線量率の遠隔操作式アフターローディング方式ブラキセラピー治療装置の放射線源として使用される非中心循環系の装置をいう。遠隔操作式アフターローディング方式ブラキセラピー治療装置に使用される線源は、単一の被包された線源(密封線源)、リボン状線源、めっき式、ホイル、又は埋め込み線源、格納容器に入れた液体又はジェルなどの様々な物理的形狀で提供される。遠隔操作式アフターローディング装置に備えられた遮蔽された保管庫に格納されており、様々な遠隔操作構造によりガイドチューブを経由して治療部位		9-	-	160210004	治療用密封小線源

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	240	器10	放射性物質診療用器具	38302004	中心循環系アフターローディング式ブラキセラビー装置用放射線源	天然又は加速装置や原子炉で生産された放射性同位元素であり、治療や対症療法で必要とする放射線治療を行うために設計された高線量率又は低線量率の遠隔操作式アフターローディング方式ブラキセラビー治療装置の放射線源として使用される中心循環系の装置をいう。遠隔操作式アフターローディング方式ブラキセラビー治療装置に使用される線源は、単一の被包された線源(密封線源)、リボン状線源、めっき式、ホイル、又は埋め込み線源、格納容器に入れた液体又はジェルなどの様々な物理的形狀で提供される。遠隔操作式アフターローディング装置に備えられた遮蔽された保管庫に格納されており、様々な遠隔操作構造によりガイドチューブを経由して治療部位		7-	-	160210004	治療用密封小線源	
別表第1	668	器10	放射性物質診療用器具	38303003	非中心循環系永久刺入向け手動式ブラキセラビー装置用放射線源	天然又は加速装置や原子炉で生産された放射性同位元素であり、治療や対症療法で必要とする放射線療法で永久的に体内に留置するための非中心循環系の装置をいう。一般にX線透視装置又は内視鏡を使用しながらアプリケーションを用いて体内に留置される。用手的に永久に留置する線源は、組織適合性が得られるよう設計されている。線源の形状には、低エネルギーの光子、ベータ粒子、又はアルファ粒子を発生させるために、マイクロスフェア、球体、ステント、シード、ワイヤなどが選		9-	-	160210004	治療用密封小線源	
別表第1	241	器10	放射性物質診療用器具	38303004	中心循環系永久刺入向け手動式ブラキセラビー装置用放射線源	天然又は加速装置や原子炉で生産された放射性同位元素であり、治療や対症療法で必要とする放射線療法で永久的に体内に留置するための中心循環系の装置をいう。一般にX線透視装置又は内視鏡を使用しながらアプリケーションを用いて体内に留置される。用手的に永久に留置する線源は、組織適合性が得られるよう設計されている。線源の形状には、低エネルギーの光子、ベータ粒子、又はアルファ粒子を発生させるために、マイクロスフェア、球体、ステント、シード、ワイヤなどが選択され		7-	-	160210004	治療用密封小線源	
別表第1	669	器10	放射性物質診療用器具	38304003	非中心循環系一時留置向け手動式ブラキセラビー装置用放射線源	天然又は加速装置や原子炉で生産された放射性同位元素であり、一時的に体内に留置して、定められた治療期間後に取り外す非中心循環系の装置をいう。ブラキセラビー治療で使用され、刺入と取り外しは用手的又は内視鏡下で行う。用手的に一時的に刺入する線源は、被包、密封、めっき式、ホイル、又は埋め込みなどの様々な形態の線源で提供される。体内に直接挿入したり、カテーテルやアプリケーションを使用して刺入する。線源の形状は、針、球体、オボイド、シード、ワイヤ、又はカテーテルのカフ部分に封入した液体などがある。		9-	-	160210004	治療用密封小線源	
別表第1	242	器10	放射性物質診療用器具	38304004	中心循環系一時留置向け手動式ブラキセラビー装置用放射線源	天然又は加速装置や原子炉で生産された放射性同位元素であり、一時的に体内に留置して、定められた治療期間後に取り外す中心循環系の装置をいう。ブラキセラビー治療で使用され、刺入と取り外しは用手的又は内視鏡下で行う。用手的に一時的に刺入する線源は、被包、密封、めっき式、ホイル、又は埋め込みなどの様々な形態の線源で提供される。体内に直接挿入したり、カテーテルやアプリケーションを使用して刺入する。線源の形状は、針、球体、オボイド、シード、ワイヤ、又はカテーテルのカフ部分に封入した液体などがある。		7-	-	160210004	治療用密封小線源	
別表第1	670	160	器10	放射性物質診療用器具	38298000	定位放射線治療用放射性核種システム	一つの定まった焦点に向かうようにコリメートして配列した複数の放射線源で生成された外部ビームからの治療線量を解剖学的領域へ到達させる装置をいう。標準的な機器構成は以下の通り。1. 治療する解剖学的部位の3次元の座標を決めるために患者に取り付ける定位位置決め器具。2. 固定直径ヘルメットのセット、コリメータ。3. ヘルメットの穴に取り付けてビーム遮蔽体として機能する高密度プラグ。4. 線源を格納し、室内の放射線を減少させる遮蔽された穴。5. すべての線源からのビームが一点で交差するよう精密に配置した線源。6. 可動式患者		9-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	671		器10 放射性物質診療用器具	38306000	定位放射線手術向け治療用放射線源	原子炉で生産された放射性同位元素であり、治療や対症療法で必要な焦点を明確に定めた放射線ビームを標的とする解剖学的部位に到達させるよう設計された定位放射線手術用装置に組み込まれた一連の放射線源の1つとして使用される装置をいう。定位放射線手術用装置で使用する線源は一般に被包されている(密封線源)。他の治療用線源と異なり、定位放射線手術用装置では複数の線源が使用され、単一ポイントに焦点を固定した複数の外部放射線ビームが同時に生成される。最も一般に使用されている定位放射線手術用治療用放射性同位		9-	-	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	672	161	器10 放射性物質診療用器具	38406000	膣用手動式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に膣の放射線治療又は経膣的放射線治療用に設計された手動式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、局所配置、内視鏡を用いた配置、又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な膣用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する場合に使用		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	673	162	器10 放射性物質診療用器具	38407000	膣用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に膣の放射線治療又は経膣的放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。体内への一時的植込みを目的に設計されており、膣における単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	674	163	器10 放射性物質診療用器具	38408000	子宮頸管・内膜用手動式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に子宮頸部及び/又は子宮内の放射線治療用に設計された手動式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡又は画像診断システムを用いた配置)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な子宮頸管・内膜用アプリケーションが含まれ、近接照		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	675	164	器10 放射性物質診療用器具	38409000	子宮頸管・内膜用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に子宮頸管又は子宮内の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。体内への一時的植込みを目的に設計されており、子宮頸管又は子宮内膜における単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	676	165	器10 放射性物質診療用器具	38410000	気管支用手動式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に気管支の放射線治療で一時的に使用するために設計された手動式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(内視鏡を用いた配置又は画像診断システムを用いた位置決め、配置、及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。気管支用アプリケーションは、定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な気管支用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	677	166	器10 放射性物質診療用器具	38411000	気管支用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に気管支の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。体内への一時的配置を目的に設計されており、気管支治療部位への単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	243	37	器10 放射性物質診療用器具	38412000	脳用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に脳の放射線治療用に設計されたアプリケーションをいう。脳内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡を用いた配置、又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合がある。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの近接照射線源を手動で投与する場合に使用する脳用アプリケーション及びポジション、テンプレート、カテーテルガイドなどの関連器具		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	244	38	器10 放射性物質診療用器具	38413000	脳用アフターローディング式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に脳の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。体内への一時的植込みを目的に設計されており、脳における単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	678	167	器10 放射性物質診療用器具	38414000	鼻咽頭用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に鼻咽頭の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。鼻咽頭内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡を用いた配置、又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な鼻咽頭用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する場合に使用する。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	679	168	器10 放射性物質診療用器具	38415000	鼻咽頭用アフターローディング式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に鼻咽頭部の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。体内への一時的植込みを目的に設計されており、鼻咽頭部における単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	680	169	器10 放射性物質診療用器具	38416000	舌用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に舌の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。舌及び舌周囲組織の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、局所配置、画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な舌用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する場合に使用する。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	681	170	器10 放射性物質診療用器具	38417000	舌用アフターローディング式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に舌又は口腔の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。舌及び/又は舌の周辺の組織への一時的植込みを目的に設計されており、単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	682	171	器10 放射性物質診療用器具	38418000	頸部用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に頸部の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。頸部組織の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、局所配置、画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な頸部用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する場合に使用する。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	683	172	器10	放射線治療用器具	38419000	頸部用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に頸部の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。頸部組織への一時的な局所配置又は植込みを目的に設計されており、単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。	7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	684	173	器10	放射線治療用器具	38420000	食道用自動式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に食道の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。食道の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式の装置である。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な食道用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する。	7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	685	174	器10	放射線治療用器具	38421000	食道用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に食道の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。食道への一時的植込みを目的に設計されており、単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。	7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	686	175	器10	放射線治療用器具	38422000	胆管用自動式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に胆管の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。胆管内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された形状のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合がある。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの胆管用アプリケーションが含まれ、手動による近接照射線源を投与する。	7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	687	176	器10	放射線治療用器具	38423000	胆管用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に胆管の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。胆管への一時的な挿入を目的に設計されており、治療部位への単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテル及び関連器具やコネクタが含まれる。	7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	688	177	器10	放射線治療用器具	38424000	膵臓用自動式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に膵臓の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。膵臓内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡を用いた配置、又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な膵臓用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する場合に使用する。	7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	689	178	器10	放射線治療用器具	38425000	膵臓用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に膵臓の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。膵臓への一時的植込みを目的に設計されており、単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。	7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	690	179	器10	放射線物質 診療用器具	38426000	前立腺用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に前立腺の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。前立腺内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、トリガー装填式装置、内視鏡又は画像診断システムを用いた配置又は取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な前立腺用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する場合に使用する。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	691	180	器10	放射線物質 診療用器具	38427000	前立腺用アフターローディング式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に前立腺の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。前立腺への一時的植込みを目的に設計されており、単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	692	181	器10	放射線物質 診療用器具	38428000	膀胱用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に膀胱の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。膀胱内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された形状のアプリケーションである。固定的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合がある。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの膀胱用アプリケーションが含まれ、手動による近接照射線源を投与する		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	693	182	器10	放射線物質 診療用器具	38429000	膀胱用アフターローディング式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に膀胱の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。膀胱への一時的植込みを目的に設計されており、治療部位への単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	694	183	器10	放射線物質 診療用器具	38430000	直腸・肛門用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に直腸及び/又は肛門の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。直腸及び/又は肛門内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、内視鏡又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々な直腸・肛門用アプリケーションが含まれ、近接照射線源を手動で投与する場合に使用		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	695	184	器10	放射線物質 診療用器具	38431000	直腸・肛門用アフターローディング式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に直腸及び/又は肛門の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。直腸及び/又は肛門への一時的植込みを目的に設計されており、単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、カテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	245	39	器10	放射線物質 診療用器具	38432000	血管用自動式ブラキセラピー装置アプリケーション	特に血管の放射線治療用に設計された自動式のブラキセラピー用アプリケーションをいう。最も一般的には外科手術後のプラーク形成の削減及び血管の狭窄や再狭窄の防止のために使用される。血管内の治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(内視鏡又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式の装置である。定型的な形状である場合や固有の線源を取り扱える形状に設計されている場合がある。		7- / 7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	246	40	器10 放射性物質診療用器具	38433000	血管用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	特に血管内腔の放射線治療用に設計された遠隔操作式のブラキセラビー用アプリケーションをいう。本治療は外科手術後のブラーク形成の削減及び血管の狭窄の防止のために使用される。血管内への一時的植込みを目的に設計されており、治療部位への単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、又はカテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連器具やコネクタが含まれる。		7- /7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	696	185	器10 放射性物質診療用器具	38434000	眼用手動式ブラキセラビー装置アプリケーション	片側が遮蔽され、もう一方の片側には眼の表面に近接放射線源を一時的に手で配置する場合の位置を示す溝が付けられたテンプレートをいう。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	697	186	器10 放射性物質診療用器具	38435003	非中心循環系汎用手動式ブラキセラビー装置アプリケーション	放射線治療を容易に行う目的で使用する汎用のブラキセラビー用アプリケーションをいう。非中心循環系治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、局所配置、内視鏡を用いた配置、又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や様々な物理的形狀又は固有の線源を取り扱える形状に容易に加工できるよう設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテル、オボイド、又はタンデムなどが含まれる。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	247	41	器10 放射性物質診療用器具	38435004	中心循環系汎用手動式ブラキセラビー装置アプリケーション	放射線治療を容易に行う目的で使用する汎用のブラキセラビー用アプリケーションをいう。中心循環系治療部位への単一又は複数の治療用放射線源の手動による配置作業(穿刺、局所配置、内視鏡を用いた配置、又は画像診断システムを用いた配置及び取外し)を容易にする目的で設計された単体又はモジュール式のアプリケーションである。定型的な形状である場合や様々な物理的形狀又は固有の線源を取り扱える形状に容易に加工できるよう設計されている場合があり、中空の針、チューブ、カテーテル、オボイド、又はタンデムなどが含まれる。		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	698	187	器10 放射性物質診療用器具	38436003	非中心循環系汎用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	放射線治療を容易に行う目的で使用する汎用の遠隔操作式ブラキセラビー用アプリケーションをいう。体内への一時的植込みを目的に設計されており、非中心循環系治療部位への単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、又はカテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	248	42	器10 放射性物質診療用器具	38436004	中心循環系汎用アフターローディング式ブラキセラビー装置アプリケーション	放射線治療を容易に行う目的で使用する汎用の遠隔操作式ブラキセラビー用アプリケーションをいう。体内への一時的植込みを目的に設計されており、中心循環系治療部位への単一又は複数の治療用放射線源のコンピュータ制御による一時的配置及び取外し時のガイドの役割を果たす。本群には、中空の針、チューブ、又はカテーテルなどの様々なアプリケーション及び関連		7-	該当	160299001	その他の放射性同位元素治療装置及び治療用密封線源
別表第1	699	188	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	18054000	定位放射線治療用加速器システム	直線加速器(又はマイクロトロン)を基にした治療用定位放射線治療システムをいう。出力は細い高強度ビームに限られる。ガントリは広範囲の角度及び位置での照射が可能である。		9-	該当	160402007	医用リニアアクセラレータ
別表第1	700	189	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	35159000	線形加速器システム	高エネルギーの電子を生成することにより高エネルギーのX線(又は電子線)を発生することができる治療用システムをいう。明確に定めた寸法のビーム内で強度が均一でエネルギーレベルが予測可能な照射野が得られる。動作原理は電磁マイクロ波による電子の線形加速である。出力は、直接、又は適切なターゲットを通過させた後に、患者への治療ビームとして使用される。がん治療に使用されることが多い。		9-	該当	160402007	医用リニアアクセラレータ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	701	190	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線	33073000	非線形加速器システム	交流電界内で粒子を加速する非線形加速経路を形成する強力な磁場を使用した治療用粒子加速器をいう。大半の加速経路は螺旋形又は円形である。出力は、直接、又は適切なターゲットを通過させた後に、患者への治療ビームとして使用される。		9-	該当	160406005	医用マイクロトン
別表第1	702	191	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70345000	粒子線治療装置	陽子、中性子、炭素イオン等の粒子からなる高エネルギービームを生成し、この粒子ビームを照射することで治療線量を患部へ付与する装置をいう。主にがん治療に使用する。粒子を高エネルギーに加速する加速器と、その出力となるビームを成形して患者へ照射する照射ノズルと、患部を高精度に位置決めする機器からなる。一般に、イオン源、加速器、回転式又は固定式ガントリ、位置決め装置、可動式治療台、オペレータコンソ		9-	該当	160499003	その他の治療用粒子加速装置
別表第1	703	192	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	70346000	生体組織内X線治療装置	5～50キロボルトの範囲の軟X線ビームを腫瘍組織の内部より照射して、高線量のX線により近接した腫瘍病変を治療することを目的として設計された低エネルギーX線治療装置をいう。この範囲のX線ビームはグレンツ線式治療用X線システムより高く、治療用常用電圧X線システムより低い。治療用低電圧X線システムの対象疾患である表在性皮膚腫瘍には使用しない。腫瘍の外科的切除後に残存腫瘍に対して施行する術中照射法と、生検による腫瘍組織診断を実施した後に組織内照射を行う		9-	該当	160499003	その他の治療用粒子加速装置
別表第1	704	193	器09 医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	35294000	放射線治療シミュレータ	特別な構成の診断用X線システムで、放射線治療計画の場合に使用するX線透視装置、X線撮影装置、及び関連するハードウェアとソフトウェアなどを含むものをいう。生成された一連の治療パラメータにより、治療照射野のサイズと位置を決定するために使用する。信号の分析と表示用の機器及び患者と機器の支持装置が含まれる場合がある。一般に、測定されたパラメータを受信して治療計算に活用するために、放射線治療計画		9-	該当	160602025	位置決め用X線装置
別表第3	556	953	器01 手術台及び治療台	40682000	非電動式X線治療台	治療用X線装置を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計された放射線治療用の寝台をいう。固定体位式テーブルトップを備えている場合や、空気圧によるコントロール、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブルトップ位置調整コントロールやテーブル高コントロールを備えている場合がある。固定式、可動式、又は治療用X線システムに		1	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	557	954	器01 手術台及び治療台	40683000	電動式X線治療台	治療用X線装置を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計されたプログラム可能な電動式放射線治療用の寝台をいう。テーブルトップの高さと位置調整のための電子式制御やソフトウェア式制御を備えている。固定式、可動式、又は治療用X線システムに組み込まれている場合がある。		1.2	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	558	955	器01 手術台及び治療台	40684000	非電動式遠隔照射治療台	特に放射性核種遠隔照射治療装置を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計された放射線治療用の寝台をいう。固定体位式テーブルトップを備えている場合や、空気圧によるコントロール、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブルトップ位置調整コントロールやテーブル高コントロールを備えている場合がある。固定式、可動式、又は放射性核種遠隔照射治療システムに組み込まれている場合がある。		1	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	559	956	器01 手術台及び治療台	40685000	電動式遠隔照射治療台	コバルト60遠隔照射治療装置などの放射性核種遠隔照射治療装置を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計されたプログラム可能な電動式の寝台をいう。テーブルトップの高さと位置調整のための電子式制御やソフトウェア式制御を備えている。固定式、可動式、又は放射性核種遠隔照射治療システム又はガントリに組み込まれている場合がある。		1.2	該当	160606007	放射線治療台

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第3	560	957	器01	手術台及び治療台	40686000	加速装置用非電動式患者台	医療用リニアアクセラレータ又は非リニアアクセラレータを使用した放射線治療の場合に患者の体位を調整・保定するために設計された機械式放射線治療用寝台をいう。固定体位式テーブルトップを備えている場合や、空気圧によるコントロール、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブルトップ位置調整コントロールやテーブル高コントロールを備えている場合がある。固定式、可動式、又は医療用加速装置の設計に		1	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	561	958	器01	手術台及び治療台	40687000	加速装置用電動式患者台	医療用リニアアクセラレータ又は非リニアアクセラレータを使用した放射線治療の場合に患者の体位を調整・保定するために設計されたプログラム可能な電動式放射線治療用寝台をいう。テーブルトップの高さと位置調整のための電子式制御やソフトウェア式制御を備えている。固定式、可動式、又は医療用加速装置の設計に組み込まれている場合がある。		1.2	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	562	959	器01	手術台及び治療台	40690000	非電動式中性子治療台	原子炉から分路させた中性子線を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計された放射線治療用の寝台をいう。固定体位式テーブルトップを備えている場合や、空気圧によるコントロール、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブルトップ位置調整コントロールやテーブル高コントロールを備えている場合がある。治療中に寝台が偶発的に放射化されることを抑制又は排除するために、本寝台は低分子量の材料から作られており、一般に独立した可動式又は固定式の台である。本寝台は、患者体位固定具、遮蔽ホルダ、フィルムホルダなどの様々な付属品を組込むことができる。		1	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	563	960	器01	手術台及び治療台	40691000	電動式中性子治療台	原子炉から分路させた中性子線を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計されたプログラム可能な電動式放射線治療用の寝台をいう。治療中に寝台が偶発的に放射化されることを抑制又は排除するために、本寝台は低分子量又は水素性の材料から作られている。テーブルトップの高さと位置調整のための電子式制御やソフトウェア式制御を備えている。本寝台は、患者体位固定具、患者モニタリング装置、フィルムホルダ、アラームなどの様々な付属品を組込むことができる。		1.2	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	564	961	器01	手術台及び治療台	40692000	非電動式ブラキセラビー治療台	手動式又は遠隔操作式アフターローディング近接照射治療装置を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計された放射線治療用の寝台をいう。固定体位式テーブルトップを備えている場合や、空気圧によるコントロール、磁気ロック、クランク、及びレバーなどの機械式のテーブルトップ位置調整コントロールやテーブル高コントロールを備えている場合がある。固定式、可動式、又は近接照射治療システムに組		1	該当	160606007	放射線治療台
別表第3	565	962	器01	手術台及び治療台	40693000	電動式ブラキセラビー治療台	手動式又は遠隔操作式アフターローディング近接照射治療装置を使用した治療の場合に患者の体位を調整・保持するように設計されたプログラム可能な電動式放射線治療用の寝台をいう。テーブルトップの高さと動きを制御するための電子式制御及び/又はソフトウェア式制御を備えており、固定式、可動式、又は近接照射治療システムに組み込まれている場合がある。		1.2	該当	160606007	放射線治療台
別表第1	705	194	器09	医療用エックス線装置及び医療用エックス線装置用エックス線管	38138000	モーター付自動絞り加速装置用コリメータ	モーターを備えたビーム制限装置であり、ジョー又はリーフ位置調整機能がコンピュータで制御されているコリメータセンブリをいう。本品は加速装置ハウジングのビーム射出ポートに配置され、治療目標とする身体部分に到達させる放射線ビームの形状を調整するために使用される。強力な減衰性を有する材質又は鉛やタングステンなどの合金を材料とし、標的としていない身体部分への放射線の到達を抑制又は排除することにより患者を保護している。通常、放射線ビームの位置を表示し、治療を受ける患者の体位調整を助けるために、コリメータの設計には		9-	該当	160699005	その他の放射線治療用関連装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第2	965	750	器12	理学診療用器具	35147000	赤外線治療器	身体の硬直、疼痛、炎症のある部位を温めて治療を行う装置をいう。600～12000ナノメートル(nm)の波長を供給する。検査及び治療のために閉鎖式保育器から出すことが可能な、又は保育器から出す必要がある新生児の管理及び治療に用いることも		9	該当	160802027	赤外線治療器
別表第2	966	751	器12	理学診療用器具	35149000	紫外線治療器	紫外域の光を発する特殊なランプを備えた装置をいう。通常、皮膚疾患(乾癬)の治療に用いる。紫外線を均一に分散させ、全身が暴露されるようにするため、サンベッドのような天井照明又は内壁に紫外線光管を備えた囲い(チャンバ、キャビネット等)が製作されている。本品は、ソラレン紫外線A(PUVA)療法として、ソラレンとともに使用されることが多い。		9	該当	160802043	紫外線治療器
別表第2	967	752	器12	理学診療用器具	34476000	炭素弧光灯治療器	紫外光を発生させる特殊な炭素棒を備え、皮膚の治療(日光療法等)に用いる装置をいう。古くからある技術である。		9	該当	160802069	炭素弧光灯治療器
別表第2	968	753	器12	理学診療用器具	35239000	新生児黄疸光線治療器	新生児黄疸等の治療のため、青色光、緑色光又は白色光の波長の光を放出する装置をいう。		9	該当	160802085	新生児黄疸光線治療器
別表第2	969		器12	理学診療用器具	34091000	季節性情動障害用光線療法装置	季節性情動障害(SAD)症候群の患者に用いる装置をいう。患者の精神状態を改善するため、通常の昼光を模倣するもので		9	非該当	160802997	その他の光線治療器及び関連装置
別表第2	970	754	器12	理学診療用器具	35372000	低周波治療器	経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いる神経及び筋刺激装置をいう。外部刺激装置及び電極から構成される。電極は皮膚に置き、身体に挿入しないため、電気刺激が皮膚を経て(経皮的に)痛みのある部位又は筋障害部位に供給される。通常、いくつかの予め設定された調節オプション(パルス周波数、パルスの持続時間等)を備える。ポータブル、電池電源式で、ベルトに装着するか、又はポケットに入れるものが多い。経皮的電気神経刺激装置(TENS)を含む。手術、外傷、筋骨格障害、滑液包炎、歯科的障害に関連した疼痛の治療に用いる。物理療法及び陣痛・分娩時にも用いる。温熱機能付きのものもある。		9	該当	160804021	低周波治療器
別表第2	971	755	器12	理学診療用器具	36737000	干渉電流型低周波治療器	筋障害や疼痛障害患者の治療を目的とした装置をいう。干渉が生じるように複数対の皮膚電極から2種類のMF電流を流す。これにより周波数の相違点では筋障害の治療に用いるうなり周波数が生じ、高周波数側では疼痛緩和に用いるうなり周波数が生じる。皮膚電極には種々の形状・構造のものがあり、それらの中には吸引電極とともに用い、治療的マッサージを行うも		9	該当	160804047	干渉電流型低周波治療器
別表第2	972		器12	理学診療用器具	34479000	低周波治療器導子	低周波治療器とともに用いる導体をいう。親機から電磁エネルギーを伝達するため、患者の身体に装着する。	5-	-	160804089	低周波治療器導子	
別表第1	706	195	器12	理学診療用器具	36164000	心理療法用脳向け電気刺激装置	刺激装置の1種で、心理療法時に患者の脳の特定の領域(大脳、小脳等)を刺激するものをいう。通常、体外型パルスジェネレータ及び電極から構成される。刺激パルスは、皮質に設置した電極アレー又は小脳核の深部に植込んだリードが非常に細い電極チップを経て供給される。精神疾患(うつ病、不安、躁		9-	該当	160804991	その他の低周波治療器及び関連機器
別表第2	973	756	器12	理学診療用器具	11245000	マイクロ波治療器	治療や疼痛緩和を促進することを目的として、皮下1cm～2cmの体組織を加熱するため高周波マイクロ波エネルギーのビームを送る治療装置をいう。組織は加熱されるが、外科的ジアテルミーのように損傷されることはない。		9	該当	160806025	マイクロ波治療器
別表第2	974	757	器12	理学診療用器具	11246000	超短波治療器	身体の特定位にRF波帯域(13メガヘルツ～27.12メガヘルツ)の電磁エネルギーを供給し、特定の疾患(疼痛緩和、筋痙攣、関節性拘縮等)の治療のため、体組織内で深部熱を発生させる治療装置をいう。ただし、悪性腫瘍の治療には用いない。組織は加熱されるが、外科的ジアテルミーのように損傷される		9	該当	160806041	超短波治療器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	249	43	器12	理学診療用器具	35653000	脳無痛法用電気刺激装置	刺激装置の1種で、疼痛緩和のため、患者の脳の内部構造を刺激するものをいう。受動電子回路(通常、高周波(RF)で信号又はエネルギーが体外から誘導結合される)に接続された植込み型リード・電極システム又は全身植え込み型の自己完結刺激装置(独自のエネルギー源を有し、外部装置に固有依存がない)のいずれかである。薬物療法が望ましくないか、又は無効である場合の重度慢性難治性疼痛の治療に用いる。		8-	該当	160806995	その他の高周波治療器及び関連機器
別表第2	975	758	器12	理学診療用器具	11248000	超音波治療器	筋肉の疼痛緩和治療時に治療効果を得るために用いる装置をいう。電磁エネルギーを超音波に変換し、これが組織に浸透し、熱及び非熱生理学的反応によって疼痛を緩和する。超音波エネルギーは、専用のプローブを介して患者に伝達される。		9	該当	160808029	超音波治療器
別表第2	976	759	器12	理学診療用器具	18154000	超音波骨折治療器	パルス低強度超音波を与えることによって骨の形成(骨形成)を促進する装置をいう。		9	該当	160808029	超音波治療器
別表第2	977		器12	理学診療用器具	36855000	天蓋加温装置	上方からの放射熱によって患者の全身を加温するために用いる装置をいう。天蓋の特定の部分に熱を供給するため、コントロールユニットによって制御することもできる。通常、熱傷治療室又は集中治療室において用いる。		9	非該当	160810000	温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	978		器12	理学診療用器具	36953000	天蓋加温装置コントロールユニット	加温装置の天蓋で発生し、放射される熱の温度を制御するために用いるユニットをいう。		9	非該当	160810000	温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	979		器12	理学診療用器具	37327000	天蓋加温装置システム	制御された放射熱を供給することによって患者の身体を加温するために用いるシステムをいう。熱源となる天蓋と、熱の制御、監視、アラーム機能等を備えたコントロールユニットからなる。		9	非該当	160810000	温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	980	760	器12	理学診療用器具	14450000	水治療法用圧注装置	マッサージ治療効果のある多量のウォータージェットを発生させるカテテルノズルを備えた浴槽をいう。非侵襲的水治療ともいう。リウマチ患者等の疼痛緩和療法に用いることができる。病院及び施設専用に設計されており、在宅用には該当しない。特殊気泡群の広帯域超音波(広帯域オールウェーブのため通常の入浴時に使用しても人体に無害であり温熱、マッサージ、洗浄作用がある)を応用した治療装置もある。		9	該当	160810026	水治療法用圧注装置
別表第2	981	761	器12	理学診療用器具	10182000	上肢向け温浴療法用装置	上肢の温熱治療のために作製された温浴装置をいう。通常電気で加温する。マッサージ等の付加的な治療機能を内蔵するものもある。気泡の噴射時発生する超音波の物理特性を応用したも		9	該当	160810042	温浴療法用装置
別表第2	982	762	器12	理学診療用器具	12313000	下肢向け温浴療法用装置	下肢の治療のために作製された温浴装置をいう。通常、電気で加温する。マッサージ等の付加的な治療機能を内蔵するものもある。気泡の噴射時発生する超音波の物理特性を応用したも		9	該当	160810042	温浴療法用装置
別表第2	983	763	器12	理学診療用器具	36557010	足向け温浴療法用装置	足の治療のために作製された温浴装置をいう。通常電気で加温する。マッサージ等の付加的な治療機能を内蔵するものもある。気泡の噴射時発生する超音波の物理特性を応用したも		9	該当	160810042	温浴療法用装置
別表第2	984	764	器12	理学診療用器具	36557020	全身向け温浴療法用装置	上下肢等、若しくは全身の温熱治療のために作製された温浴装置をいう。通常電気で加温する。マッサージ等の付加的な治療機能を内蔵するものもある。気泡の噴射時発生する超音波の物理特性を応用したも		9	該当	160810042	温浴療法用装置
別表第2	985		器12	理学診療用器具	36956000	ウォーターパッド加温装置コントロールユニット	ウォーターパッド加温装置の液体の温度及び循環を制御するユニットをいう。通常、使用する液体には抗菌剤が添加される。		9	非該当	160810068	ホットバック装置
別表第2	986	765	器12	理学診療用器具	37329000	乾式ホットバック装置	電源から発生する熱によって人体を加温するために用いるシステムをいう。通常、電熱線又はケーブル等熱発生物質を内蔵し、熱を供給するパッドと、温度管理、監視と警告、故障管理等を行うコントロールユニットからなる。		9	該当	160810068	ホットバック装置
別表第2	987		器12	理学診療用器具	37330000	ウォーターパッド加温装置システム	予熱された循環水によって人体を加温するために用いるシステムをいう。内部に温水が循環するパッドと、水の予熱と循環、監視、警告等を行うコントロールユニットからなる。		9	非該当	160810068	ホットバック装置
別表第3	566		器12	理学診療用器具	38469000	湿式ホットバック装置	必要時にホットバックを再使用できるよう、ホットバックを温水又はその他の適当な媒体中で所定の温度にて保存する装置をい		12	非該当	160810068	ホットバック装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	988	766	器12	理学診療用器具	35232000	パラフィン浴装置	一定温度に保温された溶融パラフィン(ワックス)の入った浴槽に、患者の手、指等身体の一部を入れ、疼痛や関節痛を緩和するために用いる。	9	該当	160810084	パラフィン浴装置
別表第2	989	767	器12	理学診療用器具	36758000	冷却療法用器具及び装置	冷気等を利用してリウマチ、関節炎、神経痛等の痛みの治療に用いるユニットをいう。身体の炎症部に冷気を供給する。	9	該当	160810101	冷却療法用器具及び装置
別表第3	567		器12	理学診療用器具	36034000	冷却パック装置	パック(湿布)を貼付する前に、再使用可能な温熱・冷却パックの中身を冷却するために用いる装置をいう。通常、同時に複数のパックを冷却することができる。	1.2	-	160810127	冷却パック
別表第3	568		器12	理学診療用器具	70347000	冷却パック	消炎鎮痛処置(寒冷治療)を行うパックをいう。冷却装置等で冷却媒体の入ったパックを冷却し、患部に当てるものである。	1	-	160810127	冷却パック
別表第2	990		器12	理学診療用器具	11989000	電気パッド加温装置	体温が低下した患者に熱を供給する電気で加温されるパッドをいう。成人及び小児用のサイズがあり、通常、長時間手術時に	9	非該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	991	768	器12	理学診療用器具	33594000	会陰加温装置	放射熱源との直接的又は間接的接触によって、会陰(陰門と肛門の間の部分)表面に熱を供給する装置をいう。会陰切開術(出産時の裂傷を防止するための会陰及び膣の外科的切開)後の会陰の疼痛緩和に役立つ。	9	該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	992	769	器12	理学診療用器具	36854000	ウォーターパッド加温装置	身体を加温又は冷却するブランケット又はマットレスをいう。水を利用して熱交換が行われる。成人用と小児用サイズがあるものもある。	9	該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	993		器12	理学診療用器具	36931000	エアパッド加温装置	正常な体温の喪失を補う加温空気を均一に供給するブランケット又はマットレスをいう。全身用又は部分用、特定の部位専用、体格にあわせたもの等がある。	9	非該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	994		器12	理学診療用器具	36954000	エアパッド加温装置コントロールユニット	室内の空気を濾過して予め設定した温度に加温し、この空気を加温パッド・ブランケットに供給する装置をいう。	9	非該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	995		器12	理学診療用器具	36955000	電気パッド加温装置コントロールユニット	電気加温パッドの温度を調節及び制御する装置をいう。	9	非該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	996		器12	理学診療用器具	37044000	断熱パッド加温装置	患者の身体の印象に合わせて変形し、皮膚組織の圧力を完全に緩和するマットレスをいう。本品は絶縁材料製であり、患者の体温喪失を防止することによって、体温喪失(低体温症)の予防効果が得られる。	9	非該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	997		器12	理学診療用器具	37328000	エアパッド加温装置システム	正常体温の喪失を補うため、清浄で、予熱された空気によって人体を加温するために用いるシステムをいう。温風を供給するよう設計されたパッドと、空気の供給、加温、監視等を行うコントロールユニットからなる。	9	非該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	998	770	器12	理学診療用器具	70348000	磁気加振式温熱治療器	磁性体ボビンにコイルを巻いたものでパックを構成し、それに電圧を印加することで、磁気、振動、温熱を発生させ、人体を加温する装置をいう。装置はパック部と温度管理、故障管理等を行うコントロールユニットから構成される。	9	該当	160810996	その他の温熱療法用機器及び関連機器
別表第2	999	771	器12	理学診療用器具	34488000	ベッド型マッサージ器	ベッド又は椅子に設置して用いるよう特別に設計された電動式装置をいう。他の機能を備える適切なベッド又は椅子に内蔵するものもある。ベッド又は椅子を使用する人にマッサージ治療効果を与える。身体の疼痛を緩和する等に有用である。施設で用いることが多く、通常、在宅用として作製されていない。電動	9	該当	160812020	ベッド型マッサージ器
別表第2	1000	772	器12	理学診療用器具	10969000	間欠型空気圧式マッサージ器	静脈疾患の非侵襲的治療に用いる用品をいう。静脈の血行を促し、筋肉活動を模倣する。患者の腕又は脚に逆圧を加えるのに用いる。通常、脚の浮腫の治療に用いる。本品はシングルチャンバの空気圧ストッキングである。チャンバ全体が膨張・収縮し、周期的に肢の加圧と減圧を行う。	9	該当	160812046	空気圧式マッサージ器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1001	773	器12 理学診療用器具	16837000	逐次型空気圧式マッサージ器	静脈疾患の非侵襲的治療に用いる用品をいう。静脈の血行を促し、筋肉活動を模倣する。患者の腕又は脚に逆圧を加えるのに用いる。本品は複数のチャンバがある空気圧ストッキングであり、足又は足首から始めて、ふくらはぎ・太もものチャンバにかけて各チャンバが逐次的に膨張・収縮する。異なる時点で各チャンバに同じ圧力が加わるものや、足先のチャンバほど大きな圧力が加わり、足の上部になるにつれて圧力が小さくなるもの		9	該当	160812046	空気圧式マッサージ器
別表第2	1002	774	器12 理学診療用器具	30877000	加圧型空気圧式マッサージ器	静脈疾患の非侵襲的治療に用いる用品をいう。専用の圧迫ユニットとともに用いる。患者の腕又は脚に逆圧を加えて静脈の血行を促し、筋肉活動を模倣する。肢を圧迫し、貯留した水分を循環系に戻す特別な膨張式ストッキング又は服である。各種		9	該当	160812046	空気圧式マッサージ器
別表第2	1003	775	器12 理学診療用器具	34489000	振動ヘッド付空気圧式マッサージ器	振動ヘッド機構を備え、手に持って治療する身体部分を移動させる空気圧式装置をいう。振動ヘッド(又はパッド)は、様々なサイズ及び形状のものと交換可能である。身体の筋肉構造を刺激・マッサージするためにも用いる。呼吸療法及び物理療法に用いるものもある。通常、病院又は施設で用いるものであるが、医師の指導の下で在宅でも用いる。		9	該当	160812046	空気圧式マッサージ器
別表第2	1004		器12 理学診療用器具	33999000	プランジャ式関節マニピュレータ	カイロプラクティック療法で、関節の徒手整復及びマッサージのために用いるプランジャ様の特殊な器具をいう。		9	-	160812990	その他のマッサージ器
別表第2	1005	776	器12 理学診療用器具	35538000	物理療法用マッサージ器	広範囲においてマッサージ治療効果を得ることを目的とした動力を備えた電動装置(通常、電動式)をいう。振動ベルト又は身体と接触する他の機構を利用する。身体の筋肉構造を刺激・マッサージしたり、物理療法効果を得るために用いる。病院又は施設で用いるもので、在宅用には適していない。		9	該当	160812990	その他のマッサージ器
別表第2	1006		器12 理学診療用器具	36229000	関節・脊椎マニピュレータ	カイロプラクティック療法で、関節又は脊椎の徒手整復及びマッサージのために用いる特殊な器具をいう。		9	-	160812990	その他のマッサージ器
別表第2	1007	777	器12 理学診療用器具	36560000	振動ヘッド付電動式マッサージ器	振動ヘッド(又はパッド)を備え、手に持って治療する身体部分を移動させる電動式装置をいう。振動ヘッド(又はパッド)は、様々なサイズ及び形状のものと交換可能である。身体の筋肉構造を刺激・マッサージするためにも用いる。呼吸療法及び物理療法に用いるものもある。通常、病院又は施設で用いるものであるが、医師の指導の下で在宅でも用いる。		9	該当	160812990	その他のマッサージ器
別表第3	569	963	器58 整形用器具器械	70349000	非能動型展伸・屈伸回転運動装置	上肢、下肢又は背筋等の筋強度、持続、発達又は回復のために用いる、訓練、強化、リハビリテーション用非能動型装置をいう。		1	該当	160814024	展伸・屈伸回転運動装置
別表第2	1008	778	器58 整形用器具器械	70350000	能動型展伸・屈伸回転運動装置	上肢、下肢又は背筋等の筋強度、持続、発達又は回復のために用いる、訓練、強化、リハビリテーション用能動型装置をいう。		9	該当	160814024	展伸・屈伸回転運動装置
別表第3	570	964	器58 整形用器具器械	14105001	非能動型自動牽引装置	頭部又は骨盤に装着したハーネスを用いて、身体の一部(頸椎、腰椎等)を牽引するための張力を作用させる非能動型装置をいう。通常、牽引力を調節するコントロールユニット、牽引力を伝達するモータ、ハーネスに取り付けられたコードから構成される。調節可能な延展棒は、牽引作用をするコードの角度を変化させる。椎間腔を広げるために用いる(椎間板脱出、関節突起間関節の変形性関節症・被膜炎、椎間板突出、椎間板変性		1	該当	160814040	自動間欠牽引装置
別表第2	1009	779	器58 整形用器具器械	14105002	能動型自動牽引装置	頭部又は骨盤に装着したハーネスを用いて、身体の一部(頸椎、腰椎等)を牽引するための張力を作用させる能動型装置をいう。通常、牽引力を調節するコントロールユニット、牽引力を伝達するモータ、ハーネスに取り付けられたコードから構成される。調節可能な延展棒は、牽引作用をするコードの角度を変化させる。椎間腔を広げるために用いる(椎間板脱出、関節突起間関節の変形性関節症・被膜炎、椎間板突出、椎間板変性		9	該当	160814040	自動間欠牽引装置
別表第3	571	965	器58 整形用器具器械	14106001	非能動型自動間欠牽引装置	牽引療法時に予め設定した力の最小値・最大値及び持続期間に従って、間欠モード又は周期モードで力を作用させたり緩めたりするよう設計された非能動型装置をいう。		1	該当	160814040	自動間欠牽引装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1010	780	器58 整形用器具器械	14106002	能動型自動間欠牽引装置	牽引療法時に予め設定した力の最小値・最大値及び持続期間に従って、間欠モード又は周期モードで力を作用させたり緩めたりするよう設計された能動型装置をいう。		9	該当	160814040	自動間欠牽引装置
別表第3	572	966	器58 整形用器具器械	35519001	非能動型簡易型牽引装置	治療時に変動なしで(静止)牽引力を作用させる非能動型牽引装置(頭部ホルター、骨盤ベルト、牽引副木又はハーネス、ビーム構造等)をいう。		1	該当	160814066	簡易型牽引装置
別表第2	1011	781	器58 整形用器具器械	35519002	能動型簡易型牽引装置	治療時に変動なしで(静止)牽引力を作用させる能動型牽引装置(頭部ホルター、骨盤ベルト、牽引副木又はハーネス、ビーム構造等)をいう。		9	該当	160814066	簡易型牽引装置
別表第3	573	967	器58 整形用器具器械	70351000	測定機能付自力運動訓練装置	診断治療に有用な測定値を得るために用いるリハビリテーション用訓練装置をいう。本装置は外部動力を使用しない。		1	該当	160814082	測定機能付自力運動訓練装置
別表第3	574	968	器58 整形用器具器械	17137001	非能動型手用他動運動訓練装置	筋力を使わずに、指の絶え間ない屈伸によって関節を運動させる非能動型装置をいう。		1	該当	160814109	他動運動訓練装置
別表第2	1012	782	器58 整形用器具器械	17137002	能動型手用他動運動訓練装置	筋力を使わずに、指の絶え間ない屈伸によって関節を運動させる能動型装置をいう。		9	該当	160814109	他動運動訓練装置
別表第3	575	969	器58 整形用器具器械	35977001	非能動型下肢用他動運動訓練装置	筋力を使わずに、脚の絶え間ない屈伸によって関節を運動させる非能動型装置をいう。		1	該当	160814109	他動運動訓練装置
別表第2	1013	783	器58 整形用器具器械	35977002	能動型下肢用他動運動訓練装置	筋力を使わずに、脚の絶え間ない屈伸によって関節を運動させる能動型装置をいう。		9	該当	160814109	他動運動訓練装置
別表第3	576	970	器58 整形用器具器械	35978001	非能動型上肢用他動運動訓練装置	筋力を使わずに、腕の絶え間ない屈伸によって関節を運動させる非能動型装置をいう。		1	該当	160814109	他動運動訓練装置
別表第2	1014	784	器58 整形用器具器械	35978002	能動型上肢用他動運動訓練装置	筋力を使わずに、腕の絶え間ない屈伸によって関節を運動させる能動型装置をいう。		9	該当	160814109	他動運動訓練装置
別表第3	577		器58 整形用器具器械	11634001	非能動型呼吸運動訓練装置	患者の呼吸量又は流量を表示し、患者に刺激を与えて換気を改善する非能動型装置をいう。		1	非該当	160814994	その他の運動療法用器械器具
別表第2	1015		器58 整形用器具器械	11634002	能動型呼吸運動訓練装置	患者の呼吸量又は流量を表示し、患者に刺激を与えて換気を改善する能動型装置をいう。		9	非該当	160814994	その他の運動療法用器械器具
別表第3	578		器80 はり又はきゅう器具	35207001	再使用可能な毫鍼	外科的麻酔、疼痛緩和、又は他の治療効果を促進するため、末梢神経を刺激する細長く先の尖った再使用可能な器具であって、滅菌済みを除いた器具をいう。		6-	-	160816028	毫鍼
別表第2	1016		器80 はり又はきゅう器具	35207002	単回使用毫鍼	外科的麻酔、疼痛緩和、又は他の治療効果を促進するため、末梢神経を刺激する細長く先の尖った単回使用器具であって、滅菌済みを除いた器具をいう。		6	-	160816028	毫鍼
別表第2	1017		器80 はり又はきゅう器具	34175000	滅菌済み鍼	外科的麻酔、疼痛緩和、又は他の治療効果を促進するため、末梢神経を刺激する細長く先の尖った単回使用器具であって、滅菌済みの器具をいう。		6	-	160816044	滅菌済み鍼
別表第2	1018		器80 はり又はきゅう器具	70352000	接触鍼	外科的麻酔、疼痛緩和、又は他の治療効果を促進するため、皮膚内に挿入せず、皮膚への接触によって抹消神経を刺激する再使用可能な能動的器具をいう。		6	-	160816060	接触鍼
別表第2	1019	785	器12 理学診療用器具	13763000	鍼電極低周波治療器	鍼治療のつばの刺激を目的とした電気刺激装置をいう。通常、体外型の低強度低周波数(1~100パルス/秒)パルスマルチモードジェネレータと電極から構成される。電極は皮膚に置いたり、皮膚のつばに刺した鍼に置いたりする。視覚的又は音の信号を利用してつばを感知するプローブを備えるものもある。		9	該当	160816086	針電極低周波治療器
別表第2	1020	786	器80 はり又はきゅう器具	10014000	鍼用器具キット	鍼治療に用いるパッケージ器具及び用品のキット、トレイ又はセットをいう。通常、毫鍼及び経穴探知器が含まれる。		6	該当	160816998	その他の鍼灸療法用器械器具
別表第2	1021		器12 理学診療用器具	11444000	電気ショック用電極	うつ病治療における電気ショック療法時に、患者の頭部に設置し、電気痙攣療法用刺激装置からの電荷を脳に伝達する導体神経筋電気刺激装置の1種で、射精機能を支配する神経を刺激するために用いるものをいう。通常、男性患者の直腸に挿入し、電気パルス供給装置と接続する電極プローブからなる。神経学的障害のある男性において、生殖助助として精子を得るた患者の皮膚に設置し、疼痛を緩和・消失させるため電気刺激を供給する電極をいう。		9	非該当	160899007	その他の理学療法用器械器具
別表第2	1022		器12 理学診療用器具	17912000	射精神経筋電気刺激装置	射精機能を支配する神経を刺激するために用いるものをいう。通常、男性患者の直腸に挿入し、電気パルス供給装置と接続する電極プローブからなる。神経学的障害のある男性において、生殖助助として精子を得るた患者の皮膚に設置し、疼痛を緩和・消失させるため電気刺激を供給する電極をいう。		9	非該当	160899007	その他の理学療法用器械器具
別表第2	1023		器12 理学診療用器具	35995000	経皮末梢神経電気刺激用電極	経皮末梢神経電気刺激用電極をいう。		9	非該当	160899007	その他の理学療法用器械器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1024	787	器12	理学診療用器具	70353000	電位治療器	数百から数万Vの交流、又は数百から千V程度の直流電圧を発生させ、この電圧を大地から絶縁状態にした人体に加えることにより、全体療法的な治療効果を図る装置をいう。	9	該当	160899023	電位治療器
別表第2	1025	788	器12	理学診療用器具	35046000	軟組織電気刺激装置	治療の促進を目的として、体外から損傷のある組織に刺激(通常、直流電流)を供給する電気刺激装置をいう。	9	該当	160899049	骨電気刺激癒合促進装置
別表第2	1026	789	器12	理学診療用器具	35463000	電気骨折治療器	骨の形成(骨形成)を電氣的に刺激する装置をいう。難治性骨折(骨折した骨の末端が結合していない状態)での骨移植の代替療法及び脊椎固定術の補助療法として用いられる。本品は、骨折又は固定部位周辺に弱い電流を流すか、又は電磁場(随伴する誘導電圧効果)を発生させる。骨形成刺激装置ともいう。	9	該当	160899049	骨電気刺激癒合促進装置
別表第2	1027	790	器12	理学診療用器具	36772000	卵管疎通検査用通気器	ファローピウス管(卵巣から子宮又は胎内に通じる管又は卵管)の開口を保つため、ファローピウス管にガス又は液体(卵管疎通色素検査用色素)を送入する装置をいう。	10	該当	160899065	卵管疎通診断装置
別表第1	707	196	器12	理学診療用器具	11484000	痙攣療法用脳向け電気刺激装置	体外に配置した電極を用いて脳に電流を流して痙攣(発作)を誘発することによって、うつ病を治療する装置をいう。	9-	該当	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第3	579		器12	理学診療用器具	32856000	インパクト	身体の特定位に衝撃力を伝達することを目的とした金属製の器具をいう。遠位端は組織に移行する力の位置、分布及び量を制御するような形状となっている。遠位端は、のみ様の粗い平円板型であるか解剖学的なカーブがついている。近位端はハンドルとなっており、つち又はマレットからの衝撃を吸収	1	-	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第2	1028		器12	理学診療用器具	34875000	行動療法用電気刺激装置	刺激装置の1種で、望ましくない行動特性を矯正するため、患者(腕、脚当)に無害であるが不快な電気インパルスを提供するために用いるものをいう。通常、セラピストによる嫌悪療法又は在宅臨床プログラムにおける嫌悪療法に用いる。音又は音・電気嫌悪条件付けのため、不快音による刺激を供給するもの	9	非該当	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第1	250	44	器12	理学診療用器具	35652000	横隔神経電気刺激装置	刺激装置の1種で、横隔膜をリズムカルに収縮させ、換気過小患者において呼吸を誘発するため、患者の横隔神経に電気刺激を供給するものをいう。電極を備えた植込み型受信器(患者の横隔神経周囲に配置する)と外部送信器(患者の皮膚を介して植込み型受信器に刺激パルスを送る)から構成される。	8-	該当	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第1	251	45	器12	理学診療用器具	38474000	植込み型末梢神経無痛法用電気刺激装置	刺激装置の1種で、末梢神経周囲に配置した電極から刺激を供給するものをいう。通常、受動電子回路(エネルギーが体外から誘導結合される)に接続された植込み型リード・電極システム又は全身植え込み型の自己完結刺激装置(独自のエネルギー源を有し、外部装置に固有依存がない)のいずれかである。薬物療法が望ましくないか、又は無効である場合の重度慢	8-	該当	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第3	580		器12	理学診療用器具	70354000	止血用押圧器具	血管造影、その他の診断処置終了時に、大腿部又は上腕(橈骨静脈)部のカテーテル挿入部位を圧迫止血するために用いる器具をいう。	4	-	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第2	1029	791	器12	理学診療用器具	70355000	組合せ理学療法機器	機器本体は一体構造であり、組合わせた理学療法機器によりそれぞれの治療機能を選択できる装置をいう。低周波治療器・干渉電流型低周波治療器・超音波治療器・赤外線治療器・紫外線治療器・電位治療器等による組合わせがある。	9	該当	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第1	708	197	器12	理学診療用器具	36531000	ヘリウム・ネオンレーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、基質としてヘリウム(He)とネオン(Ne)の混合ガスを利用するものをいう。ビームの可視化が容易であるため、標的の照準又は位置決めビーム(パイロット・リードビーム)として用いることもある。	9-	該当	161002000	ヘリウム・ネオンレーザー治療器
別表第1	709	198	器31	医療用焼灼器	35939000	炭酸ガスレーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、基質として炭酸ガスを利用するものをいう。いくつかの臨床分野(婦人科学、神経科学、皮膚科学等)において幅広い用途がある。	9-	該当	161006024	炭酸ガスレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	710	199	器31	医療用焼灼器	35940000	ネオジミウム・ヤグレーザー	外科処置に用いるレーザーで、基質としてネオジミウム(Nd)とイットリウム・アルミニウム・ガーネット(YAG)からなる結晶を利用するものをいう。腹腔鏡及び内視鏡的処置に幅広く用いる。特殊な形式のものが眼科において使用される。	9-	該当	161006040	ヤグレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	711	200	器31	医療用焼灼器	36150000	ネオジウム・ヤグ倍周波数レーザー	倍周波数レーザーの1種で、通常、連続モード又はパルスモードで作動し、周辺組織の損傷を最小限にしながら正確な切除、気化、光凝固を必要とする外科処置に用いるものをいう。基質としてネオジウム(Nd)及びイットリウム・アルミニウム・ガーネット(YAG)からなる結晶を利用する。特定用途のために選定した出力密度によって、手術部位の組織相互作用が決まる。		9-	該当	161006040	ヤグレーザ手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	712	201	器31	医療用焼灼器	36169000	エルビウム・ヤグレーザ	外科処置に用いるレーザーで、基質としてエルビウム/イットリウム・アルミニウム・ガーネット(YAG)を利用するものをいう。		9-	該当	161006040	ヤグレーザ手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	713	202	器31	医療用焼灼器	36170000	ホルミウム・ヤグレーザ	外科処置に用いるレーザーで、基質としてホルミウム/イットリウム・アルミニウム・ガーネット(YAG)を利用するものをいう。腹腔鏡及び内視鏡的処置に用いる。		9-	該当	161006040	ヤグレーザ手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	714	203	器31	医療用焼灼器	35938000	アルゴンレーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、基質としてアルゴンガスを利用するものをいう。いくつかの臨床分野(神経科学、耳科学、眼科学等)において用いられる。		9-	該当	161006066	アルゴンレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	715	204	器31	医療用焼灼器	36546000	ダイオードレーザー	外科処置に用いるレーザーで、基質として固体(ガリウムヒ素)を利用するものをいう。眼科等に用いられるものもある。		9-	該当	161006082	半導体レーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	716		器31	医療用焼灼器	17193000	単回使用レーザーガイド用プローブ	レーザー出力エネルギーを最終的な標的部(手術野等)に供給するために用いる単回使用のレーザー専用器具をいう。柔軟な光ファイバ製で、術者による移動及び誘導が容易である。通常、レーザー供給装置に接続する。		9-	-	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	717	205	器31	医療用焼灼器	35984000	エキシマレーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、活性基質として励起ダイマー(EXCited diMER)を利用するものをいう。最もよく利用される基質は希ガスハロゲン化物(フッ化アルゴン、塩化キセノン等)で		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	718	206	器31	医療用焼灼器	36043000	色素レーザー	外科処置に用いる液体レーザーで、強力な吸収帯をもつ有機化合物(色素)を活性媒体として用いるものをいう。発光時、色素は別の光源(別のレーザー、フラッシュランプ等)で光学的に励起させる必要がある。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	719	207	器31	医療用焼灼器	36168000	一酸化炭素レーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、基質として一酸化炭素を利用するものをいう。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	720	208	器31	医療用焼灼器	36171000	アルゴン・クリプトンレーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、基質としてアルゴン・クリプトンガスを利用するものをいう。眼科等で用いる。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	721	209	器31	医療用焼灼器	36189000	ルビーレーザー	基質としてルビーを利用するレーザーをいう。皮膚科等において用いられる。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	722	210	器31	医療用焼灼器	36203000	レーザー供給装置用導波管	自由に屈曲できるような複数の接続部がある硬性中空チューブから構成される器具をいう。本品を通してレーザー出力源から生じるレーザーエネルギーを、標的部近くに伝達する。通常、赤外線レーザーとともに使用する。標的部への最終的なレーザービームの供給のため、単回使用レーザーファイバ探触子を連結することができる。本品を通してレーザービームを屈折させるため、ジョイントはレフラクタシステムを有している。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	723	211	器31	医療用焼灼器	36238000	銅蒸気レーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、基質として銅蒸気を利用するものをいう。皮膚血管病変(ポートワイン母斑、毛細血管拡張症等)の治療のため皮膚科等で用いる。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	724	212	器31	医療用焼灼器	36288000	内視鏡用レーザーガイド	内視鏡治療時に内視鏡とともに用いる専用の装置をいう。内視鏡レーザー治療時にレーザービームをガイドしたり、方向付けするために用いる。通常、石英ファイバ製である。通常、レーザー供給アームに接続する。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	725	213	器31	医療用焼灼器	36301000	色素・アレキサンドライトレーザー	外科処置に用いる液体レーザーで、基質として色素・アレキサンドライトを利用するものをいう。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	726	214	器31 医療用焼灼器	36532000	クリプトンレーザー	基質としてクリプトン(Kr)を利用するガスレーザーをいう。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	727	215	器31 医療用焼灼器	37051000	ヘリウム・カドミウムレーザー	外科処置に用いるガスレーザーで、基質としてヘリウム(He)とカドミウム(Cd)の混合ガスを利用するものをいう。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	728	216	器31 医療用焼灼器	37202000	KTPレーザー	外科処置に用いるレーザーで、基質としてカリウム・チタン・リン酸(KTP)結晶を利用するものをいう。ネオジウム/イットリウム・アルミニウム・ガーネット源から発生する(YAG)赤外線ビームがKTP結晶内を通過し、一部の赤外光がスペクトルの緑色域の可視光に変換される。いくつかの臨床分野(神経科学、耳科学、眼科学、皮膚科学等)において用いられる。		9-	該当	161006994	その他のレーザー手術装置及びレーザーコアグレータ
別表第1	729	217	器12 理学診療用器具	36185000	レーザー供給装置用光ファイバ	可視及び近赤外波長のレーザーエネルギーの供給に用いる軟性光ファイバケーブルをいう。本品によって、レーザー出力を標的部の近くに伝達できる。標的部への最終的なレーザービームの供給のため、単回使用レーザーファイバ探触子を連結することができる。		9-	該当	161099006	その他のレーザー治療器及び手術用機器
別表第1	730	218	器12 理学診療用器具	36775000	皮膚レーザースキャナ	適当なレーザーから発生するレーザービームが、広い範囲に均一にスキャンする装置をいう。レーザービームは、一度に非常に小さい病巣に強く集中するため、広い領域を治療するには標的領域全体にビームを往復させて走査するスキャナを用いる必要がある。本品は母斑、色素沈着、刺青等の除去に用いる。		9-	該当	161099006	その他のレーザー治療器及び手術用機器
別表第1	731	219	器12 理学診療用器具	41707000	レーザー供給装置用ホルダ	レーザー供給装置とともに用い、レーザー操作時にレーザー供給装置を支持する装置をいう。本品は、最終レーザービーム出力の位置決めを支援し、望ましくない偶発的な移動を防止し、安全性を向上させるものである。		9-	該当	161099006	その他のレーザー治療器及び手術用機器
別表第1	732	220	器31 医療用焼灼器	70356000	罹患象牙質除去機能付レーザー	炭酸ガスレーザー部と、炭化した歯質を除去する歯面清掃器との機能を併せもつ歯科用機器で、口腔内軟組織の蒸散・切除及び罹患象牙質(C2のみ)の凝固・炭化のために用いるものをいう。		9-	該当	161099006	その他のレーザー治療器及び手術用機器
別表第1	733	221	器29 電気手術器	11490000	汎用電気手術ユニット	高周波を用いて組織を切除/焼灼したり、切開/創傷部を凝固させるために用いるユニットをいう。その高周波は、アクティブとニュートラルな電極の間か、又はアクティブな電極の双方の間で患者の体に向けられる。組織の破壊に伴う電気手術の熱効果は、電気焼灼機器と同じように、熱よりも高周波又は高密度波に対する組織の抵抗によってもたらされる。通常、外科的電気手術器ジェネレータの出力端末と電気手術効果を得る患者との間の電気接続を確立するための導体をいう(ケーブルとともに用いることもある)。患者の身体に固定する(通常、全面の接触が特定の処置に最適である部位)。		9-	該当	161202002	電気手術器
別表第1	734		器29 電気手術器	11500000	リターンアラーム付対極板	電気手術器と対極板(電流漏れの疑いがある電極)の間の対極板ケーブルの遮断の検出のため、電気手術器とともに用いる装置をいう。本品は、特殊な形式の患者回路安全性モニターとして機能し、設定した安全性の限度を超えた場合に警告を発する。最新の電気手術器にはこの機能が内蔵されているため、旧来の技術を反映していることがある。		9-	非該当	161202002	電気手術器
別表第1	735	222	器29 電気手術器	35632000	対極板断線アラーム付電気手術器	電気手術器と対極板(電流漏れの疑いがある電極)の間の対極板ケーブルの遮断の検出のため、電気手術器とともに用いる装置をいう。本品は、特殊な形式の患者回路安全性モニターとして機能し、設定した安全性の限度を超えた場合に警告を発する。最新の電気手術器にはこの機能が内蔵されているため、旧来の技術を反映していることがある。		9-	該当	161202002	電気手術器
別表第1	736	223	器29 電気手術器	36154000	アルゴンガス供給電気手術器	電気手術器にアルゴンガスを供給するユニットをいう。接続した電気メスのアクティブ電極を経て供給されるアルゴンガスは、切開凝固時の術部周囲の酸化を防止する保護層を形成し、また、これにより清浄な組織表面が得られる。本品は、架台に組み込み、電気手術器と接続することによって、両システムの一		9-	該当	161202002	電気手術器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	737	224	器29	電気手術器	36155000	アルゴン強化電気手術器	アルゴンガスの供給のために、あるシステム(通常、個別の運搬台車に収納されているか、ESUジェネレータの筐体に内蔵されている)を備える単極(モノポーラ)の電気手術器(ESU)をいう。電気手術電流によって、組織の炭化を減少させ、大きな出血面(毛細血管床等)を迅速かつ均一に凝固させる。アルゴン供給用のイオン化チャンネル(アーク)が形成される。外科的ジ		9-	該当	161202002	電気手術器
別表第1	738	225	器29	電気手術器	36273000	機械振動電気手術器	高周波電流を流すことによって手術時に身体の軟組織の切断及び凝固に用いる電気手術器をいう。高周波エネルギーは、切断器具の先端にたる2つの刃先の機械振動に変換される。この刃先は極めて高い周波数の機械運動で振動し、組織のコラーゲン分子を切断・崩壊させる。このためコラーゲンの振動及び変性が生じ、凝塊が生成する。この機械運動は超音波エネルギー源として発生させることもできる。		9-	該当	161202002	電気手術器
別表第1	739	226	器31	医療用焼灼器	35029000	電池電源式焼灼器	止血、表層皮膚病変の治療、小手術(いぼの除去等)に用いる電池電源式の装置をいう。電気を利用するが、患者に電流が流れるのではなく、切断器具の先端又はワイヤループが加熱される。先端の温度制御のため、サーモカップラが内蔵されている。		9-	該当	161204006	焼灼器
別表第1	740	227	器31	医療用焼灼器	35030000	ライン電源式焼灼器	電気で加熱されるプローブ又は刃を利用して、組織を切断又は凝固するために設計されたライン電源式装置をいう。患者に電流が流れるのではなく、切断器具の先端が加熱される。患者の体液喪失を防止し、手術野が観察しやすくなる。いぼ又は表層皮膚病変の除去等に用いる。適切な内視鏡を介した消化器ポリープの除去、避妊術時の卵管結紮等のため内視鏡治療装置		9-	該当	161204006	焼灼器
別表第1	741		器31	医療用焼灼器	41645000	眼科用電気手術器	眼科領域の手術時に眼組織とその周辺組織の切断と凝固に用いる専用の電気手術器をいう。例えば、高周波電流を利用するものがある。高度の安全性を確保するため、エネルギー源はこの用途に適した強度に制限されている。		9-	非該当	161204006	焼灼器
別表第1	742	228	器29	電気手術器	17596000	水晶体乳化術白内障摘出ユニット	白内障手術において、超音波乳化吸引術により水晶体を除去するために、接続するプローブに超音波エネルギーを送達することを目的とした眼科用器具をいう。		6-	該当	161206000	マイクロ波手術器
別表第1	743	229	器29	電気手術器	70357000	マイクロ波メス	マイクロ波を利用して、生体組織を切除(部分切除)、止血、凝固させるために用いる装置をいう。通常、一般的な外科処置(外科、IR、婦人科、泌尿器科、肛門科等)に用いる。		9-	該当	161206000	マイクロ波手術器
別表第1	744	230	器12	理学診療用器具	36540000	超音波ナイフ	超音波エネルギーを利用して腫瘍などの軟部組織を切開する手術器具をいう。切開部に水洗及び吸引用の液体を供給することにより手術領域を清潔に保ち、破片を除去することができ		9-	該当	161208004	超音波手術器
別表第1	745	231	器12	理学診療用器具	37776000	超音波吸引器	機械的超音波振動を利用し、灌流と吸引を組み合わせることによって身体の様々な部分から含水率の高い軟組織及び腫瘍を粉碎・除去する装置をいう。神経手術、一般手術、婦人科及び整形外科処置の間に用いる。		11-	該当	161208004	超音波手術器
別表第1	746	232	器31	医療用焼灼器	11067000	汎用冷凍手術ユニット	凍結剤の直接供給か、又は凍結剤で冷却したプローブとの間接的接触によって、標的組織の熱放散のため、気体又は液体の冷媒を供給するユニットをいう。通常、一般的な外科処置(皮膚科、口腔手術、婦人科、泌尿器科、耳鼻咽喉科、肛門科等)		9-	該当	161210001	冷凍手術器
別表第1	747	233	器31	医療用焼灼器	11068000	眼科用冷凍手術ユニット	凍結剤を直接適用するか極低温プローブと間接的に接触させることにより標的組織を冷却するために、ガス又は液体冷媒を適用し水晶体摘出などの眼科手術に用いる眼科機器をいう。		6-	該当	161210001	冷凍手術器
別表第3	581		器25	医療用鏡	32692000	双眼ルーペ	外科処置時に術者が装着する眼鏡に取り付けるレンズから成るシステムをいう。小型望遠鏡として機能し、作業野の拡大像が得られる。観察野に直接光を供給する外部光源と接続するこ		1	非該当	161212005	手術用顕微鏡
別表第3	582	971	器25	医療用鏡	36354000	手術用顕微鏡	治療、検査及び主として外科処置に用いる光学顕微鏡をいう。例えば、天井又は移動式の専用フロアマウントに取り付けられているものがある。眼科手術、脳外科手術、一般手術等の様々な専門領域用のものがある。		12	該当	161212005	手術用顕微鏡

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	583	972	器25 医療用鏡	37294000	顕微鏡付属品	顕微鏡とともに使用し、顕微鏡の機能を追加することを目的とした機器をいう。顕微鏡の種類及び型式に関係なく、全ての付属品が本機器群に該当する。		12	該当	161212005	手術用顕微鏡
別表第2	1030		器29 電気手術器	11179000	電動式植皮刀	小さな損傷皮膚を除去したり、皮膚グラフトするために、ドナーの皮膚を薄くスライス切りするために用いる電動式外科用器具をいう。この目的のために、その器具は、専用の刃が必要		11	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1031		器29 電気手術器	12222002	電動式ケラトーム	角膜を切開するために用いる電動式の眼科手術用機器をいう。		6	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1032		器29 電気手術器	14148002	電動式角膜トレビン	円筒型で角膜組織の輪状片(角膜ボタン)の切断及び除去を目的とした刃先をもつ電動式眼科手術用機器をいう。例えば、非移植者に移植するために死体から健常組織を採取することがあり、この場合には移植片を受け入れるために異常を来した角膜を切断及び除去する。		6	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1033	792	器29 電気手術器	14386000	硝子体切除ユニット	硝子体を部分切除する眼科手術に用いる機器をいう。例えば、不必要な物質を切除(少しずつ取り除く)し、きわめて繊細な吸引により破片を除去するために用いる切断用ハンドピース(通常、振動ナイフ)をコントロールするものがある。		11	該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1034	793	器29 電気手術器	34125000	硝子体切除ユニット カッタハンドピース	眼科手術時に眼から硝子体を切除するために親装置とともに用いる器具をいう。例えば、ケーブルによって親装置から制御される振動ナイフ(ニブラー)がある。		11	該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第3	584		器29 電気手術器	35043000	電気手術電極ホルダ	作動中のハンドコントロール型電気手術電極(ペンシル電極)を、手術中の非使用時に収納する用具をいう。		1	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第1	748		器29 電気手術器	35044000	単回使用ハンドコントロール式電気手術器用アクティブ電極	電気手術器ジェネレータの出力端末と電気手術効果を得る患者との間の電気接続を確立するための導体をいう(ケーブルとともに用いることもある)。本品の電源スイッチは電極の主要部であり、術者の手で操作することができる。通常、ペン型又は鉛筆型で、これらのいずれかで呼ばれることが多い。本品は単回		9-	-	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1035		器29 電気手術器	36077000	自動経皮椎間板切除システム	経皮的(皮膚を経て)に腰椎椎間板から髄核を除去する自動システムをいう。ヌクレオトームを繰り返し挿入することなくワンステップで髄核を切除及び吸引するために用いる。椎間板切除手術の代替療法となる。通常、局所麻酔下で実施する。		6	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1036		器29 電気手術器	36136000	止血ナイフ	切断用の手術器具で、刃を電流で加熱することができることを除いては手術用メスと外観が似ているものをいう。刃から組織に直接熱を伝達することにより止血する。熱エネルギーを利用するため、接地パッドを必要としない。		9	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1037		器29 電気手術器	37485000	脱毛器用ピンセット電極	脱毛器とともに使用するピンセット型の電極をいう。脱毛のため親機から毛幹付近に電流を流すことによって、真皮毛乳頭を破壊するのに用いる。本品は再使用可能である。		9	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第2	1038		器29 電気手術器	38798000	再使用可能な脱毛器用針電極	脱毛器とともに使用する針型の電極をいう。親機から毛幹付近、皮下及び真皮乳頭に電流を流すことによって、真皮毛乳頭を破壊するのに用いる。本品は再使用可能である。		9	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第1	749		器29 電気手術器	42552000	再使用可能なハンドコントロール式電気手術器用アクティブ電極	電気手術器ジェネレータの出力端末と電気手術効果を得る患者との間の電気接続を確立するための導体をいう(ケーブルとともに用いることもある)。本品の電源スイッチは電極の主要部であり、術者の手で操作することができる。通常、ペン型又は鉛筆型で、これらのいずれかで呼ばれることが多い。本品は再使		9-	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置
別表第1	750		器29 電気手術器	42553000	再使用可能なフットコントロール式電気手術器用アクティブ電極	電気手術器ジェネレータの出力端末と電気手術効果を得る患者との間の電気接続を確立するための導体をいう(ケーブルとともに用いることもある)。本品の電源スイッチはフットペダルに組み込まれており、足でペダルを踏むことによって電気手術器による切断機構を調節することができる。通常、ペン型、鉛筆型、はさみ型、ナイフ型又は鑷子型で、これらのいずれかで呼ばれることが多い。本品は再使用可能である。		9-	非該当	161299008	その他の手術用電気機器及び関連装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	751		器12 理学診療用器具	32531000	高周波病变プローブ	高周波(RF)病变ジェネレータに接続し、治療用病变を発生させたい神経系内の特定の部位にRFエネルギーを供給する器具を		9-	非該当	161402004	マイクロ波ハイパーサーミア装置
別表第1	752	234	器12 理学診療用器具	35156000	高周波病变ジェネレータ	治療用病变を発生させることを目的として、制御された方法で温度を上昇させるため、体内の神経に高周波電流(無線周波数)を供給する装置をいう。本品に先端に電極及び温度感知素子を備えた専用のプローブを接続し、処置部にエネルギーを供給する。脳等の敏感な部分に用いることもある。		9-	該当	161402004	マイクロ波ハイパーサーミア装置
別表第1	753	235	器12 理学診療用器具	40783000	マイクロ波ハイパーサーミアシステム	悪性腫瘍、良性腫瘍、その他の疾患の治療のため、高温を発生させ、身体への供給を制御するために用いるシステムをいう。通常、コンピュータ制御されており、マイクロ波エネルギー源を利用して全身、組織又は臓器内の局所の加熱を行う。患者に与えるエネルギーは、体外に取り付けられたコンポーネント、又は単独で局所に内視鏡的、外科的な手法で挿入したカテーテル型、プローブ型のアプリケーションから供給する。		9-	該当	161402004	マイクロ波ハイパーサーミア装置
別表第1	754	236	器12 理学診療用器具	40782000	高周波式ハイパーサーミアシステム	悪性腫瘍、良性腫瘍、又は他の疾患の治療のため、高温を発生させ、身体への供給を制御するために用いるシステムをいう。通常、コンピュータにより制御されており、高周波(RF)エネルギー源を使用することにより全身、組織又は臓器内の局所の加熱を行う。患者に与えるエネルギーは、体外に取り付けられたコンポーネント、又は単独で局所に内視鏡的、外科的な手法で挿入したカテーテル型、プローブ型のアプリケーションから供給する。		9-	該当	161404008	短波ハイパーサーミア装置
別表第1	755	237	器12 理学診療用器具	40781000	超音波式ハイパーサーミアシステム	悪性腫瘍、良性腫瘍、又はその他の疾患の治療のため、高温(43℃を超える温度)を発生させ、身体への供給を制御するために用いるシステムをいう。通常、コンピュータ制御されており、超音波エネルギー源を使用して全身、組織又は臓器内の局所の加熱を行う。患者に与えるエネルギーは、体外に取り付けられたコンポーネント、又は内視鏡的、外科的な手法で局所に挿入された変換器付きカテーテルやプローブから供給する。USシアテムシステムと異なり、超音波式ハイパーサーミアシステムは		9-	該当	161499000	その他のハイパーサーミア装置
別表第1	756	238	器12 理学診療用器具	40784000	液体加熱ハイパーサーミアシステム	悪性腫瘍、良性腫瘍、又は他の疾患の治療として、全身又は局所の加熱効果を得ることを目的として、高温の液体を発生させ、ベスト、マットレス、ジャケット、バンド、パッド、ボディラップ、カテーテル、プローブ、その他の装置内での循環を制御するシステムをいう。通常、コンピュータ制御されており、非標的組織に対する作用を制限しながら、制御された方法で全身、局所組織又は臓器の温度を43℃以上に上昇させることによって根治療法又は緩和療法等を行うために用いる。		9-	該当	161499000	その他のハイパーサーミア装置
別表第1	757	239	器12 理学診療用器具	40785000	コンビネーション型ハイパーサーミアシステム	悪性腫瘍、良性腫瘍、又は他の疾患の治療のため、高温(43℃を超える温度)を発生させ、身体への供給を制御するために用いるシステムをいう。通常、コンピュータにより制御されており、超音波、高周波(RF)、マイクロ波、加熱された循環流体などの2つ以上のエネルギー源を(又は個別に)使用することにより、全身、局所組織又は臓器内の局所の加熱を行う。患者に与えるエネルギーは、体外に取り付けられたコンポーネント、又は内視鏡的、外科的な手法で局所に挿入したカテーテル型、プローブ型のアプリケーションから供給する。		9-	該当	161499000	その他のハイパーサーミア装置
別表第2	1039		器12 理学診療用器具	42454000	単回使用直腸前立腺肥大症用ハイパーサーミア装置カテーテル	マイクロ波前立腺肥大症用ハイパーサーミア装置又は前立腺肥大症用ハイパーサーミア装置冷却器とともに使用する専用のカテーテルをいう。主装置又は個別の冷却ユニットから冷却媒体(水等)を供給して前立腺周囲組織を冷却する。本品は経直腸的に挿入する。本品は単回使用である。		5-	-	161499000	その他のハイパーサーミア装置
別表第1	758	240	器12 理学診療用器具	36037000	体内挿入式レーザー結石破碎装置	特殊な尿管鏡、レーザー抵抗性カテーテル、専用レーザー(現在、色素媒体の緑色光)等から成るシステムをいう。尿管結石の破碎に用いる。レーザーエネルギーを結石に照射して結石を破碎する。破碎した結石は、後に強制的に除去されたり、自然に排泄		9-	該当	161602022	レーザー結石破碎装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称	
別表第1	759	241	器12	理学診療用器具	35712000	体内挿入式超音波結石破碎装置	オペレーティングシース、腎盂鏡又は尿管腎臓鏡、超音波結石破碎プローブからなる硬性の管状器具から構成されるシステムをいう。結石破碎プローブは、超音波トランスデューサと鋼製プローブからなる。超音波トランスデューサは、音波を水平及び垂直方向の振動に変換する。この振動は、結石に接触させた中空プローブに沿って伝播し、機械振動によって結石が破碎される。プローブは吸引ポンプに接続することができ、結石片はブ		9-	該当	161602048	超音波結石破碎装置
別表第1	760	242	器12	理学診療用器具	35711000	体内挿入式電気水圧衝撃波結石破碎装置	プラズマ誘導衝撃波を利用して腎臓、尿管、膀胱にみられる結石を粉碎する装置をいう。通常、プローブに生理食塩液を灌流しながら、エネルギーパルスで結石の中心部に発射する、ジェネレータ駆動プローブからなる。発生するプラズマバブルによって水圧衝撃（気泡が割れるときに生じる衝撃波）が生じ、結石がいくつかの破片に破碎される。この破片は、手術器具（把持器、ストーンバスケット等）を用いて除去することができる。		9-	該当	161602064	電気水圧衝撃波結石破碎装置
別表第1	761	243	器12	理学診療用器具	70358000	圧縮波結石破碎装置	空気圧縮した先端部を連続的に稼働させることにより衝撃波を発生させ、対象の結石を破碎する装置をいう。		9-	該当	161602080	圧縮波結石破碎装置
別表第1	762	244	器12	理学診療用器具	70359000	微小火薬挿入式結石破碎装置	装置の体内挿入部の先端に結石破碎用ピンハンマーを装備し、その後部にある微小火薬を爆発させることによってピンハンマーを作動させ、結石を破碎する装置をいう。		9-	該当	161602107	微小火薬挿入式結石破碎装置
別表第1	763	245	器12	理学診療用器具	32070000	腎臓ウォータージェットカテーテルシステム	カテーテルから加圧下で水を注入することによって腎盂の深部から結石を取り除くために用いるシステムをいう。腎結石の外科的除去に用いる。		9-	該当	161602992	その他の体内式結石破碎装置
別表第1	764	246	器12	理学診療用器具	70360000	体内挿入式結石穿孔破碎装置	装置先端部に結石破碎用ドリルを装備し、このドリルで結石に穴を開けて結石を穿孔破碎する装置をいう。通常、体内に挿入した硬性内視鏡に装置の破碎用ドリル部を通して、膀胱結石や腎尿管結石に誘導し、ドリル部を回転させ結石を穿孔破碎する。ドリル部は細く長い、回転による振れがない。結石の形状、硬さに応じてドリルの交換が可能である。破片は強制的に除去するか、後で自然に排泄される。		9-	該当	161602992	その他の体内式結石破碎装置
別表第1	765	247	器12	理学診療用器具	70361000	X線透視型体内挿入式結石機械破碎装置	装置の体内挿入部先端に結石破碎用ピンハンマーを装備し、このピンハンマーの突出衝撃により結石を破碎する装置をいう。通常、腰椎麻酔下で装置のピンハンマー型作動部を、尿道より挿入した硬性内視鏡を通して尿管内の結石に誘導し、ピンハンマー型作動部の作動によりピンハンマーが突出し結石を破碎する。ピンハンマー型作動部の結石への誘導及び作動はX線透視下で行う。ピンハンマー型作動部は内部に微量の火薬類が充填されているので、この火薬類の発破によりピンハンマーは突出し、その衝撃により結石は破碎される。破碎された		9-	該当	161602992	その他の体内式結石破碎装置
別表第1	766	248	器12	理学診療用器具	36032000	体外式結石破碎装置	体内で形成された結石を断片化・粉碎するため、体外から非侵襲的衝撃波を送る装置をいう。この技術は体外衝撃波碎石術(ESWL)という。水中電極(焦点(結石部))に向けて衝撃波を発射する)や、加圧水入りシリンダ等と衝撃波ジェネレータ(結石を崩壊させるため集束する衝撃波を用いる)を用いる方法等の手法が用いられることもある。通常、シリンダが患者の皮膚に接触するクッション付きの処置台から突出するよう構成されている。生成する砂状の破片は、自然排泄時に体内から消失す		9-	該当	161604000	体外式衝撃波結石破碎装置
別表第3	585		器12	理学診療用器具	17230000	再使用可能な止血帯	再使用することを目的としたバンド状の用具で、上下肢(腕又は脚)に装着して、循環の抑制及び遠位部への正常血流又は遠位部からの正常血流を遮断するものをいう。加圧を調節する止血帯とともに用いる。カフは、通常、2つの部分から構成され、加圧部位を変化させることができる。		1	-	169900001	その他の治療用又は手術用機器
別表第1	767	249	器31	医療用焼灼器	34862000	蒸気焼灼器	血管に過熱蒸気を直接供給することによって止血に用いる装置をいう。通常、非悪性の子宮病変に用いる。		9-	該当	169900001	その他の治療用又は手術用機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第1	768		器12 理学診療用器具	36961000	水圧式ナイフ	身体組織を切開するための高圧水噴射技術を利用した手術器具をいう。硬い弾性の構造を損傷することなく低圧で軟部組織を切開する等、きわめて繊細かつ正確に切断することができる。手術部位をはっきり見えるようにし、構造を水洗することができる。熱傷皮膚又は悪性組織の治療、腫瘍又は静脈瘤の切除など用途が多く、標準内視鏡とともに用いる場合もある。		9-	非該当	169900001	その他の治療用又は手術用機器
別表第1	769		器12 理学診療用器具	37570000	水圧式ナイフハンドピース	ウォータージェット切開器の切断用ハンドピースとして用いる専用の手術器具をいう。外科医が持ち、切断用器具として用い		9-	非該当	169900001	その他の治療用又は手術用機器
別表第1	770	250	器12 理学診療用器具	38678000	手術用ロボット手術ユニット	正確な骨及び軟組織のモデリング又は軟組織の除去(膝関節全置換術等)の補助具として、手術時に外科医を支援する装置をいう。本品によって、人工装具の正確性と再現性のために確実に骨を切断することができる。本品はコンピュータ技術に基づいており、通常、術者用コンソール及び器具操作用のアームから構成される。コンピュータへの入力には通常、以前のCT又はMRIスキャンが用いられる。外科医の訓練補助装置としても用いる。関連のある専門領域には、神経手術、脊椎手術、整形		9-	該当	169900001	その他の治療用又は手術用機器
別表第1	771	251	器12 理学診療用器具	38723000	手術用ロボットナビゲーションユニット	ナビゲーション(例えば、脊椎手術における椎弓根スクリーウの配置等)のために、手術時に用いる装置をいう。本品はコンピュータ技術に基づいており、術者用コンソール、画像処理解析装置等から構成される。また手術器械の追跡に用いる位置検出装置も接続されている。コンピュータに入力される情報には、通常、CT又はMRI、超音波、透視X線、解剖学的ランドマークが用いられるが、術前画像を用いない場合もある。それらの情報から得られた空間座標をテンプレートとして用い、手術器械とその角度がわかる正確な三次元像を得るため、ロケーションポイントを読み取ることによって手術器械を追跡する。外科医		9-	該当	169900001	その他の治療用又は手術用機器
別表第3	586		器25 医療用鏡	31776000	歯鏡	口腔内診査又は圧排のために用いる歯科用器具で、通常、ミラーヘッド及びハンドルからなるものをいう。		5-	-	180202027	歯鏡及び歯鏡柄
別表第3	587		器64 歯科用探針	31848000	歯周ポケットプローブ	歯周疾患の進行を観察するため、歯周ポケットの深さを測定するために用いる歯科用器具をいう。		5-	-	180202043	歯科用探針及び歯周ポケット探針
別表第3	588		器64 歯科用探針	35812000	歯科用探針	歯科診療で触診等に用いる手持型の器具(プローブ)をいう。軸の先端の細い作業部分は用途に応じて針状又は鉤型のもの、又は鈍的形狀のものがある。		5-	-	180202043	歯科用探針及び歯周ポケット探針
別表第3	589		器47 注射針及び穿刺針	70362000	歯科用貼薬針	歯周ポケット内の貼薬を行う器具をいう。		5-	-	180202069	歯科用貼薬針
別表第3	590		器67 歯科用防湿器	15712000	歯科用ラバーダムクランプ	露出させた歯の歯頸部にラバーダムを押さえつけるために用いる、頬側及び舌側の羽根又は輪縁を備えた歯科用器具をいう。		5-	-	180202085	歯科防湿用器具
別表第3	591		器67 歯科用防湿器	31849000	歯科用ラバーダムフレーム	術野に到達しやすくするためにラバーダムを延伸した状態で保持する柔軟なフレームをいう。		1	非該当	180202085	歯科防湿用器具
別表第3	592		器67 歯科用防湿器	35553000	歯科用ラバーダムパンチ	ラバーダムに様々なサイズの孔を開けるために用いる歯科用器具をいう。		1	非該当	180202085	歯科防湿用器具
別表第3	593		器67 歯科用防湿器	35851000	歯科用ラバーダムクランプ鉗子	ラバーダムクランプの適用及び除去に用いる歯科用器具をいう。		5-	非該当	180202085	歯科防湿用器具
別表第3	594		器65 歯科用充填器	16460000	歯科用アマルガム充填器	アマルガムを充填するために用いる手用式の歯科用器具をいう。端面が平滑のものど鋸歯状のものがあり、全体的には直線及び曲線状のものがある。		5-	-	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具
別表第3	595		器65 歯科用充填器	35696000	歯科用アマルガムキャリア	塑性状態のアマルガムを収集、運搬するほか、準備の整った腔(形成済みの窩洞)に充填するために特別に設計された歯科用器具をいう。		5-	非該当	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具
別表第3	596		器65 歯科用充填器	35785000	歯科用練成充填物パーニッシャ	作業端が平滑又はうね模様面となっている回転式歯科用器具で、光沢のある平滑な金属研磨面を得るため、冷間加工、又は窩縁隅角を薄い辺縁部に展延させるために用いるものをいう。摩擦により金属製修復物の表面を磨くためにも用いる。		5-	-	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	597	器65	歯科用充填器	35793000	歯科用アマルガム形成器	歯科用修復物の解剖学的形状を作製し、完全に整えるために用いる歯科用器具をいう。アマルガムの仕上げを平滑にするために用いる。		5-	-	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具
別表第3	598	器65	歯科用充填器	35794000	歯科用ワックス形成器	ワックスパターンを彫刻するために用いる歯科用器具をいう。通常、様々なサイズ及び形状の鈍な刃先をもち、ワックスパターン成形時にワックスを軟化させるために加熱することができ		1	-	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具
別表第3	599	器65	歯科用充填器	38782000	歯科用充填・修復材補助器具	口腔内で充填材又は修復材を適用するために用いる歯科器具をいう。本品は単回使用である。充填材料と直接接触する再使用可能な器具及び外部エネルギーにより機能する機器を除く。		5-	-	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具
別表第3	600	器65	歯科用充填器	41861000	歯科用練成充填形成器	切断、掻き取り又は削り取りにより、練成充填材料の表面の輪郭研削を目的とした刃又は爪をもつ歯科用器具をいう。		5-	-	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具
別表第3	601	器65	歯科用充填器	42395000	歯科用オートマチックマレット	金箔を充填したり、インレーを詰めるために用いる、パワー調節可能な手動式のパネ式器具をいう。		5-	非該当	180202102	歯科用輸送、充填及び形成器具
別表第3	602	器66	歯科用練成器	38530000	歯科用練成へら	軟かい状態の充填物を練和するために用いる器具をいう。		1	-	180202128	歯科用練成器具
別表第3	603	器66	歯科用練成器	70363000	歯科用練成器具	歯科材料(印象材料、セメントなど)を練和又は混和する器具をいう。注入機能を有することがある。印象材料練和器及びセメント練成器を含む。へら状の器具を除く。		1	-	180202128	歯科用練成器具
別表第3	604	器62	歯科用切削器	31904000	歯科用キュレット	作業端がスプーン状の歯科用器具で、組織を掻爬するために用いるものをいう。		6-	-	180202144	歯科用スケーラ及びキュレット
別表第3	605	器62	歯科用切削器	31908000	歯周用ホー	軸に向かって直角に小さな刃をもつ歯科手術器具で、引く動作で動かすものをいう。		6-	-	180202144	歯科用スケーラ及びキュレット
別表第3	606	器62	歯科用切削器	35320000	歯科用スケーラ	口腔内清掃及び歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去するために用いる歯科手術器具をいう。		6-	-	180202144	歯科用スケーラ及びキュレット
別表第3	607	器62	歯科用切削器	41660000	歯周用キュレット	多くは丸みを帯び、凹面に研磨された鋭利な刃をもち、横断面が半円形の歯科用器具で、歯周ポケット及び根面の掻爬に用いるものをいう。		6-	-	180202144	歯科用スケーラ及びキュレット
別表第3	608	器62	歯科用切削器	35811000	歯科用エキスカベータ	歯の齶蝕象牙質の切断及び除去のために用いる、カーブのついた切刃をもつ手持型歯科用器具をいう。		6-	-	180202160	歯科用スプーンエキスカベータ及びチゼル
別表第3	609	器52	医療用拡張器	42340000	歯間分離器	隣接する歯を通常の接触状態から動かすために用いる歯科用器具をいう。		5-	非該当	180202997	その他の歯科用鋼製器具
別表第3	610	器67	歯科用防湿器	11155000	歯科用ラバーダム	歯科治療中に口腔内で手術野を隔離するため、パンチで穴をあけ、歯牙に被せるラテックスゴム製シートをいう。		5-	-	180204021	ラバーダムシート
別表第3	611	器68	印象採得又は咬合採得用器具	16350000	歯科印象採得用トレー	印象採得時に、印象材を盛り、保持し、圧接するために用いる器具をいう。		5-	-	180206025	歯科印象採得用トレー
別表第3	612	器68	印象採得又は咬合採得用器具	35860000	歯科印象材用シリンジ	印象トレーに各種印象材料を注入するために用いる歯科用注射筒をいう。		5-	非該当	180206995	その他の歯科用印象採得器具
別表第3	613	器42	医療用剥離子	70364000	歯科用起子及び剥離子	口腔内手術で骨膜、粘膜等の組織の剥離に用いる器具をいう。ただし、電動式のものを除く。		6-	非該当	180208029	歯科用起子及び剥離子
別表第3	614	器45	医療用てこ	16480000	歯科用エレベータ	抜歯又は歯根除去のために用いる、てこ様の形状の歯科用器具をいう。		6-	非該当	180208045	歯科用てこ及びエレベータ
別表第3	615	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	16668000	歯科用カーバイドバー	タンガステンカーバイド製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。		6-	-	180210026	歯科用バー
別表第3	616	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	16669000	歯科用スチールバー	歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる炭素鋼製の回転式研削器具をいう。歯科加工物を作製する材料となる金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。		6-	-	180210026	歯科用バー
別表第3	617	器09	歯科用研削材料	16670000	歯科用ダイヤモンドバー	微細なダイヤモンド結晶で砥着されたスチール製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、歯牙、骨等の硬組織を研削するために用いる回転式の研削器具をいう。金属、プラスチック、陶材、及び同様の材料の研削に用いることもできる。		6-	-	180210026	歯科用バー

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	618		器49 医療用穿孔器、穿削器、穿孔器	70365000	歯科用プラスチックバー	プラスチック製の作業部をもち、歯科用ハンドピースに装着し、特に軟化象牙質を研削するために用いる回転式研削器具をいう。		6-	-	180210026	歯科用バー
別表第3	619		器49 医療用穿孔器、穿削器、穿孔器	31875000	歯科用根管リーマ	サイドカットによる根管の創傷清拭又は拡大のために用いる回転式歯科用手用器具をいう。		6-	-	180210042	歯科用リーマ
別表第3	620		器49 医療用穿孔器、穿削器、穿孔器	31876000	歯科用リーマ	根管へのアクセスを得るほか、根管開口部を拡大するために用いる歯科用器具をいう。		6-	-	180210042	歯科用リーマ
別表第3	621		器49 医療用穿孔器、穿削器、穿孔器	31878000	歯科用ファイルラスタブ	縦方向に動かした場合に切断又は研磨により根管を拡大し、その壁を平滑にするために用いる作業部分をもつ歯科用器具をいう。		6-	-	180210068	歯科用ファイル
別表第3	622		器49 医療用穿孔器、穿削器、穿孔器	41878000	歯科用根管ラスタブ	作業部分に機械加工した鋭い突起をもつ根管器具をいう。研磨による根管の拡大に用いる。		6-	-	180210068	歯科用ファイル
別表第3	623		器63 歯科用ブローチ	41865000	歯科用ブローチ	先端の作業部が平滑で、断面が円形又は多角形の歯科用器具をいう。根管の探索に用いる。		6-	-	180210084	歯科用ブローチ及びブローチホルダ
別表第3	624		器63 歯科用ブローチ	42334000	歯科用根管アプリケーションケーター	断面が円形で先端の作業部が粗面になっている先鋭の歯科用器具をいう。根管に挿入する脱脂綿又は液体を保持することを目的としている。		6-	-	180210084	歯科用ブローチ及びブローチホルダ
別表第3	625		器63 歯科用ブローチ	35784000	歯科用クレンザ	根管に穴を形成・拡大したり、又は抜髄を行うために用いる先細で刃付きの長い歯科用切断器具をいう。		6-	-	180210101	歯科用クレンザ
別表第3	626		器49 医療用穿孔器、穿削器、穿孔器	70366000	歯科用ドリル	主として歯髄腔の開孔に用いる器具をいう。電動式のものを除く。		6-	-	180210127	歯科用ドリル
別表第3	627		器65 歯科用充填器	42336000	歯科用根管ペーストキャリア	作業部分からせん又は円錐コイル様のばね形状を備えた手持型歯内器具をいう。根管に充填物又は薬剤を送達するために		6-	-	180210143	歯科用螺旋状充填器及び除去器
別表第3	628		器65 歯科用充填器	70367000	歯科用螺旋状除去器	根管内の充填物を除去するために用いる。作業部分が螺旋又は円錐コイルバネの歯内器具をいう。電動式のものを除く。		6-	-	180210143	歯科用螺旋状充填器及び除去器
別表第3	629		器65 歯科用充填器	37678000	歯科用根管スプレッタ	先細の作業部分をもち、横断面が円形で先端が鋭い歯科用器具をいう。充填物を根管に圧接(主に側方)するために用い		6-	-	180210169	歯科用根管スプレッタ及び根管プラグ
別表第3	630		器65 歯科用充填器	41876000	歯科用根管プラグ	円柱状又は先細の作業部分をもち、横断面が円形で先端が平坦な歯科用器具をいう。根管に充填物を主に軸方向に充填することを目的としている。		6-	-	180210169	歯科用根管スプレッタ及び根管プラグ
別表第3	631		器49 医療用穿孔器、穿削器、穿孔器	35170000	歯科用マンドレル	研削砥石、研磨ディスク、丸のこ、ドリルビット、旋盤の主軸台等の回転式歯科用切断器具や、研削・研磨に用いるディスク、石、カップ等を保持するシャフトをいう。		1	-	180210185	歯科用マンドレル
別表第3	632		歯09 歯科用研削材料	35807000	歯科用アプレシブディスク	研磨剤を含む円形で平坦なシート又はわずかに円錐形のシートからなる回転式歯科用器具をいう。中心でマンドレルに固定されているか固定するようになっている。		6-	-	180210996	その他の回転研削器具及び根管治療器具
別表第2	1040	794	器60 歯科用エンジン	70368000	歯科用空気回転駆動装置	歯牙、義歯、歯冠等を切削・研磨する機器を空気圧により駆動させる装置をいう。ただし、歯科用ガス圧ハンドピースを除く。		9	該当	180212020	歯科用空気回転駆動装置
別表第2	1041	795	器60 歯科用エンジン	70369000	歯科用電気回転駆動装置	歯牙、義歯、歯冠等を切削・研磨する機器を電氣的に駆動させる装置をいう。ただし、歯科用電動式ハンドピースを除く。		9	該当	180212046	歯科用電気回転駆動装置
別表第2	1042	796	器61 歯科用ハンドピース	40958000	歯科用ガス圧式ハンドピース	歯科で用いる歯科用バー、リーマ等の回転器具を接続するためのチャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具をいう。通常、圧縮空気により駆動する小型のタービン及び回転研削器具を冷却する水噴射システムを内蔵している。		9	該当	180212062	高速エアタービンハンドピース
別表第2	1043	797	器61 歯科用ハンドピース	38347000	歯科用電動式ハンドピース	歯科で用いる歯科用バー、リーマ等の回転器具を接続するためのチャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具をいう。モーターを内蔵しているものもある。		9	該当	180212088	ストレート又はギアードアングルハンドピース
別表第2	1044	798	器61 歯科用ハンドピース	70370000	ストレート・ギアードアングルハンドピース	歯科で用いる歯科用バー、リーマ等の回転器具を接続するため、チャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具をいう。直線状のものとは一定の角度をもった形状のものがある。		9	該当	180212088	ストレート又はギアードアングルハンドピース

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	633		器60 歯科用エンジン	70371000	歯科用電気エンジン及びエンジン用器具	歯科用電気エンジン、エンジン用スタンド、エンジン用ベルト、エンジン用ブラケットアーム、K4滑車等をいう。ただし、空気回転駆動装置及び電気回転駆動装置を除く。		1	非該当	180212105	歯科用電気エンジン及びエンジン用器具
別表第2	1045		器65 歯科用充填器	41539000	電動式歯科用歯内ペーストキャリア	作業部分からせん又は円錐コイル様のばね形状を備えた動力型歯内器具をいう。根管に充填物又は薬剤を送達するために		9	非該当	180212990	その他の歯科用駆動装置及びハンドピース
別表第2	1046	799	器61 歯科用ハンドピース	70372000	歯科多目的治療用モータ	根管長測定機能をもつ歯科用電動式ハンドピースをいう。電池式のものがある。		9	該当	180212990	その他の歯科用駆動装置及びハンドピース
別表第2	1047	800	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	13187000	電気式歯髄診断器	電気式歯髄診断器で、電極から高周波電流を加えて歯髄の神経組織を刺激することによって歯髄の活性度を評価するものをいう。		10	該当	180214024	歯髄診断器
別表第2	1048	801	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	16355000	歯科用根管長測定器	電気を利用した歯科用器具で、歯内治療において根管の先端の位置を確認するために用いるものをいう。		10	該当	180214040	歯科用根管長測定器
別表第2	1049	802	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70373000	歯科用咬合音測定器	下顎運動時に咬合音(振動)を電氣的に測定する機器をいう。咬合干渉を引き起こすとされる早期接触の検査を行う。		10	該当	180214066	歯科用咬合音測定器
別表第2	1050	803	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70374000	歯周ポケット測定器	歯周ポケットの深さを電氣的に測定する機器をいう。		10	該当	180214082	歯周ポケット測定器
別表第2	1051	804	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70375000	歯科用下顎運動測定器	顎関節の異常を診断するために下顎運動を電氣的に測定する機器をいう。		10	該当	180214109	歯科用下顎運動測定器
別表第3	634	973	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70376000	歯科用咬合力計	上下歯牙の咬合力(圧)を電氣的に測定する機器をいう。顎関節症等の神経筋機能障害による咬合圧の分布異常や不均衡を検出することができる。		1	該当	180214125	歯科用咬合力(圧)計
別表第3	635	974	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70377000	歯接触分析装置	歯牙接触の位置分布、時間的順位等を電氣的に測定・分析する装置をいう。咬合圧の不均衡や咬合干渉を引き起こすとされる早期接触の検査を行う。		1	該当	180214141	歯接触分析装置
別表第3	636		器20 体液検査用器具	33203000	歯肉溝滲出液測定器	歯肉溝があるか調べるために、歯肉溝(歯牙と歯肉の窪み)の滲出液を測定する器具をいう。		4	非該当	180214994	その他の歯科電気診断用機器
別表第2	1052		器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	33995000	光学式う蝕検出装置	う蝕の検出装置をいう。この装置はう蝕の検出に関して光学的性質を利用する。		10	非該当	180214994	その他の歯科電気診断用機器
別表第2	1053	805	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70378000	歯牙動揺測定器	歯牙に振動を加え、動揺の程度を電氣的に測定する機器をいう。特定の歯に対する異常な過重負担や歯周病等の歯肉疾患の重症度を検出することができる。		10	該当	180214994	その他の歯科電気診断用機器
別表第3	637	975	器24 知覚検査又は運動機能検査用器具	70379000	歯科用顎関節音測定器	下顎運動時の顎関節音を電氣的に測定する機器をいう。円滑な顎関節の運動を妨げる関節付近の軟組織、例えば、関節円板の異常な挙動を検出することができる。		1	該当	180214994	その他の歯科電気診断用機器
別表第2	1054	806	器12 理学診療用器具	70380000	歯科用イオン導入装置	電位差を利用してフッ素イオン等を歯質に導入する装置をいう。う蝕予防又は根管治療に用いる。		9	該当	180216028	歯科用イオン導入装置
別表第2	1055	807	器62 歯科用切削器	31885000	回転式歯周用スクレーパー	歯科洗浄及び歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去するために用いる動力式の器具をいう。		9	該当	180216044	歯石・歯垢除去器
別表第2	1056	808	器62 歯科用切削器	36047000	超音波歯周用スクレーパー	歯科洗浄及び歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去するために用いる振動超音波チップを利用した動力式の器具をいう。		9	該当	180216044	歯石・歯垢除去器
別表第2	1057	809	器62 歯科用切削器	70381000	歯科用エアースクレーパー	歯科洗浄及び歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去するために用いる。機械的振動を利用したエア駆動式の器具をいう。		9	該当	180216044	歯石・歯垢除去器
別表第3	638	976	器69 歯科用蒸和器及び重合器	35775000	歯科重合用光照射器	歯科用レジン材料の重合を行うことに使われる電力灯をいう。		12	該当	180216086	歯科用可視光線照射器
別表第2	1058	810	器49 医療用穿孔器、穿孔器、穿孔器	40529000	電動式歯科根管拡大装置	作業部分に機械加工した鋭い突起をもつ器具で、研磨による根管の拡大を目的としたものをいう。超音波又は回転運動を与える歯科用ハンドピースを動力とする。		9	該当	180216103	歯科用根管拡大装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1059	811	器49 医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	70382000	歯科用根管拡大装置	歯科用ファイル等を機械的に振動させることにより根管を拡大する装置をいう。		9	該当	180216103	歯科用根管拡大装置
別表第2	1060	812	器12 理学診療用器具	70383000	歯科用両側性筋電気刺激装置	電気刺激により頭頸部の疼痛症状を緩和させるか、筋肉群を弛緩させる装置をいう。		9	該当	180216129	歯科用両側性筋電気刺激装置
別表第3	639		器62 歯科用切削器	70384000	歯面清掃器	水流又は空気流で粉体を吹き付けることにより歯面を清掃・研磨する機器をいう。		12	非該当	180216145	歯面清掃器
別表第2	1061	813	器55 医療用洗浄器	70385000	歯科用根管洗浄器	振動子等を機械的に振動させ、根管内を洗浄する機器をいう。		9	該当	180216161	歯科用根管洗浄器
別表第3	640		器66 歯科用練成器	10082000	歯科用アマルガム混こう器	主に水銀と合金粉末をアマルガム皿をゆすることによって混ぜ合わせることに使われる器具をいう。通常、電動式である。皿は取付けられているか切り離しできる。		1	非該当	180216187	歯科用アマルガム混こう器
別表第3	641		器66 歯科用練成器	35791000	歯科アマルガム用カプセル	個々に計量された合金と水銀等を混和するために用いるカプセルをいう。数回再使用することができる。		1	-	180216187	歯科用アマルガム混こう器
別表第3	642	977	器69 歯科用蒸和器及び重合器	31806000	歯面漂白用加熱装置	歯牙に漂白剤を塗布した後、加熱するために用いる光や電気式加熱器で構成される熱源をいう。		12	該当	180216998	その他の歯科診療用機器
別表第3	643		器66 歯科用練成器	38790000	歯科用印象材混こう器	使用前にチェアサイドですぐに印象材を混ぜ合わせるために使われる電動式器具をいう。		1	非該当	180216998	その他の歯科診療用機器
別表第3	644		器69 歯科用蒸和器及び重合器	70386000	歯科根管材料加熱注入器	ハンドピースに付属する加熱チャンパ内でガッタパーチャ等を加熱・軟化して根管内に注入する機器をいう。寒天印象材の軟化にも用いることがある。		5-	非該当	180216998	その他の歯科診療用機器
別表第3	645		器49 医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	70387000	歯科根管内異物除去器具セット	破折した根管治療器具等の根管内異物を除去する器具のセットをいう。		6-	非該当	180216998	その他の歯科診療用機器
別表第3	646		器49 医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	70388000	歯科根管内清掃器具	根管内の切削屑を除去するか、根管壁を清掃するために、ハンドピースに付けて用いる器具をいう。		6-	非該当	180216998	その他の歯科診療用機器
別表第2	1062	814	器65 歯科用充填器	70389000	電熱式根管プラグ	円柱状又は先細の作業部分を持ち、その先端作業部分を発熱させ、熱で充填材料を溶解・充填する歯科用器具をいう。主に充填物を根管内で歯軸方向に圧接する。		9	該当	180216998	その他の歯科診療用機器
別表第2	1063	815	器60 歯科用エンジン	38597000	チェアサイド型歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニット	複合ソフトウェアを利用した装置で、診療所又は診療室内に設置して歯科修復物のコンピュータ支援設計(CAD)又はコンピュータ支援製造(CAM)に用いるものをいう。		10	該当	180299007	その他の歯科診療室用機器
別表第3	647		器65 歯科用充填器	70390000	歯科用注入器具	歯科材料を口腔内又はトレーに注入するために用いる器具をいう。		5-	非該当	180299007	その他の歯科診療室用機器
別表第2	1064	816	器62 歯科用切削器	70391000	歯科用多目的超音波治療器	歯石・歯垢除去、根管拡大・洗浄・清掃、ガッタパーチャ充填、根管長測定等の多目的に用いる超音波機器をいう。		9	該当	180299007	その他の歯科診療室用機器
別表第2	1065	817	器59 歯科用ユニット	34991000	歯科用ユニット	通常の歯科処置操作に必要な器具類、例えば、圧縮空気、水、吸引、電気、テーブルトップ又はブラケットテーブル面、カスピドール(痰壺)、場合によっては手術用ライトを備えたユニットをいう。ほとんどの場合、患者診察・処置用チェアが付帯している。		9	該当	180402029	歯科一般用ユニット
別表第2	1066	818	器59 歯科用ユニット	70392000	歯科矯正用ユニット	通常の矯正治療に必要な設備、例えば、圧縮空気、水、吸引、電気、テーブルトップ又はブラケットテーブル面、カスピドール(痰壺)、場合によって手術用照明器を備えた歯科用ユニットをいう。通常、患者診察・処置用チェアが付随している。		9	該当	180402045	歯科矯正用ユニット
別表第2	1067	819	器59 歯科用ユニット	70393000	歯科小児用ユニット	通常の小児歯科治療に必要な設備、例えば、圧縮空気、水、吸引、電気、テーブルトップ又はブラケットテーブル面、カスピドール(痰壺)、場合によって手術用照明器を備えた歯科用ユニットをいう。通常、患者診察・処置用チェアが付随している。		9	該当	180402061	歯科小児用ユニット
別表第2	1068	820	器59 歯科用ユニット	16692000	予防歯科用ユニット	通常の前防歯科治療に必要な設備、例えば、水、吸引、電気、テーブルトップ又はブラケットテーブル面、カスピドール(痰壺)、場合によって圧縮空気、手術用照明器を備えた歯科用ユニットをいう。診察/処置を受ける患者用椅子を含むことが多い。		9	該当	180402999	その他の歯科用ユニット

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	648	978	器01 手術台及び治療台	34935000	歯科診査・治療用チェア	特定の歯科治療や診査にとって理想的な位置に患者を配置するために用いる椅子式の診療台をいう。非電動式のものを除く。このチェアは、歯科医師にとって最適となる口腔内へのアクセスと視野をもたらすために、高さや背もたれを倒す角度の調節ができたり、体軸回りに傾けられるものもある。このチェアは、複合型歯科診療台の一部である。		12	該当	180404007	歯科用電動治療台
別表第2	1069		器32 医療用吸引器	34859000	歯科用吸引装置	歯科専用に設計された吸引器で、歯科治療中に口腔から発生する、水、血液、唾液及び碎片を除去するものをいう。この機器群は、独立式のものに適用する。		9	非該当	180406001	歯科用吸引装置
別表第3	649		器02 医療用照明器	12351000	汎用歯科用照明器	歯科手術、検査、処置部(通常、口腔)を集中的に照明する一般歯科用の専用照明器をいう。		12	非該当	180408005	歯科用手術灯
別表第3	650		器02 医療用照明器	12352000	歯科用口腔内手術灯	窩洞に光をあてることに用いられ、光をあてる面積が非常に小さな灯をいう。		12	非該当	180408005	歯科用手術灯
別表第2	1070		器59 歯科用ユニット	70394000	歯科水ライン用フィルタ	歯科治療時に歯科用水に含む異物を除去するフィルタをいう。		3-	-	180499009	その他の歯科用ユニット及び関連器具
別表第3	651		器58 整形用器具器械	37413000	歯科矯正用結さつ器	アーチワイヤ又はブラケットウイングの下に結さつ糸を入れ込んで誘導するか、アーチワイヤ又は補助具を所定の位置に押し込むために用いる歯科用器具をいう。		5-	非該当	180602005	歯列矯正用器材
別表第2	1071		器58 整形用器具器械	16204000	歯列矯正用ワイヤ	歯列矯正用器材システムの構成部品であって、いろいろな寸法及び等級があり、歯牙の位置を移動するために歯牙に圧力を加える器具をいう。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1072		器58 整形用器具器械	31759000	歯列矯正用チューブ	歯列矯正用器材システムの構成部品であり、ワイヤをはめ込むアタッチメントとして使用し、対象歯牙の正しい配列状態を確保するために用いる器具をいう。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1073		器58 整形用器具器械	31797000	歯列矯正用スプリング	矯正力発生装置の一部として力を発生させるために使用する器具をいう。通常、金属細線のコイルからなる。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1074		器58 整形用器具器械	37601000	歯列矯正用磁石	機能的矯正装置を用いた治療の補助、及び歯牙を牽引し整列させるために、口蓋の拡大、臼歯の圧下、大臼歯の遠心移動及び埋伏歯の強制萌出に使用する小型の磁石をいう。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1075		器58 整形用器具器械	38734000	歯列矯正用帯環	一般的にはステンレス鋼の薄板からなる金属環で、歯科矯正用アタッチメントを歯牙に固定するために用いるものをいう。帯環にはアタッチメントが硬ろう付け又はろう付けされ、歯牙の形態に正確に適合させた後、所定の位置へセメントで合着する。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1076		器58 整形用器具器械	38741000	歯列矯正用ロック	Gurinロック等、歯列弧線ブラケットに固定するために使用する用具をいう。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1077		器58 整形用器具器械	41059000	歯列矯正用アタッチメント	帯環に溶着又はろう付けしたり、歯牙又は他の装置に接着する精密な器具で、歯科矯正治療において矯正力の付加を助長するものをいう。このグループには、ブラケット、チューブ、ボタン、アイレット(はとめ)、クリート(結び止め)、フック又はシース(鞘)		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1078		器58 整形用器具器械	41068000	歯列矯正用クラスプ	可撤性の歯列矯正用器材を構成する弾性保持装置をいう。クラスプワイヤから個別に作製するもの、鋳造物、又は鍛造合金の既製品がある。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1079		器58 整形用器具器械	41397000	歯列矯正用弧線	歯科矯正用アタッチメントとともに用いる歯科用ワイヤをいう。歯牙の移動をもたらす、所定の位置へ誘導するために、2本以上の歯牙の歯冠に固定するものをいう。		5-	-	180602021	歯列矯正用金属器材
別表第2	1080		器58 整形用器具器械	33592000	歯列矯正用歯牙維持装置	歯列矯正器材(装具)を取り外した後、患者の歯牙の移動を防ぐため、又は最終的な位置に移動させるために用いる、矯正後の正常な咬合位を印象したプラスチック製の器具をいう。患者は歯列を最終的な位置に誘導したり、又は矯正された位置を維持するために、この器具を1日あたり数時間咬合する。		5-	-	180602063	歯列矯正用樹脂器材
別表第2	1081		器58 整形用器具器械	38733000	歯列矯正用エラスチック器材	様々な歯科矯正装置と併用し、小円形(結紮材)、鎖状又は糸状の弾性材料で、異なる形状(構造)をもつ器材をいう。弾性バンド(高分子製又はゴム製のバンドや糸)は、歯列矯正処置による歯牙又は口腔内組織の移動に用いる。		5-	-	180602089	歯列矯正用エラスチック器材

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1082		器58 整形用器具器械	70395000	歯科矯正装置用弾性材料	歯科矯正用可撤式弾性装置を作製するために用いる弾性材料及び補助材料をいう。		5-	-	180602991	その他の歯列矯正用器具
別表第3	652		器58 整形用器具器械	31757000	歯列矯正用ヘッドギア	歯列矯正用器具と併用して、口腔外から歯牙又は顎に圧力を加える器具をいう。典型的な歯列矯正用ヘッドギアは、患者の顎部又は頭部を包み込むストラップ、及び患者の口腔内に装着した歯列矯正用器具に固定したり、又はオトガイ及び前頭部に設けられたレスト(逆牽引用ヘッドギア装置)に固定するイン		1	非該当	180604025	矯正用ヘッドギア
別表第3	653		器58 整形用器具器械	41067000	歯列矯正用チンキャップ	オトガイに対して後上方に向かう力を加えることができる顎外歯列矯正用器具の構成部品をいう。		1	非該当	180604041	矯正用チンキャップ
別表第2	1083		器58 整形用器具器械	40468000	歯列矯正用顔弓	頭部又は顎部の背面に固定源をもつ顎外牽引法に併用する器具をいう。口腔内の歯列矯正器具に挿入する金属性の長い弓状弧線で、一般に歯牙又は顎骨を後退させるため、又は前方への移動を抑制するために使用する。		5-	-	180604067	矯正用フェイスボー
別表第3	654		器58 整形用器具器械	31801000	歯科矯正用バンドブッシュ	金属帯環を歯の位置に合わせ、適合させるために用いる歯科用器具をいう。		5-	非該当	180606003	結さつ(紫)又は帯環圧接用器具
別表第2	1084		器58 整形用器具器械	41677000	歯列矯正用結さつ材	歯列弧線又は他の補助具をブラケットのスロットに固定する結線をいう。		5-	-	180606003	結さつ(紫)又は帯環圧接用器具
別表第3	655		器58 整形用器具器械	70396000	歯列矯正用位置測定器具	歯列矯正用帯環又は歯面に対して歯列矯正装置を正しく位置決めするために用いる器具をいう。位置決め用キャリパス類も含む。		5-	非該当	180608007	矯正用測定器
別表第3	656		器58 整形用器具器械	70397000	頭部顔面規格写真撮影装置	頭部・顔面の規格写真を撮影する装置をいう。矯正治療の診断に用いる。		1	非該当	180610004	頭部顔面規格写真撮影装置
別表第3	657		器58 整形用器具器械	70398000	短期的使用歯科矯正用粘膜保護材	歯科矯正装置による口腔内粘膜への刺激を緩和するために装置を被覆する材料で、短期に使用するものをいう。		5-	-	180699001	その他の矯正用器具及び関連器具
別表第3	658		器58 整形用器具器械	70399000	歯科用口唇筋力固定装置	口腔周辺の筋力を高め、矯正後の歯列の保定のために用いる装置をいう。		5-	-	180699001	その他の矯正用器具及び関連器具
別表第2	1085		器58 整形用器具器械	70400000	歯科用リップバンパ	口唇によって生じる力を利用して下顎大臼歯等の移動を防止するために用いる歯列矯正用器具をいう。		5-	-	180699001	その他の矯正用器具及び関連器具
別表第2	1086		器58 整形用器具器械	70401000	歯科矯正用長期粘膜保護材	歯科矯正装置による口腔内粘膜への刺激を緩和するために装置を被覆する材料で、長期に使用するものをいう。		5-	-	180699001	その他の矯正用器具及び関連器具
別表第3	659		器60 歯科用エンジン	70402000	歯科技工用電気レーズ	電動機を用いて補綴物を研削・研磨する装置で、低速回転のものをいう。		1	非該当	180802023	歯科技工用電気レーズ
別表第3	660		器60 歯科用エンジン	70403000	歯科技工用高速レーズ	電動機を用いて補綴物を研削・研磨する装置で、高速回転のものをいう。		1	非該当	180802049	歯科技工用高速レーズ
別表第3	661		器60 歯科用エンジン	34699000	歯科技工用モーター	歯科技工室で歯科技工用ハンドピースに回転力を与えるためにフレキシブルドライブシステムとともに用いるモーターをいう。様々な速度制御装置と組み合わせた電気式又は空気式のものをいう。		1	非該当	180802065	歯科技工用エンジン及び装置
別表第3	662		器60 歯科用エンジン	37708000	歯科用ドリルリモートドライブ	歯科用リモートモーターから歯科用ハンドピースに回転力を伝達するために用いる器具をいう。本品はハンドピースを自由に操作することができるように設計されている。ケーブル及び滑車システム又は金属製のらせん等の金属製回転スパンケーブルをベースに設計されている。		1	非該当	180802065	歯科技工用エンジン及び装置
別表第3	663	979	器60 歯科用エンジン	38611000	歯科技工用エンジン	歯科で用いる歯科用バー、リーマー等の回転器具を接続するためのチャックを備えた1つのハンドピースからなる歯科用器具をいう。本品は、通常、電源から離れており、フレキシブルドライブシステムを接続する。		1	該当	180802065	歯科技工用エンジン及び装置
別表第3	664	980	器60 歯科用エンジン	38763000	歯科技工用エンジン向けモーター	モーターを内蔵した歯科用器具で、歯科用ハンドピースに回転力を与えるフレキシブルドライブシステムとともに用いるものをいう。		1	該当	180802065	歯科技工用エンジン及び装置
別表第3	665		器60 歯科用エンジン	70404000	歯科技工用トリマー	顎態模型、平行模型等の石膏を削合するために用いる機器をいう。通常、モーターで駆動する研削ディスクを備える。		1	非該当	180802081	歯科技工用トリマー
別表第3	666		器60 歯科用エンジン	70405000	歯科技工用真空攪拌器	減圧下で埋没材又は石膏の粉末を水と練和する攪拌練和装置をいう。通常、混和用ボウル、電動式攪拌装置及び真空ポンプ		1	非該当	180802108	歯科技工用真空攪拌器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	667	器61	歯科用ハンドピース	34700000	歯科技工用ドリルリモードドライブハンドピース	バー、砥石車などの回転器具を接続するためのチャックを備えた1つのハンドピースからなる器具をいう。歯科技工室で用いる。本品は、通常、電源から離れている。		1	非該当	180802124	歯科技工用ハンドピース
別表第3	668	歯09	歯科用研削材料	70406000	歯科技工用スチール切削器具	スチール製の作業部をもち、歯科技工用ハンドピース等に装着し、金属、プラスチック、陶材、又は同種の材料を研削するために用いる研削器具をいう。		1	非該当	180802140	歯科技工用バー
別表第3	669	歯09	歯科用研削材料	70407000	歯科技工用カーバイド切削器具	タンクステンカーバイド製の作業部をもち、歯科技工用ハンドピース等に装着し、金属、プラスチック、陶材、又は同種の材料を研削するために用いる研削器具をいう。		1	非該当	180802140	歯科技工用バー
別表第3	670	器61	歯科用ハンドピース	70408000	歯科技工用ガス圧式ハンドピース	歯科技工で用いる技工用バー等の回転器具を接続するため、チャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具をいう。通常、圧縮空気により駆動する小型のタービンを内蔵する。		1	非該当	180802993	その他の歯科技工用回転機器
別表第3	671	器61	歯科用ハンドピース	70409000	歯科技工用電動式ハンドピース	歯科技工で用いる歯科用バー、リーマ等の回転器具を接続するため、チャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具をいう。モータを内蔵する。		1	非該当	180802993	その他の歯科技工用回転機器
別表第3	672	器61	歯科用ハンドピース	70410000	歯科技工用エアモータ	歯科技工で用いる技工用バー等の回転器具を接続するため、チャックを備えた1つのハンドピースから成る歯科用器具をいう。通常、圧縮空気により駆動する小型のモータを内蔵する。		1	非該当	180802993	その他の歯科技工用回転機器
別表第3	673	器69	歯科用蒸和器及び重合器及び重合	35761000	歯科技工用重合装置	歯科技工室で、高分子材料を重合するために用いる装置をいう。加熱、加熱と加圧、光、またはこれらを組み合わせて重合を重合用補綴物を成形する型を保持する容器をいう。		1	非該当	180804027	歯科技工用光重合器
別表第3	674	器69	歯科用蒸和器及び重合	42343000	歯科用フラスコ	歯科技工室で可撤性義歯を作製する場合、床用材料を成形・重合するために、二分された鋳型同士を圧接するために用いる装置をいう。		1	-	180804069	歯科技工用重合器関連器具
別表第3	675	器69	歯科用蒸和器及び重合	34705000	歯科技工用プレス	歯科技工室で可撤性義歯を作製する場合、床用材料を成形・重合するために、二分された鋳型同士を圧接するために用いる装置をいう。		1	非該当	180806021	歯科技工用プレス
別表第3	676	器69	歯科用蒸和器及び重合	70411000	歯科技工用ヒータプレス	歯科技工室で可撤性義歯を作製する場合、床用材料を成形・重合するために、二分された鋳型同士を圧接・加熱する装置を熱可塑性材料を射出・加圧等で成型し、義歯床又は補綴物を作製する装置をいう。		1	非該当	180806047	歯科技工用ヒータプレス
別表第3	677	器69	歯科用蒸和器及び重合	70412000	歯科技工用成型器	熱可塑性材料を射出・加圧等で成型し、義歯床又は補綴物を作製する装置をいう。		1	非該当	180808009	歯科技工用成型器
別表第3	678	器70	歯科用鋳造器	70413000	歯科技工用高周波鋳造器	高周波により歯科用合金を溶融・鋳造する装置をいう。		1	非該当	180810022	歯科技工用高周波鋳造器
別表第3	679	器70	歯科用鋳造器	70414000	歯科技工用アーク鋳造器	アーク放電により歯科用合金を溶融・鋳造する装置をいう。		1	非該当	180810048	歯科技工用アーク鋳造器
別表第3	680	器70	歯科用鋳造器	70415000	歯科技工用加熱炉鋳造器	加熱炉により歯科用合金を溶融・鋳造する装置をいう。		1	非該当	180810064	歯科技工用加熱炉鋳造器
別表第3	681	器70	歯科用鋳造器	36180000	歯科技工用リング焼却炉	インレーやクラウン及びブリッジの型からワックスを焼き払い、溶解鋳造合金とするためにインベストメントの固有の状態と温度にする装置をいう。主に歯科技工で使われる。		1	非該当	180810080	歯科技工用外部加熱式鋳造器
別表第3	682	器70	歯科用鋳造器	70416000	歯科技工用鋳造器関連器具	歯科技工物を作製するために用いる鋳造用フラスコ、鋳造リング等をいう。		1	非該当	180810107	歯科技工用鋳造器関連器具
別表第3	683	器70	歯科用鋳造器	35762000	歯科技工用ポーセレン焼成炉	ポーセレンを焼成するために歯科技工で使われる炉をいう。		1	非該当	180812042	歯科技工用ポーセレン焼成炉
別表第3	684	器68	印象採得又は咬合採得用器具	10201000	歯科用咬合器	蝶番付きの歯科用器具をいい、予め記録した顎間関係に従って上顎及び下顎模型を本品に取り付ける。下顎運動の一部又は全部をシミュレートするように設計されている。		1	非該当	180814020	咬合器
別表第3	685	器68	印象採得又は咬合採得用器具	35700000	歯科用顔弓	側頭下顎関節(又は顎の開口運動軸)に対する上顎弓の相対位置を記録するほか、口腔模型を顎の開口運動軸と同じ関係に合わせるために用いるカリバス様歯科用器具をいう。		1	非該当	180814046	顔弓
別表第3	686	器68	印象採得又は咬合採得用器具	70417000	歯科咬合採得用材料	クラウン、ブリッジ、義歯等を作製するために、上下歯列の咬み合わせや、上下顎の位置関係を記録する材料をいう。ワックス材料を除く。		5-	-	180814990	その他の咬合器及び関連器具
別表第3	687	器60	歯科用エンジン	34713000	歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニット	複合ソフトウェアを利用した装置で、技工所又は技工室内に設置して歯科修復物のコンピュータ支援設計(CAD)又はコンピュータ支援製造(CAM)に用いるものをいう。		1	非該当	180816008	歯科技工用CAD・CAM装置

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	688	981	器70 歯科用鑄造器	70418000	歯科技工用金属表面処理器	歯科用金属の表面を処理することにより、接着性の付与・強化等のために用いる技工用表面処理器をいう。		1	該当	180899003	その他の歯科技工用機器
別表第3	689		器68 印象採得又は咬合採得用器具	70419000	歯科材料加温器	寒天印象材等の材料を適切な使用状態に維持するために用いる加温装置をいう。		1	非該当	180899003	その他の歯科技工用機器
別表第3	690		器70 歯科用鑄造器	70420000	歯科技工用加圧埋没器	ろう型を埋没するために用いる装置で、気泡の発生を抑制する加圧機能を備えるものをいう。		1	非該当	180899003	その他の歯科技工用機器
別表第3	691		器58 整形用器具器械	70421000	歯科インプラント技工用器材	歯科用インプラントの上部構造を作製するために用いる歯科技工用の器具・材料をいう。		1	非該当	180899003	その他の歯科技工用機器
別表第3	692		器58 整形用器具器械	70422000	歯科精密アタッチメント固定用キット	歯科用補綴物の作製時に、精密アタッチメントを適切な位置に固定するために用いる器具・材料をいう。		1	非該当	180899003	その他の歯科技工用機器
別表第2	1087		歯01 歯科用金属	70423000	歯科用貴金属箔	金、銀、白金及びパラジウムの貴金属から成り、主として歯冠修復物の作製に用いる箔をいう。		8-	-	200202008	歯科用貴金地金
別表第2	1088		歯01 歯科用金属	11159000	歯科用直接金充填材	材料を穂及び充填器で填塞することにより、直接口腔内で行う金充填のための金箔、焼結金粉又は両方を組み合わせた材料をいう。本材は填塞作業により冷間溶着される。		8-	-	200202024	歯科用金地金
別表第2	1089		歯01 歯科用金属	70424000	歯科用金地金	歯科用合金の原料として用いる金地金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200202024	歯科用金地金
別表第2	1090		歯01 歯科用金属	70425000	歯科用銀地金	歯科用合金の原料として用いる銀地金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200202040	歯科用銀地金
別表第2	1091		歯01 歯科用金属	70426000	歯科用白金地金	歯科用合金の原料として用いる白金地金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200202994	その他の歯科用貴金属地金
別表第2	1092		歯01 歯科用金属	70427000	歯科用パラジウム地金	歯科用合金の原料として用いるパラジウム地金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200202994	その他の歯科用貴金属地金
別表第2	1093		歯01 歯科用金属	70428000	歯科鑄造用金合金	金65%以上で、金及び白金族の合計75%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200204028	歯科鑄造用金合金
別表第2	1094		歯01 歯科用金属	70429000	歯科鑄造用低カラット金合金	金及び白金族の合計が25%以上、75%未満を含有する鑄造用合金をいう。ただし、鑄造用金銀パラジウム合金及び鑄造用14カラット金合金を除く。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200204044	歯科鑄造用低カラット金合金
別表第2	1095		歯01 歯科用金属	70430000	歯科鑄造用14カラット金合金	金58.33%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200204060	歯科鑄造用14カラット金合金
別表第2	1096		歯01 歯科用金属	70431000	歯科メタルセラミック修復用貴金属材料	金又は白金族元素を35%以上、又は金、白金族元素の合計が35%以上を含有する鑄造用合金をいう。歯科メタルセラミック修復物の作製に用いる。		8-	-	200204103	歯科陶材焼付用貴金属合金
別表第2	1097		歯01 歯科用金属	70432000	歯科非鑄造用金合金	金65%以上で、金及び白金族の合計が75%以上を含有する非鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200204129	歯科非鑄造用金合金
別表第2	1098		歯01 歯科用金属	70433000	歯科非鑄造用低カラット金合金	金及び白金族の合計が25%以上、75%未満を含有する非鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200204145	歯科非鑄造用低カラット金合金
別表第2	1099		歯01 歯科用金属	70434000	歯科用金ろう	金30%以上で、金及び白金族の合計が35%以上を含有する硬ろう付材料をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200204161	歯科用金ろう
別表第2	1100		歯01 歯科用金属	70435000	歯科鑄造用金銀パラジウム合金	金12%以上、パラジウム20%以上、銀40%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200206022	歯科鑄造用金銀パラジウム合金
別表第2	1101		歯01 歯科用金属	70436000	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金	金12%以上、パラジウム25%以上、銀40%以上を含有し、線状、板状、バー状及びキャップ状の形態をもつ非鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200206048	歯科非鑄造用金銀パラジウム合金
別表第2	1102		歯01 歯科用金属	70437000	歯科用金銀パラジウム合金ろう	金15%以上で、金及びパラジウム合計が30%以上、銀30%以上を含有する硬ろう付材料をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200206992	その他の歯科用金銀パラジウム合金
別表第2	1103		歯01 歯科用金属	70438000	歯科鑄造用銀合金第1種	銀60%以上、インジウム5%未満を含有し、金及び白金族元素を含有しない鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200208026	歯科鑄造用銀合金第1種
別表第2	1104		歯01 歯科用金属	70439000	歯科鑄造用銀合金第2種	銀60%以上、インジウム5%以上、白金族元素10%以下を含有し、金を含有しない鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200208042	歯科鑄造用銀合金第2種

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1105	歯01	歯科用金属	70440000	歯科用銀ろう	銀35%以上を含有する硬ろう付材料をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200208068	歯科用銀ろう
別表第2	1106	歯01	歯科用金属	70441000	歯科鑄造用14カラット金合金向けプラスチック	歯科鑄造用14カラット金合金を作製するために金地金に添加する合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200208084	歯科鑄造用14カラット金合金用プラスチック
別表第2	1107	歯01	歯科用金属	70442000	歯科鑄造用金合金向けプラスチック	歯科鑄造用金合金を作製するために金地金に添加する合金をいう。ただし、14カラット用を除く。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200208101	歯科鑄造用金合金用プラスチック
別表第2	1108	歯01	歯科用金属	70443000	歯科用銀パラジウム合金ろう	銀及びパラジウムを主成分とする硬ろう付材料をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200208996	その他の歯科用銀合金
別表第2	1109	歯01	歯科用金属	70444000	歯科鑄造用ニッケル・クロム合金	ニッケル及びクロムの合計50%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200210023	歯科鑄造用ニッケル・クロム合金
別表第2	1110	歯01	歯科用金属	70445000	歯科用ニッケル・クロム合金線	ニッケル70%以上、クロム7%以上、銅7%以下を含有する非鑄造用合金で線状のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200210065	歯科用ニッケル・クロム合金線
別表第2	1111	歯01	歯科用金属	70446000	歯科用ニッケル・クロム合金板	ニッケル80%以上、クロム5%以上、銅7%以下を含有する非鑄造用合金で板状のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200210081	歯科用ニッケル・クロム合金板
別表第2	1112	歯01	歯科用金属	70447000	歯科非鑄造用ニッケル・クロム合金	ニッケル及びクロムを主成分とする非鑄造用合金をいう。ただし、歯科用ニッケル・クロム合金線及び歯科用ニッケル・クロム合金板を除く。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200210108	歯科非鑄造用ニッケル・クロム合金
別表第2	1113	歯01	歯科用金属	70448000	歯科用ニッケル・クロム系合金ろう	ニッケル及びクロムを主成分とする硬ろう付材料をいう。主として歯科用ニッケル・クロム合金、歯科用ステンレス鋼線、歯科用コバルト・クロム合金等から成る歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200210124	歯科用ニッケル・クロム系合金ろう
別表第2	1114	歯01	歯科用金属	70449000	歯科鑄造用コバルト・クロム合金	コバルト40%以上、クロム20%以上を含有する鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200212027	歯科鑄造用コバルト・クロム合金
別表第2	1115	歯01	歯科用金属	70450000	歯科用コバルト・クロム合金線	鉤用及び矯正用ではコバルト25%以上、クロム15%以上、パー用ではコバルト20%以上、クロム15%以上を含有する非鑄造用合金で線状のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200212069	歯科用コバルト・クロム合金線
別表第2	1116	歯01	歯科用金属	70451000	歯科非鑄造用コバルト・クロム合金	コバルト及びクロムを主成分とする非鑄造用合金をいう。ただし、歯科用コバルト・クロム合金線を除く。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200212085	歯科非鑄造用コバルト・クロム合金
別表第2	1117	歯01	歯科用金属	70452000	歯科用コバルト・クロム系合金ろう	コバルト及びクロムを主成分とする硬ろう付材料をいう。主として歯科用ニッケル・クロム合金、歯科用ステンレス鋼線、歯科用コバルト・クロム合金等から成る歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200212102	歯科用コバルト・クロム系合金ろう
別表第2	1118	歯01	歯科用金属	70453000	歯科用ステンレス鋼	歯科用鉤、合釘及び矯正に用いるステンレス鋼線をいう。		8-	-	200214021	歯科用ステンレス鋼
別表第2	1119	歯01	歯科用金属	70454000	歯科用ステンレス合金	歯科用ステンレス合金板、歯科用ステンレス鋼線等により加工されたものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200214047	歯科用ステンレス合金
別表第2	1120	歯01	歯科用金属	70455000	歯科鑄造用チタン合金	純チタン又はチタンを主成分とする鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200214063	歯科鑄造用チタン合金
別表第2	1121	歯01	歯科用金属	70456000	歯科非鑄造用チタン合金	純チタン又はチタンを主成分とする非鑄造用合金をいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200214089	歯科非鑄造用チタン合金
別表第2	1122	歯01	歯科用金属	34836000	歯科アマルガム用合金	銀、スズ及び銅を主成分とする微粒子状の合金をいう。水銀と混和して歯科用アマルガムを生成する。この合金は粉末又は錠剤のいずれかの形状であるか、又は製造業者が予め計量した合金と水銀を封入したカプセルである。		8-	-	200216025	歯科銀アマルガム用合金
別表第2	1123	歯01	歯科用金属	35767000	歯科用水銀	う蝕又は破折歯の修復に用いる歯科用アマルガムの成分として使用する高純度の水銀をいう。		8-	-	200216041	歯科用水銀
別表第2	1124	歯01	歯科用金属	38762000	歯科用ガリウム合金充填材	液状のガリウム・スズ・インジウム合金からなる充填用材料をいう。適切な合金粉末と練和するとペースト状になり、口腔内で硬化する。		8-	-	200216995	その他の歯科充填用合金
別表第2	1125	歯01	歯科用金属	70457000	歯科メタルセラミック修復用金属材料	歯科メタルセラミック修復に用いる金属材料で、歯科メタルセラミック修復用貴金属材料以外のものをいう。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200299004	その他の歯科用金属

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1126	歯01	歯科用金属	70458000	歯科非鋳造用合金	各種の形状、大きさ及び材質に応じて提供する非鋳造用の金属材料をいう。別に名称を定めたものを除く。主として歯科用修復物及び器材の作製に用いる。		8-	-	200299004	その他の歯科用金属
別表第2	1127	歯01	歯科用金属	70459000	歯科鋳造用合金	歯科用修復物及び機器を作製するために用いる鋳造用合金をいう。別に名称を定めたものを除く。		8-	-	200299004	その他の歯科用金属
別表第2	1128	歯01	歯科用金属	70460000	歯科用合金ろう	歯科鋳造修復物の硬ろう付けに用いる材料をいう。別に名称を定めたものを除く。主として歯科用修復物及び機器の作製に用いる。		8-	-	200299004	その他の歯科用金属
別表第3	693	歯01	歯科用金属	70461000	歯科用易溶合金	ビスマス40%以上で、ビスマス、スズ及び鉛を主成分とする歯科技工用合金をいう。		1	-	200299020	歯科用易溶合金
別表第2	1129	歯01	歯科用金属	38779000	歯科用ろう付材料	歯科鋳造修復物のろう付けに適した材料をいう。熔融しにくい材料(金属、ワイヤ等)を低温で接合するために用いる可溶性合金である。		8-	-	200299990	他に分類されない歯科用金属
別表第2	1130	歯02	歯冠材料	38644000	陶歯	可撤式又は固定式の義歯に植立するセラミックス(陶材)製の既製人工歯をいう。一般には、各種の寸法、形態及び色調別に、前歯部(上・下顎別)又は臼歯部(上・下顎別)のセットで提供される。		5-	-	200402000	陶歯
別表第2	1131	歯02	歯冠材料	70462000	歯科用陶材	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、焼成するものをいう。粉末又はペースト状のものがある。歯科メタルセラミック修復用陶材を除く。		8-	-	200404020	歯科用陶材
別表第2	1132	歯02	歯冠材料	70463000	歯科メタルセラミック修復用陶材	歯科メタルセラミック修復物を作製するために用いる陶材で、金属製の歯冠上に築盛し、焼成するものをいう。粉末又はペースト状のものがある。		8-	-	200404046	歯科金属焼付用陶材
別表第2	1133	歯02	歯冠材料	70464000	歯科鋳造用セラミックス	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、遠心力又は圧力によって鋳型に注入し、成型するものをいう。鋳造後に結晶化するものを含む。		8-	-	200404062	歯科鋳造用セラミックス
別表第2	1134	歯02	歯冠材料	70465000	歯科射出成型用セラミックス	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、射出成型法で成型し、焼成するものをいう。		8-	-	200404088	歯科射出成型用セラミックス
別表第2	1135	歯02	歯冠材料	70466000	歯科切削加工用セラミックス	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するために用いる陶材で、歯科用コンピュータ支援設計・製造ソフトウェアで切削加工するセラミック製ブロックをいう。		8-	-	200404990	その他の歯科用セラミックス
別表第2	1136	歯02	歯冠材料	70467000	歯科用セラミックスキット	歯科用陶材、歯科メタルセラミック修復用陶材、歯科鋳造用セラミックス、歯科射出成型用セラミックス又は歯科切削加工用セラミックスと、関連機材とのキットをいう。		8-	-	200404990	その他の歯科用セラミックス
別表第2	1137	歯02	歯冠材料	70468000	アクリル系レジン歯	義歯に植立するアクリル系レジン製の既製人工歯をいう。通常、各種の寸法、形態、色調に応じ、前歯部(上・下顎別)又は臼歯部(上・下顎別)のセットで提供する。		5-	-	200406024	アクリル系レジン歯
別表第2	1138	歯02	歯冠材料	70469000	硬質レジン歯	義歯に植立する硬質レジン製の既製人工歯をいう。通常、各種の寸法、形態、色調に応じ、前歯部(上・下顎別)又は臼歯部(上・下顎別)のセットで提供する。		5-	-	200406040	硬質レジン歯
別表第2	1139	歯02	歯冠材料	34976000	歯科用暫間被覆冠成形品	一般にステンレス鋼、アルミニウム又はレジンで作られた人工歯冠をいう。損傷歯又は支台形成歯に被覆し、暫間的な保護修復物として用いる。		7	-	200406066	暫間被覆レジン歯
別表第2	1140	歯02	歯冠材料	70470000	熱可塑性レジン歯	義歯に植立する熱可塑性レジン製の既製人工歯をいう。通常、各種の寸法、形態、色調に応じ、前歯部(上・下顎別)又は臼歯部(上・下顎別)のセットで提供する。		5-	-	200406994	その他のレジン歯
別表第2	1141	歯02	歯冠材料	70471000	メタルブレード臼歯	メタルブレード(金属からなる咬頭及び咬合面)とレジンからなる人工臼歯をいう。一体化したものと組み合わせて用いるものがある。		5-	-	200406994	その他のレジン歯
別表第2	1142	歯02	歯冠材料	70472000	アクリル系歯冠用レジン	メタクリル酸エステル単量体及び重合体等を主成分とし、各種の重合法によって歯冠部の修復、暫間被覆冠の作製等に用いる材料をいう。		8-	-	200408028	アクリル系歯冠用レジン
別表第2	1143	歯02	歯冠材料	70473000	歯冠用硬質レジン	メタクリル系モノマー、メタクリル系ポリマー、無機質フィラー、複合フィラーのいずれか1種類以上を含む粉末、液又はペーストから成り、各種の重合法によって歯冠部の修復、暫間被覆冠の作製等に用いる材料(アクリル系歯冠用レジンよりも硬質のもの)をいう。着色材料等の関連材料を含むことがある。		8-	-	200408044	歯冠用硬質レジン

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1144	歯02	歯冠材料	31783000	歯科用高分子製暫間クラウン及びブリッジ	永久修復物が完成するまでの間に使用する被覆冠、ブリッジ等の暫間補綴物を作製するためのポリメチルメタクリレート等からなる材料をいう。		7	-	200408998	その他の歯冠用レジン
別表第2	1145	歯02	歯冠材料	16464000	歯科用人工咬頭	適切な咬合状態を得るため、歯の咬合面に咬頭を作製するために用いる材料をいう。		5-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1146	歯02	歯冠材料	70474000	歯冠用硬質レジン関連器材	歯冠用硬質レジンと併用して歯科技工物を作製するために用いる器材をいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1147	歯02	歯冠材料	70475000	歯冠用硬質レジンキット	歯冠用硬質レジン、築盛用器具、研磨材、その他関連器材から成るキットをいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1148	歯02	歯冠材料	70476000	高分子系歯冠用着色材料	高分子系歯冠材料等の色調を天然歯に調和させるために用いるレジン系着色材料等をいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1149	歯05	歯科用接着充填材料	70477000	歯科セラミックス用接着材料	歯科用陶材又はセラミックスで作製した歯科修復物又は機器と、レジン系材料とを接着するために用いる材料をいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1150	歯05	歯科用接着充填材料	70478000	歯科レジン用接着材料	レジン系補綴物又は矯正用ブラケットを接着するために用いる材料をいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1151	歯05	歯科用接着充填材料	70479000	歯牙固定用補強材	動揺歯の固定、歯列矯正の保定等に用いる補強用材料をいう。		5-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1152	歯02	歯冠材料	70480000	歯冠修復物補修用キット	歯冠用硬質レジン又はアクリル系歯冠用レジンを用いて作製した歯冠修復物の色調調整に用いるキットをいう。シェード調整用ペイントレジン、硬質レジンリペアー材、硬質レジンとアクリル樹脂との接着剤、歯科用研削材、研磨材等を組み合わせたもの		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1153	歯02	歯冠材料	70481000	歯科インプラント用上部構造材	理植後の歯科用インプラントから口腔内へ露出したアパットメントに固定するために用いる歯科補綴物及び固定器具をいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1154	歯02	歯冠材料	70482000	歯科用インレーキット	既製の補綴物又は修復物、形成用チップ、エッチング材、ボンディング材、歯科充填用コンポジットレジン、その他のインレー装着用器材等を組み合わせたものをいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1155	歯02	歯冠材料	70483000	歯科切削加工用レジン材料	インレー、人工歯、クラウン、ブリッジ等の歯科修復物を作製するレジン系材料で、歯科用コンピュータ支援設計・製造ユニットで切削加工するレジン製ブロックをいう。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1156	歯02	歯冠材料	70484000	歯科用被覆冠成形品	一般にステンレス鋼、アルミニウム又はレジンで作製した既製の人工歯冠をいう。暫間的に用いるものを除く。		8-	-	200499006	その他の歯冠材料
別表第2	1157	歯03	義歯床材料	70485000	義歯床用アクリル系レジン	メタクリル酸エステル単量体及び重合体等を主成分とし、各種の重合法によって義歯床を作製するために用いる材料をいう。		5-	-	200602028	義歯床用アクリル系レジン
別表第2	1158	歯03	義歯床材料	70486000	義歯床用熱可塑性レジン	射出、圧迫、圧空、吸引成型等により義歯床、仮床、バイトプレート、個人トレー、ナイトガード、スプリント等を作製するために用いる熱可塑性材料をいう。		5-	-	200602044	義歯床用熱可塑性レジン
別表第2	1159	歯03	義歯床材料	34769000	義歯床用短期弾性裏装材	義歯床用弾性裏装材で短期に使用するものをいう。		5-	-	200602060	義歯床用短期弾性裏装材
別表第2	1160	歯03	義歯床材料	34770000	義歯床用長期弾性裏装材	義歯床用弾性裏装材で長期に使用するものをいう。		5-	-	200602086	義歯床用長期弾性裏装材
別表第2	1161	歯03	義歯床材料	70487000	歯科レジン系補綴物表面滑沢硬化材	歯科用レジン系補綴物の表面に塗布・硬化させ、その滑沢性及び耐磨耗性を高めるために用いる材料をいう。		5-	-	200602103	歯科用レジン表面滑沢硬化材
別表第2	1162	歯03	義歯床材料	17610000	義歯床用軟質裏装材	義歯床用裏装材で硬化後の性状が軟らかいものをいう。		5-	-	200602998	その他の義歯床用レジン
別表第2	1163	歯03	義歯床材料	70488000	義歯床用レジン関連材料	義歯床用レジン材料と併用して歯科技工物を作製するために用いる材料をいう。		5-	-	200602998	その他の義歯床用レジン
別表第2	1164	歯03	義歯床材料	70489000	暫間義歯床用レジン	治療用複製義歯、暫間義歯等を作製するために用いるレジン		5-	-	200602998	その他の義歯床用レジン
別表第2	1165	歯03	義歯床材料	70490000	義歯床用裏装材キット	各種の重合法によって義歯床の裏装、改床又は破折義歯床の補修に用いる材料キットをいう。		5-	-	200602998	その他の義歯床用レジン
別表第2	1166	歯03	義歯床材料	70491000	義歯床用軟性レジン	口蓋裂患者用義歯床の一部に用いる軟質レジン材料をいう。		5-	-	200602998	その他の義歯床用レジン
別表第2	1167	歯03	義歯床材料	11171000	義歯補修キット	義歯の亀裂又は破損の補修のために必要な材料を含むキットをいう。通常、レジン・接着材、混和器及びアプリケータが含ま		5-	-	200604006	義歯床補修用レジン

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1168	歯03	義歯床材料	17609000	義歯床用硬質裏装材	義歯床用裏装材で硬化後の性状が硬いものをいう。		5-	-	200604006	義歯床補修用レジン
別表第2	1169	歯03	義歯床材料	70492000	義歯床補修用レジン	各種の重合法によって義歯床の裏装、改床又は破折義歯床の補修に用いるレジンを用いる。		5-	-	200604006	義歯床補修用レジン
別表第3	694	歯03	義歯床材料	70493000	歯科印象トレー用レジン	粉末及び液体の常温重合レジン又は熱可塑性レジンで、個人トレー、ベースプレート等に用いるものをいう。		5-	-	200606026	歯科印象トレー用レジン
別表第3	695	歯03	義歯床材料	70494000	歯科用パターンレジ	インレー、クラウン等鑄造用パターンの作製に用いるレジンを用いる。		1	-	200606042	歯科用パターンレジン
別表第2	1170	歯03	義歯床材料	70495000	義歯床用接着材料	義歯床の作製及び補修に用いる接着材料を用いる。レジンプライマー、デンチャープライマー等と称する。		8-	-	200699008	その他の義歯床材料
別表第2	1171	歯05	歯科用接着充填材料	16710000	歯科用りん酸亜鉛セメント	酸化亜鉛(主材は酸化亜鉛)とりん酸水溶液(金属イオンを含むことがある)との反応に基づく材料を用いる。歯科修復物を口腔内硬組織又は他の装置に密着させるための合着材、修復物の裏層及び暫間修復材として用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802020	歯科用りん酸亜鉛セメント
別表第2	1172	歯05	歯科用接着充填材料	16708000	歯科用けいりん酸セメント	酸溶性アルミノシリケートガラス及び金属酸化物(主に酸化亜鉛)の粉末と、りん酸水溶液(金属イオンを含むことがある)との反応に基づく材料を用いる。暫間修復材料として、又は歯科修復物を口腔内硬組織に密着させるための合着材として用いる。		8-	-	200802046	歯科用けいりん酸セメント
別表第2	1173	歯05	歯科用接着充填材料	16705000	歯科用ポリカルボキシレートセメント	酸化亜鉛と、ポリクリル酸又は類似のポリカルボン酸化合物の水溶液との反応、又は酸化亜鉛・ポリカルボン酸粉末と水との混合による反応に基づくセメントを用いる。修復物を口腔内硬組織又は他の装置に密着させるための合着材として、又は修復材の裏層、暫間修復材として用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802062	歯科用ポリカルボキシレートセメント
別表第2	1174	歯05	歯科用接着充填材料	70496000	歯科接着用レジンセメント	レジン又は無機質粉末を含むレジンを中心とする材料で、補綴物等の接着に用いるものをいう。歯科用象牙質接着材料、歯科用エッチング材等を含むことがある。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802088	歯科接着用レジンセメント
別表第2	1175	歯05	歯科用接着充填材料	70497000	歯科用コンポジットレジンセメント	レジン又は無機質粉末を含むレジンを中心とする補綴物等の合着用材料で、歯質に対する接着性を有しないものをいう。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802088	歯科接着用レジンセメント
別表第2	1176	歯05	歯科用接着充填材料	16709000	歯科用酸化亜鉛ユージオールセメント	酸化亜鉛と反応するユージオール、促進剤、ゴム、樹脂及び不活性な無機フィラーを含有する疎水性材料を用いる。保存修復において暫間修復、裏層及び窩洞裏装材として用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802105	歯科酸化亜鉛ユージオールセメント及び非ユージオールセメント
別表第2	1177	歯05	歯科用接着充填材料	70498000	歯科用酸化亜鉛非ユージオールセメント	酸化亜鉛及び脂肪酸を主体とする補綴物の合着用材料を用いる。ユージオールを含有しないため非ユージオールと称する。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802105	歯科酸化亜鉛ユージオールセメント及び非ユージオールセメント
別表第2	1178	歯05	歯科用接着充填材料	70499000	歯科合着用ガラスポリアルケノエートセメント	補綴物の合着用セメントを用いる。アルミノシリケートガラス粉末とアルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくものである。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802121	歯科用ガラスポリアルケノエートセメント第1種
別表第2	1179	歯05	歯科用接着充填材料	16703000	歯科用エトキシ安息香酸セメント	酸化亜鉛と反応するエトキシ安息香酸化合物、促進剤、ゴム、樹脂及び不活性な無機フィラーを含有する疎水性セメントを用いる。保存修復において暫間修復、裏層及び窩洞裏装材として使用。		8-	-	200802990	その他の歯科合着、接着用材料
別表第2	1180	歯05	歯科用接着充填材料	38776000	歯科用硫酸亜鉛セメント	硫酸亜鉛を主材とする暫間修復用材料を用いる。		7	-	200802990	その他の歯科合着、接着用材料
別表第2	1181	歯05	歯科用接着充填材料	70500000	歯科用アルミン酸セメント	水酸化アルミニウム粉末及びポリカルボン酸水溶液を主体とする裏装・覆髄用セメントを用いる。		8-	-	200802990	その他の歯科合着、接着用材料
別表第2	1182	歯05	歯科用接着充填材料	70501000	歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント	歯科修復物及び矯正器材等の合着・接着用材料を用いる。レジン成分と、歯科合着用ガラスポリアルケノエートセメント成分とを組み合わせたものである。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200802990	その他の歯科合着、接着用材料
別表第2	1183	歯05	歯科用接着充填材料	70502000	歯科用セメントキット	歯科用セメント及びこれを練り・充填するために併用する器材等から成るキットを用いる。		8-	-	200802990	その他の歯科合着、接着用材料
別表第2	1184	歯05	歯科用接着充填材料	70503000	歯科用シアノアクリレート系セメント	シアノアクリレートモノマーを主体とする歯科補綴物の合着・接着材料を用いる。		8-	-	200802990	その他の歯科合着、接着用材料

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1185	歯05	歯科用接着充填材料	35876000	歯科充填修復用コンポジットレジン材キット	機械練和、手動練和又は外部エネルギーによる重合方式の歯科充填修復用コンポジットレジン材を集めたパッケージをいう。主に歯牙窩洞の直接的又は間接的修復を目的とする。		8-	-	200804024	歯科充填用コンポジットレジン
別表第2	1186	歯05	歯科用接着充填材料	70504000	歯科充填用コンポジットレジン	レジン及び無機質フィラー又は複合フィラーを主体とする材料をいう。練和により化学的に重合したり、外部エネルギーにより重合する。主として歯牙窩洞の充填修復又は人工歯冠の補修に用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804024	歯科充填用コンポジットレジン
別表第2	1187	歯05	歯科用接着充填材料	31750000	高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材	ブラケット接着レジン・歯面調整材とは、歯列矯正用ブラケットを歯面へ合着するために用いる、ポリメチルメタクリレート等からなる接着材料をいう。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料
別表第2	1188	歯05	歯科用接着充填材料	34782000	歯科高分子系接着材	酸処理したエナメル質へのコンポジット修復材の機械的な接着を補助するために用いるフィラーを含まないレジンを用いる。		8-	-	200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料
別表第2	1189	歯05	歯科用接着充填材料	36153000	歯科用エッチング材	コンポジットレジン、接着材又は小窩裂溝封鎖材の維持のために表面を処理する水溶液又はゲル状の酸をいう。		6	-	200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料
別表第2	1190	歯05	歯科用接着充填材料	42483000	歯科用象牙質接着材	主にコンポジット充填材、修復物又は合着材の象牙質接着を促進するために用いる材料をいう。エナメル質に対する接着材として用いることもできる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804040	歯科コンポジットレジン用接着材料
別表第2	1191	歯05	歯科用接着充填材料	70505000	歯科充填用ガラスポリアルケノートセメント	アルミノシリケートガラス粉末とアルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくセメントをいう。歯牙の充填修復に用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804066	歯科用ガラスポリアルケノートセメント第2種
別表第2	1192	歯05	歯科用接着充填材料	70506000	歯科支台築造用ガラスポリアルケノートセメント	アルミノシリケートガラス粉末又はガラスと金属を溶融させた粉末と、アルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくセメントをいう。金属粉末を含むことがある。支台築造に用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804066	歯科用ガラスポリアルケノートセメント第2種
別表第2	1193	歯05	歯科用接着充填材料	70507000	歯科裏層用ガラスポリアルケノートセメント	アルミノシリケートガラス粉末とアルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくセメントをいう。裏層又は裏装に用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804066	歯科用ガラスポリアルケノートセメント第2種
別表第2	1194	歯05	歯科用接着充填材料	34784000	歯科用けい酸塩セメント	アルミノシリケートガラス粉末とリン酸水溶液(金属イオンを含むこともある)との反応に基づく材料をいう。前歯の審美修復に用いる。		8-	-	200804082	歯科用けい酸塩セメント
別表第2	1195	歯05	歯科用接着充填材料	31780000	高分子系歯科小窩裂溝封鎖材	歯牙の小窩裂溝の封鎖に適したレジン材料をいう。本材は化学的又は外部エネルギーにより重合硬化する。医薬品を含むものを含む。		8-	-	200804109	歯科小窩裂溝封鎖材
別表第2	1196	歯05	歯科用接着充填材料	70508000	歯科小窩裂溝封鎖用ガラスポリアルケノート系セメント	アルミノシリケートガラス粉末とアルケノ酸水溶液との反応、又はアルミノシリケートガラス・ポリ酸粉末混合物と、水又は有機酸水溶液との反応に基づくセメントをいう。レジン成分を含むことがある。小窩裂溝封鎖に用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804109	歯科小窩裂溝封鎖材
別表第1	772	歯05	歯科用接着充填材料	16182000	水酸化カルシウム系窩洞裏装材	主に覆罩に使用する水酸化カルシウムを含む材料をいう。		13	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1197	歯05	歯科用接着充填材料	34771000	歯科表面滑沢硬化材	歯科表面滑沢硬化材とは、修復充填材の表面を平滑にし、光沢を出すために適用する材料をいう。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1198	歯05	歯科用接着充填材料	35877000	歯科用セラミック補修キット	破折した陶材製ベニアを補修するために予めパッケージされたキットをいう。このキットは、エッチング用ゲル又は液、接着材、シラン処理液、高分子系の修復材(コンポジット)及び付属品を含む。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1199	歯05	歯科用接着充填材料	38770000	歯科用覆髄材料	深い窩洞の覆髄に用いる各種組成の材料をいう。吸収性又は生物学的効果を意図するもの、医薬品を含むもの及び生物由来原材料を使用したものを除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1200	歯05	歯科用接着充填材料	38789000	歯科用支台築造材料	根管ポスト上の支台築造に用いる高分子製の材料をいう。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第1	773	歯05	歯科用接着充填材料	70509000	医薬品含有歯科用覆髄材料	深い窩洞の覆髄に用いる材料で、医薬品を含むものをいう。覆髄用酸化亜鉛ユージオールセメントを含む。		13	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1201	歯05	歯科用接着充填材料	70510000	歯科用充填材料キット	歯科充填用コンポジットレジン、エッチング材、接着材等から成る歯科修復用キットをいう。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1202	歯05	歯科用接着充填材料	70511000	歯科充填用グラスポリアルケノエート系レジンセメント	レジン成分と歯科充填用グラスポリアルケノエートセメント成分とを組み合わせた歯科充填材料をいう。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1203	歯05	歯科用接着充填材料	70512000	歯科間接修復用コンポジットレジン	レジンと無機質フィラー又は複合フィラーを主体とする外部エネルギーにより重合する材料をいう。窩洞形成後の歯牙又はその模型上でクラウン、インレー等を成型し、重合することによって修復物を作製するものである。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1204	歯05	歯科用接着充填材料	70513000	歯科充填用アクリル系レジン	アクリル酸エステル単量体及び重合体を主体とする材料をいう。練和により化学的に重合したり、外部エネルギーにより重合する。主として歯牙窩洞の充填修復又は人工歯冠の補修に用いる。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1205	歯05	歯科用接着充填材料	70514000	歯科充填用色調調整材	レジン系歯科充填材料の粘度又は色調を調整するために用いる材料をいう。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1206	歯05	歯科用接着充填材料	70515000	歯科接着・充填材料用表面硬化保護材	歯科用レジン系セメント、歯科充填用グラスポリアルケノエートセメント又は歯科充填用コンポジットレジンの表面の硬化を促進したり、保護したりするために用いる材料をいう。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1207	歯05	歯科用接着充填材料	70516000	歯面処理材	窩洞又は根管形成後、歯面を処理するために用いる材料をいう。吸収性又は生物学的効果をもつもの、医薬品を含むもの、生物由来原材料を使用するものを除く。		6	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1208	歯05	歯科用接着充填材料	70517000	歯科用シーリング・コーティング材	象牙細管又は辺縁を封鎖するために用いる材料をいう。歯質、修復充填物、補綴物等の表面又は界面に塗布するものであり。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1209	歯05	歯科用接着充填材料	70518000	歯面コーティング材	歯牙の表面をコーティングするために用いる低粘度レジン系材料をいう。他の材料とのキットを含む。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第1	774	歯05	歯科用接着充填材料	70519000	医薬品含有歯面処理材	窩洞又は根管形成後、歯面を処理するために用いる材料をいう。医薬品を含有する。		13	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1210	歯05	歯科用接着充填材料	70520000	歯科裏層用高分子系材料	グラスポリアルケノエート系レジンセメント等の高分子系裏層材料をいう。医薬品を含むものを除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1211	歯05	歯科用接着充填材料	70521000	歯科間接修復用コンポジットレジンキット	歯科間接修復用コンポジットレジン及び併用する歯科用セメント、エッチング材等の関連器材から成るキットをいう。医薬品を含有する構成成分が含まれる場合を除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1212	歯05	歯科用接着充填材料	70522000	歯科用支台築造材料キット	歯科支台築造材料、歯科用エッチング材、象牙質接着材等から成る歯科修復用キットをいう。医薬品を含有する構成成分が含まれる場合を除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1213	歯05	歯科用接着充填材料	70523000	歯科用象牙質接着材キット	歯科用象牙質接着材及び歯科用エッチング材から成るキットをいう。その他の関連器材を含むものもある。医薬品を含有する構成成分が含まれる場合を除く。		8-	-	200804994	その他の歯科充填用材料
別表第2	1214	歯05	歯科用接着充填材料	70524000	歯科用テンポラリーストッピング	ガッタパーチャ等の高分子材料、ろう、酸化亜鉛等を主成分とする仮封用材料をいう。		7	-	200806028	歯科用テンポラリーストッピング
別表第2	1215	歯05	歯科用接着充填材料	70525000	歯科用酸化亜鉛ユージノール仮封向け材	酸化亜鉛及びユージノールを主成分とする仮封用材料をいう。		7	-	200806044	歯科用酸化亜鉛ユージノール仮封用材料
別表第2	1216	歯05	歯科用接着充填材料	70526000	歯科用仮封材料キット	歯科仮封用材料及び関連する器材を含むキットをいう。		7	-	200806998	その他の歯科仮封用材料
別表第2	1217	歯05	歯科用接着充填材料	70527000	歯科用高分子系仮封材料	高分子材料を主成分とする仮封用材料をいう。医薬品を含むものを除く。		7	-	200806998	その他の歯科仮封用材料
別表第2	1218	歯05	歯科用接着充填材料	70528000	歯科用仮封材	仮封に用いる材料をいう。別に名称を定めたものを除く。医薬品を含むものを除く。		7	-	200806998	その他の歯科仮封用材料
別表第2	1219	歯05	歯科用接着充填材料	35573000	歯科用歯周保護材料	通常、手術後に被覆・保護材として用いる、歯周組織を覆うペースト状の材料をいう。吸収性又は生物学的効果を意図するもの、医薬品を含むもの及び生物由来原材料を使用したものを除く。		7	-	200808022	歯科用酸化亜鉛ユージノール包帯用材料
別表第1	775	歯05	歯科用接着充填材料	70529000	医薬品含有歯科用歯周保護材料	手術後の歯周組織を被覆・保護するために用いる材料をいう。医薬品を含有する。		13	-	200808022	歯科用酸化亜鉛ユージノール包帯用材料
別表第2	1220	歯04	歯科用根管充填材料	31872000	歯科用根管充填ガッタパーチャポイント	歯根管の充填を目的とする、ある種の熱帯性樹木の樹液凝固物からなる材料をいう。ガッタパーチャは加熱により軟化し、根管挿入後、冷えて硬化する。		8-	-	200810029	歯科用根管充填ポイント

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1221	歯04	歯科用根管充填材料	34791000	歯科用根管充填ポイント	根管の充填に適した金属又は高分子製のポイントやコーンをいう。補綴物の根管支持用又は歯冠修復用の材料ではない。		8-	-	200810029	歯科用根管充填ポイント
別表第2	1222	歯04	歯科用根管充填材料	70530000	歯科用根管充填固状材料	根管に充填する固状の材料をいう。		8-	-	200810045	歯科用根管充填固状材料
別表第2	1223	歯04	歯科用根管充填材料	36095000	歯科用根管充填シラ	水分の補助なしで硬化し、根管充填ポイントの併用の有無にかかわらず、歯根管の永久的な封鎖のために用いる材料をいう。生物学的効果を意図するもの、医薬品を含むもの及び生物由来材料を使用したものを除く。本材は正根充、すなわち歯冠側からの根管充填における使用を目的とする。		8-	-	200810061	歯科用根管充填シラ
別表第1	776	歯04	歯科用根管充填材料	70531000	医薬品含有歯科用根管充填シラ	歯根管の永久的な封鎖のために用いる材料で、医薬品を含有するものをいう。水分の補助なしで硬化するものもある。根管充填ポイントを併用することがある。正根充、即ち歯冠側からの根管充填に用いる。		13	-	200810061	歯科用根管充填シラ
別表第2	1224	歯04	歯科用根管充填材料	70532000	根管充填材用軟化材料	ガッタパーチャ及びその他の根管充填材料の軟化に用いる材料をいう。		4-	-	200810999	その他の歯科用根管充填材料
別表第1	777	歯04	歯科用根管充填材料	70533000	水酸化カルシウム系歯科根管充填材料	水酸化カルシウムを含む根管充填用材料をいう。		13	-	200810999	その他の歯科用根管充填材料
別表第1	778	歯04	歯科用根管充填材料	70534000	ヨードホルム系歯科根管充填材料	ヨードホルムを含む根管充填用材料をいう。		13	-	200810999	その他の歯科用根管充填材料
別表第2	1225	歯05	歯科用接着充填材料	35698000	歯科用キャビティーパーニッシュ	歯髄保護及びアマルガム修復物の充填時に辺縁封鎖のために使用する、単一又は複数の樹脂成分を有機溶媒中に溶解した溶液をいう。		8-	-	200899000	その他の歯科合着、充填及び仮封材料
別表第2	1226	歯06	歯科用印象材料	35863000	歯科用アルギン酸塩印象材	ゲル形成主成分としてアルギン酸塩を含有する印象材をいう。製造業者の指示通りに水と混合すると反応して印象採得に適した材料になる。		4-	-	201002029	歯科用アルギン酸塩印象材
別表第2	1227	歯06	歯科用印象材料	35864000	歯科用ポリエーテル印象材	反応により印象採得に適したゴム状材料を形成するポリエーテルを主材とする弾性材料をいう。		4-	-	201002045	歯科用ゴム質弾性印象材
別表第2	1228	歯06	歯科用印象材料	35865000	歯科用ポリサルファイド印象材	反応により印象採得に適したゴム状材料を形成するポリサルファイドを主材とする弾性材料をいう。		4-	-	201002045	歯科用ゴム質弾性印象材
別表第2	1229	歯06	歯科用印象材料	35866000	歯科用シリコーン印象材	反応により印象採得に適したゴム状材料を形成するポリシロキサンを主材とする弾性材料をいう。		4-	-	201002045	歯科用ゴム質弾性印象材
別表第2	1230	歯06	歯科用印象材料	35862000	歯科用寒天印象材	ゲル形成成分として可逆性寒天ハイドロコロイドを含有する印象材をいう。		4-	-	201002061	歯科用寒天印象材
別表第2	1231	歯06	歯科用印象材料	34799000	歯科用インプレッションコンパウンド	口腔内の印象を採得するために用いる熱可塑性印象材をいう。天然樹脂、フィラー及び潤滑材の混合物からなる。		4-	-	201002087	歯科用インプレッションコンパウンド
別表第3	696	歯06	歯科用印象材料	34800000	歯科印象用石こう	硫酸カルシウム半水塩を主成分とする、口腔内の印象を採得するために用いる材料をいう。		5-	-	201002104	歯科印象用石こう
別表第3	697	歯06	歯科用印象材料	70535000	歯科適合試験用材料	有床義歯又は補綴物を口腔内に装着する場合、粘膜面又は支台歯への適合状態を確認するために用いる材料をいう。		5-	-	201002120	歯科適合試験用印象材
別表第3	698	歯06	歯科用印象材料	16352000	歯肉圧排キット	支台歯形成の間、歯肉を圧排するために用いる器材を予めパッケージしたキットをいう。このキットは、使用目的に応じた一つないし複数の単品をまとめた単一ユニットとして提供される。医薬品を含むものを除く。		5-	-	201002146	歯科印象採得補助材料
別表第3	699	歯06	歯科用印象材料	35861001	歯肉圧排糸	支台歯形成の間、歯肉を圧排するために一時的に用いる薬剤非含有の木綿糸をいう。		5-	-	201002146	歯科印象採得補助材料
別表第1	779	歯06	歯科用印象材料	35861003	医薬品含有歯肉圧排糸	支台歯形成の間、歯肉を圧排するために一時的に用いる薬剤含有の木綿糸をいう。		13	-	201002146	歯科印象採得補助材料
別表第2	1232	歯06	歯科用印象材料	70536000	歯科用酸化亜鉛ユージノール系印象材	酸化亜鉛及びユージノールを主成分とする印象材をいう。		4-	-	201002999	その他の歯科用印象材料
別表第2	1233	歯06	歯科用印象材料	70537000	歯科用印象材キット	歯科用印象材、硬化時間調整材、練成器具等を組み合わせたキットをいう。		4-	-	201002999	その他の歯科用印象材料
別表第3	700	歯06	歯科用印象材料	70538000	歯科複製型用寒天印象材	寒天を主成分とする印象材で、主として複製型の作製に用いるものをいう。		1	-	201004023	歯科複製型用寒天印象材

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	701	歯06	歯科用印象材料	70539000	歯科複模型用ゴム質弾性印象材料	シリコン等の合成ゴムを主成分とする印象材で、複模型の作製に用いるものをいう。		1	-	201004049	歯科複模型用ゴム質弾性印象材料
別表第3	702	歯07	歯科用ワックス	16189000	歯科用キャストイングワックス	ロストワックス法による固定式補綴修復物のろう型作製のキャストイングワックスをいう。		1	-	201202021	歯科インレー 鑄造用ワックス
別表第3	703	歯07	歯科用ワックス	70540000	歯科用パラフィンワックス	主として義歯床の仮床、人工歯の排列等に用いるワックスをいう。		1	-	201202047	歯科用パラフィンワックス
別表第3	704	歯07	歯科用ワックス	70541000	歯科鑄造用シートワックス	床、バー、クラスプ等の鑄造ろう型を作製するために用いるワックスをいう。		1	-	201202063	歯科用キャストイングワックス
別表第3	705	歯07	歯科用ワックス	70542000	歯科用ステッキワックス	歯科技工物を作製するために用いる仮着用ワックスをいう。		1	-	201202089	歯科用ステッキワックス
別表第3	706	歯07	歯科用ワックス	18083000	歯科用咬合堤	上下顎関係を記録するために、仮床または本床に取り付けられた歯列弓の概形模型をいう。咬合堤は既成形品をもとに個々の患者に合わせて作製又は調整される。		5-	-	201202106	歯科印象用ワックス
別表第3	707	歯07	歯科用ワックス	34807000	歯科印象用ワックス	口腔内の印象採得用の材料をいう。ワックスを成分とするが、融点の低いレジンを混合したものもある。		5-	-	201202106	歯科印象用ワックス
別表第3	708	歯07	歯科用ワックス	38584000	歯科用咬合堤ワックスプレート	上下顎関係を記録するために用いる歯科材料(模型用ワックス)をいう。板状に成形されており、咬合堤を作る。箔(金属、プラスチック)による補強のあるものとなないものがある。		5-	-	201202106	歯科印象用ワックス
別表第3	709	歯07	歯科用ワックス	38602000	歯科用咬合堤ワックス	上下顎関係を記録するために用いる歯科材料(模型用ワックス)をいう。咬合堤を作る。箔(金属、プラスチック)による補強のあるものとなないものがある。		5-	-	201202106	歯科印象用ワックス
別表第3	710	歯07	歯科用ワックス	70543000	歯科用ユーティリティワックス	歯科技工物を作製するために補助的に用いる多目的ワックスをいう。		1	-	201202122	歯科用ユーティリティワックス
別表第3	711	歯07	歯科用ワックス	34808000	歯科用ベースプレート	咬合堤の築盛又は試適用義歯作製の基礎となる土台をいう。歯科用ベースプレートはワックス、セラック又は高分子からなり、個々の患者ごとに作製される(個別製)。		5-	-	201202148	歯科用ベースプレート
別表第3	712	歯07	歯科用ワックス	31836000	歯科用ワックス成型品	可撤性局部義歯を維持するための器具を作製する場合に用いる材料をいう。ワックスで既定の形状に成形されており、たとえば鑄造等によって金属に置き換えて使用する。		1	-	201204009	歯科用ワックス成型品
別表第3	713	歯08	歯科用石膏及び石膏製	70544000	歯科用焼石こう	歯科技工物を作製するために模型材等に用いる焼石こうをいう。		1	-	201402023	歯科用焼石こう
別表第3	714	歯08	歯科用石膏及び石膏製	70545000	歯科用硬質石こう	歯科技工物を作製するために模型材等に用いる硬質化石こうをいう。		1	-	201402049	歯科用硬質石こう
別表第3	715	歯08	歯科用石膏及び石膏製	70546000	歯科用高温模型材	無水けい酸、りん酸塩、コロイダルシリカ、エチルシリケート等を主成分とする高温用模型材をいう。		1	-	201402065	歯科高温用模型材
別表第3	716	歯08	歯科用石膏及び石膏製	34811000	歯科用樹脂系模型材	歯科用模型及び修復物の作製過程で用いる各種高分子からなる材料をいう。		1	-	201402081	歯科用樹脂系模型材
別表第3	717	歯08	歯科用石膏及び石膏製	70547000	歯科鑄造用石こう系埋没材	無水けい酸及び石膏を主成分とする鑄造用埋没材をいう。		1	-	201404027	歯科鑄造用石こう系埋没材
別表第3	718	歯08	歯科用石膏及び石膏製	70548000	歯科高温鑄造用埋没材	無水けい酸、アルミナ、マグネシア、りん酸塩、コロイダルシリカ、エチルシリケート、石こう等を主成分とする鑄造用埋没材をいう。		1	-	201404043	歯科高温鑄造用埋没材
別表第3	719	歯08	歯科用石膏及び石膏製	70549000	歯科ろう付用埋没材	石英及び結合材を主成分とする、ろう付用埋没材をいう。		1	-	201404069	歯科ろう付用埋没材
別表第3	720	歯09	歯科用研削材料	31833000	歯科用アブレシブポイント	金箔充填等における充填過剰部分の除去及びクラウン等の修復物の粗造な表面を平滑にすることを目的とした器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	-	201602009	歯科用アブレシブ研削材
別表第3	721	歯09	歯科用研削材料	70550000	歯科技工用アブレシブ研削器具	炭化けい素、アルミナ等を用いる技工用研削材をいう。ポイント、ホイール、ディスク等を含む。		1	-	201602009	歯科用アブレシブ研削材
別表第3	722	歯09	歯科用研削材料	70551000	歯科技工用ダイヤモンド研削材	ダイヤモンドを用いる技工用研削材をいう。ポイント、ホイール、ディスク等を含む。		1	-	201604003	歯科用ダイヤモンド研削材
別表第3	723	歯09	歯科用研削材料	16184000	歯磨カップ	歯科予防(清掃)時に研磨材を適用するために用いる、通常、ゴム製の器具をいう。本品は歯科用ハンドピースに取り付けて回転させて研磨材を歯に適用する。		5-	-	201606007	歯科用ゴム製研磨材

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	724	歯09	歯科用研削材料	70552000	歯科用ゴム製研磨材	ゴム基材で結合された様々な研磨成分から成る歯科用研磨材をいう。ポイント、ホイール、ディスク等を含む。		1	-	201606007	歯科用ゴム製研磨材
別表第3	725	歯09	歯科用研削材料	35702000	歯科研削用ストリップ	研削粒子が片面又は両面にコーティングされた歯科用ストリップをいう。歯牙又は修復物表面の修正に用いる。		6-	-	201699005	その他の歯科用研削材及び研磨材
別表第3	726	歯09	歯科用研削材料	35768000	歯科予防治療用ブラシ	歯科衛生士及び歯科医師、又はそのどちらかが歯の清掃と研磨に用いることを目的とした、ブラシを備えた回転式歯科用器		5-	-	201699005	その他の歯科用研削材及び研磨材
別表第3	727	歯09	歯科用研削材料	70553000	歯面研磨材	粉末、ペースト、クリーム又はゲル状の半固形状の研磨材で、歯科衛生士、歯科医師等が歯面の清掃及び研磨に用いるものをいう。予防治療ブラシ、歯磨カップ等を用いて歯面を研磨する。生物学的効果を意図するもの、医薬品を含有するもの、生物由来原材料を含むものを除く。		5-	-	201699005	その他の歯科用研削材及び研磨材
別表第1	780	歯09	歯科用研削材料	70554000	医薬品含有歯面研磨材	粉末、ペースト、クリーム又はゲル状の半固形状の研磨材で、歯科衛生士、歯科医師等が歯面の清掃及び研磨に用いるものをいう。予防治療ブラシ、歯磨カップ等を用いて歯面を研磨する。医薬品を含有する。		7-	-	201699005	その他の歯科用研削材及び研磨材
別表第3	728	歯09	歯科用研削材料	70555000	歯科技工用研削・研磨器材キット	歯科技工用研削材、歯科技工用研磨材等から成るキットをいう。		1	-	201699005	その他の歯科用研削材及び研磨材
別表第3	729	歯09	歯科用研削材料	70556000	歯科用研磨器材	補綴物等の研磨に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。		1	-	201699005	その他の歯科用研削材及び研磨材
別表第3	730	歯09	歯科用研削材料	70557000	歯科用研削器材	補綴物等の研削に用いる器材をいう。別に名称を定めるものを除く。		1	-	201699005	その他の歯科用研削材及び研磨材
別表第2	1234	歯05	歯科用接着充填材料	16388000	義歯床安定用糊材	口腔内において義歯(可撤性義歯)を安定させるために用いる粉末又はペースト状の材料をいう。		5-	-	209902008	義歯床安定用糊材
別表第1	781	医04	整形用品	34006000	歯科用骨再建インプラント材	歯科治療で顎骨内の欠損部の充填や顎骨の築盛(補強)のために用いる吸収性又は非吸収性の生体材料をいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	782	医04	整形用品	42347000	歯科用骨内インプラント材	部分的又は全体的に顎骨内に埋植する歯科用インプラントをいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	783	医04	整形用品	42348000	歯科用インプラントフィクスチャ	外科的に骨内に埋植する歯科用インプラントの一部をいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	784	医04	整形用品	42349000	歯科用粘膜下埋植型インプラント材	歯肉又は粘膜に完全に覆われる歯科用インプラントをいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	785	医04	整形用品	42350000	歯科用粘膜内インプラント材	口腔の軟組織に埋植する歯科用インプラントをいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	786	医04	整形用品	42352000	歯科用骨膜下インプラント材	骨膜と骨表面との間に埋植する歯科用インプラントをいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	787	医04	整形用品	42353000	歯科用経根管及び経歯根インプラント材	歯根管又は歯根を經由して骨に挿入するために用いるロッド型インプラントをいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	788	医04	整形用品	42354000	歯科用経歯肉インプラント材	歯科補綴物の脱離を防止するために、粘膜を經由して口腔内へ伸びる支台構造をもった歯科用インプラントをいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第1	789	医04	整形用品	70558000	歯科用インプラントシステム	歯科用インプラント、インプラント埋植手術用器材、上部構造の作製に用いる技工用器具から成るシステムをいう。		8	-	209904002	歯科用インプラント材
別表第3	731	医03	手術用手袋及び指サック	70559000	歯科用手袋	歯科の診察、治療及び処置に用いるゴム製又はビニール製の手袋をいう。手術に用いるものを除く。		5-	-	209906006	歯科用手袋
別表第3	732	器65	歯科用充填器	16195000	歯科用マトリックスバンド	修復材に一般の輪郭を与え、修復材を閉じ込めるステンレス製又はポリエステル製のバンド又は短いチューブをいう。マトリックスリテイナ(このバンドを歯の周囲にぴったりと引き付けることができる器具)により所定の位置に取り付ける。修復する歯の形状のほか、隣接する歯の位置に応じて適切な形になるように充填物の挿入時に歯をわずかに分離させるために歯頸部に設置する歯科用器具をいう。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	733	器65	歯科用充填器	16370000	歯科用マトリックスウェッジ	マトリックスバンドを歯の所定の位置に保持するために用いる歯科用器具をいう。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	734	器65	歯科用充填器	33204000	歯科用マトリックスリテイナ	マトリックスバンドを歯の所定の位置に保持するために用いる歯科用器具をいう。		5-	非該当	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1235	医04	整形用品	35868000	歯科用保持ピン	歯科修復物を保持又は安定させるため、歯牙に永久的に植立するために用いる器具をいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	735	医04	整形用品	36311000	歯科用咬合スプリント	歯牙の咬合面を被覆する硬性又は柔軟性のある器材をいう。転位歯又は動揺歯の位置の保持、クレンチング(噛みしめ癖)や歯ぎしりとその後遺症の治療、及び筋肉又は顎関節の疼痛、例えば顎関節症に対する暫間的な除痛に使用する。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1236	医04	整形用品	38576000	歯科用精密ボールアタッチメント	球状雄部と環状雌部の2つの部分から構成されるアタッチメントをいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1237	医04	整形用品	38577000	歯科用精密バーアタッチメント	既製の金属バー及び鉤、スリーブ、螺子等からなり、バー型装置へ可撤性補綴物を固定するために用いる装置をいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1238	医04	整形用品	38578000	歯科用精密磁性アタッチメント	可撤性補綴物を磁石によって維持する装置をいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1239	医04	整形用品	38580000	歯科用精密スライドアタッチメント	雄部を雌部に設けられた精密な溝に嵌合させて取り付ける装置をいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1240	医04	整形用品	38603000	歯科用精密弾性アタッチメント	歯牙負担又は粘膜負担義歯において、支台に過剰な力が加わらないよう、床下粘膜の変形による義歯の変位を吸収できる十分な遊びを与えるように設計されたアタッチメントをいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1241	医04	整形用品	38609000	歯科根管管用ポスト成形品	維持又は補強手段として、形成後の根管に挿入する既製のポスト又はロッドをいう。既製ポストは様々な形状、寸法があり、材料も合金、セラミックス、繊維強化型プラスチック製等がある。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	736	歯03	義歯床材料	38625000	歯科用高分子鉤成形品	高分子材料で作製された既製の歯科用鉤をいう。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第1	790	歯05	歯科用接着充填材料	38783000	歯科用う蝕除去液	罹患した歯牙の組織で、う蝕を検出し、除去するために使用する液体をいう。		13	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第1	791	歯02	歯冠材料	38785000	歯科用漂白材	治療又は美容目的で歯を白くするために用いる歯科用の液剤又はペーストをいう。		13	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	737	歯03	義歯床材料	70560000	歯科用金属鉤成形品	可撤性局部義歯に用いる既製の弾性金属鉤をいう。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第1	792	歯05	歯科用接着充填材料	70561000	医薬品含有歯科用知覚過敏抑制材料	象牙質(形成されたものも含む)の知覚過敏を抑制するために歯質表面に用いる材料をいう。医薬品を含有する。		13	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	738	医04	整形用品	70562000	歯科咬合スプリント用材料	歯科用咬合スプリントを作製するために用いる材料をいう。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	739	歯07	歯科用ワックス	70563000	歯科技工用リテンションピース	鑄造パターン用の微細な合成樹脂ピースをいう。レジン前装冠を作製する場合、レジン表面を保持するために金属コーピング面に微細な突起を作成する。		1	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1242	歯03	義歯床材料	70564000	歯科汎用アクリル系レジン	暫間インレー、クラウン、ブリッジ等の作製、義歯床の修理等、多目的に用いるアクリル系レジンをいう。硬化時間等の調整材料を含む。		7	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1243	歯03	義歯床材料	70565000	歯科汎用アクリル系レジンキット	歯科汎用アクリル系レジン及び関連器材のキットをいう。		7	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1244	歯05	歯科用接着充填材料	70566000	歯科技工用金属表面処理材料	歯科用金属表面の接着性を付与・強化するために用いる技工用表面処理材をいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	740	歯05	歯科用接着充填材料	70567000	歯科技工用セラミックス表面処理材料	歯科用セラミックス表面の接着性を付与・強化するために用いる技工用表面処理材をいう。		1	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1245	歯05	歯科用接着充填材料	70568000	歯科用接着材料キット	通常の歯科用接着操作に用いる器材を集めたキットをいう。他に名称を定めるもの及び医薬品成分を含むものを除く。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1246	歯05	歯科用接着充填材料	70569000	歯科金属用接着材料	金属と、レジン系歯科材料とを接着するために用いる材料をいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1247	歯05	歯科用接着充填材料	70570000	歯科金属接着用キット	歯科金属用接着材料及び関連器材のキットをいう。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	741	歯03	義歯床材料	70571000	歯科用分離材	口腔内で使用する分離材をいう。義歯床及び人工・天然歯と、歯科材料との分離、歯科材料間の分離のために用いる。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1248	医04	整形用品	70572000	歯科根管管用ポスト成形品キット	既製のポスト又はロッド、ドリル、レンチ、ゲージ等から成るキットをいう。歯科根管形成後、ポスト又はロッドを根管に挿入し、強化する。ポストを植立させるため、前処理としてドリル、レンチ、ゲージ等を用いる。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	742	歯03	義歯床材料	70573000	歯科用マーカ	ファセットの強さの評価、位置特定等に使用するマーカをいう。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第2	1249	歯05	歯科用接着充填材料	70574000	歯科用知覚過敏抑制材料	象牙質(形成されたものも含む)の知覚過敏を抑制するために歯質表面に用いる材料をいう。吸収性又は生物学的効果をもつもの、医薬品を含有するもの、生物由来原材料を使用したもの、予防治療用ブラシ、予防カップ、デンタルフロス、研磨材等から成るキットをいう。歯科医師、歯科衛生士等が歯面清掃に用いる。		8-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	743	歯09	歯科用研削材料	70575000	歯科用口腔内清掃キット	歯内治療で石灰化した根管壁等を軟化・中和するために用いる材料をいう。各材料を用いる器具を含め、セットになったものもある。医薬品を含むものを除く。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	744	歯05	歯科用接着充填材料	70576000	歯科根管切削補助材	歯内治療で石灰化した根管壁等を軟化・中和するために用いる材料をいう。各材料を用いる器具を含め、セットになったものもある。医薬品を含むものを除く。		5-	-	209999004	他に分類されない歯科材料
別表第3	745	器34	医療用刀	12222001	手動式ケラトーム	角膜を切開するために用いる手動式の眼科手術用機器をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	746	器34	医療用刀	12235000	ナイフハンドル	組織の切断又は切離が可能な刃を取り付けるように設計された金属製(通常、ステンレス製)の手術器具をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	747	器34	医療用刀	12844000	骨刀	切刃をもつ手術器具をいう。骨切り術(骨を分割する外科手術)等に用いる。この骨は、通常、移植に用いる。本品は骨の成形に用いる場合もある。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	748	器34	医療用刀	13507000	強膜刀	強膜切開に用いる眼科手術用機器をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	749	器34	医療用刀	14147000	骨トレビン	骨の椎間板を切断及び除去するために用いる器具をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	750	器34	医療用刀	14148001	手動式角膜トレビン	円筒型で角膜組織の輪状片(角膜ボタン)の切断及び除去を目的とした刃先をもつ手動式眼科手術用機器をいう。例えば、被移植者に移植するために死体から健常組織を採取することがあり、この場合には移植片を受け入れるために異常を来した角膜を切断及び除去する。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	751	器34	医療用刀	16080000	小嚢切除タック	内耳から迷路リンパを除去するため、球形嚢に穿刺するために用いる器具をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	752	器34	医療用刀	32764000	眼科用ナイフ	様々な形状及びサイズのハンドル及び刃をもち、眼及び周辺構造の手術に用いる切断手術用機器をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	753	器34	医療用刀	34984000	水晶体嚢切開刀	眼の水晶体嚢を切開するために用いる眼科手術用機器をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	754	器34	医療用刀	35130000	メス	手術時に身体組織の切断及び切離に用いる器具をいう。通常、様々な形状及びサイズのハンドル及び刃を備えた手術器具として設計されている。ナイフに分類される器具には、他の技術を用いて切断するように設計されているものもある。組織のほかに試料及び物体の切断に用いるものもある。		6-	非該当	220202004	刀
別表第2	1250	器34	医療用刀	37445000	単回使用メス用刃	メスの把柄に取り付けて使用する、外科器具(メス)の構成部品をいう。下方に押し付けるように動かして細胞を切り通すことができる。本品は単回使用である。		6	-	220202004	刀
別表第2	1251	器34	医療用刀	37446000	単回使用アデノーム用刃	アデノイド組織の切断及び切除を目的とするアデノームのギロチンに取り付けるよう設計された外科器具用刃をいう。本品は単回使用である。		6	-	220202004	刀
別表第3	755	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	38440000	軟組織トレビン	骨以外の組織の円板を切除するために用いる円筒状鋸又は冠状鋸をいう。切断する組織のサイズや硬度に応じて様々なサイズ及び形状のものがある。		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	756	器34	医療用刀	41544000	歯肉切除メス	ポケットの軟部組織壁を切除するために用いる切断用器具をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	757	器34	医療用刀	42338000	靭帯切開刀	靭帯線維の切断及び歯槽部分離に用いる歯科手術器具をいう。		6-	非該当	220202004	刀
別表第3	758	器35	医療用はさみ	31822000	歯科用歯肉はさみ	歯科手術用に特別に設計された器具をいう。		6-	非該当	220204008	せん刀(はさみ)
別表第3	759	器35	医療用はさみ	31847000	歯科用金冠はさみ	金属帯環の切断に用いる直線又はカーブのついた短い刃をもつ歯科手術器具をいう。		1	非該当	220204008	せん刀(はさみ)
別表第3	760	器35	医療用はさみ	35325000	はさみ	通常、手術時の組織、布、縫合糸等の切断に用いる器具をいう。回転軸のある2枚の刃(通常、ハンドルに親指と他の指用の穴がある)からなり、切断する材料の上で2枚の刃を閉じることによって操作する。		6-	非該当	220204008	せん刀(はさみ)

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	761	器35	医療用はさみ	35327000	眼科用せん刀	眼科手術時に組織を切断するために用いる眼科用手術機器をいう。例えば、2枚の回転刃のほか、手指及び母指で握むハンドルから成るものもある。刃は様々な形状のものがある。		6-	非該当	220204008	せん刀(はさみ)
別表第3	762	器40	医療用のこぎり	13448000	手術用のこぎり	手動式又は動力式(空気、窒素、電池又は電源等)の器具をいう。担体として用いるか振動刃又は往復刃などの多くのアタッチメントとともに用いる。通常、特定領域専用のものである。マイクロ設計又はマクロ設計のものがある。アタッチメントによって整形外科、耳鼻咽喉科、足治療又は形成外科など多くの外科専門領域で使用することができる。		6-	非該当	220206002	のこぎり
別表第3	763	器40	医療用のこぎり	15774000	ギブスカッタ用刃	ギブス除去ツール(ギブスカッタ)の一部で、ギブス材料を切開する刃をもつ手術器具をいう。		6-	-	220206002	のこぎり
別表第3	764	器40	医療用のこぎり	16340000	電動式ギブスカッタ	手持型の電動器具をいい、その近位端は、通常、円柱型でハンドルとなっており、遠位端はギブスを形成する石膏又は合成材料を切断する丸い半月様の刃となっている。この刃は、ハンドルに内蔵された刃を振動させるモーターにより切断することができる。のこ引きではなく振動によって切断する。		12	非該当	220206002	のこぎり
別表第3	765	器40	医療用のこぎり	16341000	手動式ギブスカッタ	はさみ様の手持型器具をいう。2枚の刃の遠位端から転心まで様々な顎状の構造をとり、ギブスを形成するための石膏又は合成材料を切断することができる。はさみ様の機構をなす片方の刃の先端は、通常、患者の損傷を防ぐため鈍くなっており、本品は、通常、顎状構造を開くためのバネ機構を備えている。		6-	非該当	220206002	のこぎり
別表第3	766	器40	医療用のこぎり	34821000	のこぎり	手動式又は動力式(空気、窒素、電池又は電源等)の器具で、解剖学的構造又は物体の一部を切断又は分離する目的で用いるものをいう。担体として用いるか、多くのアタッチメントとともに用いる。通常、特定領域専用のものである。		6-	非該当	220206002	のこぎり
別表第3	767	器41	医療用のみ	10824000	のみ	片面に斜角をつけた一枚刃の手術器具をいう。骨などの硬組織の切断又は輪郭研削に用いる。		6-	非該当	220208006	のみ
別表第3	768	器44	医療用やすり	11701000	やすり	様々な形状の隆起した表面をもつ手持型の手動式外科用器具で、組織の平滑化、削合又は切断に用いるものをいう。		6-	非該当	220210003	やすり
別表第3	769	器44	医療用やすり	31863000	歯科用辺縁仕上げファイル	歯又は他の歯科用修復物の縁の仕上げに用いる目の細かい表面をもつ金属製の手動式歯科用器具をいう。		5-	非該当	220210003	やすり
別表第3	770	器44	医療用やすり	35786000	角膜パー	小型の手持型回転式外科用器具で、切断端に様々な形状の溝切面又は切断面をもつスチール等の硬質合金製の軸からなり、角膜組織の搔爬に用いる機器をいう。		6-	非該当	220210003	やすり
別表第3	771	器44	医療用やすり	37629000	歯科練成充填材用ファイル	片面が隆起し溝の付いた歯科用器具で、練成充填材の辺縁の仕上げに用いるものをいう。		5-	非該当	220210003	やすり
別表第3	772	器46	医療用絞断器	32755000	眼科用スネア	切除する組織の周囲に軟性ワイヤのループを配置し締め付ける手術機器をいう。通常、眼球摘出に用いる。例えば、チャンネル又はカニューレ1本、固定指輪2つ及びスライド指輪1つから成る眼科用手術器具で、眼科手術時に用いるものがある。		6-	非該当	220212007	絞断器
別表第3	773	器46	医療用絞断器	34822000	絞断器	通常、チャンネル又はカニューレ1本、固定指輪2つ及びスライド指輪1つからなる器具をいう。組織の周囲に軟性ワイヤのループを配置し締め付ける。スライド指輪を残る指輪に対して相対的に動かすことによって、ワイヤがチャンネルから伸びる距離を		6-	非該当	220212007	絞断器
別表第3	774	器46	医療用絞断器	10025000	アデノトーム	アデノイド切除に用いる手術器具をいう。		6-	非該当	220214001	切除器
別表第3	775	器46	医療用絞断器	14070000	扁桃切除刀	扁桃腺の切除に用いる手動式の手術器具をいう。扁桃腺を把持及び保持するための柔軟なループ状のもの又はスライド式の刃を保持及び誘導する金属製のフレーム型のものがある。ループ状のものは扁桃腺を保持することから、手動ナイフで切断することができる。フレーム型のは、扁桃腺を切断するスライド式の刃を操作する様々なデザインの手動式クランクをも		6-	非該当	220214001	切除器
別表第3	776	器46	医療用絞断器	35836000	再使用可能な切除用刃	アデノイド組織の切断又は切除の目的で腺様増殖切除器のギロチンにはめ込むために用いる手術用刃をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220214001	切除器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	777	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	10520000	頭蓋骨用バー	通常、鋼鉄等の硬質金属製の小型回転軸をいう。片端に様々な形状の溝切り面又は切断面をもち、軟質又は硬質の頭蓋組織の孔あけに用いる。適切な電動器具に挿入して回転させる。		6-	非該当	220216005	穿孔器
別表第3	778	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	12732001	再使用可能な気道確保用針	気道の開口に用いる細く鋭利な先端を有する再使用可能な器具をいう。通常、中空金属製である。特に救急の呼吸器閉塞時に輪状甲状軟骨切開術に用いる。		6-	非該当	220216005	穿孔器
別表第2	1252	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	12732002	気道確保用針	気道の開口に用いる細く鋭利な先端を有する単回使用器具をいう。通常、中空金属製である。特に救急の呼吸器閉塞時に輪状甲状軟骨切開術に用いる。		6	非該当	220216005	穿孔器
別表第3	779	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	12989000	穿孔器	軟部組織又は骨に貫通させるために用いる、通常、ステンレス製の器具をいう。槍状で軸の近位端にハンドルを備え、遠位端が槍又は錐体型のものや、やっこ状でハンドルを絞ることによって動かすものがある。また、切刃にのこぎり様の歯をもつ中空又は管状のドリル型のものもある。		6-	非該当	220216005	穿孔器
別表第3	780	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	13614000	人工皮膚メッシュ拡張デルマトーム	患者への皮膚移植前に、提供皮膚片にあるパターン製の裂け目(切断)を作るために用いる手動の器具をいう。通常、皮膚を切断ホイール列(皮膚をある程度伸長させる)に通すことによって穿孔部が開き、小さいスリット状の穴となる。この作業は植皮・治療過程を改善するために用いる。		6-	非該当	220216005	穿孔器
別表第3	781	器49	医療用穿刺器、穿削器、穿孔器	37150000	ガイド	トロカールスリーブの交換時に用いるトロカールガイドロッド等、他の物体を適正な進路に導くために用いる装置、器具又は付属品をいう。ガイドは、1. 冠動脈に入る、閉塞を切り抜ける又は体腔に穿刺する場合に困難な部位に緩徐に導入または操作するために用いるほか、2. 切開部、切断部又は植込み部の正確な位置を確認するために用いる。		6-	非該当	220216005	穿孔器
別表第3	782	器12	理学診療用器具	11177000	皮膚擦傷ユニット	形成手術時等に、擦過によって皮膚表面を除去するために用いる電動装置をいう。本品は、一部の回転研磨器具(ワイヤブラシ、エメリディスク等)の機能を高め、癬痕、刺青、母斑、小じわ、その他の皮膚の不整等を取り除くために用いることができる。		12	非該当	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第3	783	器46	医療用絞断器	17523000	空気圧式ギブスカッター	手持型の空気圧式器具をいう。その近位端は、通常、円柱型でハンドルとなっており、遠位端はギブスを形成する石膏又は合成材料を切断する丸い半月様の刃となっている。この刃は、ハンドルに内蔵された刃を振動させる空気モーターにより切断することができる。のこ引きではなく振動によって切断する。		12	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第2	1253	器46	医療用絞断器	32812000	電動式角膜バー	小型の手持型回転式外科用器具で、切断端に様々な形状の溝切り面又は切断面をもつスチール等の硬質合金製の軸からなり、角膜組織の搔爬に用いる機器をいう。適切な電動式器具に挿入して回転させる。		9	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	784	器46	医療用絞断器	32885000	ワイヤカッター	2つの咬み合い部をもつはさみ様の外科用器具をいう。ワイヤ、ピン又は締結部の切断に用いる。		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	785	器46	医療用絞断器	35096000	手術用ギロチン	金属フレームからなる手術器具で、このフレームを通じてスライディングナイフブレードを動かすものをいう。それぞれ切断する組織に応じて様々な形状及びサイズのものがある。様々なクランク又はシャフトドライブ機構を動力とする。		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第2	1254	器46	医療用絞断器	35134000	単回使用デルマトーム用刃	各種サイズの切り刃で、デルマトームに取り付けて皮膚移植組織の採取に用いる刃をいう。本品は単回使用である。		6	-	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	786	器46	医療用絞断器	35213000	つち骨カッター	リング状のハンドルをもつ器具で、遠位端から転心まで1枚の刃が前後にスライドして噛み合い部を操作するものをいう。固定式の刃の先端に鋭い金床または鉤をもつものもある。先端が金床のものは、スライド式の刃が金床に対してもう1枚の鋭い歯を開閉させる。先端が鉤のものは、スライド式の刃が鉤に接		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	787	器46	医療用絞断器	35377000	血管手術用ストリッパ	血管の端から端又は一部を切除するために用いる手術器具をいう。静脈又は動脈の一部を切除するように設計されたストリッパもある。血管手術用ストリッパには2種類のデザインがあり、ひとつは片端にストリッピングカップ又はディスク、反対端にガイドチップをもつ柔軟なステンレス製のケーブル、もうひとつは先端が閉じたリング又はループ状の硬質のロッド(外部ストリッ		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	788	器46	医療用絞断器	36432000	デルマトーム	移植のための採皮に用いる手術器具をいう。手動式器具又は動力付装置がある。		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	789	器46	医療用絞断器	37472000	再使用可能なデルマトーム用刃	デルマトームに取り付ける様々なサイズの刃で、皮膚グラフト採取用の切刃となるものをいう。滅菌後再使用することができ、通常、間隔を置いて刃先を鋭化する必要がある。		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	790	器46	医療用絞断器	37473000	ガス圧式デルマトーム	皮膚移植用の薄い提供皮膚片の切断又は小型皮膚病変の切除に用いるガス圧式の手術器具をいう。この用途には専用の刃が必要である。		12	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	791	器40	医療用のこぎり	37841000	ガス圧式手術用のこぎり	振動又は往復動作を与えるアタッチメントを含むハンドピースからなる器具をいう。マイクロ設計又はマクロ設計のものがある。充電式電池式である。通常、圧縮空気又は圧縮窒素などのガス		12	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	792	器46	医療用絞断器	38797000	手動式デルマトーム	皮膚移植用の薄い提供皮膚片の切断又は小型皮膚病変の切除に用いる手持型の手術器具をいう。この用途には専用の刃が必要である。		6-	非該当	220299000	その他の切断、絞断及び切削器具
別表第3	793	器36	医療用ピンセット	16209000	眼科用ピンセット	眼組織及び周辺組織の把持、操作、圧迫、引っ張り又は結合に用いる機器をいう。例えば、2枚の刃に接続した2つのハンドルをもつ手術器具がある。ハンドルは永久的に結合しているものもあれば、使用時に、通常、圧力によって結合するものもある。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220402006	ピンセット
別表第3	794	器36	医療用ピンセット	31813000	歯科咬合紙用ピンセット	2つのバネ性の先端部をもち、咬合紙を保持するために用いる歯科用器具をいう。		5-	非該当	220402006	ピンセット
別表第3	795	器36	医療用ピンセット	31814000	歯科治療用ピンセット	2つの先細のバネ性先端部をもつ歯科用器具をいう。この先端部を近接させて(閉じて)、口腔内に適用する創傷被覆・保護材を把持する。		5-	非該当	220402006	ピンセット
別表第3	796	器36	医療用ピンセット	35079000	ピンセット	保持する物体を閉じて挟む2枚の刃をもつ手術器具をいう。ハンドルは永久的に結合している。この器具のグループには、すべての手術用ピンセット、マイクロピンセット及び手術用ツイー		6-	非該当	220402006	ピンセット
別表第3	797	器39	医療用鉗子	10861000	鉗子	臓器、組織又は血管を非外傷性に把持、結合、圧迫又は支持するために用いる手術器具をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	798	器39	医療用鉗子	10869000	再使用可能な包皮切除術中用クランプ	包皮切除術中に陰茎の包皮を圧迫するために用いる外科用器具をいう。この器具は滅菌後、再使用できる。		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	799	器39	医療用鉗子	10907000	単回使用鼻用クリップ	鼻孔を通して空気の流れを抑えるのに役立つ器具をいう。この器具は、通常、ゴム付きプラスチック又は泡状チップから作られ、肺機能検査に使用される。この場合、正確な測定のためにマウスピースを通して空気が確実に流れるように手助けする。本品は単回使用である。		1	-	220404000	鉗子
別表第3	800	器39	医療用鉗子	15713000	歯科用骨鉗子	抜歯後に歯槽骨頂を除去するために用いる歯科用器具をい		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	801	器39	医療用鉗子	31264000	チューブ導入用鉗子類	はさみに似たリングハンドルつきの器具をいう。刃の中心点から離れた部分は、気管内チューブの導入に用いるのこぎり刃付きのリング形をなす。刃の中心点に近い部分はS字型、又は湾		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	802	器39	医療用鉗子	32853000	手術用骨鉗子	軟骨又は骨などの硬い組織を締め付けて切断することにより除去することを目的とした外科用器具又は歯科用器具をいう。通常、このような組織を締め付けるために加える力に耐えるような頑強な設計となっている。プライヤ型、ピストルグリップ型及び刃が軸心の先まで及びピストルグリップ型等様々なデザインの		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	803	器39	医療用鉗子	33209000	歯科矯正用プライヤ	用途に応じて様々な形状の先端部をもつ小型のペンチで、小物を保持したり、金属片又はワイヤを屈曲又は切断するために用いるものをいう。		1	非該当	220404000	鉗子

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	804	器39	医療用鉗子	35552000	抜歯用鉗子	抜歯に用いるペンチ様の形状の歯科用器具をいう。		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	805	器39	医療用鉗子	35801000	眼科手術用クランプ	眼組織又は周辺組織を非外傷性に把持、結合、圧迫又は支持するために用いる手術機器をいう。		6-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	806	器58	整形用器具 器械	42339000	歯根分離器	下顎歯の歯根を割り込んで分離させるために特別に設計された歯科用手術器具をいう。		5-	非該当	220404000	鉗子
別表第3	807	器15	舌圧子	14066000	舌圧子	舌を移動させて、周辺臓器及び組織の検査を容易にするために用いる手術器具をいう。		6-	非該当	220406004	舌圧子
別表第3	808	器53	医療用消息子	32761000	線維柱帯用消息子	金属製の細いロッド様で、線維柱帯の手術時に用いる機器をいう。例えば、切開術時に眼の外側から線維柱帯を切開するために用いるものがある。		6-	非該当	220408008	消息子
別表第3	809	器53	医療用消息子	32870000	手術用消息子	金属製又は軟性材料製で、細い棒状の手術器具をいう。洞、瘻、その他の空洞又は創部を探索するために用いる。プローブ先端は、特定の解剖学的用途(乳様突起の探索等)に合わせて設計されており、シャフトに対して直角に湾曲するものもある。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220408008	消息子
別表第3	810	器53	医療用消息子	35251000	眼科用消息子	柔軟な金属製の先端が球状の細いロッド様で眼及び関連構造の検査に用いる機器をいう。		6-	非該当	220408008	消息子
別表第3	811	器50	開創又は開孔用器具	32708000	円蓋開瞼器	結膜検査の一助となるように眼瞼を引き戻し、開瞼させておくために用いる眼科用機器をいう。		5-	非該当	220410005	挟瞼器、開瞼器及び眼球固定器具
別表第3	812	器50	開創又は開孔用器具	35349000	開瞼器	眼科手術ないしは検査時に、眼瞼を開けた状態にしておく機器をいう。例えば、転心で結合した2つのアームからなる手術器具で、様々なサイズ、形状及び輪郭のものがある。遠位端は丸く、挿入して開瞼するときに眼腔周辺組織を拡張又は伸張するために用いるものもある。検査又は眼科手術時に用いる。通常、ステンレス製で自動開瞼機構又は調節機構を備えている。		6-	非該当	220410005	挟瞼器、開瞼器及び眼球固定器具
別表第3	813	器39	医療用鉗子	16446000	アプライヤ	手術用クリップ又はステーブル等の医療用具を組織に取り付けるために用いる手術器具をいう。		6-	非該当	220499002	その他の挟器
別表第3	814	器39	医療用鉗子	35119000	失禁手術用クランプ	遺尿を起こすため非外傷性に尿道に外圧を加えるため、可鍛性金属フレームからなり、一部がスポンジゴムコートされた手術器具をいう。		6-	非該当	220499002	その他の挟器
別表第3	815	器39	医療用鉗子	35446000	頭部手術用クランプ	手術時に特定の固定位置に頭部及び頸部を固定するため頭蓋の保持に用いる手術器具をいう。通常、脳神経外科手術に手術時に眼内レンズの挿入及び配置を導くため、眼内に挿入する器具をいう。眼内レンズの挿入後に取り外す。		6-	非該当	220499002	その他の挟器
別表第3	816	器39	医療用鉗子	36061000	眼内レンズ挿入器	手術中に眼内レンズの挿入及び配置を導くため、眼内に挿入する器具をいう。眼内レンズの挿入後に取り外す。		6-	非該当	220499002	その他の挟器
別表第3	817	器39	医療用鉗子	38523000	単回使用陰茎手術用クランプ	手術中に陰茎を挟んだり操作するために用いる外科器具をいう。本品は単回使用である。		6-	非該当	220499002	その他の挟器
別表第3	818	器39	医療用鉗子	38525000	単回使用環状切除術用クランプ	環状切除術中に陰茎包皮をはさむために用いる外科器具をいう。本品は単回使用である。		6-	非該当	220499002	その他の挟器
別表第3	819	器39	医療用鉗子	38526000	単回使用痔核手術用クランプ	鉗形で取っ手が輪型の外科器具をいい、中心点から遠位の刀身は三角の鋸歯状のあご部で終る。本品は単回使用である。		6-	-	220499002	その他の挟器
別表第3	820	器39	医療用鉗子	70577000	内視鏡手術用イントロデューサ及びエキストラクタ	内視鏡手術で、各種の器具を挿入したり、切除組織を摘出したりするために用いる筒状の器具をいう。		6-	非該当	220499002	その他の挟器
別表第3	821	器37	医療用匙	12318000	水晶体圧出器	眼から水晶体核を除去するために用いる手動式眼科用手術機器をいう。		6-	非該当	220600004	鋭ひ及び鈍ひ
別表第2	1255	器37	医療用匙	16308000	単回使用舌コケ剥離器	診断用に舌の上部からの剥離物を集めるために使用される木製又は金属製の器具をいう。本品は単回使用である。		6	-	220600004	鋭ひ及び鈍ひ
別表第3	822	器37	医療用匙	32772000	眼科用鋭ひ	先端が有窓、スプーン型又はリング状等の擦過用眼科用手術機器をいう。先端は鋭いものもあれば丸いものもある。眼組織の確保又は切除のために用いる。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220600004	鋭ひ及び鈍ひ
別表第3	823	器37	医療用匙	35153000	水晶体手術用スプーン	眼科水晶体手術において眼の水晶体の処置・切除等に用いる手動式眼科用手術機器をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220600004	鋭ひ及び鈍ひ
別表第3	824	器37	医療用匙	37241000	角膜鋭ひ	角膜から「錆の輪」等を除去するために用いる眼科手術機器をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220600004	鋭ひ及び鈍ひ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	825	器37	医療用匙	41716000	スプーン型鋭ひ及び鈍ひ	遠位端がスプーン型(皿型)でハンドルの付いた器具をいう。手術器具、投薬用器具として用いる場合もあれば、医療部門で他の機能として用いる場合もある。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220600004	鋭ひ及び鈍ひ
別表第3	826	器38	医療用鉤	13381000	眼球固定鉤	眼及び関連構造の切開縁を脇に寄せたり、眼球を固定するために用いる眼科用手術機器をいう。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220802000	鉤
別表第3	827	器38	医療用鉤	16465000	眼窩圧迫子	眼科手術時に眼窩腔の周辺部位の検査を容易にするため、組織を移動させる眼科用手術機器をいう。		6-	非該当	220802000	鉤
別表第3	828	器38	医療用鉤	32767000	眼科用鉤	形状は様々であるが、遠位端に行くに従って細くなる軸状のハンドルをもつ手術機器をいう。遠位部分は先端に向かってカーブしているもの又は曲がっているものがあり、先端は丸いもの又は尖っているものがある。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220802000	鉤
別表第3	829	器38	医療用鉤	35105000	鉤	軸様のハンドルをもつ手術器具をいう。ハンドルは様々な形状のものがあり、遠位端に向かって先細になっている。遠位部は丸い先端又は尖った先端に向かってカーブしているものもあれば曲がっているものもある。		6-	非該当	220802000	鉤
別表第3	830	器38	医療用鉤	35314000	眼窩固定鉤	ハンドルに幅広でカーブのついた先の尖った鉤を2枚取り付けた眼科用手術機器をいう。鉤の縁は鋭利でなく、眼窩の組織を脇によせて検査又は治療を行うことができるように切り込みが		6-	非該当	220802000	鉤
別表第2	1256	器38	医療用鉤	35973000	心臓断熱パッド	体外循環による心臓手術中の低体温心停止法と共に使用する。心臓周辺に配置される薄く柔軟なパッドをいう。これを用いることで心臓の急速な温度回復の防止に役立つ。本品は単回		6	非該当	220802000	鉤
別表第3	831	器50	開創又は開孔用器具	13373000	開創器	組織又は他の解剖学的部位を分離するために用いる手術器具をいう。臓器又は組織の露出やアクセスによって検査又は治療を可能にする。本品は再使用可能である。		6-	非該当	220804004	開創器
別表第3	832	器50	開創又は開孔用器具	13380000	歯科用開創器	手術時に可視性及び到達性を向上させるため、軟組織を移動し、保護するために用いる歯科用器具をいう。		6-	非該当	220804004	開創器
別表第3	833	器50	開創又は開孔用器具	35311000	泌尿器科用開創器	膀胱の解剖学的構造を保持するように設計され、開創刃を内蔵したフレーム様のものをいう。尖鋭でないもの又は鉤様(時に複数の鉤をもつ)のものがある。手術時に切開部、臓器又は組織の縁を後退させるために用いる。		6-	非該当	220804004	開創器
別表第3	834	器50	開創又は開孔用器具	36302000	腹腔鏡用機械式拡張装置	腹腔鏡処置のため、腹壁を機械的に持ち上げて腹腔に空間をつくる装置をいう。腹壁の持ち上げ方法は、開創器、吊り具又は皮下ワイヤを挿入した後、体外の持ち上げ機構(手動牽引器、手術台に取り付けるサポートアーム、ウィンチ、フレームワーク等)によって持ち上げるというものである。通気の必要がないか、又は最小限である。本品は旧来の技術を反映している		6-	非該当	220804004	開創器
別表第3	835	器50	開創又は開孔用器具	10156001	硬性直達肛門鏡	肛門管及び下部直腸の観察、診断、治療に用いる直達鏡をいう。照明、拡大装置を備えるものもある。		5-	非該当	220806008	開孔器
別表第3	836	器50	開創又は開孔用器具	15630000	腔鏡	通常、小児の腔の検査に用いる直達鏡をいう。腔鏡、冷光照明器、拡大装置から構成される。通常、異物又は出血部位の探索に用いる。		5-	非該当	220806008	開孔器
別表第3	837	器50	開創又は開孔用器具	15787202	直達肛門括約筋鏡	肛門括約筋の検査に用いる直達鏡をいう。直腸まで検査できるものもある。		5-	非該当	220806008	開孔器
別表第3	838	器50	開創又は開孔用器具	35517000	開孔器	転心で結合した2つのアームからなる手術器具をいう。様々なサイズ、形状及び輪郭のものがある。遠位端は丸く、挿入して開孔するときには内腔、身体開口部又は管を拡張又は伸張することができる。検査又は他の器具の挿入時に用いる。通常、ステンレス製であるが、プラスチック製のものもある。転心近位のアームは通常ハンドルとなっており、転心遠位のアームは力が加えられたときに開くようになっている。		6-	非該当	220806008	開孔器
別表第3	839	器50	開創又は開孔用器具	70578000	間接喉頭鏡	棒状の保持部と先端の傾斜した鏡から成る器具をいう。咽頭及びその周辺の観察、診断、治療に用いる。		5-	非該当	220806008	開孔器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	840	器50	開創又は開孔用器具	70579000	挿管用喉頭鏡	麻酔又は救急医療等で、気道確保のために気管(人の気道)への気管内チューブの挿入、配置を支援したり、異物を除去したりするために用いる器具をいう。喉頭及びその周辺の観察、診断、治療にも用いる。ハンドル、ブレードから成る。照明装置		5-	非該当	220806008	開孔器
別表第3	841	器50	開創又は開孔用器具	70580000	歯科用開口器	歯科治療で患者の開口状態を保持する器具をいう。		5-	非該当	220806008	開孔器
別表第3	842	器50	開創又は開孔用器具	12524000	メトロイリントル	子宮頸部の拡張に用いる膨張式のバッグをいう。		5-	非該当	220899006	その他の鉤、開創器、開孔器
別表第3	843	器50	開創又は開孔用器具	31987000	結腸瘻ロッド	腹壁を介して引き出した結腸ループがループ結腸フィステル形成術の間に外科的開口部から中に戻らないよう一時的に維持するために、結腸ループを通して配置する器具をいう。		6-	非該当	220899006	その他の鉤、開創器、開孔器
別表第3	844	器50	開創又は開孔用器具	35830000	唾液腺拡張器	耳鼻咽喉(ENT)手術時に唾液腺の腔、管又は開口部を拡張するために用いる手術器具をいう。		6-	非該当	220899006	その他の鉤、開創器、開孔器
別表第3	845	器42	医療用剥離子	11290000	切開器	切開部分が通常スプーン型又は丸形のステンレス製の手持型手術器具をいう。軟部組織又は身体構造を他の組織又は構造から分離するために用いる。様々な形状及びサイズのものがあるが、通常、近位にハンドルがあり、その先は軸となっている。軸の先端は尖っているもの又は平坦なもの、鋭いもの又は鈍いものがあり、軸から曲がっているもの又は直線のものもある。		6-	非該当	221002009	外科用起子及び剥離子
別表第3	846	器42	医療用剥離子	11504000	起子	組織又は他の解剖学的構造、手術材料又は器具の持ち上げ、配置又は梃子による押し上げに用いる手術器具をいう。近位にハンドルがあり、その先に鈍い刃、又は切刃のない鉤をもつ。形状及びサイズは解剖学的用途及び機能によって異なる。		6-	非該当	221002009	外科用起子及び剥離子
別表第3	847	器42	医療用剥離子	35380000	腱手術用ストリッパ	ハンドル及び先端が鋭い切刃の半円型の溝からなる手術器具をいう。靭帯、腱又は鞘を生体移植材料として用いるため、その全長を切除するために用いる。		6-	非該当	221002009	外科用起子及び剥離子
別表第3	848	器42	医療用剥離子	32754000	眼科手術用スパーテル	通常、ステンレス製で、眼の表面への物質の塗布、眼組織の処置又は眼の表面又は周辺構造からの物質の除去に用いるへら状の形をした手術機器をいう。例えば、近位にハンドルがあり、遠位端に鋭角のない平らな刃をもつものがある。シャフト又は刃は、ハンドルから遠位端に向かってまっすぐのものもあれば、カーブしているもの、様々な角度で曲がっているものがある。		6-	非該当	221004003	眼科用起子及び剥離子
別表第3	849	器42	医療用剥離子	34880000	眼ブラシ	組織サンプルを採集するか、眼又は関連構造の表面に物質を適用するために用いるブラシをいう。例えば、片端にハンドル、反対端に棘毛、繊維又は棘をもつものがある。。この棘毛、繊維又は棘が一平面に埋め込まれているものもあれば、中軸に放射状に埋め込まれているものもある。軸ハンドルは軟性又は剛性で、棘毛は軟毛又は剛毛である。		6-	非該当	221099005	その他の起子、剥離子及びてこ
別表第3	850	器45	医療用てこ	35654000	臓器摘出用装具	腹部内臓を原位置に保持又は固定するために用いる器具をいう。		6-	非該当	221099005	その他の起子、剥離子及びてこ
別表第3	851	器25	医療用鏡	70581000	切除臓器摘出器具	臓器を原位置に保持又は固定したり、体外に摘出したりするために用いる器具をいう。		6-	非該当	061014992	その他の内視鏡用非能動処置具
別表第3	852	器58	整形用器具器械	37146000	手術用ドリル	手動式又は動力式(空気、窒素、電池、電源等)の器具で、単体として用いるか、多くのアタッチメント(チャック、リーミング用アタッチメント、ワイヤ挿入具・ガイド、打診槌等)を備えたモーター器具として用いるものをいう。ガイドワイヤにかぶせて使用することができるように挿管する場合もある。本品はマイクロ設計又はマクロ設計のものがある。アタッチメントによって多くの外		6-	非該当	221200007	整形外科手術用器械器具
別表第3	853	器58	整形用器具器械	11291000	伸延器	接合面を引き離してその位置を保持し、外科手術の実施を可能にするために用いる外科用器具をいう。延長術(両脚の長さ不同の場合の脚延長術)で長骨に用いることもある。この場合、通常、ピンで骨に接続する。後者の場合、外固定器具を用いることもある。脊椎固定術又は顎顔面(口腔内)手術に用いる場合		6-	非該当	221202001	骨接合用器械

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	854	器58	整形用器具器械	17507000	骨タップ	骨ネジの挿入が容易になるように骨にネジ山を切るために用いる金属製外科用手術器械をいう。骨ネジは骨折片、取付具又は他の器具を骨に固定するものである。		6-	非該当	221202001	骨接合用器械
別表第3	855	器58	整形用器具器械	18129000	ボーンミル	骨再生又は骨移植用の骨基質として用いるために骨を粉碎してスラリー又は粉末にするのに用いる器具をいう。		1	非該当	221202001	骨接合用器械
別表第3	856	器58	整形用器具器械	32859000	骨ネジスタータ	骨ネジを骨に挿入する場合、その開始時に用いる外科用手術器械をいう。骨ネジのネジ山が骨に食い込むか又は単純にネジを差し込む場合に骨に対して所望の角度を保つように骨に刻		6-	非該当	221202001	骨接合用器械
別表第3	857	器58	整形用器具器械	35095000	手術用ドリルビットガイド	ドリル孔の配置及び角度を同時に決定し、周辺組織を保護することを目的とした手持型の手術器具をいう。本品は専用のドリルビットサイズに合うように挿管され、遠位端はのこぎり状になっており骨にしっかりと取り付けることができる。		6-	非該当	221202001	骨接合用器械
別表第3	858	器58	整形用器具器械	35297000	整形外科用リーマ	人工関節の埋入又は骨折固定時に様々な器具を挿入するために髄腔の切開又は拡大に用いる手動式整形外科用手術器		6-	非該当	221202001	骨接合用器械
別表第3	859	器58	整形用器具器械	70582000	再使用可能な骨接合用器械	主として整形外科で骨接合用に用いる器械で、手回し骨錐、踵骨圧定器及び無名骨鉤等をいう。手動のものに限る。		6-	非該当	221202001	骨接合用器械
別表第3	860	器58	整形用器具器械	16462000	皿取りドリル	ネジ又はボルトの頭が表面と同じ高さか表面より下になるようにドリル孔の外側の径を拡大することを目的とした回転式外科用器具をいう。		6-	非該当	221204005	電動式骨手術器械
別表第3	861	器58	整形用器具器械	36436000	シェーバシステム	通常、関節(膝関節、肩関節等)の経皮的な手術に用いる特殊なシステム及び装置をいう。他の部位(鼻腔等)に専用のシステムもある。通常、専用の内視鏡とともに使用し、術者が全体を見渡せるようにするものである。通常、ハンドピース、切断器具、モータユニット、コントロールユニットから構成される。		12	非該当	221204005	電動式骨手術器械
別表第2	1257	器58	整形用器具器械	37867000	電池電源式手術用ドリル	ドリルビット、骨タップ又はワイヤとともに用いるためのチャックを含むハンドピースからなる器具をいう。充電式電池式である。ガイドワイヤにかぶせて使用することができるように挿管する場合もある。本品はマイクロ設計又はマクロ設計のものがある。		9	非該当	221204005	電動式骨手術器械
別表第2	1258	器58	整形用器具器械	70583000	電動式骨手術器械	骨手術に用いる手術器械をいう。電動式のものに限る。		9	非該当	221204005	電動式骨手術器械
別表第3	862	器58	整形用器具器械	37876000	ガス圧式手術用ドリル	ドリルビット、骨タップ又はワイヤ等とともに用いるためのチャックを含む単体のハンドピースからなる器具をいう。ガイドワイヤを通して使用することができるように中空になっているものもある。本品はマイクロ設計又はマクロ設計のものがある。圧縮空気による動力を備えていることから、動力源として圧縮空素を用		12	非該当	221206009	エア式骨手術器械
別表第3	863	器58	整形用器具器械	70584000	エア式骨手術器械	骨手術に用いる手術器械をいう。気動式のものに限る。		6-	非該当	221206009	エア式骨手術器械
別表第3	864	器58	整形用器具器械	10458000	骨ステーブルドライバ	骨ステーブルを組織に挿入するために他の器具に力を与えるように設計された手持型手術器具をいう。遠位端はいずれかの組織に入れる器具と結合する形状となっている。近位端は衝撃力を吸収し伝達するように設計されている。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	865	器58	整形用器具器械	11345000	ドライバ及び拔出器	外科手術時にピン、ネジ又は器具等を挿入又は除去する場合に組み合わせて用いる手術器具をいう。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	866	器58	整形用器具器械	32390000	手術用ドリルビット	手動式又は動力式の手術用穿孔器に取り付ける器具をいう。適切な速度で回転させると、骨に本品の径と同じ寸法の孔が作製される。通常、「ツイストドリル」型(らせん型)であるが、平坦で斜めの刃先をもつものもある。本品は再使用可能である。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	867	器58	整形用器具器械	32865000	人工装具ドライバ	整形外科用プロテーゼを組織に挿入するために他の器具に力を与えるように設計された手持型手術器具をいう。遠位端はいずれかの組織に入れる器具と結合する形状となっている。近位端は衝撃力を吸収し伝達するように設計されている。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	868	器58	整形用器具器械	32871000	手術用レンチ	固定したかみ合い部をもつ手動式の手術器具で、ナット、ボルト又はワイヤ等の把持、回転又は捻転に用いるものをいう。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	869	器58	整形用器具器械	32878000	寛骨臼ソケットブッシャ	遠位端で寛骨臼カップ又はシェルを保持するように設計されたグリップを備えたロッド様の外科用手術器械をいう。ソケットブッシャを用いて人工股関節の寛骨臼コンポーネントを骨盤の寛骨臼蓋の適切な位置に押し込む。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	870	器58	整形用器具器械	32879000	ワイヤクリンパ	ワイヤ又は締結具を曲げるために用いるワイヤ圧縮用鉗子様の手動式整形外科用器具をいう。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	871	器58	整形用器具器械	33968000	手術用ネジ回し	片端がトルクを適用してネジを締めたり外したりするためにネジ山に適合するように設計された軸をもつツールで、手術器具と考えられるものをいう。端のデザインにはシングルスロット、クロススロット、Phillips、Allenまたは六角星等がある。軸の反対端には手動操作用のハンドルを備えたもの又は切断面がチャックに適合するように三角形でハンドルを備えたもの、電動ドライバーの使用が可能なものもある。トルク計器を含むものもある。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	872	器58	整形用器具器械	34949000	外科手術用骨クランプ	手術時に骨を把持するか骨折した骨の近位部又は遠位部を近接させるために用いる手術器具をいう。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	873	器58	整形用器具器械	35090000	手術用切骨器	通常、ステンレス製の重い手術器具で、骨などの硬組織を切除するために用いるものをいう。近位にハンドルがあり、その先は軸となっている。遠位端は通常、組織の切除が容易になるように半月型で鋭い。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	874	器58	整形用器具器械	35166000	髄内釘ドライバ	髄内釘を組織に挿入するために他の器具に力を与えるように設計された手持型手術器具をいう。遠位端はいずれかの組織に入れる器具と結合する形状となっている。近位端は衝撃力を吸収し伝達するように設計されている。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	875	器58	整形用器具器械	35589000	髄管ブラシ	整形外科用セメントの注入にあたり、髄管から血餅及び骨片を除去するために用いる外科用手術器械をいう。通常、片側にハンドル、反対側に棘毛、繊維又は棘をもつ。この棘毛、繊維又は棘が一平面に埋め込まれているものもあれば、中軸に放射状に埋め込まれているものもある。軸ハンドルは軟性又は剛性で、棘毛は軟毛又は剛毛である。本品は再使用可能である。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	876	器58	整形用器具器械	35788000	整形外科用カリパ	1本の軸に蝶番で2本の脚を接続した外科用計測器をいう。骨の直径又は長さ等を測定するために用いる。		1	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	877	器58	整形用器具器械	36135000	人工関節用トライアル	人工関節のコンポーネントのコピーをいい、患者が必要とする永久人工関節の適切なサイズを決定するため又は植込み部位が適切な寸法に切断されていることを確認するために用いる(なお、その他の整形外科手術で用いるトライアルも含む)。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	878	器58	整形用器具器械	36167000	整形外科用やすり	骨組織に穴を形成し、拡大するために用いる先細で歯付きの長い切削ツールとして設計された外科用器具をいう。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	879	器58	整形用器具器械	36235000	手動式手術用ドリル	ドリルビット、骨タップ又はワイヤ等とともに用いるためのチャックを含む手動式ハンドピースからなる器具をいう。固定器及びビットと呼ばれることもある。ガイドワイヤにかがせて使用することができるように挿管する場合もある。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	880	器58	整形用器具器械	36249000	整形外科用バー	鋼鉄等の硬質金属製の小型回転軸で、片端に様々な形状の溝切り面又は切断面を有し、顎顔面手術、脊椎手術及び大小の骨手術時に骨組織の孔あけや成形に用いるものをいう。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	881	器58	整形用器具器械	37870000	手術用ドリルアタッチメント	手動式、動力式又はエア式のハンドピースに接続し、特定の作業、穿孔、リーミング、切断・切削、ワイヤ等の導入又は誘導等を行うために用いる器具をいう。特定の作業のために速度を良好に制御する減速ギアが含まれることがある。ガイドワイヤを通して使用することができるように中空になっている場合もある。本品はマイクロ設計又はマクロ設計のものがある。本品は再		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	882	器58	整形用器具器械	37871000	手術用クラウンドリルビット	クラウン(王冠型)ドリル又はホローミルとして用いる中空の穿孔器具をいう。スクリューヘッドが折れてなくなったスクリューを除去する前に、軸部を含めてオーバードリルするために用いるほか、生検用に骨の中心部を採取するために用いる。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	883	器58	整形用器具器械	70585000	骨手術用器械	骨接合手術等の骨手術に用いる手術器械をいう。手動式のものに限る。本品は再使用可能である。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	884	器58	整形用器具器械	70586000	脊椎手術用器械	脊椎固定術等の脊椎手術のために用いる手術器械をいう。手動式のものに限る。本品は再使用可能である。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	885	器58	整形用器具器械	70587000	関節手術用器械	人工関節置換術等の関節手術に用いる手術器械をいう。手動式のものに限る。本品は再使用可能である。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	886	器58	整形用器具器械	70588000	歯科用インプラント手術器具	歯科用インプラントの外科手術に用いる器具をいう。手動式で、再使用可能である。		6-	非該当	221208003	骨接合用及び骨手術用器具
別表第3	887	器58	整形用器具器械	34827000	靭帯・腱再建術用手術器械	通常ステンレス製の手術器具で、連結チャンネルを作製する目的で靭帯又は腱組織に沿ってトンネルを作製するために用いるものをいう。通常、軟質又は硬質のロッドで、ロッドに向かって先細になるハンドルをもち、遠位端にボタンまたはどんぐり状のものが付いている。遠位端付近に転心をもち、長くわずかにカーブした刃を備えたリング型ハンドルのものもある。刃の遠位から転心までの部分は短い把持アームとなっている。		6-	非該当	221210000	靭帯再建術用手術器械
別表第3	888	器58	整形用器具器械	70589000	靭帯・腱手術用器械	靭帯再建術等の靭帯又は腱手術に用いる手術器械をいう。手動式のものに限る。		6-	非該当	221210000	靭帯再建術用手術器械
別表第3	889	器58	整形用器具器械	15275000	オウル	大釘様の刃のない手動式整形外科用手術器具で骨の穿孔するために用いるものをいう。		6-	非該当	221299007	その他の整形外科用器械器具
別表第3	890	器58	整形用器具器械	32862000	整復棒	両端に受台を備えた長く平坦な外科用手術器械をいう。受台は特定の骨の輪郭に適合するように彫刻されている。スキッドとは骨の移動又は位置決定が可能になるように特定の骨の特定の領域の下を滑るように設計されたものをいう。		1	非該当	221299007	その他の整形外科用器械器具
別表第3	891	医04	整形用品	32882000	整形外科用テープ	片面を粘着剤でコーティングした布又はプラスチックをいう。整形外科的処置で付属器の固定に用いる。		1	非該当	221299007	その他の整形外科用器械器具
別表第3	892	器58	整形用器具器械	35797000	整形外科用締結術器具	整形外科用締結ループ、クランプ又はワイヤの配置、固定又は結合に用いる外科用器具をいう。		6-	非該当	221299007	その他の整形外科用器械器具
別表第3	893	器58	整形用器具器械	37065000	整形外科用セメント吸引器	整形外科用(骨)セメントを適用部位から取り出すために用いる器具又は器具一式をいう。骨セメントを粉砕するために用いることを目的とした「スラップハンマー」、のみ(電動又は手動)又は超音波装置を含むものもある。吸引用チューブ、真空トラップ及び骨からのセメント片を吸引するための真空源を組み込んだ整形外科用セメント除去装置を含むものもある。		12	非該当	221299007	その他の整形外科用器械器具
別表第3	894	器51	医療用嘴管及び体液誘	70590000	整形排液用カニューレ	他のカニューレに分類されない整形排液用カニューレをいう。		5-	非該当	100499005	その他のチューブ及びカテーテル
別表第3	895	器43	医療用つち	11947000	つち	ハンドル、軸及びヘッドからなる金属製(通常ステンレス製)の器具をいう。ハンドルは手のひらに適合するように設計されており、通常丸い。このハンドルは軸に向かって先細になっており、この軸の先端にヘッドがある。ハンマーヘッドは、通常、円柱形であるが、様々な形状のものもある。衝撃を吸収するために片端又は両端をゴム又はプラスチック等の物質に取り付けるハン		6-	非該当	229902004	つち
別表第3	896	医04	整形用品	13371000	臓器固定器	一方の端に紐又はコードの付いた幅広の薄く平坦なパット又はネットをいい、多くは柔軟なプラスチック製である。本器具は、器官を適所に保持するために使用され、一時的に手術部位内に植込まれる場合もある。本品は単回使用である。		6-	非該当	101099008	その他の外科・整形外科用手術材料
別表第3	897	器42	医療用剥離子	13645000	へら	通常、ステンレス製の器具をいう。表面への物質の塗布、腔への物質の充填、組織の処置、表面又は血管からの物質の除去に用いる。近位にハンドルがあり、遠位端に鋭角のない平らな刃をもち、シャフト又は刃は、ハンドルから遠位端に向かって直線状のものもあればカーブしているもの、様々な角度で曲がっ		6-	非該当	229904008	へら
別表第3	898	器52	医療用拡張器	11254000	拡張器	開口部、管又は血管などの内径(口径)を拡大するために用いる手術器具をいう。		6-	非該当	229906002	医療用拡張器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	899	器52	医療用拡張器	11260000	鼻腔拡張器具	金属製、プラスチック製等で様々なサイズがあり、柔軟性のある細い円柱状の中空又はロッド状の器具をいう。鼻の構造・鼻腔の拡張用に使用する。		5-	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第3	900	器52	医療用拡張器	11262000	直腸拡張器具	肛門機能又は検査器具挿入を妨害する場合に肛門括約筋及び肛門を拡張する器具をいう。		5-	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第3	901	器52	医療用拡張器	11263000	気管拡張器具	金属製、プラスチック製等で、様々なサイズがあり、柔軟性のある細い円柱状の中空又はロッド状の器具をいう。気管構造・気管通路の拡張に使用する。		5-	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第3	902	器52	医療用拡張器	11265000	尿管拡張器具	金属製、プラスチック製等で、様々なサイズがあり、柔軟性のある細い円柱状の中空又はロッド状の器具をいう。尿道に挿入した箇所を拡張させる機構を有するものもあり、拡張度合いはダイヤルに表示される。本品は再使用可能である。		5-	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第3	903	器52	医療用拡張器	11267000	膣拡張器具	膣に挿入し、一定期間、装着使用するもので挿入しやすいうように挿入端が丸くなっているものをいう。本品は、先天異常等による狭い膣口の拡張に使用するが、性行為を妨げる場合もある。		5-	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第3	904	器52	医療用拡張器	14286000	尿道用ブージー	尿道狭窄の診断等に使用するものをいう。様々な径を有し、金属やプラスチック等の適切な材料で、柔軟性のある中空又は中空の細い円柱形状である。本品は再使用可能である。		5-	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第2	1259	器52	医療用拡張器	32338000	カテーテル拡張器	カテーテルの導入のため、腔又は開口部を拡張したり、拡大するために用いる用具(通常、外科器具)をいう。		6	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第3	905	器52	医療用拡張器	35010000	涙管拡張器	涙点の拡大に用いる眼科用機器をいう。		6-	非該当	229906002	医療用拡張器
別表第3	906	器52	医療用拡張器	70591000	医療用拡張器	拡張するために用いる器具をいう。電動式のものを除く。本品は再使用可能である。		6-	-	229906002	医療用拡張器
別表第3	907	器54	医療用捲綿子	10172000	医科用捲綿子	身体の一部及び体内に、薬剤を塗布または治療を適用すること、または検査のための試料を採取することを目的とした器具をいう。アプリケーションには様々な種類があり、通常、専用の機能をもつ。1.木材、柔軟な金属又は合成材料製の単純な細いロッドからなり、これに綿などの物質のプレジェットを取り付けて接触可能面に局所投与する器具。2.薬剤となる器具又は薬剤を含有する器具。3.患者の身体に直接温熱を適用することができる器具。4.検査のための試料を採取する器具。		5-	-	229908006	医科用捲綿子
別表第3	908	器54	医療用捲綿子	10175000	眼アプリケーション	木材、軟性金属又は合成材料製の細いロッドの片端に綿糸または合成繊維等が取り付けられている機器で眼科用ものをいう。綿糸または合成繊維等の吸収材をスティック状に成型したスポンジ様のものもある。		6-	-	229908006	医科用捲綿子
別表第3	909	器54	医療用捲綿子	31343000	単回使用喉頭気管局所麻酔アプリケーション	喉頭気管部位に局所麻酔薬を塗布するために用いる細い棒をいう。本品は単回使用である。		5-	-	229908006	医科用捲綿子
別表第3	910	器54	医療用捲綿子	33721000	未滅菌吸収材付アプリケーション	片方の先端が未滅菌の吸収材になっており、利用可能なあらゆる表面に局所適用するために用いる木製、可撓性金属製又は合成素材の細長い棒をいう。本品は単回使用である。		4	-	229908006	医科用捲綿子
別表第3	911	器54	医療用捲綿子	33722000	滅菌済み吸収材付アプリケーション	片方の先端が滅菌吸収材になっており、利用可能なあらゆる表面及び体内に、局所適用するか、または検査のための試料とするために用いる木製、可撓性金属製又は合成素材の細長い棒をいう。本品は単回使用である。		4	-	229908006	医科用捲綿子
別表第3	912	器55	医療用洗浄器	15580000	表在性組織用異物除去器	皮膚、浅在筋膜などの表在組織からこの組織の外傷を最小限に抑えて異物を除去するために用いる磁石又は機械的把持鉗子等の器具をいう。		6-	非該当	229999000	他に分類されない鋼製器具
別表第3	913	器34	医療用刀	16025000	眼用スパッド	眼の表面組織の異物を捕らえ、除去するために用いる細長い探針様器具をいう。		6-	-	229999000	他に分類されない鋼製器具
別表第1	252	器07	内臓機能代用器	18111000	ペースメーカー・除細動器リード抜きキット	植え込まれたペースメーカー又は除細動器リードを除去するために用いる器具を含むキットをいう。キットに含まれる器具は、通常、植え込まれたリードを抜去するために組み合わせて使用する。通常、スタイレット、拡張シース、スネア、回収バスケットが		6-	-	149999005	他に分類されない生体機能補助・代行機器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	914		器25 医療用鏡	70592000	脳外科用鏡	脳神経外科手術で、術野を見るために用いる脳神経外科用器具をいう。頭蓋骨の開頭部から挿入する。通常、鏡面部、シャフト部、ハンドル部から成る。		6-	非該当	229999000	他に分類されない鋼製器具
別表第3	915		器71 視力補正用眼鏡	35065000	眼鏡	眼鏡レンズ1組と眼鏡フレームからなる器具をいう。		1	-	240200006	視力補正用眼鏡
別表第3	916		器71 視力補正用眼鏡	30047000	高拡大率レンズシステム	視覚障害のある場合に、拡大用として用いるレンズシステムをいう。例えば、遠見・近見用の望遠鏡、近見用の拡大鏡がある。		1	-	240400008	特殊眼鏡
別表第3	917		器71 視力補正用眼鏡	30048000	色付レンズ	吸収又は反射により放射光を減衰させるレンズをいう。		1	-	240400008	特殊眼鏡
別表第3	918		器72 視力補正用レンズ	35957000	眼鏡レンズ	処方箋に従って屈折異常の矯正、または放射線・機械的ハザードから眼を保護するために用いるガラス又はプラスチック製の器具をいう。例えば、保護用ものは眼鏡平面に装着する。		1	-	240600000	視力補正用眼鏡レンズ
別表第1	793		器72 視力補正用レンズ	32803000	再使用可能な視力補正用色付コンタクトレンズ	眼の前面に直接装着する矯正用眼科用レンズをいう。放射線を吸収又は反射により減衰させることを目的としている。通常、医師の処方により使用する。本品は再使用可能である。		5-	-	240800002	コンタクトレンズ
別表第1	794		器72 視力補正用レンズ	36055000	再使用可能な視力補正用コンタクトレンズ	眼の前面に直接装着する矯正用眼科用レンズをいう。本品は再使用可能である。		5-	-	240800002	コンタクトレンズ
別表第1	795		器72 視力補正用レンズ	37581000	単回使用視力補正用コンタクトレンズ	眼の前面に直接装着する矯正用眼科用レンズをいう。本品は単回使用である。		5-	-	240800002	コンタクトレンズ
別表第1	796		器72 視力補正用レンズ	37583000	単回使用視力補正用色付コンタクトレンズ	眼の前面に直接装着する矯正用眼科用レンズをいう。放射線を吸収又は反射により減衰させることを目的としている。通常、医師の処方により使用する。本品は単回使用である。		5-	-	240800002	コンタクトレンズ
別表第1	797		器72 視力補正用レンズ	36054000	治療用コンタクトレンズ	眼の前面に装着する器具をいう。眼の保護、前房の封鎖、薬剤の送達、角膜曲率の変更又は網膜の特別な治療での使用を目的としている。		5-	-	240806004	治療用コンタクトレンズ
別表第2	1260		器22 検眼用器具	34651000	検査用コンタクトレンズ	特定の眼科疾患又は状態の診断を支援するために用いる、眼の前面に装着するコンタクトレンズをいう。本品は再使用可能。		5-	非該当	240808008	検査用コンタクトレンズ
別表第1	798		器72 視力補正用レンズ	17652000	コーラゲン使用眼防護具	角膜を保護するために眼にのせるコーラゲン製の機械的なアイシールド(角膜シールド)をいう。例えば、角膜上皮の再生中に臨床観察が可能であり、患者は部分的な視野を得ることができる場合がある。		5-	非該当	240899002	その他のコンタクトレンズ
別表第3	919		医06 視力表及び色盲検査表	11391000	不等像視診断計	不等像視を診断するために用いる眼科用機器をいう。		1	非該当	241002005	視力表及び乱視検査表
別表第3	920		医06 視力表及び色盲検査表	13970000	タキストスコープ	眼科診断検査を目的とした文字又は像を様々な速度で照らすために用いる眼科用機器をいう。		1	非該当	241002005	視力表及び乱視検査表
別表第3	921		医06 視力表及び色盲検査表	16476000	眼運動性眼振ドラム	白黒の縞模様又は凶柄で覆われたドラム様の眼科用機器をいう。眼振(不随意的な眼球急速運動)の誘発及び評価を目的とし		1	非該当	241002005	視力表及び乱視検査表
別表第3	922		医06 視力表及び色盲検査表	16800000	視力表	視力検査に用いる視力表をいう。例えば、視標は、背景照明によって個々の文字又は記号を選択的に表示できるボックスとともに用いることがある。		1	-	241002005	視力表及び乱視検査表
別表第3	923		医06 視力表及び色盲検査表	32786000	アムスラーチャート	視野の中心部及び傍中心部の不整を速やかに検出することを目的とした眼科用器具をいう。例えば、様々なサイズのグリッド付きの一連のチャートで、患者から30cm離れた位置に設置す		1	非該当	241002005	視力表及び乱視検査表
別表第3	924		医06 視力表及び色盲検査表	35922000	投影式視力検査装置	投影式の視力及び視覚検査機器をいう。例えば、距離に依じて段階的に縮小した黒色の文字又は他の記号をスクリーン又は壁に投影する視力検査に用いることがある。		1	非該当	241002005	視力表及び乱視検査表
別表第3	925		医06 視力表及び色盲検査表	37070000	ポラテスト	潜在性斜視を評価するために用いる機器をいう。例えば、患者が認識していない場合及び目視により確認できない場合、フォロプターを偏光状態にし、十字線等の像が合致しない状態で患者に視標を提示することがある。フォロプターを調整し、患者に像の合致を答えさせることにより、斜視の有無及び程度を測定		1	非該当	241002005	視力表及び乱視検査表
別表第3	926		医06 視力表及び色盲検査表	70593000	特殊視力検査装置	光学的に遠方及び/又は近方の視標を提示する視力検査装置をいう。		1	非該当	241002005	視力表及び乱視検査表

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	927		医06 視力表及び色盲検査表	12810000	色覚検査機器	偏光を用いた色覚検査機器をいう。		1	非該当	241004009	色盲検査表
別表第3	928		医06 視力表及び色盲検査表	32687000	色覚検査用具	着色系又は色覚プレートを用いた色覚検査機器をいう。例えば、色覚不全を有する患者が1色のものであると知覚する多色プレート等様々な色の材料からなる眼科用器具により色覚の評価に用いることがある。		1	非該当	241004009	色盲検査表
別表第3	929		医06 視力表及び色盲検査表	35898000	色覚検査表	着色(白色も含む)した背景に着色した図形を印刷した眼科用チャートで、色覚検査に用いる機器をいう。		1	非該当	241004009	色盲検査表
別表第3	930		医06 視力表及び色盲検査表	37066000	簡易色覚検査用具	様々な色を識別する能力を速やかに検査するために用いる色覚検査機器をいう。例えば、パイロット及び船員に適用することがある。1つ又は複数のディスクのほか、所望の色であることを示すために手動で交換することができる着色ガラスからなるものもある。患者は医師に何色であるかを報告する。		1	非該当	241004009	色盲検査表
別表第3	931		器22 検眼用器具	32693000	フレズネルレンズ	眼鏡レンズに一時的に装着する薄い軟性眼科用レンズ又はプリズムをいう。通常、診断に用いる。		1	-	241006003	検眼レンズ
別表第3	932		器22 検眼用器具	32719000	プリズムバー	視機能検査時に眼筋を評価するために用いる、様々な度数のプリズムからなる機器をいう。		1	非該当	241006003	検眼レンズ
別表第3	933		器22 検眼用器具	32791000	検眼レンズフレーム	屈折検査時に検眼レンズを眼前に保持するために用いる器具をいう。		1	非該当	241006003	検眼レンズ
別表第3	934		器22 検眼用器具	32792000	眼鏡クリップ	視力検査時にプリズム・球面・円柱又は遮蔽具を検眼枠又は眼鏡に留めるために用いる機器をいう。		1	非該当	241006003	検眼レンズ
別表第3	935		器22 検眼用器具	34653000	検眼レンズ	検眼レンズをいう。		1	非該当	241006003	検眼レンズ
別表第2	1261		器22 検眼用器具	11894000	隅角鏡	眼の前房隅角を検査するために用いる機器をいう。		5-	非該当	241008007	隅角鏡
別表第3	936		器22 検眼用器具	12805000	瞳孔間距離計	処方レンズを適切に装着するために両眼間の距離を測定する機器をいう。		1	非該当	241099001	その他の検眼用品(瞳孔間距離計)
別表第3	937		器22 検眼用器具	13236000	瞳孔計	瞳孔の幅又は径を測定するために用いる眼科用器具をいう。		1	非該当	241099001	その他の検眼用品
別表第3	938	982	器22 検眼用器具	16330001	光学式角膜厚さ計	光学技術を用いて角膜の厚さを測定する機器をいう。		12	該当	241099001	その他の検眼用品
別表第2	1262	821	器12 理学診療用器具	16330002	超音波式角膜厚さ計	超音波を用いて角膜の厚さを測定する機器をいう。		10-	該当	021004997	その他の専用超音波画像診断装置
別表第3	939		器22 検眼用器具	16345000	眼球突出計	眼球の異常突出の程度を測定するために用いる眼科用機器をいう。		1	非該当	241099001	その他の検眼用品
別表第3	940		器22 検眼用器具	32688000	ハイジンブラシ	頂点が接する2つの円錐形の刷毛様の像を作る装置(通常、AC電源)をいう。例えば、ニコールプリズムを通して像を見ることにより、視覚機能及び黄斑機能を検査する場合がある。		1	非該当	241099001	その他の検眼用品
別表第2	1263		器49 医療用穿刺器、穿刺器、穿孔器	15048000	眼圧減圧器	眼科手術時に眼圧を低下させるために用いる手動式眼科用手術機器をいう。		6	非該当	249900006	その他の眼科用品及び関連製品
別表第3	941		医04 整形用品	18142000	体外型眼瞼ウェイト	上眼瞼の機能を回復するために、瞼に錘りを負わせたり、又は瞼を圧迫する眼科用機器をいう。例えば、上眼瞼に負荷を与える(眼瞼に力を加える)ために上眼瞼の外側に用いる器具がある。一時的麻痺の治療、又は術前の植込み型眼瞼ウェイトの適切なサイズの測定に用いることがある。		1	非該当	249900006	その他の眼科用品及び関連製品
別表第3	942		器71 視力補正用眼鏡	30143000	横臥用眼鏡	寝たきりの患者が背臥位で読書することができる、プリズム入り眼鏡をいう。		1	-	249900006	その他の眼科用品及び関連製品
別表第3	943		器12 理学診療用器具	33804000	眼球圧迫器	眼科手術に当たり眼に圧力を加えるために用いる機器をいう。例えば、血圧計を用いる場合のように締め付けるバルブからなる手動装置がある。ダイヤルゲージ、バンド及びペローズを備えているものもある。		6-	非該当	249900006	その他の眼科用品及び関連製品
別表第3	944		医04 整形用品	34654000	手術用被覆・保護材	術後創傷のために用いる適切なサイズの吸収被覆・保護材をいう。		4	-	101002998	その他の創傷被覆・保護材
別表第3	945		医04 整形用品	11028000	コットンボール	様々な身体部位に薬物を塗布したり、又は液を除去するために用いる綿繊維の球状の塊をいう。		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第3	946		医04 整形用品	11661000	アイパッド	ガーゼ又は綿等の様々な材料で製造されたパッドからなる器具をいう。眼の保護又は分泌物の吸収に用いることを目的として		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	947	医04	整形用品	13700000	医療ガーゼ	出血の抑制、液の吸収、擦過傷、乾燥又は汚染からの器官の保護のため、外科切開口、他の皮膚創傷又は内部構造に適用することを目的とする主としてガーゼから成る器具をいう。		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第3	948	医04	整形用品	13705000	X線造影材入りスポンジ	出血の抑制、液の吸収、擦過傷、乾燥又は汚染からの器官の保護のため、外科切開口、他の皮膚創傷又は内部構造に適用することを目的とする、X線で検知可能な成分を含有する器具		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第3	949	医04	整形用品	15085000	開腹術用スポンジ	出血の抑制、液の吸収及び器官の擦過傷防止のため開腹術中に身体内部で用いる器具をいう。		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第3	950	医04	整形用品	32374000	X線造影材入りガーゼ	出血の抑制、液の吸収、又は擦過傷、乾燥、汚染からの器官の保護を目的として、身体内部又は外科切開部に用いる綿又はセルロース製の薬品を含まない吸収材料をいう。X線を検知できる成分を用いている。		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第3	951	医04	整形用品	32572000	綿状パッド	神経組織の保護、液の吸収、又は止血のために手術中に用いるコットンまたは合成繊維等のパッドをいう。		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第3	952	医04	整形用品	34655000	医療用不織布	創傷又は外科切開部を処置するために用いる不織布から成る被覆・保護材をいう。		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第3	953	医04	整形用品	70594000	医療脱脂綿	医薬品を塗布したり、患者の体表から少量の体液を吸収したりする等、医療目的に使用するパッド状の綿繊維から成る材料を		4	-	260202006	医用不織布ガーゼ
別表第2	1264	衛03	避妊用具	35237000	避妊用ペッサリー	ゴムリング等の環状の器具をいう。膣(通常、子宮頸部前面に斜めに)挿入し、物理的に受精を防止するか骨盤内臓器を支持するために用いる。本品は再使用可能であるが、再挿入する前に点検し洗浄する必要がある。避妊具としては殺精子剤とともに用いることが推奨される。		5-	-	260402024	ペッサリー
別表第1	799	衛03	避妊用具	35125000	子宮内避妊用具	性交中の妊娠を回避するために用いる器具をいう。子宮底の高部に配置し、本器具から伸ばした紐を子宮頸口経由で膣に		5-	-	260402040	子宮内避妊用具
別表第2	1265	衛03	避妊用具	32608000	避妊用子宮頸キャップ	子宮頸に挿入して、子宮への精子の侵入を防ぐための物理的障壁として働く器具をいう。縁が丸い軟性ゴムのカップから構成され、子宮頸の周囲にぴったり合わせるために医療専門家がサイズを調整する。		5-	-	260402994	その他の避妊用具
別表第1	800	衛03	避妊用具	32678000	避妊用卵管閉鎖インサート	卵管に適用し、卵管を結紮して卵子の通過を防ぐために用いる植込み型器具をいう。本品は卵管の内側に挿入する栓又は弁で、避妊器具であると考えられている。		5-	-	260402994	その他の避妊用具
別表第2	1266	衛03	避妊用具	35931000	避妊用スポンジ	膣に挿入すると、子宮への精子の侵入を防ぐ物理的障壁として働く泡状の用具をいう。本用具は精液を吸収し、殺精子薬を含有するものは精子を破壊する。		5-	-	260402994	その他の避妊用具
別表第2	1267	医03	手術用手袋及び指サック	40548000	天然ゴム製手術用手袋	医科及び歯科で手術に用いる場合、患者及び使用者を交差感染から守るため使用する天然ゴム製の用具をいう。		6	-	260404028	手術用手袋
別表第2	1268	医03	手術用手袋及び指サック	40549000	非天然ゴム製手術用手袋	医科及び歯科で手術に用いる場合、患者及び使用者を交差感染から守るため使用する合成素材の用具をいう。		6	-	260404028	手術用手袋
別表第3	954	医03	手術用手袋及び指サック	31978000	自留指サック付ラテックスシートドレープ	自留指サック付きのラテックスカバーをいう。経尿道的前立腺摘除術時に外科医が直腸に指を出し入れすることができるように設計されている。		5-	-	260404044	指サック
別表第3	955	医03	手術用手袋及び指サック	35073000	単回使用指保護具	損傷した指を治癒過程中的の更なる外傷から保護するために用いる器具をいう。通常、プラスチック、ゴム又は強化金属等の耐久性のある素材から成る。本品は単回使用である。		1	-	260404044	指サック
別表第3	956	医03	手術用手袋及び指サック	42050000	再使用可能な指保護具	受傷した指を治癒過程でこれ以上の外傷から保護するために用いることを目的とした器具をいう。通常、プラスチック、ゴム又は強化金属等の耐久性のある材料で作られる。本品は再使用		1	-	260404044	指サック
別表第3	957	医03	手術用手袋及び指サック	70595000	非天然ゴム製検査・検診用手袋	手術及び歯科を除いた検査、検診、治療行為及び汚染された医療材料を取り扱う場合、患者及び使用者を交差感染から守るために使用する合成素材製手袋をいう。		1	-	260404998	その他の手袋及び指サック
別表第3	958	医03	手術用手袋及び指サック	70596000	天然ゴム製検査・検診用手袋	手術及び歯科を除いた検査、検診、治療行為及び汚染された医療材料を取り扱う場合、患者及び使用者を交差感染から守るために使用する天然ゴム製手袋をいう。		1	-	260404998	その他の手袋及び指サック

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第3	959	器75	脱疾治療用具	30883000	脱疾治療用ストラップ	腹部の脱疾を正常な位置に保持するため骨盤及び腹部に巻くストラップをいう。小児から大人用サイズがある。		1	-	260406006	脱疾治療用具
別表第3	960	器75	脱疾治療用具	30884000	脱疾治療用ガードル	脊椎の脱疾を封じ込めるため身体に固定するガードルとしてデザインされた用具をいう。		1	-	260406006	脱疾治療用具
別表第3	961	器75	脱疾治療用具	35409000	脱疾治療用バンド	脊椎の脱疾を封じ込めるために身体に固定する用具をいう。		1	-	260406006	脱疾治療用具
別表第3	962	器75	脱疾治療用具	35410000	乳児向け脱疾治療用ストラップ	乳児の鼠蹊ヘルニアを正常な位置に保持するために用いる梳毛糸製の包帯式ストラップをいう。		1	-	260406006	脱疾治療用具
別表第2	1269	器30	結紮器及び縫合器	70597000	尿失禁防止用具	尿失禁を防止するため、膀胱頸部の拳上に用いる器具をいう。		5-	-	100899995	他に分類されない結紮・縫合用器械器具
別表第2	1270	医04	整形用品	70598000	分娩時処置用具セット	分娩時、産婦及び新生児に使用することを目的として、消毒、止血、排液除去等の処置を行うために必要なガーゼ、カテーテル等の器具を組み合わせたセットをいう。		5-	-	269900002	その他の衛生材料、衛生用品及び関連製品
別表第2	1271	器77	パイプレーター	34662000	家庭用電気マッサージ器	家庭用により専用設計された電動の器具をいう。例えば、ヘッド部又は他の形状部分が振動し、それを手に持ち治療目的の身体部位全体をなぞることができる。振動ヘッド部は大きさや形の異なるものに交換可能である。身体の筋肉組織を刺激・マッサージするためにも用いられる。		9	非該当	280202028	家庭用電気マッサージ器
別表第2	1272	器77	パイプレーター	34663000	家庭用エアマッサージ器	家庭用により専用設計された空気圧で動く器具をいう。例えば、ヘッド部又は他の形状部分が振動し、それを手に持ち治療目的の身体部位全体をなぞることができる。振動ヘッド又はパッド部は大きさや形の異なるものに交換可能である。身体の筋肉組織を刺激・マッサージするためにも用いられる。		9	非該当	280202044	家庭用エアマッサージ器
別表第2	1273	器77	パイプレーター	34664000	家庭用吸引マッサージ器	家庭用に専用設計された吸引生成器具をいう。ユーザーが利用することができ、治療処置をもたらす身体の筋肉組織を刺激・マッサージするために用いられる。吸引カップ又は異なる構成部品から成る。病院及び施設での使用には適していない。		9	非該当	280202060	家庭用吸引マッサージ器
別表第2	1274	器77	パイプレーター	70599000	針付パイプレータ	使用時に、筒先端部と針先が肌面に面一状態に接触して振動する機器をいう。保護筒内に複数本の針を備える。		9	非該当	280202998	その他の家庭用マッサージ器
別表第2	1275	器79	指圧代用器	70600000	家庭用温熱式指圧代用器	電熱等で加熱できる丸い突起物を設けたもので、自らの体重や圧迫により指圧する機器をいう。		9	非該当	280204022	家庭用温熱式指圧代用器
別表第2	1276	器79	指圧代用器	70601000	家庭用ローラー式指圧代用器	ローラー式突起物を設けたもので、自らの体重や圧迫により指圧する機器をいう。		9	非該当	280204048	家庭用ローラー式指圧代用器
別表第2	1277	器79	指圧代用器	70602000	家庭用エア式指圧代用器	家庭用により専用設計された空気圧で動く指圧代用器をいう。例えば、丸い突起部が空気圧で動き圧迫することにより指圧を代用することができる。突起部は大きさや形の異なるものに交		9	非該当	280204992	その他の家庭用指圧代用器
別表第2	1278	器12	理学診療用器具	37212000	手足治療ユニット	フットケア及び治療用の吸引器、灌流ユニット、圧迫器、電動擦傷器具等の機能を装備することができる装置をいう。硬化した皮膚、うおのめ、陥入爪、その他の脚の障害の治療時に用い		9	非該当	160899993	他に分類されない理学療法用器械器具
別表第2	1279	器77	パイプレーター	70603000	家庭用超音波気泡浴装置	電気発振によらず、加圧温水中に空気を混合して噴射させ、気泡群及び気泡から超音波を発生させる装置をいう。		9	非該当	280206026	家庭用超音波気泡浴装置
別表第2	1280	器77	パイプレーター	70604000	家庭用気泡浴装置	多孔性の噴気孔を有する盤又はその他の機構により、空気を送り気泡群を温水中に噴出させる装置をいう。		9	非該当	280206042	家庭用気泡浴装置
別表第2	1281	器77	パイプレーター	70605000	家庭用過流浴装置	浴槽に温水流を噴出させ、温水を回転させて渦流状にする装置をいう。		9	非該当	280206068	家庭用渦流浴装置
別表第2	1282	器77	パイプレーター	34667000	家庭用水中マッサージ療法向け浴槽	治療マッサージ効果をもたらす多くの噴射水流を発生させるノズルを備えた浴槽をいう。リウマチ患者等の疼痛軽減療法に使用できる。非侵襲性の水治療法としても知られる。本装置は家庭での使用専用のもので、病院や施設での使用には適当でな		9	非該当	280299008	その他の家庭用マッサージ・治療浴用機器及び装置
別表第2	1283	器78	家庭用電気治療器	70606000	家庭用低周波治療器	皮膚の表面より微弱な低周波電流を流して患部を治療する家庭用の機器をいう。		9	非該当	280402020	家庭用低周波治療器
別表第2	1284	器78	家庭用電気治療器	70607000	家庭用電位治療器	人体を交流または直流電界に置か、絶縁状態に置いて電位を与えて治療する家庭用の機器をいう。		9	非該当	280402046	家庭用電位治療器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表号番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1285	器78	家庭用電気治療器	34668000	家庭用短波ジアテルミー装置	13メガヘルツから27.12メガヘルツの高周波バンドの電磁エネルギーを身体の特定部位に当てる家庭用の治療器具をいう。疼痛、筋郁痙攣、関節拘縮の軽減等の選択された病態の治療のため体組織内に深部加熱を与えることを目的とする。悪性腫瘍の治療は含まない。外科的ジアテルミーのように、障害を与える		9	非該当	280402062	家庭用超短波治療器
別表第2	1286	器78	家庭用電気治療器	70608000	家庭用超短波治療器	13MHzから2.450MHzの高周波バンドの電磁エネルギーを身体の特定部位に照射し、身体組織に深部加熱を与えて治療することを目的とした家庭用の機器をいう。		9	非該当	280402062	家庭用超短波治療器
別表第2	1287	器78	家庭用電気治療器	70609000	組合せ家庭用電気治療器	家庭用低周波治療器と電位治療器、又はマッサージ器と電位治療器等の組み合わせ治療器をいう。		9	非該当	280402088	組合せ家庭用電気治療器
別表第3	963	器78	家庭用電気治療器	70610000	家庭用低周波治療器向け導子	家庭用低周波治療器とともに用いることを目的とした導体をいう。親機から電気エネルギーを非侵襲に伝達するため使用者の身体に装着する。		1	非該当	280402990	その他の家庭用電気治療器
別表第3	964	器78	家庭用電気治療器	70611000	家庭用電位治療器向け導子	家庭用電位治療器に用いることを目的とした導子をいう。電位又は電界を生体に供するものである。		1	-	280402990	その他の家庭用電気治療器
別表第2	1288	器78	家庭用電気治療器	70612000	電気睡眠導入器	交感神経抑制性のパターン化された微弱パルスを頭部に通電することによって、睡眠を誘発する機器をいう。		9	非該当	280402990	その他の家庭用電気治療器(電気睡眠導入器)
別表第2	1289	器78	家庭用電気治療器	70613000	家庭用赤外線治療器	赤外線を利用して患部を治療する家庭用治療器をいう。		9	非該当	280404024	家庭用赤外線治療器
別表第2	1290	器78	家庭用電気治療器	70614000	家庭用紫外線治療器	紫外線を使用して患部を治療する家庭用治療器をいう。		9	非該当	280404040	家庭用紫外線治療器
別表第2	1291	器81	磁気治療器	70615000	家庭用電気磁気治療器	交流電気によって磁場をつくり、磁力により患部を治療する機器をいう。		9	非該当	280602022	家庭用電気磁気治療器
別表第2	1292	器81	磁気治療器	70616000	家庭用永久磁石磁気治療器	永久磁石の磁力により患部を治療する機器をいう。		9	非該当	280602048	家庭用永久磁石磁気治療器
別表第2	1293	器78	家庭用電気治療器	70617000	家庭用温熱治療器	電熱を利用して熱刺激を与え、患部を治療する(温きゅう器を除く)家庭用の機器をいう。		9	非該当	280604028	家庭用温熱治療器
別表第2	1294	器80	はり又はきゅう用具	70618000	温灸器	温熱刺激を患部に与えて治療する家庭用の機器をいう。		9	非該当	280604042	温灸器
別表第2	1295	器76	医療用吸入器	70619000	家庭用超音波吸入器	超音波振動方式によって吸入液を微粒子にして噴霧吸入させる機器をいう。		11	非該当	280802008	家庭用超音波吸入器
別表第2	1296	器76	医療用吸入器	70620000	家庭用電動式吸入器	圧搾空気により吸入液を霧化し噴霧吸入させる機器をいう。		11	非該当	280804002	家庭用電動式吸入器
別表第2	1297	器76	医療用吸入器	70621000	家庭用電熱式吸入器	電熱により水蒸気を発生させ、その噴射により吸入液を霧化し噴霧吸入させる機器をいう。		11	非該当	280806006	家庭用電熱式吸入器
別表第2	1298	器83	医療用物質生成器	70622000	貯槽式電解水生成器	カルシウムイオンを含んだ飲用適の水を、一定時間貯水し、電気分解して飲用のアルカリ性電解水と飲用外の酸性電解水を生成する機器をいう。		11	非該当	281002007	貯槽式電解水生成器
別表第2	1299	器83	医療用物質生成器	70623000	連続式電解水生成器	水道に直結し、流水過程において、カルシウムイオンを含んだ飲用適の水を電気分解して飲用のアルカリ性電解水と飲用外の酸性電解水を生成する機器をいう。		11	非該当	281004001	連続式電解水生成器
別表第2	1300	器73	補聴器	30082000	ポケット型補聴器	聴覚障害者の補聴のために用いる機器をいう。ケースに内蔵した調整器、アンプ及び電池を、身体、ポケット又は衣服に装着する。補聴器本体と導通コードによりイヤホンと接続する。		9	非該当	281202009	ポケット型補聴器
別表第2	1301	器73	補聴器	34671000	耳かけ型補聴器	聴覚障害者を補助する機器で、イヤーマールドを除く全てのコンポーネントが耳の後ろに装着するケースに内蔵されているものをいう。		9	非該当	281204003	耳掛け型補聴器
別表第2	1302	器73	補聴器	33953000	フェイスプレート式補聴器	増幅器、制御機器、電池ホルダから構成される補聴器をいう。イヤホン及びマイクロホンが統合されているもの、又はセパレート型のものがある。本品は個人の耳型から作製されるケース又はシェルに取り付ける。		9	非該当	281206007	耳穴型補聴器
別表第2	1303	器73	補聴器	34672000	耳あな型補聴器	外耳内に完全に装着する(耳あな形(ITE))補聴器をいう。		9	非該当	281206007	耳穴型補聴器
別表第2	1304	器73	補聴器	41193000	モジュラ式耳あな型補聴器	各モデルが一定の設計で作製されており、外側のケースが個人の耳に適合するように成型されていない補聴器をいう。		9	非該当	281206007	耳穴型補聴器

クラス分類告示別表番号及びその号番号	特定保守告示別表番号	類別コード	類別名称	コード	一般的名称	定義	クラス分類	GHTFルール	特定保守	旧コード	旧一般的名称
別表第2	1305	器73	補聴器	41208000	オーダーメイド式耳あな型補聴器	個人の耳に適合するよう作製されたケース又はシェルをもち、回路が使用者に適するように調節されている耳あな形の補聴器		9	非該当	281206007	耳穴型補聴器
別表第2	1306	器73	補聴器	41209000	カナル型補聴器	ほぼ完全に耳道内に装着できる小型の補聴器をいう。耳あな形補聴器の小型版である。		9	非該当	281206007	耳穴型補聴器
別表第2	1307	器73	補聴器	41211000	完全耳内式耳あな型補聴器	カナル形補聴器よりも小型で、耳穴の鼓膜付近まで完全に装着する補聴器をいう。		9	非該当	281206007	耳穴型補聴器
別表第2	1308	器73	補聴器	34673000	メガネ型補聴器	全ての部品が眼鏡のツル(片側又は両側)に収納されている補聴器であり、気導出力のものをいう。		9	非該当	281208001	眼鏡型補聴器
別表第2	1309	器73	補聴器	17666000	プログラム式補聴器	聴覚障害者を支援する装置で、その特性をソフトウェアによって設定できるものをいう。		9	非該当	281299005	その他の補聴器
別表第2	1310	器73	補聴器	30899000	耳鳴マスク	耳鳴りを遮蔽する目的で着用者の耳にノイズを与える器具をいう。多くの場合、補聴器のように装着できる。		9	非該当	281299005	その他の補聴器
別表第2	1311	器73	補聴器	33993000	骨導式補聴器	眼鏡又はヘッドバンドに取り付けることができる頭部装用式の補聴器で、出力が骨振動受話器を介して発生するものをいう。		9	非該当	281299005	その他の補聴器
別表第1	801	器73	補聴器	34180000	骨固定型補聴器	出力がトランスデューサを介した骨導出力で、振動部品が直接頭蓋骨に取り付けられる補聴器をいう。		8	非該当	281299005	その他の補聴器
別表第2	1312	器73	補聴器	41207000	デジタル式補聴器	聴覚障害者を支援する装置をいい、信号をデジタル化し、デジタル回路でデジタル処理アルゴリズムに基づいた信号処理を行う。		9	非該当	281299005	その他の補聴器
別表第2	1313	器73	補聴器	41212000	ヘッドバンド型補聴器	ほとんどの部品が、頭部に装着するバンドに備えられたケースに収納されている補聴器をいう。音は、音響チューブ、外部イヤホン等を備えたりリード又は骨導受話器を備えたりリードによって耳		9	非該当	281299005	その他の補聴器
別表第3	965	衛01	月経処理用タンポン	35694000	生理用タンポン	月経又は他の膣分泌物を吸収するために膣内に挿入するセルロース又は合成素材でできた詰め物をいう。美学的又は脱臭の目的のため香料入りと無香料のものがある。滅菌済み又は		5-	-	281402001	月経処理用タンポン
別表第3	966	医04	整形用品	34864000	救急絆創膏	身体の部位に用いる、接着剤を付した布製又はプラスチック製の各種形状の絆創膏材をいう。パッドを付する場合もある。傷の被覆及び保護、傷口の皮膚接合、身体の創傷部位の		4	-	281404005	救急絆創膏
別表第3	967	医04	整形用品	33584000	液体包帯	皮膚の傷口を保護又は接合したり、火傷の包帯剤として使用する、液体、半液体、又は粉末及び液体を組み合わせた材料をいう。		4	-	281499007	その他の家庭用衛生用品
別表第2	1314	器80	はり又はきゅう器具	34675000	家庭向け鍼用器具	家庭で鍼治療を行うユーザーが使用するように設計した器具をいう。		6	-	289902028	貼付型接触針
別表第2	1315	器55	医療用洗浄器	32616000	膣洗浄器	膣内の洗浄のために液体(通常、溶液)を膣腔に直接流入されることを目的とした機器をいう。チューブ及びノ又はノズルを備えたバッグ又はボトルから構成され、手動的に適用することが		5-	-	289904006	家庭用膣洗浄器
別表第2	1316	衛02	コンドーム	34030000	避妊用マイクロコンドーム	避妊を目的として陰茎亀頭に被せるために用いるラテックス製又は合成素材の小型の鞘をいう。		5-	-	289906000	コンドーム
別表第2	1317	衛02	コンドーム	36281000	女性向け避妊用コンドーム	女性の生殖管への精子の侵入防止、及び/又は性感染症等の原因になる微生物の性パートナー間での伝染の防止のために、性交の間、膣内に挿入し、装着する、両端にリングの付いた鞘状の器具をいう。		5-	-	289906000	コンドーム
別表第2	1318	衛02	コンドーム	36282000	男性向け避妊用コンドーム	女性の生殖管への精子の侵入防止、及び/又は性感染症等の原因になる微生物の性パートナー間での伝染の防止のために、陰茎に被せて用いる鞘状の器具をいう。		5-	-	289906000	コンドーム